

令和 5 年 12 月

# 市川市議会定例会会議録

令和 5年 12月 1日 開会  
令和 5年 12月 18日 閉会

市 川 市 議 会

# 目 次

第1日 12月1日（金曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（14件）	1
○出席議員（42名）	2
○欠席議員（なし）	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4
○開会・開議	5
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	5
○会議録署名議員指名	5
○日程第1 会期の件	5
○日程第2 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
日程第4 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第5 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第6 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）	
日程第7 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第8 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第9 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第10 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）	
日程第11 議案第50号 指定管理者の指定について	
日程第12 議案第51号 監査委員の選任について	
日程第13 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて	
日程第14 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて	
	（一括議題）
・提案説明	
市                    長            田            中                    甲	5
・代表質問	
1. 日 本 共 産 党            や な ぎ            美 智 子	7
街 づ く り 部 長            小 塚            眞 康	
環 境 部 長            二 宮            賢 司	
道 路 交 通 部 長            岩 井            忠 良	
○休 憩	19

○開 議	19
2. 創 生 市 川	19
(補 足 質 問 者)	
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 長	二 宮 賢 司
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
岩 井 清 郎	38
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
環 境 部 長	二 宮 賢 司
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
企 画 部 長	小 川 広 行
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
副 市 長	本 間 和 義
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
市 長	田 中 甲
○散 会	48

**第2日 12月4日（月曜日）**

○議事日程（第2号）	49
○会議に付した事件（13件）	49
○出席議員（41名）	50
○欠席議員（1名）	51
○説明のため出席した者の職氏名	51
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	52
○開 議	53
○日程第1 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第2 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	

- 日程第3 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第51号 監査委員の選任について
- 日程第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

（一括議題）

・代表質問

3. 公	明	党	浅	野	さ	ち	53
	(補足質問者)		中	村	よ	しお	
	企画部長		小	川	広	行	
	福祉部長		菊	田	滋	也	
	経済観光部長		根	本	泰	雄	
	道路交通部長		岩	井	忠	良	
	生涯学習部長		板	垣	道	佳	
	こども部長		鷺	沼		隆	
	保健部長		川	島	俊	介	
	管財部長		稲	葉	清	孝	
	消防局長		角	田	誠	司	
	環境部長		二	宮	賢	司	
	市長		田	中		甲	
○休憩							75
○開議							75
	・発言の訂正（管財部長）						75
	中村よしお						76
	環境部長		二	宮	賢	司	
	副市長		本	間	和	義	
	市長公室長		麻	生	文	喜	
	市長		田	中		甲	
4. チームいちかわ			野	口	じゅん		84
	福祉部長		菊	田	滋	也	
	環境部長		二	宮	賢	司	
	文化国際部長		森	田	敏	裕	

学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康	
市 長	田 中 甲	
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳	
○休 憩		9 8
○開 議		9 8
5. 清 風 い ち か わ	松 永 鉄 兵	9 8
(補 足 質 問 者)	青 山 ひ ろ か ず	
企 画 部 長	小 川 広 行	
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄	
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子	
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳	
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良	
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一	
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康	
環 境 部 長	二 宮 賢 司	
○会 議 時 間 の 延 長		1 1 3
青 山 ひ ろ か ず		1 1 3
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良	
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康	
○散 会		1 1 6

**第 3 日 12 月 5 日 (火 曜 日)**

○議 事 日 程 (第 3 号)	1 1 7
○会 議 に 付 し た 事 件 (14 件)	1 1 7
○出 席 議 員 (41 名)	1 1 8
○欠 席 議 員 (1 名)	1 1 9
○説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	1 1 9
○職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名	1 2 0
○開 議	1 2 1
○発 言 の 取 消 し (や な ぎ 美 智 子)	1 2 1
○日 程 第 1 議 案 第 41 号	市 川 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 個 人 番 号 の 利 用 及 び 特 定 個 人 情 報 の 提 供 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
日 程 第 2 議 案 第 42 号	市 川 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て
日 程 第 3 議 案 第 43 号	市 川 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 報 酬 並 び に 旅 費 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

- 日程第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第50号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第51号 監査委員の選任について
- 日程第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

(一括議題)

・代表質問

6. 自由民主党	細田 伸一		121
街づくり部長	小塚 眞康		
環境部長	二宮 賢司		
学校教育部長	藤井 義康		
7. 市民クラブ	にしむた 勲		132
文化国際部長	森田 敏裕		
スポーツ部長	立場 久美子		
福祉部長	菊田 滋也		
総務部長	蛸島 和紀		
こども部長	鷺沼 隆		
選挙管理委員会事務局長	岩井 滴		
学校教育部長	藤井 義康		
市長公室長	麻生 文喜		
街づくり部長	小塚 眞康		
生涯学習部長	板垣 道佳		
企画部長	小川 広行		
○休憩			143
○開議			143
にしむた	勲(再)		143
市長公室長	麻生 文喜		
街づくり部長	小塚 眞康		
生涯学習部長	板垣 道佳		
8. 市川維新の会	沢田 あきひと		149
学校教育部長	藤井 義康		
こども部長	鷺沼 隆		
保健部長	川島 俊介		
福祉部長	菊田 滋也		

○委員会付託（議案第41～50号）	162
○採決（議案第51号）	
・同意	162
○採決（報告第28、29号）	
・各承認	162
○日程第14 議案第52号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）	
・提案説明	
市                    長                    田                    中                    甲	163
・委員会付託	163
○請願の委員会付託	163
○散会	163

**第4日 12月11日（月曜日）**

○議事日程（第4号）	165
○会議に付した事件（14件）	165
○出席議員（42名）	165
○欠席議員（なし）	167
○説明のため出席した者の職氏名	167
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	168
○開議	169
○日程第1 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第2 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
日程第3 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）	
日程第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）	
日程第10 議案第50号 指定管理者の指定について	
日程第11 議案第52号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）	

（一括議題）

・委員長報告

健康福祉委員長	西村敦	169
環境文教委員長	石原たかゆき	170
建設経済委員長	小山田なおと	172

総務委員長    国    松    ひろき	173
・発言の訂正（石原たかゆき）	174
・各可決	175
○日程第12 請願第5－3号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	
日程第13 請願第5－4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	
	(一括議題)
・委員長報告	
環境文教委員長    石    原    たかゆき	176
・紹介議員の取消し（請願第5－3、5－4号）	177
・各採択	177
○日程第14 一般質問	
1. 国    松    ひろき	177
(1)自治会コミュニティ活動支援補助金の活用について	
(2)子育て支援政策（保育料第2子以降無償化、私立幼稚園預かり保育、給食費の補助について）に ついて	
(3)市民が利用する鉄道施設について	
市    民    部    長    佐    藤    敏    和	
こ    ど    も    部    長    鷺    沼            隆	
道    路    交    通    部    長    岩    井    忠    良	
○休    憩	191
○開    議	191
2. 宮    本                均	191
(1)保育人材の確保について	
(2)自治会活動への支援について	
(3)道路行政（都市計画道路3・6・32号整備事業市川鬼高線、行徳街道の付加車線）について	
(4)これからの図書館像、図書館サービス、取組について	
(5)DXの推進について	
こ    ど    も    部    長    鷺    沼            隆	
市    民    部    長    佐    藤    敏    和	
道    路    交    通    部    長    岩    井    忠    良	
生    涯    学    習    部    長    板    垣    道    佳	
学    校    教    育    部    長    藤    井    義    康	
消    防    局    長    角    田    誠    司	
企    画    部    長    小    川    広    行	
3. 清    水    み    な    子	199
(1)ゴールドシニア外出支援事業「チケット75」について	
(2)国府台遺跡発掘調査について	
(3)全国国府サミットに関する市の認識について	
(4)小塚山公園について	



福 祉 部 長 菊 田 滋 也  
 生 涯 学 習 部 長 板 垣 道 佳  
 市 長 田 中 甲  
 街 づ く り 部 長 小 塚 眞 康

○散 会 ..... 208

**第5日 12月12日（火曜日）**

○議事日程（第5号） ..... 209

○会議に付した事件（1件） ..... 209

○出席議員（41名） ..... 209

○欠席議員（1名） ..... 210

○説明のため出席した者の職氏名 ..... 210

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 ..... 211

○開 議 ..... 212

○議長報告

・議会改革特別委員の辞任・選任 ..... 212

○日程第1 一般質問

4. 太 田 丈 之 ..... 212

(1)子どものインフルエンザ予防接種の費用助成について

(2)精神疾患患者数の増加への対応について

(3)不妊治療費助成事業について

保 健 部 長 川 島 俊 介

福 祉 部 長 菊 田 滋 也

5. 川 畑 い つ こ ..... 217

(1)支援が必要な方の投票について

(2)避難所及び避難場所について

(3)移動支援の利用について

選挙管理委員会事務局長 岩 井 滴

危 機 管 理 監 本 住 敏

環 境 部 長 二 宮 賢 司

福 祉 部 長 菊 田 滋 也

6. 廣 田 徳 子 ..... 227

(1)自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

(2)健康寿命日本一の施策について

(3)認知症に係る地域支援事業について

(4)教育行政（支援を必要とする児童生徒への対応、いじめ対策、放課後子ども教室の運営）について

道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良

企 画 部 長 小 川 広 行

	福 祉 部 長 菊 田 滋 也	
○休 憩	.....	2 3 3
○開 議	.....	2 3 3
	廣 田 徳 子 (再) .....	2 3 4
	学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
7. 久 保 川 隆 志	.....	2 4 0
	(1)市営住宅について	
	(2)J R本八幡駅北口再開発について	
	(3)市営霊園墓地について	
	福 祉 部 長 菊 田 滋 也	
	街 づ くり 部 長 小 塚 眞 康	
	保 健 部 長 川 島 俊 介	
○休 憩	.....	2 5 0
○開 議	.....	2 5 0
8. 石 原 たかゆき	.....	2 5 0
	(1)空家対策について	
	(2)難病患者への支援について	
	(3)G I G Aスクール構想の環境整備について	
	(4)学校部活動の地域移行について	
	街 づ くり 部 長 小 塚 眞 康	
	福 祉 部 長 菊 田 滋 也	
	こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
	学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
	ス ポ ー ツ 部 長 立 場 久 美 子	
○散 会	.....	2 6 4

**第6日 12月13日(水曜日)**

○議事日程(第6号)	.....	2 6 5
○会議に付した事件(1件)	.....	2 6 5
○出席議員(42名)	.....	2 6 5
○欠席議員(なし)	.....	2 6 6
○説明のため出席した者の職氏名	.....	2 6 6
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	.....	2 6 7
○開 議	.....	2 6 8
○発言の訂正(太田丈之)	.....	2 6 8
○日程第1 一般質問		
9. 小 山 田 な お と	.....	2 6 8
	(1)歩きたくなるまちづくりについて	

	(2)空家対策について	
	(3)里見公園について	
	(4)交通行政（自転車乗車用ヘルメット購入費補助金、市営駐輪場）について	
	街づくり部長 小塚 眞 康	
	道路交通部長 岩井 忠 良	
10.	大 場 論	281
	(1)働きながら家族を介護する「ビジネスケアラー」の支援について	
	(2)通学路及び歩道の安全対策について	
	福祉部長 菊田 滋 也	
	道路交通部長 岩井 忠 良	
○休憩		290
○開議		290
11.	とくたけ 純 平	290
	(1)環境行政（カーボンニュートラル、公共施設における地球温暖化対策、エネルギーの地産地消）について	
	(2)ごみ集積所について	
	(3)市立学校での動物飼育について	
	環境部長 二宮 賢 司	
	市長公室長 麻生 文 喜	
	生涯学習部長 板垣 道 佳	
	学校教育部長 藤井 義 康	
12.	中 町 け い	304
	(1)不登校児童生徒への支援について	
	(2)保育行政（インクルーシブ保育、特別支援保育推進事業費補助金、入園前後の支援、制度変更や新制度創設に伴う関係者へのヒアリング・意見交換）について	
	学校教育部長 藤井 義 康	
	こども部長 鷺 沼 隆	
○休憩		314
○開議		314
13.	西 村 敦	314
	(1)消防行政（住宅用火災警報器の普及促進、住宅用消火器の貸出し）について	
	(2)子育て支援事業について	
	(3)シェアサイクル事業について	
	消防局長 角 田 誠 司	
	こども部長 鷺 沼 隆	
	市長 田 中 甲	
	道路交通部長 岩井 忠 良	
○散会		322

第7日 12月14日(木曜日)

○議事日程(第7号) .....	3 2 3
○会議に付した事件(1件) .....	3 2 3
○出席議員(42名) .....	3 2 3
○欠席議員(なし) .....	3 2 4
○説明のため出席した者の職氏名 .....	3 2 4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 .....	3 2 5
○開 議 .....	3 2 6
○日程第1 一般質問	
14. 石 原 み さ 子 .....	3 2 6
(1)子どもの居場所の環境整備について	
(2)通学路の安全対策について	
(3)公共施設の再整備について	
(4)国際交流事業について	
こ ども 部 長            鷺   沼                    隆	
生 涯 学 習 部 長        板   垣                    道 佳	
学 校 教 育 部 長        藤   井                    義 康	
教 育 次 長            小   倉                    貴 志	
道 路 交 通 部 長        岩   井                    忠 良	
管 財 部 長            稲   葉                    清 孝	
文 化 国 際 部 長        森   田                    敏 裕	
15. 加 藤 圭 一 .....	3 3 7
(1)ケアマネジャーとの連携について	
(2)清掃行政(クリーンセンター、ごみの減量に対する本市の考え)について	
(3)本市における救急搬送の体制について	
福 祉 部 次 長            池   田                    孝 広	
環 境 部 長            二   宮                    賢 司	
消 防 局 長            角   田                    誠 司	
○休 憩 .....	3 4 6
○開 議 .....	3 4 6
16. 石 崎 ひ で ゆ き .....	3 4 6
(1)障がい者福祉について	
(2)教育行政(アントレプレナーシップ教育)について	
(3)本市の一般職員の働き方改革について	
(4)公用車について	
福 祉 部 次 長            池   田                    孝 広	
こ ども 部 長            鷺   沼                    隆	
学 校 教 育 部 長        藤   井                    義 康	

教 育 長	田 中 庸 惠
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
副 市 長	松 丸 多 一
副 市 長	本 間 和 義
管 財 部 長	稲 葉 清 孝

17. つかこし たかのり ..... 358

- (1)高齢者福祉について
- (2)マイナンバーカードの普及について
- (3)DX（デジタルトランスフォーメーション）について
- (4)クリーンセンターについて
- (5)河川の水質保全について

福 祉 部 次 長	池 田 孝 広
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄
企 画 部 長	小 川 広 行
環 境 部 長	二 宮 賢 司
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博

○休 憩 ..... 369

○開 議 ..... 369

18. 門 田 直 人 ..... 369

- (1)旧市川市リハビリテーション病院（柏井町4丁目229番地4）について
- (2)税金の適切な使い方について
- (3)通学路の安全対策について
- (4)自治会区域内にあるLED防犯灯について

保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 長	二 宮 賢 司
副 市 長	本 間 和 義
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
市 民 部 長	佐 藤 敏 和

○議事進行に関する発言

越 川 雅 史 ..... 377

議 長 稲 葉 健 二 ..... 377

○散 会 ..... 377

**第8日 12月15日（金曜日）**

○議事日程（第8号） ..... 379

○会議に付した事件（1件） ..... 379

○出席議員（42名）	379
○欠席議員（なし）	380
○説明のため出席した者の職氏名	380
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	381
○開 議	382
○日程第1 一般質問	
19. 石 原 よしのり	382
(1)自然環境と緑の保全について	
(2)「市民ワークショップ～思い描こういちかわの未来～」について	
街づくり部長 小塚 眞 康	
スポーツ部長 立 場 久美子	
環境部長 二 宮 賢 司	
市長 田 中 甲	
企画部長 小 川 広 行	
20. 堀 内 しんご	393
(1)学校教育（教職員のICT機器活用、フラッグフットボールの導入）について	
(2)本市の文化芸術の取組について	
学校教育部長 藤 井 義 康	
文化国際部長 森 田 敏 裕	
21. 丸 金 ゆきこ	399
(1)公共施設におけるAEDの屋外設置について	
(2)市立学校における防犯体制について	
(3)市民が親しめる第1庁舎1階ファンクションルームの活用について	
保健部長 川 島 俊 介	
学校教育部長 藤 井 義 康	
○休憩	403
○開 議	403
丸 金 ゆきこ（再）	403
市長公室長 麻 生 文 喜	
・発言の訂正（市長公室長）	404
・答弁	
市長公室長 麻 生 文 喜	
丸 金 ゆきこ（再）	405
22. 富 家 薫	405
(1)公共施設予約システムについて	
(2)塩浜地区周辺のまちづくりについて	
企画部長 小 川 広 行	
生涯学習部長 板 垣 道 佳	
道路交通部長 岩 井 忠 良	

環 境 部 長 二 宮 賢 司  
 ス ポ ー ツ 部 長 立 場 久 美 子  
 福 祉 部 次 長 池 田 孝 広  
 こ ど も 部 長 鷺 沼 隆

○休 憩 …………… 4 1 4  
 ○開 議 …………… 4 1 4  
 23. ほ と だ ゆ う な …………… 4 1 4  
     (1)保育行政（保育士等の人材確保と保育の質の向上）について  
     (2)本市における防犯まちづくりについて  
         こ ど も 部 長 鷺 沼 隆  
         市 民 部 長 佐 藤 敏 和  
 ○議事進行に関する発言  
     小 山 田 な お と …………… 4 2 5  
     議 長 稲 葉 健 二 …………… 4 2 5  
 ○散 会 …………… 4 2 6

**第9日 12月18日（月曜日）**

○議事日程（第9号） …………… 4 2 7  
 ○会議に付した事件（13件） …………… 4 2 7  
 ○出席議員（42名） …………… 4 2 7  
 ○欠席議員（なし） …………… 4 2 8  
 ○説明のため出席した者の職氏名 …………… 4 2 9  
 ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …………… 4 2 9  
 ○開 議 …………… 4 3 1  
 ○議長報告  
     ・ 議会改革特別委員会副委員長互選結果 …………… 4 3 1  
 ○発言の取消し（加藤武央） …………… 4 3 1  
 ○12月14日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対する答弁  
     議 長 稲 葉 健 二 …………… 4 3 1  
     ・ 発言の取消し（石原みさ子） …………… 4 3 1  
 ○発言の訂正及び取消し（門田直人） …………… 4 3 2  
 ○日程第1 一般質問  
 24. 越 川 雅 史 …………… 4 3 2  
     (1)ゆうゆうロード交差点のスクランブル化に至った経緯、課題及び改善点について  
     (2)医療的ケア児の通学に関し、本市として独自の支援を実施する考えについて  
     (3)2020年10月に市長室に設置したシャワー室の廃棄に関する市の認識について  
     (4)市長のスローガン「市民目線・現場主義」において職員に求める具体的な行動及び職員の実践状況について  
         道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良

学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
消 防 局 長	角 田 誠 司
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
財 政 部 長	田 中 雅 之

○日程第2 議案第53号 市川市手数料条例の一部改正について

日程第3 議案第54号 国府台公園野球場整備工事請負変更契約について

(一括議題)

・提案説明

市 長 田 中 甲…………… 4 4 5

・委員会付託…………… 4 4 5

○休 憩…………… 4 4 5

○開 議…………… 4 4 5

○日程追加 議案第53号 市川市手数料条例の一部改正について

日程追加 議案第54号 国府台公園野球場整備工事請負変更契約について

(一括議題)

・委員長報告

総 務 委 員 長 国 松 ひ ろ き…………… 4 4 6

環 境 文 教 委 員 長 石 原 た か ゆ き…………… 4 4 6

・各可決…………… 4 4 6

○日程第4 発議第12号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

日程第5 発議第13号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

日程第6 発議第14号 国にイスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について

日程第7 発議第15号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

日程第8 発議第16号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について

日程第9 発議第17号 政府に対し、日本国内におけるオスプレイの飛行禁止を求める意見書の提出について

(一括議題)

・可決（発議第12、13、15、16号）…………… 4 4 7

・否決（発議第14、17号）…………… 4 4 7

○日程第10 委員会の閉会中継続審査の件…………… 4 4 8

○日程第11 委員会の閉会中継続調査の件…………… 4 4 8

○閉議・閉会…………… 4 4 9

○紹介議員の取り消し…………… 4 5 0

○委員会審査報告書…………… 4 5 1



○閉会中継統審査申し出書	4 5 7
○閉会中継統調査申し出書	4 5 8
○会議録署名議員	4 5 9

第 1 日

令和5年12月1日（金曜日）

## 令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月1日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会期の件
- 第2 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第4 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第6 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 第7 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第50号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第51号 監査委員の選任について
- 第13 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

（代表質問） 日本共産党 やなぎ美智子議員  
創生市川 加藤武央議員、岩井清郎議員

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第50号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第51号 監査委員の選任について
- 日程第13 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

（代表質問） 日本共産党 やなぎ美智子議員  
創生市川 加藤武央議員、岩井清郎議員

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	ゆう	な
国	松	ひろ	き
や	なぎ	みち子	
と	くたけ	純	平
中	町	けい	い
つ	ちや	正	順
つ	かこし	たか	のり
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久保	たか	し
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	しむた		勲
石	崎	ひで	ゆき
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	みさ	子
宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よしの	り
増	田	好	秀
越	川	雅	史

中 松 竹 加 岩	山 永 内 藤 井	幸 鉄 清 武 清	紀 兵 海 央 郎
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

---

欠 席 議 員            な し

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中	甲
副 市 長	松 丸	一
副 市 長	本 間	義
代 表 監 査 委 員	植 草	一
教 育 長	田 中	惠
危 機 管 理 監	本 住	敏
市 長 公 室 長	麻 生	喜
総 務 部 長	蛸 島	紀
企 画 部 長	小 川	行
財 政 部 長	田 中	之
管 財 部 長	稲 葉	孝
情 報 管 理 部 長	小 林	雄
文 化 国 際 部 長	森 田	裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場	子
市 民 部 長	佐 藤	和
経 済 観 光 部 長	根 本	雄
こ ど も 部 長	鷲 沼	隆
福 祉 部 長	菊 田	也
保 健 部 長	川 島	介
環 境 部 長	二 宮	司
街 づ く り 部 長	小 塚	康
道 路 交 通 部 長	岩 井	良
下 水 道 部 長	藤 田	博
行 徳 支 所 長	秋 本	一
消 防 局 長	角 田	司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井	滴
事 務 局 長	藤 城	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	六 郷	子
会 計 管 理 者	小 倉	志
教 育 次 長		

生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小泉 貞之
事務局 次長	町田 茂幸
議事課 長	米津 孝成

(議事担当)

主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成

(調査担当)

主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

## 会 議

午前10時開会・開議

○稲葉健二議長 ただいまから令和5年12月市川市議会定例会を開会いたします。

---

○稲葉健二議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

○稲葉健二議長 今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

---

○稲葉健二議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、富家薫議員及び松永鉄兵議員を指名いたします。

---

○稲葉健二議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第2議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第14報告第29号専決処分承認を定めることについてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第28号及び報告第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数であります。よって報告第28号及び報告第29号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第41号から議案第51号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、新たに森林環境税の賦課徴収等に関する事務を行うことを踏まえ、当該事務を庁内で特定個人情報を利用する事務として条例で定める必要があることから提案をするものです。

議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告等を踏まえ一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改定を行う必要があることから提案するものであります。

議案第43号市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定める必要がある

ことから提案するものであります。

議案第44号市川市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する必要があることから提案するものです。

議案第45号令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,244万円の増額を行い、予算総額を1,734億7,843万円とするものであります。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第1款議会費では、人事院勧告等を踏まえた職員人件費の増額について、第2款総務費では、国府台公園野球場の文化財保護のための盛土や利用環境向上のための仕様変更等に関わる工事費などを増額する一方、各選挙執行経費における執行差金の減額について、第3款民生費では、生活に困窮する方に対しカレーライスを提供するいちカレ事業に係る経費や、子ども医療費及びひとり親家庭医療費の助成金額が当初の見込みを上回ったことによる扶助費の増額について、第4款衛生費では、インフルエンザなどの流行による急病診療所における受診者の増加に伴い、不足する執務医師報償金及び医薬材料費のほか、がん患者が使用する医療用ウィッグ・胸部補整具の購入費用に対する補正として、また、猫不妊手術等助成金などの増額について、第5款労働費では、職員人件費の増額について、第6款農林水産業費では、市川漁港内の漁業活動の効率化を図るための航路浚渫工事費について、第7款商工費では、職員人件費の増額について、第8款観光費では、いちかわ市民まつりにおいて物価高騰による運営費の収支不足を補填するための負担金の増額や、動植物園の施設修繕料の増額などについて、第9款土木費では、塩美橋の通行環境を向上させるため、改修工事費や大柏小学校の通学路に指定されている市道の道路擁壁補修工事などについて、第10款消防費では、救急出動等の増加や燃料費の価格高騰による消防車両用の燃料費の増額について、第11款教育費では、災害時において避難所となる小学校8校の屋内運動場——体育館ですね——への冷暖房機設置工事費や小中学校の老朽化に伴う施設修繕料などについて、それぞれ計上するものです。最後に、第12款公債費では、令和4年度に市債の借入れに関する事業費の確定や、事業の繰越しなどにより借入額が確定したことから、本年度の元金及び利子償還費についてそれぞれ減額するものです。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴う国庫支出金から市債までの各歳入について補正を行うものであります。

次に、継続費の補正では、国府台公園野球場再整備事業について、盛土工事や利用環境向上のための仕様の変更等に伴う工事費の増額により、総額及び年割額を変更するため、継続費の補正を行うものです。

次に、繰越明許費の補正では、障がい者自立支援システム改修事業ほか7事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから、繰越明許費の補正を行うものであります。

次に、債務負担行為の補正では、総合計画策定支援委託費ほか3事業の追加を行うものです。

最後に、地方債の補正では、農林水産業費を追加するとともに、総務費、土木費及び教育費の限度額について、それぞれ変更するものであります。

次に、議案第46号令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出の予算の補正は、4,847万円の増額を行い、総額をそれぞれ408億747万円とするものです。

補正予算の内容は、国民健康保険事業費納付金の金額の確定に伴い負担の増額を行うもので、その財源として、繰越金の増額により収支の均衡を図ったものです。

議案第47号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算補正は、4,515万6,000円の増額を行い、総額をそれぞれ319億4,224万1,000円とするものです。



補正予算の内容は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料のほか、介護認定に係る意見書の作成や、認定調査の件数が当初の見込みを上回ったため増額を行うもので、その財源として、国庫支出金及び繰入金金の増額により収支の均衡を図ったものであります。

次に、議案第48号令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正は、1,962万2,000円の増額を行い、総額をそれぞれ64億262万2,000円とするものです。

補正予算の内容は、出納閉鎖期間に徴収した令和4年度分の保険料を千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するため納付金の増額を行うもので、その財源として、繰越金の増額により収支の均衡を図ったものです。

次に、議案第49号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）については、事業の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の増額に伴い業務予定量の補正を行うものであります。

次に、収益的支出の補正では、収益的支出において職員給与費の増額をする一方、借入利率の確定に伴い企業債利息を減額することにより、合わせて4,491万8,000円の減額補正を行うものであります。

次に、資本的収入及び支出の補正では、資本的支出においては、職員給与費の増額や、工事中資機材等の価格高騰などに伴う雨水及び汚水管渠整備事業費の増額を行うことから、合わせて4億1,315万8,000円の増額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道事業債について3億9,850万円の増額補正を行うものであります。また、その差額については、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金により補填を行うものであります。

次に、継続費の補正では、市川南4号幹線建設事業については、工事中の資機材等の価格高騰などに伴う工事費の増額により継続費の総額を変更するものであります。

次に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額について、限度額を変更するものであります。

最後に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正について、収益的支出及び資本的支出における職員給与費の補正に伴い、併せて増額補正を行うものであります。

議案第50号指定管理者の指定については、令和6年4月1日から市川市文化会館、市川市行徳公会堂、市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリーを管理する指定管理者を指定するため、提案するものであります。

議案第51号監査委員の選任については、現監査委員の白土英成氏の任期が本年12月31日をもって満了することから、後任として草薙信久氏を選任いたしたく、市議会の同意を求めため提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長 これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

日本共産党、やなぎ美智子議員。

〔やなぎ美智子議員登壇〕

○やなぎ美智子議員 おはようございます。日本共産党のやなぎ美智子です。代表質問を行います。よろしくお願ひします。

10月7日、イスラエルとハマスが軍事衝突し、イスラエル軍のガザ地区への大規模攻撃が開始されてから2か月近くが経過しました。この間の軍事衝突で、パレスチナ人の死者が約1万3,000人で、そのうち約1,500人が子どもだと報道されています。11月10日、WHOのテドロス事務局長は、国連安全保障理事会の会合で、10分に1人の割合で子どもが死んでいる、ガザの医療は崩壊寸前だと深刻な状況を報告しました。私は、病院への電源が絶たれ、保育器から出された何人ものベビーが、医療用シートにくるまれて並べられているテレビの映像を見

て、それが何を物語るのか、容易に想像が付き、胸が潰れる思いでした。11月21日、国連人権高等弁務官事務所が、2022年2月にロシアがウクライナへの大規模侵攻を開始して以降、ウクライナの民間人の死者が1万人を超えたと明らかにしました。ウクライナの犠牲者は高齢者が多く、年齢が確認できた人の3分の1以上が60歳以上だと報告しています。パレスチナでも、ウクライナでも、多くの子どもや高齢者が犠牲になっています。これ以上戦争で命が失われないために、憲法9条を持つ日本政府が、戦闘休止にとどまらず、恒久的な停戦に向け外交努力を尽くすよう求めます。

11月29日、アメリカ海軍横田基地所属のCV-22オスプレイが、岩国基地から嘉手納基地に向かう途中、屋久島の東約1kmの海上に墜落し、乗組員1人の死亡が確認されました。残る7人の早期救出を願うばかりです。在日アメリカ軍所属のオスプレイが墜落したのは、これで3機目です。私は2022年2月定例会で、陸上自衛隊木更津駐屯地に配備されたオスプレイが、2021年12月2日、江戸川放水路上空を飛行したことを取り上げました。日本には、現時点でアメリカ軍と自衛隊合わせて44機のオスプレイが配備されています。全てのオスプレイの飛行停止、撤去を求めます。

また、アメリカからのオスプレイ購入などで軍事費を大幅に拡大し、そのために社会保障費を削るような政治を変えなければなりません。市民の命と暮らしを守ることは市政の役割です。

では、質問に入ります。

最初の質問は、大項目1つ目、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地等調査法についてです。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地等調査法ですが、法律の本質を表している通称土地利用規制法を使いますので、最初にそのことをお断りしておきます。

日本平和委員会は、個人加盟で平和運動をする非政府組織、NGO団体で、その中央組織で平和新聞を発行しています。都道府県単位の地方組織があり、市川市では今年10月1日に市川市平和委員会が発足しました。10月5日付平和新聞に、土地利用規制法に基づく指定一覧が掲載されていました。そこには第3次候補で、松戸支処（市川市、松戸市、鎌ヶ谷市）とありました。私は、松戸支処の存在は認識していましたが、市川市が候補地になっていることに大変驚きました。そこで、(1)重要土地等調査法、土地利用規制法の概要について伺います。

10月19日、私は日本共産党千葉県委員会が国に対して行った来年度予算要望交渉に参加しました。防衛省に対して、土地利用規制法に基づく特別注視区域、注視区域の指定箇所に掲げられている千葉県内の自衛隊関連施設について、なぜそこを指定するのかを明らかにすること、また、指定箇所に該当する自治体を明らかにすることを求めました。防衛省からは、自衛隊機能支援を行う松戸支処の周辺にある市川市、松戸市、鎌ヶ谷市を指定したいと考えていますとの回答でした。そこで、本市の指定について伺います。

9月29日、日本平和委員会も参加する国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動が内閣府に対し、第3次注視区域・特別注視区域について要請行動を行ったことが平和新聞に掲載されていました。それによると、内閣府からは、指定の手続きは候補地域のある地方自治体に資料を送った上、担当者にオンラインで90分の説明を行い、あとは電話やメール、コールセンター等で対応し、1か月後に意見聴取して指定するものかどうかの説明がされたとのことでした。そこで、(3)今後のスケジュールについて伺います。

大項目2つ目は、クリーンセンターについてです。

10月18日の早朝に発生したクリーンセンターの焼却炉故障に対応された職員をはじめ、関係者の皆さんはさぞかし大変だったと思います。御尽力に感謝申し上げます。この問題については、NHKが全国ニュースで取り上げるなど、大きな話題になりました。11月11日、環境部クリーンセンターからの報告で、概要については理解し



することができませんでした。そこで、(4)空家等対策協議会について伺います。

大項目4つ目は、東京外郭環状道路整備に関する本市の認識についてです。

(1)側道整備と植栽について伺います。10月19日、日本共産党千葉県委員会は、国に対して、来年度予算に関する要望書を国土交通大臣に提出しました。その中で、私は日本共産党市川市議団が行っている市民アンケートに寄せられた外環で市川から緑がなくなったとの声を紹介し、外環道路側道の整備と植栽の促進を早急に行うことを要望しました。国土交通省からは、京葉ジャンクション付近の一部区間を除いて整備を完了しているというような回答内容でした。側道の整備は現在も継続中であると認識していますが、外環道路側道の現在の状況と本市の認識について伺います。

次に、(2)交差点などでできた広い歩道について伺います。外環道路の交差点付近などを見ると、大和田4丁目北交差点付近や菅野駅入り口交差点付近など、歩道が非常に広くなり、空き地のような空間になっている箇所が見受けられます。市民からは、この広い空間はもったいないと思います、何か有効な利用があるのではないのでしょうかとの声が寄せられています。10月19日、国土交通省にこの市民の声に答えていただくためにも、このような箇所を利活用させていただけないでしょうか、例えば、地域活性化の地元イベントの開催スペースなどとして有効利用が図られないでしょうか。広い歩道については、このような箇所を市川市に無償譲渡していただきたいと要望しました。国土交通省からは、無償譲渡については無回答でしたが、広い歩道については、市から話があれば協議に応じますとの回答がありました。そこで、この交差点付近にできた広い歩道について、本市の考え及び認識について伺います。

以上で初回質問を終わります。御答弁をいただいた後、再質問をいたします。

○**稲葉健二議長** 答弁を求めます。

小塚街づくり部長。

○**小塚眞康街づくり部長** 私からは大項目、重要土地等調査法の本市への影響について及び空き家対策についての2点にお答えいたします。

初めに、重要土地等調査法、(1)本法律の概要についてです。重要土地等調査法とは、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律で、令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日に全面施行されました。この法律は、安全保障上重要な施設や国境離島等の機能を阻害する土地、建物の利用を防止するため、国が重要施設の周辺や国境離島等を注視区域、特別注視区域として指定し、区域内の土地等の利用状況などの調査を行います。なお、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止などの勧告、命令が行われます。

次に、(2)本市の指定についてです。国は、令和4年12月、令和5年7月の2回、国境離島等の219か所を指定しており、現在、3回目の注視区域や特別注視区域の指定作業を進めております。千葉県内では習志野駐屯地や松戸市五香六実に立地する陸上自衛隊松戸駐屯地の周辺が注視区域の指定候補とされております。本市には候補となる重要施設はありませんが、本市北部の松戸市との市境の一部が松戸駐屯地の周辺の注視区域の候補となっております。

次に、(3)今後のスケジュールについてです。今後のスケジュールにつきましては、現時点において国から詳細な時期が示されておられません。今後、国が関係行政機関の長との協議を行い、土地等利用状況審議会の意見を聞いた上で区域指定を行う予定と伺っております。本市としましては、区域指定の告示がされた場合、国と連携を図りながら、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトでお知らせするとともに、窓口での掲示などで周知を図ってまいります。

続きまして大項目、空き家対策についてです。初めに、(1)本市の空き家対策です。本市の空き家対策は、平

成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき実施しております。この法において「空家等」とは、おおむね1年以上使用実績のない建築物などを示し、倒壊の危険性や衛生面などで周囲に著しく悪影響を及ぼしているものを「特定空家等」と定義しています。本市では、管理状況が比較的良好な空き家等は、引き続き適切に管理していただくよう助言を行い、特定空家等は除却を含めた改善を促すために、指導、勧告を行っております。なお、勧告を行いますと、それまで適用されていた固定資産税の住宅用地特例が解除されます。法の施行から本年10月末までの約8年間の実績は、特定空家を含む空き家等に対して、事実確認文書を1,101件、助言通知書を146件送付、特定空家等に対しては、指導文書117件、勧告書67件を送付、行政代執行を1件実施しました。本市では、近隣市と比べ、積極的に指導、勧告を行うことで、特定空家等からの改善を促しております。本年1月に空き家等の利活用をより推進するため、宅建業の2つの団体と市川市空家等の有効活用等に関する相談業務協定書を締結いたしました。さらに、これまで以上に空き家対策を推進するため、4月に空家対策課を新設、7月に不動産に関する専門知識を有する空家対策推進参与を任命いたしました。

次に、(2)空家法改正後の対応についてです。空家等対策の推進に関する特別措置法は、本年6月に改正法が公布され、12月13日に施行されます。今回の改正では、建物用途の変更や建て替えの促進を目的とした空家等活用促進区域の指定、市町村のマンパワーや専門知識の不足を解消することを目的とした空家等管理活用支援法人の指定、特定空家化の未然防止を目的とした管理不全空家に関する規定の追加、緊急時において危険な状況にある特定空家等に対する代執行制度の創設などが新たに規定されました。これらの新たな規定につきましては、制度の趣旨や本市の特性を踏まえ、しっかりと対応してまいります。

続きまして、(3)空家等対策協議会の内容についてです。空家等対策協議会は、空家等対策特別措置法に基づいて設置した協議会で、市長のほか地域住民の代表、法務、不動産、建築、福祉に関する学識経験者などで構成しています。11月10日に開催した協議会では、空家等対策の推進に係る新制度などの議題、補助制度の新設拡充案、仮称空家活用マッチングサービス、空家法改正に伴う空家等管理活用支援法人の指定の3点について、各委員から御意見を伺いました。

補助制度の案は、子育て世帯や福祉利用を目的とした空き家等の利活用の強化及び特定空家等の除却促進など、仮称空家活用マッチングサービスは、福祉活動を行う団体などからの御意見を踏まえ、空き家等の利活用に当たり、所有者と福祉活動などに携わる活用希望者とを仲立するアドバイザーを派遣する制度であります。空家法改正に伴う空家等管理活用支援法人の指定は、空き家対策に社団法人等を活用するものです。この法人の指定につきましては、国から法人の指定基準に関する明確な指針が示されておられません。空き家等の所有者に関する個人情報の取扱いがあることから、現時点で安心して支援法人を活用することは困難と判断し、厳格な基準を設定できるまでは、当面、法人の指定は行わないとする方針としました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からはクリーンセンターについての(1)故障への対応について、ア、ごみ回収を通常どおりとした判断についてお答えします。

ごみは毎日発生するものであり、ごみの収集計画を変更すると、日常生活に大きな影響を及ぼすこととなります。これを避けることが最重要であると判断し、収集計画を変えないこと、整備中の1炉の早期稼働、外部へのごみ搬出により対応することとしました。

次に、(1)イ、仮設ごみ置場の設置と周辺への対応についてです。仮設のごみ置場として使用した場所は、クリーンセンターの敷地内にある大型ごみの分解などを行うための作業場所を転用したものです。周辺の対応としては、隣接する市川中央自動車教習所、クリーンスパ市川及び国土交通省関東地方整備局首都国道事務所には、

ごみ置場の設置について、直接出向いて説明を行い、御理解をいただきました。当初は風向きによって施設の利用者から臭いの苦情がありましたが、11月9日に仮置きしたごみ搬出を終了し、積み替え作業のみとなってからは、苦情はございません。

次に、(1)ウ、近隣市と民間処理場への依頼についてです。本市では、平成7年に近隣5市による一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定を、平成9年には県内市町村などによる災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定を締結しており、この2つの協定に基づき、近隣の自治体に協力要請を行いました。協力要請を行った自治体は、千葉、船橋、浦安、松戸、習志野の5市です。この5市の協力だけでは、本市で1日に収集する約350tのごみを処理し切れないことから、不足分を民間の処理場に搬出しました。民間処理場につきましては、千葉、埼玉、栃木、宮城、三重の5県にある合計8か所の処理場に依頼をしました。

次に、(2)当面对応と今後の見通しについてです。今回の緊急停止によりクリーンセンター建屋内にあるごみをためるピットのごみ量が通常稼働時と比べ多い状態です。そのため、復旧後は数日間、3炉による焼却を行い、ピットのごみの量を減らしていきます。今後はピットのごみの量を減らした後に、改めて1炉ずつ整備を行うことで、機能性と安全性について損なわれることはないと考えています。

次に、(3)建て替えまでの維持管理についてです。現クリーンセンターは稼働開始から間もなく30年を経過するため、施設の老朽化が進んでいます。30年の稼働に耐えられるよう、平成23年から25年にかけて延命化工事を行っていますが、現在は再度の延命化は計画しておりません。本市にはごみ処理施設が1か所のため、建て替えが完了するまで市民生活に支障がないよう、ごみ焼却の機能維持を最優先とし、整備の優先順位を精査し、計画的に予防保全を行うことで安定操業を目指します。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** 私からは大項目、東京外郭環状道路整備に関する本市の認識についてお答えいたします。

初めに、(1)側道整備と植栽についてです。外環道路の千葉県区間は平成30年6月に開通しておりますが、その後も一般部である国道298号の副道や歩道、植樹帯等の環境施設帯の整備は現在も継続されております。この環境施設帯整備のうち、副道や歩道の現在の進捗状況について国へ確認したところでは、現在整備中の京葉ジャンクション周辺の約400mを除き、令和4年度までに整備は完了しているとのことでございます。残る京葉ジャンクション周辺約400m区間につきましては、国から東日本高速道路株式会社、通称NEXCO東日本のほうに整備を委託しており、現在は同ジャンクション改築の工事ヤードなどとして使用しているため、今後は工事の進捗状況を踏まえて整備を進めていく予定とのことでございます。

次に、環境施設帯における植樹帯につきましては、堀之内から田尻までの延長約6.2kmの区間が未整備となっており、その他の区間については、令和3年度までに整備が完了しているとのことでございます。植樹帯の未整備区間につきましては、現在、同区間においてNEXCO東日本が電線共同溝の管路等の整備工事を施工しており、この工事が完了次第、国において順次整備を進めていく予定とのことでございます。具体的な整備時期については、工事の進捗状況によりますことから現時点で示されておりませんが、このようなスケジュールで進めていることを本市も認識しているところでございます。

続きまして、(2)交差点などにできた広い歩道についてです。外環道路の一般部である国道298号の交差点付近には、通常の歩道スペースより広く、広場のような空間となっている箇所が複数見られます。これらについて国では、当初の歩道橋設置計画が地元調整等の結果、計画を見直したことなどにより、そのような形状になったものであり、現在は歩道として位置づけているとのことでございます。国では、これらのスペースの利用について

て、歩道として適切に管理しており、現在のところ有効活用等を考えてはおりませんが、本市がこうしたスペースを道路占用許可の範囲内で有効活用を検討するという場合には、協議等は可能であるとのことでございます。具体的には、御質問者が例示されたような地元の地域活性化等のための自治会や商店会等によるイベントや行事の開催スペースとしての利用であれば、使用は一時的なものであり、歩道利用者の通行等、道路機能の支障にならない範囲で協議することは可能とのことで認識しております。本市といたしましても、外環道路は地域の方々の多大な御協力により開通した道路でもありますことから、自治会や商店会等からこのような要望があれば、国と積極的に協議調整させていただくなど、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 初回質問への答弁をいただきました。再質問の質疑につきまして、順番の入替えをお願いします。大項目1つ目の重要土地等調査法について、一番最後にしていただけますよう、議長、お取り計らいください。

○稲葉健二議長 許可いたします。

○やなぎ美智子議員 ありがとうございます。では、クリーンセンターについてから再質問してまいります。

(1)クリーンセンターの状況についてです。アのごみ回収を通常どおりとした判断について、再質問はございません。市民に不自由や不安を与えて日常生活に影響を及ぼさないようにすることを最優先とした対応であったことを理解しました。収集計画を変えないために、整備中の焼却炉の再稼働と外部へのごみ搬出という困難な対応を選択されたのだと理解しました。私はこの本市の判断や対応を、間違っているとはいいません。間違っていないかとは思いますが、焼却炉の故障という、この事態を率直に市民にお知らせして、ごみの減量やごみ出し回数を控えていただくなどの協力の呼びかけを積極的に行ってもよかったのではないかと意見を申し上げておきます。

イの仮設ごみ置場の設置と周辺への対応について、これも再質問はありません。敷地内に仮設ごみ置場の用地が確保できたこと、周辺の事業所の理解を得られたことは幸いでした。これからも周辺の事業所や利用者からの理解と協力なしにはクリーンセンターの運営はできません。今後も丁寧な対応をお願いします。

また、臭いについても、最小限に食い止めるための対策をぜひ研究していただきたいと思います。

次、ウの近隣市と民間処理場への依頼について、再質問です。宮城県、三重県といえは、この民間処理場、かなり遠いわけですがけれども、どのように選定したのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 民間処理場につきましては、近距離の処理場から依頼先を探しました。宮城県、三重県の民間処理場については、以前より焼却灰の最終処分場として委託しており、焼却施設も運営していることから依頼をしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。今の御答弁で理解できました。

次に、(2)の再稼働した焼却炉の機能性と安全性について再質問します。施設だけでなく、運転管理をする職員の健康状態も心配です。今回の稼働停止の対応で職員に過剰な負担はかかっているのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今回の復旧対応では、プラントメーカーによる応急処置も夜間に及んでおり、対応する職

員の時間外対応は増加しました。ほかに外部搬出のための手配などの調整も早急に行う必要がありますが、クリーンセンターの職員だけでなく、環境部内からもクリーンセンター業務の経験者を応援に出し、特定の職員に負担が偏らないよう、健康管理に留意して進めているものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。伺った上での再々質問になります。ごみ収集業務に従事されている皆さんの御苦労も大変だったと思います。そこで、収集運搬を委託している市川市清掃業協同組合に負担がかかっていないのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 仮設のごみ置場への搬入や、その際の待機時間、また、他市への直接搬出など、通常業務とは異なる作業に対して、収集運搬の作業員には、安全かつ迅速に対応していただきました。市川市清掃業協同組合には負担をかけたと思いますが、協力していただいたことで収集時間の大幅な遅延にはつながらなかったと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。市川市清掃業協同組合、ごみ収集作業に従事されている方の協力があって、迅速な対応ができたことは幸いです。今後とも委託先の市川市清掃業協同組合とのさらなる信頼関係を築いてほしいと思います。そのためにも、収集運搬作業員の労働条件改善のため、本市としても御尽力いただくことをお願いいたします。

では、このクリーンセンターのことについてまとめます。今回の故障への対応として、予備費から1億7,755万円の活用、財政調整基金から4億505万円の専決処分がされました。億単位の多額の支出ですが、重大事故であつたら、これくらいでは済まないのだと思います。2月に出される予定の調査委員会の報告を受けて様々な対策を講ずることになると思います。いずれにせよ、来年度の予算編成に当たっては、焼却炉の安全性、機能性の維持に係る必要な予算は、予備費を含めて十分確保しておかなければなりません。来年度のクリーンセンターに係る予算編成を注視していきたいと思います。

昨年11月1日、日本共産党市川市議団は、銚子にある東総地区クリーンセンターを視察しました。この施設は、銚子市、旭市、匝瑳市の東総地区広域市町村圏事務組合で2021年4月に事業が開始されたものです。近くに風力発電が何基も稼働していました。クリーンセンターの施設職員は、クリーンセンターの発電量は風力発電の発電量をはるかに超えていますと誇らしげでした。クリーンセンターのすぐ近くには最終処分場がありました。契約20年間のDBO方式で、その最終処分場も20年耐えられる施設とのことでした。また、ごみ問題について、子どもたちに学習してもらい、そこから家族など周囲に広げてもらうために、このクリーンセンターを学習施設として位置づけています。これら他の自治体施設を参考にして、建て替え計画の十分な検討、研究をしていただくように求めます。当面は建て替えまでの期間、安全で安定的な事業運営を求めて、次に移ります。

次は大項目、空き家対策についてです。(1)これまでの本市の空き家対策についての再質問です。本市の空き家対策のこれまでとこれからの取組について伺いました。今年に入り不動産団体との協定、空家対策課や空家対策推進参与の設置などを行っているとのことでした。今年4月に空家対策課ができて、空き家に関する市民の方からの苦情や情報提供があつたときに、すぐに空家対策課に連絡できるようになりました。私は、市民の方にも、空き家のことは市役所の空家対策課に行ってくださいと説明しています。つながりやすくなった分、これまで以上に苦情や相談対応に追われるようになったのではないかと、職員は不足していないかなどが気がかりです。



カーボンニュートラル、地域通貨、水辺のまちづくり等、市政の重点推進施策に参加を設けているわけですが、その中の一つに空き家対策推進参加の設置があります。空き家対策への田中市長の本気度が伝わってきます。そこで、それぞれの効果について伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

不動産団体との相談業務協定は、本年1月に千葉県宅地建物取引業協会市川支部と、全日本不動産協会千葉県本部と協定を締結しております。空き家等の所有者から建物の解体や土地、建物の売却に関するものなど相談を受けた際には、両団体に対応を依頼し、解決に至った案件もあると報告をいただいております。空き家対策課の設置により、空き家等のパトロール、特定空き家等に関する指導、補助制度の周知などの強化が図られているほか、新制度の検討も進んでおります。パトロールによる現場確認件数は、10月末時点で昨年度の実績に迫る状況であり、補助制度の活用につきましても昨年度の実績を上回る状況であります。また、自治会、不動産団体、福祉に関する作業を行う団体などと意見交換も行っております。このように、課を設置したことで、空き家対策について効率的な対応が行われております。空き家対策推進参加からは、空き家対策全般に関することや、対応が困難な個別の空き家等について専門的な知識や、これまでの経験に基づいた観点からの御意見をいただいております。また、先日行われた空き家等対策協議会で提案した新制度についても、参加からの御助言をいただき、反映しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。この空き家対策についての再々質問です。

11月8日、建設経済委員会で、空き家問題で愛知県春日井市を行政視察してきました。春日井市の担当者は、以前、先進的な取組を行っている市川市を訪問したことがありますと話されておりました。本市が空き家対策では先進市であること、自治体間で取組を交流し、施策を進めていることを確認できました。春日井市では、空き家に関するノートを作成し、所有者等に配布するなどの啓発活動を行っています。今度は春日井市から学び、本市でも同様の取組ができないか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本市でも空き家化の予防に関することや相談協定に関することや各種補助制度などのリーフレットを作成し、自治会での配布や指導文書の送付時に同封しております。春日井市をはじめとした新たな取組を行っている自治体の事例につきましては、今後の参考としてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。

次の(2)の空き家法改正に伴う今後の対応については、再質問はありません。法改正で多くの新たな規定が設けられましたので、本市の制度も改正することになると思います。それらの制度の趣旨や本市の特性を踏まえたこれからの対応を注視していきたいと思っております。空き家問題は多くの市民の関心の高い課題です。本市の取組が広く市民に理解され、周知されることを期待します。

次の(3)空き家対策協議会についての再質問です。11月10日の空き家対策協議会は、空き家対策課設置、空き家対策推進参加設置後の初めての開催でした。それに加えて、施行間近の空き家法改正に伴う様々な新制度の提案がされたことで、活発な議論が行われたことと推察します。そこで、この協議会において、各委員からの意見、質問は

どのようなものであったのか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

各委員からは、補助制度に関し、子育て世帯だけではなく高齢者世帯に対する補助も検討すべきではないか、マッチングサービスに関しては、アドバイザーの派遣について、不動産団体だけではなく建築士などの派遣も可能であること、空家等管理活用支援法人の指定に関しては、当面、不指定とする方針について、妥当であるなどの御意見をいただきました。また、福祉目的などの活用制度の強化につきましても、具体的にどのようなものが対象となるのかとの御質問があり、高齢者、児童、障がい者、生活に困窮している方、自治会などの地域団体に関する施設を想定していると回答しました。いただいた御意見などは、新制度や今後の空き家対策の参考にしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。この空き家問題についてまとめます。

空き家問題は全国的な課題ですが、問題や対応は地域特性で異なります。また、空き店舗や空き地についても、問題は山積しています。集合住宅やマンションの空き室問題、建物の老朽化や大規模改修の費用負担の負担問題なども深刻です。空き家化を防止し管理不全空家にしないため利活用を図ることは、地域活性化にもつながります。

空き家化防止の市民の経験を一例として、ここで紹介させていただきます。古い戸建て住宅に住んでいた御夫婦が施設に入所しました。この御夫婦は、信頼していた方に後処理を委ねました。後処理を託された方は、大家さんに相談し、修繕し、リサイクル商品も置いた古民家カフェにしました。そこは今、地域の皆さんの居場所になっています。また、若宮地域の買物難民問題が起こっていたときに対話した子育て中の御夫婦は、起業という高いハードルではなく、副業として空き家を利用したお店ができないかなと話してくださいました。このような地域の皆さんの知恵や力を活用されてはいかがでしょうか。空き家問題解決に向けた施策の推進をしていただくことを求めます。そして、来年度の空き家対策に係る予算編成も注目していきたいと思えます。

次に、外環道路問題についてです。(1)の側道整備と植栽についての再質問はありません。外環建設では、環境施設帯として遮音壁と副道の間を植樹帯とする計画が示されていますが、ほとんどと言っていいくらい植樹されていません。植樹されていても樹木の生育は十分ではありません。外環道路建設でどれだけの樹木が伐採されたのでしょうか。移植された樹木は育っているのでしょうか。本来であれば、伐採された樹木数と同じか、それを超える樹木の植栽が求められるのではないかと思います。現在、明治神宮外苑の再開発をめぐる樹木の伐採計画が、国内だけでなく海外でも話題になっています。開発事業者は、743本の樹木の伐採をするが、イチョウ並木は保全するとしています。しかし、この計画では、景観が保全されないだけでなく、環境にも大きな影響を与え、イチョウ並木にも悪影響を与えるとイコモスは警告しています。外環についても、樹木の保全、植栽で樹木を増やすことが求められます。今後も事業について注視していきたいと思えます。

(2)の交差点などについた広い歩道についての再質問です。これまで市民からの質問は、そして要望など、市に寄せられているのでしょうか。どのような質問や要望があり、そのことについて、どのような対応をされたのでしょうか伺います。

大和田4丁目北交差点、菅野駅入り口交差点付近の広い歩道の遮音壁や住宅との境界フェンスには、注意、スケートボードなどの周囲の迷惑になる行為はやめましょう、ここでのボール遊びは禁止です、危険です、周囲の迷惑になる行為はやめましょうとの千葉県警察、市川警察署、首都国道事務所市川国道出張所と示されたステッ

カーが何枚も貼られています。このステッカー掲示の経緯についても伺います。国では、歩道として適切に管理しているとのことですが、適切に管理するとは、使用を禁止することだけなのかを伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

歩道上の広いスペースの活用に関する本市への要望や問合せについては、これまで受けておりません。一方、歩道の管理に関する国への問合せについては、これまで市民の方々より、歩道でのボール遊びやスケートボード遊びが行われていて危険であるとの苦情や相談を受けた箇所が複数あったとのこととあります。そのような行為について、国では、歩行者との接触や他の通行の妨げになるなど大変危険であることから、禁止看板の設置やフェンスで囲うなどの対応により、歩道の適切な管理に努めているとのこととございます。このような対応のほか、道路占用許可の範囲で、かつ歩道利用者の通行等の支障にならない場合には、国も有効活用を認めるなど、適切な管理を行っているとのこととございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。この外環側道整備についてまとめます。

11月7日、建設経済委員会は、伊丹市の中心市街地活性化基本計画について行政視察を行いました。伊丹市は、地域にある資源を活用して、にぎわいを創出するなどの基本方針を掲げて取り組んでいます。そのうちのひとつが市道を利用したイベント開催です。三軒寺前広場と称する場所は、都市計画道路に接続する予定で拡張したものの、都市計画道路が建設されず、そのままになっていることの有効利用として、イベントを行い、10年間続いているものです。この歩道活用は、3.5mの歩行空間を確保し、残るエリアを使っています。市民有志から成るエリアマネジャー部会が活動を担っています。エリアマネジャーは無報酬ですが、20名を超える登録があります。このように市民に意見を聞いてから計画を立てる市民主体を貫いているとのことでした。外環の建設で平田や大和田地域は分断されてしまいました。この物理的な分断を交流の場所と機会をつくることで、地域のつながりができるのではないかと思います。市としても、ぜひ地域住民の皆さんの声を聞いて、広い歩道の有効活用ができるように御尽力いただくことを求めます。

次に最後、土地利用規制法についてです。(1)の法概要について、再質問はありません。この土地利用規制法は、基本的人権、平和主義を掲げた日本国憲法にも抵触する危険性のある法律ではないかと思います。2021年4月20日、自由法曹団——この組織は1921年に結成された日本の弁護士団体。この所属弁護士は約2,100人とのこととです。この自由法曹団が、土地利用規制法について次のように述べています。軍事的安全保障の観点から、戦前のように再び国民の私権を制限しようとするものである。これは、憲法の平和主義に明確に反するものであって、断じて容認できないとの声明を発表しています。本市も国言いなりではなく、平和憲法が生んだ地方自治の立場で、この法律に向き合っていただくことを求めます。

次に、(2)本市の指定についての再質問です。陸上自衛隊松戸駐屯地の一部の施設周辺が注視区域の指定候補にされたとのこととです。その施設の機能が分からなければ、どのようなことが危険阻害行為に当たるのか分かりません。陸上自衛隊松戸駐屯地の存在を知っている市川市民の方がどれだけいらっしゃるでしょうか。また、駐屯地があることは知っていても、どのような機能の施設か、そこまでは御存じない方が多いのではないかと思います。そこで、陸上自衛隊松戸駐屯地松戸支処はどのような自衛隊の機能支援を行う施設なのかを伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えします。

自衛隊のホームページによりますと、松戸支処が所属する陸上自衛隊関東補給処は、東部方面地区における補

給品の保管・整備支援を行うとともに、全国業務の支援も担当しています。松戸支処では、物品の調達、整備、保管及び補給などに関する業務を行っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。松戸支処が所属する陸上自衛隊関東補給処について説明していただきました。私も自衛隊ホームページで確認をしました。それによると、東部方面隊の各部隊に対して装備品や弾薬、燃料などの補給、警備を行う。各部隊で必要な糧食——これは行動中に隊員に対して配付する食料のことだそうです。この食料や迷彩服など衣食住にまつわる物資を扱っている。航空機から隊員が降下する際に使用する落下傘の整備や補給を行う唯一の機関でもあると説明されています。駐屯地にある部隊、機関として、この松戸支処以外に需品学校、需品教導隊、第2高射特科群があるとのこと。私は軍事の専門家ではありませんが、軍事的にも大変重要な機能を果たしていることは容易に理解できます。市民からの機能阻害行為どころか、軍事施設として攻撃対象になる危険性もあるのではとさえ思ってしまうのは考え過ぎでしょうか。

(3)今後のスケジュールについての再質問です。9月29日の内閣府に対する交渉で、内閣府からは、安全保障問題なので、国が責任を持って指定する、区域の線引きの調整しか受け付けないとの説明がされたとのこと。区域の線引きの調整しか受け付けないということは、区域の線引きの調整は受け付けると解釈されます。そこで、本市として、内閣府に対して区域の線引きの調整を求める用意があるのかどうか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本市には注視区域の境界に関わる国からの意見聴取があり、境界については、現地で空港写真で確認が可能な区域とするよう回答したところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いましたが、この(3)の再々質問になります。境界については、現地や航空写真で確認が可能な区域とのことですか、私には理解できません。最終的には結果で判断ということなのでしょうか。第2次までに指定された自治体では、結果を広報やウェブサイトなどで住民に一方的に知らせるだけとなっています。10月19日の予算要望交渉で内閣府に、今後は住民への説明会をすることを要請しましたが、住民への説明会は考えていませんとの回答でした。第3次に指定された場合に、市は「広報いちかわ」やホームページ、そして、街づくり計画課窓口の掲示などで周知を図るとのことですが、当事者への説明や意見聴取はどのようにされるのか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

この法律の運用は国が直接行うことから、注視区域の指定に関して、市が地権者や周辺住民に対して説明会を行う予定はございません。国は内閣府のホームページやリーフレットで、法に基づく各措置の趣旨や区域の範囲と届出手続などを掲載しているほか、地域住民や事業者の方々からの個別の問合せには、コールセンターで対応するとのこと。これにより、地域住民や事業者の方々の質問などに対応できることから、国は住民説明会の実施は考えていないと伺っております。本市では、指定後に市民からの問合せも考えられますことから、法律の概要や国の問合せ先を市の広報や市公式ウェブサイトなどで周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。この土地利用規制法についてまとめに入ります。

市民からの問合せに対して、国の問合せ先を周知することしかできない。国がやることなのに国が説明しないとは、疑問が膨らむばかりです。昨年9月にこの土地利用規制法が全面施行されました。この土地利用規制法では、調査、監視され、土地取引などの制限を受ける住民、事業者への説明責任は明記されていません。昨年9月20日、日本共産党の小池晃書記局長は記者会見で、土地利用規制法の全面施行に抗議し、廃止を求めていると表明しました。抗議、廃止を求める理由として、機能阻害行為があれば使用中止を勧告、命令できるとしているが、何が機能阻害行為に該当するのか法律上の規定がなく、首相の判断や政令に委ねられていること、情報収集と称して住民間の監視、密告が奨励されていること、国民を監視し、国民の権利を著しく制約すること、不動産取引にも重大な影響を与えかねないことなどの問題点を指摘しました。全面施行後もこれらの問題点が是正されないまま、第1次、第2次、今度は第3次と指定地域が拡大されているのです。私は11月14日、松戸支処から1km範囲とされる北部地域の市川市域を見てきました。私が多分この辺りであろうと思われたところは農地でした。幾ら松戸支処から1km範囲とはいえ、この区域を指定する客観的で合理的な理由があるとは到底考えられません。本市がこの区域を指定から除外するよう国に回答することを求めます。

10月19日の交渉で防衛省に、軍事拡大をしないことを要請しました。防衛省からは、官民で防衛装備品を推進したいと考えています、安保3文書はそのための重要なツールですとの回答でした。私は、これで平和国家日本と言えるのだろうか、そのときは叫びたい思いに駆られました。戦争の準備をすれば戦争になる、平和を願うのであれば平和の準備をしようと亡くなられた評論家、加藤周一氏の呼びかけを胸に刻みたいと思います。

以上で日本共産党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

---

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第41号から日程第14報告第29号までの議事を継続いたします。

創生市川、加藤武央議員。

〔加藤武央議員登壇〕

○加藤武央議員 創生市川の加藤武央です。会派を代表して質問させていただきます。なお、補足質問者は岩井清郎議員が質問しますので、よろしく願いいたします。

まずは市川駅南口の京葉ガス工場跡地における開発事業の進捗状況と、及び隣接する土地の利用方法についてです。本事業は、中高層都市型住宅を中心とした潤いある緑豊かなまちづくりを目指した事業計画ですが、私の質問から既に1年が経過しています。

そこで質問しますが、現在、京葉ガス工場跡地の開発事業はどのような進捗状況となっているのか。例えば、事業に対する地元住民への説明会開催状況や問題点、そして各事業の着工時期や各街区の整備工事の状況と今後のスケジュールをお聞かせください。

そして当社が取得している日立金属商事倉庫は撤去されると伺っていますが、当該地の進捗状況も伺います。

そして、隣接する市道0216号は、令和4年8月に策定された市川市無電柱化推進計画として優先整備路線に選定しているとのことですが、今回の京葉ガス工場跡地の開発事業の着手に伴い、利用者の増大やバリアフリー法の重点整備地区にも当たるため、市としてはおおむね10年以内に無電柱化に着手すべき路線と位置づけ、実現の可能性や整備手法の検討を行うとの答弁を2022年12月定例会でされています。この地区での無電柱化の要望につ

いては、同じ会派であった故金子正氏が何年も議場で取り上げてきた案件でしたが、当時は歩道幅等の問題もあり、実現できませんでした。

そこで質問しますが、市道0216号無電柱化に関する事業説明会が2023年9月10日に市川駅南公民館で実施されましたが、本会場ではどのような要望があったのか、参加者からの声をお聞かせください。

次に、柏井町1丁目の株式会社淀川製鋼所に関連する社員寮10棟の解体工事後の事業計画と柏井地区のまちづくりについてです。2022年5月に御近隣の皆様方に解体工事のお知らせが配布され、私のところにも相談がありました。確かに自社所有物であり、どのように使用、処理をされようと自由であることはと思いますが、柏井町1丁目の住民にとっては大変に大きな関心事でもあるのです。何しろ鉄筋コンクリート造り5階建てを8棟、鉄骨造り5階建てを2棟、延べ床面積2万103㎡と、柏井町全地域にとっても、本事業跡地の処遇は非常に大きな問題となってしまうと昨年12月の定例会でも取り上げさせていただきました。そういった状況の中、本年9月現在では、鉄筋コンクリート造り5階建て8棟、鉄骨造り5階建て2棟、延べ床面積2万103㎡、これ全てが更地になっています。私はこの企業としての更地のままでの土地の維持は、あまりにもリスクが高い事業であり、固定資産税等にも大きな損失を計上すると思えるのです。そして現在、柏井町1丁目は区画整理事業が完成し、多くの住民が居住されています。さらに当該地に隣接していた株式会社淀川製鋼所の所有のグラウンド用地には、既に同社社宅5棟が完成しております。

そこで質問しますが、このような状況の中で第一種低層住居専用地域の指定を受けている当該地の再開発は、土地所有者である民間事業者と協議、調整を行っていくと前回答弁されていましたが、今後の同地区の開発指導に対する市の考え方をお聞かせください。

次に、JR本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業についてです。この質問は、前回の9月定例会で細田議員も取り上げていただきましたが、本年10月7日の千葉日報紙の一面に大きく記載され、私ども市議会でも知り得ていない情報もあったために、今回取り上げさせていただきました。記事からは、市川市のJR本八幡駅北口の計画中の再開発事業の動きが本格化してきた。高層の居住施設2棟を南北に建設し、両棟間に低層商店の路地をつくり上げ、地元住民が親しめるにぎわいを創出する構想とし、葛飾八幡宮への人の流れも充実させることを目指し、2027年度には工事に着手し、2030年度に竣工となる計画と記載されていました。

そこで質問しますが、27年度に工事を着手し、30年度には竣工の計画とのことですが、この間には多くの課題や問題をクリアしなければならないと思いますが、市として今現在で考えられることが分かればお聞かせください。

2点目は、2021年3月に再開発準備組合が42名で設立し、三井不動産など4社が参画し、市川市は本事業を指導監督すると発表されていますが、本事業は大変に多くの事業体で形成されていますが、市川市としては本事業を指導する上で、どのように監督をする考えなのかをお聞かせください。

次に、柏井少年広場——これ野球場ですね——において無償で借り受けている私有地及びじゅん菜池緑地の一部において無償で借り受けていた私有地についてです。

私は、柏井地区の少年野球場を全面で提供いただいている7名の土地権利者と、中国分のじゅん菜池緑地の一部分を提供いただいている1名の土地権利者に対して、今日まで市はどのように対処してきたのか、そして、今後どのように対処していく考えなのかが分からず、本定例会で取り上げさせていただきました。

今回取り上げた柏井少年野球場は13筆で、総面積1万9,877㎡を年間を通して7名の土地権利者から借り受けて、現在は4面のグラウンドと駐車場として、少年軟式野球大会や学童の硬式野球大会に使用しています。そして、中国分4丁目じゅん菜池緑地内の2筆3,113㎡を、市川市は無償で1名の土地権利者から借り受けていましたが、2年前に国分地区の土地権利者から、高齢による財産処分方法の御相談を受け、早速、関係部局に相談し

てきた結果、2023年2月には市側が土地の取用に応じていただきました。私からも素早い対応に感謝いたしません。

そこで質問しますが、市川市が無償で借り受けている少年野球場の土地の位置づけを、今後、市としてはどのように考えていくのか。そして、市は4丁目じゅん菜池緑地の一部を無償で借り受けていた土地に対しては、今までどのように考えていたのか、お聞かせください。

次に、仮称北市川駅整備構想と周辺の都市計画見直しの進捗状況についてです。

私は、各定例会で仮称北市川駅整備構想と周辺の都市計画見直しについては、何度も何度も議場で取り上げてきました結果、市川市側もJR武蔵野線沿線まちづくりのイメージ図を策定し、町の将来イメージとして、にぎわいのある町、健康で活力あふれる町、歩行者、自転車に優しい町、緑あふれる潤いのある、これを掲げ、交通拠点ゾーン、住居ゾーンや、公園、水と緑の軸などの南北連携軸の形成図を作成した時代もありました。しかし、村越前市長の時代には、私ども北東部地区の開発構想には全く聞き入れず、実行されてこなかったんです。しかし、今回の田中市長によって、北西部、北東部地区にもようやく光が当たり始めたとは私は感じています。このような状況の中、2022年12月定例会での田中市長からの答弁では、駅前構想を始めるには、まずは当該地周辺の都市計画の見直しを行うべきですとの助言もいただきました。

そこで質問しますが、仮称北市川駅整備構想が抱える難しい課題が多いとの答弁でしたが、実現に向けての課題についてお聞かせください。

そして、北東部地区の活性化のため、今後も関係管理者や関係機関と協力しながら検討を進めるとの答弁でしたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

次に、2025年3月の完成を目指す国府台野球場完成までのスケジュールと、有料広告の取扱いとネーミングライツ制度導入についてです。

この質問も何度も何度も各定例会で取り上げてきました。千葉県で最も古くなった国府台野球場は、2023年9月13日、公園野球場内で市川市、佐藤工業をはじめ約30名の出席の下で起工式が執り行われました。本事業は、国庁、国衙などの史跡に関連して予定が遅れましたが、2025年3月中には開場を目指すとのことであり、ぜひとも全市川市民に喜ばれ、自慢できる野球場の完成を目指していただきたい。

そこで質問しますが、まずは国府台公園野球場の完成までのスケジュールをお聞かせください。

2点目は、公園内のスポーツ施設の有料広告募集ですが、野球場内の有料広告の看板が工事によって撤去されていましたが、既存の公募企業者の取扱いと、新たな公募企業者との公募方法や提示場所、公募金額等に対する市の考え方をお聞かせください。

3点目はネーミングライツ制度についてですが、この質問も定期的に取り上げてきましたが、2022年12月答弁では、導入については工程の精査と設計の進捗を見極めつつ、スケジュール、公募条件の整備を行い精査すると答弁をいただきましたが、私は、企業公募者としては事業完成前後での決定では投資としての価値は全くないと言っているのです。各協会側も、次年度に開催予定の事業案内等は、既に半年前には通知をされています。そこで、私は、ぜひとも本年度中には、できるだけ早く公募条件を整備して企業者を決定すべきと思いますが、市の考え方をお聞かせください。

次に、姥山貝塚公園に隣接する土地の活用についてですが、この問題も何年も議場で取り上げ、お願いしてきましたが、一向に進展していません。前回の部長答弁にも反論しましたが、昨年10月から12月末の15日間をかけ、近隣住民などに調査した結果、必要性は低かったとの報告でしたが、同公園を車で利用する遠方の市民や障がい者、保育園、幼稚園等のマイクロバスの駐車場は既に解約されており、近隣の利用者の方のアンケートでした。さらに、このトラブル解決策として、駐車場として貸し出している土地権利者にも、なぜ急に解約したとの

苦情等も多く届いております。元をただせば、同公園周辺の地元住民と公園を利用する違反車両のトラブルが問題でした。その解決策として、千葉元市長にお願いし、大久保元市長が継続していただいていたが、昨年村越前市長によって突然に解約したのです。何度も言いますが、今でも公園利用者からは再整備の要望が届いています。一方で、私の地元自治会の多くの皆さん方は、新たな自治会館建設のために積立金を行っており、関係者との話し合いによっては駐車場計画地300坪を部分的に買い取ることも考えられます。

そこで質問しますが、姥山貝塚公園は本当にすばらしい歴史のある馬蹄形貝塚公園であると思っておりますが、駐車場、駐輪場の整備は今後も本当に要らないのでしょうか、改めて担当部局の考え方をお聞かせください。

そして2点目は、地元自治会が公園に隣接する300坪、または一部分の土地の購入や建物の建築を行う場合、市としてはどのような支援体制が考えられるのかもお聞かせください。

次に、梨の授粉用花粉問題についてです。

この問題は、2023年10月28日の千葉日報紙に大きく取り上げられましたが、実は2015年にはお隣の韓国で発生はしていましたが、私どもの日本には全く影響は出ていなかったのですが、この火傷病とは、細菌が原因で梨、リンゴ等に感染し、葉や枝が火にあぶられたような症状が出て、木全体が枯れてしまうので、有効な防除方法は木の伐採しかないんです。そこで8月30日、中国産花粉の輸入を停止したとのことですが、さらには、千葉県は10月27日に、来期以降の梨の生産に向け、なし授粉用花粉確保等緊急対策本部を設置し、非公開で1回目の会議も開催しました。このような状況の中、市川市の梨農家の皆様やJAいちかわと何度か話し合いの場を設けて、これからの梨農家の皆さん、JAいちかわ、そして千葉県にはどのような支援や対策ができるのかを話し合っていました。内容としては、現在所有している中国産花粉は全て国が買い取る、すなわち買わない、使わないとし、国内の梨農家には周知徹底することとして、来年度の梨花粉については、梨授粉用の花粉づけは3月から4月の約2週間と短いため、労働力人員の確保の問題は、人工交配機や開葯器等の確保の支援はできないのかとの御意見もいただきました。

そこで質問しますが、今でも梨農家の方々はひょう被害によって大変に苦労している中で、来年用の花粉が全くできなくなれば、来年3月からの梨授粉用の花粉を集める作業は非常に大きな大変な負担となりますので、市川市として梨農家の皆様にどのような御支援が考えられるのかお聞かせください。

次に、デジタル地域通貨の実証実験についてです。

この実証実験は、地域経済と市民活動の活性化に対するデジタル地域通貨ICHICOの効果を検証するために、2023年5月に本八幡駅周辺でスタートしました。市民活動では、新健康ポイント事業Arucioなどの関連事業も行われ、限られた地域の市民の皆様方が参加された事業であったと私は思っています。本事業は9月30日をもって期間を満了し、その間には事業の参加者を対象とした2回目のアンケート調査を実施し、その後、一定の期間を置いて再度アンケートを実施後、一連の検証作業を行った上で検討すると伺っています。アンケート調査は実証実験に興味を持った、要するに支援した市民からの声だけではありませんか。実証実験に参加できなかった市民や参加しなかった市民からの声はどのように調査をするんですか。これからも調査しないままなんですか。私は今回の本事業案件の費用対効果にも疑問を持っております。

そこで質問しますが、本八幡地区の対象となった店舗数は何件あり、そのうちアンケート調査に御協力をいただいた件数は何件だったのか、そしてアンケート結果の構成はどのようになっているのかお聞かせください。

2点目は、今後デジタル地域通貨の仕組みや事業効果について検証を行うとのことだが、実証実験からどのような課題が明らかになったのかもお聞かせください。

次に、若年がん患者に対する支援についてです。



本定例会の一般会計補正予算案（第6号）において、衛生費の補正項目でがん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等補助金219万円が計上されています。これは本年度から開始した事業であったと思いますが、県からの補助金も出ているようです。この件について調べてみたところ、県のがん患者QOL向上事業のうちの一つです。既に本市が実施しているウィッグなどの補助金だけではなく、若いがん患者を対象とした訪問介護などの助成をしていることが分かりました。これは本市では実施していないようです。そこで、千葉県と他市の状況についてお聞かせください。

次に、市が所有している保健医療福祉センターの重複契約と、残り約4か月となる移譲期間終了問題と本市が目指す今後の解決策についてです。

この問題は、過去3年間各定例会で取り上げ、建物の持ち主である市川市が医療法人城東桐和会と介護老人保健施設、デイサービスの2つの企業に建物を貸し出したことによって生じたのが原因であると思っています。私は2021年9月定例会で、残り2年半となった桐和会との基本協定書の実行を、貸主である市川市はどのように考えているのかと質問しましたが、残念ながら、本市としては城東桐和会が病院運営移譲に関する基本協定書等に基づき誠実に履行するものと認識しておりますとの答弁であり、まるで他人事のような答弁でした。現時点では、移譲まで残り約4か月となった市川市と城東桐和会に対して、15年契約期間がまだ約8年も残っている状況の市川市と介護老人保健施設、デイサービス、私はこの状況を生み出した貸主である市川市が双方に声をかけて改善策を目指すべきと、この問題を取り上げれば取り上げるほど強く感じます。何しろこの施設の公募に対しては、担当する常任委員会委員全員は、公募すべきでないと、当時の副市長に強く要望した経緯もあったのです。しかし、残念ながら、これは前市長の決断によって公募を実行してしまったんです。

そこで質問しますが、4か月を切った二重契約を締結する状況で、保健医療福祉センターの移譲問題の解決策を市はどのように考えているのかお聞かせください。

そして、市川市として二重契約になってしまっている現状の原因は何だったのか。

そして、市川市清掃公社の発足からの経緯を含め、今日の役割についてです。下水道の普及に伴い、市川市清掃公社の役割は、根本は変わらないものの、時代とともに少しずつ変化をしているのではないかと考えます。

そこで質問しますが、市川市清掃公社の発足からの経緯を含め、今日の役割についてお聞かせください。

そして、最後の項目は、市川市シティセールスに関して、今日までの主な取組と今後の考え方についてです。

シティセールスの定義には諸説ございますが、全国に、いや、世界にも魅力ある市川市の名前を知ってもらうことが第一義であることは言うまでもないのです。市川市の名前が知られることは、市民意識の高揚をはじめ、住みたい町市川市など、市川市の重要な政策の一つであります。

そこで質問しますが、市川市のシティセールスに関し、今日までの主な取組と今後の考え方についてお聞かせください。

以上、多岐にわたりましたが、御答弁のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、市内のまちづくりについての(1)、(3)、(4)と大項目、柏井少年広場の一部及び仮称北市川駅整備構想についてお答えいたします。

初めに、(1)市川駅南口の京葉ガス市川工場跡地における開発事業の進捗状況及び隣接する土地の利用方法についてです。京葉ガス市川工場跡地の開発事業は、昨年4月に事業者である京葉瓦斯株式会社——以降、京葉瓦斯という——から、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例——以降、宅地開発条例という——に基づき宅地開発事業計画相談が提出されました。7月に近隣住民説明会を2回開催し、計125名の方が出席。

御意見として、高い建物ができることによる風環境の変化について、工事の際の家屋調査の実施、水害時の避難場所の確保などがあつたと報告を受けております。なお、風環境の変化につきましては、シミュレーションを実施し、風が強くなる場所には樹木を配置するとのことです。住民説明会後は宅地開発条例に基づき、京葉瓦斯が関係各課と協議を進め、各課協議終了後の本年6月には京葉瓦斯と市が協定書を締結、7月に工事着手届が提出されました。

現在の工事状況及び今後のスケジュールです。京葉瓦斯は、ホームページにおいて、開発エリア北側は、本年9月より賃貸マンション及び地域貢献施設の工事に着手し、完成予定は2025年、令和7年の5月、県道若宮西船市川線、通称産業道路に面する開発エリア南側は、本年8月に工事に着手、12月に完成、コンビニエンスストアのセブンイレブンがオープン予定と10月に公表しております。開発エリア中央部は、現在、既存建物の杭の撤去工事を行っており、その後、サービス付高齢者住宅、商業施設、分譲マンションの工事に着手します。完成は、サービス付高齢者住宅が2025年、令和7年の4月、商業施設が2025年、令和7年の9月、分譲マンションが2026年令和8年の9月を予定しております。なお、開発エリア全体の完成は2026年、令和8年の年末と聞いております。

京葉瓦斯は工場跡地に隣接する約1万2,500世帯の住民を対象に、生まれ変わる工場跡地のエリアの愛称の募集を実施しました。12月以降に愛称を決定し、各入賞者には賞金を出すとのことです。

隣接する日立金属商事倉庫跡地は、現在、建物の撤去が終わり、基礎部分の撤去を進めております。本市に提出されたりサイクル法の届出では、来年1月上旬に完了予定となっております。

次に、(3) 柏井町1丁目淀川製鋼所に関する社員寮約10棟の解体工事終了後の事業計画と柏井町のまちづくりについてです。当該地は、本年10月4日に国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地に関する権利の取引の届出が提出され、株式会社淀川製鋼所から新たな所有者へ土地の権利が移転しております。当該地の開発計画につきましては、新たな所有者から計画相談書がまだ提出されていないため、把握できておりません。柏井町1丁目は、その大半が第一種低層住居専用地域に指定されております。このため、新たな事業者から計画相談書が提出されましたら、良好な住環境を形成するよう強く要望してまいります。

次に、(4) 本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業についてです。本八幡駅北口駅前地区は、再開発準備組合が再開発事業の実現に向けて検討を重ねており、今年度末に再開発事業の都市計画決定を目指しております。都市計画決定後は、県に都市再開発法に基づく組合設立認可の申請、組合設立後は権利者の従前と従後の権利や価値を明確にする権利変換計画の認可などを経て、工事の着手となります。認可後のスケジュール計画では、解体工事着手を2026年度、令和8年度、建築工事着手を2027年度、令和9年度、工事完成を2030年度、令和12年度としております。事業を着実に進めるためには、組合設立や権利変換時の地権者の合意形成が重要であります。合意形成が整わないと、全体スケジュールに影響を及ぼすことから、この2つの合意形成が大きな課題と考えております。

市街地再開発事業は、都市機能の更新や防災面の向上などを目的とした都市計画事業です。そのため、市は、再開発事業が確実に完了するように、組合が策定した資金計画やスケジュールに無理がないかどうかなどの監督、また、組合に補助金を交付する立場から、補助の条件や整備内容を確認する必要があります。このことから、市は準備組合の理事会や打合せ等に参加し、計画内容やスケジュールの確認、必要に応じて書類の提出や根拠を提示させるなど、指導監督しております。

次に、大項目、柏井少年広場において無償で借り受けている私有地及びじゅん菜池緑地の一部において無償で借り受けていた私有地についてのじゅん菜池緑地についてです。じゅん菜池緑地は、無償で借り受けていた土地の区域も含めて、昭和54年3月に都市施設の緑地として都市計画決定をしております。無償で借り受けていた土

地は、平成10年3月に土地所有者と使用貸借契約を締結し、翌年、都市公園法に基づく供用開始の手続を行い、じゅん菜池緑地の一部として使用してきました。その後、令和3年7月に土地所有者からの買取り要望を受け、本市の貴重な緑地として都市計画決定していること、多くの市民に利用されていることなどから、令和5年2月に土地を取得したところでございます。

次に大項目、仮称北市川駅整備構想と周辺の都市計画見直しのその後の進捗状況についてです。市では、これまで関係権利者で構成する事業準備会とともに、JR武蔵野線市川大野駅と船橋法典駅のおおむね中間に位置する市街化調整区域約25haについて、交通利便性や土地利用といった地域の課題解決に向けた新駅設置と新たなまちづくりを検討してきました。実現に向けては、民間事業者からアイデアや意見を伺うため、事業準備会とともに、令和元年度にサウンディング調査を実施しました。この調査では、2つの事業者から提案がなされ、検討区域全体を対象とした土地区画整理事業と幹線道路沿道に商業施設の設置という提案がありました。これらの提案において、事業者からは、事業の実現性や権利者の合意形成が大きな課題であると挙げられております。さらに、調査実施後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、事業準備会の開催を見合わせていたところ、昨今の人手不足や資材価格の高騰など社会情勢の変化により、土地区画整理事業の実現性はさらに厳しい状況となりつつあります。このため、新たなまちづくりの事業性については、さらなる検討が必要と考えております。令和7年度に改定を予定している都市計画マスタープランの改定作業と併せて都市計画の見直しなどを含め、必要な検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** 私からは大項目、市内のまちづくりについての(2)市川駅南口の京葉ガス市川工場跡地に隣接する市道0216号の無電柱化整備に関することについてお答えします。

市道0216号の無電柱化に関する説明会につきましては、現在計画している事業概要と今後の予定を説明した上で、地元関係者からの意見を可能な限り反映することを目的に、2023年9月10日に市川駅南公民館で開催いたしました。説明会には38名の方が参加され、意見等は当日の質疑や意見記入用紙を活用し、聴取してまいりました。いただいた意見等を大別しますと、工事期間中の通行形態に関すること、沿道での建て替えに関すること、用地取得や補償に関すること、道路拡幅計画に関すること、道路冠水やバリアフリー化等の無電柱化に合わせた道路整備に関すること、周辺道路に関する要望等がございました。説明会での意見のうち道路整備に関するものにつきましては、無電柱化と併せた整備が可能か検討してまいります。また、工事期間中の通行形態につきましては、工事を発注する段階において、現地の交通状況を踏まえた施工方法を検討し、警察等の関係者と交通規制方法について協議を予定しております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 立場スポーツ部長。

**○立場久美子スポーツ部長** 私からは大項目の2、無償で借り受けている私有地のうち柏井少年広場に関する事項と、大項目の4、国府台公園野球場完成までのスケジュール、有料広告の取扱い及びネーミングライツ制度の導入についてお答えいたします。

初めに、柏井少年広場についてです。柏井少年広場は昭和57年4月に開場してから現在まで、主に少年野球場として使用されてまいりました。開場当初から、土地所有者の皆様の御厚意により無償で利用させていただいております。柏井少年広場をはじめ、現在市内の少年広場は4か所ございます。これらの広場は、主に少年野球やフットベースボールなどで使われており、そのほかグラウンドゴルフなどにも開放するなど地域に根差した利用をされており、市といたしまして、貴重な施設であると考えております。

次に、国府台公園野球場完成までのスケジュールと有料広告の取扱い、ネーミングライツ制度の導入についてお答えいたします。

初めに、完成までのスケジュールについてです。2020年12月に開始した野球場整備工事は、2025年3月の竣工を目指し、野球場内発掘調査終了後の今年8月より工事を再開し、現在は防球ネットの建設を進めているところでございます。また、本定例会におきまして補正予算議案を上程しており、議決を経て予算成立次第、速やかに追加工事に着手する予定としております。野球場の再開を心待ちにしている関係団体の皆様からも新しい野球場での春の開会式、開幕戦を行いたいとの声を頂戴してございます。これらの御要望に応えられるよう、関係各所と調整しながら、市民の皆様にとって誇りとなる野球場をつくってまいります。

次に、野球場内の有料広告の取扱いでございます。広告料収入は施設運営における重要な財源となることから、再整備中の野球場においても広告物の掲出希望を募ることを考えております。公募方法につきましては、広告掲出が野球場の供用開始に間に合うよう、2024年度の適切な時期に市公式ウェブサイトに掲載した上で、「広報いちかわ」や市公式SNSなども活用し広く周知し、旧野球場に広告物を掲出いただいていた事業者様に対しましては、募集開始と同時に直接御案内できればと考えております。掲出場所につきましては、旧野球場と同じ外野ラバーフェンス、ファウルラバーフェンスに加え、新たにダグアウト上のラバーフェンス等への掲出も検討しており、広告掲出場所の区画は旧野球場より増える見込みでございます。また、広告料につきましては、市川市道路占用料条例や近隣市の同規模の野球場、その他類似施設などの金額なども参考に検討しております。

次に、ネーミングライツにつきましては、現在、制度の導入を想定した準備を進めており、募集条件のうち、金額については、同規模の他市野球場の例を基に、工事費、ランニングコスト、広告効果などを加味しながら検討しているところです。また、ネーミングライツの効果を最大限に発揮するために、なるべく早い段階でパートナーを選定、公表する必要を認識しており、その時期は供用開始の半年程度前を想定しております。早めに野球場の愛称を決定することにより、供用開始に向けて周囲の期待の膨らむ中、様々なメディアで報道されるようになるなど、広告効果は高まり、ネーミングライツパートナーにとって大きなメリットとなり得ます。また、この時期であれば、各団体等の行事案内状などにも新しい野球場の愛称を記載いただけるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは大項目、姥山貝塚公園に隣接する土地の活用についての(1)駐車場、駐輪場の再整備についてお答えします。

姥山貝塚公園に隣接する土地につきましては、平成21年5月1日より、文化財保護の観点から史跡用地の管理並びに発掘調査の用に供するため、隣接地を所有する4名の地権者の方と土地賃貸借契約を取り交わし、契約期間を4月1日から翌年の3月31日までとする単年度ごとの契約を継続しておりました。また、御質問者より、同公園の周辺道路等において、駐車や駐輪に伴う課題が指摘されていたことから、平成21年度から敷地の一部を駐輪場スペースとして開放し、平成26年6月には5台分の駐車スペースを整備し、活用しておりました。しかしながら、令和2年3月31日をもって契約の更新は行わず、このことから、現在、駐車場及び駐輪場としての利用はしていません。その後の状況でございますが、同公園周辺には民間の、いわゆるコインパーキングもないことから、特に車でしか来園することができない利用者が公園周辺の道路にやむを得ず路上駐車をしてしまうことがあるものと認識しております。改めて駐車場等の必要性や、そのほか同土地の活用について関係部署と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは大項目5つ目、姥山貝塚公園に隣接する土地の活用についての(2)柏井町1丁目の自治会館の新設についてお答えいたします。

市では、自治会が自治会館の新築、増築、改築などを行う場合、自治会活動の拠点であることから、その費用の一部を補助しております。具体的には、新築の場合、建築費の4分の3、または1,500万円を限度に、また、自治会館建設用の土地購入の場合には購入額の4分の3、または1,000万円を限度とした補助金制度でございます。なお、土地購入に対しましては、自治会など地縁による団体が市長の認可を受けた法人格となる認可地縁団体であることを補助要件としております。これは、認可地縁団体として不動産登記をすることで、財産上のトラブルなどを避けるため補助要件としたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは梨の授粉用花粉問題とデジタル地域通貨の実証実験の2点についてお答えをいたします。

まず、梨の授粉用花粉問題についてです。今回の中国産梨花粉問題の原因となっております火傷病とは、火傷病菌という細菌により、梨やリンゴ、ピワなどのバラ科植物に広く感染し、いまだに有効な防除方法が確立されていない感染力の強い病気であります。感染は病斑から漏れ出した細菌や感染した花の花粉が、ハチなどの昆虫や風雨により運ばれる場合もあり、葉に火であぶられたような症状が出るほか、全体が枯れてしまったり、枝の先端は下方に湾曲し、羊飼いのつえと呼ばれる特徴的な症状が出たりすると言われております。感染した場合、周辺の健全な樹木を含めた伐採が必要になるなど、全国でもトップクラスの生産量を誇る地域ブランド市川の梨の産地全体に甚大な被害を与えることとなってしまいます。これまでのところ国内での発生は確認されておませんが、中国国内で火傷病の発生が確認されたため、国は海外からの宿主植物の花粉や枝、果実の輸入を停止し、国内への侵入防止に万全を期すため、本年8月30日をもって中国産梨花粉の輸入を停止といたしました。さらに、国内での火傷病の発症や感染拡大を防ぐため、各農家や輸入業者、販売業者から、保管中の中国産梨花粉の買上げ、回収、廃棄を実施することとしております。千葉県は中国産梨花粉の使用自粛の徹底や、梨の授粉用花粉の確保など、来期以降の梨の生産に万全を期すため、本年10月27日になし授粉用花粉確保等緊急対策本部を設置し、対象産地においても、農業事務所、JA、市などで現地対策チームを構成し、火傷病に関する情報収集や状況調査、情報共有などを行っております。

一方、市では、国からの中国産梨花粉の輸入停止の通知を受け、市内梨農家へ中国産梨花粉の使用状況や保管状況を調査いたしました。その結果、約9割の梨農家が中国産梨花粉を使用していることが確認できました。そこで、感染を防ぐことを最優先とし、中国産梨花粉については使用しない、購入しない、全量回収を千葉県やJAいちかわと協力し、梨農家に対し周知徹底に努めることや、来季の生産に向けて自家採取による授粉用花粉の増産が緊急的に必要であると考えます。

しかし、花粉採取に必要な梨の花摘み作業は、例年3月下旬から2週間程度の短期間に集中するため、人手が不足すると伺っております。そこで、梨の花摘みボランティアを「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトなどで募集し、作業に関する事前研修を行った上で作業を実施してもらい、梨農家の負担を軽減できるよう協力することを考えております。ほかにも、千葉県やJAいちかわなど関係機関と協力しながら、梨農家が花の自家採取による授粉用花粉の生成に必要な機器などの導入に関する補助などを検討してまいります。

続いて大項目、デジタル地域通貨の実証実験についてです。

初めにアンケート調査についてです。7月に実施した1回目の調査では、加盟店203店舗の45%に当たる91店舗から回答をいただいたほか、参加者1万5,000人の16%に当たる2,350人から回答をいただきました。内容は、

事業に対する満足度や導入効果をお尋ねする構成といたしました。その結果、98%の加盟店から、今後も加盟店を継続したい、約50%の加盟店から、新たな客を獲得できた、来店者や売上げが増えたという回答をいただいております。また、約80%の参加者から、市内で買物や食事をするきっかけとなったという回答をいただきました。実証実験の終了に合わせて9月下旬に行った2回目のアンケート調査では、参加者1万5,000人の5%に当たる757人から回答をいただきました。I C H I C Oの利用額、ふだんの利用額と比べた際の増加額をお聞きしたところ、利用額は1人当たり平均2万4,700円、増加額は平均7,800円でした。これまで市外の店舗やネットショッピングで使っていた金額のうち、I C H I C Oを利用したことで市内の店舗で使った金額については、平均8,700円という結果になりました。このように参加者や加盟店からはおおむね良好な評価をいただいておりますが、今後さらに広く市民の御意見を伺って、検証を進めてまいります。

次に、明らかになった課題です。課題としては、大手スーパーマーケットで多くのI C H I C Oが利用され、中小企業や個人事業主が経営する店舗での利用が少なかった点が挙げられます。このほか参加者からは、I C H I C Oを利用する際の申込手続を簡略化してほしい、セブン銀行ATMだけではなくクレジットカードからI C H I C Oをチャージできるようにしてほしいという意見をいただいております。今後、事業を継続する運びとなった際には、課題への対応策を講じ、よりよいデジタル地域通貨の仕組みを目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは若年がん患者に対する支援についてと保健医療福祉センターについてお答えします。

初めに、若年がん患者に対する支援についてです。39歳までのがん患者の在宅療養につきましては、介護保険が適用されないため、ホームヘルパー派遣や福祉用品のレンタルなど、在宅でのケアについては全額自己負担となり、在宅での療養を希望する患者に対して金銭的な負担が生じております。こうした費用に対する支援を行うことを目的に、近隣市におきましては、浦安市が2002年度から、千葉市が2021年度から、流山市や松戸市などで本年度から助成制度を開始したところであります。千葉県でも本年度より市町村が支払う費用の2分の1を助成する制度を開始したところであります。具体的に申し上げますと、対象者は18歳以上39歳以下の回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者であり、補助対象のサービスは、訪問看護や訪問入浴介護、福祉用具のレンタルなどとなっております。サービスを受けられる上限額は1か月当たり6万円で、そのうち9割を市町村が患者に対して助成し、その半額を県が負担する仕組みとなっております。

続きまして、保健医療福祉センターについてお答えいたします。保健医療福祉センターの土地、建物の移譲につきましては、昨年12月定例会において御答弁いたしましたとおり、課題の解決が図れるよう、各法人の意向を伺うなど、話し合いを行ってまいりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、保健医療福祉センター内にあたる介護老人保健施設やデイサービスセンターの経営移譲時に締結した運営期限と保健医療福祉センターの土地、建物の売却期限が異なっておりますことから、市と3法人との契約関係など法的な整理を必要とする課題もあり、まともらず現在に至っております。本市といたしましては、市民サービスの低下を招かないことを前提とし、各法人の立場を尊重しつつ、課題の解消を図っていく必要がありますことから、引き続き各施設を運営する3法人と協議の場を設けられるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からは大項目、清掃公社についてお答えします。

し尿くみ取り収集については、昭和29年に公衆衛生の向上を目的とした清掃法が制定され、市が同法に基づき、し尿くみ取り業務を行っていた市内の16の事業者に対し収集運搬の許可を与えました。昭和42年には、このうちの15の収集運搬の許可業者を統合し、協同組合市川興運が設立され、昭和50年になると市民サービスと作業効率の向上を図るため、協同組合市川興運を廃業し、本市が全額出資した財団法人市川市清掃公社が設立されました。その後、下水道の普及によるし尿くみ取り世帯及び浄化槽基数の減少に伴い、平成6年度に不法看板撤去、平成7年度に市川市リサイクルプラザの管理運営、平成13年度には廃家電リサイクル事業など、し尿くみ取り浄化槽清掃に代わる新規事業を行ってまいりました。平成24年からは、公益財団法人市川市清掃公社として、公衆衛生の向上を目的とする事業を市と連携し行っています。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 麻生市長公室長。

**○麻生文喜市長公室長** 私からは大項目の11番目シティセールスについてお答えいたします。

本市のシティセールスは、定住促進による常住人口の増加や観光などによる交流人口の増加、そして地域経済の活性化を目的としております。この目的を達成するための手段として、本市の魅力や輝きを広く市内外に発信していくことが最も重要であると考えております。本市は東京に隣接し、交通便利性に優れた住宅都市であり、緑地や水辺など豊かな自然や景観、史跡や伝統行事などの歴史文化、そして梨やノリといった特産品など様々な魅力があふれる町でございます。また、未来を担う子どもたちを社会全体で支えるため、数々の子育て世帯を支援する事業や、これまで活躍され、社会を支えていただいた75歳以上の方への感謝を示すゴールドシニア事業など、市独自の施策も本市の魅力となっていると考えているところでございます。これらの魅力につきまして、定期的な「広報いちかわ」の発行や報道機関へのパブリシティに加え、市長自らが市川の梨を大田市場へ行ってPRしたり、健康ポイントA r u c oとデジタル地域通貨I C H I C Oを街頭でPRするなどトップセールスを行っており、報道記事として取り上げていただいたところでもございます。

さらには、市の魅力をより広く情報発信するため、広報紙の電子化やウェブサイトの掲載、各種SNSやYouTubeによる広報動画の配信など、ワールドワイドに行っているところでございます。今後、日本の人口規模や経済の縮小が見込まれている中で、持続可能な町を実現するためには、子育て世代をはじめとする転入促進や定住化、そして交流人口の増加に取り組むことが不可欠であると考えております。このためシティセールスに当たっては、単に市政に関する情報を発信するだけでなく、市の魅力も掘り起こし、新たな創造を生み出すなど、総合的に施策をプロデュースするとともに、効果の検証やフィードバックなど一連の流れを整えることが必要であると考えております。

本市においては、これらを一元的に実施する体制ではないため、情報発信を担当する市長公室と市政に関する総合的な企画及び調整を担当する企画部、そして全ての部署が連携しながらシティセールスに取り組んでいるところでございます。

今後については、シティセールスが目指す目的の達成に向けまして、組織間の連携を一層高めるとともに、柔軟かつ効果的な情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 答弁が終わりました。

加藤武央議員。

**○加藤武央議員** それぞれ御答弁ありがとうございました。多岐にわたりますので本当に御迷惑かけました。

それでは、再質問をさせていただきますが、まずは通告順どおり進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

市川駅南口の北街区の賃貸マンション、そして地域貢献新築工事の開発ですね。これは京葉瓦斯さんのほうでお願いしているのですが、9月に新築工事に着手して、10月には社外公表を行ったと。そして、市川南地区への愛着を持つ市川工場跡地の近隣住民約1万2,500世帯には、住民のエリア愛称の公募を募集実施し、12月以降に愛称を決定して、各入賞者には賞金を京葉瓦斯さんからいただけるということでよろしいんですね。ありがとうございます。そして、同時進行している産業道路側の店舗整備は、セブンイレブンが12月頃出店もしていただけると、これもすばらしいと思います。さらに、全事業は、そしてこの建物のうちの大きな両側なんですけど、ここは2026年の末の完成を目指す、これを京葉瓦斯さんをお願いしなきゃならないと思いますが、よろしいですね。その支援をしてください。よろしくをお願いします。これはこれで結構です。

そして、本社の隣にあった跡地の問題ですが、この件に関してもですが、ここに関しては、京葉瓦斯さんが撤去していただいているということで、本年度、来年の1月上旬には更地になりますよということですが、ここで私がお願いするのは、近所の河川敷のところは駐車場として全く使用できていないんですよ。河川敷の利用者が駐車場がないんです。そこには軟式野球リーグとか、PTA、小学校とかサッカー場、こういう多くの人たちが全部来ているんですが、自転車やバスで来ているんですよ。ほとんどが車が1つもできない。こんな状況の中で、今現在少し空いているのもありますから、京葉瓦斯さんは何台か協力していただいています。でも、たった四、五台なんで、まだまだ足りないんで、ここの跡地を何とか京葉瓦斯さん側をお願いして、次の計画が決まるまででも結構なんで、何とか市川市としてできないかなとお願いするんですが、そしてもう一つは土手、近隣の土手がありますよね。あそこの土手も、逆に言うと河川側のほうの2段階のところの真ん中あたりは駐車場として、一方通行であればできると思うんですよ。そういった整備も、これは国交省がやるのかわからないですけど、そこにも市川市としてお願いできないかなと、これを強く要望して、この件はこれで結構です。ぜひとも駐車場の整備をしていただきたい。このことをよろしくをお願いします。

そして、ここの中で無電柱化ですよ。無電柱化が1つ入るんですが、この無電柱化には再質問したいんですが、この市道0216号の無電柱化に関しては、近隣の住民の計画説明会が開催されて、道路建設課が説明会を実施したんですよ。そして、これに関しまして、これも多くの地元の人たちが関心を持っている事業の一つです。そこで、このような状況の中で市道0216号無電柱化に関する前回の質問に対し、私に対する部長の答弁は、約10年をかけてやっていきますよという答弁でした。これ私は納得しないんですよ。まだかかるのかと。京葉瓦斯さんの大きな工事が2026年度末を考えて、全南口は完成しちゃうんですよ。完成した後に、また改めて地元の住民の人たちに御迷惑をかけなきゃならないんですよ。であれば、やっている工事の最中に、少しでも同時に進行できないかということなんです。私は無理は承知で言っています。10年を短縮しろとは言っていないんですが、少しでも早くできないかと。

そこで再質問しますが、優先道路整備でありますけど、本道路の市道0216号無電柱化工事を少しでも前倒し、完成を目指すことはできないか、市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市川市無電柱化推進計画で定めた優先整備路線は、計画期間である2022年度から2031年度までの間に事業着手することを目標としたものです。御質問の市道0216号につきましては、2022年度から電線共同溝概略・予備設計業務に着手しており、今年度中に整備方針や基本計画を策定する予定となっております。今後のスケジュールとしましては、2024年度は工事に必要となります詳細設計を行い、2026年度からは電線共同溝の整備工事等を予定しております。現時点での事業完了は2032年度末を見込んでおりますが、今後の設計等の中で工期短縮が可能となる工法を検討するなど、早期に事業が完了するよう努めてまいります。



以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。ぜひともよろしく願いますね。よろしく願います。

次に移りますが、柏井町1丁目の株式会社淀川製鋼所解体工事終了後の事業計画について、そして柏井地区のまちづくりについてですが、柏井町1丁目地区の東側にあったヨドコウのグラウンドには、もう既にヨドコウ市川寮というものが、大きい建物ができています。そこにさらに社宅としてA棟からD棟まで4つの社宅ができています。もうそこだけの面積で100筆は増えているんですよ。グラウンドのところにはできたものが100棟を超えています。そして、同じ1丁目の駅前には、もう43棟の住宅ができて、もう居住しています。これは駅前、私のすぐそばですが、もう43棟が完成して住んでいる。そして、このように、さらに同じ、今グラウンドがありましたよね。グラウンドのところの今解体しているところのすぐ東側、斜面のところですが、そこに新たに43棟の住宅ができますよということの看板が立ちました。もう来年から工事が入るんですよ。本当にこの辺はすごい住宅地になってしまう。このように柏井町1丁目だけでも相続の発生や都市計画道路3・3・9号線の取用等によって大きく変化する地域が柏井町1丁目地区なんです。さらに現在は、2丁目から4丁目にかけても相続の発生、うちのおじさんなんかもそうですが、テニスコートの跡地なんかに全部家ができています。もう引っ越している。ですから、このようなところで、この市川市内でも最も固定資産税や住民税が拠出されてきた地域の一つであると私は思っていますよ。すごく大きな財産になると思いますよ。

そこで再質問しますが、今述べた柏井町1丁目地区の未来のまちづくりを考える場合、これだけの家ができてきて居住する中で、柏井小、柏井保育園、この2園しか今ないんです。私はこの面積だけ、この施設だけでは、今後対応できるとは絶対思えません。そして、柏井町全域のまちづくりとしても、市が考える未来のまちづくりに対して、この両方をどのように考えるのか、まずお聞かせください。

そして2点目。2点目は今後、柏井町全域の居住環境は大きく変わることは今述べました。そこで、同地区の住居表示、柏井町1から4丁目の住居表示に対する事業というのは、計画は考えられないのかも併せて聞きたいと思いますので、よろしく願います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

当該地区の計画は、事業区域面積が3,000㎡以上であることから、宅地開発条例に基づいて、小学校、保育園などを所管する関係部署を集めた宅地開発調整会議に諮ります。この会議では、増加される児童数の把握や公園整備、緑化、集会場、防災備蓄倉庫などの設備についても調整していきます。柏井地域は、近年、宅地分譲の開発が多く行われていますことから、当該計画地を含めて、既存の施設や周辺の住環境に配慮するよう事業者側に強く要望してまいります。当該開発地を含む柏井町は市北東部に位置し、良好な自然環境や農業環境などの地域特性があります。また、これらと調和した住環境が形成されております。一方で、本市の南北軸となる都市計画道路3・4・18号に接し、北千葉道路に接続する都市計画道路3・3・9号の整備が控えております。このことから、道路整備等に合わせた沿道の土地利用の促進、自然環境と調和した質の高い住環境の形成を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは再質問の2点目、柏井地区の住居表示事業についてお答えいたします。

本市の住居表示の実施状況につきましては、既に住居表示を進める旨の議決がされております稲越、大野、北方町4丁目区域を住居表示審議会からの答申に基づき順次進めていくこととなっております。直近では、2年前

の令和3年2月に地元住民の要望を基に稲越町の住居表示を実施したところであります。大野区域と北方町4丁目区域については、公共施設が一定程度存在していること、宅地化が進んでいることなどの一定の要件を満たすことから議決された経緯があり、現在では大野区域の実施に向けて準備をしているところであります。

御質問いただきました柏井地区の住居表示につきましては、市街化調整区域を多く含んでいるものの、今後さらに宅地造成が進むことで建物の数が増えることが見込まれています。そのような状況を踏まえ、自治会の要望を受けるなどした場合には、現地調査を行い、その結果、ほかの実施区域と同じく、宅地化が進んでいるなどの条件を備えていると判断できました場合には、改めて議決を経た上で対応したいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ということは、柏井地区はまだまだ田舎なんですね。ありがとうございます。勉強になりました。そして、柏井町1丁目の件なんです、柏井小学校、柏井保育園だけではできないことは、もう十分皆さんも理解していると思いますが、柏井小学校は余裕教室は実際もうないです。さらには、保育園の人たちにしてみると、保育園側の経営者の人たちは、私たちも手を挙げますよと。公募してくれれば、その地区に手を出して保育園をつくりたいという声も聞いていますので、行政側は次のところに移ったのは理解しますが、でも、業者に対して市川市が指導しなきゃいけないんです。この地区だけは、無造作につくって行って、120世帯、130世帯をつくり上げたら、全く公園もない、何も無いものができることも考えられますので、少しでもすばらしい環境でできるように指導してください。これはよろしくお願いします。それで結構です。

次に移ります。次に柏井少年広場かな。いいんですね。——本八幡駅北口がありますね。本八幡駅北口の再開発事業についてですが、これは分かりましたが、何としてもこの事業は大変大きな事業なんですよ。京葉瓦斯もそうですが、京葉瓦斯のまちづくりと一緒に、この事業はすごく大きな事業となるんですが、京葉瓦斯が先に行ってしまうので、こっちが注目になっていたんですが、新聞紙上でよく分かりました。

そこで、指導監督については理解しました。ありがとうございます。私は今後の計画の見直しに対して大きな問題となるのがコスト面であると思っています。現在計画されている多くの予算面から、職人の雇用体制、働く時間の規制や資材の高騰などなどの今後さらに大きな問題を抱える事業であることは確実です。

そこで再質問しますが、再開発事業はまだ原案段階とのことですが、現段階での事業を進めていく上で、再開発促進地域として、市は市川の顔にふさわしい都市の商業拠点と居住環境を整えた区域を目指すとのことですが、もう少し私どもに具体的に分かりやすくお聞かせください。また、再開発事業を進める上で課題や問題点があればお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えします。

当該地区は市の都市計画マスタープランや都市再開発の方針において、商業業務施設の充実と都心居住の推進、にぎわいある交流ゾーンなど、商業や居住についての都市機能の向上を図る地区として位置づけております。このため、今回の再開発事業では、商業施設や居住の整備と併せて、現在の八幡一番街のにぎわいを継承するため、同じ位置ににぎわい通路を、また、新たに広場を2か所整備するなどの計画としております。再開発事業の課題の一つに、工事着手時における資材や人件費を含む工事費の高騰が考えられます。工事費の高騰は資金計画に大きく影響することから、市は準備組合に対して適切な資金計画やスケジュール管理などについて指導監督していきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。ぜひとも素晴らしい環境でつくり上げることをよろしく願いまして、結構でございます。ありがとうございます。

次に、柏井少年広場、中国分じゅん菜池の無償で借り受けている私有地に対する市の管理体制について伺いますが、この両方の土地を市川市としてどのような考え方の下で長い間無償で借り受けていたのか。例えば1名の土地所有者から無償で借り上げていた中国分4丁目じゅん菜池緑地の一部の土地権利者が亡くなった場合、今後はじゅん菜池緑地の維持、管理が市はできるのですか。できない場合には、じゅん菜池緑地は小規模にするのか、運営できなくなるのではないかと私は思ったんですよね。実はこの考え方は、私の地元にある柏井少年野球場、この土地権利者数名の方々から、1981年に市川市と使用承諾書を無償で取り交わしたままで、何十年も放置したままの状態はおかしいよと。何とか新たな契約書を整えてほしいとの相談があり、2008年に新規に土地使用貸借契約書を締結し、3年ごとに無償の更新をしました。できたんですが、既にこの人たち全員が高齢者の方々が多くなり、相続時には市川市が収用していただけると権利者は全員が思っていたんですよ。その都度その都度、私が死んだ場合、何かの場合には、必ず市が無償でずっと借りていたんだから、そのぐらいは返してくれるだろうと思っていたんです。しかし、そのようなことがないのかなということで、じゅん菜池の場合は収用ができましたよと。2年間の間に収用していただきました。生きていますよ。そういうこともしていただけたんで、そこで私は、じゃあ、どうなのかなと思って取り上げたんですが、私どもにとっては柏井少年野球場広場の土地権利者7名は、市に無償で今でも貸し出していますが、既に98歳を超える高齢者などと多くの高齢者で構成されているのが現状です。そこで、権利者が相続が発生した場合には、市は土地の収用をどのように考えているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

現在、柏井少年広場につきましては、複数の方から土地をお借りして活用しており、継続して使用していきたいと考えております。土地所有者の方から御相談等いただいた際には、土地の状況、施設の活用など様々な観点から対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。私が今もし聞き間違えたらまずいんですけど、私は7名の方たちが、98とか高齢になったから、今後この1万9,000近くの面積を一気に市に買ってくださいますよとは言っていないんですよ。同じように、もしその方の1人でも亡くなった場合には、その部分だけでも市は収用してくださいますよと。でも、市川市としては買い取るということは絶対に契約書には書けないでしょ。ですから、そういう体制を整えてほしいということなんで、各個人個人に対応してくれるんですよね。状況として確認よろしいですか。もう一度確認させてください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

御事情を伺いながら、誠意を持って対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 その言葉をちょっと確認したかったんで、ありがとうございます。ぜひともそうしていただきたいと思います。よろしく願います。

次に、北市川駅でいいのかな。仮称北市川駅整備構想と周辺の都市計画見直しの質問のその後の進捗状況につ

いてです。この質問も私のライフワークでもあり、何度も何度も定例会で取り上げてきましたが、なかなか進んでいなかったのは十分承知していましたが、私ども北東部地区の住民にとっては、将来の町と期待を抱く大変に大きな事業計画案であり、前回、田中市長の御答弁の新駅整備構想には、まずは当該地周辺の都市計画の見直しを最優先に先行しようとの提案によって、大きな一歩を踏み出せたと私は思っております。過去には当該地の土地権利者による事業準備会の皆さん方には、過去20回に及ぶまちづくりの検討会も開催されてきました。さらには、鉄道事業者との協議や民間事業者との意見交換会によるサウンディング調査も行ってきました。そして、柏井町・奉免町連合会からは、柏井地区におけるJR武蔵野線新駅設置に関する要望書を田中市長に提出するとも伺っています。このように今の北東部地区には大きな事業となる武蔵野線船橋法典駅から市川大野駅間の3分間のうち、大柏川周辺からJAいちかわ市川経済センターの南側周辺の1分半に駅構想が提案できるんですよ。大変大きな事業計画案なんです。1日の乗降客数1万5,000人や、1%の傾斜角度や、当該地周辺の都市計画の見直し等々多くの課題はありますが、今の立地条件だからこそできるのではないのでしょうか。

そこで再質問しますが、市川市としては今提案している当該地周辺の将来に向けたまちづくり構想はどのように考えているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

当該地域における新たなまちづくりにつきましては、サウンディング調査で提案のあった商業施設のほか、住宅地、乗降客数の確保につながる病院、スポーツ施設、看護学校のような教育施設など、地域や民間のニーズを踏まえた施設の立地が必要と考えております。新たなまちづくりの実現に向けては、地元の合意形成が重要でありますことから、引き続き事業準備会の意見を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。先ほどの答弁であれですが、私も何年前ですよ。私はこの議場で、幸手から看護学校が来ますよ、船橋から病院も来ますよ、こういう計画があるんですから、早くしてくださいということを言いましたよね。実際そうでしたもんね。としても、ここに関しましては、看護学校がもしあの周辺に来れば、女性の方が多くなれば男性の方も増えてくる町並みになるんじゃないかというのも私は言いましたよね。議場ではないんですが、その中で話し合った中で、1つの目標としてそういうのができないかなと思っていたんですが、とにかくそういう状況になりましたので、新たにまた一からやり直しますので、ぜひとも頑張りますので、よろしく願い申し上げます。

次に、国府台公園野球場完成のスケジュールとネーミングライツ制度についてですが、この問題も何年も議場で取り上げ、お願いしてきましたが、今の部長の答弁で、球場の完成が2025年3月までには完成でき、と答弁ですよ。ありがとうございます。2025年3月のうちには多くの野球関係者が新年度の入場行進に使用できるように、ぜひとも遅れることのないよう、よろしくお願いします。少年野球もみんな待っています。そして、現在も有料広告の御支援いただいている各企業の皆さん方への御支援と、球場完成までにも新ルールとして募集金額や場所の確保、募集期間、設定の決定もよろしくお願いします。お願いします。

そして、新球場が完成してからでは駄目なのがネーミングライツなんです。これは何度も言っていますが、企業側が大きな金額を募集して、完成したからネーミングライツをつけますよじゃあ、もうマスコミは既にいじくり終わっています。日本ハムの球場もそうでしたが、1年前からもう不動産屋がネーミングを取っているんですよ。だから、テレビをつけると必ず不動産屋の名前のネーミングライツが、球場がどうのこうの、どうのこうのと出るので、私は2年間、北広島に行ってきたんですが、やっぱり前ですよ。半年前でも本当は遅いぐらいなん



○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。私も実は大町の自治会館のときに、2か所を私このようなもので設立したので何らかのイメージは分かるんですけど、柏井の自治会館にはそういうのが必要だということですよ。私どもも自治会長並びにみんなと話し合っ、少しでも早く建てられるような努力をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、梨の授粉用花粉に対するこれですね。これに関しては、確かに全国中の梨農家の皆さん方は非常に大きな問題になってしまうと思いますよね。なぜなら、細菌が原因にかかってしまった梨の木は、残念ながら木を伐採する方法しかできないのが火傷病なんです。恐ろしい病気ですよ。このことに関しましては理解しました。とにかく来年度実施される梨授粉用花粉の取得は、来年3月の2週間程度と非常に短いために、労働力の人員の確保は必至ですが、その前までには研修会も実施しなければなりません。募集しても即戦力にはできないですからね。そのためにも、多くの市民の皆様方からの早急な公募募集の件もよろしくお願いをいたします。

さらには、人工交配機や開葯器等の確保の御支援もよろしくお願い申し上げます。この質問を終わります。ありがとうございました。

次にデジタル。デジタル地域通貨の実証実験についてですが、とにかくこのデジタル地域通貨の実証実験は、田中市長が提案した事業案件でもあり、ぜひとも市川市内の全店舗が参加し、市川市民全員が支援していただけるような事業になるには、まだまだ慎重に事業を進めていかなければならないと私は考えています。関係者、各部署にはくれぐれも慎重に慎重を重ね、全市川市民に喜ばれる事業となるよう、よろしくお願い申し上げ、この項目も終わります。ありがとうございました。

次に、若年がん患者に対する支援についてですね。御答弁ありがとうございました。介護保険の対象とならない若年末期がんの患者に対して、在宅介護に必要な支援であることについては理解しました。末期がんの場合でも、患者本人も御家族も、最期を病院ではなく自宅で迎えたいと思うのではないかと考えています。この際、この補助金制度が役立つことが分かりました。

そこで再質問させていただきますが、御答弁をお伺いすると、本市でも速やかに補助制度を実施すべきではないかと私は思いますが、市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

在宅療養のがん患者に対する介護サービスの提供は、患者本人だけではなく介護する家族の負担軽減にもつながるものと考えております。この制度は、浦安市や千葉市などの近隣市において既に実施されていることや、千葉県でも市町村に対する補助制度が今年度から実施されていることから、本市においても速やかに実施できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございました。ぜひとも早急にやってください。素晴らしい案件だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、私からは最後になるのかな。残り4か月を切った城東桐和会と地域医療振興協会による二重契約をした移譲問題の原因についてですね。私は原因の一つに2019年4月の慶應大医局の撤退によって医師の確保が困難となり、地域医療振興協会から医師派遣の御支援によって運営できていた保健医療福祉センターであり、今後も双方の協力体制を目指すためとして、当協会と15年の契約を締結したが——締結したんですよ。その後、突然に市川市は本施設の民営化をすべく、私ども常任委員会全員の公募の反対を押し切って公募を実施した結果、

城東桐和会が選定され、運営準備の買取り期間として5年間を決定した。地域医療振興協会側としては、私どもが御支援してきた医師の派遣と、この15年間の契約締結は何だったのかと、皆さん聞いていても思いません。さて、城東桐和会の買取り期間は残り4か月です。県側は1つの建物内には1業者に厨房は1つだけとのことであり、2業者の使用は認めないとのことです。現状は2事業者が使用していますよね。城東桐和会が権利を所有して、さらに1事業者に貸し出すことは医師法によってできないとのことも分かりました。このような状況を避けるために、私は3年前から各定例会で取り上げ、早急に対処すべきとお願いしていましたが、担当部局は全く対処してきませんでした。これは質問するだけで3年間もかかっているんですよ。

そこで再質問しますが、この状況を打開する方法の一つとして、地域医療振興協会側の7年後の契約期間満了、残り7年になりますから、その7年後まで待つと。そして桐和会との契約準備期間が来年の3月で切れちゃいますよね。それを少し延ばしてもらって7年後まで延ばす。この延長することによって、双方がお互いデメリットが一番少ないのではないのかなと思います。私の1つの案ですよ。市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

3種類の複合施設から成る保健医療福祉センターは、2016年に介護老人保健施設を、2017年にデイサービスセンターを民営化し、それぞれ2030年度末を期限とする運営移譲の協定を締結しております。一方で、リハビリテーション病院の民営化に際しましては、病院の運営と保健医療福祉センターの土地、建物の買取りを行う法人を公募により選定し、2023年度末を期限とする5年間の買取り期間を設け、運営移譲の協定を締結しております。買取り期限が近づく中、より早急な進捗が求められるため、本市といたしましては、土地、建物の売却後もリハビリテーション病院、介護老人保健施設、デイサービスセンターの3つの機能を維持されることを前提と考えており、契約内容を整理するため、おのおのの法人と協議を進めているところでございます。しかしながら、3施設から成る複合施設である保健医療福祉センターを売却するに当たっては、医療法上の問題点や運営形態、費用負担など解決すべき困難な課題もございます。このため、市の顧問弁護士とも相談し、対応を検討しているところです。売却に当たりましては、各事業者の意向も踏まえつつ、市民に必要なサービスが継続して提供されることが何より重要であるものと認識しております。議員より御提案いただきました方策につきましても、課題に対する有効な手段の一つと考えており、解決に向けてあらゆる可能性について検討し、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。確かに私が提案したのは1つの案なんですけど、その間に関しましても、やっぱりお互いが言いますよね。修繕費はどっちが持つんだよ。もし5年間延ばしたとか、7年間延ばした場合、どっち側が払うんだとか、いろいろ問題は多々あるんですよ。中でもっと楽なのは、県側に、厨房は1つを認めると。市川市じゃなくて桐和会がもし買ったとしても、桐和会が1つで、そここのところで厨房はいいんじゃないかと。それには田中市長が県側に頭を下げに行かなきゃいけないんでしょうけど。いろいろあると思いますが、とにかく弁護士まで立てている以上は、私にとって今の案が一番いいのかなとは思っています。お互いがデメリットも一番少ないのかなと思っていますので、ぜひともその件に関しましては、あと残り4か月ですから、何を言っても、他人行儀みたいなもので、3年前から言ったのが進んでいなかったんですよ。ですから、やっとお尻に火がついたんでしょう。ぜひとも早急な対応をお願い申し上げて、私からの質問は終わります。

続きまして、補足質問者の岩井清郎議員にお渡します。ありがとうございます。お世話になりました。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、岩井清郎議員。

○岩井清郎議員 それでは、補足質問をさせていただきます。

先ほど答弁をいただきました、まず清掃公社についてでございます。昨年も清掃公社の質問をいたしました。今年なぜしたかと申しますと、今年から組織改正によりまして、水と緑の部から下水道部が独立をいたしました。このことは、下水道普及率を早く上げ、市民の要望に応えようという強い思いが反映されたものと存じます。課題としては、もちろん千葉県第一終末処理場の問題、また、木下街道の地下化の問題、こういう問題がございますが、とにかく普及率を上げたいと、こういう思いからだったと考えております。この質問に対しました際にいろいろ調べておりましたら、昔の資料があるのが分かりまして、見せていただきました。目に留まりましたのが、昭和50年6月6日付の領収書です。発行人は市川市清掃公社理事長、鈴木忠兵衛、宛先は市川市長、鈴木忠兵衛でございます。金額は3,000万円、内訳は、基本財産1,000万円、運用財産2,000万円となっております。この昭和50年の6月と申しますのは、実は私が初当選した6月定例会で、先輩が、この月から市川市清掃公社が動き出したと、こういうことについて質問をされていたのを覚えております。また、この頃下水道普及率は、たしか10%を少し超えた数字だったと記憶をしております。そういうことを踏まえまして下水道部長へお伺いしますが、今後5年後、10年後の下水道普及率の見込みについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 お答えいたします。

現在の整備状況など課題はございますが、本市が平成27年度に策定した市川市污水適正処理構想におきましては、令和11年度までに臨海部の工業系用途などの地域を除く市街化区域の下水道整備を完成させる計画でございます。このことにより本市の下水道普及率は約97%に達することとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 平成11年度までに臨海部を除くとしても97%、これはあり得ない数字だと私は思います。ですから、これはいずれ県のほうがいろいろまた、そういう年度については先延ばしをするのではないかなというふうに私は考えております。絶対この目標は無理ですということですね。とはいえ、下水道が普及することで、清掃公社の公益的事業のし尿くみ取り事業がゼロにはならないものの、大きく減少をしていくことは明らかで、市川市清掃公社経営安定計画の取組と並行して、今、今後の清掃公社の在り方を真剣に考え始めなければいけない時期であると、このように考えておりますが、いかがですか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今後さらに下水道が普及し、し尿くみ取り業務、浄化槽清掃業務が少なくなる状況が想定されることから、清掃公社の運営に大きく影響があるものと認識しています。今後の清掃公社の在り方については、経営状況も踏まえ協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 そのとおりだと考えております。あえて今回質問したのは、その点をしっかり受け止めていただいて進めていただきたい。このことを強く要望しておきます。

それでは、続きましてシティセールスのほうに入ります。先ほどシティセールスにつきましては、麻生公室長から力の籠もった、これまでも、そしてこれからもしっかりと取り組んでまいります、また、それには情報発信をしてまいりますという答弁がございました。おのおのその視点は分かるんです。シティセールスというのは、これとこれとこれをやれば、これで満点だということはもちろんありません。そこで、私からも私なりにシティ



セールスの向上に役立てばと思ひまして、幾つかの提案をしながら、市の考え方を伺っていきたく思います。

まず最初に、ところで、シティセールスの質問になぜ市長公室長が答えるんでしょうか、この点をお答えください。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 補足質問にお答えいたします。

本市では、シティセールスを一元的に取り扱う組織体制ではないため、情報発信を担当する市長公室が中心となりまして、シティセールスに関わる全ての部署と連携して取り組んでいるところでございます。このことから、私が答弁させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 実は今年の2月定例会のことでございました。私は総務委員会で組織改正の説明の際、理事者に、シティセールスの担当はどこですかと質問をいたしました。そうしましたら、観光部という答えが返ってまいりました。その後、いろいろ協議をしたようでございまして、観光部ではございません、市長公室の広報広聴課でございますと、こういう答弁が修正をされました。市の職員でさえシティセールスの担当を知らない。このことを企画部長、なぜだと思ひますか。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、これまで広報や観光などの部門におきまして、様々な施策の取組や本市の魅力につきまして一体的に発信するなど、効果的、そして効率的なPRに努めてきたと認識しております。シティセールスは自然や歴史文化をはじめ観光など多くの地域資源のほか、広報発信によりますシティプロモーション、それから市民活動や産業、そして本市の事業や施策など分野が多岐にわたるため、1つの組織としてくることができないことから、シティセールスという名称で、例えば課を設置するなど組織化をしていなかったことも浸透していなかった要因として挙げられるのではないかと思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 ないかと思ひますと、正直なところは分からないということですね。今の2人の答弁を聞きまして、確かに市川市のいろんな施策等を情報発信している。そして、それも広報広聴課が中心になってしている。これは理解できます。しかしながら、一番最初の質問の中で、何はともあれシティセールスの第一義は、市川市という名前を全国に、そして世界にも知ってもらう、これをするのがシティセールスだと。これをちゃんとやっていく場所が本当にあったのかというと、これはちょっとなかったなと、足らなかったなというふうに私は感じております。やはりここがないと、情報発信はいいですよ。そうじゃないんですよ。市川市の名前、これをまず知ってもらうためには何をやるか。ここをきちっと足場を固めないと、情報発信だけでは難しいよと私は思っております。そこで、来年の4月の組織改正の中で、このままでいくのか、また、やはり今のような視点を考えると、何か新しい組織の中に加えるのか、その辺は楽しみにお待ちしておりますので、来年の4月を期待しております。

さて、ちょっと視点を改めて質問をいたします。シティセールスには柱が必要だと私は考えています。理事者の皆さん、市川ってどんな町と聞かれたら、何とお答えになりますか。全員の方にお伺いしたいところですが、時間の都合もありますし、今日は3名の方にお伺いをいたします。まず、1番目は麻生室長、次はいちかわ検定を所管している根本経済観光部長、そして、就任して副市長として5か月の本間副市長、市川のお仕事をし

ているまだ短い期間ですが、このお三方から、東京へ行って、本庁へ帰って、市川ってどんな町と聞かれたら、どうやってお答えしているのかな。こういうことも含めまして、ぜひ3人から聞かせていただきたいと思いません。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 最初にお答えさせていただきます。

市川市でございますが、江戸川を隔てまして東京都に隣接しており、複数の鉄道や広域道路交通網などが整備されておりまして、良好な立地を含めまして利便性に優れた住宅都市でございます。また、市北部には梨やトマトを栽培する農地や緑地が広がりまして、中部にはクロマツが市街地に調和した景観を形成しております。また、南部では三番瀬や江戸川などの水辺に囲まれていることから、自然環境にも恵まれた都市でございます。一方で、下総国の国府は市北西部にある国府台地区に置かれていたとされておりまして、たくさんの遺跡が残っております。さらには、著名な作家や芸術家の足跡もあることから、本市は歴史と文化が育まれてきた文教都市でもございます。このように改めて見詰め直しますと、市川市には多様な魅力が集約された町であるというふうに考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 ただいま市長公室長からあった歴史と文化が育まれてきた文教都市ですということもあります。そういった内容と重複する部分が多いとは思いますが、いちかわ検定を所管し、観光を所管している担当として申し上げますと、まず1点は、国の指定史跡でもある縄文の3貝塚、そこから始まって様々な文化的な資産、歴史的な資産に恵まれている町だというふうに思っています。例を挙げますと、万葉集でうたわれている手児奈もそうでしょう。国の国宝や重要文化財を有している社寺などもたくさんございます。さらには、今後また国庁、国衙、国府などというものもどんどん明らかになってくるのかもしれませんが、そういった歴史的、文化的な観光資源にとっても恵まれている、なおかつ太古の、いにしへの昔から人が集い、暮らしてきたとても魅力のある町だなど、そのように考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本間副市長。

○本間和義副市長 市川市に赴任をさせていただきまして4か月ほどになりますけれども、この間、議員のほか様々な方から、市川ってどんな町ですかというふうに私、実際に聞かれております。そういったときには、先ほど市長公室長がお答えしましたような住宅都市であるところ、そして自然環境が豊かである、そして歴史、文化に恵まれている町だということ、あと、そのほかにも梨やノリといった近郊の農業、漁業というものもあります。また、市立の動植物園というような施設もありますよというようなことをPRしているところでございます。

そして、市川に参ります前の外から見たイメージということも併せてお話をさせていただければ、やはり何といても地勢的に東京に隣接をしている、そして鉄道をはじめとする公共交通のネットワークが早くから整備されている、そしてまた南側のイメージが強いかもしれませんが、区画整理が比較的早くから進んで市街化がされているということで、大変利便性のある住みやすい便利な町だというイメージを以前から持っておりました。そして、地方行財政に長く携わっておりましたので、そういった意味からは、大変人口密度が高くて、人口が50万に近い非常に大きな都市であるということ、これは政令市を除けば全国でも10指に入る規模の大都市だということ、そして財政の面で言えば、市民の所得や地価が高いというようなことから、税が豊かでありまして、財政基盤がしっかりしている都市だというイメージを持っておりました。

ただ、それ以外にも、逆に私は市川に赴任をしているというお話をしますと、そういえば市川と言えば、前から有名で多くの文化人が住んでいたところだよなということを逆に指摘をいただくこともよくありますので、そういう意味では、文化にも恵まれている文化の薫りのする都市というイメージでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 まだ発言をしたい部長さんもいるようですが、何か特別に……。いいです。今日は3人をお願いした、指名したのは、シティセールス、そしていちかわ検定、そして、短い期間ですが、市川に来られた方、このお三方にぜひ聞いてみたいなと思いました。ぜひまたどっかでどなたかが、今日の部長さんからみんな聞く方もいるかもしれない。でも、これがシティセールスの参考になると思いますよ。ぜひどなたかまた、内部でそういうことをやられたらいかがでしょうか。でも、聞く一方じゃあ申し訳ございません。私も市川市ってどんな町と聞かれたときには、自然豊かな歴史を大切に文化を思う町。以上です。やはり聞かれたときは短く言うものですよ。そんなに長く、相手、聞いていますか。市川ってどんな町って聞かれたら、ぽつと言えぬぐらいに、おのおのが自分の中にこれだというものを自信を持っていただくことが、これがシティセールスの最も大切な原点だと思いますよ。それは私の勝手な自分なりの論ですから、おのおのお考えいただきたいと存じます。

さて、ある会合で田中市長が、自国の歴史を忘れた民族は滅びる、アーノルド・トインビーの有名な言葉を紹介されたことを記憶しております。そうですね。さて、そこで、市川市で記録に残る最初の史実は——記録に残るですよ——1,300年前に国府が置かれたこと。そして、書物に残っている最初の名前が、同じ頃に作られた万葉集にうたわれた真間の手児奈です。この辺は文化、大丈夫ですよね。まずはこの2つを大切な柱にしなければいけないと考えますが、市長公室長、いかがですか。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、文教都市市川にとりまして、歴史、文化は市の魅力を構成する重要な要素であると認識しております。このような観点から、御質問にありました国府や手児奈についても、大切な柱の一つであると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 ここに、議長にも許可を得て持ってまいりましたが、中津攸子先生が書かれた「真間の手児奈」という絵本がございます。もうほとんどお読みになっていると思いますが、この絵本には、国府が置かれる際に、真間の手児奈の知恵が大きな力になったと書かれていますね。文化国際部長、大丈夫ですね。ということでございます。参考に申し上げますが、この本は2008年に市川市で開催された第3回健康都市連合国際大会に、海外からの参加者に市川市の記憶を残してもらいたいと職員の皆さんが考えてお土産にしました。ただし、日本語でございますので、これでは駄目だというので、4か国語をつけて、これをセットで海外からのお客様に全員差し上げました。これはすばらしい職員のアイデアだと思いますよ。お土産にはいろいろボールペンだとかいろんなものがあるかもしれないけど、これだったら持って帰っていただいて、市川の歴史を通して、この市川であった国際都市の大会を忘れない、必ず思い出してくれるだろうという職員の皆様のすばらしいアイデアでお土産になっています。

さて、また質問でございます。では、下総国ってどのぐらいの大きさなんでしょうか、御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

下総国は、現在の千葉県北部、茨城県南西部、埼玉県東部、東京都東部を占める広大な領域を有します。範囲といたしましては、東は銚子市犬吠崎、西は墨田区両国、南は千葉市と市原市の境付近、北は茨城県結城市付近となり、面積はおおよそ千葉県の半分ほどを占める広さとなります。また、地図に示される下総国の姿は、まるで東と北に大きく扇を広げたような形をなしております、市川市はその扇の要の位置にあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 今、地図に示される下総国の姿はと言っても、どなたも地図が分からない。私だけもっている。ぜひ欲しい方は担当に言っていただくと、これが下総国のここだよということ。面積からいうと、本当に千葉県の今の面積の半分ぐらいの大きさ。その国府が市川にあったという、これですよ。ここをお互いに共有しないといけないということですね。

先日、たまたまだったんですが、埼玉県春日部市立川辺小学校の元校長先生とお話する機会がございました。本当に偶然でした。その川辺小学校には、下総台地の始まりと記された碑があるとのこと。私も改めて、ああ、そこまでが下総国だったのかということで、大きさと、また国府があったことの歴史的な価値を感じたところでございます。下総国はそうですが、上総国の国府はまだ見つかっていないというお話を聞きました。市長は上総の国分尼寺、ここは、私も実は、いずれ市川市のどこかで、現物なのか、バーチャルか分からないけれども、こういうものを多分作られるだろうと思って視察に行ってきたら、その館長さんが、先日、市川の市長さんが御視察に来られていましたよという話を聞きました。市長、早いな、さすがもう次のことを考えているなということを感じたところでございます。

さあ、そうすると次はどうなりますかということ、どうしても次に行かなくちゃいけないのは、国府のサミットです。このサミットについては、一般質問でも通告されている方がおられますから、簡潔に御答弁ください。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

奈良時代から平安時代にかけて地方における政治、宗教、文化、経済の中心地として68の国府が置かれておりました。全国国府サミットは、そうした国府に関する歴史文化遺産について調査、保存することで、後世に継承するとともに、その活用を通じて地域住民の郷土愛の醸成と、歴史あるまちづくりを推進することなどを目的に、国府が所在する自治体が連携と交流を図るため、不定期に開催されております。第1回目は、平成21年度に武蔵国のあった東京都府中市で開催され、本年10月21日に加賀国のあった石川県小松市で第5回目が開催され、市川市長が初めて参加をいたしました。会場となりましたJR小松駅前の文化施設では、市長などによる国府に関する取組状況などのプレゼンテーションや、全国国府サミット共同宣言が行われたほか、小学生児童による未来へのメッセージや、地元で伝わる歴史舞踊などの演舞、記念フォーラムがございました。また、関連行事として、全国国府サミット開催日の前後には、記念企画展や市民が参加するウォークラリーなどが開催されたと聞いております。次回第6回目の開催につきましては、来年度以降、本市で行うことが参加自治体の総意として決定いたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 こういうサミットが開かれました。今答弁にございましたね。会場となりました小松駅前の文化施設、この名前、市長、いい名前ですね。もちろん覚えていらっしゃるね。團十郎芸術劇場という名前なんです。これも、やっぱりこういう名前がいいというふうにしたほうがいだろうと、いろいろ團十郎との縁が

あったんですが、芸術劇場の名前を変えました。それも、今年の3月4日に変えて、そしてその後、ここで全国の国府のサミットが開かれた。そこへ田中市長が行かれた。いろんな縁があるなというふうにつくづく感じております。そして何よりも、第6回は初参加の田中市長が、次回は市川市で開催しますということを提案されたんでしょう、結果的にそう決まったわけですから。ということで、歴史を大切にす田中市長の意気込みを改めて感じたところでございます。このサミットについては、後ほど別のこととまとめて、感想としてお伺いさせていただきます。

さあ、そうすると、今度は先ほどからいかわ検定ではございませんが、国府が出てくれば、どうしても手児奈が出てこないわけにはいかない。先ほども麻生室長から、国府と手児奈は、やはりその柱であると、こういう答弁がございました。そうしますと、まずこの本です。教育長、これは小学校3年生、4年生が使う本でございますね。この本に手児奈を教えているページがあるんですよ。このページです。教育関係の方はよく御存じ。私はこれを見て、子どもたちが、手児奈ってお寺だと思わないかと言ったんですよ。どこにも手児奈のイメージがないんですよ。そうしましたら、教育委員会は早かったですね。ということで、どう動いたか、答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

御指摘を受け、教育委員会として、「わたしたちの市川」に掲載されている手児奈の記述や写真について見直しを図りました。具体的には、子どもたちにとっては、建物自体が手児奈と勘違いしてしまうおそれのあることから、手児奈霊堂の写真を削除し、令和5年度版より、手児奈本人が描かれている絵を挿入いたしました。また、文章につきましても、歴史博物館の学芸員の方の協力を得て、より正しく伝わるように改めて推敲し、加筆修正を行うことで、手児奈について正しく理解ができるように努めました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 その結果が、このように子どもたちが見ても、これが手児奈。もちろん手児奈を知っている人は誰もいないんですから、イメージですよ。でも、人だなということは分かったということで、大変素早い行動をされたことに対しては、大いに評価をさせていただきます。

ところが、去る11月8日から16日までファンクションルームで開催された手児奈展は、実はこれが市川市が手児奈についてまとめた本です。これは文学プラザがまとめたんですが、昔、手児奈展をやったんですけれども、本当によくまとまっている本ですよ。これをベースに手児奈展が開催をされました。市長のメッセージもございましたし、そして大変内容はよかったです。ところが、このチラシを見て驚いた。手児奈がどこにもいない。私は何人かの方にこれを見てもらって、これを見て、手児奈を知らない人が見たら、手児奈ってお寺の名前なんじゃないんですかというふうに感じました。まさしく教育委員会が、子どもたちに、やはり手児奈をお寺だと思わせちゃいけない。それで早速変えた。でも、市川市のこちらは、こういうお寺を手児奈だよというふうに取れるようなチラシを作った。これはちょっとどういうことなのか、ぜひ文化国際部長、御答弁ください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

このたびの手児奈展のチラシのイラストは、手児奈を祭った手児奈霊神堂をイメージしたものでございます。さきの答弁にありました「わたしたちの市川」の写真のことを踏まえすと、今後、手児奈に関する事業を実施する際には、チラシやポスターなどにおいて、手児奈が人物であることを明確に分かるようにし、市民の皆様の手児奈に一層の関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 それはお願いするとともに、これから市でもいろんなチラシを各部署で作ると思います。受け取った人、その受け取って見るほうの立場に立って、本当にこのチラシがいいのか。たかがと言うかもしれませんが、この1枚のチラシで見る人の気持ちというのはずっと変わりますから、これは今回だけではなくて、今後御注意をいただきたいと思っております。

何で私がこのような手児奈を取り上げてくるのかということ、令和3年9月の定例会での議事録をもう理事者の方は読んでいただいていると存じますし、御承知だと思いますが、130年前にオーストリア人のルドルフ・ディットリヒが作曲した「手児奈マーチ」からの出会いでございます。それから、細かいことはさきの議事録に記載されておりますので、まだの方はぜひ読んでいただきたいと思っております。

さて、次は市川商工会議所名誉会頭である片岡直公氏が会長を務める中津攸子の手児奈史実を広める会が令和元年10月7日、当時の市川市長、村越氏に質問書を提出しました。質問の要点は、手児奈の入水についてと市川市名誉市民の哲学者、宗左近氏、また、著名な文芸評論家で文化勲章受章者でもある山本健吉氏が述べている手児奈複数論について、市川市の見解を求めるものです。これに対し市川市の見解を書面にて回答していますが、その内容についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

初めに、手児奈の入水につきましては、万葉集においては手児奈の入水について触れられていない旨を回答しております。

次に、真間の手児奈複数論につきましては、手児奈は複数の人物を指し示す言葉ではなく、個人の名前である旨を回答しております。その理由といたしましては、まず、三省堂発刊の時代別国語大辞典及び角川古語大辞典に基づきますと、手児は幼女や少女、奈は親しみを表す接尾辞となり、手児奈は単数形の一般名詞を指し示す言葉となること。さらに、万葉集で詠まれている真間の手児奈につきましては、万葉集を専門に研究する国文学では、この一般名詞が人名化した固有名詞であると解釈されていることを挙げさせていただきました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 万葉集では手児奈の入水については触れられていないという。では、その入水について触れられるようになったのはいつ頃なのか、何かそういう資料、記録等ございましたらお示してください。

○稲葉健二議長 岩井議員に申し上げますが、通告はシティセールスという部分なので、そこに絡めた形での質問をお願いします。

○岩井清郎議員 先ほど、市川市のシティセールスには国府と手児奈が大切であるという麻生室長からの答弁がございましたので、それにはやはり国府を知ってもらいたい、そして手児奈も知ってもらわないと、シティセールスをどうやっていいか分からないので、そういう視点から御答弁をください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

手児奈が入水したと伝わったのは、平安時代後期の歌人、藤原清輔が歌学書「奥義抄」の中で、高橋虫麻呂の歌に解説を加え、その身を湊に投げたと説明した説が参考にされたと考えられております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 やはりそういう一つ一つのことが分かってくると、これからどうやって市川市がいろんなことをシティセールスをもちろんしていくんだけど、大切にしていくこともだんだん柱が見えるということが出てきたと思います。私は、今日まで手児奈が入水の話は江戸時代の後期の上田秋成が書いた「雨月物語」だという話によく聞いていたんですが、もっと前にそういう事実があったという貴重な話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

さて、慶應大学の話になる。これを聞いておかないと大変なことになっちゃうんで、ちょっとお話ししますね。昨年の7月、私のところへ大理石の手児奈像が慶應大学にあるそうですとのニュースが飛び込んできました。いろいろ調べたところ、130年前に慶應大学の創立50周年を記念して建設された図書館ロビーに、北村四海氏作の大理石の手児奈像が置かれていることが分かりました。そこで早速、慶應大学に連絡し、令和4年7月27日、私ども関係者と市の職員が手児奈と対面をいたしました。大学の専門の方が詳細に詳しく説明してくださいました。設置された経緯は、北村氏は明治から大正期の日本における大理石彫刻の先駆者であり、第3回文部省美術展覧会に出品された後、知人に手児奈像を置いていただける場所を相談したところ、その方が大学と深い関係があり、塾の役員にお話をし、大学で検討会議の結果、手児奈、そして大理石像は慶應大学にふさわしいとのことで設置が決まったとのことでした。ところが、昭和20年の戦災により図書館の一部が焼失。手児奈像も火をかぶり、急いで倉庫の奥に移動、白い布をかぶせた。その後、手児奈像は白い布をかぶったまま70年の時が流れ、7年前、図書館を創建当時の姿に戻す工事が始まり、白い布をかぶった何かがある。何かと調べたところ、130年前に作られた図書館のロビーに置かれた手児奈の大理石像であったことが分かり、元に戻したとのことですので。北村氏がなぜ万葉集にうたわれた手児奈のモチーフを作成したのか、慶應の方は分かりませんとのこと、市の文化課の方へ、その経緯についても調べてもらいたいとお願いをしておきましたが、その後はいかがでしたでしょうか。

また、田中市長も慶應大学に行かれ、手児奈の大理石像を御覧になりました。これも併せて後ほど感想をお聞かせいただきたいと存じます。

そうしてありましたら、また、市川市も木彫りの手児奈像を所蔵していますと文化の担当の方から話がありました。私は初めて知ったので、どこにあるのですかとお尋ねしましたら、市の美術品を預けてある倉庫にあります。近日中に全日警ホールにある中山忠彦メモリアルギャラリーに展示しますとのこと。昨年の秋と今年の春に展示されました。この木彫りの手児奈像は60年前に金子篤司氏が制作したのですが、制作に至る経緯についても御答弁ください。

以上です。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

慶應義塾大学の図書館旧館に設置されている手児奈像は、明治から大正期の日本における大理石彫刻の先駆者であります北村四海氏の代表作であります。明治42年、第3回文部省美術展覧会に出品されたもので、万葉集にうたわれた手児奈をモチーフとした近代日本最大規模の大理石彫刻であります。制作経緯の詳細につきましては把握しておりません。

また、市の収蔵作品である金子篤司氏の木彫りの真間の手児奈像は、昭和40年に制作されたものとされております。制作の経緯でございますが、金子氏は大学時代に聞いた真間の手児奈という響きが耳に入り、調べてみると、手児奈という純情で美しく、多くの男性に好かれて入水してしまった悲恋の人物にたどり着き、それを参考に、木彫りのイメージとして真間の手児奈像を制作したとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員に申し上げますが、あくまで手児奈の深掘りではなくて、シティセールスとその都度、質問に絡めた形でお願いします。

○岩井清郎議員 シティセールスの中で、やはり2つの手児奈像、この重みは大変必要なものでございます。ということで、こういうことが分かると、市川から、これからシティセールスの中で手児奈を発信していこうという麻生室長の後押しになると、このように考えております。

慶應大学の手児奈像、なぜこの北村四海氏が作ったか、また後で詳しくお話しますが、私は調べました。そうしましたら、この北村四海氏を調べるすごく詳しい方がおられまして、その方にいろいろしましたら、北村四海氏はヨーロッパに留学されたそうです。もともとは木彫りをされていて、ヨーロッパへ留学したときに大理石像と出会った。その大理石像の彫る対象が神話だった。ほとんどヨーロッパでは、神話に出てくる人を彫っていた。それで日本へ帰ってきて神話を、日本書記とか万葉集とかいろいろなものを調べた中で、万葉集の手児奈にひかれたと思います。最終的には思いますということでございましたが、そんなことございました。

それでは、シティセールスに大変大切なことを伺います。手児奈文学賞の俳句の応募点数を教えてください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

平成12年度から開催している市川市手児奈文学賞は、今年度で24回目を迎えます。作品は全国から応募をいただき、開催当初、俳句部門の応募は約600点でしたが、今年度は約3,500点の応募がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時応募点数が減ったこともございましたが、近年はおおむね3,000点程度の応募点数となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 シティセールスですと、市川の名前をやっぴりいろんなところで知ってもらわなくちゃいけない。そういうときに、この俳句も大きな力なんです、これは参考に申し上げます。市川市ではおおむね3,000点ですが、今日本の中で最大の俳句の賞には応募数がどのぐらいあるかということなんです。私も知りませんでしたよ。びっくりしました。192万1,404句、1年間で応募があった。それはやっぱりセールスの仕方次第なんです。こういうセールスをするだけでこれだけの応募があるとびっくりしました。何か。簡単です。もうあまり名前を言うといけないんでしょう。お茶のこれですよ。これに受賞した句がここに書かれているんです。やはりこういうのはシティセールスの仕方なんです。これは会社ですから、どうやったら売れるか、名前が知れるか、そういうことを考えると、こういうものが生まれてくる。ですから、やはりいろんなアイデアを持って考えていかななくちゃいけないということを申し上げておきます。

手児奈の響きを知っている人は、とにかく少なくなっていると思います。20年ほど前には七、八十%は手児奈の名前を知っていたんじゃないかなと思いますが、今日では20%とも言われています。昔なぜそんなに多くの市民が知っていたかという1つの根拠として、平成15年、20年前に市川市文化会館の愛称を募集しました。そうしましたら、市民が選んだ愛称は、てこなホールでございました。やはりそれだけ20年前は手児奈が知られていたということの1つの根拠になるのではないかと思います。

それでは、市川市には何人ぐらいの人が転入してくるかという数字なんです、コロナ前10年間の転入者の総数をお伺いいたします。そういう人が転入したときに、どうしてこの市川市を知ってもらえるか、そういうことの根拠にしたいと思います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。



本市の転入者総数は、御質問にありました20年前から、平均で毎年おおよそ約3万3,000人となってきています。改めてコロナ前10年間の転入者の総数を申し上げますと、約32万人となっております。

以上であります。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 こういうふうにもいろいろとお話をさせていただいてまいりました。これから国府については、市川市がさらに遺跡の発掘とか、また、当時の様子をバーチャルなどで市民に触れる機会を多分つくられるでしょうし、また、市川市で開催される全国サミット等いろんな機会があろうかと思えます。一方、また、市川の梨、これもシティセールスで今、市川市が手を入れています、この梨の響きは、市民が毎年梨を食べる。そのことによって市川の梨の響きは消えていきません。ところが、慶應大学の図書館に置かれている幅広い分野から認められる手児奈は、何とか今まで1,300年間、市内にその手児奈の響きが残ってきましたが、今の総務部長の答弁を考えますと、今後10年で30万人の転入者がある。過去もそういう数字がつながってみると、10年後の市制施行100周年にはどうなるのかな。これまでの施策では手児奈の響きが市民の中から消えそうにも思えるんですが、市長公室長、シティセールス、こんなことになっちゃいけないと思うんですが、いかがお思いですか。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

御質問のとおり、日頃から目にする市川の梨とは異なりまして、手児奈を知っている人が徐々に少なくなっていく可能性は否定できないのかなと思えますので、シティセールスが目指す目的を達成するために、本市の魅力として大切に守っていかなければならないものは、より効果的に情報発信を行い、しっかり継承していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 シティセールスのところからいろいろと議論をさせていただきましたが、先ほど市長に、小松市の團十郎芸術劇場うららで開催された国府サミット、そして慶應大学に置かれた手児奈の大理石像を御覧になってきて、こういうものを市川のシティセールスとどのように結びつけたらいいのだろうかとか、そんな感想を、ぜひ伺いをさせていただきたいと思えます。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 岩井議員から眠気の覚める質問をいただいております、まず最初に、石川県の小松に参りまして国府サミットに出席をさせていただきました。その際、私が国司の格好をして——そういう衣装があるんです。その衣装を着て皆さん方に、下総の国府の現在の発掘状況というものを御説明して、必ず下総から国衙、国庁というものが出来まいりますので、そのときにはぜひ市川にお呼びしたいと、そんな話から、来年度以降の国府サミットを市川市で開催するというような流れになりました。石川県小松市の宮橋市長さん、若いんですけども、一生懸命国府サミットのために努力をされている姿を見て、協力をしていかなければいけないなど、そんな気持ちも同時に持たせていただきました。私の後ろには下総国府という大きな旗を持って従者がついてまいります。その従者の役が市川市の考古博物館の杉山館長ということでありました。杉山館長は心の中で、市長が来なければ自分が国司の格好ができたのというふうに思っているような、そんな場面もございましたけれども、それに関して、ただ、68か所国府はあるんですが、そのうちのまだ12の市しか参加していないんですね。ですから、市川で開催するような、例えば国府台、千葉商科大学の中に国庁の場所が特定されたというようなことになった場合には、その後、市川が開催するタイミングなのかなというふうに思っておりますので、皆さん方の御協力をいただければというふうに思っております。そのとき12の市以上にたくさんの行政府のリーダーに集まって

いただければと思っています。そんな大会でした。

しかし、下総に国府があって、これだけ広い地域の中心として市川市の真間が選ばれたというところ、これは中津攸子先生の「真間の手児奈」という小説のほうで読んだんですが、どうも朝廷からの使者の奥さんの介護をして、今で言う結核なんではないか。手児奈がうつって病に伏せて、そして最期、ちょっと寂しい終わり方の小説でありました。それが1つ。

それと、真間の手児奈を慶應義塾大学の建て直しを行った図書館のすばらしい場所に設置してくださっていることは、市川市民として誇りに感じました。それはもう事実でございます。ただ、手児奈像を見て、寂しさというものをその手児奈像から感じたのは、多分私だけではないと思うんですね。岩井議員と同じように、私も理想の女性像を手児奈に思い描いているのは一緒でございます。一緒であります。ただ、この手児奈のことを、より多くの市民の声として挙げてきていただきたいと、その認知度というものを市川市民の中に高めていく必要があるだろうと。そのための企画事業というものは継続して進めていき、そのプロセスというのを大切にしていきたいと、そのように思っております。

全日警ホールの手児奈像というのは少しふくよかですよね。私のイメージとは少し違ったんですけど、非常に知恵のある、誰にも好かれる、そういう女性の姿、手児奈を、繰り返しになりますけども、女性の理想の姿のように思っている思いは岩井先生と一緒にあります。

○稲葉健二議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 今、市長がお話しになりました手児奈に関する本をお書きになった宮久保にお住まいの中津攸子先生も、手児奈は1,300年前のことであって、史実については人おのおのが、それぞれの思いに委ねる、それが大切ではないかということをおっしゃっていました。ただ、手児奈の響きが常に市民のそばにすることが行政の使命でしょうということをおっしゃっていました。さもないと、市川市の宝である1,300年の歴史を持つこの手児奈の名前は、時代とともに消えてしまうのではないのでしょうか、一度消えた名前は戻りませんとおっしゃっておられました。ですから、我々の時代に何らかの形で市民の周りに常にいるような、手児奈の響きがあるようにすることがシティセールスの大きな力になるであろうということをおっしゃっていました。

そういうことで、10年後の市制施行100周年に、手児奈の響きが市民の中で生き続け、国府、手児奈、市川の梨、この3本の柱を中心に、数多くの柱で支えられる魅力ある市川市が全国や世界に知られていることを信じております。そのためにも、仕事始めに幹部全員が和服を着用し、日本文化を大切にする、その姿勢を、そのシティセールスを皮切りに、来年の90周年事業が市川市、また市川市民にとってすばらしいシティセールスとなることを期待いたしまして、創生市川の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時29分散会

第 2 日

令和5年12月4日（月曜日）

## 令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月4日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第3 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第50号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第51号 監査委員の選任について
- 第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

（代表質問） 公 明 党 浅野さち議員、中村よしお議員  
チームいちかわ 野口じゅん議員  
清 風 い ち か わ 松永鉄兵議員、青山ひろかず議員

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第51号 監査委員の選任について
- 日程第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

（代表質問） 公 明 党 浅野さち議員、中村よしお議員  
チームいちかわ 野口じゅん議員  
清 風 い ち か わ 松永鉄兵議員、青山ひろかず議員

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	ゆう	な
国	松	ひろ	き
や	なぎ	みち子	
と	くたけ	純	平
中	町	けい	い
つ	ちや	正	順
つ	かこし	たか	のり
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久保	たか	し
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	しむた		勲
石	崎	ひで	ゆき
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	みさ	子
宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よしの	り
越	川	雅	史
中	山	幸	紀

松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠 席 議 員 1 名

増	田	好	秀
---	---	---	---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
副 市 長	本 間 和 義
代 表 監 査 委 員	植 草 耕 一
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	本 住 敏
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
企 画 部 長	小 川 広 行
財 政 部 長	田 中 雅 之
管 財 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
こ ど も 部 長	鷲 沼 隆
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 長	二 宮 賢 司
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	六 郷 眞 紀 子
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	

生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小泉 貞之
事務局 次長	町田 茂幸
議事課 長	米津 孝成

(議事担当)

主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成

(調査担当)

主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第13報告第29号専決処分承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、浅野さち議員。

[浅野さち議員登壇]

○浅野さち議員 おはようございます。公明党、浅野さちです。初回総括2回目以降一問一答形式で、公明党を代表して質問をいたします。補足質問者は中村よしお議員でございます。

令和5年も残すところ1か月弱となりました。コロナ禍を乗り越え経済状況も改善しつつある一方、食料品など幅広い分野で物価が高騰し、円安の圧力が重なる中、特に家計に重い負担感を与えています。政府は11月2日、デフレ完全脱却のための総合経済対策、2023年度補正予算案を閣議決定し、また11月29日に補正予算が成立しました。この予算には、各地域の実情に合わせて重点支援地方交付金の予算が追加されました。11月16日に私たち公明党は、物価高騰対策と経済再生に向けた要望書を田中市長に提出いたしました。同交付金を効果的に活用し、市民の生活を守り、経済の着実な回復を図るために具体的な取組を提言し、最大限に反映した対策を策定し、着実に、かつ迅速に実行するよう強く要望しました。

初めに、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について。

(1) 交付金額と推奨事業の考え方について。補正予算が成立しました。本市の追加交付額を伺います。また、国の推奨メニューが示されていますが、どのような内容か伺います。

(2) 新たな物価高騰対策給付金として、非課税世帯に7万円示されています。本市における低所得世帯に対する追加給付の概要と現状について伺います。

(3)、(4)、(5)は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、現在も給付事業として行っています。

(3)、第1弾、第2弾と終了し、第3弾が12月20日から開始される予定です。事業者電気・ガス料金高騰対策支援金及び貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の今までの取組と現状、今後について伺います。

(4) 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付事業の現状と今後について伺います。

(5) 介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金及び障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金の現状と今後について伺います。

次に、ゴールドシニア外出支援事業チケット75について。

令和5年2月定例会において、中村よしお議員が市民の経済的負担の軽減や公共交通の維持にもつながる公共交通利用補助制度導入を強く要望してまいりました。9月定例会にてゴールドシニア外出支援事業が提示され、75歳以上の方の外出支援事業として、バスチケット100円が10枚、タクシーは500円チケットが5枚、それぞれ1万人の上限で申請を開始いたしました。11月15日に申請が終了し、12月1日から使用を開始しています。申請数と現状について伺います。



次に、小学校営繕事業（屋内運動場冷暖房機設置工事）について。

3億6,000万円の補正予算が計上されています。今までも私たち公明党は、議会質問や予算要望などで何度も早期設置を要望してまいりました。

そこで、令和6年度に設置する予定の学校はどこか。また、選定した理由を伺います。

次に、デジタル地域通貨I C H I C Oの実証実験について。

5月から9月30日まで本八幡駅周辺にて実証実験が行われました。実施結果として、発行状況、加盟店での利用状況、行政ポイント事業として運転免許証自主返納や自治会への新規加入世帯などがありますが、参加状況を伺います。

新健康ポイント事業A r u c oの現状と今後の取組について伺います。

健康寿命日本一の市川を目指し、デジタル地域通貨I C H I C Oと連携し、5月から開始されました健康ポイントA r u c oは、歩くこと、体組成計や血圧計で測ること、また健康講演会などで学ぶことでポイントが付加され、市民の健康づくりを応援するインセンティブポイントです。健康管理を意識づけ、楽しく実践するツールとして認識しています。

そこで利用者の年代や取組状況、ポイント付与の状況、今後の取組について伺います。

次に、子ども行政について。

(1)児童福祉法の一部改正に伴う子育て世帯に対する包括的な支援体制強化について。

アの項目、令和4年6月に法律の改正が行われ、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が市町村に示されています。今まで妊娠、出産、子育て支援まで切れ目ない支援を強くお訴えし、推進してまいりました。しかし、妊娠、出産までは母子保健法の保健部、そして新生児の子育て支援となると児童福祉法のこども部と2つの部署に分かれています。もちろん現在も連携して支援していることも十分理解しています。

そこで、1つにするこども家庭センターの設置に向けた検討状況について伺います。

次に、イの項目、こども家庭センターの設置と併せて訪問による家事支援、本市の産後家庭ホームヘルプサービス事業が含まれていると思います。この法律の改正により、対象者や支援内容、時間などを含め、どのような拡大を考えているのか伺います。また、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等の取組について概要を伺います。

(2)児童虐待について。

アの項目、今回の児童福祉法の一部改正の趣旨は、児童虐待の相談対応の件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況が背景にあります。

そこで、本市の虐待件数を含めた現状と課題を伺います。

次に、イの項目、包括的な支援体制の強化として現在どのような取組を行っているのか。今後、こども家庭センターの設置により、どのような取組になるのか伺います。

(3)親の働き方を問わず、時間単位で保育所などを利用できるこども誰でも通園制度の導入に向けた市の考えについて。この事業は、ゼロ歳から2歳児を定期的に預ける制度のない専業主婦家庭の負担を軽減し、育児の孤立化を防ぐ目的です。公明党は昨年11月に子育て応援トータルプランを策定し、政府へ強く提言を行い、こども未来戦略方針に制度創設が明記され、本年6月からモデル事業が開始されました。また、2025年度以降の本格実施に向けた試行的事業を23年度中に開始も可能となるよう、支援の拡充が総合経済対策に盛り込まれました。全国150市町村でモデル事業を実施する方針とのことです。

そこで質問です。こども誰でも通園制度に対する考えや、今回、本市もモデル事業としてどのように考えてい

るのか。また、2025年度開始に向けた市の見解を伺います。

次に、保健行政について。

(1) 妊産婦タクシー料金の一部助成について。令和3年度に導入された妊産婦タクシー料金一部助成制度、最大40回で1回の乗車につき1,500円まで助成していました。令和5年度から行っていません。まずは、導入された経緯と終了した理由について伺います。

(2) 带状疱疹ワクチンの助成制度の導入について。带状疱疹ワクチン接種の費用助成については、公明党として、昨年の6月定例会で私が一般質問を行い、また、今年の6月に宮本均議員が代表質問で質問しました。予算要望等を含め、強く導入を要望してまいりました。近隣市において、費用助成を実施する自治体が増えています。全国では、10月時点で316自治体が助成を開始、国も11月9日開催の厚生科学審議会において、定期接種についての議論が再開しました。多くの市民から強く要望されている带状疱疹ワクチンの費用助成を導入すべきと考えます。本市の見解を伺います。

(3) 特定健診や特定保健指導の現状と課題について。2008年より生活習慣病の発症や重症化予防を目的として特定健康診査や特定保健指導が開始され、メタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導を医療保険者に義務づけられており、本市は国保加入者に対し、年に一度の特定健診を推進しています。定期的に特定健診を受け、体の状況を把握することは健康維持につながります。

そこで、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の現状と課題について伺います。

次に、信篤地域における公共施設の再編の方向性について。

令和5年2月定例会にて、令和3年度に信篤地域における公共施設再編まちづくり等支援業務委託の結果について伺いました。市川市総合計画の基本理念や各種計画における信篤地域の位置づけを確認し、併せて地域の特徴、地域の構造、人口の推移、行政機能などの地域の課題を分析し、公共施設の再配置などを盛り込んだ複数のモデルプランを作成した点、伺いました。信篤図書館をはじめ老朽化が進む信篤地域公共施設の再編について、今回、複合化とPPP、公民連携導入の可能性に向けて今後具体的な検討を進めると聞きました。今回の再編整備の方向に至るまでの経緯を伺います。

次に、千葉県の仮称自動車ヤード条例や通称金属スクラップヤード等規制条例が本市に与える影響及び本市のスクラップ業者等の廃材置場での火災発生防止対策等について。

(1) 2016年12月、市川市のスクラップ工場で金属スクラップなどが燃える火事があったが、スクラップ業者等の廃材置場における火災防止対策、騒音対策及び悪臭対策はどのように対応してきたかについて伺います。2017年2月定例会の公明党代表質問において、中村よしお議員が当該案件について質問しています。当時の火事の状況や火災発生後の取組について伺います。そして、現在に至るまで当該工場や類似施設における火災発生はあったのか伺います。また、本市はスクラップ業者等の廃材置場における騒音対策及び悪臭対策についてどのように対応してきたのかを伺います。

(2) 通称自動車ヤード条例施行後、本市にどのような影響を与えたかについて伺います。当該条例は2015年4月施行されています。当該条例は、エンジン等の自動車部品の保管等の用に供する自動車ヤードの数が千葉県は他県と比較して突出して多い状況にあり、油流出等による周辺環境への悪影響や、不正に取得された自動車の保管場所としての利用が懸念されたことから、県民の生活環境の保全上の支障防止と県民の平穏な生活の確保に資するため制定されたものと認識しています。

それでは、当該条例施行後、本市にどのような影響を与えたのかを伺います。

(3) 通称金属スクラップヤード等規制条例が来年4月に施行されるが、本市にどのような影響を与えると考えるかについて伺います。千葉県によれば、県内において、金属スクラップヤード等が令和4年3月31日現在、

332か所で確認されたとのことです。一部の金属スクラップヤードにおいて、高積みなどの不適正な保管による崩壊の危険や事業場における火災の発生、保管物の破砕、切断等の作業に伴う騒音等が発生していますが、金属スクラップヤード等の事業運営を直接規制する法令等がないため、県内における事業の実態を正確に把握することが困難でありました。これらのことから、事業の許可制や住民への周知等の規制を盛り込んだ条例が制定されたとのことです。

そこで、当該条例施行後、本市にどのような影響を与えると考えるのか伺います。

次に、クリーンセンターについて。

(1)今般のごみ焼却炉停止について伺います。本年11月18日に発生したクリーンセンター設備の不具合により焼却炉が緊急停止し、可燃ごみの処理に支障を来す状況になりました。このことはNHKニュース等で報道され、多くの市民が心配していると認識しています。

そこで、今般のごみ焼却炉停止について、一連の経緯を御説明ください。

次に、(2)ごみ焼却施設の定期点検、修繕についてを伺います。クリーンセンターの建て替えを延期していますが、どのような定期点検を行い、年間幾らかかっているのか。そして、毎年の修繕費について伺います。

次に、(3)クリーンセンター建て替えについて伺います。現在、クリーンセンター建て替え時期についてどのように考えているのか、本市の考えを伺います。

最後に、カーボンニュートラルシティの実現に向けて、本市のこれまでの取組及び成果と実現に向けた課題についてを伺います。

以上、1回目の質問となります。答弁により再質問を行います。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは重点支援地方交付金を活用した物価高対策についての(1)と健康ポイントA r u c oの2点についてお答えいたします。

まず初めに、(1)交付金額と推奨事業の考え方についてお答えいたします。今回交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金は、これまで要件とされていた新型コロナウイルス感染症との関連性が外れたものの、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者へ地方公共団体が実施する支援に対し、引き続き交付されるものでございます。対象事業には、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付する低所得世帯支援枠と物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対しまして、地域の実情に合わせて支援する推奨事業メニューがございます。交付限度額は、内閣府地方創生推進室より令和5年11月29日付にて通知があり、低所得世帯支援枠につきましては、住民税非課税世帯に7万円を乗じたものに事務費分を加えた額が交付されます。また、推奨事業メニューにつきましては、前回交付決定されました限度額のおよそ7割に相当する約5億4,800万円と示されたところでございます。

推奨事業のメニューにつきましては、まず生活者支援といたしまして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援の4つ。また、事業者への支援といたしまして、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援の合わせて8つの項目が示されております。本市としましては、国の示した趣旨や現状を踏まえまして、支援を必要とされて

いる方のもとへ速やかに、かつ効果的に支援が届くよう事業を選択してまいります。

次に、A r u c o の現状と今後の取組についてお答えいたします。本年5月から開始しましたA r u c o ですが、ポイントを獲得されていない参加者もいたことから、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう、継続の意思を確認した上で利用枠の整理を行いました。これにより1,500名の枠が空いたことから、11月から募集を再開いたしまして、11月末現在、3,976名の方に利用されております。また、登録者の年代につきましては、30代、40代で1,359名、全体の約3割、50代、60代で1,830名、全体の約5割となっております。

次に、利用状況でございますが、1,000ポイント以上のポイントを交換された方は11月30日現在で856名、また、市内20か所の体組成計及び血圧計の利用者数が10月末現在で延べ6万5,000名となっており、多くの皆様にご利用されているところでございます。また、9月に実施いたしました参加者へのアンケート結果では、約4割の方が参加前から健康づくりに取り組んでおり、参加後も取組を継続している、参加をきっかけに健康意識が高まったと回答された方を合わせますと、約9割以上の方に健康意識の変化が見られているところでございます。さらに、測定値が改善した、食生活を改善した、計測が習慣化し外出機会も歩数も増えたといった御意見もございまして、健康意識の変容や健康行動の改善、外出機会の創出につながったものと考えております。今後もあらゆる機会を通して周知を行い、多くの市民の皆様に参加していただき、健康づくりにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは重点支援地方交付金に関する御質問の(2)、(5)及びゴールドシニアチケット75についてお答えします。

初めに、(2)新たな物価高騰対策給付金についてです。国は11月2日、物価高に苦しむ生活者等に速やかに支援が届ける必要があるとして、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、今年3月に創設した低所得世帯支援枠を拡大することを閣議決定し、国、地方が一体となって、できるだけ早期の執行に努めることなどが示されたところです。本市では低所得世帯支援枠について、今年の夏以降、1世帯当たり3万円の給付を行っており、今回の決定により1世帯当たり7万円を追加給付できるよう準備を進めているところです。国の補正予算が先日11月29日に可決成立し、国から同日付で、低所得世帯支援枠については12月1日に住民登録のある世帯を目安とするなどの詳細が示されましたので、本市において、年内予算化に向けて追加議案として提案させていただいたところです。本定例会において議決いただいた後、市のウェブサイトにて詳細を周知するとともに速やかな給付を目指してまいります。

次に、(5)介護及び障害福祉サービス事業所等への支援についてです。本市では、今年の6月1日を基準日として、市内の介護及び障害福祉サービス事業所等に対し、エネルギー価格等の物価高騰の影響を踏まえた運営支援を行っております。事業所等への運営支援として、物価高騰による影響額を利用者に価格転嫁できない電気やガス料金、日用品などについて、今年の4月から来年3月までの1年間分の高騰額を見込んだ額を支援しております。介護サービス事業所への支援金額については、訪問系サービスなどのサービス種別ごとに設定した金額として10万円から50万円を、また同様に障害福祉サービス事業所等においても、サービス種別に応じて2万円から15万円の支援金を給付しております。申請期限は今年28日までとしており、11月末時点において、介護サービス事業所は476事業所中420事業所で申請率88%、障害福祉サービス事業所等は429事業所中314事業所で申請率73%となっています。既に勧奨通知は行っておりますが、未申請の事業所に対しては直接連絡を取りまして、100%の給付となるよう進めてまいります。

また、このたび閣議決定されました経済対策では、一例として介護及び障害福祉サービス事業所等への支援が

挙げられています。今後の事業者支援については、事業終了後に対象事業所へのアンケートを実施しましてニーズの把握に努めるとともに、国の物価高騰を踏まえた報酬改定の議論や千葉県の事業者支援の状況など、国、県の動向を注視しつつ支援の継続性を検討してまいります。

次に、ゴールドシニア外出支援事業チケット75についてです。本事業は、バスは市内主要路線を100円の自己負担で、また、タクシーは500円分を差し引いた差額で乗車できるチケットを支給するもので、ゴールドシニアの外出促進や社会参加を通じた介護予防とともに健康寿命の延伸を図ることを目的としており、先日12月1日より利用を開始したところです。今年の10月末現在の対象となる市内ゴールドシニアの人口は5万8,633人でした。年度途中からの新たな事業として開始することから周知に一定の期間を要するものと考え、事業費はバス、タクシーそれぞれ1万人の上限を設定いたしました。また、申請の受付は、12月1日からの利用開始を踏まえ10月23日から11月15日までを1次受付期間とし、窓口や郵送、オンラインによる受付で行いました。受付開始後、初日は窓口、オンラインとも多数の申込みがありましたが、徐々に減少し、最終的な有効申請件数はバス、タクシー合計で2万2,848件でした。そのうちバスは1万1,187件、タクシーは1万1,661件と、いずれも1万人を超える申請があり、バス、タクシーそれぞれ1万人に対し、先月27日にチケットを発送したところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、重点支援地方交付金を活用した物価高対策についてのうち、(3)とデジタル地域通貨ICHICOの実証実験についてお答えをいたします。

初めに、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の(3)についてです。本市では、原油高や物価高騰の影響を受ける市内事業者の負担を軽減するための支援として、令和4年度から国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金と貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を創設しております。この2つの支援金は、令和4年度に第1弾を、令和5年度に第2弾をそれぞれ実施しております。事業者電気・ガス料金高騰対策支援金では、電気、ガスの小売事業者等を通じて料金の負担軽減を図る国の事業のほかに、市内事業者が使用した電気、ガスの使用料金の上昇分を実績ベースで支援しております。第1弾では、令和4年4月から8月までの5か月間の電気、ガスの使用料金を補助対象とし、申請受付を開始いたしました。申請受付開始後に事業者からの声を受け給付対象基準を拡大し、新たな給付対象者のために申請期間も1か月延長いたしました。給付件数は1,163件、給付額は9,365万円となっております。また、第2弾では、令和4年9月から令和5年3月までの7か月分の電気・ガス使用料金を補助対象とし、11月30日まで申請を受け付けておりましたことから、最終的な給付件数や給付額は、集計中でございますが、11月29日時点での給付見込み件数は約1,200件、給付見込額は約1億7,000万円となっております。

次に、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金では、貨物運送事業者の燃料費負担軽減を図る国や県の事業のほかに、市では一般貨物等で使用する軽油や軽貨物自動車で使用するガソリンの上昇分の一部を実績ベースで支援をしております。第1弾では、令和4年4月から8月までの5か月分の事業者燃料費を補助対象とし、給付件数は177件、給付額は7,168万円となっております。また、第2弾では、令和4年9月から令和5年3月までの7か月分の事業者燃料費を補助対象とし、給付件数は225件、給付額は9,006万2,000円となっております。さらに、現在、第2弾の給付実施以降も原油高や物価高騰による影響を受けている市内事業者を支援するため、第3弾の給付に向けた準備を進めております。主な内容といたしましては、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金は、令和5年4月から6月の3か月分の電気、ガスの使用料金を補助対象とし、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金は、令和5年4月から9月の6か月分の事業者燃料費を補助対象とした支援金事業を予定しております。申請期間など詳細につきましては、準備が整い次第、市公式ウェブや広報紙等を通じてお知らせをしております。国

の令和5年度補正予算を踏まえた重点支援地方交付金を活用した支援につきましては、今後も原油高、物価高騰の影響を受ける市内事業者を支えるため、効果的な支援を継続できるよう検討を進めてまいります。

続きまして、大項目、デジタル地域通貨I C H I C Oの実証実験についてお答えします。

初めに、発行状況と利用状況です。実証実験が終了した9月30日時点では、参加者1万5,000人、加盟店212店舗、発行額約4億7,500万円、利用額約4億円となり、事業効果を検証する上で十分な利用状況となりました。

なお、発行額と利用額の差額7,500万円につきましては、令和6年3月31日まで御利用がいただけるものです。

次に、健康づくりの取組やボランティア活動等に対してポイントを付与する行政ポイント事業の参加状況についてです。新健康ポイント事業A r u c oでは、事業の開始に当たって5,000名の市民の方に登録をいただき、日々健康づくりに取り組んでいただいております。このほか、実証実験の期間中に開催した江戸川クリーン作戦では50ポイントを参加者1,200名に、環境フェアでは20ポイントを200名に付与いたしました。さらに、運転免許の自主返納では1万ポイントを100名に、自治体の新規加入では1,000ポイントを75世帯に付与する等、ポイントをインセンティブとして活用することで多くの方に事業へ参加をしていただきました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、重点支援地方交付金を活用した物価高対策についての(4)公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付事業の現状と今後についてお答えいたします。

令和4年度、国土交通省では、原油価格の高騰により経済的な影響を受けている公共交通事業者に対して、臨時的な給付措置としての支援制度を創設いたしました。また、千葉県においても、令和5年1月に千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業として、令和4年度から支援金を交付しております。本市においても、令和4年度から当該事業を実施しており、令和5年度は2度目の支援となります。今年度の事業概要としましては、給付対象者は前年同様、市内に停留所及び路線を有するバス事業者と、市内に営業所もしくは事業所を有する法人のタクシー事業者、市内に住所を有する個人のタクシー事業者としております。給付額としましては、バス事業者は、各路線ごとの延べ運行距離に燃料の単価上昇分を乗じた額から千葉県から交付される支援金の額を差し引いた額としております。タクシー事業者についても、対象車両数に1台当たりの燃料使用料と燃料の単価上昇分を乗じた額から千葉県から交付される支援金の額を差し引いた額としております。

なお、千葉県の交付額は1車両当たりに対して交付するもので、バスは2万円、タクシーは1万円とされております。

現在の状況としましては、申請書の審査を行っているところであります。申請のあったバス路線は22路線であり、給付対象となる全ての路線の申請がございました。タクシー事業者については403台分の申請があり、内訳としては、法人が8社で331台、個人が72台となっております。

なお、現在までに受け付けた申請については、予算内での給付が可能となっております。

今後についてでございますが、現支援事業は国からの臨時交付金の活用を考慮したものとしているため、来年度以降も国から同様の臨時交付金等が交付されることとなった場合には、引き続き支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは大項目、小学校営繕事業（屋内運動場冷暖房機設置工事）の概要と今後についての御質問にお答えいたします。

学校体育館のエアコンにつきましては、現在、小学校10校と義務教育学校1校に設置されております。今定例会に提出している補正予算案が承認されましたら、令和6年度に小学校8校に設置する予定であります。設置を予定している小学校は大柏小、若宮小、平田小、中国分小、大町小、稲越小、富美浜小、行徳小としております。この小学校8校を選定した理由といたしましては、避難所として開設した実績があることや市内均等になることを考慮して選定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目6番目、子ども行政についてお答えいたします。

まず、(1)児童福祉法の一部改正に伴う子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化についてでございます。改正児童福祉法が定めるこども家庭センターとは、これまで母子保健と児童福祉の2つの部門に分かれていた子育て世帯への相談支援の取組を、組織を一体化して連携と協働を深めるために設置されるものでございます。本市においては、これまで母子保健の立場から、妊娠、出産、育児に関する相談支援を行う母子保健相談窓口アイティを保健部に、児童福祉法に基づき、ゼロ歳から18歳までの全ての子どもと子育て家庭の相談に対応する子ども家庭支援センターをこども部にそれぞれ設置し、子育て世帯への相談支援を行ってまいりました。本市においても、この2つの機能を統合し、包括的な相談支援を行うための一体的な組織体制をつくることについて、現在、検討と調整を重ねているところでございます。

次に、法改正により新たに規定された3つの事業についてお答えいたします。改正児童福祉法では、児童虐待の防止に向けて子育て家庭への支援を充実するため、訪問による生活の支援を行う子育て世帯訪問支援事業、学校や家庭以外の子どもの居場所支援を行う児童育成支援拠点事業、親子関係の構築に向けた支援を行う親子関係形成支援事業の3事業を家庭支援事業として新設しております。

まず、子育て世帯訪問支援事業でございますが、これは育児に不安や負担を感じる子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問支援員が訪問し、調理や掃除などの家事援助、子育てに関する情報提供や助言、サポートなどを行うものでございます。本市では、家事や育児について家族の援助が受けられない出産直後の家庭に対し、希望により一時的にホームヘルパーを派遣して、育児や家事の支援を行う産後家庭ホームヘルプサービス事業を実施しております。現在は利用できる期間を生後90日まで、双子などの多胎児は生後1年以内としておりますが、新設される子育て世帯訪問支援事業においては、支援対象が産後家庭に限らないことから、今後は拡大を検討する必要があると考えております。また、支援内容につきましても、従来家事や育児の支援に加えて子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談、助言などが求められることから、派遣する支援員の要件や確保といった課題についても対応を検討してまいります。

2つ目の児童育成拠点事業は、不適切な養育状態にある主に学齢期の児童や不登校の児童に対し、安心、安全な居場所と食事や学習支援を提供できる拠点を用意するものでございます。この事業には、専用のスペースや必要な設備と常勤の職員を要することから、国が作成を予定しているガイドラインを待って対応したいと考えております。

3つ目の親子関係形成支援事業は、子育てに悩みや不安を抱える保護者が適切な親子関係を築くことができるよう、グループワークやロールプレーなどの手法で子どもの関わり方を学ぶペアレントトレーニングを実施したり、同じ不安を抱える保護者同士が相互に悩みを相談し、情報交換できる場を設けたりするものでございます。これに類する取組として、本市では、子育てに困難を感じる保護者が楽しく子育てをできるよう支援するペアレントプログラムを実施しているところでございます。家庭支援事業として新設されるこの3つの事業は、いずれも国が交付金を設けて市区町村に計画的整備を求める予定であることから、今後の国の動向を見定めながら検討

してまいります。

次に、(2)児童虐待についてお答えをいたします。本市の児童虐待の新規相談受付件数は、令和元年度が840件であったのに対し、令和2年度が884件、令和3年度が1,118件、令和4年度が1,206件と増加傾向にあります。また、1件当たりの対応時間や支援回数も増える傾向にあります。令和4年度の状況を子どもの年齢で見ますと、6歳までの就学前児童が最も多く、53.6%となっております。虐待の内容といたしましては、子どもの前で夫婦間暴力を含む心理的虐待が最も多く、加害者は実の母親が約半数を占めております。この状況は令和3年度と変わりなく、全国的な傾向でもあります。また、虐待の相談や連絡が市に入る経路といたしましては、警察や児童相談所、幼稚園や学校などからが多い状況でございます。児童虐待をめぐる課題といたしましては、件数の増加が続いている上に、近年は生活困窮や精神疾患、親子それぞれに障がいがある場合など、虐待に至る要因の複合化や問題の複雑化、深刻化が見られます。そのため、多くの機関が連携して継続的な支援の必要なケースが増えている状況でございます。

続いて、包括的な支援体制強化による今後の取組についてでございます。包括的な支援体制といたしましては、現在も母子保健の相談を担当する保健師と児童福祉の相談を担当する子ども家庭支援員が日頃から情報共有や支援方針の検討をしたり、必要に応じてケース会議を開催するなど、連携を図って支援を実施しております。しかしながら、主たる支援対象者が、母子保健は妊産婦及び乳幼児とその保護者、児童福祉は妊婦及びゼロ歳から18歳未満の子どものとその保護者と異なっている状況でございます。これに対して、現在設置を検討している子ども家庭センターでは、母子保健担当と児童福祉担当がそれぞれの専門性を生かして、支援対象の区別なく、妊娠前から18歳まで切れ目なく支援が継続される仕組みができるようになります。この仕組みの具体的な取組として検討しているのは、保健師が妊娠届時の面談や新生児・1～2か月児訪問、乳幼児健診などの機会を通じて支援の必要な家庭を発見し、そこで把握した情報を子ども家庭支援員も参加する合同ケース会議で共有しながら支援方針の検討や決定を行い、支援の種類や内容、頻度や期間を定めるサポートプランを作成して支援を実施するという流れでございます。これにより、心配な家庭や親子を漏らすことなくすくい上げ、早期に効果的な支援につなげる体制を目指してまいります。

最後に、(3)こども誰でも通園制度に関する御質問にお答えいたします。ゼロ歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが抱える孤立した育児の不安や悩みの解消に向けて、親の就労要件を問わず、月10時間まで時間単位などで柔軟に利用できるこども誰でも通園制度の創設が国において検討されています。現在、保育園などに入園していない子どもの一時的な預かりは、国の制度による一時預かり事業を本市でも既に実施しており、就労などの要件があるものは月15日以内、理由を問わない育児中のリフレッシュでの利用については月2日を上限に利用可能となっております。リフレッシュ利用の令和4年度の実績について申し上げますと、実施施設数は私立保育園13園、公立保育園5園、延べ利用者数は2,072人となっております。

なお、この一時預かり事業とこども誰でも通園制度は近い制度ではありますが、国は別の事業として位置づけることとしております。こども誰でも通園制度の導入時期でございますが、当初、国は来年度から試行的事業を開始するとしておりましたが、その後、前倒しをして、令和5年度中に開始も可能となるように支援を行うとしており、流動的な状況でございます。

なお、本市は試行的事業に関する国の意向調査において、条件が整えば実施と回答しており、こども誰でも通園制度の導入に向け検討をスタートさせておりますが、国の制度設計がいまだに不透明な部分もあり、国の検討会の動きや提供される情報について注視し、導入に向けた準備を進め、安心して利用していただけるよう実施体制を整備してまいります。

以上でございます。



○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは大項目、保健行政についてお答えします。

初めに、(1)妊産婦タクシー料金の一部助成の今後についてお答えします。新型コロナウイルスの影響から、妊産婦の外出に伴う感染リスクによる健康診査を控えることがないよう、妊産婦への身体的負担や経済的負担等の軽減を踏まえ、感染防止対策として、妊産婦タクシー料金の一部を1回当たり1,500円の助成を実施したものでございます。令和3年度から事業を開始いたしましたが、新型コロナウイルス感染症に対する個人での感染防止対策とともに、公共交通機関における対策も浸透されましたことから、令和5年3月31日をもって助成事業を終了したものでございます。

次に、(2)帯状疱疹ワクチンの助成制度の導入についてお答えします。帯状疱疹は主に小児期に罹患し、潜伏していた水痘帯状疱疹ウイルスが、加齢やストレスなどによる免疫力の低下によって再活性化する発疹性の病気でございます。水痘帯状疱疹ウイルスは成人の90%以上が保有していると言われ、50歳以上の方に発症リスクの高い疾患であり、発症した場合、合併症として帯状疱疹後神経痛による痛みが長期間続くことがございます。このことから帯状疱疹ワクチン接種の費用助成につきましては、市民からの要望も多く、議会からも御質問や御要望をいただいております。非常に関心が高いものであると認識しております。そのため本市では、令和6年度からの帯状疱疹ワクチン接種費用の助成開始を見据え、近隣市の助成内容なども参考としながら検討を進めているところでございます。

次に、(3)特定健診や特定保健指導の現状と課題についてお答えします。本市は、国民健康保険の40歳以上の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と、その結果から腹囲、BMIの数値や血糖、血圧等の数値に健康リスクのある方に対して、市の保健師や管理栄養士が食生活の見直しや運動方法などを直接アドバイスする特定保健指導を実施しております。これらの現在の状況ですが、令和4年度では、特定健康診査の受診率は40.8%、特定保健指導の実施率は20.1%となっております。いずれの結果もコロナ禍によって大きく減少し、回復傾向にはあるものの、コロナ禍前には戻り切っていない状況です。

次に課題でございますが、特定健康診査の年齢別の受診率を見ますと、40代で20.2%、50代で27.3%、60代以上で51.1%と、若い年代での受診率が低くなっております。そのため、特定健康診査全体の受診率向上とともに、若い皆様に受診していただくことが大きな課題となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 私からは大項目、信篤地域における公共施設の再編の方向性についてお答えいたします。

東京メトロ東西線原木中山駅から徒歩2分という好立地に所在する信篤地域の公共施設には、公民館や図書館、市民体育館や窓口連絡所、さらに幼稚園が設置されております。いずれの施設も老朽化が進み、中でも信篤図書館は築55年が経過し、公共施設個別計画において、令和9年度から12年度の間に建て替えに着手するとしております。また、同期間内の改修への着手が位置づけられている信篤市民体育館を含め、各施設の整備に当たっては、近接する他の施設との再編並びに複合化を検討するものとしております。

そこで御質問の複合化と公民連携を検討するに至った経緯でございますが、施設の複合化につきましては、廊下や階段、トイレなどを共有化することでコスト縮減に加え、利用者相互の交流が生まれやすいといったメリットが期待でき、令和3年度に策定した信篤地域の今後に関する基本構想の素案の中でも整備方法として望ましい形とされております。公民連携については、駅からの至近に約9,000平方メートルの公有地が所在しており、民間事業者の資金やノウハウを公共施設の整備に生かせるものと認識しております。こうしたことから、信篤地域の公共施設の再編については、単なる施設の複合化にとどまらず、公民連携手法の導入の可能性について具体的

な検討を進めることとしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 角田誠司消防局長。

○角田誠司消防局長 私からは大項目、本市のスクラップ業者等の廃材置場での火災発生防止対策等についての(1)火災防止対策の対応についてお答えいたします。

初めに、火災の概要についてです。本火災は2016年12月25日、市川市高谷にありますスクラップ工場において、敷地内に集積されていた金属スクラップ約1,300 tが焼損した火災で、消防車両23台が消火活動に当たり、鎮火に至るまで27時間以上を要した火災でありました。火災の原因につきましては、調査の過程で、焼損物の中からバッテリーやスプレー缶、燃料缶などが見つかったことから、荷下ろし作業中に何らかの衝撃により発生した火花がスクラップの中にあつた可燃物に着火したものと考えられますが、特定には至っておりません。

次に、火災発生後に行った取組でございます。消防局から当事業所に対し、文書、口頭により指導を行っております。主な指導事項につきましては、工場内の異常をいち早く見つけるため監視の強化をすること、スクラップからの出火防止のため、可燃物、スプレー缶、燃料缶などを徹底的に除去し廃棄すること、そして火災の延焼を防止するため、1か所に大量のスクラップを集積することなく小分けにし、商品ごとに鉄板等で仕分けることなどでございます。消防局では、これらの指導事項が確実に履行されているかを確認するため不定期に巡回し、集積状況を確認しております。また、2019年11月には、当事業所に対して千葉県と市関係部局とともに合同で立入検査を行い、指導内容が継続的に履行されていることを確認しております。その後の火災発生状況につきましては、2016年の火災以降、当事業所を含め、金属スクラップ工場等に類似する施設からの火災は発生しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からは大項目、千葉県の自動車ヤード条例や金属スクラップヤード等規制条例の本市に与えた影響についての(1)のうち、騒音対策及び悪臭対策について及び(2)、(3)について、大項目、クリーンセンターについて、大項目、カーボンニュートラルシティの実現に向けてについてお答えします。

初めに、大項目、千葉県の自動車ヤード条例や金属スクラップヤード等規制条例の本市に与えた影響についての(1)のうち、騒音対策及び悪臭対策についてです。スクラップ業者などの廃材置場について、これまで金属くずの切断作業や重機を用いた積み込み、搬出作業による騒音相談、事業場内に保管したオイルの臭いに関する相談がありました。本市では騒音規制法や悪臭防止法に加え、市川市環境保全条例に基づきスクラップ業者などへの規制や指導を行うことにより、市民の生活環境の保全を図ってまいりました。

次に、(2)自動車ヤード条例施行後、本市にどのような影響を与えたかについてお答えします。千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例、通称自動車ヤード条例は、特定自動車部品のヤード内保管などの適正化のための処置を講じ、県民の生活環境保全上の支障防止及び平穏な生活の確保を目的とし、平成27年4月1日より施行されました。制定の理由としては、自動車部品の扱うヤードが全国的に見て千葉県が突出して多い、実態が把握できていないこと、油の流出や盗難自動車などの保管場所として利用されている事例が確認されていることなどが挙げられています。この条例が本市へ与えた影響は、事業の届出の義務づけ、措置命令や罰則などが設けられたことにより、不適正保管などに対する一定の抑止力が働いているものと捉えています。

次に、(3)金属スクラップヤード等規制条例が来年4月に施行されるが、本市にどのような影響を与えると考えるかについてお答えします。千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例、通称金属スクラップヤード等規制条例は、金属スクラップヤードにおいて不適正な保管などが一部で発生しています。これを直接規制する

法律がないことなどから、県民の生活環境保全上の支障防止及び平穏な生活の確保を目的とし、令和6年4月1日より施行される予定です。県の条例が制定されることによる本市への影響としては、事業許可の取得や申請前の住民周知、現場責任者の設置などの義務づけに加え、措置命令や罰則などが設けられることにより一定の抑止力が働き、改善が期待できるものと見込んでいます。

続きまして、大項目、クリーンセンターについての(1)、(2)、(3)にお答えします。

初めに、(1)今般のごみ焼却炉の停止についてです。今回のクリーンセンターの稼働停止は、10月18日早朝に稼働中であった2炉のボイラー設備の異常を検知し、焼却炉が緊急停止したことによります。緊急停止後は、市民生活に支障を来さないよう外部の処理場へごみを搬出することとし、ごみピットがいっぱいになった場合は、収集したごみを敷地内に確保した仮置場に置くこととしました。また、整備のため停止していた1炉については、直ちにごみの焼却を再開するため整備を中断し、10月28日には焼却を開始しました。1炉による焼却と近隣5市と民間処理場への外部搬出により、毎日約350t発生するごみと仮置場にたまったごみの処理を進め、11月9日には仮置場のごみの搬出を終了し、当日分のごみの積替えのみとなりました。停止した2炉については応急措置を行い、早期の稼働を目指しています。原因については、本市としては重大な事案と考え、外部有識者による原因の調査、分析を行うこととし、既に現地確認などの作業を行っています。周知については、市公式ウェブサイト及びSNSによる発信を合計4回行い、「広報いちかわ」では11月4日号、18日号にてお知らせと市長コラムを掲載しています。

次に、(2)ごみ焼却施設の定期点検、修繕についてです。毎年実施する定期点検では、3炉ある焼却炉のうち2炉でごみの焼却を行いながら1炉ずつ点検、清掃を行っています。さらに、2年に一度、法定の定期事業者検査を行っています。また、1年に1回、焼却炉を3炉全て停止した上でクリーンセンター内を全停電し、共通設備の点検も行っています。そのほか、主要設備である破砕設備、排水処理設備、発電設備などの点検整備を計画的に行っています。併せて前年度に発見した不具合の箇所の修繕も点検時に行っています。これら定期点検、修繕にかかる費用は年間約8億円となっています。

次に、(3)クリーンセンター建て替えについてにお答えします。クリーンセンターの建て替え時期についてですが、世界的な原材料価格の高騰や円安の影響などにより建築費用が大幅に上昇していることから、状況を見極める必要があると考えています。

次に、大項目、カーボンニュートラルシティの実現に向けてについてにお答えします。本市では、これまで令和2年度に策定した第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき地球温暖化対策を推進してまいりました。具体的な取組としては、太陽光発電設備の設置や住宅などの断熱化、電気自動車の導入、充放電設備の導入に対する補助金の交付、学校などの公共施設への太陽光発電設備の設置、環境フェアや親子映画鑑賞会などの周知、啓発活動の実施などを行ってきました。取組の成果ですが、実行計画では、二酸化炭素排出量を2025年度（令和7年度）までに基準年度の2013年度（平成25年度）比で33%削減するという短期目標を定めています。2020年度（令和2年度）の速報値では、基準年度の2013年度（平成25年度）比で20.1%の削減となっています。

一方でカーボンニュートラルの実現に向けた課題ですが、部門別に見ると、自動車などの利用に伴う運輸部門、ごみの焼却に伴う廃棄物部門が民生家庭部門や民生業務部門、産業部門と比べて二酸化炭素の削減が進んでいないことが課題と考えております。今後、2025年度（令和7年度）の短期目標の達成に向けて、二酸化炭素の削減が進んでいない部門への周知の強化を図ります。また、実行計画で定めた取組を確実に推進していくとともに、新たな技術の導入や取組などを強化しながら市民や事業者と協働し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

浅野議員。

○浅野さち議員 それぞれ御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をいたします。

大項目の重点支援地方交付金について、(1)交付金額と推奨事業の考え方について伺います。

先ほど推奨メニューである生活支援や事業者支援として8つの項目が示されていますが、今後どのように決定していくのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

推奨事業メニューにつきましては、速やかに選定し、できる限り早く支援を届けられるよう、現在、全庁的に照会を行い、準備を進めているところでございます。今後、各部署から提案のあった事業の中から交付金の趣旨、また本市の状況等を踏まえまして選定した上で、2月補正予算として計上する予定としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。特に生活者推奨事業メニューの子育て世帯支援、国の推奨事業メニューの中には、子ども食堂に対する負担軽減支援やヤングケアラーに対する配食支援等もあります。また、地域に応じてさらに効果があると考えられるものについては可能となっていることから、公明党が提出した要望書の中には子育て世帯への支援給付金を検討するなど入れさせていただいています。様々な角度から速やかに的確に支援できるよう、よろしくお願いいたします。

次に、(2)に再質問を行います。新たな物価高騰対策給付金非課税世帯7万円についてです。補正予算の大きな柱でもある低所得世帯に7万円の給付支援ですが、11月30日に追加議案として提出されました。4万4,000世帯を見込んでいます。買物に行っても、日用品の物価高騰が続いています。生活に困窮する低所得世帯の皆様にとって、7万円の給付は大変助かります。できるだけ早く給付金を支給してほしいとの声も伺っています。

そこで議決後の事務手続について、給付方法について、書類の提出を必要としないプッシュ型、または国はオンラインを活用した申請と給付の仕組み、ファストパス制度を導入すると表明していますが、その点はいかがか。また、年末年始、何かと出費が増える中、何とか年内に支給開始できないか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 国からは、地方公共団体に向けまして、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、年内の予算化を検討するよう周知されたところです。今後、対象者の情報として税情報が必要となることから、デジタル庁に対する特定公的給付の手続を進めるとともに、議決をいただきましたら給付対象者の抽出や通知書類作成のための業務等を委託し、できるだけ速やかに給付できるよう準備を進めてまいります。

年内給付につきましては、これまでの同様の給付のスケジュールを考えますと、業務委託締結後、給付対象者の抽出及び確認、また書類を送付するまでの期間として3週間程度を要しております。また、書類の提出を必要としないプッシュ型であっても、振込口座変更や辞退する方の申出期間等として、さらに2週間程度の日数を要するとともに、振込手続に1週間程度を要することとなるため年内の給付は難しいと考えています。

また、給付方法について、直近11月30日の報道でありましたが、国は簡易な方法で早く支給できるとして、オンラインを活用した申請と給付の仕組み、ファストパス制度の導入を示しておりますけれども、まだ詳細が示されておきませんので、今後、国からの通知を勘案しつつ、対象者の世帯状況などに応じて一日でも早く給付できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 年内の給付は難しいことは理解しました。前回、今夏以降に給付された3万円と、基準日は今回違いますが、対象者の条件が同じであれば、せめて年内の確認書の発送はできないのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 今後の特定公的給付などの所要の手續を踏まえますと、年内の発送は難しいと考えています。1月から順次準備の整った対象世帯に対して行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。1月から準備の整った対象世帯から発送していくことを伺いました。また、前回と同じように、家計急変世帯の方やDV等の避難者の方への対応も丁寧をお願いいたします。様々御苦労をおかけしますが、一日でも早く給付ができるよう、よろしく願いいたします。

次に、(3)、(4)、(5)、それぞれの現状と今後を伺いました。再質問はいたしませんけれども、(3)ですけれども、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金について、特に電気、ガスを使用する飲食店の方は大変助かっているとの声を伺っています。また、第1弾の申請受付開始後より、事業者の声を受けて給付対象基準を拡大した点は高く評価いたします。

(4)の公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付事業についても、ガソリン等、まだまだ高騰が続いています。貨物運輸関係者やバス、タクシー会社にとっても継続支援が必要です。

(5)の介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金及び障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金についても、介護現場においては深刻な人手不足とともに、物価高騰の影響で厳しい状況とのことです。運営や利用者には負担が及ばないための支援が重要です。国は燃油、電気、ガス代補助を来年4月まで延長します。しかし、まだまだ事業者は大変厳しい状況ですので、今回の重点支援地方交付金を活用して、継続して給付支援を行うよう要望いたしますので、それぞれよろしく願いいたします。

次に、ゴールドシニア外出支援事業について伺います。最終的に合計で2万2,848件、バスは1万1,187件、タクシーは1万1,661件の申請があった。当初予定の1万人を超えています。その要因はどのようなことが考えられるのか。今回、残念なことに、チケットが行き渡らなかった方に対して追加で交付していただきたいと思いますが、市の対応を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 今年度のバス、タクシーとも1万人の上限設定につきましては、事業の周知には一定の時間を要するであろうという課題を考慮し、設定したものです。事業の周知に当たりましては、8月と10月の記者会見後、新聞各紙に報道いただいたことや、「広報いちかわ」や市のウェブサイトへの掲載をはじめチラシの掲示や配架のほか、10月3日に文化会館で開催しましたゴールドシニア事業イベントや市民まつり、また民生委員や高齢者クラブの会議での事業紹介などで積極的に行ってまいりました。こうした周知の結果として、当初想定した1万人を上回ったものと考えております。この1万人を超え、今回、このタイミングでチケットを送付できなかった方、バスは1,187人、タクシーは1,661人となりますが、この方々の対応につきましては、既に市長に判断を仰いでおりまして、年度内の追加交付について準備を進めたいと考えております。今後、予算措置が整い次第、チケットを送付したいと考えておりまして、その旨については、チケットを送付できなかった皆さんに案内をさせていただきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 行き渡らなかつた方には市長さんの判断の下、年度内に追加交付の準備を進めていることを伺いました。大変ありがとうございます。私のもとにもバス、タクシー券届きましたとの喜びの声が届いています。速やかに対応していただけるよう、よろしく願いいたします。

このチケットを使い外出意欲を増し、ふだん出かけないところにバスを使い、友人と買物やランチを食べてくる喜び。結果、健康寿命の延伸につながります。その観点から、来年度も継続的に外出支援事業を行っていただきたいです。その際、東京都のシルバーパスは70歳からですし、また、京成グループのバス乗り放題となる割引定期券ゴールドパスやダイヤモンドパスも対象年齢70歳からとなっています。その点から対象年齢の拡大はできないのか。また、申請した方全員にチケット交付ができないのか。来年度に向けての考えを伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在、要支援・要介護認定を受けている方の約90%がゴールドシニアでありますので、ゴールドシニアの外出を促進するこの事業は、今後の本市の介護予防、健康寿命の延伸に大きく貢献する大変効果が高い事業と考えております。また、希望者数については、今回の周知期間で全てのゴールドシニアに周知が行き届いたとは考えにくく、今月から実際にチケットの利用が始まったことで今後さらに周知が進むことから、潜在的にはまだまだ多くの希望者がいるものと考えております。今月から事業を開始したところであり、今後、交付人数の拡大を含め事業の在り方を検証してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 潜在的にはまだまだ多くの希望者がいるものと考えているという答弁でした。今回の申請方法の検証、利用者やバス、タクシー会社の声などをお聞きして今後に生かしていただき、継続的な事業になるようお願いいたします。周知に対しても、事業を知らなかったということがないように、必要な方に的確に情報が届くように、よろしく願いいたします。また、対象年齢の拡大は引き続き要望いたします。

次に、小学校営繕事業について、設置する学校名を伺いました。また、今年度は7校設置しています。令和6年度に8校設置すると、未設置の学校は幾つあるのか。また、このペースでいくと、いつまでに設置完了するのかを伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

令和6年度に8校設置しますと、設置されていない学校数は、早期建て替え予定校5校を除く30校になります。仮に年間8校ずつ設置していきますと、令和10年度までに早期建て替え予定校を除く全ての学校体育館にエアコンが設置される予定となります。学校体育館のエアコンにつきましては、災害時に避難所となることや児童生徒の安心、安全な学習環境を整えるため、可能な限り早期に整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 小学校は30校、このペースでいくと令和10年が目安ということです。あと5年ということですが、現在並行して特別教室エアコン設置と体育館の設置も努力している点は十分理解しております。

11月中旬の読売新聞で、船橋市が全ての市立学校と高校の体育館に熱中症対策としてエアコンを設置するために約23億円の事業費を補正予算案として、11月17日の市議会定例会に提出するとの報道がありました。市立中学校26校と市立船橋高校1校の計27校とのことです。財源は緊急防災・減災事業債を活用し、返済の7割は国の交付税が充てられるそうです。本市もこの事業債の財源で行っていますが、不交付団体のため、事業費の返済は一

般財源からになります。船橋のように、一気に学校体育館に設置してほしいのですが、なかなか難しいことも十分理解します。しかし、とんでもない暑さが続く現状を鑑みると、避難所として開設している、また、子どもたちの日々の体育館使用においても命をも脅かす現状ではないでしょうか。1年でも2年でも早くエアコン設置を進めていただきたいことを強く要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、デジタル地域通貨 I C H I C O について伺います。今回、本八幡周辺中心の加盟店で実証実験が行われました。八幡や南八幡中心であることは分かっていますが、同じ鬼高でも1丁目の一部のみ、また、行徳方面が実証実験範囲となっていないため、とても残念との声を伺いました。アンケートの結果から、参加者は市内で買物や食事をするきっかけになりましたが84%、加盟店は今後も継続したいが98%と高く、また市民活動の活性化では、地元への関心や愛着が高まったが78%ということでした。実証実験の結果を受けて、今後、市内のエリアの拡大についての考えを伺います。また、ポイントの付与方法について、行政ポイント事業の強化について、市はどのように考えているのか見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 現在、実証実験の検証を進めているところでありますが、事業を継続する運びとなった際には、主要駅周辺の商店会に御協力をいただきながらエリアの拡大ができないか検討をしております。ポイントキャンペーンの実施時期については、商店会や加盟店のニーズを考慮することが重要と認識をしております。ポイントの付与に当たりますには、中小企業や個人事業主が経営する店舗において、消費を後押しする方法を取るべきであると考えます。行政ポイントにつきましては、市民活動の活性化を図るため、付与する事業を増やし連携を強化していくことができるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 主要駅周辺の商店会に協力を得ながら拡大することを考えていることを伺いました。行政ポイントについては、市民活動の活性化を図るため、付与する事業を増やして連携を強化するということです。

8月に公明党の視察で尼崎市の電子地域通貨あま咲きコインについて伺ってきました。このあま咲きコイン、令和2年度から導入し、令和3年から本格的に開始しています。特徴は、あま咲きコインの付与を通して地域住民のSDGs行動を推進してまいりました。あま咲きコインに対する本市の認識について、また、今後、デジタル地域通貨と様々な事業との相乗効果を生み出すことが必要と思いますが、考えを伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 あま咲きコインは本市が参考にすべき1つの事例と考えておりますが、特にデジタル地域通貨と行政ポイント事業との連携という点で先進的な取組であると認識をしております。本市におきましても、行政ポイントを活用することで地域の活動に参加者を呼び込むこと、新たなコミュニティを醸成すること、市政に関心を持っていただくことが期待できます。さらに、先進事例のように、例えばSDGsの推進やカーボンニュートラルの実現等に資する行動にポイントを付与することは地域課題の解決につながるものと考えます。行政ポイント事業におきましては、関係部署と連携を図りながらデジタル地域通貨との相乗効果を生み出せるよう検討をまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 先ほどのあま咲きコインについてですけれども、少し紹介いたします。本格開始から3年たち、登録希望商店が増加していること、また、行政ポイント事業として指定のSDGsの行動はおよそ100ほどのメニューがあります。特にボランティア活動や健康づくりに関する活動、環境に配慮した行動などが選択で

き、ポイント付与されます。例としましては、「まちで学ぶ」という欄には、各市民大学で学ぶことで10ポイント、予防救急で10ポイント、生活支援サポーター養成研修で400ポイントとなっています。食育ボランティア養成講座、環境学習イベント参加20ポイント。また、「行動を変える」という中には、自転車やウォーキングでパトロール活動に対して100ポイント等があります。「健康を考える」というところの中には、特定健診やがん検診に100ポイント、フレイル予防に関する講座が50ポイントなど、様々なメニューがありました。このように、SDGs行動を見える化する仕組みを構築して町のことを思い、活動する人を増やしているそうです。

今後、本市の地域通貨 I C H I C O をさらに拡充する場合、特に健康を考えるメニューは健康寿命日本一を掲げる本市においても最重要で、行政ポイント事業の強化が必要だと私は考えます。今回、どちらかというとモデル地域の商店中心の事業として経済部が推進していますが、今後リードする担当部署が必要ではないでしょうか。市川市全域の拡大とともに地域通貨 I C H I C O を通し、市民が喜んで参加、行動していただける工夫した取組に期待するわけです。

昨日、読売新聞に市川市電子通貨実証実験の記事が掲載されておりました。ぜひ田中市長さんに今後の地域通貨 I C H I C O に対する考えを伺わせていただきます。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 浅野議員から非常に重要な価値のある情報をいただきまして、尼崎のポイントの現状というものを把握させていただきました。まさに思っているのは同じ方向でありまして、ただ、そのためには、今回の実証実験での反省、課題というものにしっかりと目を向けて、その対応というものをまずは行っていかなければいけないのかなというふうに思います。議員の皆さん方の後押しもいただいておりますし、今、デジタル地域通貨の政策参与と職員の間で非常に積極的な動きがありますので、期待をしながら私も見守っているところであります。

I C H I C O に関しましては地域の拡大、また A r u c o をはじめとする行政ポイントは、さらに市民生活が活性化するような魅力を持ったものを創出していききたいと、そのように考えております。今後ともぜひ御指導をよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 市長さん、ありがとうございます。私も、この行政ポイントがしっかり拡充していきますと、やっぱり市民の意識が変わっていく中で本当に I C H I C O らしい地域通貨がまたできていくのかなって、そういうふう実感いたしましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、新健康ポイント A r u c o について伺います。A r u c o に登録はしましたが、利用していなかった方が1,500人、その分の枠を11月から募集していることを伺いました。5月から始まりましたが、どのような課題が見え、それに対する取組を伺います。また、各公民館をはじめ20か所に体組成計と血圧計が設置されていますが、それぞれの場所で登録のお手伝いや案内などは行っているのでしょうか。従来の健康ポイントである健康マイレージは今後どうするのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

まず、課題といたしましては、利用を開始するまでに多数の手順を踏むことや、利用するアプリと測定機器の使い方が分かりづらいなどの課題があると認識しており、申請をしたものの利用につながらなかった要因と考えております。このため申込み手順の簡略化を行うとともに、アプリや測定機器の使い方の動画を作成し市公式ウェブサイトに掲載したほか、現在、サポート窓口を設置し問合せに対応するなど、利用の促進をしているところでございます。市内20か所にわたる測定機器につきましては、使用方法を機械周辺に掲示しているほか、各施設



の職員にも軽易な質問については対応していただいているところでございます。また、平成26年度から運用を開始している健康マイレージ事業につきましては、利用率が大変低い状況にあることからA r u c oに移行していただき、今年度でマイレージ事業を終了する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 このデータの蓄積が1年以上になることによって、様々な効果が今後見えてくると思います。どのような検証を行って今後の取組について生かすのか。また、今年度は5,000人の定員でしたが、令和6年度以降は参加者数の増加などについてどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

測定データにつきましては、歩数や血圧のほか、体重、体脂肪率など、参加者の年齢、性別ごとの平均値として算出することが可能となっており、算出したデータを国の示す目標値と比較することにより参加者の健康状態を評価してまいります。今後は測定データに基づいた具体的な健康づくりに関する情報をA r u c oのアプリのプッシュ通知機能や市公式ウェブサイトなどから発信し、市民の健康管理と市全体の健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。A r u c oはアンケート結果からも、個人の健康管理の一翼を担っていると捉えており、さらにデジタル地域通貨I C H I C Oと連携することで事業効果が高まるものと考えております。令和6年度以降の事業の拡大につきましては、11月から開始しました再募集の状況を踏まえ、I C H I C Oや健康に関するイベントとの連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 最初の答弁で、利用者の年代は30代から60代が最も多く、利用者の中には1,000ポイント以上交換した方が856人いらした。利用者、延べ6万5,000人の方が利用していることを伺いました。来年度もぜひ枠を拡大していただいて、30代、40代から増加してくる生活習慣病に対し、体組成計や血圧測定で計測値が目に見えることから健康への意識づけができると思います。多くの年代の方に利用していただきたいと思います。

また、今後、高齢者の方の登録のお手伝いは、この本庁ではやっていますけれども、身近なところでできると助かりますので、全ての公民館は無理でも北部と南部、幾つか出張登録会なども必要ではないでしょうか。さらなる拡充をよろしくお願いいたします。

次に、子ども行政について再質問いたします。アの再質問として、母子相談窓口アイティと子ども家庭支援センター、2つの機能を統合して一体的な組織体制をつくるということ伺いました。来年度、こども家庭センター設置に向け、母子保健と児童福祉部門の2つの部門が合併することで、例えば産後ケア事業や1～2か月児訪問など、相談以外の母子保健事業や支援サービスはどのように実施していくのか伺います。

○稲葉健二議長 鷲沼こども部長。

○鷲沼 隆こども部長 お答えいたします。

こども家庭センターは包括的な相談支援を行うための機関として設置されるものでございますが、相談以外の母子保健事業や支援サービスも支援が必要な家庭を発見する機会となり、各家庭にアプローチするきっかけづくりや支援メニューとして重要な役割を果たすものであることから、相談支援との一体的な運用を目指して、同じ組織の中で連携しながら実施していくことを考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 相談支援や母子保健事業、児童虐待の観点から包括的な業務になると思います。体制整備も大事になりますので、事業の一つ、一体化などということは今お聞きしましたけれども、職員構成はどのようなものを想定しているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市の現在の職員構成といたしましては、母子保健の相談支援は保健部健康支援課の保健師が中心となっております。また、児童虐待や養育支援に対しては、こども部こども家庭支援課に保健師のほか、看護師、社会福祉士、心理士など、専門職を配置して対応しているところでございます。今後につきましては、こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の両部門を統合した後もそれぞれの意義や機能は維持するという国の前提を鑑み、現在の専門性ある職員構成を保ちながら一体的な相談支援体制が実現できる組織を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。来年度設置に向けて検討しているということ。こども家庭センターは、妊娠期から18歳まで切れ目ない包括的な支援となることから大きな組織体制になると思います。様々な支援が必要な方に素早く届く体制は業務の多忙を生むのではと懸念いたします。今後、専門職の増員が必要なのではと考えます。この点は指摘をし、来年度、こども家庭センター設置に向けてしっかり注視してまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次のイの項目についてですけれども、このことに対しては再質問ありませんけれども、特にこの児童育成支援拠点事業の子どもの居場所づくり、また親子関係の形成支援事業は、今後、国からのガイドラインを待つということです。また、子育て世帯訪問支援事業と本市の産後家庭ホームヘルプサービス事業との違いは、対象が妊産婦からヤングケアラーがいる家庭に拡大される、傾聴や相談、助言などが求められること、今後派遣する支援員の要件や確保といった課題について対応を検討するという答弁でした。本市でも活躍している産後ドゥーラさんは、東京都の家事・育児支援事業において、産後間もない母親の悩みを聞き、求めている支援を聞き取って支援プランをつくり、家事、育児をし、母親の心に寄り添ってトータル的に支えることができる人材として東京都では活躍しております。今後、本市においても、子育て世帯訪問支援事業の支援員として産後ドゥーラさんは活躍できるのではないのでしょうか。今後、しっかり様々整理していただいて推進のほうをよろしく願いいたします。

次に、(2)児童虐待について、現状と課題は伺いました。児童虐待の新規相談受付が年々増加していること、また虐待に至る要因の複合化、問題の複雑化、深刻化が見られる課題を伺いました。

その上で、イの今後の取組について伺います。設置を検討しているこども家庭センターでは、妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行えるため、様々な支援が必要な家庭に対してサポートプランを作成するということが、誰がどのように作成し、進めていくのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

支援内容を定めるサポートプランにつきましては、現時点で国が示すところによると、母子保健事業によって支援の必要性を把握した家庭については担当保健師が、児童虐待など、児童福祉の支援が中心となるケースについては児童福祉の担当がそれぞれ作成することとされております。ただし、母子保健と児童福祉双方からの支援が必要な場合には合同でケース会議を開催し、母子保健と児童福祉を熟知し、両部門をつなぐ役割を果たす統括

支援員が取り仕切る下で支援方針の検討や決定を行い、母子保健と児童福祉が一体となって作成することになります。また、その過程では、できる限り支援対象となる妊産婦や子どもの意見を確認しながら作成するとともに、作成したサポートプランを原則として本人に手渡すことで支援対象者自身が自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援サービスを知り、計画的に利用できるように促すものとなる予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 サポートプランが必要な御家庭に様々な場面で伴走しながら一緒になって行動する、また自立を促すことと考えられます。この産後サポートプランについても今後しっかり注視してまいりますので、よろしくをお願いします。

次に、(3)子ども誰でも通園制度について、本市も試行的事業として条件を整えば実施と回答していること。また、導入に向けて検討している。国の制度設計が不透明な部分があるようですが、現時点で懸念されることや課題はどのようなことが考えられるか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子ども誰でも通園制度の実施に当たりましては、安全に子どもを預かる環境を整備することが重要であると考えております。御質問の現時点で懸念されることですが、例えば子ども誰でも通園制度をいつでも自由に利用できるとした場合、子どもの発達状態や保護者との生活の様子など情報の不足が予想される中、安全に預かるにはどうしたらよいか。また、いつでも預かる体制とするためには、保育者を確保して常に配置しておくにはどうすればよいのかなどがございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。本市は一時預かり保育も充実しております。今後、ゼロ歳から2歳の約6割を占める未就園児の御家庭にさらに手を差し伸べていただいて、孤立化を防いでいく包括的な子育て支援体制です。今回の試行的事業に参加することを視野に入れながら、まだ課題は様々ありますけれども、2025年に向けてしっかり準備をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、保健行政について伺います。妊産婦タクシー料金の一部助成について、令和3年度と4年度の2か年で新型コロナ感染による妊産婦の身体的負担や経済的負担の軽減を踏まえて一部助成してまいりました。令和5年度で終了したということです。2年間は国からの補助金を使用してまいりましたので、現実、補助金が終了した時点で今年度から終わったと思います。妊産婦に対してタクシー料金の一部を助成することは、感染対策という面からだけではなく、母子支援の面からも大変有効な施策だと私は考えます。若い世代などは車を所有しない方も多くなっていると感じますし、外出時にタクシーを利用できることで外出時の負担が大きく軽減されます。令和4年度の利用者数は1,532名でした。令和4年度、本市の出生数が3,756人ですので、約41%の方が使われていると思われれます。今後、他市の状況も踏まえ、この事業を再開する考えを伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

近隣市の取組といたしまして、松戸市では妊婦健診や出産に伴う入退院産婦健診を対象に、母子支援策としてタクシー料金の一部助成を実施しております。また、埼玉県三郷市では子育てに関する移動費用の助成を行うなど、様々な取組が見受けられます。議員御指摘のとおり、多くの利用者の実績もございましたことから、今後、これらの事例を検証するなど慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 市内の産科病院が減っている中、市外での出産や妊婦・産婦健診が多くなっていると思います。特に妊娠後期や新生児を抱えての移動、また多胎児の妊産婦、妊娠中も産後もお子さんを連れての移動は大変になります。松戸市はそのようなことを考慮して助成しています。また、三郷市は、今年度より1歳未満を養育する方に移動費用1万円分を助成しています。出産後や健診、買物など、子育てに関する移動に使います。タクシー利用券500円が20枚。このように妊産婦タクシー補助事業か、タクシー利用券のように移動応援という包括的な子育て支援等に拡充することも必要ではないでしょうか。今後、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、带状疱疹ワクチンの助成制度の導入について、令和6年度からのワクチン費用の助成開始を見据えて進めていること、伺いました。大変ありがとうございます。

そこで助成金額の件ですが、東京都や千葉県など、助成を行っているほぼ多くが接種費用の半額か4分の1程度を助成しています。接種率から見ると、当然、半額助成を実施している自治体のほうが高い傾向があるため、本市においても、ぜひ半額助成を行っていただきたいんですが、その点について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

東京都では、費用助成を実施した市区町村に助成費用の半額を助成しており、そのため都内自治体の多くはワクチン接種費用の半額程度を助成しております。一方、千葉県では、費用助成を実施した市町村に対する補助制度がないため、県内自治体の多くがワクチン接種費用の4分の1程度の金額の助成にとどまっております。そこで今年度、県に対して、東京都と同様な自治体への補助制度を導入するよう要望したところでございます。本市の助成金額につきましては、県の動向も踏まえ、近隣市の状況も参考としながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 東京都は費用助成を実施した市区町村に費用助成の半額を助成しているが、千葉県は今のところないと。愛知県の自治体を調べたところ、県の助成はないですが、名古屋市をはじめ34自治体、費用助成を行っています。人口は若干少ないですが、特に市川市と類似した豊田市や岡崎市、豊橋市は生ワクチンも不活化ワクチンも半額助成となっています。本市のホームページに記載されている内容を参照しますと、生ワクチンが8,000円の1回、予防効果は60%、持続性が5年程度、不活化ワクチンは1回2万3,000円で2回の接種で合計4万6,000円、予防効果は90%で10年程度の効果があります。当然、不活化ワクチンを接種したいのですが、高額です。

そこで、ほぼ半額に近い1回1万円の2回、2万円を補助する自治体は接種率もよくなっています。水痘带状疱疹ワクチンは成人の約9割が保有し、带状疱疹の発症率は50歳以上、発症率が上昇し、80歳までに3人に1人発症すると言われております。ワクチン接種で重症化を防ぎ、結果的に医療費の削減効果になりますので、令和6年度からのワクチン費用の助成額はぜひ半額助成を強く強く要望いたします。

次に、特定健診や特定保健指導の現状と課題について伺います。様々お聞きいたしました。特に40代、50代の世代の方を含め、本市は今後健診の受診率と保健指導の実施率をどのように向上させていくのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

特定健康診査の受診率の向上につきましては、今年度より40代、50代、60代以上の年齢で、それぞれの年代に発生する健康リスクに応じた受診勧奨はがきを作成し、未受診者に対する受診勧奨を始めたところでござい

す。次に、特定保健指導につきましては、特定健康診査を実施した医療機関の医師が直接その受診者に対しまして特定保健指導を受けるよう説明していただくことが効果的であるため、各医療機関に対しまして、さらなる指導の協力要請をしてまいります。また、特定保健指導は、市の保健師や管理栄養士が血糖や血圧等の数値改善のため生活習慣を見直す指導を行っておりますが、今年度より土曜日、日曜日における面接の日数を増やし、実施率の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 分かりました。一方では特定健診を受診し、保健指導の対象にならない方、血糖、血圧の高い方や脂質異常のある方に対してのフォローです。他市では受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨事業として行っていますが、本市はどのように対応しているのか。

また、6年度から市川市国民健康保険第3期データヘルス計画が新たに更新されます。その中にしっかり明示し、そういう方への対策を検討していただきたいのですが、その点について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

議員御指摘のとおり、他市では特定健康診査の結果、血糖や血圧の数値等が国の定める受診勧奨判定値を超えてはいるが、特定保健指導の対象にならない方にも通知や電話による受診勧奨を実施している場合もございます。本市では、こうした受診勧奨事業は実施していないため、現在策定中の第3期データヘルス計画において、受診勧奨判定値を超える方に適切に医療を受けていただけるよう、電話による受診勧奨などの対策を検討してまいります。また、市民の皆様には、実施する事業を分かりやすく記載したデータヘルス計画の概要版を作成して周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 厚生労働省は、保険者に期待される役割の中に健診受診者へのフィードバックとして、受診勧奨判定値を超える検査値があれば、その程度、年齢等を考慮した上で医療機関を受診する必要性について受診者に通知する、特に医療機関受診が必要であると判定された者に対しては確実な受診勧奨を行う。その際、対象者の重症度等に応じて受診勧奨方法を工夫すると明記されています。本市は今まで行っていなかったため、まずは電話による受診勧奨とっておりますので、一歩進みました。早めに治療し、重症化を防ぐ一番大事な観点ですので、今後、電話に出ない方もいないと、——電話だけではなく、ぜひデータを記入した通知での受診勧奨をよろしく願いいたします。

次に、信篤地域における公共施設の再生の方向性について伺います。施設の複合化と公民連携の可能性について、具体的に検討を進めることを伺いました。こちらの信篤図書館、信篤公民館、信篤市民体育館、一部は船橋市との境をまたいでいるという特殊事情があります。この点、船橋市との協議の方向性を伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

信篤地域の公共施設は本市の公有地に整備されていますが、御指摘のとおり、本市と船橋市との市境上にあります。このため、市境を越えて公共施設を設置しようとする場合には、区域外設置として、地方自治法244条の規定に基づき、船橋市との協議が必要となります。

なお、この協議には、同条において、市川市議会並びに船橋市議会双方の議決を経なければならないとされており、協議内容としては、設置する場所やその目的に加え、施設の管理運営や利用の範囲などが考えられま

すことから、今後具体的に検討を重ねていく中で船橋市と緊密に連絡を取り合い、本市の考えを説明させていただきながら丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 今後、協議内容を丁寧に進めていくということです。施設の整備については、市民や現在の利用者の声をしっかり聞いて取り組む必要がありますが、市民懇談会を含め、この点、どのように取り組むのか伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

新たに整備する公共施設は、長きにわたり御利用いただく市民の大切な財産となりますことから、単に老朽化した施設の更新ではなく、地域の活性化に資するものにしていくべきと考えております。

そこで、当該公共施設の再編に関する基本計画を策定する中で、関係施設の所管部署とも連携を図りながらアンケート調査や説明会などを実施し、利用者や地域住民のニーズの把握に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 いよいよ待っていましたが信篤地域の公共施設の再編が始まります。今後、多目的に柔軟に利用できるスペース、若者から子育て世代、そしてシニアの皆様、全世代の方が利用できる公共施設等、考えられます。市民懇談会や様々な機会でも声を聞いていただきたいと思います。

また、それに伴い、信篤地域のまちづくりの方向性については、都市計画道路3・4・13号の整備状況によって大きな変化が見られると思われます。そのほかにも周辺の道路環境も踏まえ、市境のこと、様々な課題がありますが、今後の進捗状況をしっかり注視してまいります。くれぐれも近隣住民の声を十分反映していただきたいことをお願いいたします。

これで私の質問は終わります。次の千葉県の自動車ヤード条例からカーボンニュートラルシティーの実現に向けてまでは補足質問者、中村よしお議員が行います。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 中村議員に申し上げますが、再質問については休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、管財部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 貴重なお時間をお借りし、申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。

午前中の公明党浅野さち議員の代表質問の中で、信篤地域における公共施設の再編の方向性についての再質問におきまして、「地方自治法第244条の3に基づき」と申し上げるところ、「地方自治法第244条に基づき」と発言をしてしまいました。正しくは「地方自治法第244条の3に基づき」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

日程第1議案第41号から日程第13報告第29号までの議事を継続いたします。

中村よしお議員。

○中村よしお議員 公明党の中村よしおでございます。それでは、補足質問を行ってまいります。

まず、千葉県の通称自動車ヤード条例や通称金属スクラップヤード等規制条例が本市に与える影響及び本市のスクラップ業者等の廃材置場での火災発生防止対策等についての(1)についてであります。先ほどの答弁で、2016年12月25日、市川市高谷にあるスクラップ工場の敷地に集積されていた大量の金属スクラップからの出火は鎮火するまで27時間もかかり、地域住民に不安を与えた火災であったことは今でも記憶に残っています。私ども公明党は当該火災を受け、市長に廃材置場火災の対策強化の申入れを行いました。2017年2月の公明党代表質問における私の質問に対し、消防局は火災発生後の取組として、当工場に対し文書及び口頭で自主的な監視の強化、出火防止対策を指導した。また、2019年11月には、当工場に千葉県、市関係部局とともに合同で立入検査を実施したとのことであります。そして現在の状況は、当工場等から現在まで火災は発生していないという趣旨の答弁を受け、安心したことを記憶しております。

2016年の火災発生から現在まで約7年、火災が発生していないのは消防局の適切かつ不断の努力の結果によるものと思います。消防局に敬意を表するものであります。当該スクラップ業者についての市の対応状況などについて理解をいたしました。今後も火災発生等の防止や悪臭、騒音への適切な指導等を通じて市民の生活環境の保全をお願いいたします。これはこれで結構です。

(2)通称自動車ヤード条例施行後、本市にどのような影響を与えたかについて補足質問を行ってまいります。答弁については分かりました。当該条例によって、本市においても不適正保管等に対する一定の抑止力が働いているものであるということを理解いたしました。

さて、ここで自動車盗について触れておきたいと思います。10月18日付読売新聞によれば、自動車盗について、千葉県警が9月末までに認知した今年の自動車盗の件数が全国ワーストになっていることが分かったとのことです。県内で本年1月から9月に認知した自動車盗は557件で、前年同月比で66件増えた。市町村別では、千葉市が108台で最も多い。本市はワースト5には入っていないということでもあります。千葉県が自動車盗全国ワーストである中、自動車窃盗グループの自動車ヤードがどこにあるのか、心配なところです。

そこで、自動車ヤード条例に該当する市内の業者数について伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 条例に該当する市内の事業者数については、県に確認したところ、公表していないとの回答でした。このため、本市では把握しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。本市において、当該条例の規制対象となる、いわゆる自動車ヤード業者を県は公表していないということでありました。この県の姿勢については、私は全く理解できないなというふうに思っています。既に届出をしている業者を公表ないし基礎自治体と情報共有をしていることで、自動車窃盗グループ等が利用している自動車ヤードを逆にあぶり出すことができるというふうに私は考えます。

実は本市が県に対して届出をしていない業者の把握はしているのかについて確認をしていただいたということでもありますけれども、県からの回答は把握をしていないという回答だったというふうに伺っております。これでは当該条例の実効性は十分に確保されているとは言えないと考えます。新聞報道では、自動車ヤード数が平成25年末で全国に約2,100か所あり、そのうち千葉県は平成26年6月末時点で約500か所あると。自動車窃盗数もワーストの千葉県であります。千葉県に対し、当該条例の実効性を確保するための取組を図るよう求めていただきたいことを要望いたします。これはこれで結構であります。

次に、(3)通称金属スクラップヤード等規制条例が来年4月に施行されるが、本市にどのような影響を与えるかについてであります。補足質問になりますけれども、先ほどの答弁で、金属スクラップヤード等規制条例は事業許可の取得や申請前の住民周知、現場責任者設置などの義務づけに加え、措置命令や罰則等が設けられることにより一定の抑止力が働き、改善が期待できると見込んでいるということで、先ほどの自動車ヤード条例が届出制だったのに対して、より規制が強くなっているというふうには認識をしていると思いますし、私もこの改善というものが期待できるというふうに思っています。今後、この条例の施行後の経過を見守っていきたいと考えています。

そこで質問になりますけれども、金属スクラップヤード等規制条例に該当する業者を把握しているのかについて伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 条例に該当する可能性のある事業者については、現在のところ条例の施行前であるため、まだ県は把握しておりません。今後、許可制になることにより実態が明らかになるものと期待しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 施行前ということですので、それはそれで一定の理解をするところであります。

しかしながら、(1)の質問である、2016年12月のときの市川市高谷にあるスクラップ工場の敷地に集積されていた大量の金属スクラップからの火災について、さきにも触れましたけれども、平成27年2月の代表質問での答弁で、消防局は火災発生後の取組として、市内に存する当該施設と同様の事業所からの出火防止を図るため、市内全域にわたり実態調査を実施して把握した6事業所を訪問し、文書及び口頭により出火防止の指導及び注意喚起を行ったというふうにあります。環境部におかれましても、過去、既に把握された6事業所と実態調査をしてもよかったのではないかとこのふうにも思います。

いずれにしても、保管物の破砕、切断等の作業に伴う騒音等の発生によるトラブルから市民の生活環境の保全のために取り組んでいただくこと。そして必要に応じて、県に対し、当該条例の実効性を高めるための適切な運用を求めていただくことを要望いたします。この項目はこれで結構です。

次にクリーンセンターについて、(1)今後のごみ焼却炉停止についてであります。一連のこの経緯については説明をいただきましたので、理解をいたしました。

では、早速、補足質問を行ってまいります。私は緊急時の対策マニュアル等を策定すべきであると考えておりますけれども、クリーンセンターにおいては、用意をして、それに基づいて対応をしているのか。また、今回もしたのかについて伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 クリーンセンターは、ごみによる火災や爆発などが想定される施設であることから、このような事態に備え、緊急時のごみ外部搬出についてのマニュアルを整備しています。その内容は、外部搬出の搬出先、ごみの積替え場所、近隣自治体や民間事業者へ搬出する際の手続についてであります。今回、緊急停止後は、同マニュアルに基づき対応いたしました。また、近隣市については、災害時等における廃棄物処理に係る相互援助細目協定などに基づき協力要請を行っており、迅速に協議を進めることができました。協定書で定めた協力に必要な事態の一つとして、不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理の停止または処理能力が著しく低下した事態とあり、今回はこれに該当したことから協力要請を行いました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。



○中村よしお議員 御説明伺いました。今回の緊急停止に関して、私がとても印象に残っていることについて先に述べたいと思うんですけども、緊急事態時の市民等への情報発信について私が確認したところ、10月19、27、28、31と、私は市川市メール情報配信サービスでメールを受信しております。一方、NHKニュースが10月27日の午前中に放送していますネットのNHK「NEWS WEB」で確認をしましたけれども、10月27日の11時13分頃に放送されていたようであります。一方、私が市から受け取ったメールは、同日の19時17分頃というふうになっております。このNHKニュースを午前中に見て驚いた市民から私に確認の連絡がありました。当該ニュースを見て市民が驚いた。また、そのニュースを見た方から知らされた市民も少なくないと思います。そのNHKのニュースを午前中に受けて、時間を置いて、その場に市からの情報発信があったというわけであると認識をしております。

ここで気をつけなければいけないことは、報告の回数をもって十分な情報提供がなされたということにはならないということであります。大切なことは、その情報発信のタイミングと内容であるというふうに考えます。このNHKニュースの報道内容の趣旨としては、回収したごみを処理し切れない状態が続いていると。周辺には異臭が漂っていたというようなことを報道しています。そして、市民へのごみの減量を市が呼びかけているということについても触れておりました。NHKニュース報道、そこからのSNSで多くの市民が当該案件について認識したと思われます。ネット社会において、今回のような市民への情報提供の仕方は時代に合っていないというふうに思います。先ほどの答弁から、本市において、市民に対する情報発信に関するマニュアルというものはないようであります。

ここで申し上げたいのは、本市はハード面の対策マニュアルは整備をしている。今般、そのマニュアルに基づいて対応して、市民生活に大きな影響が及ばないように取り組まれました。そのことについては敬意を表します。しかしながら、一方、情報発信とソフト面の対策マニュアルが整備されていないことについては課題であると指摘をいたします。情報を正しくステークホルダー——今回で言えば市民等になりますけれども、伝えていくことが大切であります。市民が安心するための情報発信の内容と発信のタイミングについてのマニュアル作成を強く要望しておきます。これは要望にとどめおきます。よろしくお願い申し上げます。

さらに伺ってまいります。令和2年2月定例会における創生市川のクリーンセンターの建て替えについての質問に対する答弁の要旨を簡単に紹介させていただきます。建設費の動向については、毎年プラントメーカーより見積りを聴取し把握に努めているが、建設需要の増加や建設業界における人手不足等により、建設費の下落は見られない状況である。一方、令和元年に実施した精密機能検査では、著しい老朽化や大きな損傷といった喫緊の課題は見受けられなかった。また、プラントメーカーと協議し、2028年度（令和10年度）まで稼働期間を延長できることを確認している。建て替え時期については建設費の動向と施設の老朽化等、総合的に勘案した上で決定したいと考えているというものであります。

そこで伺いますが、令和元年に実施した精密機能検査では、著しい老朽化や大きな損傷といった喫緊の課題は見受けられなかった。また、プラントメーカーと協議し、2028年度まで稼働期間を延長できることを確認しているとありますが、今回の緊急停止が起こってしまったのはどういった原因なのか。

現在、第三者委員会で調査中ということでありますので、ここでの答弁は求めませんが、それにしても当該検査から4年しかたっておらず、また、同検査は3年に一度程度実施しなければならないということでありますので、令和3年ないし4年度にも実施をされているはずであります。また、プラントメーカーとの協議でも、稼働期間の延長が確認をされているのは先ほど述べたとおりです。

そこで令和元年に実施した精密機能検査の内容について伺うとともに、今回、実際にこのような事故が発生しましたが、精密機能検査やプラントメーカーと協議し、2028年度（令和10年度）まで稼働期間を延長できること

を確認しているとの判断どおり、クリーンセンターを使用することはできるのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 精密機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定により定期的  
に実施する必要があります。さらに、国の通知により、実施は3年に1回以上とされています。検査内容につ  
いては、ボイラー本体や焼却炉内などの損傷、劣化などを主に目視により検査し、評価、判定しています。2028  
年までの整備計画については、そのほかの法定点検や定期点検、日常点検の結果、プラントメーカーからの提案  
内容などを精査し、費用とのバランスを考えた上で計画的に整備を行っています。今後、新クリーンセンターの  
完成時期が確定した際には、完成までの安定操業ができるよう、改めて整備計画を見直し、必要な予防保全を行  
っていきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 今後、新クリーンセンターの完成時期が確定した際には完成まで安定操業できるよう、改め  
て整備計画を見直し、必要な予防保全を行っていきますといった答弁がありましたが、新クリーンセンターの完  
成までは8年程度かかるというふうに言われております。そうすると、最短でも2032年度頃まで安定操業可能な  
整備計画に見直さなければなりません。また、老朽化が進めば、点検、修繕費用は膨らむことになり、財政を圧  
迫することになると考えます。今回はここでとどめますが、安定した稼働を第一に財政とのバランスを考慮した  
整備計画の見直しを強く要望いたします。

次の(2)に進みます。(2)ごみ焼却施設の定期点検、修繕についての補足であります。毎年実施する定期点検や  
2年に一度の法定定期事業者検査、1年に1回の共通設備の点検、その他計画的点検整備、併せて不具合箇所の  
修繕も点検時に行っている。これら点検整備の費用は毎年約8億円計上しているということでありました。毎年  
約8億円、点検整備にかかっている。これを高いと見るのか、それとも妥当と見るのか。単純計算をして、今回  
と同じように30年稼働させるとすれば、240億円ですから、建設費と合わせると大変高額なものになると思いま  
す。このことは後ほど触れたいというふうに思います。

それでは、再度質問になりますけれども、報告第29号クリーンセンターの焼却炉の緊急停止に伴う応急処置の  
修繕に2億円近くかかっておりますけれども、その内容について伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今回の緊急停止による主な2炉の修繕内容としては、ボイラー設備において、汽水胴と呼  
ばれる円筒形の密閉容器とボイラー水管との接続箇所に漏水が多数見られたため、これを修復しています。ま  
た、ボイラー水管の劣化を確認するため、サンプリング試験や非破壊検査などを行っております。これらの費用  
を合わせてクリーンセンター設備点検整備委託料として支出いたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 これはまとめます。今回の緊急停止による約2億円の主な修繕費用についてはおおむね理解  
をいたしました。先ほどの年約8億円に加えて10億円の点検修繕費となるというふうに思います。加えて今回の  
緊急停止により売電の損失額が生じる、このことについてもよくよく考慮していかなければならないということ  
を指摘いたします。るる述べましたけれども、第三者委員会の結果を待つほかありませんので、これ以上はコメ  
ントしません。

他方、一般論として、ごみ焼却施設における定期補修費について、「ごみ焼却施設における定期補修費の実態  
と評価」という論文について触れておきます。「ごみ焼却施設は、耐火物や鋼板など定期的な補修が必要になる

設備・機器が多く、これらの定期補修費は、財政難に苦しむ市町村にとって負担になってきている。また、ごみ焼却施設はメーカーの独自技術で構成されていることもあり、定期補修工事は施設を建設したメーカーに発注されることが一般的であるが、その工事額の算定基準が明確でないと指摘されることも多い。本研究では、ごみ焼却施設における定期補修費の現状について実態調査を行い、さらに定期補修費の精査手法を提案し、いくつかの施設においてケーススタディを行った」ということであります。「その結果、施設によって定期補修費の額に大きな差異が生じていることが明らかになり、施設の維持管理にあたっては適正な精査手法を採用すべきであるとともに、施設の建設計画にあたっては、建設費のみではなく補修費等維持管理費の状況についても留意を払うことが必要であることが示唆された」というふうに書かれております。これは1つの論文にすぎませんので、これが全てでは当然ないんですけれども、これまでのクリーンセンター、特に焼却施設の補修費等維持管理費の状況について総括し、新クリーンセンターの建設計画に補修費等維持管理費についても留意を払うことを強く要望いたします。この項はこれで終わります。

(3)クリーン……。〔議長〕と呼ぶ者あり)じゃ、答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 本間副市長。

○本間和義副市長 私のほうから補足で御答弁申し上げます。

このたびのクリーンセンターの緊急停止におきましては、議員の皆様方にも大変御心配をいただきました。現在、この原因につきましては、第三者委員会での検証をお願いしているところでございますので、その結果を見ての今後の対策ということになってまいりますけれども、現在のところ、点検中の1炉に加えまして、損傷いたしました2炉につきましても順次点検を終えまして、稼働に向けて今順次立ち上げをしているところでございます。今後、必要な修繕につきましても、計画的に市民の皆様方に御心配かけないような形で引き続き必要なものについて行っていくということにしております。

そして新しいクリーンセンターの計画につきましても、先ほど環境部長のほうから、現在の物価高騰等の影響を踏まえる必要があるという答弁をさせていただきましたが、その一方で大変老朽化も進んでいて、市民生活に密着した大変重要な施設であるという面もございますので、そういった面も総合的に判断をしながらしっかりと検討を進めてまいることといたしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 副市長、御答弁ありがとうございます。点検、補修については市民に心配をかけないように取り組んでいくと。また、建て替えについてはしっかりと検討していくというような御趣旨だったというふうに思います。こういったタイミングで副市長からそういった御答弁をいただけるということは、これは大変重要なことであると思いますので、大変ありがとうございます。

次に、(3)クリーンセンターの建て替えについてでありますけれども、補足質問。クリーンセンターの建て替えについて、今、副市長からも御答弁ありましたので、考え方については理解をしたところであります。

一方、もう皆さんも御覧になっていると思うんですけれども、日にちを書いてないんですけれども、読売新聞で東金市と大網白里市、九十九里町が進める新ごみ処理施設整備事業が中断している問題で、この東金市外三市町清掃組合は入札手続を再開する方針を決めた。この事業をめぐっては、業者側の見積りに基づく概算事業費が約391億円に膨らみ、資材費高騰などで基本計画より約130億円増加。これが入札延期の原因だったが、組合は他自治体の事例を調査し、金額は適正と判断した。この記事によれば、各自治体の議会、議員全員協議会で概算事業費の妥当性と事業再開の日程を説明したということでありました。この記事の中には、市川市も94年稼働の焼却施設が今年10月中旬に故障というようなことで、いわゆる老朽化によって、市川市とか、ほかの勝浦市も

稼働を停止した、このようなことが書かれているところでもあります。本市以外にも、やっぱりクリーンセンターが老朽化をして、それを建て替えするんだけれども、財政的に大変厳しい。どこも同じなのかなというふうに改めて思います。

そこで、早急な建て替えが必要である一方、これまでの計画に新たな視点を加えなければいけないというふうに考えております。例えば市と民間企業の出資による地域新電力会社を来年度に設立する、地域新電力会社は、クリーンセンターのごみ発電による電力を買い、公共施設などに供給するというようなことが報道されております。新クリーンセンターは、その中心の施設の一つになると考えています。地域新電力会社が赤字に転落しないように持続可能な経営にするためには、クリーンセンターの発電能力についてもしっかり検討しなければならないと考えます。

そこで、現在、どのような検討がなされているのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 次期クリーンセンターは、ごみを焼却することで発生する大量の熱から効率的にエネルギーを回収する施設とすることを検討しています。その効率を示す指標としてエネルギー回収率があります。これは、ごみを燃やした際に発生する熱をどれだけ有効に活用できるかを表すものです。現在のクリーンセンターのエネルギー回収率に相当する値は11%程度ですが、次期クリーンセンターではエネルギー回収率22%以上を目指しています。エネルギー回収率が22%以上となった場合、発電能力は現在のクリーンセンターの約1.5倍になると見込んでいます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 次期クリーンセンターのエネルギー回収率及び発電能力については、おおむね理解をいたしました。現在はエネルギー回収率は11%で、次期のクリーンセンターのエネルギー回収率は22%以上だということで、これは大変能力が上がっていくということだと思います。

これもまとめていきますけれども、地域新電力会社の持続可能性について考えるときに、バイオガス発電についても構想に入れるべきと考えておりますし、市のほうも、このことについては述べられているというふうに認識をしております。このバイオガスの発電について、立地について述べれば、効率性からはクリーンセンターとか、そういった近いところにあるほうがよいというふうに私は認識をしておりますが、ただ、現在のこのクリーンセンターの敷地内に併設することは難しい。設置場所はどうなるのか、このことも検討していかなければならないことだというふうに認識をしております。この項はこれで終わります。

次に、カーボンニュートラルシティの実現に向けてであります。本市のこれまでの取組及び成果と実現に向けた課題については先ほどの答弁で理解をいたしました。補足質問になりますけれども、田中市長は施政方針で、新年度を本市のカーボンニュートラル元年とすることを述べられました。また、さきの6月定例会で、市民、事業者、行政が一体となって具体的な行動を起こすことが不可欠であり、そのために実効性のある取組を進めていくとの答弁がなされてから半年ほど経過をいたしましたけれども、その後、どのような実効性のある取組を進めてこられたのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

カーボンニュートラルを実現するためには一人一人の意識を高めることが重要であると考えております。そこで、まず職員に対しましては、カーボンニュートラルに関する情報提供を行うとともに、来年の事業内容にカーボンニュートラルとの関連性を付記することとし、全ての業務へ意識づけを図っているところでございます。ま

た、市民の皆様に対しましては、なかなか聞き慣れないカーボンニュートラルという言葉に関心を持っていただき、今から行動できる情報を盛り込んだチラシを作成いたしまして自治会への配布を行っております。さらに、市民、事業者、そして行政が丸となって取り組むよう、カーボンニュートラルをテーマとしたタウンミーティングを開催し、行政のみならず、市内の企業や大学などが実施しております取組を共有することで、改めて市全体が一体となって取り組む決意をしたところであります。

また、公用車を含めた電気自動車等のカーシェアリングのサービスを開始するとともに、カーボンニュートラルシティーの実現や電気自動車の普及などを目指し、京葉瓦斯株式会社やパナソニック株式会社、エレクトリックワークス社との連携協定を締結するなど、民間事業者との協力体制を構築しているところであります。さらには、民間事業者が公共施設の屋上に太陽光発電設備を設置するP P A事業や、現在建築中のぴあぱーく妙典内こども施設や仮称八幡市民複合施設をZ E B化することでエネルギーの消費量を抑えるなど、環境に配慮した公共施設の整備を進めているところでございます。

このように、2030年のCO<sub>2</sub>排出量50%削減に向け、庁内各課で実施している取組や脱炭素先行地域への申請などについて、平田環境施策推進参与の助言をいただきながら庁内検討会で議論を重ね、本市カーボンニュートラルの全体像となるロードマップを策定しているところであります。このように、カーボンニュートラルの実現に向けた目標と工程を明確化することで、カーボンニュートラル元年として成果が見えにくいながらも、2030年に向けた礎として必要不可欠な取組を進めているところであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 伺いました。2030年に2013年度比で二酸化炭素排出量50%削減を目標としたロードマップを現在作成中であるということでありました。

そこで再質問をいたします。このロードマップというのはどのようなものなのか。そして、いつ出来上がり、市民に公表されるのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

現在、本市が策定を進めておりますロードマップは住宅、事業者と工場、公共施設、車両と交通、廃棄物、地域新電力を6つの柱としまして、総合的かつ効果的にCO<sub>2</sub>を削減させる具体的な取組をまとめたものでございます。現在、骨格はできたものの、新年度へ向けての整合性を図るなど精度を高めているところであります。今後、市民、事業者、そして行政が連携してカーボンニュートラルの実現に向けて協働していけるよう、より分かりやすい内容にまとめた上で早々にお示ししたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 これまでの答弁、今の答弁で、来年度予算の要求事業にカーボンニュートラルとの関連性を付記すると。これ、大変いいことだと思います。また、ロードマップは6本柱から成り、具体的な取組をまとめている。そして、現在、新年度予算との整合性を図るなど精度を高めているところであるが、内容が市民や事業者がカーボンニュートラルの実現に向けて協働していけるよう、分かりやすい内容にまとめ、早々にお示ししたいということでありました。このロードマップの骨格について、一定程度明らかになりました。また、ロードマップの公表は早々ということなので、もう近いというふうに感じております。

さらに議論を進めてまいります。これまで度々議会でも、そして先ほどの答弁でも出てきましたが、環境省が進める脱炭素先行地域への申請を検討しているとのことでもあります。今年は8月が締切りでした。次回の申請期限

はいまだ明確ではないようですが、本市の申請への取組の状況を伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

環境省が募集しております脱炭素先行地域の申請につきましては、8月の第4回募集期間への申請を目指しておりましたが、選定地域が増えるにつれ先行事例が先取りされ、新たな先進性や実現性が求められてまいりました。これらのことから採択される可能性を重視し、実現性を高めるべきであると考え、見送ったものであります。現在、都市部ならではの本市特有の地域課題を精査し、これをカーボンニュートラルへの対策を講ずることで解決できるアイデアをまとめているところであります。また、2030年の目標に必要な地域新電力会社の設立など、エネルギーの地産地消に向けて様々な地域課題への対応と連動できるような提案内容にし、次回の応募に向けて検討作業を進めているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の御答弁ですけれども、2030年の目標達成に必要な地域新電力会社の設立など、エネルギーの地産地消に向けて様々な地域課題への対応と連携できるようなアイデアを盛り込む予定であるということと、次回の応募に向けて鋭意検討作業を進めていくということでありました。

ここで、さらに伺ってまいります。先ほども答弁がありましたけれども、ロードマップの6本柱の一つに地域新電力会社があります。私は、この地域新電力会社というのは2030年までCO<sub>2</sub>排出量50%削減の実現、カーボンニュートラルシティの実現に重要な役割を果たすと考えております。報道では、来年度2月にこの設立をするという話も聞きます。

そこで、地域新電力会社の設立のメリットと会社の進め方について伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 地域新電力会社は、一般的には再生可能エネルギーなどのクリーンな電力を市内で消費することで電気の地産地消を実現することを目的とし、自治体と民間事業者との共同出資などにより運営される小売電気事業者であります。地域新電力会社設立のメリットとしては、エネルギーの地産地消を通じて市内の二酸化炭素排出量を削減することが期待できること、市外への電気代支出を市内にとどめることが期待できること、利益を地域に還元することが期待できることなどがあります。また、会社の運営に関しては、小売電気事業をはじめとする専門的な経営技術が必要であり、共同事業者の選定においては今後検討してまいります。本市としましては、地域新電力会社によるクリーンエネルギーの地産地消は、カーボンニュートラルシティの実現に向けた不可欠な取組と考えておりますので、環境、経済、社会の3側面が両立するよう、しっかりとした制度設計を練り上げてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 御答弁伺いました。地域新電力会社について、設立のメリット、共同事業者については今後検討していくという答弁でありました。ただ、新電力会社の設立が来年度中ということであれば、共同事業者について今後検討するというのは切羽詰まった印象です。これでは、脱炭素先行地域について、本市が採択されるのはなかなか難しいようにも感じてまいります。地域新電力会社というのは、設立は毎年されているということで、現在、我が国では約80ぐらいあるというふうに認識をしております。ただ、この中にはうまくいってないところも少なくないということも伺っております。

脱炭素先行地域の主な取組のうちの一つで、福島県の会津若松市であれば、電力の需給データなどをAIで分

析し、エリア間で需給調整を効率的に実施と。いわゆる電力の需給調整とか、そういったところが地域新電力会社の肝でもあるというようなことも本を読んでいると出てくるところでありますので、そういった観点も重要だというふうに指摘をしておきます。

今、るる申し上げましたけれども、この地域新電力会社、また脱炭素先行地域に本市が採択される、これについての反転攻勢の取組をぜひお願いしたいというふうに思っております。

そして、最後に市長の決意のほどをお示しいただければ光栄です。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 中村議員からのお話の中に含まれておりましたが、そう簡単なものじゃないんですよ、これは。うちの室長が随分格好よく答えていましたけど、このカーボンニュートラル、2030年までカーボンハーフ、これを達成するのは本当に大変なことなんですよ。それを中村議員の質問によって議会の皆さん方と共有できるということは大変ありがたい機会だと思っておりますが、まず、脱炭素先行地域として来年の2月勝負をかけるということも、本間副市長といろいろ議論を詰めているところですけども、今の市川市の考え方、レベルではなかなか厳しいというのが現状です。ただ、これをクリアしないと、カーボンニュートラルの宣言をした市川市としての次のステージが見えてこないというところでありまして、非常に悩ましい。

進めていることは、今、太陽光発電を設置するのに補助金を出したり、ZEHとかZEBの建設に関しての補助金を出したり、あるいはEV車をタイムズと協力し合いながらシェアカーを設置したり、パナソニックとのEVの充電設備を市内に充実させていくということは進めていますけれども、本当に市民と一体となってCO<sub>2</sub>の削減をするというムーブメントはまだできてないというふうに思っています。正直申し上げて、クリーンセンターの建て替え、なぜここまで引き延ばしてきたのかということは市長に就任して今でも大変疑問に思っているんですけども、なぜこの状態の清掃工場建て替えをスピードアップしなかったのかと。

私が市長職をお預かりしている間には、なるべくスピード感を持って、新しいクリーンセンターの建設をルールに乗せると。もうほとんど環境部と一緒にルールに乗せる寸前のところまで来ていますけれども、そこで突発的なクリーンセンターの事故が起きたり、そこが人為的ミスだったのかどうかということも確認しなければいけないし、いろいろ山積みになり、ごみも山積みになり、近隣の行政区の市長さんに御挨拶に行ってお願ひに上がったりと、そんなことをやっているところでもあります。ただ、じりじりではありますけれども、市川市の生活の基盤であるクリーンセンターの建て替えに向かっては間違いなく進んでいるということをお伝えできると思えますし、新しいクリーンセンターの建て替えによって新電力会社のベースをつくるということも間違えないように、しっかりと進めていきたいというふうに思っています。

意気込みを聞かれているというふうに受け止めておりますので、何としても市川市がカーボンニュートラルに向かって真剣に取り組んでいるということを市民の皆さん方と一緒に感じてもらう、そういう状況をつくってまいりたいというふうに思っています。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 市長、御答弁、大変ありがとうございました。今の市長の大変率直な御所見と意気込み、これを伺うことができてよかったというふうに思っております。今後、市長の旗振りの下、市民、行政、企業、団体、そして議会が協働してスピーディーかつ着実にこの歩を進めていく。公明党も全力で取り組むことをお誓いしまして、公明党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、チームいちかわ、野口じゅん議員。

[野口じゅん議員登壇]

○野口じゅん議員 会派チームいちかわの野口じゅんでございます。会派を代表いたしまして質問を行います。

大項目1つ目、議案第45号一般会計補正予算の民生費の中にあります、いちカレ事業について。

まず、このいちカレ事業の趣旨と概要について伺います。

また、(2)として、これまでの市や民間による生活困窮者支援の取組とどのように違うのか、市の認識を伺います。

続いて大項目2つ目、クリーンセンターの緊急停止について。

まず、(1)の市民への周知方法についてですが、我が会派チームいちかわへは、市民の方から緊急停止についてたくさんの声が届いております。その中で一番多く、そして問題と思われるのは、この緊急停止について、そもそも知らなかったという声です。緊急停止したことについて、どのような考えの下、どのような周知方法を図ったのか伺います。

また、(2)今回の事故によって、クリーンセンター建て替えへどのような影響があるのか伺います。スケジュールについては先順位者への御答弁で理解いたしましたので、クリーンセンターの建て替えの仕様や体制づくりについて、どのような影響があるのかお答えください。

次の大項目ですが、文化都市の実現について。

「文化都市」という言葉は平成15年に策定された市川市文化振興ビジョンに出てくる言葉ですが、この20年前に策定された市川市文化振興ビジョンの中では、市川市の総合計画において、文化都市を究極の目標と定めたと書かれています。この文化都市というものが実現すれば、市川市が市民にとって誇りと愛着の持てる町になると考えます。しかし、実態においても、周りからの評価においても、まだまだ実現できていないのではないかと考えます。

そこで、策定から20年たった今、現時点におけるこのビジョンの評価と課題及び今後の取組について伺います。

続いて大項目、地域とともにある市立学校についてですが、社会の変化に伴い、学校や地域の課題は複雑化、多様化しています。学校においては、不登校児童数の増加や特別な配慮を必要とする児童の増加など、学校が担わなければならない役割が拡大しています。また、地域においてはコミュニティーの希薄化、衰退などが挙げられます。そのような中、学校と地域が相互に連携、協働して学校づくりや地域づくりを進めていく必要があると考えます。最新の小中学校学習指導要領においても、社会に開かれた教育課程の重要性がうたわれています。

そこで、本市における学校と地域の関係について質問します。

まず、(1)地域と連携した学校づくりについて、取組の現状と課題について伺います。

そして(2)として、学校を中心とした地域づくりについての取組の現状と課題についてお答えください。

最後の大項目として、官民連携のまちづくりについてです。

これまでのまちづくりでは、高度成長期の成長拡大を前提に都市全体を見た大きな単位で考えられ、道路や公園の整備などが行われてきました。高齢化社会、人口減少時代に突入した現在において、都市という単位でのまちづくりには限界があり、もっと小さなエリアという単位で考え、エリアの価値を高めることにより町全体を活性化するという手法が注目されています。そして、そのエリアにおいて、市民、事業者、地権者が主体的に取組を行っていく民間主導でありながら、それを行政が協働、サポートするという官民連携のまちづくりが全国でも広がってきています。市川市は南北に長く、それぞれのエリアが地理的にも歴史的にも特徴を持っている町です。そのような市川市でこそ、エリア個別の取組が重要と考えます。

(1)として、そのようなエリアの価値を高める官民連携のまちづくりであるエリアマネジメントという手法について、市がどのような認識があるのかを伺います。

次に(2)として、これまで民間による一定規模の町の開発の仕組みとして市街地開発事業という枠組みがあ



り、その一つである再開発事業が現在本八幡駅北口で行われていますが、その再開発事業の実施区域におけるエリアマネジメントの有効性について、市の認識を伺います。

(3)として、2011年に都市再生特別措置法の法改正が行われたことで、道路などの公の空間が民間事業者によって利用しやすくなりました。全国でも様々な活用事例がありますが、そのような公共空間における官民連携のまちづくりの本市の状況を伺います。

以上で初回の質問を終わります。答弁の内容に応じて再度質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からはいちカレ事業についてお答えします。

初めに、(1)事業の趣旨と概要についてです。いちカレ事業は、長引く光熱水費や食料品などの物価高騰や格差の拡大によって家計が圧迫され、日々の生活に困窮されている方などに無料で温かいいちカレという愛称のカレーを食べていただき、明日への活力をつけてもらうことを趣旨とした事業です。いちカレは、どの施設でも同じおいしさを提供でき、かつ調理しやすく栄養価のあるものとしたいと考えておまして、事業に協力いただける施設が同じ味を提供できるよう、レシピは統一したいと考えております。また、そのレシピの考案は、健康と栄養について日々学んでいる和洋女子大学の学生さんをお願いをする予定としています。

本事業は食事を取ることが主な目的であることから、実施場所は公民館などの公共施設や自治会館などの民間施設ではなく、食品衛生法の基準に適合した食品営業許可施設としております。実施施設は公募し、食品営業許可のあることや指定したレシピどおりに調理することなどの条件を満たし、事業の趣旨に賛同いただける施設にお願いしたいと考えております。また、施設に対しては、1回の実施ごとに運営費として1万円、食材費相当分として10食単位で最大40食まで、調理した食数に応じて3,000円から1万2,000円を加算して支払うこととしております。食数は1回の実施で最大40食の提供を考えておりますが、フードロスを考慮しまして、実際の来客数の推移を確認しながら調整してまいります。

なお、使用するお米については、JAいちかわさんから1tを御寄附いただき、活用させていただく予定です。

次に、(2)既存の子ども食堂や民間の生活困窮者支援との違いに対する市の認識についてです。子ども食堂は、子どもたちに無料または安価な食事を提供することに加え、遊び場の提供や学習支援等を行っており、その利用は子どもだけではなく大人にも開放している場合が多く、孤食の解消とともに地域の交流の場ともなっています。また、民間が行っている食を通じた生活困窮者支援といたしましては、企業や個人から提供を受けた食料品や日用品などを身近な地域において無料で配布するフードパントリーがあります。様々な理由で日々の生活に困窮している方などに直接食料品や日用品を手渡すことができ、支援の必要な方を地域全体で支える仕組みづくりとなっています。

本市は、誰一人取り残さない地域社会をつくる地域共生社会の実現を目指しており、そのためには、これまで手の届かなかった方に支援の手を差し伸べることが大切であると考えております。いちカレ事業は、生活に困窮しているにもかかわらず、人との関わりや行政等の支援に消極的で、子ども食堂やフードパントリーに行くことができなかつた方などにも気軽に立ち寄っていただけるような事業にしたいと考えております。そのため、支援に消極的な方などが人の目を気にせず安心して立ち寄ってもらえるよう丁寧な周知が必要であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からは大項目、クリーンセンターの緊急停止についてお答えします。

初めに、(1)市民への周知方法についてです。今回のクリーンセンターの緊急停止では、毎日の市民生活に直結しているごみの収集について、変更や中止をせずに復旧作業を進めることといたしました。そのため、市民に不安を与えないよう考慮し、緊急停止後の周知については、1炉による焼却開始や仮置場に積み置きしたごみの搬出が完了したことなど、進展があった時点で行っております。周知方法につきましては、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトへの掲載をはじめSNS、メール情報サービスを活用しています。併せてマスコミへの情報提供も行っています。市民への呼びかけにつきましては、これを機会に常にお願しているごみの削減について、改めて意識してもらうために行いました。

次に、(2)クリーンセンター建て替えの影響についてにお答えします。新クリーンセンターの仕様において、安全面の要件については基本的な事項であることから、今回の事案を受けて仕様を大きく変えることはないと考えています。現在、第三者が今回の事案の調査、分析を行っており、今後、報告書が提出されます。そこで示された再発防止策などを設計や運営の仕様に反映させることは考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは文化都市の実現についてお答えいたします。

市川市文化振興ビジョンは、本市の文化振興に関する中長期プランとして、平成15年に策定した芸術文化の振興及び新しい文化の創造を通じた個性豊かな地域づくりのための指針であります。本市の基本構想を上位計画としており、目標年次を同構想と同じ2025年としております。その内容は文化振興に関する基本的な考え方、目標、方針及びその方策などをまとめております。本市では、同ビジョンに基づきリーディング事業として、街回遊展や市川の文化人展といったソフト事業の実施、郭沫若記念館や水木洋子邸などの街かどミュージアム施設の整備、そして、これらの施設をつなぐサイン設置やエリアごとの回遊マップの作成等を行ってまいりました。また、街かどミュージアム構想の核となる役割を担う東山魁夷記念館や文学ミュージアム及び行徳ふれあい伝承館の整備も行っております。このほか、令和2年度からは、市民が日常的に芸術や文化に親しみ、触れる機会の拡充を図るための活性化策、町なかアートギャラリーの取組として、真間・市川地区においてKUGURU展を、中山地区においてアーティスト・イン・レジデンスを実施しております。

なお、今年度は千葉県誕生150周年記念いちかわ芸術祭を県立現代産業科学館及び近隣施設にて開催予定であります。

一方、同ビジョンに掲げる施策の中、実現に至っていないものとして、民間の街かどミュージアムの登録やデータベース化などがございます。現在、同ビジョンが2年後に目標年次を迎えることを受け、次期計画の策定に向けた作業に入ったところであり、それぞれの項目の実現状況の確認及び評価を行いながら作業を進めてまいります。現行のビジョンの基本理念や基本的な方針の多くは引き続き有効なものと考えておりますが、少子・高齢化の急速な進行など、文化振興を取り巻く社会情勢も変化しております。つきましては、次世代を見据えつつ、現行のビジョンで実現できなかったことや新たに盛り込むべき内容等の精査、それらに基づくリーディングプログラムの設定などを行い、次期計画の内容をまとめていく必要があると考えております。また、現行ビジョンの策定後、文化芸術振興基本法等の改正などが行われ、千葉県においても文化芸術推進基本計画を定めていることから、それらの関係法令や上位計画を踏まえ検討を進めてまいります。

なお、策定に当たっては、適宜有識者や文化芸術に関わる団体、市民の意見等を伺いながら作業を進めてまい

ります。これらにより、現行ビジョンの目標年次であります2025年度中の作業完了を目途に次期計画の策定を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目4番目、地域とともにある市立学校についてお答えいたします。

初めに、(1)地域と連携した学校づくりについての取組の現状と課題です。本市では、昭和55年度から家庭、学校、地域が一体となって子どもを育てていく教育に取り組み始めました。それ以来、様々な団体や地域の方々子どもたちを支えてまいりました。現在は学校運営と、そのために必要な支援について協議する合議制の機関として、学校運営協議会を全ての市立学校に設置しています。学校運営協議会は、学校運営への参画、支援及び児童生徒の健全育成に取り組み、地域住民等の理解と協力を得た学校運営の実現を目指しています。そのほかにも学習支援クラブなど、保護者の方や地域の方に児童生徒の学習活動に携わっていただく機会を設け、地域と連携した学校づくりを行っております。家庭、学校、地域の連携によって実現する地域とともにある学校は本市の誇れる点であり、市川市教育の原点ともなっております。

課題といたしましては、連携に関わっている方々には理解をされているものの、全ての保護者、地域の方々理解が進んでいない点が挙げられます。また、校内では、教職員が地域と連携した学校づくりの取組について理解しているものの、地域の人材を有効に活用できていないことも挙げられます。現在も学校運営協議会だよりや学校ホームページなどによって、家庭や地域に取組について発信しておりますが、より効果的な周知の方法につきましては、改めて検討をしております。

続きまして、(2)学校を中心とした地域づくりについての取組の現状と課題についてお答えいたします。

学校を中心とした地域づくりの取組につきましては、地域学校協働本部があります。本市では、令和2年度、全ての中学校ブロックに地域学校協働本部を設置いたしました。学校と地域の連携を連絡調整する役割を担う地域学校協働活動推進員を中心に現在も精力的に活動をしているところです。この地域学校協働活動推進員は、例えば学校運営協議会で協議された内容を地域の方々に伝達したり、学校の要望を踏まえて地域人材を活用したりするなど、学校と地域をつなぐ大切な役割を担い、活躍しています。この地域学校協働活動推進員は、ほとんどの学校で2名の配置が完了したところです。本市では、この学校と地域の連携活動に取り組む地域学校協働活動が認められ、これまで5つの中学校ブロックで文部科学大臣表彰を受賞しております。課題といたしましては、持続可能な組織づくりが挙げられます。これまで長い間活動に取り組まれてきた方々には、学校と地域を連携させたり、団体や人をつないだりする様々な知識、経験が蓄積されており、本市の大きな財産です。これらの知識、経験の継承及び後継者の育成を図り、今後にわたって持続可能な組織づくりを進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、官民連携のまちづくりについてお答えいたします。

初めに、(1)エリアマネジメントに対する市の認識についてです。エリアマネジメントとは、地域の商店会や自治会、そしてNPOなどが主体となり、地域の価値や環境の維持向上を目指す取組です。地域の活性化や町のにぎわいづくり、コミュニケーションづくりなどで効果が高く、全国各地で広まっています。本市では、中山地区と行徳地区で地元住民などが主体となり、歴史的資源を生かし、町のにぎわいや活性化を目的としたまちづくり協議会が運営されております。この協議会もエリアマネジメントの一つと考えており、市は協議会の運営やイベントなどの支援をしております。エリアマネジメントはつくることだけではなく、育てることが大切でありま

す。このため継続性の確保が重要であり、課題として活動資金や人材不足などが挙げられています。

次に、(2)再開発事業の実施区域におけるエリアマネジメントについてです。再開発事業の実施区域におけるエリアマネジメントは、全国でも多くの事例があります。本八幡駅北口駅前地区では、再開発準備組合が事業完了後のにぎわいの創出や商店街の継承、施設の維持管理方法などの検討を進めています。今回の再開発事業では、市民の交流場としての広場、歩行者が楽しめるにぎわい通路などの公共空気を計画しています。この公共空気を活用して地域の商店街や自治会、準備組合などとともに、本八幡地域の魅力が発展、継続するエリアマネジメントを検討していきます。

次に、(3)公共空間を活用した官民連携のまちづくりについてです。平成23年、都市再生特別措置法の一部を改正する法律等が施行され、道路空間を活用して町のにぎわい創出などに資するため、道路占用許可の特例制度が創出されました。道路占用許可は、敷地に余裕がなく、やむを得ない場合のみ許可できるとしていましたが、改正法では都市再生整備計画に位置づけるなどの一定の条件の下で都市の再生に貢献し、道路利用者等の利便の増進に資する施設などは緩和できるとしています。対象としては、食事施設や案内所、休憩所などが挙げられています。エリアマネジメントの組織がこの制度を活用して、オープンカフェやキッチンカーで町のにぎわいを生み出している事例があります。また、道路以外にも公共施設の敷地、河川や都市公園などの公共空間を生かした事例もあります。本市でも公共空間を活用したイベントなどの事例はありますが、今後、関係部署と連携しながら、さらにエリアマネジメントにつながる検討をしてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 答弁が終わりました。

野口議員。

**○野口じゅん議員** それぞれに御答弁ありがとうございました。これから再質問をしていきたいと思っております。

まず、大項目1つ目のいちカレ事業についてですが、(1)趣旨と概要については理解いたしました。生活に困窮しているにもかかわらず、人と関わったり、行政の支援に消極的な方も気軽に立ち寄ることができる事業であるということでした。また、民間の飲食店営業許可を持っている事業者をお願いするというので、市内の様々な場所での支援が可能になることが期待できます。ほかの困窮者支援の取組においても、実際に困窮している方とつながり、そして情報を届け、支援につなげるということに苦慮していて、その難しさは、既によりそい支援事業をスタートされている地域共生課をはじめとする福祉部の皆さんも日々実感し、御苦労されていることと思います。

そこで再質問として、このいちカレ事業において、利用者となる方たちへの周知方法はどのようなものを考えているのか伺います。

また、継続的に支援するための財源はどのようになっているのか、併せて伺います。

**○稲葉健二議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 事業の実施に当たっては、日々の生活に困窮されている方が周囲の目を気にせず食事を取ることができる環境の整備を行いながら、広く周知することが大切であると認識しております。そのため、まずは生活困窮者の相談窓口である市川市生活相談支援センターそらや、地域のことをよく知る民生委員や地域ケアシステムの相談員などを通じて個別に事業を案内するなど、事業の対象となる方が気軽に立ち寄れるような丁寧な周知を行ってまいります。

また、財源については、市内に支店があります朝日信用金庫さんの創立100周年記念事業地元応援団に応募し、本事業がSDGsに寄与する社会福祉事業として選定されたことから、今年度を含めた3年計画で活用する資金として1,000万円の寄附をいただけることとなっております。

なお、この寄附金は、本定例会における補正予算案において福祉基金、指定寄附金として計上するとともに、同額を福祉基金に積み立てるほか、このいちカレ事業の財源に充てるため、福祉基金繰入金126万円を計上しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。財源については、計画性を持ったものであるということが分かりました。周知方法については、周囲の目を気にすることがないように個別に、そして丁寧に行っていくということですが、それでいて広範囲にということなので、非常に地道で大変な作業になるのかなとイメージできました。

そこで再々質問ですが、そもそも困窮されているかどうかをどのように判断するのか。また、利用しに来られた方に対して、その資格について何か制限は設けるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本事業の支援対象者は日々の生活に困窮されている方などです。一般的には、困窮状況を確認するためには御本人の収入状況等の把握が必要となりますが、これまで支援の網から漏れてきた方などに気軽に立ち寄ってもらうため、本事業においては収入等に係る確認や制限は設けず、来られた方皆さんにいちカレを提供したいと考えております。

なお、利用される方は、今後、時間の経過とともに、真に食の支援が必要な方に限られてくるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。あえて基準や制限を設けず敷居を低くすることで、本当に必要とされる方に利用してもらうことを目指しているということが理解できました。

それでは、次に移ります。(2)のほかの……。 (田中 甲市長「簡単に。よろしいですか」と呼ぶ)

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 いい御質問をいただきましてありがとうございます。この通称いちカレですけども、どちらかというと私の発案で役所が動いてくれたというスタートでありました。新聞でこれを取り扱っていただいたときに意外と町なかで反響がありまして、私自身は、生活困窮されている市民の皆さん方で、かつ生活保護には頼らないということで、歯を食いしばって生活されている方々が今まで市の施策の中から抜け落ちてしまっているというようなことを感じておりました。新聞でその記事が出ましたら、どこでやるんですか、私も行っていいんですかというようなことを言われる方がいました。カレーは和洋の女子がレシピを作ってくれるんですねということまでよく御存じで、スタート前から非常に反響があるなということを感じております。私の考えではドレスコードなし、所得制限なしということで、また、私が朝、町なかを歩いていますと、多分お仕事を持っていない方かなと。歩いていること自体が、目的がなく町を歩いているように見受けた方に、失礼がなければ、どうぞということで案内状を手渡しで渡す、そういうきめ細やかな対応を市の職員とともに行っていきたくて、そんな考えでスタートしたいと思っています。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 誰一人取り残さない地域社会をつくるという思いがあるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

次の再質問に移りたいと思います。ほかの困窮者支援との違いについては御答弁から理解しました。子ども食堂や食品の無料配布会、いわゆるフードパントリーとは違う方法で困窮している方とのつながりをつくり、そし

て手を差し伸べる取組であるということも、今、田中市長からも御答弁いただきました。このような周知方法の仕方やつながる方法の難しさ以外でも、既存の困窮者支援についての課題や困難というのは共通しているものがあると考えます。

今回、市が独自の取組を行うに当たり、どのような課題があると想定されているでしょうか。また、その課題に対して解決していく見通しがあるのかをお聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 予想できる課題としましては、真に必要な方にどのように情報を届け、支援につなげていくかということが挙げられます。生活に困ったときに自ら援助を求めることができる方は支援団体や行政につながることはできますが、ひきこもりなどの様々な事情により、自ら相談しない、また相談できない方は、支援者側がその方を発見することができません。このため、本事業を通じて自ら相談できない方で、かつ食に課題を抱えている方を発見した際は、よりそい支援事業のアウトリーチなどによって必要な方に必要な情報を届け、支援につなげていきたいと考えております。

また、本事業は調理した食事をその場で提供することを主目的とした事業であり、ほかの団体が実施されているフードパントリーなど、既存の困窮者支援の取組とは異なることから、まずは市の事業として実施したいと考えております。今後、市の事業から広く民間主導に切り替えていけるかも課題と考えておりますが、まずは事業をスタートさせ、時間をかけて地域に定着させていくことを当面の目標にしたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。つまり課題には2段階あって、このいちカレというカレー配布をまずは利用してもらうため、どうやって情報を届けるかという課題。そして、いちカレを利用していただいた方を、その後、どのように市の専門的な支援につなげられるか。そのような2つの課題があるのだと理解しました。

実際に事業が開始されると、現場のオペレーションをはじめとする運営方法においても様々な課題が出てくるかと思いますが、協力事業者や既に困窮者支援を行っている市民の皆さんの知恵もお借りしながら、目指している支援の姿に一刻も早く近づけられるように取り組んでいただきたいと思います。田中市長、もう言い残されたことは（田中 甲市長「終わっちゃった」と呼ぶ）はい。ありがとうございます。この事業に関しては、私たちチームいちかわも、できる限りの御協力はさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、クリーンセンターの緊急停止についてですが、周知方法について、市民に不安を与えないように考慮したということが第一にあったのだと理解しました。周知のタイミングについて、進展があった時点で行ったということですが、冒頭に申し上げたとおり、そもそも焼却炉が停止したことを知らない市民がたくさんいらっしゃいました。周知方法について、インターネット上やSNS、「広報いちかわ」で周知したということですが、インターネットをふだん使わない市民や「広報いちかわ」を読んでいない市民はたくさんいらっしゃると思います。もし今回の事故について本気で市民に周知しようと考えたのであれば、防災行政無線や自治会の回覧板、また、ごみ収集所などに掲示するなど、ほかの方法が考えられたのではないのでしょうか。なぜそのような周知方法を取らなかったのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 インターネットが利用できない環境にある高齢者などに向けては、11月4日号の「広報いちかわ」で周知をしています。防災行政無線の放送する内容は、主に災害や人命に関わることなどとしているこ

とから、今回の事案には該当しないと判断し、使用しておりません。また、自治会回覧の配布については、刻々と変化する状況を早急に伝える必要があったことから今回は行っておりません。今後はさらに効果的な周知が図れるよう、情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。防災行政無線は、災害や人命に関わることとしているから今回は該当しないということでしたが、防災行政無線では子どもの見守り放送というのがありまして、4時30分に子どもたちが家に帰るように促す放送もしています。それと同じように、いや、それ以上に、今回の事故は市民が知るべき内容と考えます。また、回覧板の配布については、御答弁にあったとおり、周知のスピード感はないため進捗を伝えることには不向きかもしれませんが、事故が起こったこと自体、そしてごみの収集は通常どおり行っていること、市民の生活には影響がないこと、そして、ごみの減量に協力してもらうことについては確実に伝えられる方法だと考えます。

今回の専決処分で行った一般会計補正予算では、他市などへの廃棄物処理・処分委託料として約2億1,000万円が計上されています。既に予備費からも約1億6,000万円が同じ名目で使われていますが、この委託料を少しでも減らすという観点からは、確実に伝わる方法でごみの減量の協力を市民に求める周知をもっとできたのではないかと考えます。それについて市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今回の周知は事故の状況報告や市民生活に影響がないよう、ごみの収集回数を変えないこと、改めてごみの削減を考えてもらうことを目的として行いました。本市では、ごみを燃やした後に出る焼却灰を処分するための最終処分場を持たないことから、ごみの減量により処分費用が抑えられます。このことから、市民の皆様には日頃よりごみ減量の協力をお願いしています。今回の外部搬出にかかる費用についても、ごみの減量により市民の費用負担が軽減されます。今後、ごみの減量のお願いについては、より市民に理解が得られるよう工夫していきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。ぜひ工夫していただきたいと思います。市民の方々からは、ごみの減量の協力を求められたら喜んで協力したのに、そもそも停止のことを知らなかったら、それもできなかったという声がありました。今回はこのようなことが起こるのが初めての経験だったこともあり、また、迅速にごみを処理して市民の日常生活に影響を及ぼさないことに尽力していたため、周知の方法まで見極めることがなかなか難しかったかもしれません。また、市民に不安を抱かせないということを最優先されたということは間違っていなかったのかなと思います。今後は田中市長の発信力、影響力も活用しながら市民に安心してもらおうと同時に、ごみの減量の協力をお願いする情報発信を模索していただければと思います。

次に、(2)の再質問はありませんが、周知方法も含めて、今回の事故の経験が無駄にならないように今後生かしていただけたらと思います。

また、ごみの削減について市民の意識改革を促す意味でも、今回の事故は1つの契機になり得ると思いますので、ぜひそのような観点からも、今後の体制づくりに役立てていただくよう要望して次の項目に移ります。

大項目、文化都市の実現についてです。20年前に策定された市川市文化振興ビジョンは個性豊かな地域づくりのための指針であること、また、リーディング事業として街かどミュージアム構想では、全市で文化的施設の整備を行い、それらをつなげるソフトの施策を展開してきたということが分かりました。町歩きなど、市内を回遊

させる要素を入れることで地域に目を向けた事業であったことも分かりました。また、目標年次を2年後に控え、2017年の法の改正や、それを受けた2022年の千葉県の基本計画の内容と整合させながら次期計画をアップデートしていくということでした。

そこで再質問です。この千葉県文化芸術推進基本計画では、5つの柱の中に伝統文化が輝き続ける地域づくりとして、伝統文化の保存・継承、文化財の保存と活用が挙げられています。市内には文化施設として考古博物館や歴史博物館がありますが、新たに策定するこの計画では、この博物館の在り方をどのように位置づけるのか伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

平成29年6月に施行された文化芸術振興基本法の一部を改正する法律により、法律の題名が変更となった文化芸術基本法では、その基本理念として、文化芸術に関する施策を推進するに当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、そのほかの各関連分野における施策との有機的な連携を図るよう配慮されなければならないことがうたわれております。また、文化芸術に関する基本的施策の一つとして美術館、博物館、図書館等の充実が位置づけられ、地方公共団体は、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めることとされました。千葉県では、この文化芸術基本法に基づき、令和4年3月に千葉県文化芸術推進基本計画を策定し、博物館を含む文化施設等における機能の充実と多面的な活用を施策の体系として組み込んでおります。このようなことから、今後、本市で策定する計画においては、法や県の計画に沿いながら、本市の博物館をめぐる特性を踏まえた施策や取組を盛り込めるよう関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。近隣市では、2018年に船橋市郷土資料館がリニューアルオープン、2022年に市原歴史博物館が新築で完成、2023年には浦安市郷土博物館がリニューアルオープンするなど、博物館の建設やリニューアルが続いています。それらの新しくできた展示室の共通の特徴は、子どもにも分かりやすい視覚で楽しみながら歴史を体感できる工夫がされていることです。ぜひ参考にさせていただければと思います。市川市の博物館の整備には時間がかかるとおっしゃるので、整備が完了するまでの間は、例えばアイリンクタワーの眺望施設内で大きなパネルを展示するなど、市のほかの施設を活用しながら、少しでも多くの市内の子どもたちに市川の歴史を体感できる工夫をしていただくことを御提案いたします。

今話したとおり、他市では次々と施設の整備計画を立てて、それを実行していますが、市川市では20年前に策定されたビジョンをアップデートさせることなく文化振興の指針としているわけですが、この20年間、この指針をアップデートしてこなかった理由をお聞かせください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

文化振興ビジョンについては、策定から10年を経過した時期など、これまで幾度か見直しを検討いたしました。その結果、ビジョンの基本理念や基本的な方針等を変える必要があるとの結論には至らなかったことから改定は行っておりません。今回、目標年次を2年後に迎えることから、近年の社会情勢や策定後の法改正等を踏まえ、全面的な見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。



○野口じゅん議員 ありがとうございます。基本理念や基本的なスタンスを変える必要性が生じなかったというのですが、このビジョンを改めて読んでみましたが、この構想は多岐にわたり福祉、交通、多様性社会、まちづくりと、行政全体に文化振興の視点を組み入れるという意欲的なビジョンです。この20年間は、確かにこのビジョンを見直すというよりも、どう実現するかのほうが課題だったのかなというふうに感じました。ぜひこのビジョンは所管部署だけではなく、皆さんに読んでいただきたいと思います。いずれにしても、これからアップデートするビジョンは、市川市が本当の意味で文化都市を実現するために重要なものになります。

そこで、この大項目の最後の質問ですが、このビジョン策定に当たり、これから市民の意見をどのように反映していくのか。また、審議会や協議会などにより、市民に計画策定に参加してもらうことは考えているのかお答えください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

次期計画に市民の意見を反映することにつきましては、適宜、市内で活動する文化芸術団体からの意見聴取、文化イベント会場でのアンケート及びe-モニター登録者へのアンケートなどの実施を考えております。そのほか、本市の文化芸術事業に関し、有識者や文化芸術活動を行っている方たち等から意見を伺う場として設置している市川市文化芸術事業検討懇話会での意見聴取も行う予定であります。また、計画策定の取組の中でシンポジウムやワークショップなどの開催を通じた意見聴取も考えられ、それらの御意見等を踏まえ、案がまとまった段階で改めてパブリックコメントを実施したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 野口議員からの質問で、偶然で驚いたんですが、市川市の歴史、古くは縄文から、あるいは万葉から未来につながる、そういうコンセプトで市民の皆さん方と歴史パネルを作って展示しようではないかというところで着々と準備を進めているところであります。本日、野口議員からもそのような御提言をいただきましたので、ぜひ力を入れて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

市民の参加の御答弁でしたが、まさにこの20年前に策定されたビジョンでは、「市民が主体となり、市及び事業者との連携により、個性的な地域づくりを進める」と書かれています。ぜひ次のビジョンの策定においても市民の皆さんや事業者と協働して、同じビジョンを共有できるように進めていっていただくことを強く要望して、この項目を終わります。

次に、地域とともにある市立学校についての再質問を行います。(1)について。市内の全ての市立学校には学校運営委員会、学校運営協議会が設置され、地域と連携して学校づくりを進めている、そして、そのような取組は何十年も前から市川市独自で先進的に行われていたということが分かりました。

そこで再質問です。この何十年で地域社会の様相は大きく変わりました。先ほど申し上げたとおり、つながりの希薄化、それによる自治会の加入率の低下や会員の高齢化、また昔ながらの個人商店が少なくなったことなど、地域を構成する顔ぶれは変化していていると思います。

そこで、地域を代表する方としての学校運営協議会の委員を選考するに当たって、どのような基準で選考しているのか。また、選考する際にどのようなことが課題となっているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 委員につきましては、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の中で第1号委員

から第7号委員を定めており、人数は15人以内としています。学校長の推薦により、教育委員会が任命しております。選考の基準は特に設けておりませんが、委員の方には児童生徒の健全育成や学校運営、地域づくりに積極的に携わっているなどの気持ちが強いことが必要になってまいります。課題といたしましては、学校だけの判断で委員の選任をしてしまうと前例に頼ってしまい、団体の会長など、委員の選考範囲が限定される側面があります。より幅広い人材の選考や地域づくりを進めていくためには、地域学校協働活動推進員と連携した委員の推薦などについても検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。確かに各学校で校長先生が数年で替わってしまうということもある中で、委員の選考において前例に従った結果、同じ顔ぶれになってしまうということはあるかもしれません。地域のネットワークの要である地域学校協働活動推進員の方に意見を伺うことも含め、実際に現在地域で活躍されている人材とつながっていくことが重要と考えます。

続いて(2)についての再質問ですが、学校を中心とした地域づくりのための取組として地域学校協働本部があるということでした。そして、その本部には2名ほどの地域学校協働活動推進員が配置され、その方を中心として構成された地域のネットワーク自体が本部とされていることだと理解しました。

そこで再質問ですが、この本部とされている地域の様々な関係者のネットワークというのは地域学校協働活動推進員に依存しているということはないのでしょうか。また、実際にこの地域学校協働本部ではどのような活動が行われているのか教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現状では、個人的なネットワークが豊富な方に地域学校協働活動推進員をお願いしております。しかしながら、地域学校協働本部としてのネットワークを築くには個人のつながりだけでなく、子どもに関する団体や地元企業などをつなげ、ネットワークを地域全体へ広げていく必要がありますので、決して個人で完結できるものではなく、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていくものと考えております。地域による活動の例といたしましては、登下校の見守り活動、学区の危険箇所を実際に歩いて一覧にする安全マップづくり、お散歩パトロール、中学校ブロックを挙げた美化活動であるクリーングリーンマイタウンなどが行われております。また、地域住民が学校を支援するのみならず、地域行事に児童生徒がボランティアとして参加するなど、双方向の活動が行われております。今後も地域の実情に合わせた持続可能な地域づくりに生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。学校の子どもたちのために地域の皆さんが様々な活動をしていることが分かりました。学校にとって、本当に必要な存在だと感じました。

一方で、学校とは直接関係ないところで、子どもたちのために活動されている地域の皆さんもいらっしゃいます。例えば子ども食堂や学習支援などを行っている団体さんなどです。このような地域の方々に学校が校舎という場所や人材をシェアすることも、学校が中心の地域づくりにつながると考えます。

そこで再質問ですが、学校を支える地域の活動ではなく、地域活動を支える学校の取組はどのようなものがあるのか教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、様々な形で子どもたちのために地域活動に取り組んでいる方がいることは教育

委員会としても認識しており、日々子どもたちのために御尽力いただき、大変感謝をしているところです。地域のこれまでの取組例といたしましては、塩浜学園のはまっこ・夢・大学がございます。これは地域と学校を深くつなぎ、地域全体で子どもたちを支える環境づくりを進めるために、学校が地域の文化センターの役割を担っているものです。昨年度は「21世紀の平和と共存」をテーマにした講演会に地域の方70名、児童生徒286名、計356名の参加で行いました。講演は大好評であり、地域が主体となって企画した活動に学校が協力をした好例となっております。そのほかにも自治会の様々な行事に児童生徒がボランティアとして協力したり、吹奏楽部などの部活動が参加したりする例もございます。これらの活動は地域力の向上を図るだけではなく、地域と学校をより深くつなぎ、地域全体で子どもの成長を支えるよきものと考えております。今後も地域の実情や子どもたちの状況を把握し、子どもたちのための活動に学校が協力できることがあるか、教育委員会としましても模索してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。地域主体のはまっこ・夢・大学の取組と、それを支える学校の存在がよく分かりました。御答弁いただいたはまっこ・夢・大学のような、地域の皆さんの主体的な取組に学校が協力することで地域力が向上すれば、子どもたちにとっても愛着の持てる町になるのではないのでしょうか。ぜひ子ども食堂や学習支援などの取組にも目を向けていただき、学校での子ども食堂の開催など、実現していただければと思います。

まとめますが、地域の顔ぶれが変わっていき、地域のつながりが希薄になっていく中、それでも地域の中に変わらずあり続ける小中学校とそこに通う子どもたちの存在は、その地域に暮らす人々にとって、まさに希望であり、地域づくりの核となる存在ではないのでしょうか。地域や社会全体で子どもを支える、まさにこどもまんなかの実現に向けて学校と地域が一体となって取り組んでいくことを強く望んで、次の項目に移ります。

続いて最後の大項目、官民連携のまちづくりについてですが、御答弁では、エリアマネジメントという手法が地域の活性化など、様々な点において効果が高く、全国各地で広まっているということでした。このエリアマネジメントの特徴として、そのエリア、地域の課題を解決する活動が行われていること、また、その地域の資源を生かした活動をしているという点です。そして、その中で単発のイベントをただ繰り返すのではなく、目指すビジョンを市民、事業者、地権者で共有していることが挙げられます。市川市においては、そのような各エリアごとの特性を生かしたビジョンは持っているのでしょうか。市川市都市計画マスタープランを踏まえてお答えください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えします。

市川市都市計画マスタープランは、本市の将来都市像を具現化していくためのまちづくりの基本的な方針であり、本市を北西部、北東部、中部、南部の4つの地域に分け、地域ごとの将来像と地域づくりの方針を定めています。また、市川市景観基本計画においては、地域特性を生かした景観まちづくりとして8つの特徴的なゾーンの目標や方針を定めており、まちづくりの機運が高まったエリアでは、この基本計画に基づいたまちづくりを誘導しています。これらの計画を踏まえながら、エリアマネジメントの主体となる方々がビジョンの作成に取り組んでいくものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。確かに、この20年前につくられた都市計画マスタープランの中には地域別構

想という章があり、市川市を4つの地域に分けて、地域の課題やその解決策を考える地域別懇談会というワークショップを実施した様子や地域づくりの方針が書かれています。ただ、このエリアマネジメントの考えるエリアは、その地域をさらに10ぐらいに分けた大きさです。このマスタープランで紹介されている懇談会のような地域の課題やその解決策、そしてビジョンを共有できる場づくりを20年ごとではなく、もっと頻繁に行政主導で行っていくということもエリアマネジメントの下地づくりになると考えます。ぜひ御検討いただければと思います。

続いて、(2)再開発事業の区域におけるエリアマネジメントについてですが、エリアマネジメントの条件として、単一の敷地や建物を対象とせず、もっと広いエリアでの関係者の連携やネットワークの構築が必要とされています。そのような意味では、再開発事業においてエリアマネジメントの考え方を当てはめるためには、現在の地権者の皆さんから成る準備組合や事業協力者のみならず、広く地域住民の声を取り入れたり、にぎわいづくりに参加してもらうことが重要と考えます。

そこでお聞きします。再開発事業の制度の中で市民の声を聞く方法はどのようなものがあるのか。また、その制度とは別に市民の意見を聞く方法を設定しているのかどうかお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 再開発事業を都市計画決定するに当たりましては、都市計画法に基づき原案の縦覧、口述の申出、原案に対する意見書を提出する機会が設けられております。法律等での規定はありませんが、今回の再開発事業の内容をより理解してもらうために、準備組合と市がそれぞれ任意の説明会を開催し、その際に意見などを伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。再開発の制度上必要なもの以外にも任意で説明会を行っているということでした。私もこの再開発について、一番街の歴史、そして記憶をどのように継承していくのか、それについて心配する声をたくさん聞いています。再開発された、どこにでもある町並みになってしまうことを危惧する声です。先ほどの御答弁の中でも、つくることだけではなく育てることが大切であるということでしたが、整備が終わった後も地域住民をはじめとするたくさんの市民の方に足を運んでもらい、にぎわいをつくり出すためにも、今からこの計画に対してたくさんの方に参加してもらう、関わってもらうような取組を準備組合の皆さんや事業協力者の方とともに進めていただければと思います。

次の項目に移ります。(3)公共空間を活用した官民連携のまちづくりについての再質問です。御答弁いただいたとおり、2011年の法改正によって公共空間が使いやすくなり、民間事業者が公共空間を使ってエリアの価値を高めるような取組がしやすくなりました。市川は真間川や江戸川をはじめとした水辺の魅力を活用したまちづくりが考えられると思います。水辺のまちづくりにおいて、民間主導の活動を推進するような取組を行っているのでしょうか、お答えください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本市には、江戸川や真間川など多くの河川があります。そこで、昨年度からこれらを地域資源と捉え、水辺の魅力を生かした水辺のまちづくりに取り組み始めました。まずは真間川や大柏川など、町なかに流れる河川に関心を持ってもらうため、川沿いの桜並木の開花に合わせて開催したいちかわ水辺ウォーク、夏には大柏川の親水テラスで直接川に接することができるいちかわ水辺クルーズといったイベントの開催、併せて川の歴史に関するパネル展示なども行いました。これらのイベントと並行し、まちづくりの核となる人材を発掘するため、水辺に関する活動をしている地域の団体や事業者へのヒアリングを行っています。今後、これらを繰り返しながら、民

間との協働体制の構築や民間主導の活動推進について取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。御答弁にあったいちかわ水辺クルーズなどのイベントは、たくさんの親子が参加して盛況だったと聞いています。そのような取組はどんどん行っていただき、民間との協働体制の構築や民間主導の活動推進について取り組んでいただくことを要望いたします。

まとめたいと思います。官民連携のまちづくりということで、今回は街づくり部に御答弁いただきましたが、官民連携を進めるには、課題が多岐にわたり、自治会や商店会などの既存の地域のステークホルダーや地域防災の問題、そして、そもそもエリアマネジメントを推進する民間団体の存在が必要となります。そういう意味でも全庁で取り組まなければならないことだと思えます。例えば商店会やNPOへの補助金の手続と同じような形で、公共空間を使ったイベントや事業展開を支援する制度を設けることも考えられるのではないかと思います。また、私が9月定例会で質問で上げた地域の課題を解決する人材を育成しているTMO講座などで、そのようなエリアマネジメントを担う人材を発掘して支援することもその一つだと思えます。ぜひそのような視点から、全庁を挙げて地域の価値を高める、ひいては市川市の価値を高める施策に取り組んでいただきたいと思えます。

これで会派チームいちかわの代表質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時30分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第41号から日程第13報告第29号までの議事を継続いたします。

清風いちかわ、松永鉄兵議員。

[松永鉄兵議員登壇]

○松永鉄兵議員 清風いちかわの松永鉄兵です。会派を代表して代表質問を行わせていただきます。

なお、青山ひろかず議員が補足質問を行います。

さて、本市では現在、本市の包括計画であり、今後25年間の方向性を定める次期総合計画の策定作業が行われています。先日、総合計画審議会場で、この計画の審査が市長より諮問されたところですが、その諮問の挨拶の中で市長は、この町に対する思いとして、変化が激しいスピード社会の中で25年後を見据え、計画をつくっていくことの難しさに言及するとともに、この計画の中で大切にしていきたい本市の内容として4つのキーワードを述べられておりました。1つ目が平和、2つ目が歴史、そして3つ目がスポーツの力、4つ目が公教育の充実であります。そこで、今日はこの総合計画策定の参考とするため、本市の将来を占う上で重要となる本市を取り巻くトレンドの幾つかについて、本市の考え方を改めて確認していきたいというふうに思います。

まず1点目は、本市DXの推進であります。

国は各自治体に対して、これまでまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を通して地域社会の課題解決、魅力向上に取り組むことを促してきました。しかしながら、昨年末、このまち・ひと・しごと創生総合戦略を改定し、新たにデジタル田園都市総合戦略を策定することで、これまでの取組に加え、各地域の社会課題解決、魅力向上にデジタルの力を活用して発展していくことを求めている、こんな状況が今であります。本市においても本市総合計画に合わせ、このデジタル田園都市総合戦略を策定し、その施策に対する国からの交付金を活用してい

くことが今後求められてくるんだというふうに考えます。

そこで、本市が掲げるDXの将来像とはどのようなもので、どのようなデジタル国家都市戦略を描こうとされているのか、お伺いをさせていただきます。

続いて本市のDXを考えたときに、ここでは詳しく申し上げませんが、これまで本市での検討状況を踏まえ、国が推奨しているガバメントクラウドの活用、移行、そしてデータ連携基盤、いわゆる都市OSの活用が今後の本市のDXのキーになってくると考えています。

そこで2点目として、ガバメントクラウド移行に向けた本市の取組状況をお伺いします。

3点目として、データ連携基盤（都市OS）の導入について。過去に導入を検討していたというふうに記憶をしています。現在の検討状況について。また、このデジタルデータ基盤は、今後、デジタル地域通貨の発展利用を考えたときに非常に重要なインフラ基盤になってくると思いますが、改めてこのデジタルデータ連携基盤の本市の考え方をお伺いします。

4番目として、新たなデジタル化におけるインパクトある変化として、今年、生成AIの実用化が取り上げられております。本市における生成AIの活用の考えと活用状況について、いま一度お伺いをさせていただきます。

続いて本市GX、グリーントランスフォーメーションの推進についてです。

このGXについても、本市の今後25年を描くに当たって、無視のできない環境変化の一つの要素であると思います。本市は今年度、カーボンニュートラル元年としてカーボンニュートラル推進課を設置し、その取組を加速させようとしています。30年後、2050年に向けて具体的な取組がいま一つ見えていない。そして、加速度的にキャッチアップしていく施策が見えていないというのが現状であるというふうに思います。

また、今年の2月定例会において、具体的な動きを見える化し、加速させていくためには脱炭素先行地域への応募が必要ではという趣旨の質問をさせていただきましたが、4回目の募集となる8月の申請はどうやら見送ったようであります。

そこで、改めて本市の方向性に変化はないのか。また、その検討状況についてお伺いをします。

2番目として、脱炭素先行地域に再度チャレンジする考えについて確認をさせていただきます。

続いて、学校部活動の地域移行についてであります。

本件についても、さきの2月定例会で市の検討状況をお伺いしたところではありますが、2月定例会からおおよそ10か月が経過し検討が進むとともに、いわゆる先行地域での試験運用が始まっているものと思います。

そこで、学校部活動の地域移行における現在の検討、取組状況についてお伺いをさせていただきます。また、検討の中で今後どのような方向性が見えてきたのか、お伺いをさせていただきます。

続いて、スポーツを通じたまちづくりについてであります。

市長も総合計画審議会の冒頭挨拶において申されておりましたが、今年、プロ野球日本シリーズの関西対決、阪神の優勝、オリックスのリーグ制覇によって大阪、神戸の町の盛り上がりは、パレードに100万人が参加するなど、大変な盛り上がりを見せておりました。この様子を本市と比べてみますと、本市には、このスポーツの応援を通しての盛り上がりとか、町を代表するスポーツのシビックプライドの姿ということ、なかなか見ることのできない姿なのではないかなというふうに考えております。

そこで、改めてお伺いをしたいというふうに思います。本市におけるスポーツの力を生かすための取組状況、そして地域活性化に向けた今後の取組予定はどのようなものか、お伺いをさせていただきます。

続いて、市長が大事にしたいと申されていた本市の歴史、そして、それを紡いできた市民についてであります。

2月定例会において、市指定文化財を未来に引き継いでいくための市の役割について質問し、その支援方法について検討していきたいという答弁がございました。

そこで、文化財の保護と管理、そしてまちづくりの活用について、検討の現状と今後の取組についてお伺いをいたします。

続いて、行徳地域における道路についてであります。

交通事故の発生状況を道路形状別に見ると、多くは交差点や交差点付近で発生していると言われております。千葉県警のホームページでも、交通事故多発地点として令和4年度中でのワーストワンとなっている国道357号の千鳥町交差点をはじめ、本市内の交差点がランキング上位に複数掲載されている状況です。これ以外にも本市には多くの危険な交差点があると考えられますが、特に行徳地区における危険な交差点について、本市はどのように把握しているのか。また、このような交差点に対してどのような対応をしていくのか伺います。

また、道路上の路面標示ですが、見えにくくなっているものが見受けられます。道路交通環境面のうち、交通安全対策として大変重要なものでありますが、これらの維持管理の取組についてお伺いをします。

続いて、コミュニティバスについてであります。

コミュニティバス南部ルートでは、現在のルートは変更せず、別途新たな2ルートを設定して検証、実験運行を行うと聞いています。

そこで1点目として、新たなルートはどのようなルートなのか、具体的にお伺いします。

2点目として、新たなルートでは道路幅員が狭い箇所を通行すると思われそうですが、小型バスの導入の市の考えと運行ダイヤ、事業者はどのような計画となっているのかお伺いをします。

次に、行徳地域における公共施設の老朽化についてであります。

行徳地区には、行徳支所をはじめ公民館、図書館、塩浜市民体育館など多くの公共施設が整備をされています。ほとんどの施設が築30年以上を経過しており、老朽化への対応が課題であると感じております。特に行徳支所は公民館、図書館との複合施設であり、多くの市民の方に利用されている施設であります。また、台風や地震などの自然災害が発生した際には、行徳地域の対応拠点としても非常に重要な施設であります。第1庁舎が建て替えられたことで、行徳支所は庁舎として最も古い建物になりました。

このような状況を踏まえて、行徳支所の老朽化への対応として、建て替えについてどのように考えているのか、市の考えをお伺いします。

次に、行徳地域は昭和40年代から50年代に区画整理が行われ、約半世紀が経過しています。このため公共施設の老朽化が進んでおり、公園施設も例外ではありません。公園には、遊具をはじめトイレやプールなど様々な施設があります。特に管理棟については、建築してから改修が行われていないように見受けられます。管理棟は公園管理のため必要な施設であるとともに、市民が利用できる研修室もあり、市民にとっては身近な公共施設です。研修室を利用している方々から、管理棟の老朽化が進んでいるので改修してほしいといった声も聞きます。

そこで、公園の管理棟の現状と改修について市の認識を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁により再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは大項目1番目、DX推進についての(1)、(3)、(4)についてお答えいたします。

初めに、(1)本市が掲げるDXにおける将来像についてでございます。本市では、DXを推進するに当たりま

して、目的、基本方針を明文化した市川市DX憲章を令和2年4月に策定いたしました。このDX憲章では、各事業の実現時期と代表的なテーマをマイルストーンとして定め、将来像として、2025年度末までに24時間止まらない市役所である電子市役所の実現という姿を庁内外に示しております。具体的な取組といたしましては、各種申請手続のオンライン化、キャッシュレス決済の導入、庁内事務の自動化などを進めております。さらに、これまでのDXの取組を市公式ウェブページ上で、電子市役所の実現に向けたプロセスを庁内外に公開しているところでございます。

また、国ではデジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上を実現するため、各自治体の取組に対してデジタル田園都市国家構想交付金による支援を行っております。この交付金の申請の際には、新たに導入する事業によって、市民の利便性がどのように高まるかを示すこととなっております。本市でも、この交付金の趣旨を踏まえた活用をしつつ、DXメニューをより一層充実させることで電子市役所実現という将来像に向けて取り組んでまいります。

次に、(3)データ連携基盤（都市OS）の導入についてです。以前、本市では、電子市役所を実現する上で、国に先駆けて官民が連携できる市独自のデータ連携基盤の構築について検討を行ってまいりました。検討を行う中では、自治体ネットワークによるデータの利活用制限、住民のデータ活用による合意形成などの課題があり、本市単独でデータ連携基盤を構築することよりも、まず、国や各自治体との連携を行えるようにすることが重要であるとの認識に至りました。

一方、国では、マイナンバーカードを利用したオンラインサービスであるマイナポータルの拡充を始めまして、マイナンバー関連システムの整備として、公共サービスマッシュと呼ばれる情報連携基盤を構築する動きがございました。こうした国主導の取組とともにマイナンバーカードの普及状況を踏まえまして、本市になじむ仕組みの検討を進めた結果、国の目指す電子政府との整合が取れるよう進めることといたしました。現在、国においては、各自治体が保有する住民記録、税、福祉等のデータを自治体間のシステムで連携できるようにするため、基幹業務システムの標準化が進められております。また、マイナンバー制度に基づくオンライン手続や行政機関同士の情報連携のほか、保険証との一体化による医療機関との連携、口座情報とのひもづけによる金融機関との連携などが進められております。これらの取組により市民の利便性向上、行政内部の事務の効率化や負担軽減、国全体のコスト削減が目指されていることから、本市におきましても、引き続き国の動向を注視し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)生成AIの活用についてです。生成AIは、質問に応答してテキスト、画像など、他のコンテンツを自動で作成できるとともにデータやパターンを機械学習し、さらに新しいコンテンツを生成できる人工知能プログラムでございます。特にアメリカ、OpenAI社のチャットGPTは様々な団体においても活用を検討されており、本市においても検討を進めているところでございます。具体的には、本年8月にチャットGPTをはじめとする生成AIの庁内向けガイドラインを作成し、業務で利用する上でのメリット、それから懸念事項を示しまして、職員に対し周知を図っておるところでございます。また、8月から9月にかけて本市でも取り入れております自治体向けビジネスチャット、LOGOチャット上で、最新のバージョンでありますチャットGPT-4の試験運用を行いました。試験運用では、文書の作成や構成、企画立案時の情報収集などへの活用により、業務改善につながったか、従来得られなかった知識を得ることができたか、回答の正確性など課題があったかなど、現在検証を進めておるところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 私からは大項目、本市のDX推進についての(2)ガバメントクラウドへの移行について



てお答えいたします。

ガバメントクラウドとは、国が整備を進めている政府共通のクラウドサービスの利用環境であり、国の行政機関や全国の自治体の情報システムについて、共通的に利用できる基盤や機能を提供するものとされております。このガバメントクラウドを活用するメリットといたしましては、クラウド環境を複数の自治体で共同利用することにより情報システムの構築、運用における人的負担や経費が削減されること、セキュリティが強化された安全な環境で運用されることなどが国から示されております。国は令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画を閣議決定し、その後、令和3年9月にデジタル改革関連法の一つとして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されました。このことにより、全国の自治体に対して、令和7年度末までに住民記録、地方税、介護保険、国民健康保険など、住民情報を取り扱う20の基幹業務システムを国が定める標準仕様に基づくシステムに移行し、国が指定するガバメントクラウド上で利用することが求められております。

全国の自治体において基幹業務システムが標準化されることにより、法律や制度の改正に伴うシステム改修の負担が減り、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指した基盤整備を行っております。これまで本市は、標準化の対象となる基幹業務システムについて、国が定める標準仕様と現行システムとの比較分析を行い、現在の運用との違いにどのように対応するかを検討するなど、移行に向けた準備を行ってまいりました。令和7年度末までの移行完了を目指し、来年度から標準準拠システムへの移行作業が本格化することから、システムの仕様調整や運用方法の検討、見積額の精査を行うなどの準備を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは大項目2つ目、本市グリーントランスフォーメーションの推進についてに関する2つの質問にお答えいたします。

初めに、(1)本市の方向性と現状についてでございます。グリーントランスフォーメーションは以降GXと言わせていただきますが、このGXは脱炭素に向けて再生可能なクリーンなエネルギーに転換し、併せて経済社会のシステム全体を変革することで温室効果ガスの削減と産業競争力の向上の両立を目指すものとして、カーボンニュートラルの実現に向けても重要なものであると認識しているところであります。先日、岸田総理を議長とする9回目のGX実行会議が開催されましたが、基礎自治体としてGXを推進するには、まだ国の動向を注視する段階であると考えております。本市といたしましては、現在取り組んでいる事業者へのカーボンニュートラルへの促進が今後GXにつながっていくものと考えております。具体的な取組を申し上げますと、事業所への補助、産学官民との共有化、企業との連携などであります。今後の方向性につきましては、GXに関わる国の動向を注視しつつ、まずはカーボンニュートラルの実現に向けて事業者の理解と協力が得られるよう呼びかけながら、再生可能なクリーンなエネルギーへの転換を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)脱炭素先行地域にチャレンジする考えについてでございます。環境省は、本年8月に募集した第4回目の脱炭素先行地域について、新たに12の地域を選定いたしました。これで全国74の地域が選定されましたが、脱炭素先行地域に選定されるためには先進的なモデルを打ち出すことや、合意形成などで熟度が高い計画に加えて実現性を高めた提案とすることが必要であり、徐々に難易度が高まっているところであります。これらのことから、次回の募集に向けて、本市特有の地域課題の抽出やそれに対応する先進的な取組について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目の3番目、学校部活動の地域移行についてお答えいたします。

初めに、(1)現在の検討及び取組状況についてです。教育委員会では、スポーツ部と連携し、学校部活動の地域移行を進めている自治体へ直接訪問し、地域移行への手順や課題への対応についてヒアリングしてまいりました。現在はほかの自治体の取組を参考に、今後、本市がどのような形で学校部活動の地域移行を進めていくか検討しているところです。具体的には、10月に市川市部活動の地域移行検討協議会の作業部会を開催し、学校関係者や関係課職員から学校部活動の地域移行の全体構想案について意見聴取を実施し、実態を分析しております。また、モデル校となる第四中学校では、部活動の地域移行に向けた地域指導者の受皿の一例として総合型地域スポーツクラブの設立を進め、11月末には設立準備委員会を開催するなど、具体的な形態のモデルづくりを進めております。

次に、(2)の今後の方向性についてです。市内でも地域によりスポーツができる環境や課題などが異なることから、多様な手法で地域指導者の確保を進めつつ、全体を統括する体制の必要性を検討しております。また、地域ごとのバランスに留意しながら、地域で格差が生じぬよう配慮しつつ地域移行を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 立場スポーツ部長。

**○立場久美子スポーツ部長** 私からは大項目4つ目、スポーツを通じたまちづくりについての2点の御質問にお答えいたします。

初めに、(1)現在の取組についてでございます。スポーツは自身のするだけでなく、見ることで夢や目標が生まれるなどの直接的な価値を持つほか、人と人との交流の場を生じさせることにより経済や地域の活性化に寄与する価値を持っています。本市のスポーツ推進事業として、野球の千葉ロッテマリーンズ、バスケットボールの千葉ジェッツ、ラグビーのクボタスピアーズ、アメリカンフットボールのブルーサンダース、以上のプロチームや社会人のトップチーム4団体と連携協定等を締結しています。協定の取組内容として、青少年の健全育成や地域振興を目的とするほか、スポーツへの関心を深め、さらには自身のスポーツへ取り組むきっかけを創出しています。また、地域活性化の面においても、各団体の試合に合わせ、市川市の紹介ブースを出展する等の事業も行っています。例えば千葉ロッテマリーンズや千葉ジェッツの公式戦の市民無料招待に合わせ、本市のPRブース等を設置することで来場者へ本市を紹介する機会となっております。また、協定締結後、初めて本市で開催されたブルーサンダースの公式戦では、無料招待に合わせ、試合会場に市内業者等の出店もあり、試合だけでなく食も楽しめるなど、人が集い、地域の活性化につながる場となっております。

なお、各競技への関心をさらに深めるために、トップ選手等から直接競技の指導を受ける学校訪問等を各団体により実施しております。トップ選手のプレーを間近に見て、その臨場感等を感じるだけでなく、夢を持つことや仲間と協力することの大切さなどを感じる場ともなっております。

次に、(2)今後の方向性についてでございます。スポーツによる地域の活性化は、第2期市川市スポーツ推進計画の重点的に取り組む施策として位置づけております。例えばスポーツイベントの会場における出店等の経済活動の場や人と人の交流する場を創出し、地域が活性化することを目標としております。今年、千葉ロッテマリーンズはパシフィック・リーグ2位となり、クライマックスシリーズへの出場を果たしたほか、千葉ジェッツはBリーグチャンピオンシップファイナルで準優勝、クボタスピアーズにおいてはジャパンラグビーリーグワンで初優勝し、ブルーサンダースは来年X1リーグへの昇格が確定しております。各スポーツ団体の新しい取組や輝かしい成績等により今後ますます注目度を増し、活動の場も広がることが期待されております。

このように、各団体との新しい行事や取組に合わせた連携事業を検討するとともに、市内外の公式戦等の場において、PRブースや地域活性化につながる出店等の拡大を探っていき、相互に充実した連携事業を展開するこ

とでより一層の地域活性化や市のPRにもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 板垣生涯学習部長。

**○板垣道佳生涯学習部長** 私からは大項目、本市に点在する文化財の保護と管理、まちづくりへの活用についてお答えします。

初めに、(1)現状についてです。指定文化財につきましては、法律や条例において、所有者等が保存に努めることとされております。指定文化財の価値が未来に引き継がれていくためには保存や管理が適切になされる必要がありますことから、市といたしましては、その日常的な修繕や管理、建築物などにおける大規模な修繕に対して補助金を交付しております。一方で指定文化財の所有者等の中には、例えば高齢化などの理由で管理が難しくなってきたという状況があることを認識しております。

次に、指定文化財のまちづくりへの活用につきましては、文化財の存在や価値などの周知を図るため、文化財ごとに説明看板を設置するとともに、市公式ウェブサイトで文化財の写真を掲載し、解説するなどの取組を行っているところでございます。

次に、(2)今後の取組についてです。御質問者からは令和5年2月定例会において、愛宕神社のイチョウなど、天然記念物としての市指定樹木への支援について御質問をいただきました。愛宕神社のイチョウのような巨樹につきましては、成長し続けることで例えば枝葉が電線に覆いかぶさり、台風などの強風の際に電線が切れてしまうおそれがある危険な状態となったり、隣接地に枝葉がはみ出ることで苦情やトラブルのもとになることがございます。こうした樹木が周辺の環境の中で適切に管理されていくためには、一定程度に成長した際、大がかりな剪定が必要になってまいります。指定文化財のうち建築物などについては、日常的な管理では対応できないような修繕が発生した場合に補助金による支援を行っていることから、樹木につきましても、建築物などと同じような考え方で補助金を支出できないか、検討を進めているところでございます。引き続き関係部署と調整を図り、実現を目指してまいりたいと考えております。

また、愛宕神社のイチョウにつきましては、管理をされている方々が大切に守っていらっしゃいますが、高齢化で日常的な管理が難しくなってきたという御指摘もいただいております。今後は管理をされている方々の意向を早急に確認した上で、人的な支援も含めた支援方法を具体的に調整してまいります。

次に、市内に点在する指定文化財をどのようにまちづくりに活用していくかにつきましては、例えば指定文化財と併せて、ほかの観光スポットなども紹介するような動画を制作し、それをユーチューブで配信することで若い世代にも関心を持ってもらい、実際に行ってみたくなるような取組ができないか検討してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** 私からは大項目の6番目、行徳地域における道路についてと7番目のコミュニティバスについてお答えいたします。

初めに、行徳地域における道路についての(1)危険な交差点の把握及び今後の対応についてです。危険な交差点については、千葉県により、2年間で複数回の事故が発生している交差点を抽出して実施されている共同現地診断への参加や、教育委員会が主導する通学路定期合同点検によって指摘のあったもの、さらには市民等から安全対策の要望を受けた交差点を把握しております。このほか、カーブミラー等の道路安全施設の設置や注意喚起のための看板、路面標示の設置など、通常的安全対策では不十分で、信号機の設置要望がある箇所も危険な交差点として把握しております。行徳地域で見ますと、塩焼1丁目10番地先に位置し、県道船橋行徳線新浜通りと南北に延びる市道8146号が交差する十字路や県道市川浦安線、通称行徳バイパスと、今井橋方面から南に向かう県

道東京市川線が交差する相之川交差点等がございます。相之川交差点については、過去に共同現地診断を行い、本市及び千葉県両者で対策を講じ事故件数は減少しましたが、毎年事故が発生していることを確認しております。現状の対応として、共同現地診断を行った交差点については、交通管理者、道路管理者において安全対策を検討し、可能な対策を速やかに実施しております。また、通学路定期合同点検については、市内44校の小学校を4か年に分け順次実施し、各学校で抽出された交差点を含む危険箇所について、例えば学童注意や飛び出し注意などの注意喚起看板の設置や路面標示などの安全対策を実施しております。今後の対応としましては、引き続き関係機関と連携するなど、危険な交差点の早期把握に努め、優先度を考慮した中で順次安全対策を実施していきたいと考えております。

続きまして、(2)見えにくくなっている道路上の標示についての対応についてです。道路上の標示は横断歩道や一時停止、「止まれ」の文字標示等の交通規制が伴うものは千葉県警察が所管し、それ以外の区画線や交差点のクロスマーク、「スピード落とせ」の文字標示等の注意喚起を目的とする路面標示は道路管理者が所管しております。見えにくくなっている路面標示のうち、千葉県警察や千葉県が所管するものにつきましては、本市から所管する機関へ伝達し、早期の対応を依頼しております。また、本市が所管するものについては、パトロールによって発見したものや要望を受けたものを速やかに復旧するよう努めております。

続きまして、大項目、コミュニティバスについての(1)行徳地域における新たなルートについてです。南部ルートでは、利便性と採算率のさらなる向上と利用者の増加を目的として、本格運行基準の採算率を上回る現在のわくわくバスのルートは変更せず、別途、東京メトロ東西線の駅や医療機関、公共施設など、利用者のニーズを考慮した新たな2ルートを設け、まずは1年間として検証実験運行を行うこととしております。

1つ目の行徳ルートは、行徳駅から妙典方面を巡回する左回りのルートで行徳総合病院、ぴあぱーく妙典、妙典駅を通り、寺町通りから旧市街地を経由し、行徳駅に戻るものでございます。2つ目の南行徳ルートは、行徳駅から南行徳方面へ同じく左回りで巡回するルートで、行徳郵便局や欠真間公園を通り、南行徳駅、あいねすと駐車場前を経由して行徳駅に戻るものでございます。運行開始は令和6年2月を予定しており、現在は必要な手続を進めております。

続きまして、(2)車両の小型化、運行ダイヤ及び事業者についてでございます。

初めに車両の小型化についてですが、新たなルートにおける車両導入の考え方としましては、寺町通り等の旧市街地や福栄公園の西側など、これまでのバスルートにない道路幅員の狭い箇所を通行することから小型車両での運行を計画しております。

次に、運行ダイヤについては1日当たり7便とし、2時間間隔の同一分の時間帯でバスを発着するよう設定しております。例えばぴあぱーく妙典のバス停では、1便の発着が8時18分、2便の発着が10時18分などとしております。このダイヤとすることで利用者が記憶しやすく、時刻表の確認を少なくすることができるなど利便性が高まると考えております。

最後に、運行事業者については現行の南部ルートと一部区間が重複していることから、バス停を共有するなど効率的な運用を図るため、現運行事業者である京成トランジットバスを予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、行徳地域における公共施設の老朽化についてのうち、(1)行徳支所の建て替えについてお答えをいたします。

行徳支所は昭和53年9月に開設され、昭和56年に現在の行徳公民館である4階の一部と5階の部分を、そして昭和63年には隣接する図書館棟を増築しております。構造は鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造で、本年9月で築

45年を経過しております。公共施設等総合管理計画では、鉄筋コンクリートの施設については、建て替え時期の目安を築60年としておりますが、行徳支所は設備等の老朽化が進んでおり、また、限られたスペースで機能を拡充してきたため執務室や待合スペースも手狭になってきていることから、将来の建て替えを見据えて建て替えに関する研究を行っているところであります。全ての行政サービスが行徳支所で完結できるなど、通常時の役割はもちろん、災害時の対応拠点としても必要な機能を備えるなど、市民にとって便利で安心、安全な施設となるよう、引き続き研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、行徳地域における公共施設の老朽化についての(2)にお答えいたします。

公園内の管理棟は比較的規模の大きな公園に設置しており、樹木の剪定などのための常駐職員の事務室や作業に必要な道具を保管する倉庫、研修室などがあります。研修室は当初、公園利用者の研修での利用を目的としておりましたが、近年は住民のコミュニティー形成や教養及び健康増進などで利用されております。現在、公園の維持管理業務の多くを業務委託していますことから、管理棟に職員が常駐している公園は減少しております。

なお、行徳地区で管理棟のある公園は8か所で、その多くは築30年以上を経過しています。管理棟の老朽化に伴う修繕につきましては、今後も必要に応じて実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

松永議員。

○松永鉄兵議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、本市DXの推進についてであります。今、企画部長のほうから、本市が抱えるDXとはということで御説明をいただきましたが、どうも庁舎のDX、電子化にとどまっている御答弁だったというふうに思います。本来のDXというのは、庁舎だけではなくて町全体が電子化されて、そして新たな価値を生み出していく。そして、どこにいても、その恩恵を市民が享受できるということが町の電子化であります。恐らく今後策定するであろうデジタル田園都市構想もこのことが求められているんだというふうに思います。せっかく本間副市長も来たんですから、デジタル田園都市構想、チャレンジをしてみたいんですが、今のままではなかなか難しい。先ほど市長からGXについて御答弁をいただきましたが、それと同じ形になってしまうのではないかなというのを危惧しております。

そういった意味で再質問をさせていただきたいというふうに思うのですが、じゃ、本市はどのような形でこのDXに取り組んでいく、そして本市のデジタル田園都市構想につなげていくつもりであるのか。今のままだとなかなか難しい。何の新しいアイデアもないし、地域がつながるといっても活性化するということもないんだというふうに思います。どう考えているのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

今、議員御指摘のスマートシティ、これはIoTやAIなどの先端技術を活用し、エネルギーや交通網などのインフラを効率化することで、生活やサービスの質を向上させた人が住みやすい都市のことだと私も認識しております。そこで国では、都市と地方の融合を目指す理想の都市計画といたしましたデジタル田園都市国家構想やICTを活用した都市全体の最適化が図られるスマートシティを掲げ、どちらもデジタルの力を活用した取組やデジタル基盤の整備を行うことが示されております。本市におきましては、まずは自治体間の連携基盤

である公共サービスマッシュの構築として基幹業務システムの標準化に取り組んでまいります。また、DX憲章にも掲げている24時間止まらない市役所を目指し、市民が事務手続のために市役所に訪れる必要がなくなるよう、様々な手続のオンライン化に注力して進めてまいりたいと考えております。加えてスマートシティーをはじめ、国が示します方向性に対しましても、引き続き注視しまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 DX憲章にも掲げられているというお話がありましたけども、正直言って、私もDX憲章を読みました。何らDXを進めようとする体制じゃなくて、計画ではなくて、DXって、こうやって進めたらいいよねという程度の何というか、チープな計画なんじゃないかなというふうに思っております。当時策定した市長にも、そのことを申し上げたことがございます。やはりいま一度、このDX憲章から脱皮して新たなDX戦略ないしはデジタル田園都市戦略を立てていくということが重要だというふうに思いますし、そういったためのデジタル人材をいかに活用していくか。例えば政策参与として登用するとか、いろんなことができるんだというふうに思います。今やらなければ時代の潮流に乗り遅れるというふうに思います。

先日、あるセミナーで、このまま日本が衰退するのか成長するのかの起点が、このDXにいかに取り組めるかだというようなお話がありました。かつ各自治体がいかに取り組めるかにかかっているんだというようなお話がありました。隣の東京都を見ますと、庁舎のDXはもちろんです。それから、町のDX、そしてもう一つが、どこでもつながるネットワーク網という、この3つを掲げてDXを推進しています。市川の市民、東京に出ている方もいっぱいいらっしゃいます。東京都では、どこでもつながります。町の情報がいろんなことでDXで取れます、いろんなことで連携できます、いろんな事業者のデータが取れます。そういう状態の新しいDXの姿の中で仕事をしていて、帰ってきて江戸川を渡った瞬間につながらなくなりました、情報が取れなくなりました、こうなるのが多分落ちだというふうに思います。そうならないために積極的に投資をしていく、人材を集めていくということを今やっていかなければいけないと思いますし、早急にデジタル田園都市構想を構築して、交付金を受け、活用しながら本市のDXを進めていただきたいなというふうに思います。この点、DXの推進、1番と3番については以上で結構であります。

続いて、ガバメントクラウドの移行についてであります。過去に情報システムの標準化というか、レガシーシステムの脱却を考えたときに、独自でシステムを構築するか、それとも政府のクラウド基盤が確立するのを待って、そこに移行するかということで、本市では検討を進めてきたんだというふうに思います。最終的に政府の環境が整うまで待ちましょうという判断だったというふうに思います。いよいよ環境が構築され、令和7年度までに市町村へ移行してくださいねというふうに言われています。物すごく守備範囲が広いデータ基盤です。それを、今後あと2年間の中でやっていかなきゃいけない。そして、その財政処置も、ひょっとしたら全ての自治体に100%処置が出るわけじゃなくて、例えば移行にかかる費用とか、データを整備する費用を自前で持ち出していかなきゃいけないというのが現状であります。

そうした中で最新の動きを見ると、中核市市長会などでは、このガバメントクラウド移行に向けた費用を、国が整備したものに乘るんだから、移行費用とかデータの整備費用も含めて国が100%出しなさいよということを常々訴えているようであります。今回、補正予算も出されているような検討があるというふうに思うんですが、具体的に6年度、7年度で移行を完了するまでの費用というのを本市はどのように考えているのか、算段がついているのかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えいたします。

国が目標としております令和7年度末までの標準準拠システムへの移行経費に対しましては、総務省が国と地方公共団体が共同で運営する法人である地方公共団体情報システム機構に造成した基金から、対象経費の10分の10がデジタル基盤改革支援補助金として交付されます。しかしながら、この補助金の補助基準額には上限が設けられておりまして、各自治体の人口規模に応じて算定されることとなっております。全国でも標準準拠システムに移行するための経費を補助金で賄えないと言われている自治体が多く、本市においても同様の状況が見込まれます。そのような状況を踏まえ、国会において、本年11月29日付で情報システム標準化に係る補助金の増額を含む令和5年度補正予算が成立しております。現時点では、増額された補助金の分配方法が示されておりませんが、本市が補助を受けられる上限も引き上げられるものと思われまます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。上限は引き上げられるけども、多分全ては賄えないんだというふうに思います。そこで各自治体が動きが止まってしまうということにならないように、今からどのくらいの負担がかかるのか、それから、どのくらいの持ち出しがあるのかということ当初予算に目掛けて算定をしていただいて、できるだけ早く、その費用の算段をつけていただきたいなというふうに思います。市長には、積極的にこちらの分野に投資をしていただけますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

続いて、生成AIの活用についてであります。本市で試験運用をはじめ、いろいろやられてきたということは理解をしました。生成AIに関する指針というのもつくられているというふう聞いております。指針というのはあくまでも規制をするためのもので、想定外に使わないようにするためのものがこの指針だというふうに思います。むしろ業務に積極的に取り入れていくということを早いときからしていた自治体なり団体が、恐らくこの生成AI時代というのは勝っていくんだというふうに思うんですね。組織としてもノウハウが蓄えられていくところだというふうに思います。ぜひ積極的に活用するためのインセンティブということを考えていただきたいと思ひますし、職員がスムーズに利用できるような仕組みづくりということとか、基幹システムのアプリと組み合わせる生成AIアプリというのものもあるというふうに思ひます。自動的に使えるような仕組みを全庁的にいかに展開するかということ所管には考えていっていただきたいと思ひますし、その議論を企画でリードしていただきたいというふうに思ひます。

そこで、今後の生成AI活用の方向性について再度お伺いをしたいと思ひます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

生成AIを業務で活用していくためには、単に規制するだけではなく、いかに有効に実用性を高めて利用していくかが重要であると認識しております。チャットGPTの利用におきましても、指示、質問の仕方、いわゆるプロンプトにより出力される回答の精度が大きく異なるため、指示や質問の技術が重要であると認識しております。このため、試験運用実施の際にもガイドラインとともにプロンプト事例集を掲載し、庁内に周知を図ったところでございます。また、インターネット上の一般的な情報だけではなく、本市独自の情報を個別に学習させることで、より本市の実態に合った回答が期待できるものと考えております。

このような利用方法の実現可否や実現方法のための情報収集といたしまして、本年8月23日より生成AIを活用したサービスに関する情報提供依頼、いわゆるRFIをホームページ上で公開し、様々な事業者から情報提供をいただきました。併せて事業者への個別ヒアリングや一部の事業者の協力の下、本市の公開情報を学習データとした実験を無償トライアルサービスの範囲で実施したところでございます。これらの中では、誤った回答をあたかも正確であるように回答することが多いことから、単にシステムの導入と一度のデータ学習だけではなく、

指示、質問の入力データと出力される回答データの分析、学習データの整形、検証を繰り返し実施していく必要があるほか、システムの導入によっては多額の費用がかかるとの課題も判明いたしました。生成AIの技術自体もまさに今発展途上であり、全庁的な利用や市民からの問合せ対応などに耐え得る精度まで向上させていくにはまだ少しハードルが高いことから、国やほかの自治体の動きを注視しつつ、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。この生成AIは、いかに日々知見を集めていくかということが大事だというふうに思います。技術は日進月歩であります。チャットGPTもバージョンが3から4に上がって飛躍的に進化しているというふうに聞いていますし、こういう知見をいかに日々POC、実証実験を通して集めていくかということが将来的な力になるんだというふうに思います。ぜひ積極的にチャレンジするということをしていただきたいなというふうに思います。

本市DX推進に関しては以上でございます。

続いて、本市のGXの推進についてであります。先行地域にチャレンジする考えということで、8月の先行地域募集に関しては見送られたということですが、どうも課題の抽出とか先進的な取組について検討を進めているということなんですが、ずっとそう言っていると思うんですね。ずっとそう言っているままでは応募できないと思うんですよ。

なぜ今回見送ったのかということ、いま一度、その理由をお伺いさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、本年8月の脱炭素先行地域の募集に向けた提案内容は、過去、他自治体で選定された事例などを参考にしまして、本市の特性を踏まえて実現可能なことを主軸に検討してきたところでございます。そのため、本市特有の地域課題への解決策やその実施体制については、もっと先進性や実現性の精度を高めることとし、平田政策参与のアドバイスや環境省とのヒアリングの内容も加味しまして、8月の申請を見送ったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 分かったような分からないような理由でしたけども、当然、過去選定された事例だけでは、新たな先行地域になるということは不可能だというふうに思います。

では、今後、先ほどの中村議員への答弁の中で再度先行地域にチャレンジをしていきたいという話がありましたが、具体的に今、先行地域応募についてどんな課題があって、どんなテーマを検討する必要があると考えているのか、本市のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

脱炭素先行地域に採択された自治体の事例を確認いたしますと、地方部では、広大な土地を生かして太陽光発電設備を設置するなど、地方創生に絡めた提案が多い傾向にございます。一方で、本市のような都市部には活用可能なエリアなど極めて条件が狭まることから、県や政令指定都市を除くと、採択された自治体のうち、都市部の採択率は僅か約5%程度にとどまっております。このことから、都市部におけるカーボンニュートラルの取



組の難しさが表されているものと考えております。

本市の第三次基本計画では、地域コミュニティの希薄化や子育て世代の定住促進など、住宅都市市川ならではの重点課題を選定しておりますが、これは人口減少、少子・高齢社会に伴って今後も増大していくおそれがあると認識しているところであります。このため、これらの重点課題や、その他の都市部ならではの課題を抽出し、その解決策を、脱炭素化が相乗的に効果を発揮できるような提案となるよう検討を進めているところでございます。これらを取りまとめ、難しいところでもございますが、次回の第5回募集時に申請する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。分かりました。僕がぱっと先日の市長の記者会見を通して分かったことは、10月に京葉瓦斯と協定を結んだということでありました。当然、京葉瓦斯も、このカーボンニュートラルということについては、これから事業のなりわいの中心をどうしていくのか、考えなければいけない立場だというふうに思います。こういった事業者と組みながら、新しい都市部のカーボンニュートラルの在り方を提案していくことができるのではないかなというふうに思っていますが、この京葉瓦斯さんは脱炭素先行地域の共同提案者となることが想定されているのかどうか。また、今後どのような関わり合いを京葉瓦斯さんとしていこうと思われているのか、本市のお考えをお伺いします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

脱炭素先行地域における共同提案者とは、提案の全部または一部について責任を持って関与し、本市とともに取組の実施または支援する意思を有するものとされております。そして、共同提案者になる事業者や関係者は提案内容と関連性が求められます。京葉瓦斯株式会社は、本社を市内に置くエネルギー供給事業者であり、本年10月にはカーボンニュートラルシティの実現に向けた連携協定を締結したところでございます。この協定において、脱炭素先行地域等の脱炭素化に向けたまちづくりの推進に関することを連携事項として明記しており、具体的な連携について現在協議を進めているところであります。このようなことから、エネルギー事業において多数の知識と経験を有する京葉瓦斯株式会社とは、脱炭素先行地域の共同事業者として連携が図れるか協議を進めるだけではなく、そのほかについても協定の中で連携できる事項について、実践的な取組についてつなげていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 いずれにしろ、第5回目の先行地域の募集に応募するためには、今、もう12月ですから、それが2月とか3月と言われているのであれば、今スキームを決めていかないと、どうにもできないというふうに思うんです。早急に検討を進めていただきたいと思っておりますし、ほかに賛同する事業者がいるのであれば事業者とスキームを組んでやっていくということもあると思っておりますし、先ほど提案のありました地域電力会社とかというのも考え得るんだというふうに思います。そういったことも踏まえながら、ぜひ積極的に検討を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

いずれにしろ、まずは、このカーボンニュートラルの取組というのは、なかなか市民には見えない取組です。補助金とか助成金をもらおうとすれば、それは見えるのかもしれませんが、じゃ、実態として、市内全体として、どう脱炭素に向かっているのかということが見える化していくことが重要だというふうに思います。そういう意味で、今後のために先行的に見える化を進めていくということが重要な施策かなというふうに思います。

が、本市のエネルギーの見える化の動きについてお伺いをしたいと思います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 市民や事業者が行った創エネや省エネの取組結果を数値などで見える化し、確認できるようにすることは、二酸化炭素排出量削減に向けた取組の動機づけにつながるものと考えています。見える化の取組として、例えば環境省では、各家庭の二酸化炭素排出量が確認できるうちエコ診断というサービスを実施しています。二酸化炭素の削減には市民の協力が必要であり、本市においても、これらのサービスなども参考にしながら市民参加型の仕組みを検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。まずは見える化を実現してほしいと思います。それで見える化ができたのであれば、今度はいわゆる自然由来のエネルギーを利用した方ないしは脱炭素に協力をいただいた方に対してインセンティブを与えていくということがより進む構図だというふうに思います。

僕はデジタル地域通貨を市長が導入したときに、そこまで見据えてやっているのかなと思うぐらい——以前、エコポイントというのがありました。例えばごみを拾ったり、缶を自動販売機に行くとポイントがもらえるという仕組みですけども、このポイントをデジタル地域通貨でやっていくとかという取組も非常に重要だというふうに思います。このインセンティブを与えるという仕組みについても、ぜひ御検討をいただきたいなというふうに思うんですが、その辺について今現在のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 カーボンニュートラルの実現に向け市民に取り組んでもらうには、地球温暖化対策を知り、興味を持ってもらうような周知啓発が必要であると認識しています。そこで、行動結果の見える化や取組によるインセンティブなど、より多くの方が興味を持ち、参加しやすい手段を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 御答弁ありがとうございます。ぜひDXの推進に向けて確かな取組とか、市民から見える取組を一步前へ進めていただきたいと思いますし、そのために脱炭素先行地域という募集も含めてスキームを考えて、応募してチャレンジをしていっていただきたいなというふうに申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

続いて、学校部活動の地域移行についてであります。今、検討を進め、先行実施という形で総合型地域スポーツクラブに委託をしていくというような形を検証しようとしているというふうに認識をしました。次の質問のスポーツの分野にも関わってくるんですが、多分、この地域移行ということは、地域でスポーツをしている人たちが自分たちの底辺を拡大するとか、自分の得た技術を教えたい人っていっぱいいて、非常に注目度が高いんだというふうに思います。その地域の盛り上がりをいかに地域移行という取組の中に組み入れていくかということが重要なポイントになってくるといいます。

かつ、毎年業務委託でスポーツのコーチに例えば何十万円とか年間何百万円というのを払って全校分やるとなると、数十億円という額がかかってくるようです。ほかの先行している地域を見ると、そういった指導費を拠出しているところもあります。でも、それだと多分サステナブルな仕組みじゃないというふうに思うんですね。なので、市民の団体の方、いろいろ注目されている方を巻き込んでいくとか、地域の総合型スポーツクラブを巻き込んでいく、スポーツ団体を巻き込んでいくということも含めて検討状況というのをできる限り見える化していく。そして、こんな他地域の事例があって、こんなふうに考えましたとか、我々はこういう状況にあるのでこ

うしていきたいと思いますということをより具体的に提示していくということがネットを通して市民の意識喚起であり、議論を盛り上げるポイントだというふうに思っておりますので、そういった努力をお願いしたいというふうに思います。この点に関して御所見があればお示しいただければと思います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会といたしましても、市民の方々への情報提供が必要だと認識しております。これまで学校部活動の地域移行につきましては、令和5年度より休日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行することを市のホームページに掲載しておりますが、今後公開できる事項や内容につきましては、適宜適切に市のホームページや広報紙に掲載するなど、広く市民の方に情報を提供してまいりたいと考えております。また、保健体育課が発行しているヘルシースクールだよりや各学校の学校だよりに掲載を依頼するなど、保護者や児童生徒に広く情報が行き届くように努めてまいります。併せてスポーツ関係の団体の方にも情報が行き届くよう関係部署と連携を図り、情報の発信方法について今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。学校部活動の地域移行について、積極的にいろんな地域に合った手法を考えるとということですが、情報公開を通して市内の議論を盛り上げてほしいと思いますし、市内で地域の人々が支える仕組み、そしてサステイナブルな仕組みをつくっていくことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

続いて、スポーツを通じたまちづくりについてであります。今、ホームタウンというか、連携協定を結んでいるチームが、恐らく私の理想としては、例えば学校部活動の地域移行の担い手になるということであったりとか、経済的に自立したチームが、それによって、より自立を確かにしていくというような循環型の仕組みをつくれることが理想だというふうに思うんですが、いずれにしても、ホームタウンチームが4チームあるというお話でしたけども、ホームタウンといえども、ホームタウンゲームをやっているところなんて、アメフトだけ今回初めてやっただけで、実際にホームタウンといっても、ロッテの1軍の公式戦を見たこともないですし、ジェッツもあるのかな——ない。そういうのも含めて場が必要だと思うんですよ。場をつくることによって、いろんな経済の活性化というのにもつながってくると思うし、彼らがこの地域にいつまでもい続けてくれるという動機づけにもなってくれると思うんですね。市は、そういった場づくりを積極的に進めていくべきだというふうに思います。

市では北東部のスポーツタウン構想の見直し、それから塩浜2丁目の市有地のサウンディング調査等々、実施をしているようですが、施設の整備について何かお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

塩浜2丁目市有地のサウンディング調査は、老朽化を課題としている市民プールの再整備を検討するため、レジャープール整備の可能性を調査することを目的の一つとしております。一方、アメリカンフットボールのほか、サッカーやラグビー等で利用可能な多目的グラウンドの必要性は認識しております。現在の市民プールの位置する地域を対象とした北東部スポーツタウン基本構想でも多目的グラウンドの必要性は明記されていることから、引き続き市民プールに係る調査等と併せて整備に係る種々の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 松永議員。

○松永鉄兵議員 ぜひスポーツを通じたまちづくりのために本市が施設を提供するとか、施設の開発をするとか、いろんな手法を位置づけていただいて、地域に恩恵をいろいろ落としてもらうために工夫をしていただきたい

いなというふうに思います。

先日、ブルーサンダースの公式戦が初めて行われて、市川の国府台のふだんは何もないところが観客で埋まり、カメラマンで埋まり、そしてキッチンカーで埋まり、物すごくボールパークと言われるような雰囲気を感じたところでもあります。ぜひこういった取組を市のPRのためにも経済活性化のためにも使っていけるというふうに思いますので、引き続き御尽力をよろしくお願ひしたいと思います。

最後、文化財の保護管理についてであります。いろいろ検討されているということでもありますので、これはこれで結構であります。ぜひとも担い手とか、文化財を守っている人たちが高齢化して行って、なかなか人手が足りないとか、いろいろ困っている問題があるというふうに思います。そのメンテナンスをしてくれている人たちとか面倒を見てくれている人たちがまさに歴史的な文化財の担い手であり、紡いできた人たちなんだというふうに思うんです。その人たちが高齢化するというのは社会現象ですから、しょうがないです。けども、そういったものを今まで残してくださったことに感謝を申し上げ、その上で何ができるのかということを考えてほしいというふうに思いますし、せっかく市がそれに対してメンテナンス費用等々を出したのであれば、その恩恵を多くの市民が受けられるように情報発信をし、そしてデジタルを活用して、インフルエンサーとかユーチューブとか、いろいろあると思いますけども、そんな使い方をすることでこの町の盛り上がりとか魅力というのをアピールしていただきたいなというふうに思います。この質問はこれで結構であります。

では、私の質問は以上にいたしまして、補足質問者、青山ひろかず議員にバトンタッチをしたいと思います。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に、青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 こんにちは。清風いちかわの青山ひろかずでございます。通告に従いまして何点か補足質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にありましたように、危険な交差点の把握については、警察より実施されている共同現地診断や学校による通学路定期合同点検等で把握しているということでも分かりました。しかしながら、国道、県道のような大きな交差点や通学路以外にも危険な交差点は市内に多くあると思います。このような危険な交差点はどのように把握しているのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

危険な交差点につきましては、安全対策が十分に取れない交差点や、ウェブに掲載されている事故発生件数の多い交差点、市民等の安全対策の要望が複数ある交差点等について、警察や学校とのヒアリングや現地確認を行いながら把握に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。危険な交差点に対する本市の把握の方法として、千葉県主催の共同現地診断や教育委員会が主導する通学路定期合同点検に加え、ウェブに掲載されている事故多発地点の確認や市民等からの交差点安全対策の要望など、様々な取組から把握に努めていくこと。また、見えにくくなった道路標識についても、千葉県警察と連携して早期の復旧に努めていることについて理解いたしました。今後

も多方面からの危険な交差点の把握に努めていただき、見えにくくなった路面標示の早期復旧を含めた交通事故抑止の安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次はコミュニティバスについてでございます。コミュニティバスは、私が当選以来、ずっと取り組んできた1つの質問事項であります。今回、新たなルートについて、初回の答弁にもありましたが、私が以前から要望、推奨しておりました文化の町である旧市街地やびあば一く妙典を運行する路線であることが確認できました。この実証実験により、南部ルートの利便性と採算率のさらなる向上を目的とするとのことですが、具体的にどのような検証を行いますか、お伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

検証実験運行の期間中には、利用状況を把握するための調査を実施することとしております。この調査により、各便における乗車数や停留所の利用状況、乗車の多い区間を把握するとともに利用目的や利用頻度等を分析し、ルートや運行計画の変更など、既存の路線バスとのバランスも考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。運行期間中の調査結果を基に既存ルートの運行計画の変更を検討していきたいということですので、了解しました。既存の南部ルートをさらに利便性の高いルートにさせていただきたいと思います。

続きまして、車両の小型化や運行ダイヤ、運行事業者についてです。こちらについても、私が以前から推奨しておりました幅員の狭い道路でも安全に通行できる小型バスを導入することが確認できました。

次に、時間帯の設定でございますが、1日2時間ごとに7便ということですが、もっと朝晩の便数を設けるなど、利用者を増やすことにより、より多くのデータが収集できると考えます。利用状況を把握するためにも調査を行うとのことですが、その結果をしっかりと分析して、便数や運行計画の変更を検討してもらいたいと思います。

次に、運行事業者についてです。南部ルートは京成トランジットバスが運行しており、新たなルートも同じ事業者で運行する予定とのことですが、他市ではもっとサービスの高い事業者が運行していることもあるように聞いております。本市においても新たな運行事業者の参入が可能なのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

新たな運行事業者の参入については、道路運送法に基づく許可を受けることができれば参入が可能となります。しかしながら、同法第30条第2項において、一般旅客自動車運送事業者は、バス事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならないと規定されており、競合事業者に配慮した運行計画の設定が求められております。コミュニティバスについては、車両の購入費や運行経費を市が負担していることから、低い運賃で運行することで既存バス路線の運行事業者の経営を圧迫するなど、減便や廃線など業務の縮小につながらないようにすることが必要と考えております。また、別事業者となる場合には同一区間の運行可否などを再検証することも必要となります。このような点を踏まえ、新たな運行事業者の参入の可能性については慎重に検討する必要がありますと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。法律で健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならないということですが、競争がないとバスネットワークでも何でも発展はないと思っております。また、これから福祉や観光などの観点から運行することも必要ではないかと考えております。コミュニティバスの活用によって、市全体の活力が向上するまちづくりを引き続き進めると思っておりますが、実証実験では1日2時間ごとの7便ということですが、これでは便数が少ないというふうに思います。隣の市の浦安市では、20分置きに1便というふうな運行状況であります。やはり30分に1本とか、浦安と同じように20分に1本というような本数を増やして、そういった実証実験をしなければ多くのデータが得られないというふうに考えますが、その多くのデータの中から、このところは時間帯が少ないとかいうところで変更していったらいいのではないかと。これでは実証実験のいい結果が出ないというふうに思います。やっぱり中途半端にやったのでは、前やったようなあいねすとのバスみたいに、実証実験が採算性が取れないということで終わっちゃうと思うんですけども、やはり便数を増やすことによって利用便数が把握できるので、便数をもっと増やしてほしいというふうに要望します。

もう一つは運行ルートですが、今の塩浜学園のほうにはコミュニティバスを運行していない、向こうのほうにも運行ルートを延ばしてほしいというふうな要望がありますので、ぜひとも今後塩浜方面にもコミュニティバスのルートを増やしてほしいなというふうに要望いたします。ぜひとも便数を増やして、いい実証実験のデータを取得して、これからバスのルートを増やしてほしいというふうに思っております。ひとつ市長もお願いします。それによって、旧行徳のまちづくりが活性化していくというふうに考えております。

続きまして、行徳地域における公共施設の老朽化についてでございます。行徳支所の建て替えも、これはもう30年以上経過しているということで、台風のときの災害の拠点となる重要な拠点であります。そういった意味で、ぜひとも早期に改修、建て替えをしてほしいなと思います。

今、行徳は人口約16万7,000人となっており、開設当時の2.5倍、10万人以上が増えております。そういった意味を踏まえて、これから行徳の人口に見合った行徳支所の建て替えを推進していただきたい、また研究してもらいたいというふうに思います。行徳支所の建て替えの件はこれで結構でございます。

次に、行徳地域における公共施設の老朽化についてですが、公園の管理棟の改修についてお伺いします。行徳地域は昭和40年代から50年代に区画整理が行われ、約半世紀が経過しております。このため公共施設の老朽化が進んでおり、公園施設も例外ではありません。ぜひとも時代のニーズに合った管理棟を建設してもらいたいと思います。公園には遊具をはじめトイレやプールなどの様々な施設があります。特に管理棟については、建築してから改修が行われていないように見受けられます。管理棟は、公園の管理のために必要な施設であるとともに市民が利用できる研修室もあり、市民にとって身近な公共施設です。研修室を利用している方々からは、管理棟の老朽化が進んでいるというふうに聞いております。ぜひとも改修をしてほしいという声を聞きます。

そこで公園の管理棟の現状と改修について、市の認識をお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 公園内の管理棟につきましては、公園内の管理棟のその多くは築30年以上を経過しております。特に行徳の駅前公園や中央公園なども築30年以上が経過しており、利用者からは水回りの汚れが気になるとの声をいただいております。今後も部分的な改修等を引き続き行うとともに、今後、施設の在り方についてを関係部署と協議、検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございます。ぜひとも管理棟の改修のほう、また建て替えも考えてほしいと思っております。

老朽化に伴う水回りの汚れなど、部分的な改修を行うとともに施設の在り方について検討していただけたらと  
ことです。施設の在り方についてはぜひ住民の声を聞いていただき、利用者の立場に立った検討をお願いいたし  
ます。

公園を管理する上で、市と住民がともに公園を守っていくといった体制づくりも必要だと思います。現状で  
は、自治会が公園を清掃した後に研修室で一休みするにも事前手続が必要です。自治会からは、地域の公園を自  
分たちの公園だと思って清掃などいろいろ協力をしているのに、研修室を利用する際には市への事前登録など、  
なぜ煩わしい手続をしなければならないのかとの声もあります。協力体制のある自治会等であれば、手続がなく  
研修室を利用できるような柔軟な体制づくりも検討していただくよう要望して、私の要望を終わります。ぜひと  
も自治会の方には研修室を自由に使えるようにお願いします。

以上で清風いちかわの私の補足質問を終わります。ありがとうございました。

---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時散会

第 3 日

令和5年12月5日（火曜日）



## 令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第3 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第50号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第51号 監査委員の選任について
- 第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて
- （代表質問） 自由民主の会 細田伸一議員  
市民クラブ にしむた 勲議員  
市川維新の会 沢田あきひと議員
- 第14 議案第52号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第46号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第47号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第48号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第51号 監査委員の選任について
- 日程第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて
- （代表質問） 自由民主の会 細田伸一議員  
市民クラブ にしむた 勲議員

市川維新の会 沢田あきひと議員

日程第14 議案第52号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひろ	き
や	な	ぎ	美智子
と	く	た	け
中	町	け	い
つ	ち	や	正
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久	保	た
石	原	た	か
清	水	み	な
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひ	で
堀	内	し	ん
細	田	伸	一
青	山	ひろ	か
石	原	み	さ
宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よ	し

越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠 席 議 員 1 名

増	田	好	秀
---	---	---	---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中	甲
副 市 長	松 丸	多 一
副 市 長	本 間	和 義
代 表 監 査 委 員	植 草	耕 一
教 育 長	田 中	庸 惠
危 機 管 理 監	本 住	敏
市 長 公 室 長	麻 生	文 喜
総 務 部 長	蛸 島	和 紀
企 画 部 長	小 川	広 行
財 政 部 長	田 中	雅 之
管 財 部 長	稲 葉	清 孝
情 報 管 理 部 長	小 林	茂 雄
文 化 国 際 部 長	森 田	敏 裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場	久 美 子
市 民 部 長	佐 藤	敏 和
経 済 観 光 部 長	根 本	泰 雄
こ ど も 部 長	鷲 沼	隆
福 祉 部 長	菊 田	滋 也
保 健 部 長	川 島	俊 介
環 境 部 長	二 宮	賢 司
街 づ く り 部 長	小 塚	眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井	忠 良
下 水 道 部 長	藤 田	泰 博
行 徳 支 所 長	秋 本	賢 一
消 防 局 長	角 田	誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井	滴
事 務 局 長	藤 城	久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長		

会 計 管 理 者	六	郷	真 紀 子
教 育 次 長	小	倉	貴 志
生 涯 学 習 部 長	板	垣	道 佳
学 校 教 育 部 長	藤	井	義 康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小	泉	貞 之
事 務 局 次 長	町	田	茂 幸
議 事 課 長	米	津	孝 成

(議事担当)

主 幹	宮	嶋	茂
主 査	尾	本	悠
主 任 書 記	北	川	陽 介
主 任 書 記	高	柳	陽 一
主 任 書 記	三	澤	啓 成

(調査担当)

主 幹	渡	辺	孝 文
主 査	前	田	悠 康
主 査	岡	澤	英 康
主 任 書 記	関	口	舞 貴
主 任 書 記	荒	木	智 明
書 記	福	井	寿 明

---



た。

内閣府が令和4年11月に実施した世論調査では、自衛隊によい印象を持っている人は90.8%にも上ります。いざ有事の際には、身の危険を顧みず国難に立ち向かい、国民、市民の生命、財産を守る自衛隊、消防など危険業務に従事する方々をしっかりと支え、応援する、そんな自治体になっていただきたいという市制施行90年に対する思いを申し上げ、質問に移ります。

大項目1つ目、本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業について。

9月定例会でも当事業の概要について質問しました。また、先日の代表質問においても、会派創生市川の加藤武央議員が質問いたしましたが、本市の顔である本八幡駅前の大規模開発ですので、視点を変え、改めて質問いたします。

(1)本年9月から現在までの事業計画の推移について。この2か月、3か月の間に事業計画に何か変更などはなかったのか、その推移について伺います。

(2)、市川市みどりの基本計画と本事業の関係性について。この基本計画には緑化重点地区が設定されていると思いますが、緑化と当開発がどのように関わっているのか、整合性はあるのか伺います。

(3)、公開空地について。公開空地とは聞き慣れない言葉かもしれませんが、その先駆けとなるのが1970年代に日本初の超高層ビル街として東京西新宿エリアで建設された、それぞれのビルに取り入れられたものだということです。1974年に竣工した地上55階建ての新宿三井ビルディングには、55H I R O B Aと名づけられた空間があり、ふだんはテーブルやベンチが置かれているほか、定期的にコンサートや地域の催物が開かれている空間です。公開空地の根拠となっているのが、建築基準法第59条の2敷地内に広い敷地を有する建築物の容積率等の特例に基づく、いわゆる総合設計制度で、敷地内に公開空地を設けることによって市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限や道路斜線、北側斜線など各種の高さ制限を緩和する規定となっています。公開空地、いわゆる総合設計制度は、これまで何度かその内容を変更しているようですが、説明だけでは一般の方には少々分かりづらく、理解しにくいと思います。当再開発事業における公開空地に対する市の認識、考えを伺います。

次に、大項目2つ目、クリーンセンターの焼却炉停止について。

既に先順位者の答弁においておおむね理解することはできました。答弁は(1)については結構です。

(2)、本年11月18日の第三者による現地調査の内容について。この点についても、先順位者の答弁においておおむね理解できました。ただ、現地調査を行ったことにより、この数日間で判明した新たな事実などがあればお答えください。

(3)、クリーンセンターの適正規模について。クリーンセンター焼却炉の適正規模については、計画年間平均処理量や実稼働率、調整稼働率などの係数を掛けて算出すると聞いていますが、現在はそれぞれどのような数値になっているのか伺います。

次に、大項目、最後、学校給食について。

おなかがいっぱいになりました。おなかの中は片仮名だらけになりました。読売新聞「こどもの詩」から引用した、御飯という題名の子ども作品ですが、今の学校の教室には、トマトベースの豆料理のチリコンカンなど外国の料理も多く出されると聞いています。給食の提供は、学校と民間業者の共同作業とも言えますが、子どもたちの成長に大きな役割を果たす企業の3割が赤字ということです。食材費や燃料費が上がり、予算に追いつかない。牛肉を豚肉に代えたり、高騰する油を使う魚フライは焼き魚に代えたりと、子どもたちの食事の栄養価と質を落とさないよう、献立に知恵を絞っている栄養士さんたちの涙ぐましい努力が透けて見えます。広島市の会社が全国各地で、学校や寮などの食事の提供を停止した問題で、文部科学省が調べたところ、13府県に上り、学

校給食での停止が22校、食堂や寮での停止が42校で、64校に影響があったことが分かりました。文部科学省は、同様の事態が生じないよう、事業者の選定では、価格に加え事業の安定性を考慮することなどを全国に通知しました。具体的には、価格に加えて事業の安定性などの要素も考慮することや、材料費や人件費について、最新の状況を踏まえた適切な予定価格を作成することなどが必要だとしています。このほか、物価の高騰に対応するため、給食費の保護者の負担軽減に引き続き取り組むことや、事業者の契約では、期間の途中で光熱費などの上昇や最低賃金の改定などがあった際、契約金額の変更や事業者への支援など、適切に対処することなどを求めています。

このような事態の背景にあるのは、相次ぐ値上げです。2022年以降、月2,000品目を超える食品が値上げしました。人件費や光熱費などを含めて運営コストが幅広く高騰しており、小中学校を含む給食現場の経営を直撃しています。22年度の最終利益が判明した給食事業者374社のうち6割が赤字、もしくは減益、さらに、1割の事業者では3年連続で赤字になるなど、厳しい経営環境が露呈しています。また、学校給食は、最安値で入札した業者と契約する一般入札が多く、低価格競争が常態化しており、人件費や食材費を事前に高く見積もることが難しく、値上げも容易にできるわけではありません。帝国データバンクによると、中学校向けに1食200円前後の安い給食を維持するあまり、経営が悪化するケースも増えているそうです。一方、価格以外の面も考慮して給食業者を選定するプロポーザル方式の検討や、補助金によってコスト高を補う自治体も出てきているそうです。

給食は、一旦停止してしまうと、子どもだけでなく社会に大きな影響を及ぼす食のインフラと言ってもいいでしょう。安くて当然の低価格競争から、利益が出せる弾力的な価格の設定といった根本的な制度改革が必要となっていると感じます。このような社会的業界の構造的背景を踏まえ、以下質問いたします。

(1)、昨今の物価高騰による学校給食の現状について。現在も物価高騰が続いていますが、学校給食への影響と学校の調理現場への影響について。

(2)、補正予算第6号の学校給食室運営事業の内容について。

(3)、先ほど申し上げました給食サービス事業者の業務停止により受託先の学校などの給食が提供できなくなった事件を受け、文部科学省から通知された内容について。

(4)、本市における調理業務の委託状況、業者の選定方法について。4点を伺います。

以上、初回質問といたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業についてお答えいたします。

初めに、(1)本年9月から現在までの事業計画の推移です。本八幡駅北口駅前地区の再開発事業につきましては、本年7月に再開発事業の内容を含め、都市計画、高度利用地区及び地区計画の原案を都市計画審議会に報告し、その後、原案の縦覧、9月に公聴会を開催しております。公聴会では、4名の公述人から、災害に強くはなるがビル風の発生が心配である、駅前ロータリーも含めて整備すべきである、他の駅前再開発とは一線を画すものとしてほしいなどの御意見がありました。なお、公聴会には12名の方が傍聴されております。

これらの御意見に関しましては、今後の実施設計等において検討する必要があるものもございましたが、今回の都市計画の案に反映させる内容のものはないことを、10月に開催した都市計画審議会で報告しております。現在、これらを都市計画の案として、本日12月5日まで縦覧をしております。

次に、(2)市川市みどりの基本計画と本事業との関係性についてです。市川市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき平成16年3月に策定しております。市内の貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎある新たな公園

や、緑地の整備に向けた基本的な方策を定めています。この基本計画では、当該地を含む真間川以南、江戸川以北の中心市街地を緑化の推進を重点的に図るべき地区として位置づけており、市街地再開発事業においても緑の創出への誘導を図ることとしております。また、道路等に配置する植栽は、ビル風の軽減やヒートアイランド化防止などの効果も見込まれます。平成30年度に策定した本八幡駅北口再開発基本構想においても、駅前の印象的な景観を創出する緑のプロムナードをはじめ、連続的な緑の配置により潤いある都市空間となるよう誘導することとしております。このことから、今回、再開発事業で設ける広場や歩道上の公開空地に連続的な緑を配置することで、駅前の印象的な景観などの創出に努めております。

次に、(3)公開空地に対する本市の認識についてです。再開発事業では、地域の交流拠点として有効な広場上空地や、ゆとりある歩行空間としての歩道上空地などの公開空地を地区施設として都市計画に定めます。今回の再開発事業でも、広場や歩道上空地を地区施設として定める予定でございます。なお、これらの公開空地は民有地内に整備されます。整備後の維持管理につきましては、施行者である再開発組合から新たな高層ビル等の管理組合に継承されることとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からは大項目、クリーンセンターの焼却炉停止についてお答えします。

初めに、(2)本年11月18日の第三者による現地調査の内容についてです。本市では、今回の緊急停止は重要な事案と捉え、第三者の有識者による検証を行うこととしました。11月18日には、クリーンセンターにおいて有識者3名による1回目の検証が行われました。検証事項は、事前に提出した本市及びプラントメーカーによる報告書などの書類の確認、関係者のヒアリング、現場確認を行いました。現場確認につきましては、焼却施設である焼却炉の内部やボイラー設備の汽水胴などの確認や、電気施設などの確認が重点的に行われました。今後は、令和6年1月末までに原因の検証結果や今後の再発防止対策の検討などの取りまとめが行われます。検証結果の報告は2月に提出される予定です。

次に、(3)焼却施設の適正規模についてお答えします。クリーンセンターは一般廃棄物の中間処理施設として、1炉200tの焼却が可能であり、3炉あるため、最大600tを焼却処理する能力を持っています。施設規模の設定につきましては、公益社団法人全国都市清掃会議より発刊されている「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に基づき、実稼働率96%、調整稼働率76.7%で施設規模が設定されております。本市は1日に収集するごみは約350tであることから、3炉の焼却炉について、2炉ずつ交互に運転する年間計画を立て、維持管理を行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、学校給食についてお答えいたします。

初めに、(1)昨今の物価高騰による学校給食の現状についてです。令和5年度の学校給食1食の単価につきましては、令和4年度と同額の小学校297円、中学校382円として、必要な食材費を当初予算に計上し、開始いたしました。しかしながら、4月に入り、牛乳のほか、油やしょうゆなどの調味料といった給食の提供に欠かせない物資の価格が改定され、給食1食の調理に必要な食材費を圧迫する事態となりました。このような状況を受け、早急な対応が必要と判断し、7月1日から1食単価を10円引上げ、小学校307円、中学校392円としております。この単価の引上げにつきましては、当初予算で見込んでいた予算の範囲内で対応することが可能であったことから、補正予算によらず対応いたしました。

次に、学校現場における対応ですが、学校給食の提供は、各校に配置された栄養士が献立を作成し、これに基



づき調理委託業者等が調理を行っております。物価高騰が続く中、必要な栄養を確保するだけでなく、おいしく、そして食育につながるような給食を提供していくため、各校の栄養士は、使用する食材やその調理方法など、日々工夫しているところでございます。今後とも、栄養士による献立の工夫を続けていくとともに、必要に応じて単価の引上げを行うことで、物価高騰下にあっても給食の質を確保していく考えであります。

次に、(2)補正予算第6号、学校給食室運営事業の内容についてお答えいたします。学校給食室運営事業につきましては、学校給食の提供に必要な調理業務などの各種業務委託や、備品、消耗品の購入、光熱費の支払いなどを行う事業であります。今回の補正予算では、学級編制基準の段階的な見直しに伴い、令和6年度には小学校14校で16クラス、中学校1校で1クラスの学級増が見込まれており、増えた分の学級へ給食を配膳する配膳車及び配膳台をあらかじめ購入しておく必要があることから、この費用として、1クラス当たり20万円を17クラス分、合計340万円の補正予算をお願いしているものです。

続いて、(3)本年11月10日に文部科学省から通知された内容についてです。令和5年11月10日付で文部科学省より物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進についてが通知されております。この通知では、先ほど細田議員からもありましており、安定的に実施可能な事業者の選定についてとして、事業者選定に当たり、事業の安定性の要素を考慮することや、最低制限価格制度を活用するなど複数の項目が例示され、これに留意するよう通知されております。本市におきましては、通知された項目のうち、本市の業者選定方式に合わせた必要な項目について、既に対応している状況であります。

最後に、(4)調理等業務委託における入札の在り方についてです。学校給食の調理業務につきましては、効率化や安定化を図るため委託を進めており、現在、市立学校55校のうち51校について、合計19社に委託しております。委託業者の選定方法ですが、安定して業務の履行ができる者を選定するため、直近2年間に連続して経常利益赤字を出していない、継続して直近5年以上、学校給食業務を実施しているなどの参加要件を満たす事業者を指名し、競争入札を行っております。また、入札では、最低制限価格を設けることで契約内容に適した履行が確保できないような低価格入札を防ぐとともに、連帯保証人として同等の能力と契約に必要な資格を有する者を立てることを入札参加の条件とすることで、仮に委託業者が業務不履行となった場合でも、連帯保証人によって給食の提供が継続できる契約内容としております。先ほどの答弁にありました文部科学省の通知などに留意するとともに、委託業者による安定した給食提供がなされるよう、引き続き取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに答弁ありがとうございました。では、最初の大項目から再質問させていただきます。

まず、再開発、非常に大きな開発ですね。これは本八幡、前回は質問いたしましたけれども、先ほど答弁にもありました公聴会、これは9月に行われた公聴会ですね。そのときに意見がいろいろ出たと思います。その中で、それぞれ質問する側、意見を述べる側、またお答えになる市の職員の方も具体性を持ってお答えになっていたかなと思いますが、この意見の要旨をまとめていただいた中で、これは公述人から、各都市のらしさ、各都市の何々らしさの、らしさがなくなることを懸念していると。駅前再開発事業とは一線を画す制限内容、使用する素材や緑化率等、まちづくりの要望を都市計画案に含めてほしい、また、文化人が愛した町として、再開発ビルに市立美術館を入れるのはどうかなんてことを述べておりました。それに対して職員の答えとしては、本八幡らしさが残るよう検討を進めていくというふうに答弁をしています。そこで、この公述人、そして答弁された方

が、らしさを使っているんですが、このらしさというのはどういうものをなんでしょうかね。すごく曖昧な感じがして、いま一つその具体像がつかめないのが、市が思う本八幡らしさというのは一体どういうものか、これを伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

本八幡らしさについては、人それぞれの思いがあると考えております。八幡の名称の由来であり、古くは八幡様として親しまれてきた葛飾八幡宮や、本八幡駅北口の八幡一番街商店会などは、本八幡らしさの一つであると考えております。このことから、商店街のにぎわいの継承や葛飾八幡宮を生かしたまちづくりを形成していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 人それぞれの思いがある。言い換えれば、人それぞれ違いますよというように聞こえます。これは難しいかなと思うんですね。もちろん公述人の1人がこれを言っていたわけであって、全部が全部そのらしさを再開発に残さないと言っていることではないと思うんですが、多くの方は、やはり本八幡北口に対する愛着とか、そういうものを持っているの発言かなと思います。例えば私なんかは子どもの頃、ボロ市なんて、当時まだ農機具を売っていましたよ。リンゴをあめで包んだような、おいしいかどうか、ちょっとよく分からないような、そういうものも1つの本八幡らしさだったかなと思いますし、そして商店街といえ、私にとっての本八幡らしさは京成百貨店の裏側のほうに商店がいっぱいありましたね。市長も御存じですよ。帽子屋さんとか、靴屋さんとか、八百屋さんとか、ひしめいていた。あの辺はよくあの辺の子どもは暴れ回っていたんじゃないかなと思います。遊び場だったね。そんなのが本八幡らしさ。しかし、それを再開発で残していくというのは、いささかちょっと難しいのかな。それで一番街のああいう風景を残していこうという案が今浮上しているんじゃないかなと思います。らしさで市民の方が公述をするぐらいですから、よっぽど思いがあるんでしょう。あるいは何人かの方が代表して来ているかと思えます。そういうふうに思いますので、このらしさに関して、あまり食い違いがないような感じで、今後は話していったほしいな。話しているんでしょうけど、もう少し具体的に共有していただきたいなというふうに思います。

次ですね。今のは(1)に対しての再質問ですが、2番目、みどりの基本計画についてですね。市川市再開発事業において緑の創出への誘導も図り、そして、プロムナードをはじめ、景観を創出する緑のプロムナード、連続的な緑の配置による潤いのある都市空間、また、緑の配置である植栽はビル風の低減やヒートアイランド化防止などの効果も見込まれると。それらを踏まえ、広場の緑化や駅前通り沿いに連続的な緑を配置することで魅力ある駅前通りを形成する計画であるということを確認できました。このみどりの基本計画との関連性、そして整合性とでもいうんですかね。その辺に関してはある程度、今確認できましたので、ここについての再質問は結構です。いたしません。

この(3)のところは公開空地、冒頭にも申し上げましたが、少し一般の方には聞き慣れない言葉かなと。主にこの公開空地の中に緑を創出する、演出するとか、整備しようと、そういうようなことだと思うんですね。そして一般の方も、通勤、通学、また遊び場、ちょっとした憩いの場として、この公開空地というのは活用されていますし、古くは1970年代から、この公開空地という概念は、首都圏を中心に徐々に法整備化されていった。ただ、都市がどんどん発展するに従って、その内容も少しずつ変わっていったというふうに私は認識しています。そこで、この公開空地に対する市の認識なんですけど、今、市全域で把握している公開空地の広さとも言うんですかね、面積、そして、今現在ある公開空地、そして、今度、再開発される本八幡の北口、再開発での公

開空地の面積はそれぞれどれぐらいになるか、ちょっと教えてください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

公開空地は、再開発事業だけではなく、建築基準法第59条の2総合設計制度などでも整備されます。市内で、この2つの制度により整備された公開空地の面積は約1万6,800㎡であります。また、今回の再開発事業で整備される予定の公開空地の面積は約900㎡でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 1万6,800㎡、それに対して、今回、整備される予定が900㎡ぐらいということで、そこそこのサイズを持っているなど。この公開空地なんですけど、既に市川のアイ・リンクタウン、また本八幡の北口の十字路の、あの周辺の高層ビル群の中にも公開空地は当然存在しておりますね。ただ、この公開空地については、主に民有地であるというふうに認識しております。民有地ということであれば、何か起きたときの責任の所在というのは、その所有する方などがあるのかなと思います。しかし、所有している側からすれば、管理組合という制度を取っているのかどうか分かりませんが、自分たちがお金を出して、自分たちのものなわけですよ。そこを自治体なり何なりが公開してくださいねと強い要望が自治体から出ているかどうか分かりませんが、それによって、閉鎖しないで、誰もが通れる、利用できる、そういうような場所になっている。しかし、何かあったときには自分たちが責任を負わなければいけないというのは、ちょっと理不尽な感じがしないでもない。

そこで、こういうような公開空地に対して何か起きたとき、例えばベンチが壊れた、あるいは何かくぼんできたとか、植栽が枯れてきたとか、そういうことに対応するために助成金を出しているようなところもある。あるいは、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに感じます。

そこで質問ですが、名古屋市では公開空地に助成金を出しています。このような助成制度について、本市はどのような認識を持っているのか、それをお答えをお願いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 名古屋市の制度において、助成金の対象となる区域は市域全域ではなく、名古屋市が策定している都心部まちづくりビジョンのうち、都心部と位置づけられている限定された区域でありました。今後、公開空地を適切に維持管理するための事例につきましては、本事例も含め調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 私もいろいろこれ調べてみたんですけど、今のところは名古屋市ぐらいですかね。市のサイズは市川市と比べると向こうは非常に大きな市ですけども、そういう市でそういう公開空地に対する助成金の制度を取っていると。確かに公開空地があることによって居住環境が向上する、あるいは物件の価値が高まったりするという側面もある。また、先ほど申し上げましたマンションの居住者から見れば、自分たちのお金で維持管理をして、なおかつ税金も負担した上で他人の使用を認める。何かあったときには自分たちがその責を負うというのは、先ほどお答えいただいたように、市川市内でも1万6,800㎡という非常に大きな公開空地が存在しているわけですね。なので、今、公開空地というのはすごくきれいですよ。市川のアイ・リンクタウンを見ていると、土日、休みの日なんか、家族連れで普通に遊んでいますからね。ちょっとしたイベントもやったりしている。なので、公に対して非常に開かれているような場所ですから、今後も助成金なども必要なんじゃないかなというふうに考えます。ちなみに、名古屋市の事例で言えば、50万円ぐらい出るようなんですね。この限度額の範

圃の中であれば何度でも申請していいということでもありますから、公園とか公開空地に設置するもの、植栽も含めて、そんなに年中枯れたり壊れたりするというのではないと思いますので、今後は、ぜひここはちょっと検討していただきたいかなというふうに思います。

同じく公開空地についてなんですけど、再開発事業での公開空地、先ほど900㎡というふうにお答えいただきました。先ほどの質問とちょっとこれはかぶるかもしれませんが、事故が起きた場合、市がこれは緑化政策の一つとして進めてくださいよと言っている重点区域にも、この駅前というのはなっていますね。あるいは木が枯れるとか、そういうことではなくて、明らかにそのままにほっておくとよくない。人の通行の妨げになる、また、普通にそこに過ごす住環境、あるいは一般市民のためにも、あまりちょっといい状態ではないといった場合、通常は組合の責任となってしまうようですけども、今後はそういう案分等も必要じゃないかと思いますが、この名古屋市の事例を含めて、この点どういうふうに考えているのか、もう一度お伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 公開空地は一般の方が自由に通行できることから、市民の皆様からは植栽の管理の徹底や歩道上の段差解消についての要望、管理組合からは維持管理に関する予算確保等の課題がある等の声を聞いております。今後、公開空地の管理の現状や課題等を整理し、サポート方法などについて調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。これはぜひお願いします。調査研究と最後、お答えになりましたが、さらに検討を進めていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。再開発事業に関しては、これで終わります。

次にクリーンセンター。もう先順位者も質問、答弁をされていることですので、この事故の経緯や、そういうことについてはもう実際に答弁をしていただかなくても結構です。ただ、私、実は4年前、令和元年の12月にクリーンセンターについて質問しています。そのときに爆発事故が起きた、そして火災が起きた、そのことに対しての質問をしています。ちょっとそのときのことと照らし合わせながら、今回のことを少し検証していきたいなと思うんですけども、まず、前回、4年前の私の質問に対する大規模事故、当時も5億ぐらいは、やはりかかっているわけですね。その際に、その内容については、今回の火災の原因と推測されるリチウムイオン電池など、この電池が内蔵されている製品は携帯電話や小型ゲーム機だけでなく電動歯ブラシ、ひげそりなど多岐にわたって使用されている、そのため一つ一つの製品の中から電池等を取り出すのは非常に難しいというふうに答弁しています。そして、大規模な火災の発生を未然に防ぐために、赤外線方式の火災検知器を設置することにより再発防止に努めていくというふうに答弁されたわけですね。

そこで質問なんですけれども、今回の事故について、赤外線方式の火災検知器などを設置するという先ほどの答弁を繰り返しましたが、今回の事故では異常を検知するようなものは何かあったのでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 クリーンセンターにおいては、各種主要な設備に対して集中監視を行っている中央制御室の警告パネルなどで異常を検知する機器が備わっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 当時の事故と今回の事故は内容が違うと思います。ただ、当時、答弁において、再発防止ということを行っているわけで、異常があったときの検知のことではないんですね。そういう事故がまた起きないよ

うに赤外線検知設備装備というものを進めていくということだったので、質は違うにしても、またそれほど長い期間じゃない4年後に5億を超える金額の事故、止まっちゃったという事案が出てきたわけであって、その点についてどうだったのかなという質問なんですけど、ちょっと再質問を続けますね。

金額です。前回も非常に高額になり、特に高額となっている——これは当時、4年前の答弁ですよ——不燃粗大ごみピット及びプラットフォーム等復旧費用として約5,800万円、不燃粗大ごみを破砕機へ投入するクレーン設備の復旧費用として4,200万円、電気機械設備等の復旧費用として1億4,000万円、再発防止対策用設備の設置費用として1億3,000万円が主な項目となっていると。それで、先ほどの再質問とちょっと関連してくるんですが、このときもやはり再発防止費用の設備費で1億3,000万円計上している。この1億3,000万円は、じゃあ何に使われたんでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 令和元年10月の火災事故は、クリーンセンター建屋内の不燃粗大ごみ処理施設にあるごみピットの中で発生したものです。再発防止対策用設備の内容は、ごみのピット内の火災を検知する赤外線式監視カメラの設置及びこのカメラと連動して作動する放水銃などを設置しました。これらの設備は、不燃粗大ごみのピット内に対する火災予防のために設置したもので、今回は可燃ごみの焼却炉における不具合となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 その1億3,000万円は可燃ごみの焼却炉に対しての再発防止ということで、今回の事故とは違う。そこは確認ということで、1億3,000万円もお金をかけて、何かその再発防止策というのが、てっきり全般にわたるものなのかなというようにちょっと勘違いしてしまいましたので、それは結構です。

続けて、ちょっと幾つか質問をさせていただきますね。今回は5億8,000万円がかかっていると。それで、主な内容として、他市へのごみの処分費とクリーンセンターの設備点検・整備委託料とあります。今回はその修理において、これはまだ調査しているとは思いますが、既に稼働しているわけですから、その修理そのものというのは大きなところでは終わったのかなと思います。その大きく修理する内容としては何だったのでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今回の稼働停止による復旧作業では、応急処置として、焼却炉内の汽水胴とボイラー水管の接続部分に発生した漏水の補修を行っています。この漏水は、そのままでは焼却炉を稼働させることができないことから、補修しています。それ以外は、変形などが見られた部材もありましたが、焼却炉の稼働は可能と判断し、補修を見送っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 前回、4年前には答弁において、事故の内容は違いますけど、復旧範囲が1階から4階までと広範囲であること、そして、主に作業エリアが吹き抜けとなっている高所作業用の大がかりな足場が必要であったと。また、多くの通信ケーブルは各設備の裏側に埋設されているため、ケーブルの総延長が非常に長いこと、操業を継続しながら復旧作業を行うため、日曜、祝日を中心とした継続的作業を行わざるを得ず、効率の悪い作業となってしまうことで費用が高額になったというふうに4年前は答弁をいただいています。そこで、先ほど答弁の中にはなかったんですが、例えば、非常に大きな施設ですから、足場の設置とか、そういうものというのは組まれたのでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今回の作業については、初めに焼却炉内の清掃を実施し、内部の被害状況の確認を行います。次に、ボイラー水管の漏水箇所を補修し、漏れなどの確認のため、水圧試験を行います。最後に、焼却炉を閉じ、火を入れ、焼却確認などの最終確認を行い、作業終了となります。修理に際しては、炉内に高所の点検、補修があることから、足場を設置して作業を行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 非常に専門的な修理、また構造ということで、大まかな確認ができました。また、4年前と照らし合わせながらでしたけれども、確認ができたことで結構です。ありがとうございます。

このクリーンセンターは、もうこれで最後の質問にしますね。実際には、大抵こういう事故が起きたときのために、全国市有物件災害共済という火災保険に入っています。聞くところによれば、今回はこの市有物件の火災保険が出たというふうに聞いています。今回はこの市が入っている火災保険は適用されるのでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市では、市が所有する建物、工作物、動産を対象とした公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しています。今後、同共済が適用になるかについて確認していくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 確かに調査結果が出るのが2月という答弁も先順位者の質問、答弁で分かりましたから、そうでしょうね。ただ、市長も昨日、これは人為的なものも含めて調査をするというような発言をされているので、ここはやはりちょっと注視しないといけないかなと思います。何しろ、どこでもそうですが、定期的にこういう大きな施設での事故というのは、一たび起きれば市民に大変な迷惑もかかるし、また、これが夏だったら、臭いなども非常に出了のかなというような事案だったかと思います。クリーンセンターという大きい施設を管理するのは大変かと思いますが、今後はぜひ注視してほしいと思います。クリーンセンターはこれで終わります。

最後、学校給食ですね。これは9月にホーユーという広島市の会社が業務をいきなり停止して、学校給食をはじめ官公庁の食堂などの食事が完全にストップしてしまったということで、少し当時から気になっていまして、かなり広範囲に及んでいたというふうに聞いています。先ほど答弁において、この給食はしっかりと管理して、事業者とも提携、連携を組んでいるという答弁をいただきました。食育につながるような給食を提供していくため、各校の栄養士は、使用する食材やその調理方法など、日々工夫していると。本当にこれは栄養士さん、よくやっていると思いますよ。特に市川市の給食は定評がありますからね。私の耳にも時折そんな話が聞こえてきます。また、今回、補正予算のこの運営事業費の件ですね。令和6年度には小学校14校で16クラス、そして中学校1校で1クラスの学級増が見込まれているということで、また、そういう内容だったということを確認できました。ありがとうございます。

そして(3)の文部科学省から通知された内容についても、その内容に従ってしっかりと必要な項目については対応しているということは確認できましたので、この件に対しても結構です。

最後、(4)のところちょっと再質問させていただきます。この調理委託業者の運営についてなんですけど、なかなかしっかりとしているなと思うんですね。そのやり取りとか、また、入札に関しての内容も、連帯保証人までつけているということを私は知らなかったんですけども、結構きちんとした保証を取りながら入札をしてい

るというふうに確認できました。

そこで再質問なのですが、このホーユーのような状況にならないよう、調理委託業者の運営状況等について定期的な確認というのは行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

調理委託業者の業務の履行状況につきましては、仕様書に基づき、毎年9月に全校で中間検査を実施し、確認をしております。この検査では、学校給食法に定められた学校給食衛生管理基準に基づいて、衛生管理、調理、施設管理等が行われているか89項目の検査を行い、この結果を基に全ての事業者に対してヒアリングと必要な指導を行っております。あわせて、食品営業許可証をはじめ細菌検査結果証、毎日の調理業務確認書などの書類確認も行っております。この検査の結果、是正箇所が確認された場合には、速やかに改善させるとともに、必要に応じて追加のヒアリングと指導を行い、委託業者による適正な履行を確保できるよう努めているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 給食に関わる方たちは非常に大変な労働だと思いますよ。また、運営状況についても、これは委託しているわけで、例えば給料だとか、そこまでいろいろと見ていくのもどうかなというふうに思うんですが、夏休み、また冬休みは給食業者によってはお給料が出なかったりとか、そういうちょっと不安定な部分もあるにもかかわらず、給食業者に従事する方々はしっかりと取り組んでいるということを知っています。実際に広島での事件の際も、もう給料はもらわなくていいから、とにかく子どもたちのために御飯を提供する、食事を提供するというので、そういうことは、給料とかを考えずに無償で奉仕したという方々もいるという話を聞いています。市川市の場合は、くれぐれもそういうようなことにならないと思っていますが、確認のために質問をいたしました。

最後の再質問ですね。同じくホーユーのような事件により給食が停止するというようなことは、これはもう絶対あってはならない。しかも、突然停止することがあってはならないと思っています。そこで、本市が委託する契約している業者と、そしてホーユーは結構大きな会社だったと思いますが、その違いというのはどういう違いがあるのか、そこをお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市の委託業者につきましては、先ほどの答弁のとおり、入札におきましては、最低制限価格を設けることで低価格入札を抑制しているとともに、入札参加資格として、経営規模、経営状況、実績などについて一定の基準を満たす事業者のみを指名しております。このように、本市で委託している事業者につきましては、信用があり、なおかつ業務の適正な履行が行える価格により契約を行っていることが大きな違いであると考えております。調理委託業者の管理をはじめ、安全、安心な給食を安定して提供していけるよう、学校給食の運営に引き続き努めていく考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。言ってみれば、ホーユーの場合というのは、この市川市のようなしっかりとした保証人制度とか、入札に関する後ろ盾のようなものがなかったと言ってもいいのかなというふうに思います。先ほどこの給食に関して、食育に通じる部分があるということをお答えいただきました。

最後に一言だけ、これは世田谷区の事例です。世田谷区は今月、10月から3月まで月に1回、区立小中学校90校で、給食に農薬や化学肥料を使わないで育てられた有機米の御飯を提供すると。下北沢小学校の児童らが新潟の南魚沼産コシヒカリの新米を味わった。5年生の教室では、担任から、今日は有機米の給食ですと説明があると歓声が上がリ、めっちゃおいしい、かめばかむほどうまいと感想が飛び交っていたということです。同区学校健康推進課によると、低農薬の農産物は価格が割高になるが、可能な限り給食に使用している。有機米も通常の米より価格は高いが、差額は区が負担し、事業者から調達して、各学校に納入する。同区は、来年度も新米が出回る10月から3月まで、計6回の実施を検討していると。なので、今日は食育についてはやりませんでした、またこういうようなことも検討していただけたらなと要望といたしまして、会派自由民主の会、代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、市民クラブ、にしむた勲議員。

〔にしむた 勲議員登壇〕

○にしむた 勲議員 会派市民クラブのにしむた勲です。代表質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、文化振興財団を指定管理者に選定する議案も出ている指定管理者についてですけれども、同財団が選定された方法について伺います。

次に、国府台公園野球場再開発事業に係る予算について。当初予算費27億円で計上されていたものが、39億2,000万円になるとのことです。下総国府に関連する遺跡が発掘された影響があるとは聞いていますが、予算の使い方の説明をお願いします。

また、これだけの予算を費やすわけですから、それに見合った野球場の活用について、どのように考えているか、市の考えを伺います。

先順位者の岩井清郎議員の質問で触れられていましたとおり、下総の国府があったことは、本市の重要な歴史遺産でもあり、国府跡が再現されれば、人気の観光資源にもなると期待されますが、野球場との兼ね合いはどうなるのか、その点もお聞かせください。

次に、いちカレ事業について。先順位者への答弁で概要は分かりましたが、他の自治体でも行われているのか。いないとすれば、その理由は何か。また、事業に協力する施設は、通常の営業時間外に実施するなど負担がかかると思いますが、今回の補正予算案の額で対応できるのか伺います。

次に、いちかわ芸術祭の目的と効果について。今回は、千葉県誕生150周年記念事業として行われるとのことですが、来年度以降も継続する考えがあるかなどについても伺います。

次の生活困窮者への給付金については、質問通告時には補正予算に計上されていなかったため、通告しましたけれども、その後、追加議案が提出されたことと、先順位者、浅野さち議員への答弁で内容も理解できたので、この質問に対する答弁は結構です。

次に、会計年度任用職員の処遇についてですが、本定例会で会計年度任用職員に勤勉手当を支給する条例が提出されています。これは地方自治法の一部改正に伴う措置です。同改正の公布は本年5月ですが、施行が来年4月となっているため、実際に勤勉手当が支給されるのは来年4月以降になるとのことです。正規職員に比べ平均所得が低い会計年度任用職員の方々は、この物価高で生活が苦しいことは容易に想像がつくところであり、既に本年5月には公布されている法改正ですから、市の裁量で勤勉手当の支給は少しでも早く、例えば今年12月から払うということができたのではないのでしょうか、市の考えを伺います。

次に、子どもの養育費確保支援策の拡充についてです。養育費の未払いは、ひとり親世帯における子どもの貧困の原因となっているものです。兵庫県明石市では、本年4月、こどもの養育費に関連する条例を全国で初めて



制定しました。養育費が受け取れていない市民に対し、市が上限、月5万円の立替えをした上で、支払い義務者に対する督促を行う。不払いの場合は氏名を公表する罰則も検討されたそうですが、それによって職場を追われ、余計に払えなくなるのではないかとの意見もあって、その罰則は見送られたということです。また、明石市では、未払い養育費の差押えサポート事業も行っています。本市でもこのような制度導入を検討することについての見解を伺います。

次に、18歳以上が裁判員になることについて。日本の裁判員制度は、有罪無罪の事実認定だけでなく、量刑まで判断する世界的に見てもユニークな制度です。例えば米国のほとんどの州では、陪審員には有罪無罪の判断はさせるけれども、量刑判断は裁判官の役目となっています。検察官の提出する証拠から有罪と認められる立証がなされたかを一般市民の目で判断するというので、複雑な要素の考慮が必要な量刑判断はプロの裁判官に任せているわけです。我が国では、場合によっては死刑の判断を迫られる可能性のある裁判員に18歳、19歳の高校生でも選ばれることが制度上決まっています。私は、十分な周知と一定のサポートが必要だと考えていますが、裁判員の選定方法及び18歳から裁判員に選定される可能性があることについての周知啓発について伺います。

次に、高等教育の修学支援制度について。現行制度では、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯が対象で、世帯年収がおおよそ380万円程度までが対象となっています。来年度からは世帯年収600万円程度まで拡大されるということです。いわゆる中間層まで対象になり、かなり画期的な変更だと思いますけれども、周知について市の考えを伺います。

次に、欠席届、プリント連絡、いじめ相談をオンライン化することについて、現状と計画について伺います。

次に、市内小中学校における外国籍児童生徒数の推移と、公立の市立のインターナショナルスクールを設置する考えについて伺います。

次の質問ですけれども、1974年に教職員の人材確保を目的とした教員給与特別措置法が成立し、1980年には教員の給与が一般公務員の行政職に比べ7.4%高い水準となっていました。しかし、その後、優遇幅は圧縮され続け、現在ではほとんど差がないと言われています。法律制定時の優遇措置が維持できていない状況は立法趣旨に反すると言わざるを得ません。一方で、この法律によって残業代が支払われないことになり、現在に至るまで問題にされています。また、日本では、教員の給与を上げるより1クラスの規模を小さくすることを優先しているというふうにも言われることもあります。データの裏づけでは、教師の質を上げることのほうが、生徒の数を減らすことよりよい結果につながるということが論文等で示されています。実際、PISAで成績のよい国では、大きなクラスにして、その分、質の高い教員を雇う政策を意図的に進めています。デジタル教育など専門人材の獲得には高い報酬が欠かせません。そこで、教職員の給与を引き上げ、高い専門性や優秀な人材を確保する考えについて伺います。

次に、ICT活用による市立学校教員の業務の効率化がどこまで進んでいるか、今後の取組についても伺います。

次の質問に移ります。ジャーナリストによる国際NGO組織、国境なき記者団が毎年発表している報道の自由度ランキングで、日本は2023年もG7で断トツ最下位の68位です。この理由として、新聞と放送の兼営禁止規定がないことや、取材に応じて情報を提供した公務員などについて、提供の意図を問うことなく処罰の対象としている特定秘密保護法の存在、それから、不正、不適切な行政活動について内部告発をした公務員を守る取材源秘匿を認める証言拒否権が法制度で担保されていないこと、取材、報道の自由が実質的に保障されていないことに加え、世界でも例のない記者クラブ制度が指摘されています。本市の定例市長記者会見などについては、地元記者クラブが取材して行われており、原則記者クラブに所属している記者しか出席が許可されていないとのことです。開催方法や情報発信の考え方について本市の見解を伺います。また、記者クラブに対して、記者室を設けた

り、記者を公費で接待するなど便宜を図っていないか伺います。

次の質問ですが、八幡5丁目共同住宅と、いわゆる宅地開発条例について、これまでの条例手続上の経緯と現場状況、今後について伺います。

次に、本市による特に高齢者の方へのデジタル教育支援の取組と、デジタル庁が募集して認定しているデジタル推進委員との連携について伺います。

最後に、デジタル地域基盤の構築についてです。本市の地域通貨I C H I C Oの実証結果が公表されましたけれども、幸い本格的なシステムの導入はこれからということで、私は、これまでのような単発の地域通貨ではなく、N F TやD A Oなど、既に幾つかの自治体で導入されている新しいデジタルインフラとの連携も視野に入れたシステムの構築を本市独自で行い、地域活性化、地域コミュニティーや住民自治における活用を考えるべきだと提案します。こうしたデジタル社会インフラ構築の中で、地域通貨も導入する考えについて市の見解を伺います。

以上、初回質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目1番目、指定管理者の指定に係る手続と4番目のいちかわ芸術祭についてお答えいたします。

初めに、指定管理者の指定についてであります。指定管理者の選定方法につきましては、市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条及び第4条に規定する公募の方法と、第12条第1項に規定する1団体選定の2つの方法がございます。今回議案として提出いたしました4つの文化施設の指定管理者につきましては、後者の1団体選定の方法により選定したものでございます。

次に、いちかわ芸術祭についてであります。本年6月15日は千葉県誕生から150周年という記念の日でありました。これを記念して、来年6月までの間、「県誕生から150年を振り返り、続いていく未来（100年後）に思いを馳せる」というテーマの下、県主催の事業や県の補助金を活用した市町村事業など、県内各地で様々な記念行事が実施されております。本市では、これまでも文化都市市川にふさわしい取組として、市民が日常的に文化芸術に触れることができるための取組や、若手アーティストへの発表機会の提供などを内容とする文化施策活性化事業を行ってまいりました。今年度は千葉県誕生150周年記念行事の一環として文化施策活性化事業を拡大し、未来を担っていく次世代を意識した芸術作品の展示を中心としたイベントを計画しております。

イベントの概要ですが、来年1月から3月にかけて、「近現代産業とアート」をテーマとした千葉県誕生150周年記念いちかわ芸術祭を県立現代産業科学館及び近隣施設にて開催予定であります。これは、県の記念事業のうち100年後の未来を考えるというコンセプトの百年後芸術祭のイベントの枠組みの中で実施するもので、県や他市が実施する百年後芸術祭と連携することで、顕著な事業効果が期待されるものであります。

なお、本市の予算額といたしましては1,400万円であり、その2分の1に相当する700万円について、県の補助金を見込んでおります。

本市といたしましては、県の記念事業として大規模に広報、周知される中、文化都市市川を県内外に広くアピールできること、また、補助金を活用しながら、市民に多くの若手作家による現代アートの鑑賞機会を提供すること、さらに、本市の市制90周年に向けた広報も併せて行いたいと考えており、本イベントの開催は本市として大きなメリットがあるものと考えております。

なお、来年度以降についてでございますが、文化施策活性化事業につきましては、その目的からも継続して実施していくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 立場スポーツ部長。

**○立場久美子スポーツ部長** 私からは大項目、国府台公園野球場再整備事業に係る予算の使い方についてお答えいたします。

本定例会で上程しております補正予算の大半は、盛土工事に関連する費用となっております。盛土工事につきましては、もともと野球場の所在地に下総国府に関連する遺跡の存在を想定できたことから、教育委員会と協議し、建て替えに当たり出土した遺跡を極力保護することとして、野球場再整備を開始しておりました。そして、旧野球場の解体工事後に発掘調査を行ったところ、当初想定したよりも高い位置から遺跡が複数発見され、保護のために盛土を高くし、その量を増やす措置を要することとなりました。なお、盛土に使用する土は、千葉県の柏区画整理事務所の協力により、運搬費を含め全て無償で提供いただけることになっております。また、出土した遺跡は地中に保存するため、実物を直接見学することはできませんが、土器やレプリカなどを野球場内ロビーの展示ケースに陳列したり、発掘状況の写真や説明文をパネルにして通路等に掲示することも検討しております。今後も周辺の発掘調査の進捗状況など、関係部署と情報共有しながら、野球場としての運用を続けてまいります。

次に、野球場の活用についてでございます。補正予算の中には、照明灯の照度を上げる仕様変更など野球場の機能を高めるための整備費も含まれております。今般、夏場の日中の気温は非常に高く、早朝、夕方及び夜間の利用の増を想定し、照明灯整備によりナイター利用を可能とすることで、1年を通じたたくさんの方にプレーや観戦で野球を楽しんでいただけるようになるものと考えております。なお、野球場を市民の皆様にご覧いただくことはもちろんのこと、フレンドシップシティ・プログラム協定を締結している千葉ロッテマリーンズや千葉県高等学校野球連盟に対し、より多くの試合を開催できるよう調整しているところでございます。そのほか、大学野球や社会人野球の利用についても関係者からの打診を受けており、利用の対象はますます広がるものと感じております。

また、野球場のスタンド外周に沿ってコリドー——回廊でございますが——を設けることにしており、野球場以外で公園を利用する方にも、休憩スペースなど憩いの場として活用いただけるものと見込んでおります。野球をする方、見る方だけでなく、公園を訪れる全ての方に楽しんでいただけるような、市民の皆様にご愛される野球場として長く活用していきたいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 私からはいちカレ事業にお答えします。

いちカレ事業は、長引く物価高騰や格差の拡大によって家計が圧迫され、日々の生活に困窮されている方などに、行政として何かすべきことがないかという考えの下、いちカレという愛称の温かいカレーを食べていただき、明日への活力をつけてもらいたいという思いから実施する事業です。このような生活に困窮された方に対して、行政が事業主体となり、調理した飲食物をその場で提供する事業というのは、調べた限り、他の自治体では確認できませんでした。その理由といたしましては、本市のいちカレ事業は、調理したものをその場で提供することを特徴としていますが、他の自治体では、フードバンクや弁当の配達などで食の支援は充足していると判断しているところが多いためではないかと考えております。また、飲食物を提供するための設備の問題や、食中毒のリスクを考慮していることも、その理由の一つとして考えられます。この点、本市では食品衛生法の基準を満たした食品営業許可のある施設で調理、提供していただくことで食の安全性を担保したいと考えております。

次に、補正予算案の額につきましては、いちカレを調理し提供していただく施設は、議決をいただいた後、公

募を行うため、現在、参加施設数は未定ですが、まずは3施設程度の協力を見込んで積算をしております。提供する時間帯については、応募いただいた施設と協議した上で、通常の営業などに支障のない範囲でお願いしたいと考えております。また、運営費用につきましては、1回の実施に対して1万円の負担金のほか、1食当たり300円の食材費相当分をお支払いするとともに、炊飯器や大型の鍋などが不足する場合も想定して備品購入費も計上しております。あくまでも実費弁償分の支給であり、協力いただく施設から見て決して利益の見込める事業ではありませんが、本事業の趣旨に賛同していただき、御協力いただける施設に対し、できる限り金銭的負担をかけないようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目、会計年度任用職員の処遇についての御質問についてお答えいたします。

会計年度任用職員は、令和2年4月の地方公務員法の改正により導入された制度であります。制度名称の由来のとおり、年度ごとに新たな職を設定し、任用する形態であり、週の勤務時間に応じてパートタイムとフルタイムに分けて任用をしているところであります。この会計年度任用職員に対する処遇につきましては、制度導入当初から総務省通知である事務処理マニュアルに沿い、これまで適切に対応してきているところでありますが、このたび令和5年5月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、期末手当が支給される勤務時間の短いパートタイム会計年度任用職員に対しましても、新たに勤勉手当を支給することが可能となりました。また、地方自治法の一部改正が令和6年4月1日から施行となることを受け、本市でも今定例会において条例改正案を提案し、議決いただければ、令和6年度からの支給を予定しております。なお、御質問の12月からの支給につきましては、パートタイム会計年度任用職員につきましては、この地方自治法の一部改正の施行が令和6年4月1日となるため、条例案のとおり令和6年度としたものであります。一方、フルタイム会計年度任用職員につきましては、このたびの法改正前から地方自治法上、勤勉手当の支給は可能ではありました。そのため、御質問のとおり、裁量により本市の条例を改正し、勤勉手当を支給することは可能であったと言えます。しかしながら、平成30年10月に総務省から発出されました事務処理マニュアルの改訂版におきまして、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給につきましては、令和5年度中は支給しないことを基本とするとされてきましたことから、これまで支給をしてこなかったものであります。

以上のことから、法改正の趣旨を踏まえ、パートタイム、フルタイムいずれの会計年度任用職員に対しましても、令和6年度から勤勉手当を支給することが適切であると考え、提案しているものであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、子どもの養育費確保支援策の拡充についてにお答えいたします。

離婚後、別居している親から支払われる養育費の確保につきましては、ひとり親家庭の生活の支えとなり、子どもの健やかな成長につながる重要なものと認識しております。国の調査によりますと、養育費を受け取っている家庭の割合は、母子世帯で28.1%、父子世帯で8.7%となっております。本市の養育費確保支援に向けた取組としましては、国の離婚前後親支援モデル事業を活用し、離婚を考えている方、または離婚した方を対象に、弁護士による無料相談窓口の設置や、養育費の取決めに係る公正証書の作成に要する公証人手数料の補助事業を実施しております。さらに、養育費の支払いが滞った場合、保証会社が代わりに養育費の立替え払いを行い、支払った費用を保証会社が支払い義務者に請求する養育費保証契約をひとり親家庭の親と保証会社の間で締結した場合、保証契約に要した保証料を補助する事業を実施しております。御質問にございました兵庫県明石市のような養育費の立替え払いなどの取組を本市で実施する場合には、複雑な制度設計について十分な検討を必要とするほ

か、債権取立てなどの業務に携わる弁護士の雇用も必要と考えております。本市としましては、先ほど申し上げました養育費保証契約の保証料を補助する事業が、まずは養育費確保に向けて有効な支援と考えております。なお、一連の養育費確保支援事業は開始して間もないことから、これらの事業について、ひとり親へのさらなる周知に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 私からは18歳以上が裁判員になることの周知についてお答えいたします。

平成21年から始まりました裁判員制度は、国民に裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。裁判員となる対象者の年齢は、令和5年1月1日より、20歳以上から18歳以上に引き下げられております。御質問のうち、まず裁判員に選任されるまでの手続の流れになります。対象者の選定につきましては、地方裁判所ごとに管内の各市町村が有権者の中からくじにより選んで裁判員候補者予定者名簿を作成いたします。この名簿を基に、裁判所は裁判員候補者名簿を作成し、該当される方に対して裁判員になることがある旨の通知がなされます。その後、事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選び、本人に通知がなされ、選ばれた候補者は、裁判長との面談等により、候補者が不公平な裁判をするおそれがないか、辞退の希望の有無等を確認して、最終的に事件ごとに6人の裁判員が選ばれることとなります。

次に、裁判員制度の教育に関する周知啓発になります。制度開始から既に10年以上経過しておりますが、裁判所のウェブサイトでは、依然として裁判員として裁判に参加したことがない多くの方が不安や抵抗感を感じていると掲載されております。そのため、本市を管轄する千葉地方裁判所では、法律の専門家である現役の裁判官が県内の学校や職場、自治会等において出前講義を行っております。本市といたしましては、裁判員制度に関する制度改正の周知等、これまで実施してまいりました市民への周知と同様に、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトを通して、出前講義についても周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目9番目、高等教育の修学支援制度（高等教育の無償化）に対する市の認識についてから大項目13番目、ICT活用による市立学校教職員の業務効率化についてまでの5項目についてお答えいたします。

初めに、大項目9番目、高等教育の修学支援制度（高等教育の無償化）に対する市の認識についてです。高等教育の修学支援制度は、大学や短期大学、4年制、または5年制の高等専門学校、専門学校に通う学生を支援するために、国が一定の要件等を満たす場合に、授業料や入学金の減免及び給付型奨学金の支援を行うものでございます。令和6年度からは多子世帯や私立理工農系に進学する中間所得層にも支援対象が拡大され、現行制度では、世帯年収380万円程度までを対象としておりますが、新たに世帯年収600万円程度まで拡大されることとなります。今回の改正も含め、今後も各種制度の動向を注視し、市公式ウェブサイト等を活用するなど、制度の周知を行ってまいります。特に本市の奨学資金制度等を利用している保護者や窓口相談に来られた方、電話等での相談の際には、各種制度についての丁寧な説明と周知に努めてまいります。

続いて、大項目10番目、欠席連絡、プリントによる連絡、いじめ相談をオンライン化することについてです。全ての市内公立学校では、スマートフォンや自宅でのパソコンを使用し、保護者と学校とで送受信できる保護者向け一斉メール配信システムを導入しております。本市で導入しているシステムを利用している市内小中学校の数は48校で、そのほかの業者を利用している学校数は7校です。本市で導入しているシステムを利用している学

校の中で、欠席連絡システムの利用率は約4分の3となっております。保護者向け一斉メール配信システムには、学校からの便り等を添付することができますので、多くの学校でこの機能を利用しています。また、学校ホームページに学校便りや学年便りを掲載しており、パスワードをかけた上で配付文書を閲覧できる環境をつくっております。児童生徒の学習用タブレット端末を利用したいじめ相談のオンライン化については、相談相手との信頼関係が重要であり、オンラインでの実施には課題があると捉えていることから、現時点においては本市では実施しておりません。

今後の取組といたしましては、欠席連絡及びプリント連絡については、保護者の負担軽減や学校業務の簡素化のため、さらに利用の促進を図ってまいります。いじめ相談のオンライン化につきましては、セキュリティの問題や環境の整備が必要ではありますが、近隣の柏市でオンライン相談アプリケーションを実施している事例があることから、今後調査を進めていきたいと考えております。

続いて、大項目11番目、インターナショナルスクール設置に対する本市の考えについてです。市立公立学校における外国籍児童生徒数の推移ですが、増加傾向にあり、2023年度は5月1日現在で700人を超えております。10年前の2013年度は311人で、比較すると2倍以上となり、今後も増加することが見込まれております。本市では、外国籍の児童生徒に対して、入学前の日本語指導教室や入学後に日本語指導を行うワールドクラスを設置し、日本語の指導を必要とする児童生徒に対して、日本語教育を含めた学習面での指導や学校生活への指導を行っております。このようなワールドクラスの設置は、小学校では6校、中学校では3校、義務教育学校1校の計10校となっております。御質問のインターナショナルスクールには、法令上特段の規定はなく、個々の学校の理念に基づいた自由な教育を行うことができるようになっております。授業は主に英語で行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設として捉えられております。インターナショナルスクールの多くは学習指導要領に沿った授業を行う学校教育法第1条に定める学校ではありません。全国で1条校として認められた教育施設は6校あり、全てが民間によって運営されております。千葉県では、幕張インターナショナルスクールもその1つです。自治体が運営しているインターナショナルスクールは、現在存在しておりません。しかし、制度上は設置することが可能となっております。現状では、市立のインターナショナルスクールを設置する予定はありませんが、新たな対応の必要性を感じているところです。引き続き外国籍児童の学べる場を充実させてまいります。

続いて、大項目12番目、教職員の給与等を引き上げ、高い専門性と志を持つ人材を確保することについてお答えいたします。県費負担教職員の給与は千葉県職員の給与に関する条例により定められているため、市独自には教職員の給与等を引き上げることはできません。本市では、独自にきめ細かな少人数指導を行う少人数学習等担当補助教員や、それぞれの専門性を生かせる職種の会計年度任用職員を雇用しております。会計年度任用職員の給与に関しましては、他市の状況を調査し、単価や勤務条件等について随時見直しをしております。毎年、より優れた人材を確保し、雇用の枠を増やすため、今年度は市内公立学校の学校運営協議会での周知や、各大学に出向いて説明会を実施しております。人材募集の案内やポスター等の募集掲載欄にQRコードを取り入れたことで、補助教員も含めた人材の登録件数は少しずつ増えており、今後も人材確保に努めてまいります。

最後に、大項目の13番目、ICT活用による市立学校教職員の業務効率化についてです。ICTの活用による市立学校教員の業務の効率化は様々な面で図られております。令和3年6月からは勤怠管理システムを導入し、紙媒体による超過勤務記録簿を廃止いたしました。また、校務用パソコンやタブレット端末を用いることにより、職員会議等の資料をペーパーレス化し、印刷業務の削減を実施しております。さらに、学習指導において、授業支援システムや動画、ドリル機能の活用により、準備時間の軽減を図っております。一方、これからの課題といたしましては、校務支援システムや授業支援システムの機能をより効果的に活用していくことだと考えております。そこで、令和5年度は校務支援システム活用促進説明会を実施し、一度の入力で複数の書類に反映させ

る機能、備品設備の予約機能、他校の校務システムの活用好事例の紹介を行いました。また、授業支援システムについては、教育委員会指導主事はその機能を生かした授業を担当教員とともに行うことによって活用の促進を図っております。令和5年8月28日に文部科学省から、教師を取り巻く環境について緊急的に取り組むべき施策（提言）が示され、ICTの活用による業務の効率化の推進が挙げられました。今後、従来の校務支援システムをより効果的に活用するための機能の紹介や、教職員の業務量の削減につながる効果的なアプリケーションの導入など、ICTを活用した業務の効率化のために、引き続き調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 麻生市長公室長。

**○麻生文喜市長公室長** 私からは記者クラブ制による市長記者会見、市の情報公開の姿勢についてお答えいたします。

本市の記者会見は、市政を広く周知することを目的といたしまして、市川新聞記者会と地元紙の記者会を合わせた12社から構成される記者クラブとの共催で実施しております。開催方法につきましては、議会の告知日を定例としつつ、市民の皆様へ周知する案件が集積した際などに、記者クラブと協議して開催しているところであります。なお、記者クラブに属さない記者などが記者会見参加を希望する際には、参加の是非について記者クラブに諮って検討させていただいております。

次に、市の情報公開の姿勢についてでございますが、記者会見を通じまして、報道という公共的な目的を共有した中で広く情報を伝えているものと認識しております。また、記者会見の前には地域の代表である市議会議員の皆様にも記者会見の内容について事前に情報提供するなど、広く情報発信に努めているところであります。

なお、第1庁舎の4階に記者室を設けておりますが、記者を接待するなどの便宜は図っておりません。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小塚街づくり部長。

**○小塚眞康街づくり部長** 私からは大項目、八幡5丁目共同住宅建築と、いわゆる宅地開発条例についてお答えいたします。

当該建築につきましては、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に基づいた協定を本年2月20日に締結、3月3日に工事着手届が提出され、工事に着工しています。現在、建物の工事はおおむね完了しており、外構工事を含めた工事の完了予定は本年12月20日であります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 板垣生涯学習部長。

**○板垣道佳生涯学習部長** 私からは本市による市民へのデジタル教育支援及びデジタル推進委員との連携についてお答えいたします。

初めに、デジタル教育支援についてです。現在、市内15か所の公民館においては、社会教育法に基づき公民館主催講座を年2回に分けて実施しております。その中で高齢者を対象としたスマートフォン講座など、市民の皆様へのデジタル教育支援を行っているところでございます。令和4年度の実績といたしましては8講座で、実施回数は延べ20回、受講者数は延べ77名であり、令和5年度の実績は3講座で、実施回数は延べ5回、受講者数は延べ40名となっております。各講座の定員に対する受講希望者は、平均して3倍から4倍と大変人気のある講座となっており、受講を希望しても受けられない方もいることから、今後は講座の回数を増やし、より多くの方が受講できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、デジタル推進委員との連携につきましては、デジタル庁が任命しているデジタル推進委員を中心として活動している団体が市内にあり、同団体がスマートフォンの操作方法など、公民館を利用して独自に講座を行っ

ているところでございますが、公民館主催講座との連携はございません。今後はデジタル推進委員の協力による講座が実施できるよう調整してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からはデジタル地域通貨、NFT、DAOをはじめとしたデジタルインフラの構築と市政への活用についてお答えいたします。

インターネット上の取引データを改ざんできないようにする仕組みとしてブロックチェーンと呼ばれる技術があり、一般的には仮想通貨などで活用されております。NFTは、このブロックチェーンの技術が使用されており、電子データでありながらも複製や改ざんができない、インターネット上で唯一無二である証明書のような機能を実現した暗号資産のことでございます。

NFTは、人口減少が進む地域社会の課題がある中で、定住人口を増やす移住政策や交流人口を増やす観光政策でもなく、何らかの形で貢献したい、応援したいなど、様々な形で地域と関わる関係人口を増やすための手法といたしましても注目され始めております。自分以外に同じデータを持つ人が存在しないというNFTの特性を活用した事例といたしましては、新潟県長岡市の山古志地域におきまして、地域活性化政策の一つとして、山古志特産のニシキゴイを描いたNFTアートを販売し、購入者にはNFTによるデジタル住民票が発行され、地域活性化プロジェクトの参加権利が与えられるといった事例がございます。また、石川県加賀市でも、同様にデジタル住民としての電子住民票を兼ねたNFTアートを活用しております。これらの事例は、NFTを通じてリアルな住民を超えるデジタル住民を呼び込み、地域活性化につなげる試みと言われております。

また、DAOは、日本語で自律分散型組織と訳され、特定の所有者や管理者が存在しなくても事業やプロジェクトを推進できる組織を指す言葉であり、ブロックチェーンを基本とした仕組みでございます。DAOは既存の法律の管轄外で運営されており、現在多くの国で法整備が迫っていないと言われております。

国の経済財政運営と改革の基本方針2022では、分散型デジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、自律的に管理する次世代のネットワークと言われる、いわゆるWeb3.0について、NFTやDAOの利活用や環境整備等に取り組むことを明記し、デジタル庁では、DAOの法的位置づけの整理を始めているところでございます。本市におきましても、これら国や他自治体等の動きを注視し、研究、調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

にしむた議員。

○にしむた 勲議員 どうもありがとうございました。それでは、順次必要に応じて再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問は指定管理者の質問ですけれども、私は以前に千葉市の外郭団体である千葉市産業振興財団というところの理事長をやっていました。ここはまさに市の外郭団体で、理事長、事務局長、皆、市から天下ってきた人たちがやっていた。その中に初めて私が理事長として民間から登用されたということでした。その財団は、千葉市のインキュベート施設の指定管理者として管理をやっていたんですけれども、この場合、千葉市の場合には必ず入札をやっていました。5年に1度入札をしていて、ほかのところには取られることはないだろうけれども、一応入札をするわけだから、絶対我々が取れるというふうには思うなということを言われていた記憶があります。そこで、文化会館について、文化振興財団以外に運営する先が考えられるかということ、なかなか難しいかとは思いますが、これまで一切公募していない、入札していないということになると、指定管理者導入



の目的の大きな一つとして、経費の削減等を図ることがうたわれています。公募ではなく1団体選定では、ほかと比較のしようがないため、経費削減の余地があるかどうか分からないと思いますけれども、にもかかわらず公募を行わない理由を伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

指定管理者の指定の基準について定める市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条では、第1号から4号まで4つの基準を定めており、そのうち第4号では、「市が管理する場合に要する費用と同等以下の費用で管理することができること。」と定めております。御指摘の経費の削減に関する指針の記載は、この条例に基づき規定されたものであり、指定の基準は、公募の場合も1団体選定の場合も共通のものとなっております。経費の削減につきましては、4つの基準の1つに係るものであり、重要な事項であります。他の3つの基準も満たさなければ指定管理者としては選定されません。今回の文化施設の指定管理者につきましては、1団体選定の事由があること及び指定の基準を全て満たすことを確認することにより、公募を行わず1団体選定としたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 今回の御答弁では、市が独自に運営するのに比べて、それよりか低いことということが条件になっているから、それを満たしているから大丈夫だということなんですけど、私が言っているのは、それ以外に、今運営しているところ以外に、例えば民間企業でもっと安くできる場所があるんじゃないかということが分からないじゃないかということを質問しているわけですけども、今の答えにはなっていないんじゃないかなと思います。それはこれ以上言ってもあれなんで、次の質問に移ります。

次、国府台公園野球場についてなんですけれども、ただいまの御答弁で、補正予算の中には、もちろん遺跡の関連もありますけれども、照明灯の照度を上げるなどの仕様変更、機能を高めるための整備費も含まれているということでした。これによってプロでも使用可能なレベルに引き上げたということですから、千葉ロッテマリーンズにも来て公式戦もやってもらえるということでした。千葉ロッテマリーンズに限らず、近隣で鎌ヶ谷に2軍グラウンドを持っている日本ハムファイターズですとか、在京のセ・リーグの球団ですとか、こういったところもぜひ積極的に誘致していただくようお願いいたします。

また、国府の遺跡については、今後まだ発掘が進むという可能性があると思うんですけども、もしそれで国府が再現できるような可能性があるのであれば、千葉市の加曾利貝塚とか、ああいった観光資源になっていますから、そういったことも考えていただければいいんじゃないかなという意見を申し上げて、これで終わります。

次に、いちカレ事業についてなんですけれども、御答弁では、他自治体では実例はないということです。自治体が行っている困窮者に対する食の支援という意味では、フードバンク、フードドライブ、フードパントリーなどがありますけれども、調理した食事を自治体そのままその場で提供するという事業はほかではないということでした。そもそも食品ロスになる可能性の高い食品を無料で提供するようなフードバンクなどでも、万が一食品事故が起きたときに、提供者が免責される法整備がないことが課題とされています。その場で調理した食品を提供するということは、さらにリスクがあるということだとは思いますが、また、生活困窮者自立支援事業における一時生活支援事業では、衣食住セットですることは可能だが、食料の提供のみを行うものは事業の趣旨、目的に沿わないとの厚生労働省の見解が示されていることなども、他自治体で行われていないことだというふうに思います。とはいえ、私は市長の発案で温かい食事を提供したいという思いやりの心意気には深く感銘するものであり、予算もそんなに大きくないので、小さく始めて、徐々に微調整も加えながら、制度が定着して

いくということを願っています。

この質問は以上で結構です。

次に、いちかわ芸術祭についてですけれども、私は、本市がアートと文化の町として知られていくことを願っているものですから、芸術祭を定例化していき、将来的には米国のサウス・バイ・サウスウエストや欧州のアルスエレクトロニカなどのように世界的に名前の知られる芸術、先端テクノロジー、音楽、さらには起業家の祭典のようなものが本市で生まれることを願っています。このイベントが今後も発展することを願い、私もできることで協力したいと思っています。

この項目も以上で結構です。

次に、会計年度任用職員についてですけれども、こちらは再質問させていただきます。本市の平均年間給与を伺ったところ、常勤職員は男性が736万円、女性が650万円に対して、会計年度任用職員は240万円です。そして、会計年度任用職員は78%が女性ということです。このような給与の格差があっても、同一労働同一賃金が満たされていれば納得感があると思います。しかしながら、正規職員と変わらない仕事をさせられているという声も聞かないではありません。この点について市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、同一労働同一賃金の考え方について申し上げますと、正規雇用の労働者であるか非正規雇用の労働者であるかにかかわらず、責任の程度を含めて同一の業務内容であれば同一の賃金を支給するというもので、不合理な待遇差の解消を図るものと捉えております。この同一労働同一賃金の考え方を本市の正規職員と会計年度任用職員の業務内容で比較してみますと、会計年度任用職員は主に定型的・補助的業務を担うこととしており、正規職員と責任の程度、業務の幅広さ、災害発生時の対応の有無などといった点で違いがあると捉えております。このことから、正規職員と会計年度任用職員の仕事は一概に同一であるとは言い難く、同一労働同一賃金に反する状態ではないと捉えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。定型的な業務や補助的な業務を会計年度任用職員はやっているというふうに説明されていますけれども、本年4月1日時点の本市の職員数も伺いました。正規職員が2,559名、会計年度任用職員が2,486名です。ほぼ同じぐらいの数がいらっしゃるということです。ということは、本市は半分の職員が定型的、補助的な業務をやっているということなのでしょうか。違和感を感じずにはられません。そこで、市民サービスを提供する上で極めて重要な業務だと思われる直接市民と対面する窓口業務に従事する会計年度任用職員はどれぐらいいるか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、御質問の窓口業務に従事する会計年度任用職員の人数についてであります。会計年度任用職員の業務内容につきましては、窓口業務、内部事務など細分化した管理をしておりませんので、正確な人数を申し上げることは困難であります。そのため、例示といたしまして、窓口業務が多い市民部門、税部門、福祉部門に在籍している職員数で申し上げます。この3つの部門での正規職員は約300人に対し、会計年度任用職員も約300人となっています。しかしながら、会計年度任用職員の中には勤務時間が短い職員もおりますので、勤務時間の総時間数を正規職員と同じとなるフルタイムでの勤務時間に換算し直しますと、約200人分の業務を会計年度任用職員が担っていることとなります。これは正規職員の人数と比較して約3分の2を占めることとなります。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。今の御答弁では、人数は300人少しで同じぐらいいるけれども、会計年度任用職員はパートタイムがいるので、時間に換算すれば3分の2だということの御説明だったかと思えますけれども、先ほどおっしゃったように、会計年度任用職員というのは補助的、定型的な業務しかやらないということですから、このような方々がほぼ半分。どれだけいても3分の1の方が市民と対面する重要な、市民にとっては市の職員として信頼すべき窓口の仕事をやっているというのはどうなのかなというふうには思います。ほかの市を調べているわけではないので、これは本市に限ったことではないというふうには思いますが、会計年度任用職員の処遇を上げるか、または正規の職員でできるだけ対応するか、どちらかの方法を取るのが解決になるんじゃないかと思えます。民間企業では、先ほどの同一労働同一賃金についても、パートタイム労働者から求めがあったときは、正社員との待遇の相違の内容や理由等について説明する義務があり、法律上、公務員はこの適用除外となっているわけですが、だからといってこういうことを多分やっていないと思えますが、説明の機会を設けることを要望します。

さらに言えば、会計年度任用職員で、やる気と能力がある方には正社員に登用する制度をつくっていただきたい。このようなことで会計年度任用職員のモチベーションが上がるだけでなく、市民サービスの向上にもつながると考えられますので、ぜひ御検討お願いいたします。

これでこの質問は終わります。

○稲葉健二議長 にしむた議員に申し上げますが、残りの質問は休憩後にお願いします。

〔にしむた 勲議員「はい」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第41号から日程第13報告第29号までの議事を継続いたします。

にしむた議員。

○にしむた 勲議員 続きまして、子どもの養育費確保支援策の充実について伺います。養育費を受け取っている母子世帯は28%程度とされ、政府はこの数字を31年に40%に引き上げる目標を掲げています。本市でも明石市のような制度も検討していただきたいと思えますけれども、今御答弁いただいたところでは、本市においても公正証書の作成に要する公証人手数料の補助事業を実施しているとのこと。まずは養育費を受け取るということを確定させる公正証書の作成もしっかりやるということが大事だと思いますから、これはいい制度だと思います。さらに、保証会社の保証料を補助する事業も実施しているということです。こういった事業を相談に来られた方に積極的に周知して、利用してもらって、今28%しかない養育費を受け取っていらっしゃる、特に母子世帯の方というのは子どもの貧困の原因になっていることが多いと言われておりますので、こういった支援をぜひ継続して強化していただければと思います。この質問は再質問はいたしません。

次に、18歳以上が裁判員になることの周知についてですが、先ほどの御答弁で、裁判員になる可能性のある候補者名簿に載るということが、通知が発送されたということです。この選択はくじで行われるということでしたから、18歳、19歳の方々でも可能性があるということだと思います。選ばれた候補者は、裁判長との面談によって、不公平な裁判をするおそれがないかどうかを確認するということでしたけれども、社会経験のない18

歳、19歳の方々をそのような面接をして判断できるのかどうかというのは、やや疑問に残るところですけれども、そもそもこの裁判員制度についての議論もいろいろありますが、ここまで長くやってきて実績も積み重ねているということで、今回新たに18歳、19歳の方も加わることについて知らない方も多いのではないかと思いますから、引き続き周知をしていただくとともに、今御答弁で伺いました裁判所が出前講義をやっているということで、このことは私は知らなかったんですけども、これは大変重要なことだと思います。可能性のある高校生に限らず、中学生のときからこういったことに興味を持ってもらって、知識をつけてもらうという意味で、中学校にも紹介していただいたらいいんじゃないかなと、仲介していただいたらいいんじゃないかなと思います。ぜひそういったことも御検討いただければということをお願いして、この質問は終わります。

次に、高等教育の無償化についてですけれども、これも周知をしていただきたいということですが、600万円といえば中間層というところに入ると思いますので、経済的な理由で進学を諦めるという方ができるだけ少なくなるように、周知徹底をよろしく願いいたします。

この質問もこれで結構です。

それから、次の質問、欠席連絡等のところですが、欠席連絡システムの利用率は4分の3程度ということで、大分浸透しているということだとは思いますが、保護者の方は、最近お母さんも働いている方が多い、ほとんどだと思いますので、大変忙しいということで、できるだけスマホとかを使って欠席届とか、こういった手間を省きたいというような要望は私も聞いています。ですから、できるだけ早く全ての学校でこういったことがオンラインでできるようにしていただきたいということを要望させていただきます。

それから、いじめ相談についてですけれども、現状はやっていないという御答弁でしたけれども、逆にこういったいじめの相談とかは対面ではしにくいところもあるんだと思うんですね。ですから、オンラインであったりとかメールとか、そういった手段を使ったほうが話しやすい、打ち明けやすいということもあると思いますので、また、近隣の柏市ではオンライン相談を実施しているということで、本市でもこういったことも取り入れていただくように検討をお願いいたします。

この質問はこれで終わります。

次に、インターナショナルスクールについてですけれども、行徳に外国人の方が多いということはよく知られておまして、最近でも外国人の児童生徒が大分増えているということが御答弁で分かりました。さらに、私は日本経済がこのまま没落するのを避ける効果的な方法として、海外からの有望な技術や頭脳を持つ起業家、技術者、研究者などの高度人材を呼び込むことが重要だと考えています。東京、神奈川など多くの自治体では、外国人起業家の在留資格を認めるスタートアップビザの取得が可能となっています。私の調べた限り、残念ながら、千葉県ではまだ実施されていないようですけれども、こういったことも含め、優秀な外国人起業家を呼び込むために、まだ公立、市立のインターナショナルスクールというのはないということでしたけれども、御答弁にあったように、制度的には設置することが可能であり、必要性も感じているということですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと。日本人の親御さんでも、インターナショナルスクールに通わせたいと考えている方はたくさんいらっしゃいますし、実際に通わせている方もいらっしゃいます。ただ、インターナショナルスクールは私立ということもあって費用が非常に高いということで、通わせたくても行かせられないという方も多いのではないかと思います。そういうことで、全国に先駆けて市川市で、文教都市市川でインターナショナルスクールを公立で実現できるように御検討いただきたいということを要望して、この項は終わります。

次に、教職員給与引上げについてですけれども、教職員が県の職員であるということは分かっているんですけども、御答弁にもありましたように、会計年度任用職員としても雇っていらっしゃる方、専門性のある方などがいらっしゃるということでした。今後非常に必要とされるデジタル教育ができるような人材の方というのは、

民間でも引く手あまたであり、採用が難しいと思います。むしろ正規の職員の給与体系とは別に、雇用の保証がない代わりに、給与テーブルとは全く別に高い報酬を支払うような制度をつくってもいいのではないかと思います。それが会計年度任用職員の制度で実現するなら、それもいいのではないかというふうに思います。プロ野球の世界を見れば分かりますけれども、1年ごとに契約するかしないかが決められる。1年で首になることもあるということですが、その分、能力に対して高い報酬が払われるというような雇用の形態というのは実際にあるわけですから、高い報酬を支払うという意味で、こういった別体系での採用、そして市川市だけで、市川市の学校の中で働いてもらうというのを、特にデジタル教育であるとか、専門的な分野の教員として雇うということを考えられないかと思います。報酬、給与の問題もそうなんですけれども、民間の優秀な人材が教育の世界に入るといって、教育界全体も変革が起こる可能性が期待できるのではないかと思います。今後、課題として取り組んでいただくことを要望して、この項目は終わります。

次に、教職員業務の効率化についてですけれども、ICTを活用した業務の効率化についてですけれども、御答弁いただいたように、徐々に活用が進んでいるということで、ブラック職場とも言われる教職員の世界で、できるだけICTを活用して、私もネットでちょっと調べたんですけれども、いろんな分野でいろんなアプリケーションがあって、サポートするシステムというのは、私が思っていた以上にたくさんあるという感想ですけれども、御答弁にもありましたように、それをどう効率的にうまく使いこなすかという、また違うんだろうなということで、ぜひとも情報を共有しながら、少しでもICTを活用することによって、最近ではAIなども普及していますから、こういったことによって教職員の方々の業務を効率化して、本来の生徒のために、生徒と向き合う時間を増やすというところに向かえるようにしていただければと思います。

この質問もこれで結構です。

次に、記者クラブ制度についてですけれども、現に記者クラブ制度、地方の自治体でも記者クラブが記者会見を仕切っているというのは多数を占めているということで、実際そういうメリットがあるということも理解しているところではありますけれども、とはいえ、例えば鎌倉市では、元朝日新聞記者出身の市長が、記者クラブも記者室も廃止している実例があります。また、田中康夫知事の長野県でも、田中康夫知事のときに、記者室に係る年間1,500万円の費用は記者クラブの既得権益だとして、同様の改革を行っています。私も一度、記者クラブ主催の記者会見に紛れ込んでしまっただけで出されてしまったことがあるんですけれども、私は、この場で質問する場所がありますから、質問しようとは思わなかったんですが、ただ、我々議員の視点と、長年いろいろな社会問題に取り組んできている批判的な、批評的な精神を持っていらっしゃる記者の視点とは違うだろうと、記者の方々はどのような質問をするんだろうなということを知りたいと思って入りたいということだったんですけど、事前に連絡もしていなかったの、入れてもらえなかったということでもあります。報道関係から結果のみが伝えられるということではなくて、市民の中には、途中経過や記者とのやり取りも知りたいと思っている人がいるんじゃないでしょうか。

先進市、ほかの市ではライブ中継などを行っている自治体もあると聞いていますけれども、情報公開の観点から、もっと市民に開かれた記者会見に変えていく考えはないのか。また、記者室を設けているということですが、これは記者に対して便宜を図っているということではないのかということについて、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本市では報道関係が掲載する記事に委ねるだけでなく、記者会見の資料を市公式ウェブサイトに掲載したり、後日、市公式ユーチューブチャンネルにダイジェスト映像を配信しており、市民の皆様に対して一定の透明

性は確保していると認識しているところであります。情報発信は、市民の皆様から市政に対する理解と協力を得るために非常に重要であると考えておりますが、ライブ中継につきましては、例えば災害などの緊急事態においては、記者会見の全貌をお見せすることが広く市民の皆様にとって有益なケースともなり得ますので、このようなケースも想定しつつ、どのような情報をお求めになっているのか、また、どのような形でお伝えすることが、より分かりやすく伝わるのか、記者クラブの皆様意向も確認しながら、よりよい記者会見の在り方について話し合いをしてみたいと考えております。

次に、記者室でございますが、記者クラブは市の施策など公共的な情報について、報道機関を通じて迅速かつ広域的に周知することを目的としております。本市といたしましても、市民の皆様へ市政の情報提供を行うという観点から、記者室の供与が便宜を図っているという認識はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。今後、ライブ配信なども検討していただく余地があるというふうに思います。

それから、記者室については、今お話しがありましたけれども、いずれにしても民間企業に無償で市の施設を貸しているということですから、税金を使って、その税負担に見合う効果が本当にあるのかどうか、市民がそこから見合う利益を得られているのかどうか、改めて考えてみる必要があると思います。

この項目については以上で結構です。

次に、八幡5丁目共同住宅と、いわゆる宅地開発条例についての質問ですけれども、この八幡5丁目住宅に関しては、既に住民説明会が完了して、市と業者との間で協定が結ばれたということですが、説明会に参加した近隣住民の間では、本年2月12日の第7回近隣住民説明会後に協定書を結んでいるんですが、これが最後の説明会、説明会終了というふうには考えていない。その場でそのようにも言われていないし、また、再度開かれるというようなことをその場では聞かされているというふうに聞いています。その後、確かに第8回目というのが2月20日に行われたんですけども、これは、名前がなぜか意見交換会となって、説明会は12日で終わったということになっているようなんですけども、住民のほうはそのようには認識していないし、納得していないということなんですけども、これについて市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

事業者による近隣住民への説明につきましては、本年2月12日の第7回近隣住民説明会をもって宅地開発条例で定める説明すべき内容を行ったと判断し、協定に至っております。しかし、住民の方々から御意見や御要望が多くありましたことから、宅地開発条例によらない任意の説明会として、2月20日に事業者と近隣住民による意見交換会として開催しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。これは認識の違いとしか言いようがないので、これ以上話をしてもしようがないと思うんですけども、分かりました。

次の質問がありますけれども、今回の建築物については、現在、社宅として使われるということで建築が進められております。当初、一番初めの説明会では、共同住宅、事業用の不動産ということの話もあったようなんですけども、途中から社宅というふうに説明が変わったということです。これは何が違うかということ、条例上、社宅であれば駐車場が1台でいいんですけども、収益物件の場合は駐車場が3台ないといけないということであ

ります。現在、この建物は駐車場1台で建築が進んでいる。社宅ということで進んでいますから、駐車場は1台設置されているということでもあります。もしもこの建築後に、この建物が社宅ではなくて収益用の不動産として使われた場合には、どのような対応をするのかお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

事業完了後に建物用途が変更になった場合の対応につきましては、宅地開発条例に定めはありません。しかし、協定の内容に変更などが生じた場合には、事業完了後であっても事業者の確認を行い、報告を求めるなどの対応を適切に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 そもそもこの建物が社宅なのか収益物件なのかというのは、外から見ても分からないので、それをどういうふうに判断するのかという基準なり、条例上、駐車場の制限を変えているわけですから、社宅というのはこういうものだというふうに市が定義をしているというのは当然だと思うんですけども、市のほうで社員寮というものの定義はどのようになっているのか教えてください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本市の宅地開発条例では社員寮の定義は定めておりません。ただし、審査の段階で社員寮であることを確認するため、駐車需要の制限に関する申出書兼誓約書、賃貸借契約書兼重要事項説明書の写しを提出していただき、その上で社員寮と判断しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 今御答弁いただきましたけれども、市として社員寮という定義がないということですけど、まずこれが非常にびっくりするところなんですね。駐車場が3台と1台と、そういう違いがないのであれば、まだ分かるんですけども、こういった基準を分けている以上、行政の運営の透明性の原則からいっても、公正の確保の観点からいっても、どういう基準で社宅というふうに、社員寮というふうに判断するのかということが、誰が見ても分かるようにするのが当然のことだと思うんですけども、今の方法であれば、市のほうで判断する。市のほうで決めると。市民からは透明性が確保されていないというふうに見られても仕方がないのではないかなというふうに思います。現に今、定義がないということをお答弁されているわけですから、実際ないわけですが、それでいいということではないので、ぜひどういう場合だったら社員寮で、どういう場合だったらそれに当てはまらないのか、駐車場を3台造らなければいけないのかという明確な定義を早急に決めていただけるように要望いたします。

それから、今回の八幡5丁目の件について、先ほども申し上げましたけれども、工事完了後に万が一、社員寮として使われずに、例えば近隣に貸家としてのチラシが入ってくるとか、このようなことが起こった場合に、市としてはどのように判断するのか、どのように対応するのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

社員寮の判断は、現在は書類による審査で行っており、定義に関しましては、今後、近隣市を調査して研究してまいります。

なお、先ほども申し上げましたが、協定の内容に変更などが生じた場合には、事業完了後であっても事業者

確認を行い、報告を求めるなど適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。先ほどの御答弁でも、社員寮であることを確認する目的で駐車需要の制限に関する申出書兼誓約書というのを取っているということでしたから、その誓約書の文面を私は読んでいないのでちょっと分かりませんが、その誓約書に基づいても、しっかりと行政指導して、社宅としてまず使用させるということをやっていただきたい。これは社宅ということで協定を結んでいるわけですから、社員寮ということで協定を結んでいるんですから、当然のことなんですけれども、万が一社員寮でなかった場合は、駐車場が義務づけられる。公平性の観点から、当然3台なければいけないわけですから、これを指導していただくことは当然だと思います。どのようにするのかと。この条例には罰則がないので、そういったことを守らなかった場合に打てる手段というのは限られていると。指導ということしかないのかもしれないかもしれませんが、これだけ7回も8回も説明会をやって、住民のほうはいまだに納得していないという案件ですから、市の皆さんもよく御存じだ、分かっているんじゃないかと思いますが、しっかりと禍根の残らないような、これから使われ方等についても、市民の納得のいく指導をやっていただけるようお願いして、今日の質問は終わります。

次に移ります。本市による市民へのデジタル教育についてですけれども、本市が掲げるDX憲章という電子市役所を実現するためには、市民が一定のデジタル親和性を有することが大前提となります。そのために、特に高齢者の方などデジタルとのなじみの薄い方々への教育支援は最優先の課題だと思いますけれども、本市の教育支援体制は先ほど答弁いただきました。申込みが大変多いということで、これはいいことではあるんですが、これはどのぐらいやっているんですかということをお聞きしました。これによると、例えば、はじめてのスマホ体験というのが大野公民館で開かれている。これは2022年度ですけれども、定員10名に対して応募者53名、5.3倍の倍率です。菅野公民館で中高年の為のスマートフォン講座、これは定員6名に対して申込数が72名、これに至っては12倍です。これは、るるあります。全部でそんなにたくさんはない。まずそもそも量として足りていないんだと思いますけれども、さらに言えば、今申し上げたように、市民の間では、こういったことを学びたいという需要はたくさんあるのに、全くそれに応じられていないというのが実情だということがよく分かります。先ほどの答弁で、これから改善していきたいというようなこともありましたけれども、これだけ10倍、20倍と——20倍はないですけど、5倍、10倍というような形であれば、申し込む方々ももう嫌になってしまうんじゃないでしょうか。

そこで、まずこれを改善する必要がありますけれども、質問にもあったデジタル推進委員というのがいらっしやいまして、これは新しくできたデジタル庁が募集して認定している。これは市川市にも相当な数がいらっしやるということではあるんですけれども、先ほど御答弁でデジタル推進委員の方にも協力していただきたいというふうにありましたけれども、デジタル推進委員がどこにいらっしやって、どういう方なのかということについて、市川市の情報はあるんでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

デジタル庁から本市に対してデジタル推進委員の名簿などの情報提供はございません。また、同庁に対し情報提供について問合せをしたところ、個人情報に当たるので提供できないとの回答でございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。全く理解できないような話で、これは市川市の問題ではなくて



デジタル庁の問題だと思いますけれども、デジタル推進委員というのを何のために募集して認定しているのか。個人情報というものの意味も分かりませんが、市民の方の教育をするために、そういった募っているのじゃないかなと思いますけれども、これについてはここで議論しても仕方がないので、国会のほうで議論していただくか、田中市長は総務大臣もお知り合いということですから、ぜひ、これは幾ら何でもおかしいじゃないかと。デジタル庁は新しい役所ですから、そういうことがあっても仕方がないのかもしれませんが、積極的にデジタル推進委員の利用を各自治体に進めるのが正しいんじゃないかなと私は思いますけれども、この点について、私も国会議員の方にも聞いてみたいと思います。

この質問については以上です。

それでは、最後の質問になりますけれども、デジタルインフラについてです。地域活性化を目的としたNFTの活用事例としては、デジタルアートの販売、観光客誘致、デジタル住民票、ふるさと納税の返礼品、農産物支援などがあります。NFTを活用するメリットとしては、NFT所有者と地域との関係を維持できる点にあります。DAOは、御答弁でも説明がありましたけれども、自律分散型組織ということで、多様な主体が中央集権的な仕組みによらず協働することを可能にする意思決定やガバナンスの仕組みです。ビジネスはもちろん、住民自治や市民参加に活用できるインフラになると見られています。NFTにせよ、DAOにせよ、アイデア次第で今後様々な使われ方が登場すると予測されており、現在、プラットフォームの数が圧倒的な支配権を持ち、独占的な状況をつくり上げている今の状況をWeb2というらしいですけれども、このステージから分散型のNFTなどを使った世界をWeb3と呼ぶということです。既にWeb3のいろいろなサービスや技術というのは生まれていて、多くのベンチャー企業などが生まれているという状況ですけれども、Web2では完敗だった日本企業も、Web3では逆転の可能性があるとも言われており、日本でもユニークな技術やサービスを展開するスタートアップベンチャーが生まれています。政府も骨太の方針にWeb3の環境整備が明記されるなど、積極的な取組が行われ、法整備等も進められています。私はあるベンチャー企業と協議して、さきの9月定例会で質問で取り上げたふるさと納税による住民税減収、市川市は全国で15番目のワーストの減収を招いているという点について、NFTを使って解決できないか相談しました。その結果、一般のふるさと納税にNFTを使うふるさと納税NFTに加えて、税収の流出を防ぐ住むとこ納税NFTというようなプランも提案ができたところです。これについては、今後本市とも共有して検討課題としていただきたいと思います。現在導入を検討されている地域通貨ICHICOについても、法定価値と同じ価値を持つように設計されたプログラム可能なブロックチェーン上のステーブルコインとして開発すべきであり、同じくブロックチェーンをベースとするNFTやDAOとの連携を図ることを前提とすべきだと思います。ステーブルコインを発行している自治体は、まだありませんけれども、法的には発行可能となっておりますし、既に国内のベンチャー企業でもステーブルコインを発行している会社があるので、その気になれば本市でも発行可能だと思います。こうした地域のデジタルインフラを構築することで、Web3関連などのサービスを提供するベンチャー企業が本市に集まってくるというメリットも期待できると思います。

以上のようなことを将来的な課題として御提案申し上げて、会派市民クラブの代表質問を終わります。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、市川維新の会、沢田あきひと議員。

〔沢田あきひと議員登壇〕

○沢田あきひと議員 市川維新の会の沢田あきひとでございます。会派市川維新の会を代表して、代表質問をさせていただきます。

まずは、学校外教育のサポートについて質問させていただきます。

私たち日本維新の会の議員は、よりよい制度、システムを導入するために、先進地域と呼ばれる自治体の政策を研究し、調査し、それが本市にとって有効ないしは諸問題を解決できるものであれば取り入れるように働きかけております。そうした政策で、今回導入を検討すべき施策と、この場で私が訴えかけたいのが、学校外教育に関する助成制度でございます。市川市で教育しやすい町市川市を実現することは、子育て世帯の流入を促し、活気あふれる町になります。そこで提案したい政策が、大阪市で導入している習い事、塾代に関する助成制度でございます。教育にお金がかかるというのは、言うまでもありません。お金がかかるというのは、収入が多い少ないにもかかわらず一緒なのですが、例えば、希望する学校に合格するために塾に通いたい、自分を磨くために習い事をしたいと思っても、親の収入格差によって、子どもの望みを摘み取ってしまうことは誠に残念なことです。そこで、本市でも導入をすればよいと思われるのが、大阪市習い事・塾代助成カードのような学校外教育に係る費用をサポートする制度です。この大阪市の事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を生かす機会を提供するために、日本維新の会が主導して実施をしてきました。大阪では、現在、市内在住小学校5年生から中学校3年生が対象になっており、約1万8,000人が利用しております。学習塾をはじめ、家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育に係る費用について、月額1万円を上限に、対象となる世帯に支給しております。もちろん財源確保の問題を含め、実現するには、今日、明日すぐにはいかないと思いますが、この議論に入る前に、本市がどのような問題意識を持っているのかが重要ポイントになります。

お聞きしていきます。学校外教育に関する本市の見解について、次に、習い事に係る市民の費用負担に対する本市の認識について、最後に、習い事・塾代助成事業を実施する考えについてお聞きいたします。

次に、子育て世帯支援の充実についてお聞きいたします。

現在、我が国では核家族化が進んでおります。1990年では核家族が70.3%、3世代等同居等の世帯が29.7%ですが、2015年には核家族が86.6%を占め、3世代同居等の世帯は13.4%の状況です。当然、夫婦共働きも増えており、2015年国勢調査で6歳未満の子のいる核家族世帯で、夫婦のいる世帯について見ると、夫婦共働きの世帯のほうが専業主婦のいる世帯より多くなっております。このように、現在、日本では夫婦共働きで家計を営むのが一般的な形です。子どもを持つ家庭では、夫婦が共に協力し、子育てをすることになります。内閣府の調査から、女性が職業を持つことに対する意識変化を見ると、1992年の調査では、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよいが男女とも最も多いが、その後減少しています。その一方で、子どもができて仕事も続けるほうがよいとの意識は増加し、2015年の調査では、男女ともに5割を超えました。このように、女性が出産後も就業を続けることへの支持は広がっておりますが、現在のライフスタイルにおいて、働いている時間帯に子どもを保育施設に預けることは、共稼ぎの世帯にとって重要であり、その支援は欠くことができないでしょう。

ここで大きな問題となるのは、お子様が病気になったときの対処です。保育園に預けているときに、子どもが発熱し、園から、〇〇ちゃん、お熱が出ました、速やかに迎えに来てくださいと連絡を受けた経験のある御両親は多いのではないのでしょうか。そこで、求められるのが、安心して子どもを預けられる場所をつくること。既に本市においては病児・病後児保育施設が委託運営され、市民の皆様へのサービス提供がなされております。ところが、こうした施設が他の自治体に比べて、本市は見劣りする現実がございます。本市には現在、病児・病後児保育施設が1か所、病後児保育施設が3か所、委託運営されています。一方、市川市とほぼ人口が同じ松戸市では、病児・病後児施設が5か所、船橋市でも病児・病後児施設が5か所、市川市より人口が少ない浦安市でさえ、現状、病児・病後児施設が2か所、病後児施設は2か所あり、松戸、船橋、浦安市とも小学生まで利用が可能です。地方に目を向けても、人口約19万4,000人の山口市で病児・病後児施設が4か所施設があるなど、対人口比の設置数で本市は見劣りをすると云わざるを得ません。このような施設の運営に関し、より一層充実した体

制を構築する必要があると考えます。

現在、本市には、令和5年度9月30日現在、ゼロ歳以上から6歳以下の未就学児は約2万5,607人、7歳以上から12歳以下、小学校児童数は約2万2,953人おります。しかし、お子様が病気にかかった場合の預かり施設は、イーズ病児・病後児保育施設が南八幡に1つあるのみです。お子様が病気の回復期にある場合の病後児のみのお預かり可能な病後児保育施設も、イーズに加え、北国分に風の谷こども園のおひさま、妙典にあじさい保育園のにじぐみ、市川南にある市川南保育園のひまわりの3件があるだけです。これらの施設だけで日々働く子育て世帯の皆様の需要を満たすことはできているのでしょうか。

さて、先ほど周辺自治体で小学生まで受け付けると申し上げましたが、この点に関しても疑問に思うことがございます。当該施設の利用の対象になるお子様は、市川市にお住まいであるか、市川市内の保育所等や小学校を利用されているお子様で、生後57日以降から小学校3年生までであること、そして、病気か病気の回復期であるために集団保育や家庭での保育が困難で、当面症状の急変が認められないと判断されたお子様であることが挙げられます。私は、ここでお預かりできるお子様の対象年齢が小学校3年生までであることに問題を感じます。これを小学校6年生までに拡大することが必要だと考えます。特にこれから冬場は、風邪やインフルエンザなどでお子様が体調を崩されることも多くなると考えます。現在ある唯一の病児預かり施設イーズは本八幡駅にとても近く、市川市民の通勤ということを考えて場合も、とてもすばらしい立地にあると思います。しかし、市川市は広く、人口も多いですので、もう少し利便性のよい施設の増設や誘致をすることが必要ではないでしょうか。また、既存の病後児保育施設について、地域によって利用する人数に偏りがあるのではないかと心配しています。

次の課題です。病児・病後児保育施設イーズを利用する際には、必ず併設小児科、または近隣にある小児科での診察が必要とされています。お子様の健康、ひいては命を守るために医師の診断が義務づけられるのは当然のことです。しかし、現況の併設小児科の診療開始時刻は、一番早くても午前9時からになっております。午前中いっぱい会社を遅刻してしまうことが繰り返されると、勤労者としての本市の皆様にとって、正社員の立場が危うくなることも考えられます。また、多くの場合、前日の小児科受診、次の日からのお預かりとなるため、会社を少なくとも1日はお休みしなければならないのが現実であるようです。そのことを考えた上で、病児・病後児保育施設及び併設小児科の運営開始時間を少しでも早めることが必要です。また、現在、病児・病後児保育施設は、土曜日、日曜日がお休みになっています。しかし、飲食業や販売業、サービス業などをはじめとする多くの職種において、土曜日、日曜日の勤務は珍しいことではありません。病児・病後児保育施設を土曜日、日曜日も開けることも検討が必要ではないでしょうか。そして、当日、残業が少し出してしまう方もいらっしゃると思いますが、延長保育を導入することは可能でしょうか。

そこで質問させていただきます。他市と比較して実施箇所が少ないが、需要は多いと思われるので、病児・病後児保育施設を本市において周辺自治体並みに増やす考えはないか。また、病児・病後児保育施設の利用対象年齢を小学校3年生までから小学校6年生までに拡大することはできないか。さらに、利用実態として、1つの施設を利用する子どもの数に偏りはないか。病児・病後児保育施設の運営開始時間を少しでも早めることはできないでしょうか。最後に、病児・病後児保育施設を土曜日、日曜日も開けること、延長保育を導入すること、また、施設だけでなく医療機関、併設小児科の診療時間も早めるという対応はできないか、質問いたします。

次に、带状疱疹ワクチンについて質問いたします。

最近、带状疱疹ワクチンのテレビCMをよく御覧になりませんか。带状疱疹は、例えば50歳以上に発症した人のうち、2割は治ってからもつらい痛みが続く。3か月以上続く带状疱疹後神経痛、PHNになってしまいます。また、頭部や顔面に带状疱疹が出た場合、視力の低下や失明、顔面神経麻痺など重い後遺症を残していく可能性があります。さらに、顔面神経麻痺と耳の带状疱疹を特徴とするラムゼイ・ハント症候群と呼ばれる合併症

が引き起こされると、めまいや耳鳴り、難聴などを生じることがあります。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが再活性化することで発症する皮膚の病気です。皮膚に痛みを伴う赤い発疹と、水膨れが多数集まって帯状に生じます。ぴりぴりした痛みが伴い、痛みは徐々に増していき、日常生活や就労が制限されたり、夜も眠れなくなることがあります。幼年期にかかった水ぼうそうのウイルスが体内に潜在している方は、ストレスや免疫力の低下などにより再活性化されるおそれがあり、成人の約80%が発症のリスクを有しています。一般に50歳以上になると発生頻度が高まり、80歳までに3人に1人が経験すると推定されています。男女比は女性が1.3倍ほど多く発症いたします。高齢になるほど発症しやすい傾向のある病気です。この帯状疱疹は、ワクチンで予防することができます。本市の皆様健康を守るためには、ワクチン接種の助成をぜひ行っていただきたいと思っております。

ワクチンには2種類あります。1種類は生ワクチンで、1回の接種でよいのですが、予防効果が5年から7年程度と言われております。接種をしても発症することが指摘はされておりますが、重症化を防ぐことはできます。2つ目のワクチンは不活化ワクチンです。不活化ワクチンの場合には接種回数が2回必要になりますが、予防効果は10年くらいと、かなりしっかり予防できるとと言われております。帯状疱疹ワクチンを接種したいと思われる市民の方は多数いらっしゃることでしょう。市民の皆様にとっても、問題は予防接種にかかる費用です。

私は、今回、市川駅、本八幡駅周辺で帯状疱疹ワクチン接種が可能な医院をアトランダムに10件、価格調査をいたしました。結果、生ワクチンでは、最低額7,000円から最高額9,400円、平均金額6,880円でした。不活化ワクチンでは、1回につき2万1,000円、もしくは2万2,000円と高額でした。調査した医院の中には、不活化ワクチンを取り扱っていない医院も多くありました。帯状疱疹ワクチンを接種するには、日々の生活費の中から高額なお金を捻出しなければならないのです。特に不活化ワクチンについては、生ワクチンのおよそ5倍も費用がかかるのです。

帯状疱疹予防への関心が高まる中、幾つかの地域において、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成する取組が始められています。幾つか御紹介させていただきますと、東京都港区では、2023年1月より50歳以上の住民登録をしている者に対し、生涯で一度のみ生ワクチン上限6,500円、生活保護受給者等8,800円を、不活化ワクチンに1回について上限1万5,000円、生活保護受給者等2万2,000円、2回分を助成しています。東京都新宿区では、2023年4月より住民登録がある50歳以上の区民に対し、生涯で一度のみ自己負担額を設定し、生ワクチンについては1回につき4,000円、不活化ワクチンについては1回につき1万円、2回合計2万円、生活保護受給者等では、いずれのワクチンも全額が助成されます。全国多くの地域でワクチン予防接種の助成は始まっております。私たちの千葉県においても、習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、長生村で助成が実施されております。本市において、あくまで任意接種であります。帯状疱疹ワクチンを接種助成を実施することを提案いたします。本市の皆様が居住地域による不公平さを感じずに生活できますように、また、特にワクチン接種は健康に関わる基本事項ですので、御留意いただき、迅速な取組をお願いいたします。女性発症率が高いことから、女性の皆様に喜んでいただける施策と思われまます。

ここで聞きします。本市は帯状疱疹ワクチンの効果について、どのように考えているのか伺います。

次に、福祉行政について伺います。

高齢者サポートセンターについて。我が国では増えていく高齢者の社会保障として、介護の社会化をうたった介護保険法が1997年に制定されました。また、2000年4月には介護保険制度が開始されました。開始され20年以上が経過しますが、介護は、今多くの市民が抱える現実の大きな問題です。2018年10月1日現在、日本の65歳以上の人口が占める割合は28.1%で、高齢化率はさらに上昇が予想されております。2036年には33.3%に達し、国民の3人に1人が高齢者という社会が到来すると見られています。

高齢化の進む中で、本市では、介護保険全般の案内雑誌「ハートページ」が発行され、介護には大きな力が注がれています。本日は、まず地域支援事業の中心的な役割を果たす地域包括支援事業について伺ってまいります。

地域包括支援事業は、地域包括支援センターが担っております。本市では、高齢者サポートセンターと呼ばれております。主要業務は4つあり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利の擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの支援業務です。センターは市内に15か所存在します。高齢者サポートセンターの重要な役割の一つは、地域で働くケアマネジャーをサポートすることです。本市の「ハートページ」に300人登録しているケアマネジャー及び登録していない有資格者も対象にした研修会を実施しているほか、ケアマネジャーのネットワークづくりの支援なども行っています。ケアマネジャーは、要介護認定を受けた方のケアマネジメントを行っていますが、ケアマネジャーだけでは対処が困難なケースも少なくありません。このような場合に、高齢者サポートセンターに常駐する社会福祉士や経験豊かな専門家がアドバイスをを行うなどして、その業務をサポートするのが通常です。

ところで、今回、本市にお住まいの市民の方から御相談を受けました。要支援と診断され、医師からの意見書も頂き、ケア担当の看護師さんが本市の高齢者サポートセンターに連絡しましたが、サポートセンターは冷たく、ケアマネジャーは御紹介できないと断ったそうです。断られた市民の方は、やむを得ずケア担当の看護師さんのお力を借りて、江戸川区のケアマネジャーさんに受けていただけたところまでお話を進めました。このとき、市民の方は心から安堵したそうです。ところが、この事実を知った本市のサポートセンターは、それでは困ると反対の意見を突きつけてきたそうです。自らが業務をできず、困った市民に適切な対応をしなかった事実を忘れ、意見を覆すのは大きな問題としか言いようがありません。生活がかかっているのです。今回のサポートセンターの対応につき、センター内の連絡体制や運営意図はどのようなものがあったのでしょうか。困った市民を放っておくのでしょうか。個人の権利、そして本人、家族の意思を無視している状態があるとすれば、本来、権利の擁護をしなければならない立場にある高齢者サポートセンターが、その基本前提である個人の選択する権利を侵害しているものと思われまます。特に規模の大きな高齢者サポートセンターの対応について、今回の事案だけでなく、私が聞いたところ、2年前も類似の問題が起こっているとのこと。このままの状態ではトラブルが頻繁に起こってくると思われまます。改善される見通しがなければ、市民生活に影響が出てくるものと思われまます。ケアマネジャーが決まった段階で、多くの家族介護継続支援事業者が動き始め、準備をするわけですが、全ての準備が台無しになってしまうわけですから、業者様も大きな問題が発生いたします。

福祉行政の運営について、本市では、市民が介護サービスを受けたいという状況に置かれた場合、市民の方々は、高齢者サポートセンター、もしくは本市の地域包括支援課とのやり取りの中、介護認定を受けることから出発し、介護に向き合っていかなければなりません。本日、私はこの場におきまして、介護サービスの受給のスタート地点ともいえる介護認定に係る審査機関について問題を提起させていただきます。介護保険法上の介護認定を受けたい場合、各個人は、さきに述べた申請窓口にて、要介護認定のために申請書を提出することからスタートします。それは、申請者が介護保険被保険者証、健康保険証、必要書類を提出するほか、主治医の氏名、診療科、医療機関の名称、住所地、電話番号などを記入し、申請書を書くだけでよいのです。あとは私たち行政の力で認定判断の軌道に乗せ、介護サービスを受けられるような状態まで力を尽くし、市民の皆様の命や生活が守られる仕組みへの力添えをいたします。したがって、介護サービスを受けたい市民の方々は、介護認定を得られるまでの期間を自力で乗り切れば、準備されている様々なサポート体制の下、生活を立て直せると言っていいたいでしょう。

では、この個人が自力で乗り切らなければならない介護認定を待つ期間はどれぐらいのものなのでしょうか。

本事項につき、市川市のホームページを確認いたしますと、申請後、原則として30日以内に本市から通知がされますが、30日を超える場合には、延長通知にてお知らせする旨が記載されています。また、実際に担当課に市民の方が直接のお問合せをした際には、申請を受けて1か月から2か月で60日以内には認定判断を受け取れる旨の御回答をいただいたそうです。まず、私はこの期間について、他自治体との比較を行いました。そこで、例えば東京都新宿区では約40日、お隣の松戸市、浦安市、船橋市では約40日から50日程度ということが確認できました。ここから見れば、本市は他自治体と大した差異はなく、本市民だけが特に不利な立場にいるとは思われません。しいて言うなれば、電話問合せをした際に60という言葉が引っかかります。市民が置かれている状態が個別に異なる点を考慮いたしますと、本市職員の皆様の御努力に感謝申し上げます。しかし、私は、現場で働く皆様から、約60日以上認定期間がかかることをよく耳にします。特に介護更新認定の判断が出るまでに、本市が申請から約90日を要してしまい、その結果、事業所の仕事にも大きな影響が出てしまったというものもありました。このときは、もちろん認定が遅い旨のクレームを入れましたが、はっきりとした回答がないまま、曖昧なまま90日引きずられたとのことです。90日という日数を費やしてしまった本市の介護認定体制はいかかなものかと思えます。この事実は、育児・介護休業法に規定されている介護休業取得の持つ法的意義を損なうものと指摘できます。

この点を詳しく説明させていただきますと、我が国では、介護離職ゼロの政府目標の下、労働者の仕事と介護を支援する目的で、2016年、育児・介護休業法の改正を行いました。この法の改正により、国民は介護休業を従来よりも取得しやすくなりました。すなわち、国民は介護が必要となった家族を介護する、もしくは準備をする際に、対象家族1人につき通算93日、3回まで分割して取得することが可能になったのです。もちろん介護休業を得るためには、複数の条件をクリアすることが求められますが、介護休業中に介護や介護に関する諸手続を行うことができることは、介護を受ける人だけでなく、介護を必要とする家族にとっても安心感をもたらします。本市において、介護判定に約90日を費やした現状では、本市市民は、この大切な介護休業期間、不安を抱えた日々として過ごすだけと言えるでしょう。本市の介護認定に係る期間の長さは大きな問題なのです。

私たちは今、ウクライナでの戦争や物価高騰など、そして給料が上がらないなどという中で、精神的・経済的負担を強いられて生活しております。この市民の生活に追い打ちをかけるがごとく、介護必要時に、さらなる心配をおかけすることは、市民全体及び介護事業者にも不利益をもたらしていると行政が再認識しなければならないと考えます。

以上、第1の留意点を述べさせていただきました。

次の考察に移ります。この認定判定につき、ホームページでは30日を超える場合には延長通知でお知らせすることになっています。この点で、30日を超える場合、ただお知らせさえすれば、それで済んでしまうのでしょうか。お知らせを受けても、その意味が分からず、適切な行動を取れない方も多くいらっしゃるのではないかと思いました。一般に、ある分野における情報や知識を集約し、有効に活用する能力をリテラシーといいます。今、仮に介護に関する情報を自ら集めて有効に活用する能力を介護リテラシーと呼んでみましょう。本市の市民全員は、誰もが同じレベルでこの介護リテラシーを持っているのでしょうか。特に介護を必要とし始めた皆様には、日常生活になかった生活や経済的・精神的負担が発生していることが推測されます。ゆえに、私たち行政は、市民の介護リテラシーを高めるよう、さらなる努力をする責務を担っていると言えるでしょう。また、この能力が欠落してしまう状況も考え合わせ、特別な支援体制をつくり上げることはできないでしょうか。

福祉行政分野における介護認定判定期間につき、最後の考察に移ります。次に、私はこの認定期間90日という市民の苦情を事業者の立場から見詰め直してみました。介護保険の適用を受けるサービスを提供する事業者は、介護保険サービス事業者、もしくは指定事業者と呼ばれています。事業者は、介護状態になった方に対し、その

方が有している能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを提供いたします。それは、例えばケアマネジャーであれば、要支援・要介護認定者及びその家族から相談を受けた場合、介護サービスの給付計画を作成した上で、自治体や他の介護サービス事業者との連絡調整を行うなどの仕事をしています。しかし、市民が介護保険の認定や申請している期間については、正式な認定がされない以上、暫定プランの計画の策定までにしか仕事を進められません。ここで、ケアマネジャーには担当できる人数が40人と決められております。ケアマネジャーが認定判断待ちの相談者様を受け入れた場合、長期間認定の程度が確定しないと、暫定プランを作成するだけの仕事しか与えられず、ケアマネジャー御自身の生活を支える収入が入らない状況が発生いたします。本市が迅速な介護認定判断を行わないことは、事業者様にも影響を与え、地域の介護サービス全体に負の影響を起こします。

本市における介護審査委員会のメンバーは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、有識者などで構成される定員100名で、5人20組に分けて審査に当たっております。船橋市は、定員148名で5人30組で業務を遂行していますが、特別なクレームは聞かれておりません。本市において、介護審査委員会の数は少ないと言えないでしょうか。

今回は介護認定に要する期間を主眼に質問いたしました。本市の待機期間が少なく、少しでも短くなることが大切です。特に介護休業は市民全ての方が簡単に取れるものではないと思います。私も医療従事者として、休みなど取れない現状を経験してまいりました。認定に関しては、本市の認定審査委員会の方々や意見書をお書きいただく医師の方など、皆様の多大な働きが必要と認識はいたしておりますが、福祉分野におけるリテラシーの向上をも含め、さらなる責任を果たすよう整備を求めます。

そして今回、介護保険法に至った、議案第47号に至った経緯についても御説明をいただきたいと思います。市民の小さな声や御意見を漏らさず聞き取ることで、どのような環境にある方も、1人も取りこぼすこともなく安心して暮らせる町市川の実現に向けて尽力していきたいと思うところですが、ここで質問いたします。市民がケアマネジャーを探すに当たって、高齢者サポートセンターの協力が得られなかったと聞いています。通常、高齢者サポートセンターにおいて、サービスまでの流れやケアマネジャーの選び方について、どのように案内しているのか伺います。

今回の補正予算において、介護認定に係る内容があるが、議案第47号補正に至った経緯について伺います。

現在、本市における介護認定に要する期間を伺います。また、認定まで期間が長くなることについて伺います。

次に、介護分野における情報や知識を集約し有効に活用する能力、介護リテラシーを市民が高めていけるよう、行政は努力する必要があると考えています。そこで、市民の介護リテラシーの現状と今後の展望、リテラシーの向上に関する施策について伺います。

以上、初回質問を終わります。御答弁をいただいた後、再質問に移ります。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、学校外教育のサポートについてのうち(1)学校外教育に関する本市の見解について、(2)習い事に係る市民の費用負担に対する本市の認識についてお答えいたします。

初めに、(1)についてです。子どもは、学校だけでなく家庭や地域社会の中で多くのことを学び、成長しています。特に昨今は多くの子どもが学習塾や習い事、スポーツ団体などで学んでおり、専門的なスキルを身につけております。これらの習い事は費用もかかり、また、子どもの生活時間にも影響があることなどから、家庭の経済状況や考え方によって個々に差が生じている現状があります。本市といたしましては、市立学校に通う全ての

子どもが希望に応じて参加できるよう、平成26年度より、校内塾・まなびくらぶ事業を実施しております。この事業は、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を指導者として、市立小学校・中学校・義務教育学校に派遣をし、主に算数・数学、英語の基礎的、基本的な内容を指導する中で、児童生徒が学習する場として放課後及び長期休業中に行っております。令和4年度、校内塾・まなびくらぶに参加した児童生徒の延べ人数は、小学校、中学校、義務教育学校合わせて約1万6,000人、総実施時間数は1,315時間でした。参加した児童の8割、生徒の7割が校内塾・まなびくらぶを楽しみにしており、学習内容の定着についても実感しております。また、保護者からは、授業で分からなかったところを詳しく教えてもらえたや、まなびくらぶでの学習時間はとても集中できたなどの肯定的な意見のほかに、高校入試に向けた校内塾などがあつたら参加させたいとの意見も聞いております。なお、小学校の校内塾・まなびくらぶ事業につきましては、令和3年度より段階的に放課後子ども教室に移管しておりますが、教育委員会といたしましては、今後も児童生徒自身が学ぶことの楽しさを味わいながら、自学自習の態度の育成を図るために、引き続き校内塾・まなびくらぶ事業を推進してまいります。

続いて、(2)についてです。本市では具体的な調査を行っておりませんが、令和4年12月21日に文部科学省から公表された令和3年度子供の学習費調査の結果によりますと、1年間に各家庭が自宅学習や学習塾、体験活動や習い事の費用に充てる学習費用は、公立小学校では、児童1人当たり24万7,582円、同中学校では、生徒1人当たり36万8,780円とのことでした。その内訳は、公立小学校では約49%、公立中学校の約82%が学習塾等の費用となっており、公立中学校のお子様がいる家庭のほうが学習塾等の費用に充てる割合が高いことが分かり、教育委員会といたしましては、本市も同様の傾向にあると推測しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目1番目、学校外教育のサポートについての(3)習い事・塾代助成事業を実施する考えについてと大項目2番目、子育て支援の充実についての病児・病後児保育施設についてお答えいたします。

初めに、習い事・塾代助成事業についてでございます。習い事や学習塾に係る費用の助成といたしましては、大阪市の例と同様に、学校以外の教育サービスを利用できる助成券やクーポンなどを提供する事業が、県内では千葉市や南房総市などで、世帯の所得などに応じて実施されております。また、それ以外の方法として、生活保護や就学援助を受けている世帯を対象に助成金を支給する自治体もあるほか、東京都では、学習塾や通信講座などの受講料や、高校や大学などへの受験料を進学したら返済免除するものとして貸し付ける事業も行われております。こうした教育に対する経済的支援は、親の経済的困窮が子どもの教育機会の格差を生み、学力や学歴の格差が若者の所得格差につながるという貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要であると認識しております。一方で、先行自治体の事例からは、子どもの学習意欲や学習習慣を維持するためには、経済的な支援だけでなく、生活面の改善や相談支援などが重要であることも聞き及んでおります。こうしたことから、子どもたちが希望する進路を自ら選択できるようにするために必要な経済的支援の在り方については、家庭の状況に合わせた放課後の過ごし方や多様な学習環境の充実などと併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の充実についての病児・病後児保育施設についてお答えいたします。

最初に、施設を増やすことにつきましては、現在、新たな病児・病後児保育施設を行徳地区に開所するための準備を進めており、既に公募による事業者の候補の選定は終了し、令和6年2月頃の開所を目指し、協議を進めております。なお、今後の増設につきましては、次年度以降の利用状況などを踏まえ、検討してまいります。

次に、利用児童を小学6年生まで拡大することについてです。病児・病後児保育事業は、国の要綱を基に実施しており、要綱では小学6年生までを対象としておりますが、乳幼児と比較して小学生、特に高学年の需要は少



ないものと見込んだため、本市では、事業開始時より小学3年生までを対象としております。令和5年4月から9月までの小学1年生から3年生の利用実績は、病児型の利用全体の約0.9%となっております。対象者の拡大も可能ではありますが、現在、本市では小学3年生までを保育することを前提として事業者へ委託しているため、年の離れた子が過ごすことの設備上の課題など、実施における支障について、事業者との調整が必要となります。なお、施設ごとの利用者の人数の偏りにつきましては、病児保育と病後児保育を比較すると、病児保育のほうがニーズが高いということではありますが、病後児保育施設では、各施設ごとの利用人数に大きな偏りはありません。

続きまして、休日の開設及び利用時間の延長についてでございます。現在、本市においては、病児・病後児保育施設が8時から18時まで、病後児保育施設が9時から17時まで利用可能で、土日は開所しておりません。これらを拡大するためには、事業者が職員を追加で確保する必要があります。病児型の例で申し上げますと、職員の配置基準は、看護師が児童10人に対して1人、保育士が児童3人に対して1人となっており、その分の経費を試算いたしますと、開所時間を1時間長くするごとに年間で約200万円の増加、土日に開所する場合には、年間で約800万円の増加と試算され、大幅な委託費の増が見込まれます。また、早朝や遅い時間、土日に職員を確保することが困難であるという事情もございます。このような状況を踏まえながら、保護者のニーズなども勘案し、利便性の高い事業となるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、医療機関の診療時間については、病児・病後児保育事業の委託の範囲外のものであるため、時間延長などの指示は市としてはできないものとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは带状疱疹ワクチンの効果に対する本市の考えについてお答えします。

厚生労働省の資料によりますと、带状疱疹ワクチンの効果として、带状疱疹の発生率軽減や重症化予防、合併症である带状疱疹後神経痛の発症を予防する効果があるとのことでございます。また、発症阻止効果は、生ワクチンが約60%、不活化ワクチンが約90%、効果持続期間は、生ワクチンが5年程度、不活化ワクチンが10年程度となっております。これらのことから、本市では带状疱疹ワクチンについて一定の効果があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは福祉行政についてお答えします。

初めに、(1)高齢者サポートセンターの役割と組織体制についてです。高齢者サポートセンターに介護サービス利用までの流れについて相談があった場合には、まず本人や御家族にケアマネジャーを選んでいただくよう案内しております。その際、検討しやすいよう、ケアマネジャーの事業所が掲載されている冊子やインターネットの情報を用いて、選び方や連絡の方法などを説明しております。これによりケアマネジャーの事業所との契約を済ませた後、担当するケアマネジャーが本人や御家族から現状や困っていることなどを聞き取りケアプランを作成、介護サービスを提供する事業者と日程などを調整し、サービスの利用開始となります。なお、認定結果が要支援の場合には、お住まいの地区の高齢者サポートセンターと契約し、高齢者サポートセンター、または高齢者サポートセンターから委託を受けたケアマネジャーの事業所が作成するケアプランに基づき介護サービスを受けることとなります。このように認定結果により手順が異なるため、日頃から高齢者サポートセンター等において丁寧な説明を心がけております。

次に、(2)議案第47号補正予算計上に至った経緯についてです。コロナ禍における本市の要介護認定の取扱い

につきましては、令和2年2月に国より示されました認定の有効期間を延長する臨時的取扱いに準じて令和2年4月より行ってまいりました。この臨時的取扱いは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、更新申請をされる被保険者のうち、希望者に対して主治医の意見書及び認定調査票の作成を行わず、認定有効期間を12か月延長するというものです。しかしながら、今年の4月以降、認定調査等により被保険者の心身の状況等を適切に把握、評価することの重要性を鑑みまして、本市において一定期間、この臨時的取扱いを行わないこととしたことなどから認定調査件数が増加し、要介護認定に係る主治医意見書作成手数料及び要介護認定調査委託料ともに当初予算に不足が生じる見込みとなり、増額補正をお願いするものです。

次に、(3)要介護認定に要する期間とその影響についてです。今年の4月より一定期間、臨時的取扱いを行わなかったことにより認定調査の件数が増えることとなり、本市における新規申請及び更新申請の要介護認定までの期間は、平均約60日程度となりました。また、中には要介護認定申請後に御本人や御家族との認定調査の日程調整に時間を要する場合、また、入院等により本人の状態が不安定なため認定調査が行えない、また、主治医意見書がそろわず介護認定審査会に諮れないなどの理由により、認定結果まで90日程度かかってしまう方もいらっしゃいました。

次に、認定結果が遅れることの影響といたしましては、例えば新規の申請は申請日まで遡及してサービスを利用することができますが、認定結果が本人及びケアマネジャー等との想定と異なった場合に備え、結果が出るまではサービスの利用時間、また回数等を一部控えることがあり、その期間が長期にわたってしまうことなどが挙げられます。また、ケアマネジャーの影響につきましては、本人及び御家族とのサービスの調整や暫定ケアプラン作成等の業務が増えることにより、一定の業務負担をかけているものと認識しております。

次に、(4)介護リテラシーについてです。介護に関する情報提供は、市の窓口のほか高齢者サポートセンターで行っており、介護に関することは、まずは高齢者サポートセンターに相談をすればよいということを広く周知していく必要があります。一方で、昨年度、市内の65歳以上の方を対象に実施しました健康とくらしの調査では、高齢者サポートセンターの認知度は23%にとどまっています。このような結果を踏まえ、市のウェブサイトや「広報いちかわ」、市民の地域活動の場でのチラシ配布などを積極的に行い、高齢者サポートセンターのさらなる周知を図るとともに、家族介護教室などにおいても、介護保険制度や介護の方法、手続などの普及啓発を通じて、介護リテラシーの向上に努めています。今後も引き続き工夫を凝らしまして、介護リテラシーの向上を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

沢田議員。

○沢田あきひと議員 各位、御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

学校外教育サポートについてから、まず聞いてまいります。今後、御検討いただけるのとこのことで、研究、検討していただけるということ、期待しておりますが、御回答にあった大学受験料、通信講座の受講料などのサポートも大変興味深いものですが、現在ほとんどのお子様が高等学校に進学している状況でございます。所得や条件によっては、本市でも高等学校の受験料や進学模擬試験の代金など、助成を検討していくことも有効ではないかと私も考えます。お話を伺った際に、本市のお子様方の進学意識が全国平均に比べて低いとお聞きいたしました。ここでさらに試行錯誤を進めていきながら、本市で学校外教育の導入をすることで進学意識を高め、生活習慣の改善のきっかけとして有効ではないのか、そして、御回答にあった校内塾・まなびくらぶ事業についても、大変意義のある事業であると考えております。御尽力いただいた先生方、関係者の皆様へ感謝申し上げます。中学校3年生からは、高校受験に向けた校内塾などがあつたらいいなどの声も多く上がっているとのこと。

ここで、本市の校内塾・まなびくらぶ事業に学校外からプロの塾講師を呼んでサポートをしてもよいのではないかと提案させていただきます。

興味深い事例があり、本年度、千葉県教育委員会が試験的に行った小学校の事例ではありますが、御紹介させていただきます。小学生の算数の塾講師を活用して学力向上を県内3つの小学校で試験的に導入し、効果を検討しているそうです。報道陣にも、11月27日は導入校の1つ、流山市江戸川小学校の授業が公開されたとのことです。27日の授業では、教科書に沿って単体量当たりの大きさについて、速さをテーマに行われたそうです。子どもたちからは、担任の先生とは違って、塾の先生は追加した難しいことを言ってくれて、自分のためになるし、よかった、塾の先生は小ネタを挟み、担任の先生の授業とは大きく違う、数学が好きになったなどの声が聞かれたそうです。プロの講師は、ふだんの授業とは違い、有名人を扱って想像を膨らませて、児童の関心を高める工夫などを行っていたそうです。私も長く臨床の現場にて、多くの患者様から、医学知識だけでなく人間としてコミュニケーションが人と人、心と心が通じ合うことが重要であると、生きた現場から多くを学ばせていただきました。教育現場において、プロの塾講師の講義を聞くことは、子どもたちだけでなく、優秀な現役の先生方に違った視点からの参考にもなるのではないかとおもわれます。県の教育委員会は、試験導入の効果を検証した上で、2024年度、本格導入するかどうかを検討するとのこと。今後、子どもたちの学力向上の一環として、本市でも校内塾・まなびくらぶ事業に御検討いただければと御紹介させていただきました。今後は、未来を見据えて、教育にも多様性に富んだアプローチを進めて、他市との差別化を図っていただける施策を模索していくことが、お子様の学力向上や得意分野の成長につながることは大切です。明治維新にも、かの西郷隆盛は、国にとり一番大事なものは教育であると言ったそうです。今までにない学校外教育プロモーションを展開していくことで生み出された変化が、周囲にどのような効果をもたらし、変化を起こしているかを考察することができます。活動の動機づけと活動の場を提供することは、市民が主役となり、行政、産学と協力しながら、新たな学校外教育を構築していくこととなります。こうしたプロセスは、どのような要因が子どもたちの意欲を高め、学習、習い事の促進要因となるかを捉えることにつながり、先駆的な取組として展望が見えるのではないかと考えます。それは、2024年には市川市市制施行90周年を迎える長い歴史の中で、多くの文化人に愛された本市にとっての誇りと、さらなる向上につながると考えて、今後も取り組んでまいりたいと思っております。これについては結構でございます。

次に移ります。子ども支援の充実について質問させていただきます。本市が子育て中の病気になられた際の親御さんのニーズをどれぐらい認識しているのか、認識があるか再認識したいので、さらにちょっと質問させていただきます。利用を希望する人が利用できているのか、お答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

病児・病後児保育施設の利用を希望していたが利用できなかった子どもの人数につきましては、把握することが困難ではありますが、月ごとの利用実績は定員を常に下回っているため、少なくとも飽和状態にあるものではないと考えております。施設に確認したところ、感染症の流行などにより予約が重なったため、利用できなかったということはございますが、基本的には定員内の利用で推移していると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 ありがとうございました。

次に、ホームページで見たところ、ホームページ上では指定されたクリニックに行かなければ見てもられないように判断され、使いにくさを感じる方が多いかと思っておりますので、確認のためお聞きいたします。利用するには

必ず連携小児科での受診が必要でしょうか。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

連携している医療機関に限らず、いずれかの医療機関で病児・病後児保育施設の利用に必要な情報提供書を作成していただければ病児・病後児保育を利用していただけます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 安心いたしました。御回答ありがとうございます。行徳地区に開設予定で、さらに充実に向けて新たに選定が進んでいるとのこと、大変喜ばしいことですが、子育て世帯の皆様にご子育て支援の拡充は必須だと思います。飽和していないとのことですが、お子様が回復すればキャンセルになるはずで、園の100%の稼働はあり得ないはずで、小学生に対する本市の需要は少ないが、ゼロではない。実際に使う可能性が低くても、制度として構築しておけば、いざというとき親御様も安心できるのではないかと。小学校6年生までを制度とするにしても、多額の予算を必要とするわけではない。むしろ問題点は、他の自治体では高学年をサポートできる体制が整っているのに、需要がないからやらないという本市の考え方にあると思います。地域による施設利用の偏りがないと理解いたしました。早い時間など、全て開ける必要はないと推測されますし、持ち回り当番でお願いするなど、市民の皆様が使いやすいように調査研究していただければと思います。常に満床でないとの御回答でしたが、利用日数、時間の拡大、状況を踏まえて御検討いただけるとのことですので、期待いたしております。

あと、私が感じている問題の一つに、はしかなど特定の疾患にかかっているお子様のお預かりを受け付けていないことが挙げられます。最近ではインフルエンザについてさえ受入れが停止されています。そもそも、病児・病後児施設が現状1つしかないのですから、インフルエンザのお子様を受け入れることは、園にとって大きなリスクです。市内に複数病児・病後児施設があれば、流行期には御協力いただいて、インフルエンザ専用に変更を持ち回りでしていただくことも可能ではないかと考えます。しかし、本市には現状1つしかございません。子どもを保育施設に預けたために、他のお子様から病気がうつるのも困ることです。感染性疾患として保育施設への預かりが認められない場合、看護師や特定のトレーニングを受けた者がお子様の看護を安価に提供するサービスを新たに構築していくなどを考えていく必要もあるのではないのでしょうか。本市を子育てしやすい町としてつくり上げていきたいと私は考えております。本市の皆様が自らの仕事を続けられるよう、病中・病後児の保育施設の充実は重要な社会的インフラ整備の一つと捉え、今後も審議、実現を進めていきたいと思っております。これについては結構でございます。

次に、带状疱疹ワクチンについて。これは先順位者でももう答弁ございましたので、健康に関わる基本事項でありますので、ぜひ早めの実施をお願いいたします。

福祉行政について再質問させていただきます。それでは、まず最初に、(1)について再質問いたします。高齢者サポートセンターを通常どのように案内をしているのか分かりましたが、しかし、今回、相談をした市民は適切な対応をしてもらえず、とても不安な思いをされたとのこと。高齢者サポートセンターは、市民に寄り添った対応をすべきではないのでしょうか。市の高齢者サポートセンターへの支援体制も含め、相談の在り方を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 おっしゃるとおり、相談を受ける上で市民に寄り添った対応をすることは大変重要なことと考えております。高齢者サポートセンターでは、御本人や御家族から丁寧に話を聞き取り、利用されている方

の置かれている状況を的確に把握した上で、必要な情報を提供させていただくとともに、適切な介護サービスにつなげられるよう努めております。また、こうした適切な対応ができるよう、相談技術向上のための研修や、市の職員による定期的な巡回と運営評価を実施し、必要に応じて市から助言や指導を行っております。引き続き高齢者サポートセンターが市民に寄り添った対応が行えるよう支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。

次に、(2)は結構でございます。(3)について質問させていただきます。本市の介護認定に要する期間が約60日程度要していることは分かりました。そこで、現在、介護認定に期間を要している原因及び令和5年4月からこれまでの具体的な対策について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 要介護認定までに期間を要している原因といたしましては、介護認定調査に関することが挙げられます。1点目は、従来より市の職員で行っています新規申請に対応する認定調査員の不足です。こちらは認定調査員資格を有する会計年度職員を増員するとともに、本来、他の業務を行っている職員も認定調査を行えるように職場の体制整備を図りました。2点目は、更新申請の認定調査です。更新申請の認定調査は、ケアマネジャーの事業所等に委託をしておりますが、ケアマネジャー業務が多忙等の理由により受託していただけなかったことなどもあり、調査まで通常よりも多くの期間を要してしまった申請があったと認識しております。この件につきましては、ケアマネジャーで組織します市川市介護支援専門員協議会に対し、本市の現状を丁寧にお伝えし、改めて認定調査の協力をお願いすることで、現在は積極的に調査を受託していただいております。このほか、認定調査員が提出しました認定調査票の不備や内容が不明な点などに対しては、職員が電話で問合せを行い、加筆修正等を行っており、この対応にも多くの時間を要しておりますが、会計年度職員を増員するとともに、新たなマニュアルを作成しまして、問合せ時間等の短縮に努めております。また、心身状態に変化のない方や、病院、介護保険施設等に入院及び入所している方などは、臨時的取扱いを再開することで認定調査業務の縮減に努めました。さらに、現在、介護認定審査会の審査件数や開催回数を増やすことで、より多くの審査件数を処理できるよう検討、調整をしております。

このように、要介護認定の業務は認定調査員、医師、介護認定審査会委員等の御理解と御協力により進められるものであることから、今後も関係機関とさらなる連携を図るとともに、業務効率化の検討を重ねまして、被保険者が円滑に介護サービスを利用できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御回答ありがとうございました。よく分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

最後にまとめさせていただきます。老後は皆に必ずやってきます。そして、それは心細いものです。最近は、家族やライフスタイルの多様化もあり、独り暮らしの高齢者も年々増えております。各人が判断能力や体力のあるうちに情報収集して老後の準備を整えていくことは、老後の選択肢や安心をもたらすでしょう。今回、本市が市民とともに歩んでくださる御回答をいただきました。感謝申し上げます。今後は、例えば駅前の電光掲示板に介護情報を流すなど、様々な手法をもって市民の意識を高めるなどの試みをしてはいかがでしょうか。高齢者のQOLを低下させることのないよう、御本人の希望を考慮しつつ、高齢者の方々が利用可能なサービスの提供に努めてまいりましょう。いつまでも笑顔で安心して暮らせる市川市の実現に向け、私たち行政が切磋琢磨し、努力していくことを要望いたします。

以上、市川維新の会、沢田あきひとの代表質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 これをもって代表質問を終結いたします。

---

○稲葉健二議長 この際、議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから議案第50号指定管理者の指定については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

---

○稲葉健二議長 お諮りいたします。議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。報告第28号及び報告第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第28号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第29号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第14議案第52号令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第52号令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億9,000万円の増額を行い、予算総額を1,766億6,843万円とするものです。

今回、追加で提案する補正予算は、物価高騰への対応として国が補正予算で措置した低所得者世帯に対する重点支援給付金の支給に必要な経費について、新たに計上するものであります。

歳出予算の内容につきまして申し上げますと、第2款総務費では、当該給付金の支給に必要なデータ作成等委託料や情報機器の賃借に関わる経費の追加について、第3款民生費では、給付金及び事務費について、それぞれ計上するものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金を充て、収支の均衡を図ったものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、議案第52号令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

---

○稲葉健二議長 今期定例会において、11月22日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、報告いたします。

---

○稲葉健二議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明12月6日から12月10日まで5日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明12月6日から12月10日まで5日間休会することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時49分散会

第 4 日

令和5年12月11日（月曜日）



## 令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月11日（月曜日）午前10時開議

第1	議案第41号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第2	議案第42号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	(委員長報告)
第3	議案第43号	市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第4	議案第44号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	(委員長報告)
第5	議案第45号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）	(委員長報告)
第6	議案第46号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第7	議案第47号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	(委員長報告)
第8	議案第48号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第9	議案第49号	令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）	(委員長報告)
第10	議案第50号	指定管理者の指定について	(委員長報告)
第11	議案第52号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）	(委員長報告)
第12	請願第5-3号	「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	(委員長報告)
第13	請願第5-4号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	(委員長報告)
第14	一般質問	国松ひろき議員、宮本 均議員、清水みな子議員	

### 本日の会議に付した事件

日程第1	議案第41号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第2	議案第42号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第3	議案第43号	市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第44号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5	議案第45号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）
日程第6	議案第46号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第47号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第48号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第49号	令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第50号	指定管理者の指定について
日程第11	議案第52号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）
日程第12	請願第5-3号	「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第13	請願第5-4号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
日程第14	一般質問	

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じ ゆ	ん
丸	金	ゆ き	こ
富	家		薫
沢	田	あ き	ひ と
太	田	丈	之
小	山 田	な お	と
川	畑	い つ	こ
ほ	と	ゆ う	な
国	松	ひ ろ	き
や	な ぎ	美 智	子
と	く た け	純	平
中	町	け	い
つ	ち や	正	順
つ	か こ し	た か	の り
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保 川	隆	志
西	村		敦
中	村	よ し	お
大	久 保	た か	し
石	原	た か	ゆ き
清	水	み な	子
廣	田	徳	子
に	し む た		勲
石	崎	ひ で	ゆ き
堀	内	し ん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひ ろ	か ず
石	原	み さ	子
宮	本		均
大	場		諭
稻	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よ し	の り
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵

竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

---

欠 席 議 員            な し

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
副	市	本	間	和
代 表 監 査 委 員		植	草	耕
教 育 長		田	中	庸
危 機 管 理 監		本	住	
市 長 公 室 長		麻	生	文
総 務 部 長		蛸	島	和
企 画 部 長		小	川	広
財 政 部 長		田	中	雅
管 財 部 長		稻	葉	清
情 報 管 理 部 長		小	林	茂
文 化 国 際 部 長		森	田	敏
ス ポ ー ツ 部 長		立	場	久 美
市 民 部 長		佐	藤	敏
経 済 観 光 部 長		根	本	泰
こ ど も 部 長		鷺	沼	
福 祉 部 長		菊	田	滋
保 健 部 長		川	島	俊
環 境 部 長		二	宮	賢
街 づ く り 部 長		小	塚	眞
道 路 交 通 部 長		岩	井	忠
下 水 道 部 長		藤	田	泰
行 徳 支 所 長		秋	本	賢
消 防 局 長		角	田	誠
選 挙 管 理 委 員 会 長		岩	井	
事 務 局 長		藤	城	久
農 業 委 員 会 事 務 局 長		六	郷	眞 紀
会 計 管 理 者		板	垣	
生 涯 学 習 部 長		藤	井	道
学 校 教 育 部 長				義

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小 泉 貞 之
事務局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第11議案第52号令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）までを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

〔西村 敦健康福祉委員長登壇〕

○西村 敦健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第44号市川市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第45号令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第46号令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第47号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第48号令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第52号令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第44号について。

本案は、地方税法の改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号について。

今回の補正は、第3款民生費において子ども医療扶助費等の増額を、第4款衛生費においてがん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等補助金、返還墓地助成金等の増額、あるいは新たに計上するものであります。また、債務負担行為の補正において、火葬業務等人材派遣委託費を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、いちカレ事業運営費負担金について、「本事業についてどのような配食の方法を想定しているのか。また、事業者は公募により選定することだが、事業者数及び実施日はどの程度を想定しているのか」との質疑に対し、「配食の方法については、飲食業の許可のある施設で調理したものをその場で食べてもらうことを想定している。また、事業者数及び実施日については公募により3事業者程度を選定し、隔日の月、水、金で、一月当たり12回実施することを想定している」との答弁がなされました。

次に、「本負担金は、カレーライスを提供する事業者に対し、人件費や光熱水費等の運営にかかる経費と食材にかかる経費を負担するものとのことだが、事業者への負担金の支給額及び提供する食数はどの程度を想定しているのか」との質疑に対し、「事業者に対して1日当たりの運営費として1万円、食材費に相当する費用として10食単位で3,000円から1万2,000円を1回の費用として支給する予定である。また、食数については、令和6年1月から事業を開始して3月までの間に33回実施し、平均で1日30食、合計で約1,000食の提供を想定している」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等補助金

について、「補正予算を増額で計上しているが、想定していた助成件数及び増額の理由はどのようなものか」との質疑に対し、「当初においては、ウィッグ90件、胸部補整具10件を見込んで予算を計上していたが、予想より多くの申請があったことから、ウィッグ39件、胸部補整具51件分を増額補正するものである」との答弁がなされました。

次に、第7目霊園費第18節返還墓地助成金及び第22節還付金について、「一般墓地の返還が当初の見込み数を上回り、墓地を原状回復する工事費に対する助成金及び返還時に還付している一般墓地使用料に不足が見込まれることからそれぞれ増額補正を計上することのだが、返還墓地の数はどの程度を想定していたのか。また、返還墓地と新規の使用許可数はどのような状況になっているのか」との質疑に対し、「返還墓地は当初113基を見込んでいたが、決算見込みとしては142基を見込んでおり、29基分を増額補正するものである。また、返還墓地と新規の使用許可数は例年と同程度あるが、現在墓地に対するニーズは、小区画墓地や承継を必要としない合葬式墓地などに変化していることから、今後はニーズに対応した整備が行えるように検討していきたい」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号について。

今回の補正は、歳出において各負担金の増額及び減額を、歳入において前年度繰越金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号について。

今回の補正は、歳出において主治医意見書作成手数料、要介護認定調査委託料等の増額を、歳入において介護保険事業費補助金、職員給与費等繰入金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号について。

今回の補正は、歳出において保険料負担金の増額を、歳入において前年度繰越金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号について。

今回の補正は、第3款民生費において低所得世帯に対する重点支援給付金等の増額、あるいは新たに計上するものであります。繰越明許費の補正において、低所得世帯に対する重点支援給付金給付事業の事業費について、年度内の支出が困難となったことにより翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第3款民生費第1項社会福祉費第8目低所得世帯等に対する重点支援給付金給付事業費について、「前回の低所得世帯に対する重点支援給付金において、郵送で申請をしたが給付金を受け取ることができなかったとの市民の声があるが、本給付金の給付に際して、そのような未申請者へのアプローチは何か考えているのか」との質疑に対し、「未申請の方へのアプローチについては、可能な限り申請の漏れがないようにしていきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

[石原たかゆき環境文教委員長登壇]

○石原たかゆき環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第45号のうち環境文教委員会に付託された

事項について及び議案第50号指定管理者の指定について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第45号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、いちかわかるたの増刷に係る印刷製本費及び国府台公園野球場再整備事業費本年度支出額を、第4款衛生費第3項環境費において猫不妊手術費等助成金を、第11款教育費において施設修繕料及び校舎等改修工事費等を増額するものであります。また、継続費の補正において、国府台公園野球場再整備事業の総額及び年割額を変更し、繰越明許費の補正において、小学校営繕事業の事業費について年度内の支出が困難であるため翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、文化会館等指定管理料及び行徳公会堂備品保管料を追加し、その期間と限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目文化振興費、印刷製本費について、「今回の補正は当初予算で制作したいちかわかるたを市立小学校3年生の児童等へ配布したほか、一般に向けて販売をした結果、好評により在庫がなくなったことから増刷を行うためのものとのことであるが、かるたの単価及び印刷予定の部数はどのようになっているのか」との質疑に対し、「かるたを販売する際の単価は800円であり、今回の補正により4,500部増刷する予定である」との答弁がなされました。

次に、「今回増刷するかるたは全て販売する予定なのか。また、インターネットを活用した販売については検討したのか」との質疑に対し、「今回販売を予定しているのは1,000部程度である。なお、そのほかのものについては私立小学校3年生の児童や特別支援学校のほか、放課後保育クラブ等への配布を予定している。また、当初予算で制作したかるたの一部をふるさと納税の返礼品としたことを踏まえ、インターネットを活用した販売の利点を勘案の上、今後の販路の拡大について検討したい」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第3項環境費第2目環境保全費、猫不妊手術費等助成金について、「本助成金のうち市川市飼い主のいない猫不妊等手術費助成金制度に係る費用については、当初予算において計上した100頭分の手術費に係る助成金130万円を本年8月末に使い切ってしまったため、今回新たに約150頭分の手術費に係る助成金に当たる200万円を計上したとのことである。当初予算において計上した金額に対して補正予算の金額が大きいと考えるが、当初予算の積算は妥当であったのか」との質疑に対し、「今回の補正に係る制度は昨年8月より開始しており、本年度の当初予算を積算した段階では実績がない状況であった。そのため、当初予算の積算に当たっては、昨年度と同様に100頭分の手術費に係る助成金を計上したものである」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第2項小学校費第1目学校管理費、施設修繕料及び第3項中学校費第1目学校管理費、施設修繕料について。

まず、「今回の補正は、小学校及び中学校において、施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加していることから修繕に係る費用を増額するためのものとのことであるが、どのような内容の修繕を実施する予定なのか」との質疑に対し、「実施を予定しているのは、エアコン、壁等の剝離、放送設備などの小破修繕のほか、プールフェンスの改修及び揚水ポンプの交換などである」との答弁がなされました。

次に、「今後実施を控えている修繕は、小学校で約40件、中学校で約30件とのことであるが、今回の補正により当該修繕に係る費用の全てを賄うことはできるのか」との質疑に対し、「今年度の当初予算の残額と今回の補正増額分を合わせた金額で、修繕に係る費用は賄うことができると考えている」との答弁がなされました。

次に、第6項社会教育費第8目青少年育成費、施設修繕料について、「本修繕料700万円の内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本修繕料の内訳は、稲荷木小学校内に新たに保育クラブを整備することに伴

う校庭のプレハブ改修のための費用が約500万円、他の小学校の保育クラブにおける電灯設備等の修繕に係る費用が約200万円となっている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号について。

本案は、令和4年4月1日から市川市文化会館、市川市行徳公会堂、市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリーを管理する指定管理者を指定するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、建設経済委員長、小山田なおと議員。

〔小山田なおと建設経済委員長登壇〕

○小山田なおと建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第45号のうち建設経済委員会に付託された事項及び議案第49号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第45号について。

今回の補正は、第5款労働費において職員の異動等に伴う給与費を、第6款農林水産業費において航路浚渫工事費等を、第7款商工費において職員の異動等に伴う給与費を、第8款観光費において市民まつり負担金及び施設修繕料等を、第9款土木費において道路擁壁補修工事費及び塩美歩道橋改修工事費等を増額するものであります。また、繰越明許費の補正において、航路整備事業、道路維持補修事業及び南行徳水辺の周回路整備事業等の事業費について、年度内の支出が困難となったことにより翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第9款土木費第2項道路橋りょう費第2目道路橋りょう維持費、道路擁壁補修工事費について、「本工事費は、大野第2緑地沿いの市道3138号の舗装に亀裂が生じたことなどから、道路の崩壊を防ぐため道路擁壁築造工事を行うためのものとのことである。当該道路の擁壁においては平成26年にも工事を行っているが、今回行う工事との違いは何か」との質疑に対し、「平成26年に行った工事は、道路の擁壁の脇から斜めに生えていた樹木が倒れた際に、根の部分が擁壁を壊してしまったことから一部補修を行ったものである。今回行う工事は、令和5年6月2日に発生した大雨の影響で地盤が緩み道路の舗装に亀裂が生じ、一部沈下も見られたことから、擁壁自体を新たに造り替えるものである」との答弁がなされました。

また、「当該道路は通学路に指定されているが、工事期間中は通行止めとなるのか」との質疑に対し、「当該道路は、擁壁や舗装の工事期間中は車両通行止めとなるが、歩行者が通行する空間は確保して工事を進めていきたいと考えている。なお、夜間においては車両も通行できるように開放する予定である」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第2目都市整備費、塩美歩道橋改修工事費について、「塩浜3丁目に位置する塩美歩道橋は、狭小かつ急勾配であるため改修工事を行うとのことであるが、竣工時期はいつ頃を予定しているのか」との質疑に対し、「当該歩道橋の改修工事については、橋の架け替え、仮設橋の設置及び既存歩道橋の撤去などに時間を要することから年度内の完成は見込めず、現時点では令和6年10月頃の竣工を予定している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、収益的支出において職員の異動等に伴う給与費等を増額す



るほか、企業債利息を減額し、資本的収入において公共下水道事業債を増額し、資本的支出において汚水管渠整備工事費等を増額するものであります。また、継続費の補正において、市川南4号幹線建設事業の総額及び年割額を変更するほか、起債の限度額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長 ただいま議題となっております議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第43号市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について並びに議案第45号及び議案第52号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第41号について。

本案は、新たに森林環境税の賦課徴収等に関する事務を行うことを踏まえ、当該事務を庁内で特定個人情報を利用する事務として条例で定めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号について。

本案は、人事院勧告等を踏まえ一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改定を行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「一般職の職員と市長等の特別職の期末手当等の改定を同時に行う理由は何か」との質疑に対し、「市長等の特別職の期末手当は一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じていることから、これまでと同様に一般職の職員の改定に合わせて特別職も改定するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号について。

本案は、地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号及び議案第52号のうち本委員会に付託された事項について、今回の補正の主なものを申し上げますと、まず、議案第45号について、歳出においては各款において人件費を増額し、第2款総務費において障がい者自立支援システム改修委託料、防犯灯設置費等補助金等を増額あるいは新たに計上するほか、各選挙執行経費における執行差金を減額し、第10款消防費において燃料費等を増額し、第12款公債費において市債元金、市債利子を減額し、歳入においては県支出金、繰越金、市債等を増額するものであります。

また、繰越明許費の補正において、障がい者自立支援システム改修事業について、年度内の支出が困難であるため翌年度へ繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、総合計画策定支援委託費を追加し、その期間と限度額を定め、地方債の補正においては起債を追加するとともに、そのほかの起債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第52号について。

歳出においては、第2款総務費において低所得世帯に対する重点支援給付金給付管理データ作成等委託料等を新たに計上し、歳入においては、国庫支出金を増額するものであります。また、繰越明許費の補正において、低所得世帯に対する重点支援給付金関連システム運用管理事業について、年度内の支出が困難であるため翌年度へ繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、議案第45号について、歳出第2款総務費第1項総務管理費第4目文書管理費、弁護士委託料について、「本委託料は訴訟の終了に伴い計上したとのことだが、訴訟の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「公文書公開請求に対して文書不存在決定をしたところ、請求人より審査請求がなされた。その後、市川市公文書公開審査会への諮問、答申を経て審査請求を棄却する旨の裁決をしたところ、裁決の取消しを求めて本市を被告とする訴えが提起された。本件訴えについては、訴えを提起することができる期間を過ぎていたため、不適法として却下判決が出された。その後控訴されたが、本件控訴には理由がないことから棄却する旨の判決があり、本市の勝訴が確定し、本件訴訟は終了した」との答弁がなされました。

次に、歳入第17款寄附金、犬や猫のいのちを尊重する事業指定寄附金について、「本寄附金について、いつ、どこから寄附があったのか。また、今定例会で補正予算を計上した理由は何か」との質疑に対し、「本寄附金は、本年4月から9月の間にインターネットや窓口で合計110件、約205万円の寄附を受けたものである。飼い主のいない猫の不妊手術費等の助成金について、8月末で予算の上限に達し申請受付を終了したが、寄附を財源として活用することにより助成を再開することとして、歳出予算を増額するとともに、本寄附金を計上したものである」との答弁がなされました。

次に、議案第52号について。

歳出第2款総務費第1項総務管理費第12目情報システム費、低所得世帯に対する重点支援給付金給付管理データ作成等委託料について、「本委託料について、どこの事業者と、どのような方法で契約を行う予定なのか」との質疑に対し、「本市の基幹系システムの保守業者である株式会社大崎コンピューターエンジニアリングと随意契約を締結する予定である」との答弁がなされました。

また、「本委託に係るデータの抽出作業を業者に委託することの必要性をどのように考えているのか」との質疑に対し、「本件に係るデータの抽出作業は、本給付金の対象となる市民税の均等割非課税世帯等のデータを抽出するため市民税システムの保守業者に委託するもので、本作業は、システムの内容を熟知しているシステム保守業者しか履行できないと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員に申し上げますが、先ほどの委員長報告の際、「令和4年4月1日」と発言をされました。正しくは「令和6年4月1日」からと思われませんが、いかがでしょうか。

○石原たかゆき環境文教委員長 申し訳ありません、訂正お願いいたします。

○稲葉健二議長 以上のとおり訂正を許可いたします。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑はないと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

この際申し上げます。採決表示システムによる表決は、集計を行った時点で確定し、議員は理由のいかんを問わず訂正を求めることはできないこととなっております。表決に際しましては賛成のボタンの押し忘れ、押し間違いなど、議題に対する意思表示を誤ることのないよう十分に御留意ください。

これより議案第41号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第43号市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第44号市川市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第45号令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第46号令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第47号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第48号令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第49号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第50号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第52号令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○**稲葉健二議長** 日程第12請願第5－3号「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び日程第13請願第5－4号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を一括議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。

環境文教委員長、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき環境文教委員長登壇〕

○**石原たかゆき環境文教委員長** ただいま議題となりました請願第5－3号「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第5－4号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、環境文教委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、請願第5－3号について。

本請願は、令和6年度予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」を政府及び関係行政庁宛てに提出してほしいとの趣旨であります。

本委員会といたしましては、紹介議員の取消しを認めた上、採決の結果、採択すべきものと決しました。

次に、請願第5－4号について。

本請願は、令和6年度予算編成に当たり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を政府及び関係行政庁宛てに提出してほしいとの趣旨であります。

本委員会といたしましては、紹介議員の取消しを認めた上、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 この際、お諮りいたします。

請願第5-3号及び5-4号の紹介の取消しについて、ただいまの委員長報告のとおり所管の委員会において承認されておりますので、お手元に配付の文書のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よってお手元に配付の文書のとおり承認することに決定いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第5-3号「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

これより請願第5-4号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第14一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 会派創生市川の国松ひろきでございます。通告に従いまして、一問一答にて質問を行わせていただきます。質問項目が多岐にわたりますので、なるべく早めの御答弁をお願いいたします。

それでは、大項目の1つ目、自治会についてになります。

コロナによる制約が解け、様々な交流を目的とした自治会活動も活発になってきております。夏祭りや秋祭り、バザー、そして冬に向けて餅つきなどが行われております。

そこで、活動を支援する自治会コミュニティ活動支援補助金の現在の執行状況を、まずは伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

現在、自治会が地域住民の相互交流を目的に夏祭りなどの行事を実施する場合、10万円を限度に経費の2分の1までを補助する自治会コミュニティ活動支援補助金を設けております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の

影響で自治会活動が自粛傾向にあったため、交付金の総額は41万3,000円にとどまりましたが、今年度は自治会の活動も活発となり、400万円を超える見込みでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 執行率がかなり増大しているということで、すごい振れ幅だというふうに思います。コロナ禍での鬱憤が爆発的に広がっているのかなと私自身も感じております。前定例会におきまして、この補助金の対象として、バスの借上料についても対象となるように要綱の整備を進めるとの答弁をいただきました。物すごく評判がいいです。多数の自治会長、町会長から喜びの声を聞いております。ですが、まだ始まっておりません。具体的な時期はいつ頃から申請ができるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 バスの借上料につきましては自治会からの御要望も多く耳にしておりますので、令和6年度の事業から対象となるよう、要綱改正に向け関係所管と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 来年4月から利用ができるということですかね、ありがとうございます。これは本当に先ほども申し上げましたがすごく反響がありまして、バス研修が行えるようになるとうれしい言葉をたくさん頂戴いたしました。多様化する自治会活動を推進するため、大変効果的な施策であると考えております。一方、1自治会・町会での補助金の上限が10万円であるため、バスの借上補助を受けてしまうと、ほかのお祭りなどの事業を実施する際に補助を受けられないのじゃないかとの声を多数いただきました。

そこで、このコミュニティ活動支援補助金の上限額引上げについて検討しているのか、お伺いさせていただきます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 補助の上限の引上げにつきましては、今後の補助金の活用状況などを踏まえ研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 活用状況、恐らくバス研修のイメージは秋から冬にかけてが多いのかなというふうに思っております。先に夏祭り等にこの補助金を利用してしまったら、バスでの補助金の利用は少なくなってしまうのではないかなというふうに思っております。結局、バス研修ができないというのが目に見えてきます。毎度申し上げますが、何度か前の定例会で、自治会は本市にとって欠かすことのできない大切なパートナーと申ししておりましたが、結果として申請しにくければ意味がありません。ぜひ上限額の引上げを検討してください。

また、部署は変わりますが、そもそも管財部のバスを利用しやすければ、コミュニティ活動支援補助金の対象にならなくてもよかったわけでございます。また、どこの部署がというわけではありませんが、本市の各種団体、各種協会、学校など、どなたでも、誰でも民間バス会社を利用した際の補助金の創設ができれば、このコミュニティ活動支援補助金を利用する必要性がなくなってまいります。自治会、町会でバスの補助金が出ると告知した際に、民生さんや公民館のサークル、商店会の方からも、バスの利用に関して問合せが多数ありました。商店会ならば経済観光部、公民館のサークルならば生涯学習部、学校関係ならば教育委員会、民生さんならば福祉部など、各部署で補助金の制度の創設をしなければなりません。これは本当に大変なことでございます。先ほど申し上げましたが、これは大型バスがなくなったことで市民から上がっている声でございます。田中市長、全庁

横断など、何とかならないものでございましょうか。もっと市民の方が利用しやすい、大勢の方が利用できるよう、この民間のバス会社を利用した際の補助金の創設と、各部署、市民全体となるとどこの部署が管理するか分かりませんが、ぜひ大きく検討していただきますようお願い申し上げます。

続きまして大項目の2つ目、子育て支援政策についてになります。

小項目の1つ目、保育料第2子以降無償化の現状について。

10月から第2子以降無償化を開始されましたが、利用の申込みなどはどのような状況なのか、現状をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本制度の導入に当たっては、先行して実施している自治体の状況などを鑑みまして、利用希望者が直ちに増加するとの想定はしておりませんでした。実際、実施から2か月が経過いたしました。本市におきましても制度開始後の申込み数は前年と比較して増加していない状況でございます。しかしながら、第2子以降保育料の無償化が開始されたので申込みをした、市川市が第2子以降保育料無償化を開始すると聞いて転入を決めたという保護者からの声も届いており、本制度が浸透してくると徐々に申込みが増えてくるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 潜在的待機児童の方など、申請が大きく増えると私自身は予想しておりましたが、そんなことはなかったとのことでございます。

それでは再質問になりますが、第2子以降の保育料無償化の開始により、利用者にはどのようなメリット、デメリットがあったのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

一番の大きなメリットとしましては、第1子の年齢制限の撤廃、また所得制限の撤廃を行うことによりまして、多くの保護者の方へ経済的負担の軽減ができたというふうに考えております。本制度の対象となる家庭からは、保育料を子どものお稽古事に回せるようになったなどの声が届いており、子どもたちにとっても実施の意義は大きいものと考えております。

利用者のデメリットは今のところ把握はしておりませんが、保育施設への利用希望が多くなり入園できないのではないかと心配する声も聞いておりますので、必要な地域を見極めて保育施設の整備を進めるほか、幼稚園で実施している預かり保育の活用など利用施設の確保に努め、御不安にならないよう情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 大変すばらしい制度だと私自身も思っております。そして、必要な地域に保育施設の整備を進めるとのことでございました。現在、国基準での待機児童は公表ゼロになっておりますが、入りたいところに入れないから、入りたい地域に空きがないから入らないなど潜在的待機児童が非常に多いと思っております。特に、北部の地域で発生しているのかなと感じております。しっかりとそういったことなどを加味していただき、必要な地域の選定をお願いいたします。

それでは、対象とならない私立幼稚園への影響はどのように考えているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

第2子以降保育料の無償化は、市内の未就学児の減少に危機感を持ち、主に少子化対策として実施をいたしました。保育園の利用希望者は、第2子以降の保育料無償化の開始直後には増えていない状況でございますが、保護者が保育園を選択する1つのきっかけになるものと考えております。現状では、本制度が私立幼稚園の利用者に影響しているという具体的なデータは把握しておりませんが、引き続き利用状況、推移の把握に努めてまいります。

なお、本市では、本年度から私立幼稚園における延長保育利用料について、保護者への補助を拡充し、ほとんどの家庭で自己負担なく利用できるようになりました。両親が就労していても私立幼稚園を利用できるという環境の整備に努め、保護者の希望に合った教育・保育施設を利用できるよう、さらに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 私立幼稚園の利用者減について把握していないとのことではございました。私の手元に興味深いデータがございます。各私立幼稚園の本市における東西南北20園の新年少クラスの定員充足率ですが、令和4年度11月時点では77.3%、令和5年度11月時点では63.6%、約14%もの充足率が減りました。また、定員総数約830名に対し、令和4年11月が644名、令和5年11月が530名と、この1年で明らかに100名以上の申込みが減りました。明らかに保育園へのサービス向上で幼稚園に関しては苦しい状況になってしまったのではないかなというふうに思っております。

今後、第2子以降の保育料無償化により申請者が増えてきた場合、それでも保育施設の整備を進めていくのか、改めて伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

新たな保育施設の整備につきましては、未就学児童数の推移、既存施設ごとの入園及び申込み状況、今後の大規模な宅地開発の予定などを基に、地域ごとの保育需要を細かく分析し、保育施設の必要な場所に的確な規模を整備することとしております。本年10月からは第2子以降の保育料無償化が開始され、保育施設の利用希望者が徐々に増えていくことも考えられますことから、今後につきましては、その影響も考慮に入れながら、地域ごとの保育需要を分析するよう努めてまいります。

今後も待機児童ゼロを継続していくとともに、希望する保育施設に入園することができるよう、保育の需要を的確に把握しながら保育施設の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もちろん保育園を整備していくということも大変素晴らしいことだと思いますが、年少未満の幼稚園に通っている方への整備を進めたほうが満遍なく制度が広がるのになというふうに個人的に思っています。既存の私立幼稚園でも3歳未満の園児の受入れを行っております。そして、市川の子育ての歴史を紡いでくれた幼稚園という文化が衰退してしまいます。私立幼稚園は市内に満遍なく点在しており、今幼稚園で行っている一時預かり事業幼稚園型Ⅱを利用する幼稚園児、つまり満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子を、なぜ第2子以降保育料無償化の対象にしなかったのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

一時預かり事業幼稚園型Ⅱは、私立幼稚園の空き教室を利用して入園前の乳幼児を預かる事業で、乳幼児が幼



稚園での保育を経験する機会となっており、対象児童はゼロ歳から2歳の乳幼児で、保護者に就労等の保育の必要のある、いわゆる3号認定の園児となっております。これは私立幼稚園に入園し在園するというのではなく、保護者と園の契約により私立幼稚園を利用する制度となっておりますことから、第2子以降保育料無償化の対象とはしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 とてもへ理屈のようには聞かえておりません。この幼稚園型Ⅱの子は、保育が必要と認定を受けた子でございます。ならば、なぜ認定をしたのか不明です。近隣市では、働いていても幼稚園と、就労していても保育園に入れることができなくても幼稚園に入れようという制度があるそうでございます。私自身が幼稚園に通っていた頃は、幼稚園の利用者が格段と多く、保育園に通っている子が少なかったイメージがあります。時代の変化につれて共働き世帯が増え、保育園の利用者が増加し、幼稚園の利用者が減ってきております。新たな保育園を整備することも大切ですが、幼稚園に少し目を向けてもいいのではないかなというふうに思っております。

また、再質問させていただきます。今後、幼稚園で行っている一時預かり事業幼稚園型Ⅱを利用している園児を第2子以降無償化の対象とすることはできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

この事業を実施する私立幼稚園には、預かり人数に応じて補助金を交付しており、それを考慮した利用料を園が設定しているものと考えております。一方で、この事業を利用しやすくすることは、私立幼稚園を利用する子どもの増加につながり、結果として本市の待機児童対策にも寄与するものと考えておりますことから、多くの乳幼児に利用していただける制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 検討を考えているということですが、行政のあるあるですが、少ないからやらないではなく、多くさせるために先に制度をつくるべきだと思います。1園数名程度だから対象とする、そのほうが自然なかなというふうに思っております。

また、その1園が始めれば、ほかの園も始めます。現に何園かからは、空き教室が増えてきたから始めたいけれども、結果、保育園は無償化され幼稚園には来ない可能性があるから始められないというお話を伺いました。この保育料第2子以降無償化は大変すばらしい制度でございます。利用が増え、保育園、幼稚園ともに同制度が利用しやすく、共に共存共栄ができる幼稚園型Ⅱの子も保育料第2子以降無償化に含まれるよう制度の検討をお願い申し上げまして、次の項目に移りたいと思います。

続きまして、小項目の2つ目、私立幼稚園預かり保育に対する補助について。

本年4月から実施している私立幼稚園の無償化の対象とならない預かり保育の保護者負担に対する1万円の補助の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

私立幼稚園預かり保育利用料助成制度は、国による預かり保育の無償化給付に上乗せをして助成金を交付する本市独自の事業となっております。現在までに4月から6月の利用分の申請を受け、9月に助成金として支給しております。開始から1年が経過していないので成果を測りにくいところもございますが、保護者の負担額は確

実に減少している状況でございます。具体的には、令和4年6月と本年6月を比較しますと、保護者の平均負担額は2,580円から204円に減額しております。また、利用費の負担がない世帯が31.7%から93.2%に増えている状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 すごい増え幅だと思います。こちらに関しても大変素晴らしい制度だと思いますが、あまり周知できていないように感じております。朝、娘を幼稚園に送って行った後に、保護者の方々とたくさんお話をさせていただきます。ですが、理解している方、知っている方があまりおりません。在園している世帯のほか、広く周知をするべきだと思いますが、制度の周知はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本年4月の制度の開始後、全ての私立幼稚園に依頼をして、対象となる全世帯に預かり保育への補助制度を案内するチラシを配布いたしました。また、行徳支所や大柏出張所をはじめ、図書館やこども館、親子つどいの広場や広報スタンドなど市内各所でチラシを配布するとともに、市公式ウェブサイトやLINEを利用して広く情報提供を行っております。さらに、保育園の利用を希望する保護者を対象に開催した説明会においては、私立幼稚園の利用も検討していただけるよう幼稚園を案内するガイドブックに預かり保育のチラシを添えて配布し、本制度を周知したところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 周知しているとのことですが、やはり知らない方がいるという時点で周知としてはうまくいっていないように感じております。素晴らしい制度ですので、しっかり告知のほどをお願いしたいというふうに思います。

また、まだ半期分しか集計ができていない、検証ができていないかもしれませんが、制度の開始から現在まで、制度の問題点や課題はあったのか、お伺いをしたいと思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えします。

本制度を導入するに当たりましては、預かり保育の利用希望者が増加し施設が対応できなくなるとの懸念がありました。今のところ私立幼稚園からそのような声は上がってはおりません。現状で特に問題点はないものと考えておりますが、制度を開始して間もないことから、問題点や課題につきまして引き続き検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 検証してブラッシュアップし、よりよい制度としてしっかりと周知していただきますようお願い申し上げます。

また、保育園や幼稚園の制度はとても分かりにくいものだと私自身、保護者として感じております。自分が対象になるのか、その制度を受けられるのか、年収の問題、働いているとかの有無などでいろいろ理解ができない部分がたくさんあります。保育園、幼稚園関係者は分かるでしょうが、利用している方々が分からなければ意味がありません。制度の一覧化や名称を分かりやすくするなど、誰でも何かのサイト、何かの冊子を見ればすぐ分かるような見える化、そして周知の徹底もお願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。小項目の3つ目、給食費の補助について。

令和4年12月定例会において、3歳以上の児童に対する給食費の無償化の実施について一般質問を行い、直近では令和5年6月定例会において、慎重に調査研究を進めると答弁をいただきました。その後の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

令和5年6月定例会において、未就学児の給食費の無償化については、補助する金額や手段だけでなく、特に施設に在籍していない児童との公平性の確保が非常に重要な課題であると考えていると答弁いたしました。給食のある幼稚園においても、提供する回数は施設ごとに違いがあり、さらに施設を利用していない同年齢の児童もいることから、制度設計においては多様な家庭状況に配慮する必要があります。今後も乳幼児を養育する保護者への経済的支援については、給食費補助も含めて様々な方策を調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 答弁の内容は変わっていないのかなというふうに思います。もちろん提供する回数、提供する的方法、お弁当の園などいろいろと配慮しなければならないことがたくさんあります。だから、何度も議会でこうしたらどうかと要望させていただいているとおりに、幼稚園、保育園、さらにはほかの子育て施設に通っている子や、そういった子育て施設に通っていない子も対象に、子育て世帯に支給している子ども手当に1食100円から200円程度、約20食分を支給するだけで、全ての子育て世帯に満遍なく給食費の補助、昼食費の補助が受けられるようになります。

その試算も前の一般質問で出させていただきました。幼稚園の関係者だけでなく、保育園の関係者ともこのお話をさせていただきましたが、どちらにとっても大変いいことだというお話をいただきました。ぜひ調査研究だけでなく、検討を切にお願いしたいというふうに思います。

先日、保育園の市川子ども・子育て支援施設大会に総務委員会の委員長として出席をさせていただきました。もちろん市長も参加しておりました。その2週間前、幼稚園の教育振興の集いが開催されました。そちらは市長が欠席。もちろん市長と教育長が個別で、何園か幼稚園に訪問をして問題をヒアリングしていることも知っております。ですが、保育園には力を入れて、幼稚園に力を入れていないのではないかと、心配になってしまいます。ぜひこれから幼稚園に対する支援、補助も力強く検討していただきますようお願い申し上げまして、大項目の2つ目を終えさせていただきます。

それでは、大項目の3つ目、市民が利用する鉄道施設について。

小項目の1つ目、踏切の安全対策について質問をさせていただきます。

本市の道路交通行政において、踏切の問題は切っても切れない問題の一つでございます。現在、本市の行っている踏切の安全対策はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市内及び本市と船橋市との市境には30か所の踏切道があり、全て京成本線と交差するものであります。その内訳としましては、歩行者等と車が混在する踏切道が21か所、歩行者及び自転車、バイクに限る踏切道が9か所となっております。踏切道の安全対策としましては、平成22年度に踏切道改良促進法に基づく速効対策として、市内12か所の踏切道において、歩行者や車の視線誘導のための区画線を設置いたしました。また、一方通行となっている踏切道への進入を防止するため、千葉県警察が設置する車両進入禁止の標識とは別に、車は通行できません

んとの注意喚起の看板を設置しております。

次に、踏切道の拡幅についてですが、踏切道の拡幅に係る国の方針は、平成8年1月に当時の運輸省鉄道局長、建設省都市局長及び道路局長の連名による踏切道の拡幅に係る指針で示されております。指針によりますと、踏切道は踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等により除却に努めるべきとされておりますが、近隣の地域の状況等により早期に統廃合ができない場合で、歩道がないものや歩道が狭い踏切道等では、踏切道前後の道路に歩道があることなどを条件に拡幅を認めております。この条件に適合した踏切道として、近年では2か所について拡幅整備による安全対策を実施しております。

1か所目は、国道14号と八幡神社を結ぶ京成八幡第3号踏切道で、平成27年度から28年度に市民会館の建て替え等に合わせ、全体幅員を5mから8.5mに拡幅整備いたしました。2か所目は、京成八幡駅西側、国道14号と八幡小学校との間にある菅野第5号踏切道で、通勤時間帯における自転車通行量が非常に多く、歩行者と自転車のふくそうなど危険であったことから、平成29年度に全体幅員を5.3mから7.5mに拡幅整備したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 2か所の拡幅整備を行ったということは分かりました。これだけの数の踏切があり、慢性的に交通渋滞が起こってしまう踏切ですが、2か所だけというのは驚いております。

次に、例えば踏切内で交通事故が起きた際に、どういった状況で事故が起こったのか、行政の過失ではないのか、車と車がぶつかった、かすったというただの事故でも、道路幅が狭かったり踏切内が狭かったり歩道がしっかりと整備されていなかったり等、行政の過失という場合が往々にしてあると思います。そういった事故の情報は本市に共有されるのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

踏切道における交通事故の状況は、道路における交通事故と同様に、本市が管理する道路施設が損傷するなど復旧の必要がある場合は共有されますが、それ以外の場合は本市には共有されておられません。そのため、踏切道での交通事故は、その都度所轄警察署へ交通事故の状況を問い合わせることになります。

京成中山第3号踏切道付近で記録されている交通事故につきまして船橋警察署に確認したところ、今年に入ってから交通事故は、9月中旬に歩行者と車が接触する事故が1件あったとのことでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 共有されていないということ、びっくりしております。

それでは、先ほど2か所の整備を行ったとの答弁がありましたが、本市としてここは危険だな、事故が起きる前に拡幅したいなどと検討している箇所や、拡幅などを予定している踏切道はあるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現時点におきまして、具体的な踏切道の拡幅計画はございません。バリアフリー法の特定経路に指定されている鬼越、税務署通りにあります京成鬼越駅西側の京成八幡第9号踏切道につきましては、国土交通省より視覚障がい者を対象とした安全対策として、踏切道へ点字ブロックの設置等を早急に進めるよう求められております。当路線については、今後点字ブロックの設置対応と併せて、拡幅整備による歩道新設の可能性について鉄道事業者と協議を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひ拡幅ができるよう協議を進めてもらいたいというふうに思います。

地域で活動している私たち議員は、ふだんから踏切を通り、ここは危険だなと認識している箇所がたくさんあります。今答弁にあった税務署通りでも、線路内の歩道が狭く、相互通行するのにも車が横を通っていると危険が伴います。ましてベビーカーを押していたらなおさらでございます。鬼越駅東側の鬼越神明社がある踏切はもっと道幅が狭く、車の相互通行はできません。お互いが車を寄せ合って譲り合って通行しています。そうすると、歩行者はなおさら渡りにくくなってしまいます。役所内で動態地図を見ているだけでは分からない危険踏切が市内では点在しております。

それでは、行政として踏切を拡幅してほしい場合と鉄道事業者として確保しなければならない場合など、きっかけは様々でございますが、踏切道の拡幅に係る鉄道事業者との費用負担割合はどのようになるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

踏切道を拡幅する場合の費用については、踏切道の拡幅に係る指針の中で、統廃合しない場合における拡幅工事費は道路管理者が負担するものとされております。近年整備した京成八幡第3号踏切道と菅野第5号踏切道につきましても、踏切道前後の道路を含めた拡幅整備費用を市が全額負担しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 本市が負担しているということが分かりました。本市が負担しているのならば、本市として拡幅してほしい踏切は、本市が鉄道事業者にお願いをすれば、時と場合によろしいと思いますが、本市の負担で拡幅ができるということだというふうに理解をいたしました。でしたら、なおさら本市の職員は一度全ての踏切を見に行ったほうがいいと思います。

いつもの市境について、行政界上の踏切道の拡幅に係る費用負担はどのようになるのか、改めてお伺いをさせていただきます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市境における踏切道の拡幅費用につきまして、隣接市と具体的な協議は行ったことがございませんが、本市としましては、道路を管理する自治体が費用を負担することを基本とした中で、利用者の状況によっては費用負担について協議することもあると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 今までにはないが、これから協議することもあるということでございます。

それでは、踏切道で交通事故があった際の情報共有はされないということでございます。行政としての事故の検証と、新たな安全対策についてはどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

踏切道で事故があった場合の検証は、鉄道事業者の協力の下、道路での事故と同様、警察主導で実施されています。また、踏切道につながる前後の道路の構造上の問題等が交通事故に起因するものであれば、道路管理者へ

の協力要請があるものと考えております。

次に、新たな安全対策としまして、道路上の交通事故が多発する箇所については、千葉県が主催する共同現地診断の中で、関係機関が共同の下、現地の状況を確認した上で、各管理者へ効果的かつ実施可能な対策について検討が依頼されます。その後、各管理者のほうで対策を実施することとなります。

踏切道での共同現地診断については、千葉県に確認したところ、令和元年より令和5年10月末までの実績はないとのことでございます。今後、地域からの要望や事故等で踏切道の安全対策が必要な状況となった場合は、同様な手法等による診断ができないか、千葉県警察及び鉄道事業者と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 令和に入り、共同現地診断が行われていないということを理解できました。本当に不幸で甚大な事故が起きてしまったら、市川市のどこという踏切で事故が起きたと報道されてしまいます。事故の内容によってはワイドショーや夕方のニュースで、市川市はどんな安全対策を行っていたのかなど大規模に報道される可能性もあります。何もしていませんでした、知りませんでしたでは許されないことになりかねません。

次に、市川市民の利用が大多数で、他市に属する踏切道の安全対策の話ですが、そういった場合は本市が負担をして、本市が先行して、本市で実施することはできるのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

船橋市域にあります京成中山第3号踏切道は、市川市若宮や中山等の地域の多くの市民が利用しているものと認識しております。この踏切道の安全対策として、踏切道の前後の道路上に置いた標識、看板等による注意喚起を行う場合は、占用許可等の所定の手続を行えば実施は可能と考えられます。また、道路の構造上の問題等が交通事故に起因するものと考えられる場合には、船橋市と安全対策を協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 実施は可能ということでございますかね。何を長々聞いていたか、何を言いたいかと申し上げますと、答弁でありました中山3号踏切ですが、船橋市域になります。先ほどの答弁でもありましたとおり、9月頃事故があったということでございます。私が地域の方に聞いた話だと、その1件だけでなくもう1件、何か事故があったそうでございます。そのときに、事故があった直後に、まず本市にどのような事故だったのか確認したところ、認識していないとのことでした。何が原因での事故だったのか、行政の不手際なのか、鉄道事業者の不手際なのか、当事者の問題だったのか、事故が起きたことを認識していなかったら対策のしようがありません。若宮1丁目、2丁目の一部、中山4丁目の間は、一方通行の中山2号踏切から住宅街に侵入し、一方通行の中山3号踏切から国道14号に出ます。船橋市東中山の住民は非常に少なく、車で進入できない東中山の高台の住民は別の路線が利用できます。つまり、利用している方の大半が市川市民でございます。そして、この中山3号踏切は、通っていただいた方は分かると思いますが、急勾配な坂を上って、急勾配な坂を下りなければ通行できません。除雪の問題のときにも一般質問に取り上げた危険踏切だと私自身は思っております。雪が降ったら上り切れません。それくらいの急勾配の坂の上に踏切があります。つまり、対岸にいる車やバイク、自転車、歩行者を認識することができなくなっております。事故が起きる前から、誰がどう見ても事故が起きそうなスポットでございます。

今、一方通行を南へ直進すると、踏切手前右手側は明らかな空き家になっており、不法投棄スポットにもなっ

て、船橋市においてごみ投棄禁止の看板が掲示されておりますが、ごみ、雑草であふれかえっております。また、対岸、踏切を越え南側、右手側は広大な敷地の更地になっております。踏切を拡幅していただき、歩行者、自転車のみで通行できるよう、人だまりができる場所はつくれないものでしょうか。もしくは歩行者専用踏切を新設したりできないものでしょうか。先ほども申し上げましたが、船橋市域です。ですが、利用民の大半はほとんどが市川市民でございます。一度ぜひ市長にも見に来てほしい踏切でございます。

通行量も非常に多いです。特に、朝は京成線の電車のタイミングにもよりますが、車が並びます。そして、踏切を越え幼稚園、保育園に通わせている方もたくさんおります。本市が把握していなかったので私自身も分かりかねますが、踏切に花が今でも献花されています。船橋地域でも本市の負担で工事ができる、鉄道事業者がお金を出さなくても本市で工事ができる、利用民の大半が市川市民ならば、本市で拡幅の交渉を行うことができるということでございます。ぜひ市の執行部の方は一度この踏切を見に来てください。本当に危険な箇所でございます。一方通行の出口は船橋市の西部公民館、児童館があります。子どもの往来も非常に多い踏切でございます。ぜひ拡幅の検討をお願い申し上げます、次の項目に移ります。

小項目の(2)京成中山駅についてお伺いしてまいります。

ここも厳密には船橋市域になりますが、本市の駅と言っても過言ではない、下総中山駅、原木中山駅同様の市境の駅になります。現在京成中山駅で工事が行われておりますが、どのような工事なのか、本市が把握しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

京成中山駅は、中山法華経寺山道の西側に立地し、市域としては船橋にございますが、本市との市境付近に位置しているため、多くの市川市民も利用しております。現在行われている工事について京成電鉄に確認したところでは、地震発生時の安全性と安定輸送をより一層向上させるため、ホーム上屋の耐震補強と駅舎の建て替え工事を行っており、工事期間は本年10月から令和7年3月末を予定しているとのことでございます。

工事期間中の改札口は、現状の南側の上り線ホーム端部に設置されている改札口ではなく、北側の下り線ホームにある正月等の際に開設していた臨時改札口部分に仮設駅舎を整備し、改札口として利用するとのことございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 駅舎の耐震及び建て替えということ、分かりました。私は、市役所に電車で来る際は、時間にもよりますが京成中山駅かJR下総中山駅を利用します。恐らく若宮1、2丁目及び中山町会1丁目から4丁目の住民は、市役所に来る際以外でも基本的にこの2駅を利用いたします。ですが、皆様一様に何の工事をしているのか知りませんでした。こういった公共交通機関の整備に関しまして、本市及び本市の住民に周知されないというのはどういうことなのでしょう。改めまして、工事の周知方法についてどうだったのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

京成電鉄では、京成中山駅に工事のお知らせのビラを掲示するとともに、駅が所在している船橋市の自治会や、船橋市と市川市の近隣商店街、中山法華経寺、駅に隣接する住民や店舗に周知したとのことございます。今回は、市川市の自治会への周知が行われなかったため、今後は市境に近く市川市民の利用が多い駅については広く周知するよう京成電鉄へ要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひ周知してください。市民の代表として選挙に選ばれました。地域の方より問合せがたくさんあります。優先的に知らせろとは言いません。自治会長も知らなかったとのことでございます。自治会長からも問合せがございました。そのときに、私も答えられませんでした。ぜひ周知の方法を、本市含めて改めて再考してもらいたいというふうに思います。

続きまして、現在臨時で北側に改札ができております。京成中山駅は南側にしか改札がなく、北側の上り路線に乗る場合、まず南側の改札を通り、改札内の踏切を越え北側に行かなければなりません。臨時ができるということは、南北に改札をつくることができるということだというふうに思います。この北口に常時改札をつくることはできないのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

京成電鉄では、京成中山駅の令和4年度における1日平均乗降客数が約3,400人であり、路線全体の駅数69駅の中で61番目と、当該路線の中では乗降客数が少ない駅であるとのことでございます。また、北側下りホームの臨時改札口の開設は、正月の参拝客の減少等から平成28年以降は供用しない状況となっており、北側の臨時改札口の常時開設や、改札口の新設の必要性はないとの考えでございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 乗降客数の問題ではなく、踏切がある以上、中山商店街は南北ともに車が列をなします。それは、つまり事故の起きる可能性があるということでございます。中山景観条例に基づき、確かに電柱等は無電柱化されておりますが、車以外にも人や自転車の往来も非常に多い道でございます。やはり船橋市域ですから、本市の職員は見にも来ていないのかなというふうに思っています。夕方は車が並び、自転車が行き来し、それほど大きな道路ではないので、車は自転車が行くまで渋滞のまま並び、また遮断機が下りて1台しか進めない。また、相互通行が一応できるくらいの幅はありますが、自転車や歩行者とともに通行はできません。

そこで、先ほどの中山3号踏切ではありませんが、歩行者専用、自転車専用レーンをつくるためにも、北側に改札があったほうが良いと思っております。先ほどの踏切の拡幅の場合は、行政が費用負担を行うとの答弁がありました。だとしたら、改札を新設する場合の費用負担はどうなるのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

京成電鉄では、設置費や維持管理費、運営費を市が全額負担する方針であれば設置について検討するとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市が設置費を負担すればできるということございました。維持管理費や運営費はどのくらいかかるものなのか、Suicaを押し当てる自動改札口に維持管理費がどのくらいかかるのか想像ができませんが、検討の余地はあるというふうに思います。

それでは、先ほどの踏切の拡幅時にもお聞きしましたが、この京成中山駅は船橋市域になります。船橋市もたくさん駅があるから、率先して京成中山駅の改札、北口改札をつくったりはしないということもあると思います。こういった市境の駅の場合の駅の改良等の負担はどのようになるのかお伺いいたします。



○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市境付近にある駅の改良等に伴う負担金については、船橋市と具体的な協議は行っておりませんが、本市の考えとしては、駅の所在する自治体が負担することを基本とした中で、利用者の割合によっては船橋市と協議することもあると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 利用者の割合によっては協議、でしたら拡幅同様、協議の結果、本市が安全対策、利便性向上に取り組んでもよいということになります。私自身は京成中山駅やJR下総中山駅、原木中山駅、船橋法典駅など、全て船橋地域の駅になりますが、利用民の大半は市川市民で、これからさらに発展することができるポテンシャルを秘めた駅だと思っております。京成中山駅、JR下総中山駅に関して言えば、中山法華経寺という由緒正しきすばらしい仏閣があります。市長も中山法華経寺のすばらしさは重々承知していることと思います。地元の大切な、本当に大切なシンボルです。若宮1丁目、中山4丁目の子どもたちは法華経寺の中が通学路だったり、皆が集合する市川市東部の一大拠点だと思っております。市川駅や京成真間駅は真間山弘法寺、本八幡駅や京成八幡駅は葛飾八幡宮、下総中山駅や京成中山駅は中山法華経寺と、由緒正しきすばらしい神社やお寺があり、それを目当てにもっと乗降客数を増やすことは可能じゃないのかなというふうに思います。

そこで再度質問いたしますが、過去に京成中山駅の駅名を中山法華経寺駅と改名しようとしたことがあったそうでございます。船橋の大神宮駅みたいでとてもいいことだなというふうに思いました。結果として駅名は変更されておませんが、過去の駅名変更の経緯と、駅名変更等の費用負担はどのようになるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

駅名変更については、平成15年6月に地元町会からの陳情があったことを受け、同年7月、市から京成電鉄に対し、駅名に法華経寺の名称を入れることなどを要望いたしました。京成電鉄はこの要望に対し、市の協議には応じましたが、駅名については当面変更しないとの回答でございました。理由としましては、中山駅自体が由緒ある名称であることや、他の駅、商店会等への影響が大きいこと、変更には莫大な費用がかかることなどございました。この1年後、平成16年6月にも再度協議を行いました。同様の回答でございました。さらに、平成17年2月には中山地区の自治会や商店会、中山法華経寺をはじめとする寺院等で構成された中山まちづくり協議会が京成電鉄に対して、ダイヤ改正等に合わせ、駅名を中山法華経寺駅に変更することを要望されましたが、京成電鉄からは、他の駅においても同様の要望が多数あることから、同駅だけ特別に対応することは困難との回答でございました。その後、平成18年の協議においても、駅名変更による影響は京成電鉄だけではなく同業他社に広く及ぶことや、莫大な費用がかかることなどから困難との回答でございました。

このような経緯から、費用負担についての協議には至っていない状況となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 平成15年から18年まで協議を行ったが、費用負担まで協議が進まなかったということでございます。確かに、京成電鉄だけのパネルを京成中山駅から中山法華経寺駅に変更するだけでも何百枚もパネルを変更しなければならなくなったり、他路線の駅名表示も全て変更しなければならないなど、大変莫大な予算がかかることが予想できます。幾らかまで協議が進んでいないから、本市か船橋市が負担すればいいじゃないです

かとは簡単に言えませんが、中山法華経寺は本当にきれいで、四季を感じることでできる市川市の観光名所でございます。千葉県の旅行雑誌があるのであれば、載っていてもおかしくないくらい広大で情緒あふれるお寺だと私自身、思っております。

私は政治家でございます。隣の隣の駅の市川駅に真間山弘法寺があるということを知っておりますし、行ったことももちろんあります。ですが、25歳まで真間山弘法寺というお寺があることを知りませんでした。近所の方とも京成中山駅のお話をしているときに、市川真間駅にも大変すばらしいお寺があるんですよなんていうお話をしたときに、えっ、どこですかと知りませんでした。ここにいる我々市議会議員や行政の人にとっては当たり前でも、市民にとっては当たり前ではありません。駅名が中山法華経寺駅ならば、そこにお寺があることが一目瞭然でございます。行ってみようかなともなります。ちなみに、私の妻は大門通りの存在も、真間山弘法寺も行ったことがなく、何年か前に一緒に行くまで知りませんでした。

当たり前を疑って、市の観光をアピールするためにも駅名の変更をしてくれとまではいきませんが、中山法華経寺という観光資源を生かすためにも、踏切の拡幅や利用向上のため北口改札をつくるなど検討していただきますようお願いを申し上げて、次の項目に移ります。

続きまして、小項目の(3) J R 下総中山駅南口のバリアフリー化について伺います。

この項目は年に1回は必ず聞いていて、本年も2月に聞いております。そんなに難しいことではないんじゃないかなというふうに思っておりますが、一向に話が進みません。2019年に初当選させていただいてから質問を続け、ベビーカーで南口に行くことができないと言っていた長女も、もう5歳になりました。次女もあまりベビーカーを使用しなくなり、南口へは歩いて行けるようになりましたが、私の家族以外にも、下総中山駅利用民に子どもは生まれてまいります。また、年配の方のカートでも南口に行くことができません。車椅子で行くこともできません。

改めまして、本年2月の定例会において J R 下総中山駅南口のバリアフリー化について質問し、その答弁にて、J R 東日本と船橋市、市川市の3者で協議できる場を設けることについて、船橋市と調整するとの答弁がありました。その後どうなりましたでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

J R 下総中山駅南口のバリアフリー化の協議状況といたしましては、本年6月に駅を管理する J R 東日本千葉支社と、駅の所在地である船橋市、利用者が多い本市の3者で協議を行いました。この協議において、J R 東日本からは、北口にバリアフリー化経路を1経路確保していることから、バリアフリーに基づく省令に定められた基準に達しているとのことでした。また、同社としましては、基準に達していない他の駅の整備を進めることが優先であることから、現時点では同駅南口のバリアフリー化は検討していないとのことでした。このほか、本年11月13日には船橋市と本市を含む県内自治体で構成している千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟により、J R 東日本千葉支社に要望を行ったところでございます。

今後については、引き続き船橋市と連携し J R 東日本への要望を行うとともに、駅舎外へのバリアフリールートの整備等の他の方策についても J R 東日本と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もう思い切って、船橋市と市川市がお金を出し合って、もしくは市川市が全額負担をして駅の改築をしてはいかがでしょうか。前回の2月定例会のときに本当にチャンスでございました。駅ナカのそば屋、喫茶店が改築しており、まさにそのテナント部分に南北通路や昇降機をつけるなど可能だったのかなという

ふうに思います。今ではおそば屋さん、ラーメン屋さんが完成しております。毎度言いますが、北口だけバリアフリー化がされているから、バリアフリー化が完了しているということはおかしいことだというふうに思います。北口を下りて南口に行くのにどれだけ時間がかかるか分かりますか。商店の中を通行しなければ南側へ行くことができません。ましてベビーカーを押している人、車椅子の人では、相当な時間をかけなければ南口へ行くことができない状況でございます。せめて近いところに南北通路ができるだけで納得ができますが、その気配もないのであれば、南口をバリアフリー化させるべきだと私は思います。

船橋市議会でも取り上げられるようになりました。みどりの窓口がなくなり、駅員さんもまばら、改札の中のキオスクもなくなり、南側へ行けない構造。これから人口減少社会、どうやって市川市民を、船橋市民を増やしていかなければならないか、インフラ整備、バリアフリー化が必要不可欠でございます。

ぜひまた次回の質問までに話が少しでも進んでいることをお願い申し上げまして、私からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

---

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14一般質問を継続いたします。

宮本均議員。

○宮本 均議員 公明党、宮本均です。一問一答で質問を行います。

まず、保育人材確保についてです。

市川市には、現在幾つもの支援策がございますが、その効果、またどう評価しているのか、お伺いをいたします。

また、さらに新たな支援策、例えば船橋、最近では松戸ですが、独自の修学資金貸付制度を行っております。それぞれ月3万、条件つきで返済免除となります。市川市でも同様の保育士を目指す学生等に対し支援はできないのか、この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

最初に、現状と効果についてでございます。本市では、保育士の処遇改善は人材の確保につながるとともに、保育の質の確保においても重要なことと考え、積極的に取り組んでおります。そこで、職員の給与を国の水準に上乗せして支払う施設に対して、上乗せ分を毎月の施設運営費に加算するという本市独自の制度として、保育士等職員処遇改善加算を設けております。この制度により、市内民間保育施設職員の給与水準が向上し、職員の確保や定着率の向上に寄与しているものと考えております。また、法人が宿舍を借り上げて保育士に住居を提供した場合に、その家賃の一部を制度の利用を開始した年度によって月額7万5,000円もしくは8万2,000円を上限に補助する保育士宿舍借上げ支援事業や、本市において保育士として就業を開始した方へ10万円を支給する保育士就業開始資金支給事業を実施しております。これらの制度の活用は、市内保育施設で働く保育士の確保に効果があるものと考えております。

一方で、保育士等の離職も少なくないため、職員の負担を軽減し、さらなる定着を図るため、国の基準より多い職員の配置を実現するための加算制度として、保育士や調理員などの職員を配置するための職員配置基準向上

加算、保育士資格を持たないで一定の要件を満たす方を保育補助者として配置するための保育補助者雇上費加算、清掃業務、給食の配膳、園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置するための保育体制強化費加算を設けているところでございます。

次に、保育人材の確保に向けた新たな支援策についてでございます。御質問の保育士を目指す学生を対象とした支援については、千葉県や近隣市において修学資金などの貸付制度を創設しています。千葉県の修学資金貸付制度は、修学資金として月額5万円以内で総額120万円の貸付けを受けられるほか、入学準備金20万円や、就職準備金20万円などを加算できるものでございます。返還免除の条件としては、卒業後1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所などで5年間継続して従事した場合となっており、多くの学生が利用していると認識しております。この県の制度に上乘せをして他市で実施している貸付制度については、在学中の経済的支援になる一方で、時に多くの借入金を抱えることにもなり、将来の職業選択の制限となることを懸念しているところでございます。

そこで、学生向けの支援として、本市では学生のときから保育施設の状況をよく理解し、自分に合った職場を選ぶことができるように、学生と保育施設をつなぐ取組や、安心して働き続けることができる働きがいのある職場づくりを進めてまいりたいと考えております。本市は、既に市内保育士など養成校3校が参加している大学コンソーシアムと連携し、就職説明会、幼保就職ナビを開催しております。この大学コンソーシアムとさらに連携し、学生と現役保育士をつなぐ情報交換の場を創設し、早くから市内保育所などの現場の魅力を知ってもらう機会をつくってまいります。また、現在働いている方が働き続けたいと思えるための支援策としては、違う職場に勤務する保育士同士が集い、仕事に関する情報を交換したり、保育について語り合う場の創設などを、本市が中心となって整えていきたいと考えております。

今後も、市内の保育施設を職場として選んでもらえるよう、魅力ある職場づくりに向けての支援策などを調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。いろいろとお考えはあるようですけれども、答弁の中で特に注目したいところ、定着率、これを図るための支援策もございます。また一方では、離職する方も少なくないという答弁もございました。ここが今後いわゆる職場としての保育所関連、そこが1つ問題になるのではないかと思います。

市川市は、近隣に先んじて保育士確保の制度というのを実施してきたと思います。一定の成果も上げてきたと思うわけですが、現在を見ますと、同等か、私は若干差がついてきたのではないかと思います。

まず、船橋、松戸で行っております独自の修学資金の貸付制度ですが、この実績というものはあるんでしょうか、その点。さらに、他市にはない支援策、市川市でまだ考えがあるかと思いますが、再度この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えをいたします。

船橋市の修学貸付制度の実績は、年間利用者約180人、貸付金を返還している人は令和5年度34人となっております。また、松戸市は令和2年度に制度がスタートし、これまで54人が利用し、返還者は7人と聞いております。なお、本市で検討してきた支援策としては、市川市内の施設で保育士などとして勤務する方が奨学金を返済している場合、その返済の一部を補助する制度などを検討した経緯がございます。

今後も、本市の保育施設で働く保育士の人材確保に向けての支援策について、修学貸付制度も含め、効果的な

施策について調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。また新しい制度ですが、いろいろ課題もあるかと思いますが、どうか支援策、本当に必要なものを見極めた上で新たな支援策を期待いたします。

一般的に利用者としての保育事業、これを市川市はいろんな施策を行いまして、先順位者の質問でもございましたが、第2子以降の保育料無償化、これで私は市川市が自ら新しいステージをつくったと思っております。他市はそのステージにまだ上がってこれない状況なんですね。それと同時に、現場の保育所のほうがまだ新しい、市川市が用意したところにまだまだ乗り切れない、そんな状況を感じます。そういう意味から、利用者だけではなく、やはり職場としての市川市の魅力を、保育所、高めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。自治会活動の支援についてです。こちらは先順位者の質問と重なる部分がございますので、その部分を省いた上で伺いをいたします。

まず、(1)と(2)、自治会等提案地域活性化事業補助金、自治会コミュニティ活動支援補助金制度、この2つ、自治会支援活動の補助金がございます。どういう違いがあるのか、それぞれ制度創設の経緯、利用状況、対象事業について、この点についてまず伺いをいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

初めに、自治会等提案地域活性化事業補助金と自治会コミュニティ活動支援補助金の2つの制度が創設された経緯についてでございます。自治会は、地域社会における活動の中心的な担い手となり、市政運営に欠かせないパートナーとして、市と共同で本市の発展に大きく寄与してまいりました。しかしながら、近年自治会の加入率の低下と、自治会活動の担い手不足が顕著となり、お祭りなどのコミュニティ活動のほか、防犯や防災など、地域にとって欠かせない様々な分野の活動の継続に懸念が生じておりました。そこで、安全で安心な住みよい地域社会を形成するため、市民の自治会への加入及び自治会活動の促進を目的に、令和2年4月に市川市自治会等を応援する条例を施行したところでございます。この条例では、自治会の応援に係る基本理念のほか、市民、自治会、市の役割などが掲げられ、市の役割の一つとして必要な財政措置に努めることを定めております。このことを受け、自治会活動を財政面から支援する取組の一つとして、自治会等提案地域活性化事業補助金と、自治会コミュニティ活動支援補助金を創設したものです。

続きまして、補助の対象事業と利用状況についてですが、まず、自治会等提案地域活性化事業補助金についてです。補助対象は、自治会の創意工夫により地域を活性化する効果が期待できる新しい事業としております。一例を申し上げますと、地区の歴史を記した高さ2m、幅3mの看板設置事業です。この看板には、昭和33年に地域で発見されたコククジラの骨を模した彫刻をあしらい、その制作に地元の高校生も携わるほか、歴史や文化、伝統を継承するなど、地域の活性化が期待できる取組でございます。補助金の利用状況につきましては、令和2年度の創設以来、毎年1自治会から1件の申請をいただき、今年度まで4件、4自治会に活用いただいております。

次に、自治会コミュニティ活動支援補助金ですが、補助対象は、自治会が実施する夏祭りや餅つき大会など地域住民の相互交流を目的とした事業であり、消耗品や備品の購入費のほか、事業者への委託料や器具のレンタル料などを補助対象経費としております。制度創設の令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け自治会活動も抑制されていたことから申請件数は1件、令和3年度は3件、令和4年度は10件でございましたが、今年度は自治会の活動も活発化し、既に約60件の申請をいただいているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。ほぼほぼ目的は一緒かと思います。

まず、自治会コミュニティのほうは、対象範囲が広がったのは1点ありがたいですが、やはりここも先順位者の国松議員も言っていたとおり10万円しかないので、1個使ったらほぼ終わり、ほかができない、そういうこともございます。もう一方の地域活性化事業補助金、こちらは利用できるのは企画力のある自治会、これは限定されている。元々が限定されているものですが、金額は多いんですが使い勝手が悪い、そんな関係にあるかと思えます。

この2つの補助金ですが、例えば相互補完ができるようになど、何かいい感じの工夫というものはできないものでしょうか、再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

どちらの補助金も地域の活性化という大きな目的は同じであります。自治会等提案地域活性化事業補助金は、地域の独自の事業費を支援するものであり、一方、自治会コミュニティ活動支援補助金は、継続的な事業の活動費を支援するものでございます。このように目的達成のための補助対象が異なることから2つの補助金制度としておりますが、今後は自治会の御意見を伺いながら検討したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。自治会の意見は、先ほど国松議員も言ったように、金額を増やしてほしい、これが一番単純な解決策かと思いますが、例えば、バスの利用だけを考えた場合、これは明らかにいわゆる市民サービスの低下を招いております。これでは福祉の増進ではなく私は減退、それはもう明らかでございます。補助金制度だけでカバーできるものではないと思っております。今後、再度バスの利用だけでも独自に設けるか、コミュニティ活動支援補助金制度の増額か、またはもう一方の補助金制度との相互補完ができるか、何かしらの手を打っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。道路行政についてお伺いをいたします。

都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の工事の進捗状況、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

現在工事が進められている通りでございますが、歩道の一部も整備され、長年待ち望んでいた歩道整備も進んでおりますが、一方で、まだ工事が始まっていない部分もございます。現在までの状況、また特に北側歩道の整備時期、こういった整備予定などについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

都市計画道路3・6・32号市川鬼高線は、外環道路との接続部から南八幡4丁目の市川市保健センターまでの約650mの区間において、平成27年度から拡幅整備を進めております。その整備の内容は、全体幅員を16mに拡幅するもので、幅員構成は幅3mの車道と幅1.5mの自転車レーンを双方の車線に整備し、その両側に幅3.5mの歩道を設置するものでございます。また、県道市川浦安線との交差点につきましては、幅2.75mの右折レーンも設置します。さらに、県道から保健センターまでの区間につきましては、電線共同溝方式による無電柱化の整備も予定しております。

次に、事業の進捗状況ですが、用地買収はほぼ完了しております。工事については、令和3年度より道路築造工事等を進めているところであり、令和4年度末時点で外環道路の接続部から県道まで約520m区間の南側の歩

道が完成し、供用を開始しております。今年度は、道路拡幅に支障となる施設の移設工事を行っており、企業者によるガス管や電柱移設のほか、市では外環道路の接続部から勤労福祉センター分館西側交差点までの区間において、道路北側にある水路の撤去や移設を行う雨水管渠築造工事を実施しております。工事期間中、北側の歩道を利用する歩行者は、上部を歩道としていた水路を撤去するため、仮設の鉄板の上や狭くなった歩道を通行することとなります。また、電柱の移設工事など別の工事が重なった際には、交通を規制するためさらに通行しづらい状況となります。この間の安全対策として、段差が生じた箇所においては、その都度暫定的にすりつけ舗装を実施するなど歩行者の安全確保を図っております。

今後のスケジュールですが、令和6年度は県道から勤労福祉センター分館までの区間において、車道及び北側の歩道を築造する道路築造工事と、県道から保健センターまでの区間に電線共同溝を敷設する工事を予定しております。令和7年度は、勤労福祉センター分館から外環道路との接続までの区間の道路築造工事と、県道から保健センターまでの区間における道路築造工事及び電線共同溝に関する工事を予定しております。これらの工事が完成する令和7年度末に、全体区間の供用開始を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。かなり長い期間の計画があつて今実施されております。皆さん通るたびに少しずつ変わっていく様子はよく分かるんですが、また滞りなく工事が進むようお願いをいたします。

次のイの質問ですが、交差点の付加車線でございますが、現在行われておりますこの3・6・32号市川鬼高線と交差する行徳街道でございます。こちらに付加車線を設ける、これは県の事業になるわけですが、一方は市のほうが進めて付加車線がつけられます。もう一方の行徳街道についてはどうなのでしょう。これは随分前ですが、同様の質問をさせていただきました。その時点では、県のほうには取り立てて計画はないとのことですが、千葉県と今後どう調整していくのか、この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

行徳街道は、都市計画道路3・6・32号市川鬼高線と交差する県道市川浦安線であり、千葉県が管理しております。右折レーンの設置でございますが、本事業において道路設計を実施した際、交通量や沿道建物の立地状況等から、県道には右折レーンを設置しないことといたしております。また、千葉県に確認したところ、当該交差点において右折レーンを設置する計画はないとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 大体そうなりますよね。県のほうは全く予定もないわけですが、この道路、さきの答弁でありましたように、道路整備、歩道もしっかりできて、一部無電柱化も行います。工事が終わった後、当然利用者から行徳街道のほうの交差点の改良はしないのかという要望が、これはまず出てくるかと思えます。引き続き県への強い要望をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。今後の図書館についてお伺いをいたします。

今回質問します内容は、かなり広範囲になります。市川市が考えるこれからの図書館像、図書館サービス、取組、これら3点について大枠で結構です、お伺いをいたします。なお、この3つに関しましては、2006年文科省生涯学習政策局から発表されました「これからの図書館像」の報告を基に、この3点お伺いをしております。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

まず、図書館像についてであります。図書館は、全ての市民が調査研究やレクリエーションを自由に行うことができるよう設置されている生涯学習の場であるとともに、地域文化の発展や、よりよい地域社会の形成に寄与する教育機関であり、その基本的な意義はこれまでも、これからも変わらないものと考えております。その一方、図書館を取り巻く社会状況の変化は大きいものがございます。例えば、科学技術の革新が加速度を増しており、常に新しい知識や情報が必要とされております。また、インターネット上に流れる情報が膨大になったことにより、多くの人が手軽に検索できる反面、こうした環境を持たない方との情報格差が生じているものと認識しております。こうしたことから、これからの図書館は市民の身近な情報センターとして常に新しい情報を全ての市民に届けることを目指し、サービスを改善、発展させていく必要があるものと考えております。

次に、図書館サービスについてであります。図書館が収集、保存する資料や情報を利用者の求めに応じて提供することが図書館サービスであり、館内での閲覧環境の提供のほか、貸出し、複写といった各種サービスについては図書館サービスの中心的な部分となります。こうしたサービスの充実を図るためには、市民がより手軽に求める資料や情報にアクセスできるようにすることが重要であります。そのため、現在市内に6か所ある図書館施設のほか、自動車図書館や公民館図書室の活用、さらに千葉商科大学附属図書館などとの連携による図書館ネットワークの充実が必要となってまいります。さらに、インターネットによる資料検索や貸出し予約等のウェブサービスの充実化、デジタル形式による資料の提供といった、いわゆる電子図書館としての機能の充実が必要になるものと考えております。

最後に、図書館の取組についてであります。本市では、市川市立図書館運営基本計画において、情報拠点として市民の学びを支える図書館、子どもの成長をサポートする図書館、地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館の3つの柱の下、合計21の具体的な施策を掲げております。施策の進捗状況につきましては、外部有識者からの評価もおおむね高水準なものとなっておりますことから、これらの基本的な取組については、今後さらに推進してまいりたいと考えております。

これらに加え、近年図書館は市民の憩いの場、また地域住民の交流の場としての機能も注目されております。そのため、今年度実施している市民提案型イベントの募集をはじめ、様々な工夫を重ねながら運営することにより、これまで以上に市民にとって身近で利用しやすく、また親しまれる図書館となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。ちょっとある意味、哲学的な内容にもなったかと思いますが、実は、昭和の時代は図書館、いわゆる蔵書、これが大きな目標でございました。その次には、調査研究のためのサービスの提供、その次が、実は全国レベルの話になりますが、これからの図書館はどうするのか、実は明確な指針や目標、これがはっきりしない状況もあるかと思っております。言い換えれば、それぞれの市で方針、目標を決めて、これからの図書館をつくっていくことができる時代になったかとも思います。

再度お聞きしますが、例えば、地域の行政に役立つサービスの提供というのは、今後、私は図書館の方向の一つとして考えられるのではないかと思います。対象となるのは主に市の職員または議員向けになりますが、行政情報の発信など、こういったことも今まで以上に積極的にやられてはどうかと思うんですが、この点について伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

図書館では、地域資料と呼ばれる行政機関による刊行物や記録、地域の歴史について書かれた資料、そのほか



本市に関連する資料を多数所蔵しておりまして、本年3月末時点で、その総数は約6万点に上っております。これらの地域資料と地域資料に精通した図書館司書の存在は、本市の行政を推進する上で、職員や議員の皆様への支援という形で大きな役割を果たすことができるものと認識しております。

支援の現状ですが、まず、職員の業務への支援につきましては、現在図書館に関する案内や新着図書等に関する情報をまとめたニュースレター、また図書館で受けたレファレンスの事例集について、庁内情報の掲示板に定期的に掲載しているところでございます。

次に、議員の皆様への議会活動、調査研究への支援ですが、平成23年7月に議会事務局と中央図書館との間で連携に関する内規を定め、所蔵資料の貸出しサービスや会派、議員からの調査依頼に対する協力レファレンスなどの事業を行っております。なお、この協力レファレンスについては、今年度は現在までに2件実施しております。

こうした現状を踏まえ、議員から御提案のあった行政情報の発信につきましては、行政資料や統計に関する新着情報、時事問題に関するタイムリーな資料に関する情報、また館内の各種データベースの活用に関する情報など、職員や議員の皆様がどのような種類の情報を必要としているのか、また情報をどのような手段で発信していくかについて、今後議会事務局など関係部局とも連携し、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。いずれにしましても、今もこれからも司書の存在というのは、役割も含め、ますます大きくなっていくところかと思えます。今まであまり積極的に行われなかったところ、行政向けのサービス、これには特に職員、私も含めた議員もそうなんですが、図書館への理解、まずはここから入らなければ、なかなか図書館を利用しようと思ってもできない話かと思えます。それには、まず具体的な広報活動も併せて、今後の市川市の図書館に期待をいたします。

それでは、最後の質問です。教育、消防におけるDXの推進です。DX推進の質問は過去に何度か行っておりますが、今回特に触れていなかった消防、教育におけるDXの推進についてお伺いをいたします。

特にこの2つは自治体の最も重要な機関であり、代わることができない専門職の機関でもございます。最もDXを推進し、最も効果が大きい2つの機関であるとも言えます。幾つかの自治体を視察してまいりましたが、どの自治体でも消防DXは進めなければいけない、教育のDXもやりたい、ただしなかなか進んでおりません、そういうところでございます。これは市川市に限らず、どこの自治体も抱えている課題かと思えます。1つの例でございますが、消防の場合ですが、これは春日井市では、いわゆる消防の備品、消耗品の在庫管理システム、これのDX推進を行っております。その結果、従来よりも作業効率が上がり、棚卸し時間は3分の1に短縮をされております。市川市の教育、消防におけるDXの推進は進んでいるのか、現状と今後の取組について、それぞれ教育委員会、次に消防局にお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校現場では、ICT機器等の活用により、教育の質の向上と働き方改革は一步一步進んでおります。教育のDX化の現状を示す具体的な取組として、現在導入されている校務支援システムを引き続き利用することで成績や保健情報などを一括管理するほか、連絡機能や掲示板機能を活用することで必要な情報をいつでも見ることができ、そのことが業務の軽減につながっております。また、教育委員会からの資料をデジタル文書便としてデータで配付することで、受付処理の軽減、カーボンニュートラル推進を含めたペーパーレス化を図っております。学校評価等のアンケートは、アンケートフォームを使うことで集計時間や情報の整理の時間の削減となります。

学習に関しましては、デジタルドリルを宿題で活用し、丸つけやミニテストの集計を容易に行うことで業務量の軽減につながるなど、様々な場面でICT機器を活用し業務の負担軽減を図っております。

このようにデジタル化を進めることで実現できる教育DXは、これまでの教育課程や授業の在り方を変革するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化をも変えることが期待でき、時代に即した新たな学校教育の構築につながるものと考えます。教育DX化の推進のためには、着実なインフラの整備が重要となります。現在、教育委員会では教育の質の向上や教職員の業務量の削減につながる教育ダッシュボードや、特別支援教材等の効果的なアプリケーションの導入を検討しており、また、行政経営・DX課とも連携しながら、学校現場の業務改善を図るためのAI議事録等の効果的なツールの導入を探っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

本市消防におけるDXの推進状況につきましては、火災をはじめとする災害活動において、各消防車両に車両動態システムを搭載し、災害発生場所や消防水利の位置、各出動車両の停車位置などが地図画面に表示され、全ての出動隊が同時に活動状況を共有できます。このほか、タブレット端末やスマートフォンを活用し、災害現状の画像共有や支援情報などの収集、共有を行い、効率的かつ効果的な活動につながっております。また、火災予防の分野では、各種SNSを活用した広報活動を積極的に実施するとともに、一部の届出事務を電子化したことにより、届出事務の効率化を図っているところでございます。さらに、救急業務においては、より有効な応急手当の普及啓発活動を行うため、普通救命講習会の一部にeラーニングを導入しています。受講者には、eラーニングで事前に座学の部分を学習していただき、講習会場では実技訓練だけを行うウェブ講習を取り入れたことで、受講時間が短縮し、普通救命講習会の回数を増やし、救命率向上に欠かすことのできない、より多くのバイスタンダーを育成することが可能となりました。

最後に、今後の取組についてでございます。今回御提案いただきましたように、他市の消防本部では、消防活動用資機材や、救急用資機材の在庫管理システムを導入している事例などもあることから、先行事例等も参考にしながら、業務の迅速化、効率化、職員の負担軽減、そして市民サービスの向上に向けて関係部局と連携し、DXの推進について研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 それぞれ答弁いただきました、ありがとうございます。実は、この消防教育というのが、私から見ますと現場の超多忙化でなかなかDXの推進が取り組めなかった市川市の中でも、消防、教育、どっちが一番か分からないですけれども、現場が大変なところという認識でございます。ですから、特にDXを進めて少しでも現場が軽減できればと思っております。それぞれのDXのこれからの取組、大まか分かりました。今までDXが進まなかった原因、別の観点から見ますと、やはり現場の情報の共有不足、または現場と管理部局、またはDX推進ですから企画部との情報の差があったのではないかと思います。これからさらにDXを進めるためには企画部の協力が当然不可欠になるわけですが、私は、企画部のほうから消防、教育の現場に赴き、情報共有、情報の格差を解消する、ここから始めるべきかと思っております。今後どのようなDX推進を図っていくのか、最後に再質問になりますが、企画部にお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

日々の業務を行いながら事務事業の見直しを進めていくことは、現場における負担が大きくなることから、現

場の意識改革が必要であるものと考えております。そこで、DX推進部門が第三者として関わることによりまして、新たに業務改善の視点を加えることが期待できることから、各現場へ赴いて支援を行うことは非常に有効であるものと認識しております。これまでも各課におけるDX推進の取組に対しましては、企画部及び情報管理部の職員が伴走して支援しております。今年度、教育現場の教員の負担軽減を目指しまして、DXの活用につきましては情報を共有し、既に検討を始めているところでございます。

御質問者から御指摘をいただきました消防現場におけるDXの推進につきましても、現場の負担軽減、これに大きく寄与することからも、今後速やかに所管部署と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。ここの2つの部署のDXが進めば、市川市全体のDXも大きな進捗が図れるかと思えます。ぜひともお願いをいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 次に、清水みな子議員。

○清水みな子議員 日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして、一問一答で一般質問を行います。

まず最初に、ゴールドシニア外出支援事業チケット75についてです。

(1)として、申請件数及び課題について伺います。

11月29日に75歳を過ぎた知り合いからチケット75、これが届いたよ、ありがとうというLINEが入りました。市川市は、これまで給食費の無償化をはじめ、子育て支援を充実、拡充してきました。高齢者からは、私たちは置き去りかなという、そういう声がたくさん聞かれていましたけれども、今回の外出支援チケット75はとてうれしいというふうに言っております。ある方は、お友達と75歳になってよかったねというふうに喜びましたというLINEもありました。またその一方で、タクシーチケットを受け取った方から、近くの駅からのタクシー会社がリストに入っていないなかったので次回からは入れてほしいという、そういうお電話もありました。

そこで、申請状況と課題について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 まず、申請状況につきましては、10月23日より11月15日までの間を1次受付期間としまして、この間にバス、タクシー合計で2万2,848件の申請がありました。そのうちバスは1万1,187件、タクシーは1万1,661件と、それぞれ1万件を超える申請でありました。

課題といたしましては、結果的に予算の上限を超える申込みがありまして、一部の方にこのタイミングで配付できなかったこと、また申請を希望する方に十分に周知が行き渡っていない可能性があること、このあたりが課題であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。バス、タクシーとも1万人を超える応募があったということです。市は1万人ぐらいだろうという、そういうことだったということですが、やっぱりまだまだ知らない方がたくさんいたのではないかというふうに思います。自治会の掲示板にはポスターが貼ってありますけれども、その申請用紙が手元にないと、どうすればいいんだという方も多かったと思います。自治体はとにかく申請主義です。プッシュ型というのはほとんどありません。ですから、申請すること、これは確実に相手に情報を伝えることだというふうに思いますので、その点はしっかり行ってほしいと思いますが、次に、周知方法について伺います。

市議団では、申請用紙がホームページにアップされてから、すぐに用紙を1人当たり50枚から100枚印刷して地域を回りました。私は、11月の締切の1週間前にスーパー前で宣伝を行いました。その際にチケット75の話をして、申請用紙も配布しました。そうしたら、やっぱり何人か受け取る方がありまして、掲示板で知ってはいたけれども用紙がなくてどうすればよいか分からなかったと、そういう方たちがやっぱりいたわけです。その点で、市がどのように周知をしてきたのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 周知に当たりましては、「広報いちかわ」や市のウェブサイトへの掲載をはじめ、自治会掲示板、いきいきセンター、地域ケアシステムの拠点、高齢者サポートセンターにおけるチラシの掲示や配架のほか、10月3日のゴールドシニアイベントや市民まつり、行徳まつり、また民生委員や高齢者クラブの会議での事業紹介などを通じて周知を図ってまいりました。そのほか、記者会見では8月の補正予算の提案時、また10月の事業開始時と2回にわたって案内をさせていただきまして、各紙において報道をいただいたことなどもあり、多くの方に情報が伝わったと考えております。今後は、地域における会議などで改めて周知を図るとともに、事業の実施を通じて利用された方の口コミなどからも、さらに周知が広がっていくものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 よく「広報いちかわ」というふうには、市公式ウェブサイトへ掲載というふうには言われるんですけども、今、商業新聞を取っている方というのが本当に少なくなっておりまして、「広報いちかわ」が行き渡らないという、そこで見る事ができないという方たちもやはりたくさんおりますので、市議団では、やっぱり全戸配布、全員に配布はどうかというのを毎回ごとに訴えをしているわけですけども、そういう点も考えていただきたいなというふうに思います。

今回、QRコードで申込みということで、私も地域を回りますと、娘さんや息子さん全部やってくれたという方たちもたくさんいました。また、バスやタクシーは乗らないよという方もいますし様々な方がいたんですけども、今回1万人を超えたということで、(3)として今後の取組について伺いたいと思います。

私たちにも様々な御意見があるんですけども、市にも御意見があったと思いますけれども、それらを踏まえて今後の取組はどのように進めていくのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 8月の報道発表以降、市民の皆様からは様々な御意見をいただいております。事業自体に関しましては、高齢者にとってよい事業であるといった評価の声を多くいただいております。一方で、チケットが希望者全員に行き渡るようにしてほしいといった御意見も大変多くいただきました。そのほか、市民まつりや行徳まつりで申請を受け付けましたけれども、気になってはいたけれども窓口に行くのが手間であったので、このようなイベントで受け付けてもらえるのはありがたいといった御意見や、申請窓口に関して、駅から近い市川駅行政サービスセンターや南行徳市民センター、また高齢者も多く利用する公民館などでも受け付けてほしいとの希望もありました。

周知に当たりましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、自治会、町会にはチラシの掲示に御協力をいただいたほか、いきいきセンターや地域ケアシステムの拠点、高齢者サポートセンターなど、高齢の方にとって身近な場所にもチラシや申請書を配架したところです。今回の申請状況を鑑みますと、まだまだ多くの希望者がいらっしやると考えられます。市民の皆様からいただきました御意見なども参考にしながら、希望者がより円滑に申請できるように検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。ある方は、民生委員さんが申請用紙を持ってきてくれたんだけど、ポストまで行けないと、歩けないのでポストまで行けないと。でも、タクシーはいつも使っているのでタクシー券が欲しいんだというふうな話をされました。そこで、私が市役所に持っていくのでその場で記入してくださいねと言って、それでその場で記入してもらって、書いてもらったんですけども、やっぱりまだまだ地域を歩いて声をかければよかったなというふうに思ったところです。

再質問なんですけれども、自治会、町会に御協力をいただいたということなんです、ある自治会長さんは、チケット75の掲示板用のチラシを持ってきた若い職員に、一緒に申請用紙を二、三枚でも持ってきてくれたら自分のところで印刷して回覧板で回すのに、何で持ってきてくれないのかという話をしたんだそうです。そうしたら、ホームページから印刷してくださいと、QRコードもありますからというふうに言って帰っていったと。本当に年寄りのことを何も知らんのかなというふうに怒っていました。パソコンはあっても印刷機がなければ印刷はできないわけで、そういうところではもう少し配慮があってもよかったのではないかというふうに思います。自治会、町会の協力という点では市はどのように考えているのか、その点について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 今回、自治会、町会さんには事業の周知用チラシについて、掲示板への掲示を依頼させていただきました。そのほか、自治会、町会によっては対象者に個別に御案内をいただいた例や、申請書を取りまとめて御提出いただいた例など、様々な形で事業の周知や申請に御協力をいただいたと伺っております。今後、事業の周知方法など、自治会、町会の方々から寄せられる御意見等を踏まえまして、可能な限り自治会、町会の負担にならないよう配慮をしながら事業を実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。先ほども言いましたけれども、様々な企画や事業が「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトを見てくださいというふうに言われますけれども、スマートフォンを持っていても、かける機能だけ、受け取る機能だけ、それしかできないという高齢者もたくさんいます。市公式ウェブサイトは見れないという方もいらっしゃいます。ぜひその点は市としても自覚をして進めてもらいたいなというふうに思います。

今後については、先ほども言いました様々な御意見を取り入れていただいて改善するという事なので、来年度以降の取組に期待をしたいと思います。

次の大項目、国府台遺跡の発掘について伺います。

(1)として、今回の発掘調査の概要について伺います。

私は、今年2月の定例会の代表質問をさせていただきました。その際には、国府台公園野球場における発掘調査の進捗状況、それから国府台遺跡に対する市の認識、北下遺跡の保存、遺跡の市民への公開などについて伺いました。その際に、設置予定とされていた史跡の説明板、これが掲示されました。ありがとうございました。その説明板は宝探しのようになりますが、見つけると、やった、ここにあったと、やっと見つけるとうれしいものです。今回は、2月定例会以降これまでの調査で国府台遺跡がどこまで明らかになったのか、この点について伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

令和5年2月定例会以降、これまでの国府台遺跡に関する発掘調査の成果について、調査区域ごとにお答えいたします。

初めに、国府台野球場内におきましては、堅穴建物や掘立柱建物の柱跡などが確認できました。次に、千葉商科大学の敷地におきましては、複数の掘立柱建物の柱跡がまとまって出土し、また意図的に幅や深さを広げた溝や塀なども確認できました。これまでに実施してきた野球場内での調査結果を踏まえると、国衙の中でも、より重要な施設が同大学内にあったのではないかと推定しております。

次に、10月28日の現地説明会で多くの市民の皆様にご覧をいただきました野球場の北側に位置する千葉商科大学の旧アーチェリー場と西消防署国府台出張所裏手の2か所からは、幅約2mの北東角と北西角の溝が確認できました。それぞれの角を結んだ東西の距離は約220mあり、下総の国の国司やそのほかの役人が執務を行う空間である国衙の主要施設を区画していた遺構であると推定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 10月28日の現地説明会にも行かせていただきました。まだまだ全容解明には時間がかかりそうですね、今後も発掘作業を続けていかれるということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

毎日新聞でこんな記事を見つけました。千代田区にあるイギリス大使館が再開発で業者に売られました。その跡地から、弥生時代の堅穴式住居跡が28棟確認されたということです。千代田区と業者の話合いが何回も行われましたけれども、折り合いがつかずに遺跡として現地に残すことは難しいと。さらに、調査後埋め戻されてマンション建設が始まるということでした。現地説明会も開かれず、都心における遺跡活用の難しさを改めて浮き彫りにしたと記者は結んでいます。国府台遺跡についても、きちとなされた後は埋め戻されるというふうに思いますけれども、やはり市民への公開をどのように進めていくのか、これについてはしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

その後の発掘調査について伺います。(2)として伺います。国府台公園野球場の工事が始まっています。令和4年、5年は工事が始まらないというふうに思っていたんですけども、始まりました。今回、今定例会の補正予算で令和5年、6年度の繰越予算の増額が確認をされたところです。その工事が始まる中でたくさんの木々が伐採されていることは、それはそれでちょっと問題だと思いますけれども、その工事が始まっている中で、どのような発掘調査を進めていくのか伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

今後、本年度中に実施する国府台遺跡の発掘調査につきましては、野球場整備工事と並行しまして、スタンド外周での調査を12月中に実施いたします。また、千葉商科大学に御協力をお願いした上でとなりますが、大学の敷地やスポーツセンター内において、地中レーダー探査による非破壊調査を実施することを予定しております。地中レーダー探査とは、高周波数の電磁波を地中に放射し、その反射波を測定、解析することで地中の地質状況や空洞、埋設物などの位置や深さを推定する調査でありますことから、例えば、アスファルトなどに覆われている場所においても、この地中レーダー探査を用いれば、地上から非破壊で地中の様子を調べることが可能となります。この調査を行うことで、下総の国の国庁や国衙に関連する遺構の存在を確認するとともに、今後の発掘調査実施に向けた計画を立てていくための一助になるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 地中レーダー探査による調査をこれから行うということですが、全容解明に向けて最後まで発掘調査を進めていただきたいと思います。

では、市長にお伺ひいたします。最愛のお母様を亡くされてお悔やみを申し上げます。市川市を中心に国府が

置かれていたということが明らかになっています。下総の国は、千葉県北部、茨城県南西部、埼玉県南東部、東京都東部を含めた本当に広大な地域、1都3県地域の中心が市川市国府台に国庁が置かれていたこと、これを遺跡としてやっぱりはっきりさせたいというふうに思うところです。市川市は市制90周年、これに向けて、また100周年に向けて、市川の歴史が明らかになれば本当にわくわくするものだというふうに思います。市長としてこのことをどのように感じているのか、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 私たち一人一人の体の中に、数万年以上前からの遺伝子が継承されているわけでありますが、その先人たちがどういう歴史を紡ぎ、どういう文化を持っていたのか、それを知ることは本当に大切だと思いますか、楽しいことだと思います。さらにそこから温故知新、古きをたずねて新しきを知ると、これからの未来をどのようにすべきかを考えていくという大切な学びでもあると思っています。

そこで国衙、そしてその中心の国庁というものをしっかりと探り当てて、最終的にはバーチャルな形でそれを次の時代の人たちにしっかりと継承していくことをぜひ実現したいというふうに思っています。愛すべき市川の地に国府があったという誇りを、そして多くの市川市民の皆さん方はじめ、多くの地域の方々にも知っていただきたいというふうに思っています。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 ありがとうございます。市長にその思いをお聞きしました。

9月9日に市川緑の市民フォーラムと文全協という、文化財保存全国協議会が共催で、「下総国府と葛飾郡衙」と題して講演、シンポジウムが開催されました。130人を超える参加者が集まりまして、本当に関心の高さがうかがえました。私も参加をさせていただきました。講師の先生のお話から、市川市国府台に下総の国府が置かれたのは、水上交通と陸上交通の接点となる交通の要衝があったことが国府に選ばれた理由ではないか、このようにおっしゃっておいりました。そして、今回の発掘結果について、このように倉庫の跡が密度高く見つかったことは、国衙、官衙と関係することは明らかで、葛飾郡衙、正倉院の可能性は高いという見解を示されました。行政機関の中心となって進めているのが国司であり、政務や儀式を行う政庁が国庁、さらにその周辺に形成された実務を行う諸機関が国衙と、こういうふうに言われています。こうした遺構の存在が目に見えるものとなるよう何らかの形で地表に表す必要がある、そうして初めて市民がこの地域の歴史を理解することができる、このように話されました。本当にそのとおりだというふうに思います。

先ほども要望しましたがけれども、市民への公開、これをぜひお願いします。3Dによる映像、またジオラマなどで当時の様子を明らかにしていくなど、やっぱり目に見える形での公開、これを要望します。

次に、全国国府サミットに関する市の認識について伺います。

(1)は、小松市で開かれた全国国府サミットにおける本市の報告についてです。

本市が小松市で開かれた全国国府サミットに参加した経緯、市長が国司の格好をして式典に参加したというふうに先順位者から伺いましたけれども、本市がその際にどのような報告をしたのか、改めて伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、本市が全国国府サミットへ参加いたしました経緯についてお答えします。このたびの開催市でありまして石川県小松市からは、昨年9月、令和5年度に同市で全国国府サミットを開催するとの通知がございました。サミットの開催につきましては、前回の第4回サミットが平成26年度に広島県府中市でございましたことから、今回は9年ぶりの開催となるものでありました。その間、本市におきましては国府台野球場整備工事に伴う発掘調査を令和元年度から実施しており、国衙に関連する遺構が確認されてきておりましたことから、サミットに参

加することといたしました。

次に、サミットでの報告内容であります。サミットでは、会場に投影された資料に基づき、参加した自治体ごとにとり組事例が報告され、田中市長自らが本市の取組を発表いたしました。各自治体の持ち時間が4分間という大変限られた時間でありましたが、下総の国の規模と国府及び国府関連施設の位置関係、国府台野球場や千葉商科大学での発掘調査の成果、全国国府サミットの後に実施する現地見学会のことに加えまして、梨やノリなどの産業、花火大会や行徳神輿、動植物園の動物たちなど、本市の魅力をPRしてまいりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。先順位者への答弁で、この国府サミットに参加した自治体が少ないことに驚きました。今、全国には68の国府があったというふうになっていますけれども、今回参加したのは市川市をはじめ12の自治体ということでした。そのことは、国府の遺跡調査をしていないところが多いということなのかもしれません。その点で、市川市では遺跡調査を続けていること、また本市の魅力をPRしたことで、次回開催地が市川市に決まったということではないでしょうか。

次に、(2)として本市における全国国府サミットの開催について伺います。

前回の開催から9年ぶりの開催ということで、次回、市川市で行うとしてもいつになるか、これはちょっと分かりませんが、本市で開催される予定の国府サミットではどのようなことを実施する予定なのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

本市で来年度以降に開催することとなりました全国国府サミットの内容につきましては、小松市や、これまでに開催した自治体の事例を参考にしながらも、本市の特色などを踏まえた本市ならではの開催を目指してまいりたいと考えております。メイン会場での式典と併せ、サミットの開催に伴う関連事業も実施する方向で検討を進めてまいります。関連事業の一例といたしましては、国府関連の企画展や講演会、市民が参加する各種イベントなどの実施が考えられますが、国府台遺跡での発掘調査の進捗状況も踏まえながら、具体的な内容については今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 開催時期を含めて具体的な内容は今後検討するということですが、まず、その際に外環道路の工事での発掘調査で出土した丸木舟、ぜひこれを市川市で展示していただきたいというふうに思います。現在、千葉県大多喜町の県の施設で管理をしているということをお聞きしていますが、やはり丸木舟、市川市にあってこそ、子どもたちや市民に公開してこそ意味のあるものだというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

東京外郭環状道路建設に伴う千葉県の発掘調査において発見された丸木舟は、道の駅いちかわの北側に位置する雷下遺跡から出土し、7,500年前の縄文時代のものとされています。この丸木舟につきましては、考古博物館が令和元年度に実施いたしました企画展「大地からのメッセージー外かん自動車道の発掘成果ー」において、数多くの展示品の中でも最も注目されたものの一つとして来場された皆様の関心を集めました。

御質問のサミットの開催における丸木舟の展示につきましては、多くの縄文時代の遺跡がございます本市の歴



史の特色を改めて市内外の皆様に知っていただくよい機会となりますことから、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。やはり市民の目に触れることが大事だというふうに思います。ぜひ丸木舟については千葉県とも協議していただいて、市への展示を計画してください。丸木舟は、先ほどもありました7,500年前のものということで、現状では国内最古というふうに言われています。それまでの最古のものは7,000年前ということですから、それよりも500年も前となります。しかし、丸木舟は1万年ぐらい前から使われているらしいので、もっと古いものが見つかる可能性があるというふうに行われているところですよ。

市川市で見つかった丸木舟は全長約8mということで最大級。島根県の宍道諸島の先生方が、丸木舟を実際に作り、実験をしたそうです。そうすると、その丸木舟は5人でこいで時速五、六km、10時間こいで50kmから60km進んだという、そういう新聞記事がありました。このことから、東京湾内の交流ネットワークが想像できますし、先ほど前に先生が述べた水上交通の拠点としての市川市を感じ取ることができるのではないのでしょうか。サミットの期間だけの展示ではなくて、市川市に丸木舟を展示する、持ってきてこそ意味があると思いますので、ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

次に、最後の小塚山公園について伺います。

(1)の研修室の使用率、利用方法についてです。

これまで北国分地域では、小塚山公園の市民の森の側にありました小塚山研修所を借りていました。2階に2部屋、和室で40人から50人入るところ、そして1階に1部屋、椅子席で10人ほどが入る、そういう研修所がありました。北国分地域には、何回も言いますが公民館も図書館も、また気軽に集まる場所ありません。新しい小塚山公園ができるときに、ここをどういう公園にするかという話し合いを何度か持ちました。そこで、管理棟に2部屋研修室ができ、借りられるようになりました。管理棟の中に研修室をつくってほしいと要望してきたところです。利用方法が以前と同じ方法だと聞きましたが、簡単には借りられないようです。時間がかかります。

そこで、研修室の使用率、また利用方法、これについて伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えいたします。

小塚山公園にある新たな管理棟は、令和4年3月に完成し、研修室は5月から主に地域住民のコミュニティーの形成や、教養及び健康増進を図る活動に利用されています。研修室は2部屋あり、利用時間は午前9時から午後9時までの間で、午前、午後、夜間の3区分で予約を受け付けております。研修室の使用率は、今年度11月末までの平均で約61%、最も使用率が高かったのは5月の約71%であります。研修室の利用に当たっては、初めに、公園施設の使用団体として登録していただきます。登録後は、研修室の利用予定日の2か月前から、土日と祝日を除いた14日前までに必要な申請書類を市役所公園緑地課に提出していただきます。申請内容が許可の条件に合致していれば許可証を交付し、研修室の利用が可能となります。

なお、このように申請内容の確認等がありますことから、電話等による当日利用の問合せや申請には現在対応しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 お聞きしましたけれども、公民館などの使用とは違って、電話で確認して、それから土日を除く14日前ですから十七、八日前には申請用紙と、それから返信用の封筒を送って、また返してもらうというこ

とで、84円切手で、往復で168円かかるわけです。本当にやり方がアナログといたしますか、そういうのがずっとまだこの公園の利用には残っているのではないかというふうに思っているのです。それも直していただきたいというふうに思いますけれども、研修室は、団体登録をして初めて借りられるということになっています。前の小塚山公園、前の研修所ときは何団体が登録をして借りていたのか。そして、コロナ禍でサークル活動をやめてしまった団体もあるでしょうし、新しくできた小塚山公園の管理棟にある研修室、ここには何団体が登録をされているのか。そして、団体登録すれば借りられるということを知らない住民もいるのではないかという話も聞いたことがあるんですけども、団体登録の数、周知について、これについて伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 市民の森側にあった旧管理棟の研修室の利用登録団体は、令和2年度末の実績で13団体でありました。新たな管理棟の研修室の利用登録団体は、令和5年度の現時点で13団体であります。現在、研修室の利用に関しての周知は行っておりません。今後は、利用条件や利用方法について、市公式ウェブサイトなどで周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。13団体と数は同じですけども、全く同じ団体ではないというふうに思います。先ほども言いましたけれども、コロナ禍で団体を解消した団体も知っていますので、その点ではぜひ、周知を図っていないということなので、周知を図っていただきたいというふうに思います。

次に、研修室の利用に係る手続を簡素化できないかどうか、これについて伺います。研修室の利用には、利用日の2週間前、土日、祝日を除く2週間前です。空いているにもかかわらず、公民館のように気軽には使えない状態です。

そこで、これらの手続の日数で使用できる、これらの手続を簡素化できないかどうか、これについて伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

研修室を利用するためには、公園をイベント等で使用する場合と同じように、市川市都市公園条例施行規則に規定する都市公園制限行為許可申請書を提出していただきます。この手続に関する申請は月に約100件と多く、申請内容の確認や審査に時間を要しております。なお、申請書は郵送やファクスでも受け付けており、許可証は、提出時に切手を貼った返信用封筒をいただければ郵送で対応しております。

手続の簡素化は、使用する市民団体の利便性の向上だけではなく、市の業務効率化の観点からも望ましいと考えております。今後、手続のシステム化などを含め検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 簡素化も進めていくという、手続のシステム化も進めていくということですけども、やはり14日間、土日、祝日を入れたら十七、八日間というのは、もうあまりにも期間が長いというふうに思いますけれども、これの短縮というのは考えられないのかどうか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 都市公園制限行為許可申請の手続期間の短縮につきましては、今後、手続の簡素化も含め、同時に検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 手続の簡素化は進めたいと思いますし、団体登録をしている団体しか借りられませんから、例えば電話で確認をしてオーケーとかにならないかなというふうに思います。申請手続の短縮化、それから手続のシステム化、簡素化、これをぜひ進めいただきますように要望いたします。

次に、(3)の自動車図書館の巡回先に小塚山公園を加えることができないかどうか、これについて伺います。

現在、図書館で運行している自動車図書館みどり号に関しては、北国分地域では3か所巡回していますが、もう1か所、小塚山公園を新たに巡回先に加えることができないかどうか伺います。小塚山公園にはたくさんのお子どもたちも遊んでいますし、散歩している方もたくさんおられます。自動車図書館があるということも知ってほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

本市の自動車図書館は昭和50年より運行を続けており、車体が緑色であることからみどり号の愛称で親しまれております。自動車図書館では、近隣に図書館のない地域を定期的に巡回し、図書の貸出しや返却等の業務を行っており、高齢者や障がい者等図書館に来館することが困難な方をはじめ、多くの方に図書館サービスを提供しております。巡回地点につきましては、令和4年10月にそれまでの18か所から25か所に増設する見直しを実施したところでございます。1か所につき月に2回ずつ巡回しており、1回の滞在時間はおおむね30分から40分程度としております。

御質問の小塚山公園につきましては、北国分、堀之内地域は図書館のない地域であるため、巡回地点とした場合、多くの方の利用が見込まれるものと考えられます。しかしながら、この地域には既に北国分2丁目公園、堀之内公園、歴史博物館の3か所に巡回をしている状況でございます。また、自動車図書館に巡回してほしいという要望は市内の多くの地域から寄せられている状況にもございます。このことから、今後小塚山公園に新たに巡回するかについては、地域バランスや既存の巡回地点の利用状況など様々な要素を勘案しつつ、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。自動車図書館のみどり号のホームページを見ますと、巡回コースと1か所30分から40分間の刻みのルートがびっしりと書かれております。記されておまして、本当にこのコース取りも大変だろうなというふうに思うところです。

先ほど答弁にありましたように、昨年巡回箇所を7か所増やしたそうですけれども、新たにこの巡回地点を指定するとき、増やすときはどのような基準で選んでいるのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

巡回地点につきましては、先ほどお答えしましたように、令和4年10月にそれまでの18か所から25か所に増設いたしました。その際、新たに巡回する7か所を選定するに当たり、基準として次の4つを設定いたしました。1つ目は、巡回先の周辺に図書館及び関連施設がないこと。2つ目は、住宅や社会福祉施設が集積する地域であって一定以上の利用が見込まれること。3つ目は、地域からの要望が多く寄せられていること。4つ目は、運行距離や移動時間に照らして運行ルートに支障なく組み入れられること。以上4つの基準に基づき、候補地の中から最終的に7か所を選定したものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 地域からの要望がたくさんあるということが重要だと思います。

自動車図書館は今1台で市内を回っているということで、その1台が故障した場合、仮の乗用車に乗せて回っていたというふうにお聞きしました。やはりこの1台では、先ほど言いました昭和50年から回っているということなので、その1台が故障したら、もうその後なかなか大変になるということなので、例えば、もう1台増やしていただいて、1か所に30分ではなく1時間くらい止まるとか、ちょっと工夫ができないかなというふうに思うところです。ぜひもう1台、自動車図書館も増やしていただきたいということも検討していただくように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時25分散会

第 5 日

令和5年12月12日（火曜日）

令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問 太田丈之議員、川畑いつこ議員、廣田徳子議員、久保川隆志議員、石原たかゆき議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 41名

|   |   |      |     |
|---|---|------|-----|
| 門 | 田 | 直    | 人   |
| 野 | 口 | じゅん  |     |
| 丸 | 金 | ゆきこ  |     |
| 富 | 家 |      | 薫   |
| 沢 | 田 | あきひと |     |
| 太 | 田 | 丈之   |     |
| 小 | 山 | 田    | なおと |
| 川 | 畑 | いつこ  |     |
| ほ | と | だ    | ゆうな |
| 国 | 松 | ひろ   | き   |
| や | な | ぎ    | 美智子 |
| と | く | た    | け   |
| 中 | 町 | けい   | い   |
| つ | ち | や    | 正順  |
| つ | か | こ    | し   |
| 加 | 藤 | 圭    | 一   |
| 久 | 保 | 川    | 隆志  |
| 西 | 村 |      | 敦   |
| 中 | 村 | よし   | お   |
| 大 | 久 | 保    | たかし |
| 石 | 原 | たか   | ゆき  |
| 清 | 水 | みな   | 子   |
| 廣 | 田 | 徳    | 子   |
| に | し | む    | た   |
| 石 | 崎 | ひで   | ゆき  |
| 堀 | 内 | しん   | ご   |
| 細 | 田 | 伸    | 一   |
| 青 | 山 | ひろ   | かず  |
| 石 | 原 | みさ   | 子   |
| 宮 | 本 |      | 均   |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 大 | 場 | 健  | 諭 |
| 稻 | 葉 | 文  | 二 |
| 小 | 泉 | よし | 人 |
| 石 | 原 | の  | り |
| 増 | 田 | 好  | 秀 |
| 越 | 川 | 雅  | 史 |
| 中 | 山 | 幸  | 紀 |
| 松 | 永 | 鉄  | 兵 |
| 竹 | 内 | 清  | 海 |
| 加 | 藤 | 武  | 央 |
| 岩 | 井 | 清  | 郎 |

欠席議員 1名

浅野さち

説明のため出席した者の職氏名

|   |    |   |   |   |
|---|----|---|---|---|
| 市 | 長  | 田 | 中 | 甲 |
| 副 | 市長 | 松 | 丸 | 多 |
| 副 | 市長 | 本 | 間 | 和 |
| 代 | 表  | 植 | 草 | 耕 |
| 代 | 表  | 田 | 中 | 庸 |
| 教 | 育  | 本 | 住 | 敏 |
| 危 | 機  | 麻 | 生 | 文 |
| 市 | 長  | 蛸 | 島 | 和 |
| 総 | 務  | 小 | 川 | 広 |
| 企 | 画  | 田 | 中 | 雅 |
| 財 | 政  | 稻 | 葉 | 清 |
| 管 | 財  | 小 | 林 | 茂 |
| 情 | 報  | 森 | 田 | 敏 |
| 文 | 化  | 立 | 場 | 久 |
| ス | ポ  | 佐 | 藤 | 美 |
| 市 | 民  | 根 | 本 | 敏 |
| 経 | 済  | 鷲 | 沼 | 泰 |
| こ | ど  | 菊 | 田 | 滋 |
| 福 | 祉  | 川 | 島 | 俊 |
| 保 | 健  | 二 | 宮 | 賢 |
| 環 | 境  | 小 | 塚 | 眞 |
| 街 | づ  | 岩 | 井 | 忠 |
| 道 | 路  | 藤 | 田 | 泰 |
| 下 | 水  |   |   | 博 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---



# 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、御報告申し上げます。

去る12月11日、松永鉄兵議員から議会改革特別委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会改革特別委員に欠員を生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに石原みさ子議員を議長において委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

○稲葉健二議長 日程第1一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員 おはようございます。参政党、太田丈之です。通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

大項目1、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成について質問いたします。

(1)本年9月29日、インフルエンザ予防接種を促進するための経費4,410万円につきまして専決処分が行われました。その経緯についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本年は、9月から全国でインフルエンザの患者が急増し、市内の学校においても学級閉鎖が相次ぐなど、例年より早い段階でインフルエンザが流行しました。その後の感染拡大が見込まれましたことから、生後6か月から小学校6年生までの市民に対し、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するため、緊急的に実施したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。

(2)、では、どのようなワクチンが費用助成の対象になるか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

費用助成の対象となるワクチンは、厚生労働省において、法律に基づき有効性及び安全性が確認され、製造、販売、承認されたインフルエンザワクチンとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。現在承認されているワクチンは、従来からある不活化ワクチンと、今年3月に国内承認された経鼻生ワクチン、これは鼻から入れるタイプのワクチンになります。この2種類だと思います。並行して、メッセンジャーRNA技術を利用したインフルエンザワクチンの開発も進んでいます。先月、南相馬市のワクチン製造工場に伺って聞いたところによると、インフルエンザ用のワクチンについては、既に来シーズンからの市場投入を見込んでいたということでした。年間の生産能力は5億本だそうで、現在、メッセンジャーRNAワクチンを打ち続けているのは世界で日本だけですので、1人当たり年間4本ということにな

ります。このほか、既にモデルナ社から国が買うと約束させられている、あるいは約束しているのが年間4,000万本と言われています。今後、コロナはもちろん、様々な病気の治療薬やワクチンがメッセンジャーRNA技術によってつくられることとなります。

そこで、(3)今後インフルエンザ用のメッセンジャーRNAワクチンが承認された場合、費用助成の対象となるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

このたびの専決処分における子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成につきましては、令和6年1月までに接種したものを対象としております。現時点におきまして、インフルエンザのメッセンジャーRNAワクチンが製造、販売、承認されるとの情報もないことから、現状では助成の対象とはなりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。今回の助成対象にはならないとのこと、理解しました。

新型コロナウイルスへの対策として、2021年に登場したこのメッセンジャーRNAワクチンについては、接種件数と超過死亡数とはかなりの相関関係があることが分かっています。本市でも超過死亡数が増えたのは、ワクチン接種が始まった2021年からであり、特にワクチン接種回数が多い月の翌月、亡くなる方が増えています。本年9月20日から秋接種が開始されましたが、10月に亡くなられた方は、10月としては過去最高の388人、懸念していたとおりに亡くなる方が増えました。なぜこのような状況が全国的に放置されているのか、私は大変疑問なのですが、医療の業界では、コロナウイルス及びコロナワクチンの副反応について語ることでタブーとされていて、そこに触れると職を追われたり、左遷されたりするようです。現在の技術だと人工的にウイルスをつくることはとても容易なことらしく、京都大学の教授がウイルス自体が人工物であるとしか考えられない、ワクチンのことではなくウイルス自体が人工物であるという論文を発表しています。ウイルス学をやられている専門家の方がDNAの配列を見ると、一目で明らかにおかしいと分かるはずなのに、誰も協力してくれない、何の得があるのと言われ相手にされず、議論することもできないのが現状だそうです。結局、この方は京都大学を辞めることになりました。

今回、この助成対象となる子どものインフルエンザ予防接種について、現状は任意ですが、世界保健機関、通称WHOという国際機関が来年、令和6年5月に国際保健規則の改定を予定しています。現行の規則では、第3条に個人の尊厳、人権、基本的自由を十分尊重してとの記載がありますが、改定案ではその部分が削除されています。このまま改定が実施された場合、ワクチン接種が拘束力を持って強制的に実施される、各個人の任意ではなくなる可能性が高いと考えています。現時点で国から何か情報は入っているか、どうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

国際保健規則の改定に関する情報につきましては、現時点において国から情報は入っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。市民の皆さんがワクチンのメリット、デメリットを考えることもできず、ワクチンを打たないという選択ができなくなることをとても危惧しています。12月11日現在、新型コロナワクチン秋接種の接種率は、小児、乳幼児で1.3%です。大半の親御さんが子どもにはワクチンを打たせないという選択をされています。ちなみに65歳以上の接種率は43.9%ですが、49歳まででは1桁台、6%以下の数字とな

っています。市民の皆さんの中には、ワクチンや西洋医学、対症療法に頼ることなく、健康な体で毎日生活ができるよう食生活などに留意して、人間に本来備わっている免疫力を高める、上げる、維持することが大切だと考えている方も多数いらっしゃいます。来シーズン以降も実施が想定されるインフルエンザ予防接種について、市民のおのの納得のできる選択ができるよう、選択する自由が侵されることがないように、WHO及び国の動向を注視していただき、まずは市民の皆さんにできるだけ迅速に情報提供を行っていただくよう、よろしく願いいたします。

次に移ります。大項目2、精神疾患患者数の増加への対応についてお伺いします。

まず、精神疾患の患者の皆様日々向き合っている医療従事者の皆様、福祉関係者の皆様の御尽力に、一市川市民として心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

(1)世界では精神疾患患者数が減少傾向にある中、市内の現状をどのように捉えているかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市の精神疾患患者数につきましては、国民健康保険加入者の通院状況から見ますと横ばいの傾向であります。公的医療保険のうち国民健康保険加入者以外の状況については把握しておりません。また、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、今年の3月末現在5,032人であり、10年前と比較すると約2倍となっております。この手帳の申請に係る診断書の病名で最も多いのは鬱病などの気分障がいであり、次いで統合失調症、発達障がいとなっております。なお、手帳の新規取得者は毎年300人前後増えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。厚生労働省のデータによると、2017年、日本の精神疾患患者数は419万人、現在の方法で再評価すると610万人、2020年、日本の精神疾患患者数は623万人、国民20人に1人、そのうち入院患者数は29万人だそうです。国民20人に1人が精神疾患ということで、市川市の現状が気になったのですが、現在総数は把握することが難しいということは理解しました。

本市においても、障がい者支援の対象者については増加傾向であるとのことですが、対象者が増加している理由をどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 精神障害者保健福祉手帳所持者の増加理由につきましては、一般的には長引く不況などによる経済状況の悪化や生活不安、それに伴う対人関係の悪化などによりストレスが増え、鬱病や不安障がいなどが増えたことが要因の一つと考えられます。手帳の発行元である千葉県精神保健福祉センターは、増加要因として、発達障がい、認知症などの増加や、若い年齢層の障がいに対する理解、啓発が進み、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療を取得することのメリットについての認識が広がり、申請者数の増加につながっているのではないかとの見解を示しています。また、本市の傾向といたしましては、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級を5年前と比較すると、重度の1、2級の割合は減り、比較的軽度である3級の方の割合が増えている傾向となっております。本市においても、以前に比べ精神疾患への理解が広がり、心や行動の面で心配があった際に医療機関への受診や手帳の申請がしやすくなっていることが増加の要因の一つと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。これも厚生労働省のデータですが、全国で精神疾患での入院患者数29万人のうち、1か月で治療を終えたとして退院できる患者さん約300人、1年以上の入院患者が全体の6割、さらに5年以上の入院患者が全体の3割だそうです。治らない、治せないから患者が増え続けるという側面もある

ようです。このような現状もあり、増加傾向にある精神疾患に対する支援について、市ではどのような対応を考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市内の精神保健福祉に関する電話や面接相談の窓口は、主に県の市川保健所が担っており、保健師や精神保健福祉士が相談及び必要に応じた家庭訪問を行っています。また、医療機関に受診するには抵抗がある方などのために、本人や家族を対象に精神科医が定例相談を実施しています。本市では、障がい者支援課において手帳の申請受付、障がい福祉サービスの利用等に関する相談業務を行っています。また、障害者総合支援法に基づいた支援としまして、精神障がいのある方の通院に係る医療費負担を軽減する自立支援医療の申請手続や、ホームヘルパーの派遣、グループホームへの入居、自立訓練、就労移行支援などの自立に向けた支援のほか、退院後の地域生活をスムーズに移行できるように支援します地域移行、地域定着支援など様々なサービスがあります。

精神障がいのある方の抱える課題としては、心の健康や子どもの発達や不登校、ひきこもり、夫婦や家族の不和、介護や障がいに関すること、就職や失業、経済的な債務や生活資金の悩みなど、内容が非常に多岐にわたっています。こうした相談につきましては、本市が委託している基幹相談支援センターえくるが本市の急病診療・ふれあいセンター内と行徳支所内の2か所にありまして、個別の相談に対応しています。

今後も、精神障がいのある方が安心して暮らすことができる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。2020年の日本の抗鬱薬の市場規模が、2011年比29.8%増の6,678億円となっており、世界一の精神薬消費国だそうです。ADHDの治療薬が300億円、2011年比だと5倍ぐらいの増加、市での実数把握は難しいとのことですが、患者はどんどん増える、投薬しても治らない。製薬会社とかお医者さんにとってはもしかしたら都合がいい状況かもしれませんが、患者さんは全然幸せじゃありません。国、内閣府、厚生労働省の対策についてもいろいろ調べましたが、結局、国は精神科のお医者さんをコントロールすることができず、そこで大量の投薬が行われ、そして障がい者認定を受けた方は地方自治体の福祉部門に丸投げという感じで、もう野放し状態のように私には映ります。

チェックリストを基にした診断が積極的に行われるようになったのも、患者さんが増えた一因のようです。厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムというのがあります。労働者が50人以上いる事業所では、毎年1回この検査を全ての労働者に対して実施することが義務づけられています。試しに私もやってみましたが、ストレス大という診断が出ました。ADHDのチェックリストというのもあって、こちらも私も試しでやりましたが、こちらは大丈夫でした。本当によかったと思います。

このチェックリストで要診断と結果が出ると、大抵の人は驚いて精神病院を受診に行くと思います。私がまだ学生だった頃は、精神病院といえば恐ろしいイメージがありましたが、今はメンタルヘルスクリニックとかいって、とっても入りやすい状況になっています。たとえ軽度であっても、全く問題がなかったとしても何らかの診断が下り、睡眠薬や抗鬱薬が処方されます。そして、気分が優れないときに飲んでみてとか言われます。こんな感じで始まっていくんですけれども、もう子ども早期治療とか言って、もう容赦なし、同じような状況になります。それは、生きていれば嫌なこともあるのでどうしても薬を飲んじゃう方がいます。気分がよくなってまた薬をもらいに行く、成分は麻薬と一緒にあるので、少しずつ量が増え、種類も増え、すっかり依存症になってしまう方がいます。そうなるともう抜けられない、禁断症状も起きるし、お医者さんもやめろとは言わない。長期になればなるほど副作用で体調がおかしくなる、これは精神疾患の方向けのグループホームの経営者に伺ったお話で

す。ここまで来ると、薬を減らすことさえ大変だそうです。

私も会社員をやっていた頃に、都内の大学病院で同じような経験をしました。少し目まいがして病院に行ったら、レジ袋いっぱい向精神薬をもらった記憶があります。この議場の中にも同じような経験をされた方が恐らくいらっしゃると思います。全然健康じゃないし、幸せじゃないじゃないですか。精神疾患の患者数は600万人、入院している方が29万人、日本中でこのようなことが起きています。

私が何を伝えたいかというのと、薬を売りたい方々に我々は好きなようにされていませんかと、現在の医療体制についてかなり疑問を持っています。結果として、医療費、社会福祉費の増大につながって、市としてもっと必要ところで税金を使うことができなくなったり、市民は今回のように国民健康保険税が値上げになって、自由に使えるお金が少なくなったりすることになります。

ただ、これは国が動かなくても、市民の意識が変わり、市民の選択が変われば、コストをかけることなく市川市民の力だけで幾らでも健全な形に変えていくことができる課題でもあります。本件で言えば、市民の皆さん一人一人が正しい知識を得て、もっとまともな医療、まともなお医者さんを選ぶことができるようになりますよということになると考えます。市の関係部署におかれましては、健康維持と増進のための情報提供を引き続きお願いしたいのと、市全体の調査が難しいようであれば、国民健康保険加入者だけでもよいので、まずは現状の確認をよろしくお願ひしたいと思います。

次に進みます。大項目3、不妊治療費助成事業についてお伺いします。

(1)本市では、不妊治療を受けている夫婦に対して、令和4年度、5,200万円の治療費助成を行っています。どのような不妊治療に対して助成を行っているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市の不妊治療費助成事業は、一般不妊治療費と特定不妊治療費に対して助成を行っております。一般不妊治療には不妊検査、タイミング療法、排卵誘発法、人工授精などがあり、特定不妊治療には、体外受精や顕微授精、男性不妊治療の手術など、これらの治療項目を助成の対象としております。また、一般不妊治療費助成は市が単独で助成しているもので、特定不妊治療費助成は県が実施している千葉県特定不妊治療費助成を受けた方に対して市が上乗せ助成を行っているものとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。

では、(2)市は不妊治療の有効性がどの程度あると考えているのか。また、助成した実績、治療により妊娠に結びついた件数及び助成したことによる効果についてお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

不妊治療につきましては、国は令和4年4月から人工授精などの一般不妊治療、体外受精、顕微授精など、特定不妊治療の対象としている生殖補助医療を保険適用としております。国は、日本生殖医学会が行った生殖補助医療及び一般不妊治療の各医療技術について、有効性等のエビデンスレベルの評価に基づき保険適用としたことから、不妊治療の有効性は認められているものと考えております。

本市の助成実績としては、令和4年度の一般不妊治療費助成が339件、特定不妊治療費助成は671件となっております。令和5年度につきましては、千葉県の特定不妊治療費助成が終了したため大幅に減少する見込みです。不妊治療により妊娠に結びついた件数は把握しておりませんが、本事業は不妊治療を行いたいという市民に対し

治療費の一部を助成することにより経済的支援を行うことができたことから、一定の効果があったものと考えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。今まで経済的な理由で治療を諦めていた方及び一般不妊治療から特定不妊治療に進むのをためらっていた方の背中を押す、出産にチャレンジされる方を増やすという部分で大変有効な施策だと思います。通常このような取組では、どれだけの成果が出たか、本県で言えば無事に赤ちゃんが授かった方が何名ということも考慮して、翌年度以降継続するのか、あるいはやめたほうがいいのかを判断を行うものと考えていましたが、それだけを目的にした施策ではないということも理解しました。

不妊の原因は女性だけにあるとは限らず、約半数は男性に原因があるとされていますし、検査をしても原因が分からないこともあります。たとえ女性に原因がない場合でも、女性の体には不妊治療に伴う検査や投薬、ストレスなどにより大きな負担がかかる場合があります。

そこで、(3)不妊治療には医療機関で実施されるもののほかに、鍼灸院での治療や、健康な体になるための食事の取組など、体に負担のかからないものもあると思います。市として様々な選択肢を市民に示したほうがよいと思いますが、今後の助成の方向についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

不妊治療につきましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、一般不妊治療と特定不妊治療が令和4年4月1日から保険適用となり、治療を受けた方への経済的負担も軽減されていることから、今後の助成につきましては、国や県の動向や近隣市の状況なども含め慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。不妊治療、いわゆる妊活が成功するためには、まず、男女とも健康であることが重要です。健康寿命日本一のための様々な施策がうまくいって、体全体のバランスの整った健康な方が増えれば、妊活の成功率も向上するものと思われれます。本市の出生数ですが、他自治体の傾向と同様に年々減少しており、平成の時代には平均すると年間で4,800人、毎月400人ぐらいだったものが、2023年は、このままいくと年間3,600人、100名減って毎月300人ぐらいとなっています。亡くなられる方は毎月380人程度ですので、月でマイナス80人、年間では1,000人程度が現在の本市の自然減少数ということになります。大変厳しい状況だと思います。本年6月の定例会での石原よしのり議員の質問の中にあつたとおり、子育て支援の先進市、兵庫県明石市と比較して、本市の子育て支援政策は全く見劣りしないものなのですが、現状成果につなげていない、ちょっと残念に感じます。

今回は不妊治療に焦点を当てて質問をさせていただきましたが、もう少し視点を拡大して、少子化対策というテーマで、どのように税金を使ったらもっと効果が期待できるのか、ブレーキになっているのは何なのかについて、次回の定例会、来年2月に改めて質問させていただきたいと思います。関係各所の皆様、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員 公明党、川畑いつこでございます。通告に従いまして、一問一答で質問させていただきます。

まず初めに、大項目、支援が必要な方の選挙投票についてです。

高齢化が進む中で、要介護認定を受ける方や障害者手帳を受給される方が増えています。その方たちは、今までできていたことができなくなることが増え、その中の1つに選挙投票が入っています。全国の自治体が投票したい方のために工夫をする様子がニュース等で流れる中で、本市でも取り入れてほしいと要望する声が多く聞かえてきています。

そこで、1、支援が必要な方の投票状況についてです。

総務省では、郵便等による不在者投票は、介護5の方、身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の方、また、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の方、そして、手帳に免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級の方となっており、戦傷病者は戦傷病者手帳に両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症と記載されている方、また、手帳に心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症の方が投票できるとなっています。

そこで、ア、郵便等による不在者投票が可能な方の人数と、本年4月の統一地方選挙における投票者数を問う、です。対象者はそれぞれ何人いるのか、また何人が投票しているのかを教えてください。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 選挙当日に投票所に行けない方に対して、投票の機会を確保するために不在者投票制度があります。この制度は、選挙期間中、仕事や旅行などの理由で選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在される方や、指定された病院等に入院、入所されている方、一定の条件に当てはまる障がいをお持ちの方などが所定の方法により投票していただくものになります。そのうち郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで、御質問にありますような一定の条件に当てはまる方や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5となっている方が対象となっております。

本市において対象となる方の人数は、令和5年4月23日に執行した市川市議会議員選挙で申し上げますと、重複されている方も含め、一定の条件に当てはまる身体障害者手帳をお持ちの方が6,638人、要介護5の方が1,534人、戦傷病者手帳をお持ちの方はおらず、合計で8,172人となっております。そのうち投票された方の人数は、身体障害者手帳をお持ちの方が51人、要介護5の方が6人となっております、合計で57人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 本市の有権者が令和5年4月23日の市川市議会議員選挙では39万9,925人でしたので、郵便等による不在者投票の対象者が約2%いることが分かりました。

では、イ、有権者の中で要介護3と4の方、障がい者等級4級の方は何人かを問う、です。厚生労働省では、要介護認定の目安として、要介護3は日常生活にほぼ全面的な介助が必要な方、要介護4は自力で移動できないなど、介助がなければ日常生活を送ることができない方、また、身体障害者手帳の等級は細かく分かれているため、郵便等による不在者投票の条件を基準に見ると、下肢機能は両下肢をショッパー関節以上で欠く方や、1下肢を大腿の2分の1以上で欠く方、1下肢の機能を全廃した方、体幹では機能障がいにより歩行困難な方、移動機能は不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限される方、そのほかの機能障がいは、社会での日常生活活動が著しく制限される方となっております。日常生活でほぼ全面的に介助が必要な方や、自力で移動が困難な方、社会で日常生活が制限される方が本市には何人いるのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 先ほどと同様に市川市議会議員選挙で申し上げますと、要介護3の方は3,004人、要介護4の方は2,452人、身体障害者手帳4級の方は2,433人、合計で7,889人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 合計で7,889人とのこと、郵便等による不在者投票のできる方が8,172人で、合わせると、日常生活でほぼ全面的に介助の必要な方や自力で移動が困難な方、社会での日常生活が制限される方が1万6,061人で、有権者の約4%いることが分かりました。7,889の方が投票所に行くのに、徒歩で行けるのでしょうか。タクシー等で行く際には、自身でお金を払って投票所に行くのでしょうか。

そこで、2、移動期日前投票所についてです。

6月の定例会で投票所に関する質問があり、本市が投票所を増やし努力されているのが分かりました。

その上で、ア、期日前投票所、当日投票所はそれぞれ何か所あるのかを問う、です。本市が努力をされているのは分かるのですが、近隣市に比べると人材などが少し少ないのではないかと感じていますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 本市における投票所の設置状況につきましては、期日前投票所が14か所、当日投票所が78か所となっております。期日前投票所における選挙従事者の人数は、選挙の種類にもよりますが、おおむね1か所当たり1日10人前後となっております。さきの市川市議会議員選挙では6日間開設しておりましたので、延べ約840人が従事しております。また、期日前投票所の開設は主に平日であり、市役所開庁日と重なっておりますことから、投票管理者は、主に定年退職された選挙管理委員会事務局OBなどを配置し、選挙事務従事者は民間の人材派遣会社からの派遣社員とすることで、通常業務に支障を来さないよう極力一般職員の配置を控えております。そのほか、投票立会人は各地域の自治会に推薦をお願いしておりますが、高齢化と長期かつ長時間にわたる立会いによる負担の重さから担い手不足となっており、人材確保に苦慮しているところであります。今後は、投票所の数や投票時間の見直しも検討しなければならないものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 人材不足は様々なところで課題と認識しています。投票所に関しては、投票所を増やす取組と、投票所を選挙人のもとに移動させる取組があります。様々な自治体では、高齢化で投票所に出向くことが困難となったことや、人口減で投票所が閉鎖するところがあり、移動期日前投票所が増えていきます。

それでは、イ、移動期日前投票所が現在までに行われていない理由を問う、です。今までに幾度となく議会質問されてきた移動期日前投票所ですが、いまだに実現していないのはどのような理由なのでしょう。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 移動期日前投票所を開設している主な市町村を見ますと、有権者が少なく、自宅から投票所までの距離がおおむね3km以上ある、もしくは投票所の統合や閉鎖によってさらに遠くなったことによる代替措置的な意味合いが強いものと認識しております。本市の投票所は、いずれも国の定める自宅から3km以内の設置要件を満たしていること、また、移動が困難な方の事情を考慮いたしますと、自宅前における移動投票所でなければならないものと考えております。仮に本市において実施した場合、巡回を希望する方が多数になることが十分想定されます。選挙は公正かつ適正に執行する必要がありますことから、本市のような多くの有権者を有する都市部において、必要なスタッフや選挙資機材を確保した上で、限られた期間内に確実に巡回できるかなど、確実性や公平性の観点から難しい課題があります。このような理由から、移動投票所を開設していないところであります。

以上でございます。



○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 つくば市は、2024年度の市長選と市議選で、オンデマンド型移動投票所が導入されます。自宅前まで投票所が来てくれるシステムで、高齢者や障がい者などの期日前を想定しています。本市では、人材、機材、確実性や公平性の観点から、移動期日前投票は実施が難しいとのこと。様々な自治体で移動投票所が開設され、それらの自治体が確実性や公平性の観点も重視して取り組まれているかと思えます。電話会社と協議し進めてこられ、実現されていますので、本市でも前向きに検討していただきたいと要望します。

また、6月の答弁では、国の動きとして郵便等による不在者投票を要介護3まで拡大する議論がなされており、国の動向を注視するとおっしゃっていました。私も内容を読ませていただきましたが、いまだ拡大はされていないのが現状です。その上で、視点を変えて、投票所が介助の必要な方の自宅に来るのではなく、投票所に介助の必要な方が行くほうに変えてみます。

そこで再質問です。投票所への移動手段として交通費の助成はできないか、です。2016年4月、法改正において、国政選挙で移動支援を行う費用を国費で措置することが明記され、往復のタクシー代を助成する自治体も増えてきています。そこで、介助者とともに往復タクシーで行く際の助成をすることを要望しますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 移動費用に対する助成につきましては、全ての選挙ではありませんが、御質問のとおり国等からの財源の裏づけがある程度ありますので、実施する上での大きな問題とは考えておりません。実施している市町村がおおむね小規模自治体であることを踏まえたと、問題は先ほどと同様に、対象となる有権者が多い本市において、同じように対応できるのかが不透明であるという点にあります。その一方で、要介護者や障がい者の方への移動支援を拡大することは、投票環境の向上につながるものと十分認識しているところでもあります。このようなことから、移動費用に対する助成に当たりましては、公平性や確実性が損なわれないよう有効な方法を考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 移動費用の助成については大きな問題はないが、公平性や確実性が懸念されるとのこと。以前、要介護3の方とお話をさせていただいた際、選挙は欠かさずやってきたが、もうできそうにないと寂しそうにおっしゃっていました。その方は、要介護認定を受けてからはお子さんと投票所に行っていましたが、お子さんががんになり闘病生活を送る中で、投票に行くことを諦めてしまわれました。要介護認定を受けている方たちは、できないが増える中で、一つずつ諦めて生活をしています。投票率を向上させるのも目的の一つですが、やれることを残すことは認知症対策にもなります。要介護3と4の方や、障害者手帳4級の方は合計で7,889人とのことでした。投票ができず寂しい思いをされている方たちのためにも、投票時の支援を強く要望し、支援が必要な方の選挙投票についての質問を終わります。

次に、大項目、避難所及び避難場所についてです。

災害はいつ来るか分からないものですが、多くの命や心を守るために事前準備を丁寧に行うことが、その後の復興への時間にも関係してくると思っています。

まず初めに、(1)、避難所及び避難場所の現状についてです。

避難場所、避難所は地域によって数は違いますが、本市として企業と協定を結んだり避難所の整備をしたりと努力をされていることが分かります。人口50万人弱となった今、高齢化やペットとともに生活をしている方が増えました。千葉県の避難所運営については、避難所は、避難者1人当たり有効建物面積4㎡、占有面積は2㎡

とし、想定される避難者数を収容できるだけのスペース確保が望ましいとあります。畳約1畳分の広さです。

そこで、ア、本市の避難場所、避難所、福祉避難所、ペットの同行避難が可能な避難所、ペットの同伴避難所はそれぞれ幾つあるかを問う、です。大切な命を守るために避難できる場所は、本市に幾つあるのでしょうか。また、それぞれの用途もお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市では、災害時に備え、様々な施設や場所を、目的や用途に応じて避難所等として指定しております。初めに、避難場所と避難所の現状についてです。避難場所は、身の安全を守るために緊急的に避難する場所で、本市では、例えば地震などの場合に落下物や倒壊物などの危険がない公園や学校の校庭など、特に開設の必要がない屋外の広い場所を121か所指定しております。また、避難所は、主に自宅が被災して生活ができない場合に仮の生活場所として開設する施設で、学校の体育館や公民館など92か所を指定しております。

次に、福祉避難所については、病気や障がいなどにより、避難所で大勢の方と一緒に過ごすことが難しい配慮が必要な方々が避難する施設で、民間も含めた福祉関連施設や、一部の公民館など45か所を指定しております。

次に、ペットに関する避難については、同行避難と同伴避難の2つの考え方があります。同行避難とは、ペットと一緒に避難し、避難所の中では飼い主と別の場所で生活することで、92か所の避難所のうち、公立の小中学校54か所をペットの同行避難が可能な避難所としております。一方、同伴避難所は、ペットと一緒に同じ空間で生活できる避難所であり、92か所の避難所のうち4か所を指定しております。

次に、避難所の受入れ人数についてです。本市の地震被害想定では、自宅で生活できない避難者が約4万7,000人発生すると想定しております。また、避難所における1人当たりの適切な面積を4㎡と算定しながら、発災当初は避難所も混乱を極めるため、1人当たり2㎡を許容範囲としており、計算上では全ての避難者を受け入れることができると考えております。大規模災害時には、施設の利用も含めてあらゆることを想定する必要があり、避難できる施設はなるべく多いほうが望ましいことから、今後も民間施設を含め、活用できる施設については積極的に指定を進めたいと考えております。また、同時に避難所は密になりがちであるため、感染症の蔓延防止などの観点からも、自宅が安全であれば在宅避難が有効であることも、引き続き周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 緊急的に避難をする屋外の広い場所に指定されている避難場所が121か所、自宅が被災され仮の生活場所となる避難所が92か所、病気やけがなどで支援が必要な方が避難する福祉避難所が45か所、ペットと避難ができる同行避難所が54か所、同伴避難所は4か所とのこと、分かりました。また、感染症、感染症蔓延防止の観点から、自宅が安全であれば在宅避難が有効であることも分かりました。

次に、イ、福祉避難所を利用できる方はどのような方なのかを問う、です。福祉避難所には、病気やけがなどにより避難所で大勢の方と一緒に避難生活を送ることが難しく配慮が必要な方が避難する場所とのことでしたが、それらは要介護の等級や障害者手帳の等級等で決まりがあるのでしょうか。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市の福祉避難の考え方は、まずは、全ての避難者は小中学校の体育館などに開設した避難所に避難していただくことを想定しております。その後、多くの方と一緒に同じスペースで避難生活を送ることが難しい方については、体育館とは別の場所に福祉避難室を設けます。さらに、福祉避難室で対応が難しい場合には、民間の施設を含め福祉避難所を開設し、そちらへ移動していただく計画となっております。

この福祉避難室や福祉避難所の利用に当たっては、障害者手帳の等級などの条件設定はありませんが、利用される方については、本市が避難行動要支援者として定める要介護認定の3から5を受けている方や、障害者手帳をお持ちの方などを想定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 福祉避難所を利用できる方は要介護3から5の方、障害者手帳を持っている方を想定しているとのこと、分かりました。

では、ウ、ペットの同行が可能な避難所、ペットの同伴避難所の決め方及び同行、同伴が可能なペットが犬と猫に限定されている理由を問う、です。ペットとともに避難ができる形態が2種類あり、そしてペットが限定されているのはなぜでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 ペットの同行が可能な避難所は、災害時に開設された市内全ての小中学校の避難所です。これは、市内に多くの犬や猫が飼育されており、災害発生時に避難所などに避難してくる市民の中にはペットと一緒に避難してくる方が一定の割合で含まれることから、市内全域を網羅するよう定めています。同伴避難所を開設する理由として、飼い主の中にはペットは家族の一員であるという認識の方も多く、飼い主とペットが同じ空間で過ごすことのできる避難所の要望が多かったことが挙げられます。また、熊本地震など過去の災害では、ペットと一緒に避難した方が、避難所の受入体制が十分でなかったために車の中で避難生活を送ることを余儀なくされ、エコノミークラス症候群発症の原因となったなどの理由もあり、災害の状況などを踏まえ開設することとしています。同伴避難所の選定は、なるべく周囲に民家がないこと、車で避難できること、ペット同士の間隔が十分に確保できることなどを条件としています。同行、同伴が可能なペットを犬と猫に限定している理由としては、一般に飼われている数が多く、かつ、特殊な管理が不要で飼養が容易であることが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 同行避難は全て小中学校で可能、市内全域を網羅することに努力をされ、同伴避難もペット同士の距離感を考慮して決めていること、また、本市においてのペットには犬や猫が多くいることや、特殊な管理が必要なく、ペットの命を守るために考えていることが分かりました。

次に、(2)、避難所及び避難場所の利用についてです。

今、様々な条件や、本市が努力を重ねてこられたことを伺ってまいりました。しかし、市民はあと1歩も2歩も前進していただきたいとお声があります。

そこで、ア、ペットの同伴避難所について、犬と猫以外の小動物も同伴避難を可能にすることはできないかを問う、です。ペットは、住宅事情等で多様化しています。飼い主の心情としては、家族の一員であるペットのことが心配になります。命に差異をつけず避難することはできないでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 ペットの受入れについては、災害時であるため、特殊な機材や温度管理などが必要な動物は対応が難しいと考えています。一方、近隣市では、犬や猫に加え、人に危害を与える恐れのない小動物も対象としている事例があります。犬、猫が同伴避難の中心となることから、その他の小動物が同じスペースに避難し共同生活ができるかについて、専門家の意見を聞くなど検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 近隣市では、人に危害を与えないことを前提に小動物も対象としている自治体があり、本市でも対象動物の拡大を検討していただけるとのこと。ぜひとも大切な家族の一員である命を守る検討をお願いします。

次に、イ、避難場所として指定文化財を利用してもよいのかを問う、です。曾谷貝塚などの指定文化財が本市にはたくさんありますが、一時避難として利用してもよいのでしょうか。また、指定してもよいのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

避難場所の指定に関して、文化財を除外しなければならないといった要件はなく、本市が指定している避難場所の中にも、姥山貝塚公園や須和田公園など、指定文化財を含んだ場所がございます。災害時には人命が最も優先されるべきであり、身の安全を守るためであれば、曾谷貝塚など指定をされていない場所であっても、公共的な空間に緊急的に避難することに問題ありません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 文化財を除外しなければならないとの要件がないこと、本市では姥山貝塚公園や須和田公園など、市の文化財が避難場所として指定されていることが分かりました。

では、再質問です。曾谷貝塚を避難場所として指定できないかをお聞かせください。命を守るために指定をされていなくても避難をしてよいと言われていますが、災害時の混乱の中で冷静に判断ができればよいのですが、難しい方も多くいらっしゃると思います。そのためにも、様々と示していく必要があると感じています。本市にたくさんの文化財があり、その中に曾谷貝塚があります。本年はお祭りも復活し、たくさんの方が来場されました。また、近隣は年配者も多く坂道も多い地域で、避難所である学校が遠いことから、曾谷貝塚を避難場所として指定してもいいと考えますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

曾谷貝塚の空地部分は市の所有で、文化財として国の史跡となっております。また、現時点で全ての史跡指定地を市が所有できておらず、取得に向けて継続して取り組んでいるところです。本市としては、できるだけ多くの避難場所を指定できることが望ましいと考えておりますので、区域の確定などの時期を見定めた上で、指定に向けた手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 曾谷貝塚を避難場所に指定する手続を、区域確定や時期を見極めて進めてくださるとのこと、指定された際には地域の方々が安心されると思いますので、早急をお願いします。

次に、ウ、避難時に子どもを含む支援が必要な方、移動困難な方、医療的ケアが必要な方などは本市に何人いるか。また、避難できる場所ほどの程度体制が整っているのかを問う、です。先ほど福祉避難所の開設、利用者の条件を伺いましたが、対象者は何人で、設備が整っているのかを教えてください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

初めに、移動が困難な方や医療的ケアが必要な方の人数についてです。令和5年11月1日現在、本市では、子どもを含む重症心身障がい者や重度の知的障がい者などの移動が困難な方、また、疾病等により人工呼吸器やた

んの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な方は合わせて約3,400人と把握しております。

次に、市として福祉避難室や福祉避難所に整備している資機材については、公共施設では組立て式のベッドや紙おむつなどを備蓄しておりますが、医療的な処置ができる設備は整備しておりません。市が協定を締結している民間の福祉施設であれば、ある程度専門の設備は整っていると考えております。要配慮者対策では一人一人違った対応が求められる場合もあることから、家族や介助者などによる支援が基本ではありますが、必要な資機材の整備などについて関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 対象者が3,400人いるとのこと、また、公共施設での整備は整っておらず、協定を結んでいる民間の福祉施設ではある程度整っていると考えている、対象者は自助が基本であるとのことでした。対象者は日頃より準備をしていらっしゃると思いますが、支援体制を整えることも大切なことと思います。どこの施設でどれだけのことができるのか知っておくことは大切なことであり、また、備蓄として紙おむつや長期保存できる介護食などを市から提供することも大切なことと考えます。協定をしてくださっている施設の整備をすることは、いざというときに混乱を防ぐことにもつながると考えます。それらの情報を早急に整えていただきたいと要望します。

次に、エ、避難時に子どもを含む支援が必要な方、移動困難な方、医療的ケアが必要な方などはダイレクト避難が必要と考えるが、本市の見解を問う、です。本市では、まず初めに全ての避難者が小中学校に避難をし、必要に応じて福祉避難室や福祉避難所に移動することになっているとのことでした。しかし、移動困難な方や医療的ケアが必要な方は短距離の移動も大変で、しかも周囲の環境に慣れるにも時間がかかります。配慮が必要な重度の知的障がいを持った方や医療的ケアが必要な方は、最初から大勢の方と一緒にいないほうがいい場合や、専門的な設備が整っている場所でしか受け入れられない場合もあると考えます。そのような方たちのために、最初から福祉避難所に避難をするダイレクト避難が大切と考えますが、本市の見解をお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

一般の避難所と福祉避難所の同時開設については、過去の災害時に避難者を特定し試行的に実施したことがあります。その際、大勢の方が避難された場合の対応など、同時開設する場合の運営面についてさらなる検討が必要と認識したところです。また、熊本地震の際には、他の避難所と同時に開設することで一般の避難者が殺到し、本当に配慮が必要な方が避難できないといった状況になったという課題も指摘されております。これまで障がい者の団体などからも同時開設の要望を伺っていることから、速やかにこれらの課題等を整理したいと考えております。要配慮者の避難体制は非常に重要だと認識しており、要配慮者が日頃から利用する施設に直接避難することなども含めて、最もよい避難方法について関係部署と協議しながら判断してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 さきにも述べましたが、環境に慣れることは大変で、パニックになったり、加害や自傷行為が激しくなったりすることがあり、避難をされているほかの方に手が出ることも考えられます。私が携わってきた子どもの中に、1人で買物に行きパニックになり、年配者に手を上げてしまいけがをさせた子どもがいました。災害時には、誰もが心に余裕はありません。また、医療的ケアの必要な方たちは、平時であっても医療機器や大きな車椅子とともに移動することは大変です。介助者や御家族が御高齢などであることも考えられます。福祉避難所を開設する際の鍵開けや管理といった問題点もあるかと思います。そこは近隣の自治会に協力を

いただき、協力者の御家族に限り福祉避難所での避難を認めるなどをしてみてはいかがでしょうか。事務所は、日頃から施錠を必ずしておきセキュリティーを確保し、福祉避難所へのダイレクト避難ができるよう要望いたします。

また、避難所や避難場所のピクトグラム等の案内が少しずつ充実してきています。しかし、外からすぐに分かりにくい場所があり、道路に面した入口に誰もが分かるピクトグラムでの表記が必要と考えます。また、学校などを目指してたどり着いても、入口を探す方がいることも考えられます。学校などの角や壁にピクトグラムと入口を指す矢印を表記することを要望します。ピクトグラムや矢印は、障がい者も理解ができ、慌てて行動をされている方も一瞬で理解ができます。誰もが安心して避難ができる環境づくりを要望し、避難所及び避難場所についての質問を終わります。

次に、大項目、移動支援の利用についてです。

支援の必要な方のためのサービスの中に移動支援がありますが、これは外出時に支援をするもので、利用される方は安心して外出ができ、障がいのある方も外出の機会が増えることになり、大切な支援の一つです。そのことを踏まえ、(1)、福祉サービスにある移動支援についてです。

初めに、ア、重症心身障がい児が利用できる移動支援の条件、またどのようなことに利用できるのかを問う、です。年齢を問わず、一定の条件があれば利用できる事業ですが、中でも子どもに対してをお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 移動支援事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つで、屋外での移動が困難な障がいのある児童などに対して外出の支援を行うことにより、自立した生活や社会参加を促すことを目的としています。また、利用の条件としては、身体障害者手帳の肢体不自由1級所持者であり、両上下肢機能の障がいのある方や、知的障がいや精神障がいのある方などを対象としています。事業内容といたしましては、生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加に伴う外出を対象としており、通学などの通年かつ長期にわたる外出は対象外となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 通年の利用は対象外とのこと、分かりました。

では、イ、本市に対象者が何人で、1か月平均して何人がどのような利用をしているのか。また、支援員はどのような資格を持ち、何人いるのかを問う、です。重症心身障がい児には様々な特性があるので、強度行動障害支援者や看護師等の有資格者が支援者となっているのでしょうか。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 今年の9月1日現在、移動支援事業において支給決定しています18歳未満の対象実人数は309人であり、うち重症心身障がい児は19人となっております。また、今年4月から9月までの重症心身障がい児の1か月平均の利用実人数は約10人であり、利用内容としましては、余暇活動等の外出としてスーパーへの買物や図書館利用、また公園等への散歩などがあります。

次に、移動支援の支援員の資格は大きく次の3種類あり、1つは全身性障がい者ガイドヘルパー、次に知的・精神障がい者ガイドヘルパー、また視覚障がい者ガイドヘルパーとなっており、これらの資格は千葉県が実施します移動介護従業者養成研修を受講することで取得することができます。過去5年間の当該養成研修修了者の累計人数は、全身性障がい者ガイドヘルパーが60人、知的・精神障がい者ガイドヘルパーが261人、視覚障がい者ガイドヘルパーは8人で、合計329人となっております。なお、支援員として従事できるその他の資格等としては、居宅介護などの同様のサービスを提供することができる研修の修了者も対象になります。具体的には、介護

福祉士や居宅介護職員初任者研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修などです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 重症心身障がい児の利用は、令和5年4月から9月で1か月平均10人で、移動支援員には様々な資格があり、ガイドヘルパーは329人で、そのほかにも介護職の有資格者も移動支援員として働けることが分かりました。

次に、ウ、緊急支援が必要で移動支援が行えることもあるが、どのような理由で、何人が利用できているのかを問う、です。緊急支援はどのような理由が多いのか、すぐに対応できるのか、平均で月または年何人ぐらいが利用しているのか教えてください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 先ほども少し触れましたが、障がい福祉サービスにおける移動支援事業は、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加に伴う外出を対象としており、通学などの通年かつ長期にわたる外出は対象外となっています。しかしながら、この対象外となる通学等において例外的な相談があった際には、通年かつ長期にわたらない範囲において、個々の相談に応じ対応する必要があると考えております。具体的には、例えば通学であっても通学経路に慣れるための訓練である場合や、保護者の病気や冠婚葬祭、また世帯に複数の障がいのある方がいる場合など、臨時的に保護者による送迎が困難な事情がある場合です。これまでのこうした例外的な理由の支給決定件数は1件ありまして、その内容は、保護者の入院に伴う重症心身障がい児の利用でありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 対象外となっている通学などで支援を受けたい際には、個々に相談をし対応していくとのことでした。通学時に移動支援を利用するには、学校などに相談をしてから利用するため、すぐには利用することができません。臨時的に利用する理由は様々あると思いますが、病気や冠婚葬祭は急に起きることだと思います。

そこで、(2)、移動支援の利用条件緩和についてです。

子どもの特性から、体調を崩しやすい子どもも少なくない状況で、学校の行事前後、新学期前後等、日常と違う動きが学校や家庭であると不安定になることがあり、学校への行き渋りが現れることがあります。働く保護者は仕事を休んだり、時間休を取ったりして学校に送り出すことがあり、シングルで子育てをされている方にとっては死活問題となります。私が携わってきた子どもに強度行動障がいのある自閉症の子がいました。保護者はシングルで子育てをしており、会社も理解をし協力的でしたが、行き渋りは当日起こるため大変に悩まれていました。学校やケアマネと何度も相談をし、やっと移動支援を利用することができ、対象児童が落ち着くまでの期間でしたが、保護者は助かっていました。

そこで、様々な家庭環境や子どもの状況に合わせた支援が必要と考えるが、本市の見解を問う、です。支援が必要な子どもがいつでもそよかぜキッズを利用できるようになりましたが、学校に通う子どもたちへの支援も拡充する必要があると考えています。いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 重度の障がい特性や様々な家庭環境にある方に対しては、状況を詳細に聞き取った上で利用の可否について判断するなど、より丁寧に対応してまいりたいと考えております。今後も、利用者のニーズや他市や国、県の動向を注視しながら、これまで以上に利用者寄り添った適切な事業運用となるよう努めてまい

ります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 今まで以上に状況を詳細に聞き、より丁寧に対応してくださるとのこと。また、利用者に寄り添った事業運用をしていただけるとのことで期待しております。移動支援の対象となる子どもは特別支援学校に通うことが多く、その多くはバスや直接学校に保護者が連れて行きます。小学部6年間、中高等部合わせて6年間、合計12年間続けることになるのです。保護者は高齢となる方もいらっしや、さきにも紹介した強度行動障がいのある子どもは突発的な動きをすることも少なくない中で、事故につながることも懸念されます。行く行くは日常でも通学時に移動支援が利用できることを要望し、移動支援の利用についての質問を終わります。

以上で公明党、川畑いつこの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 廣田徳子議員。

○廣田徳子議員 日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、傍聴者が来る予定になっておりますので、質問の順番を変えさせていただきたいと思っております。最後の大項目の自転車のヘルメットの購入補助金についてを一番先に、そして2番目に健康寿命、3番目に認知症、そして最後に教育行政についてを行いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○稲葉健二議長 了解いたしました。

○廣田徳子議員 それでは、自転車乗車用のヘルメット購入補助金について、まず伺ってまいります。

身の回りでヘルメットを着用して自転車に乗っている姿を見かける機会は増えたでしょうか。着用が努力義務化されて、自転車用のヘルメット、警察が都道府県ごとに着用率を調べたところ、全国で最も高かった愛媛県は59.9%だったのに対して、最も低かった新潟県は2.4%でした。関東1都6県の状況についてもまとめていました調査では、自転車に乗った全国の5万2,135人のうち、ヘルメットを着けていた方は7,062人、全国平均の着用率は13.5%でした。関東の1都6県で見ると、千葉県は下から2番目ということです。これは今年7月の調査です。本市は7月からこの制度を導入していますので、この数字には反映されていません。

そこでまず、現在の申請状況について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

初めに、補助制度の概要についてですが、自転車乗車用ヘルメットは、令和5年4月1日の道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に着用が努力義務化されました。これに伴い、本市は本年7月1日からいち早く市民の方に自転車用ヘルメットの着用が普及するよう、市民を対象にヘルメットの購入費用の一部として1人当たり2,000円を補助することといたしました。補助要件としましては、令和5年4月1日以降に購入した2,000円以上の新品の自転車用ヘルメットで、安全基準を満たす認証があるものとし、市役所の担当課窓口とオンライン申請により、2万5,000件を上限に令和6年3月末まで受け付けを行っております。申請状況につきましては、7月が1,178件、8月が619件、9月が682件、10月は805件、11月が714件、11月末現在の合計は約4,000件となっております。内訳としましては、65歳以上の申請が約700件、18歳未満の申請が約1,600件、その他の年代が1,700件であり、傾向としましては高齢者に比べ子どものための購入申請が多い状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 最初の予算、2万5,000件というのが適正だったかということもありますが、少し少ないよう



に思います。足立区では、自転車用ヘルメットの補助制度は令和5年3月10日から令和8年3月31日までとし、店舗で購入の際2,000円が割引いて購入できます。後日、本人口座に振り込む手間もありませんし、店の人は当然対象商品が分かっており、購入する方が区民である書類さえそこで確認できればよいことになっています。さらに、区内66店舗で利用できます。ただ、実施年数が数年にわたるために、それぞれの新年度の予算が可決しなければ事業は終了になるということもあらかじめ知らせてありました。

本市では、このように店舗で補助金を差し引く方法にしなかった理由を教えてください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本事業は、本年7月1日から申請の受付を開始しておりますが、道路交通法の改正のあった本年4月1日に遡って購入した方も補助対象としております。このため、既に購入していた方も含め広く対象とすることと、これから購入を考えている方が早急にヘルメットを入手できるよう、インターネットを含めた全国全ての店舗を対象としたところであります。一方、自転車店で直接補助しないかという点でございますが、この場合は自転車店が申請書類等の審査を行うこととなるため、個人情報の取扱いや不正受領等の課題も考えられたことから採用しなかったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 市内産業を活性化させる考えからも、店舗での購入を勧めるのもよかったのではないかと思います。今の申請状況、また市民の安全を守る観点からも、申請数を伸ばすために、(2)として、今後の取組を伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

これまでの取組としましては、本年8月に自転車保険に対する認識やヘルメットの努力義務化等に関する意見を聞くため、e-モニター制度を活用したアンケートを実施してまいりました。アンケートでは1,400件ほどの回答があり、ヘルメットの補助制度に関する認知度については、知っているとの回答が約40%でありました。また、制度の周知にも取り組んでおり、6月28日にはリーフレットを作成し、第1庁舎をはじめ、市内全ての幼稚園、保育園、小中学校、自転車店、警察署等へ配布し、9月20日には全ての自治会へ掲示についての協力を行ってまいりました。さらに、広報や市公式ウェブサイト、デジタルサイネージ、SNSを活用し情報発信してきたところでございます。

このような中、市内の自転車軽自動車商協同組合に加入していない自転車店の中には本制度を知らないといったお店もあったことから、改めて10月3日には全ての自転車店へ周知を行ったところでございます。このほか、8月、9月の申請件数が伸びなかったことを踏まえ、11月には大洲防災公園での市民まつりや自転車のマナーイベントでのPRの実施と、市内全ての高校へリーフレットを配布し周知に努めたところであります。

次に、ヘルメット補助制度の効果についてですが、着用率については、令和5年9月の警察庁の発表によりますと、4月の努力義務化前に13都府県で調査した4%から、全国平均で13.5%と大きく上昇したものでございます。また、千葉県においても3.6%であったものから、7月には6.4%に上昇していることが確認できました。本市においても、現時点で約4,000件の補助金利用があったことから一定の効果があったものと考えており、特に、小さな子どもや小学生等がヘルメットをかぶる姿が以前より見られるようになったと感じております。しかしながら、全体としては県内での着用率や本市の実態など、まだまだ十分ではないと認識しております。今後につきましては、今回の補助制度は本年度の予算の範囲内としておりますことから、利用者がより一層増えるよ

う、様々な媒体や場を通じて周知を行ってまいります。また、所轄警察や交通安全協会など関係団体と連携して、街頭啓発や交通安全運動の際にヘルメットの着用についても働きかけてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 再度自治会にもポスターの掲示を依頼するとのことですが、チケット75のときも、市民の方から申請用紙が手に入れにくいということでした。今後、申請件数を増やすためにも皆さんにお知らせするためにも、リーフレットを配布するだけでなく、申請書も一緒に配布することができないか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

申請書の配布については、これまでリーフレットを配布し協力をお願いした施設や団体等へ改めて申請書をお届けして協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ありがとうございます。現在申請はオンライン、または申請書を第2庁舎へ持参しなければなりません。なぜ行徳地域、行徳支所も窓口にしてもらえなかったのか不思議です。ぜひ残り3か月と少しになりますが、検討していただきたくお願いいたします。可能になった際には、周知期間も十分に取って、申請しやすい環境をつくってください。まだまだ市民の自転車乗車の際、ヘルメットの着用が少ないと思います。通勤の際、駅まで自転車だけでも電車に乗るときは荷物になるなどの声も聞いています。しかし、自転車事故の多くは、頭部にけがを負い致命傷になっているとも報告されています。まずは、私たち大人がヘルメットを着用し、交通ルールを守ることが大切です。

次に進みます。大項目2番目の健康寿命日本一の施策についてです。

(1)で、本市では、株式会社タニタヘルスリンクと包括連携協定を締結していますが、この協定に基づく具体的な取組の内容について伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

本市では、市民の健康づくりの推進に向けた取組について包括的に連携、協力することで、健康寿命延伸の実現を目的に、令和4年12月、株式会社タニタヘルスリンクと協定を締結いたしました。この協定では、市民の健康づくりの推進、ICTを活用した健康づくり、健康データの活用、市民の健康寿命の延伸に関する4項目につきまして連携して取り組むこととしており、協定締結後、定期的に情報交換や情報の共有を図っているところでございます。ICTを活用した健康づくりの実現を図るため、他の自治体と連携した先進事例の紹介のほか、健康づくりを効果的に行うため、健康状態の見える化によるデータの測定環境整備の御提案をいただき、健康ポイント事業でありますA r u c oを始めるに当たりまして参考にしたところでございます。

また、令和4年度より市民の健康意識のさらなる向上と、よりよい生活習慣の実践、継続に向けた啓発を進めるため、健康講演会を実施しております。今年度は11月18日に栄養、食生活をテーマに、管理栄養士を講師に招きまして、「タニタの健康セミナー 今日から実践！ヘルシーレシピのコツ」と題しまして御講演をいただきました。この講演では、自身の健康状態を把握することの大切さや、健康づくりを継続するためのポイント、また、タニタ式ヘルシーレシピのコツといたしまして、料理をつくる時や食事の際の注意点などについて、具体例を交えて分かりやすく説明いただいたところでございます。さらに、講演会と同時に開催いたしました健康フェスタでは、株式会社タニタヘルスリンク、明治安田生命保険相互会社、山崎製パン株式会社などの企業のほ

か、NPO健康都市活動支援機構、健康都市推進協議会の御協力もいただきまして、体組成測定や握力測定、血管年齢測定、野菜の摂取量を測定できるベジチェックなど、様々な健康測定を実施したことで、健康に対する意識醸成が図られたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 具体的な取組の一つに、11月18日に行われた第1回の健康講演会がありますが、参加状況や参加者の声などを伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

当日は、主に50代から70代の方を中心に、約170名の方に御参加いただきました。参加者の感想といたしましては、アンケート結果を見ますと、大変満足、満足と回答した方が約9割以上となっており、多くの方に御満足いただけたものと考えております。また、自由意見といたしまして、講演を聞いて塩分が多く、野菜は全然足りていないと反省した、今夜の夕食からバランスを考えた食事を取りたい、測定により自分の体の状態が分かってよかった、今後も食事に気をつけたい、また、野菜をたくさん食べているつもりだったけれども測定すると不足していたなどの御意見をいただいております。今回、健康講演会に加え様々な健康測定も実施したことで、自身の健康状態を把握することができ、より参加者の健康行動につながるきっかけづくりにもなったものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ぜひ今後もこういった講演会を引き続き行っていただきたいと思います。

先ほどの御答弁で、タニタヘルスリンクとは定期的に情報交換及び情報共有をしているとのことでしたが、どのくらいの頻度で打合せをしているのか。また、次はどのような連携事業を予定しているのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

株式会社タニタヘルスリンクとの情報交換及び情報共有につきましては、打合せ会議をおおむね2か月に1回行っているほか、電話やメールなどでも月1回程度行っているところでございます。また、今後の連携といたしましては、健康ポイント事業A r u c oにつきましては測定データの分析や活用方法、利用者の継続利用に向けた工夫など、また、市民の健康増進につながるものとしたしましては効果的な情報発信、食を通じた健康づくりの施策などにつきまして、具体化に向けて協議を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 それでは、(2)の本市の今後の計画について伺ってまいります。

市民の健康意識の向上や健康づくりにつなげていくためには、積極的な情報発信が重要だと考えます。先日研修会が行われ、訪ねた長野県佐久市ではびんころ運動推進事業、びんころはびんびんころりを短くしたもので説明しなくてもお分かりになると思いますが、生きているときはびんびん、亡くなるときはころりということですから。誰もが望んでいることだと思います。

佐久市は、市民健康部健康づくり推進課が中心になり、中高年だけではなく、幼児とお母さんの食育、子どもや大人による料理コンテスト、古くから食されている郷土料理、びんころ弁当や市内の提携食堂で食べることができるびんころ御膳があります。市民参加型のイベントや調理実習、コンテストで目に見える、常に聞こえてく

ることが大切だと考えます。

そこで、今後健康寿命日本一に向けた計画を進める上で、どのようなことを計画しているのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

本市では、健康寿命の延伸を基本目標とする市川市健康増進計画健康いちかわ21を策定し、様々な施策を進めているところでございます。また、これらの施策の進捗状況を評価するため、毎年市民の健康に関する意識や行動に関する質問項目から成る市民の健康に関するアンケートを、e-モニター制度や専用ウェブフォームを活用して実施しております。このアンケート結果から見える市民の健康状態や健康意識のほか、A r u c oをはじめとした本市の健康づくりに関する取組につきまして多くの市民の方々に知っていただくことにより、健康意識の向上と継続した取組につなげていきたいと考えております。具体的には、市公式ウェブサイト、SNS、A r u c o利用者のアプリのプッシュ通知機能など、あらゆる媒体を活用し、市民の方に分かりやすく興味を持っていただけるよう工夫した情報発信をまいります。

健康寿命日本一に向けた取組は、行政のみならず、様々な企業や関係団体の御協力をいただくことで発信力も高まるものと考えております。今後も、株式会社タニタヘルスリンクをはじめ、大学との包括協定なども十分に活用することで、市民の健康寿命延伸につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 株式会社タニタヘルスリンクのほかにも、健康に関してノウハウを持った企業との連携をしていることを多くの市民に知らせるとともに、何といたっても手軽にできることからスタートさせることが必要です。アプリを取り込むところから時間がかかって面倒になり、その先に進めないというようなことのないようにしていただきたい。先順位者の御質問にもあったように、市民はもっといろいろ学びたいと思ひスマホの勉強会に申し込んでも、少しの定員枠しかなく学べない、なんていうことがないように、多少参加者の参加費をいただいても回数を増やし、市民の声に答えていただきたいと考えます。

私は、以前より7階のスペースを活用して離乳食作りや健康食など料理教室を行ってはと提案をしています。あのスペースでは食堂は狭いですし、今の状態が心地よく利用されている方も大変多いと思います。2つのシステムキッチン、移動するにもお金がかかります。現状でできること、市民が喜ぶことを考えてはいかがでしょうか。現在行っているお弁当の販売も、私も大変助かっていますが、システムキッチンを販売用の台にしておくのはもったいないと思います。様々取り急ぎの事業もありますのですぐには言いませんが、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、大項目、認知症に関わる地域支援事業について伺ってまいります。

認知症サポーター養成講座の内容や、サポーターの支援活動について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の方や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動するボランティアです。その活動としましては、家族や友人に知識を伝える、近所で気になることがあればさりげなく見守る、困っている人を町で見かけたら手助けするなどを行っています。市では、認知症サポーター養成講座を開催しており、講座を受講した方には認知症サポーターの証として認知症の方を応援しますという意味を示す目印であるオレンジリングというリストバンドをお渡ししています。この講座は、平成19年2月から開始しており、市主催で年に二、三回開催しているほか、団体、企業などから開催希望があった場合には開催場所に講師を派遣しており、これまで延べ約2万500人の認知症サポータ

一を養成してまいりました。今年度は、12月1日現在合計25回開催し、延べ662人が受講しており、今月18日も市主催の講座を予定しています。また、認知症サポーターが認知症への理解をより深め、実践的な対応を学ぶことができる認知症ステップアップ講座を年1回開催し、具体的な地域の活動につながるよう支援を行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 認知症サポーター養成講座の具体的な内容を教えてください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症サポーター養成講座は、全国共通のテキストとビデオ教材を使用し、おおむね90分で行い、講師は国の指定する養成講座を受講したキャラバンメイトと呼ばれる方が行います。講座では、認知症を引き起こす原因となる主な病気や症状、認知症の早期発見、診断、治療の内容など認知症の基礎的な知識のほか、認知症の方と接するときの心構えや介護をしている方の気持ちなどについて学びます。また、認知症サポーターの役割や活動について紹介し、認知症の本人と御家族が必要としている支援をできる範囲で行う応援者であることを伝えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 数年前に私も2回ほど受講いたしました。やはり繰り返し学ぶことが必要だと思います。さらに、行っている認知症サポーターステップアップ講座の内容について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症サポーターステップアップ講座は、認知症サポーター養成講座で習得した知識をさらに深め、認知症の方へのより具体的な接し方などを身につけることや、認知症サポーターとして地域で活動することを目的として、平成28年度から行っています。講座は約2時間で年1回、1月頃に開催しており、昨年度は27人が受講しています。昨年度開催した講座では、認知症の方御本人に参加をさせていただき、認知症と診断されたときの気持ちなどを話していただいたり、高齢者サポートセンターに配置されています認知症地域支援推進員が活動の中で認知症の方から直接聞いた言葉を代読し、認知症の方の気持ちについて理解を深めました。また、認知症の人の思いの理解をテーマに、千葉大学の教授を講師として、録画した映像で講義を行ったほか、実際に活動している認知症サポーターにも参加をさせていただき、活動についての話をさせていただきました。その後、認知症サポーターの地域での活動を考えてみようというテーマで認知症サポーターとして行ってみたい活動、行えそうな活動についてグループワークを行いました。認知症サポーターステップアップ講座を受講した方には、認知症地域支援推進員から本人や御家族などが集う認知症カフェの立ち上げ支援のときや、本人や御家族への支援ニーズにボランティアが必要となった場合などに御協力をお願いします。

今後も、認知症サポーターがより多く実際の活動につながるよう支援を継続し、認知症の方に優しい地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 認知症サポーターステップアップ講座も、もっと回数を増やして、ぜひ多くの方に受講していただきたいと思います。

次に、(2)に進みます。認知症の人にやさしいお店・事業所の認定に関する取組の推進についてです。伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市では、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、市内において認知症の方に優しい取組を行っている店舗などを、市川市認知症の人にやさしいお店・事業所として認定しています。認定の基準は、認知症サポーターが従業員の1割以上いること、また認知症の方に笑顔で優しく声かけするなど6つの項目のうち3つ以上の取組を実施していることとしております。令和4年9月から事業を開始し、現在32店舗の登録があります。認定した店舗、事業所には認定証及び認定ステッカーを交付し、希望に応じて市のウェブサイトで店舗名や取組内容等を公表しています。

認知症の人にやさしいお店・事業所につきましては、さらなる普及に向けて「広報いちかわ」への掲載のほか、案内チラシを作成し、民生委員、児童委員や高齢者サポートセンター、市内全ての商店会の代表の方に周知を行いました。また、認知症地域支援推進員の働きかけによりまして、コンビニエンスストアや飲食店、商店街の複数の店舗からも認定の申込みをいただいております。今後も、認知症地域支援推進員をはじめ、地域の方々に御理解、御協力をいただきながら、認知症の人にやさしいお店・事業所の登録が増えるよう周知啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今後、認知症の人にやさしいお店・事業所を増やしていくために、例えば市と協定を結んでいるような事業者や、この間 I C H I C O を取り組んでいただいた飲食店、スーパーやコンビニなど、まだまだ多くのお店や事業所があります。全体で32というのは大変少なく感じます。町の高齢者の見守りに御協力をいただく、その働きかけについていく考えについて伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市では、現在民間企業等と様々な分野で協定を結んでいます。今後、協定を締結している企業等をはじめ、市の事業に御協力をいただいている団体等への働きかけを検討し、認知症の人にやさしいお店・事業所をさらに増やしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 登録しているお店や事業所の一覧表を見せていただきました。まだまだお年寄りが日頃立ち寄るようなところにもっと登録をしていただきたいなと思いました。

そしてまた、事業所の中に行徳地域はまだ一つも登録がありませんでした。高齢化は同じように進んでいます。行徳の地域にも築40年を超えたマンションも多くあります。特に、パートナーがお亡くなりになって1人で出かける姿を見たり、また逆に見かけなくなってしまうこともあり、そのような方たちをどう見守っていくのか、今後の非常に大きな課題です。必要に迫られてからではなく、常に基本的な知識を持つ必要があると考えます。多くの方に認知症サポーターの研修、さらにはステップアップ講座で日頃から対応できるように、地域で支えたいと思います。そのためにも、行政の研修の機会をもっともっとつくってくださるようお願いをして、この質問を終わります。

○稲葉健二議長 廣田議員に申し上げますが、残余の質問は休憩後ということでよろしく願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員 引き続きまして、大きな項目の最後になります。教育行政についてです。

(1)として、支援を必要とする児童生徒への対応についてです。

支援学級については、6月定例会でも質問をさせていただいているところです。10年前に比べ、文部科学省が行っている調査でも明らかになっていますが、支援が必要な児童生徒が増えています。障がいの診断を受けている子どもで、特別支援学級に通っている子が3.7%、通級指導教室に通っているお子さんが1.9%、特別支援学校には0.9%、合計すると全体の6.5%です。しかし、いわゆる気になる子どもの割合は8.8%、軽度の知的障がいだと思われるが3%、こちらを加えて11.8%、小学校1年生に限ると12%だそうです。診断を受けていても、保護者の判断や、近くに通うところがない、子どもが嫌がるなどの理由で支援を受けていない場合もあります。

そこでまず、アとして、全ての公立小学校に知的障がい、自閉症・情緒障がいに関わる特別支援学級を設置することへの考え方について伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 公立小学校の特別支援学級につきましては、毎年計画的に設置を進めており、小学校、義務教育学校39校中29校に設置しております。障がい種別による設置数の内訳といたしましては、知的障がい学級が21校、情緒障がい学級が7校、肢体不自由学級が1校です。そのうち、同じ学校に複数の障がい種の特別支援学級を設置している学校は4校です。知的障がい学級は未設置の学校であっても、必ず隣接した学校には設置されていることから、隣接の通学区域の学校に通うことができる状況となっております。一方、自閉症情緒障がい学級については、設置数が少ないため、今後も計画的に設置する必要があると認識しております。今後は、保護者のニーズや障がい種、地域のバランスに配慮して、まずは全ての小学校にいずれかの障がい種の特別支援学級を設置できるように進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 そうですね、まずは障がいの種類ではなく、支援を必要とする児童生徒の受皿を全ての学校につくっていただきたいと考えます。

次に、IQで数字が明確になる知的障がいでも、基準はこれだけではないと思います。自閉症や情緒はどのような判断に基づいているのか。また、それぞれの支援学級を希望する際の経過及び基準を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級への入級は、教育センターが保護者の申込みを受け教育支援委員会に諮問いたします。その後、教育支援委員会担当者が保護者面談、医師による診断、児童への検査、観察等を行った後、専門家等を委員とする教育支援委員会で児童生徒の状況を総合的に判断し、答申を出します。出された答申を基に保護者と教育委員会担当者が協議をして、入級する学級を決定いたします。

知的障がい学級入級の判断基準といたしましては、知能検査の数値もその1つとして挙げられますが、行動観察も含め多様な視点で判断しております。自閉症・情緒障がい学級入級の判断基準といたしましては、医師の診断結果や発達検査の結果のほか、日常の行動においてコミュニケーションに課題が見られる、感情の起伏が激しい、物事へのこだわりが過度に強いなどの様子が顕著に見られることなども判断の要素となっております。

また、自閉症・情緒障がいの児童生徒の対応に関しましては通級指導教室もあります。こちらは通常学級に籍を置きながら通級指導教室に通い、個々の状況に応じてソーシャルスキルトレーニング等を行い、集団に適応で

きるよう支援、指導を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 様々な観点から判断しなければならず、大変重要な作業だと思います。保護者からの申込みを受け、入級が決定するまでの期間はどのくらいかかるのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 保護者から就学の申込みがあり入級が決まるまで、約3か月を見込んでおります。ケースによっては教育支援委員会の審議に必要な書類の準備に時間がかかってしまうため、それより長く期間を要する場合もございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 入級決定が出される間は、さぞかし保護者の方も不安だと思います。迅速な対応をお願いします。

さて、通常学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する場合は、教員は学級経営の中でどのように対応しているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 通常学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒につきましては、各学級で支援体制を整え対応しており、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや市川市巡回指導職員からの具体的な支援方法について指導助言を受けながら、児童生徒一人一人に寄り添った指導をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 分かりました。教員が不足している中で大変でしょうが、寄り添った指導をお願いして、次に進みます。

イとして、小学校で特別支援学級に在籍していた児童は、どのように中学校への進路を決定するのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 中学校進学に際し、引き続き特別支援学級への在籍を希望される場合は、再度保護者の申込みと教育支援委員会への諮問が必要となります。小学校で知的障がいの学級に在籍していた場合はほとんどの児童が継続を希望しますが、中には自閉症・情緒障がい学級や特別支援学校を選択される場合もあります。自閉症・情緒障がい学級に在籍していた児童につきましては、通常学級を選択する場合と、引き続き中学校でも自閉症・情緒障がい学級への在籍を希望する場合があります。いずれの場合にも、児童生徒の現状やこれまでの指導及び支援による成長等を踏まえ、小中学校間の円滑な連携、接続を図りながら、適切な就学となるよう丁寧に進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 これまでの経過や指導内容が書かれている市川独自の個別教育支援計画である市川スマイルプランがありますが、これをどのように作成し、活用しているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、市川スマイルプランの作成についてです。保護者は、お子さんのプロフィール



ルやこれまでの支援の情報などを所定の書類に記入し学校に提出いたします。その後、学級担任と特別支援教育コーディネーター、または管理職が保護者と面談を行い、児童生徒の実態や、本人、保護者の願いを踏まえながら、長期的な目標や支援内容を一緒に確認します。年度初めには、1年間の短期目標と指導の手だてを担当が作成し、保護者と確認した後、指導と支援に生かしてまいります。年度末には、担任が保護者と一緒に1年間の指導や支援に対する振り返りと、次年度に向けての引き継ぎ事項を確認します。小学6年生や中学3年生、転出児童生徒につきましては、保護者の希望に基づいて担任が市川スマイルプランの移行資料を作成し、支援内容を次の学校に引き継ぎます。

次に、市川スマイルプランの活用についてです。年度初めに学級担任と保護者で市川スマイルプランの記載内容を確認することで、新年度の保護者の学校生活への不安が軽減され、児童生徒にとっても新年度を適切な指導及び支援を受けながら学校生活を送ることができます。また、関係機関と保護者、学校が連携して、必要に応じて市川スマイルプランの情報を共有し、切れ目ない支援を行います。保護者からも、スマイルプランを活用して小学校での支援の内容を中学校で引き継いだことにより、スムーズに中学校の生活をスタートすることができたという報告がありました。今後も、支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援のツールとして周知、活用に努めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 廣田議員。

**〇廣田徳子議員** スマイルプランは、きめ細やかな指導内容が把握でき、さらに児童生徒の学習や生活プランが分かり、欠かせないツールになっています。早くに障がいがあるかどうか、支援学級がその児童生徒にとって必要か、その判断ができた場合はいいと思います。しかし、小学校では通常級で過ごしていた児童生徒の中にも、もしかしたら支援が必要だったかもしれない児童がそのまま中学校に進学した場合についてです。中学生になると教科担任制のため、新たに障がいを見つけることが難しいと文科省でも言っています。小学校から引き続きの指導や市川スマイルプランがない場合、どのようなケースから支援につなげているのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** 中学校に入学してから支援の必要性を感じた場合も同様に、本人や保護者と面談を行いながら、家庭と学校が連携し、生徒に必要な合理的配慮を確認しております。また、必要に応じて市川スマイルプランの作成や、ライフカウンセラーやスクールカウンセラー、教育センター相談室への紹介を行うなど、生徒一人一人に応じた適切な支援を行うよう努めております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 廣田議員。

**〇廣田徳子議員** 学び方は様々であっても、誰もが学校が楽しいと思い、学びたいことが学べる環境整備が喫緊の課題だと考えます。しかし、それには教員の増員が必要です。今年度11月1日付で、市内の職員未配置状況は、小学校で16人、中学校で18人、複数いる学校が4校です。まずはこの解消に御尽力いただきたいと思えます。そして、教員を増員していただき、どの子どもひとしく学べる環境の整備をお願いして、次の質問に参ります。

(2)として、本市におけるいじめ対策の現状及び今後の取組についてです。市川市で行っている教育委員会の対策会議、先生方への働きかけについて伺います。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** 教育委員会では、教育委員会関係各課、学校長、警察、民生児童委員などで組織する市川市いじめ問題対策連絡協議会を年に2回行い、各団体におけるいじめの未然防止や早期発見、適切な事例対

処について理解を深めております。各学校におきましては、年に数回学校生活アンケートを実施し、いじめの早期発見に努めております。また、千葉県教育委員会のセクシャルハラスメント等及び体罰に関する実態調査のアンケートを全小中学校児童生徒に年1回実施しております。質問項目の中の友達とのことで嫌だなど思うことや、友人関係等で相談したいことはあるのかという項目から、いじめの早期発見だけでなく、適切な事案対処にも努めております。いじめの未然防止に関しましては、生徒指導主任会等研修会の場で、いじめ防止対策推進法にのっとり、教員の日々の観察だけでなく、組織で対応し、多くの教職員で見守ることで未然防止に努めております。対応が必要となった場合には、教育委員会と学校が連携し指導助言に当たっております。今後も、各学校ではいじめ防止基本方針に基づき、些細なことも適切に対応していけるよう、学校生活アンケート等を活用していじめの早期発見、早期解決に努めてまいります。また、教育委員会といたしましても、その徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 市川市いじめ問題対策連絡協議会の開催が年に2回というのは、少ないと思います。直近の議事録を読ませていただきましたが、委員の方々それぞれの立場で報告や対応方針などを話されていますが、なかなか具体的解決策が読み取れませんでした。

そこでまず、本市におけるいじめの件数といじめの内容について伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 いじめの認知件数につきましては、平成24年頃から年々増加しております。これは、いじめによる自殺事案を受けて積極的にいじめを把握しようとしたことから生じています。令和4年度の市川市のいじめの認知件数は、小学校で3,509件、中学校で308件になっております。いじめの内容といたしましては、冷やかし、からかい、悪口が約49%、軽くぶつかる、たたかれるが約28%、仲間外れ、無視が約14%となり、全体の90%を占めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 アンケートなどで、いじめの疑いがあると分かった時点で、学校ではどのような対応をされているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 アンケート調査でいじめの疑いがあると分かった時点で、学校は該当児童生徒に個別に面談を行い、詳細な聞き取りを行っております。聞き取りの内容から、保護者への連絡を行うとともに、いじめに関係した該当児童生徒へ指導を行ったり話し合いを行ったりすることで、安心して学校生活を過ごせるように丁寧な対応をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 生徒児童の中には、親に心配かけたくない、誰にも言えないという子もいます。そこで、いじめが原因で学校に来られなくなった児童生徒への対応について伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 いじめによって学校へ来られなくなってしまった子への対応といたしましては、各学校において、家庭訪問や電話連絡、保護者との面談など継続的に連絡を取り合うように努めております。また、当該児童生徒の担任だけでなく、学校のいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応を行っております。聞き取

りを行った結果、いじめがあったと保護者から訴えがあった場合や、いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、いじめ重大事態として、市長及び文部科学省等に報告し、調査を行います。いじめ重大事態の調査は、いじめ行為がいつ、誰から行われたのか、どのような状況であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような課題があったのか、学校教職員がどのように対応したのかなど、事実関係を可能な限り網羅的に解明していきます。調査結果につきましても、市長及び文部科学省等へ報告することとなります。学校及び教育委員会は調査結果に基づき再発防止に努めるとともに、被害児童生徒に対し、安全、安心を取り戻すために継続的にケアを行います。また、加害児童生徒に対しても、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 SNSやLINEグループで誹謗中傷が書き込まれ、あっという間に拡散されたりします。このような現象は子どもばかりではなく、大人の間でもある、本当にやりきれない思いです。いじめの実態が見えにくく、発見が遅れる場合もあります。自分さえ我慢すればよいと考える子もいるでしょう。12月5日の千葉日報に、県内中学校のいじめの記事がありました。できればいじめでなければいいと、学校側も思うでしょう。翌日には、22年度の県内、最多の5万件を超えているという報告も記載されていました。全国の不登校児童生徒も10年連続増加しているとのこと。今後も、重大事態にならないよう対応して下さるよう切に願います。

最後に(3)です。放課後子ども教室の運営についてです。

この10月から、市内全ての小学校に放課後子ども教室が設置されました。新たにできたところを含め、利用状況など特徴的なことがあればお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本市の放課後子ども教室の運営形態ですけれども、委託教室と直営教室がございます。委託業者は3社あり、本市における運営実績のある業者でございます。委託教室における内訳は、エデュケーショナルネットワークが14教室、シダックス大新東ヒューマンサービスが14教室、アンフィニが2教室を運営しております。業者それぞれに得意分野があり、特徴を生かした運営をしております。現状といたしましては、御質問者のおっしゃるとおり、今年度の10月から新たに8教室が開室し、市内39の市立小学校全てに放課後子ども教室が開室いたしました。また、どの児童でも希望により放課後子ども教室の活動に参加できるなど、放課後保育クラブとも一体的な運営をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 直営以外に3社に委託されていると伺いました。運営に当たり、市内のどこの放課後子ども教室に通っても同じような子どもたちの過ごし方になっているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教室での過ごし方につきましては、各教室で違いは少しずつあるものの、ほぼ同様の形態で過しております。宿題の有無にかかわらず遊びの時間を設けていたり、宿題がない子がすぐに遊ぶことができたり、先ほど申し上げましたけれども、業者の方針によっても違いは多少ございます。それ以外には、塗り絵、折り紙、読書、ボードゲームなど、教室の中で遊んだり、校庭の状況に応じて外に出て遊んだり、遊びの内容は子どもたちの自主性を尊重しつつ、スタッフが安全、安心な居場所となるよう見守りをしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 先日、新しくこの10月からスタートした放課後子ども教室を訪ねました。児童は10人ほど、スタッフが4人いらしたと記憶しています。教室には、塗り絵や工作などしたものが展示してあり、多くの子どもたちが利用していることが分かりました。ただ、折り紙は1人2枚までと書かれてあり、自由に使うことができないのか、厳密に枚数を管理しているのか、また、ほかにもこのような決まり事があるのか伺います。

○**つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 各教室では、折り紙など児童が遊びに使用する消耗品について、無駄遣いとならないようある程度使用の管理をしております。また、その他の統一の決まり事として、鬼ごっこは遊具のあるところではやらないなど危険防止を目的とした外遊びのルールや、子ども教室に入室したら忘れ物をクラスに取りに戻らないなど、学校施設への出入りのルールなどを設定しております。しかしながら、厳密に管理をするのではなく、運営事業者には臨機応変に対応するよう伝えているところです。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** ぜひ臨機応変に対応するよう伝えていただきたいと思います。

また、利用者の声を聞いているようですが、どんな意見があるのか伺います。

○**つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 利用者の声につきましては、多くの御意見が寄せられております。一例となりますが、開室を長らく待っていたのでありがたい、就労要件のある放課後保育クラブには預けられなかったので、子どもを預けられて本当に助かる、仲がよいのに家が遠いお友達と遊べず困っていた、その子と放課後子ども教室で遊べるようになったので、毎日学校へ行くのが楽しいと言っている、子どもたちの自主性を尊重してやりたいようにやらせてくれて活動を見守ってくださるので子どもも喜んでいるなど、大半が満足されている声となっております。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 利用者の声は引き続き聞いていただき、今後の運営に生かしていただきたいことをお願いいたします。

直営や3社の事業間で、スタッフの指導や活動内容の違いについて、今後はどのように改善をしていくのかについて伺います。

○**つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 業者間やスタッフの対応を含め、多少の活動内容の違いがあることは認識しております。現在、情報交換会の場を設け、活動プログラムの内容等を情報共有することで、よりよい運営となるよう取り組んでいるところです。今後は活動内容の充実を一層図ってまいります。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 開設のときには、保護者宛ての資料を全ての児童に配布し、放課後子ども教室についての概要を示しているということです。また、放課後保育クラブとの違いも明らかに記されておりました。大きく違うのは、放課後子ども教室は、誰でも1度登録をすれば利用できる、自由遊びが基本であることが特徴だと思います。これに対して放課後保育クラブは親の就労条件があり、親がいない時間、生活の場として過ごすことが前提です。30年ほど前とは子どもの遊びも変わりました。外で遊んでいる姿は日常ほとんど見ることがありません。こういう場所で大人に見守られて遊んでいるのだなど、先日伺って分かりました。放課後保育クラブの児童も、

学校のクラスの友達ともう少し遊びたいときに放課後子ども教室で遊んでから保育クラブへ行くケースもあるそうです。呼び方が似ているので混乱することもあるかと思います。呼び方を市内だけでも変えてもいいかもしれません。

これからも子どもたちが遊びたい友達と好きなことをして過ごす時間を見守っていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

**○つちや正順副議長** 久保川隆志議員。

**○久保川隆志議員** 公明党の久保川隆志でございます。通告に従いまして、一問一答で一般質問をさせていただきます。

初めに、市営住宅に関する質問から伺ってまいります。

市営住宅は、住宅確保等要配慮者への居住支援の機能を有する住宅セーフティネットとして、また子育て世帯から高齢者世帯等の方が安心して暮らせる住居となっていますが、地域の連帯感や人間関係の希薄化と役員の高齢化の影響で、住民の方より様々な声が上がってきております。

では、(1)家賃や共益費等の徴収について伺いますが、家賃に関しては、入居決定がされると家賃の口座振替手続きを行い、市が家賃の徴収をしていますが、共益費に関しては、管理人や班長さんなどの役員が訪問をして、入居者間で徴収が行われています。しかしながら、入居者の高齢化の進行に伴って徴収に困難を来すケースが増えており、共益費の支払いを拒む方への対応など共益費をめぐるトラブルも多く発生をし、集金作業は大きな負担と伺っております。地元の市営住宅の役員の方からは、共益費を家賃と一緒に市で徴収してもらえないかとの強い声をいただいております。今後の社会を見据え、本市が共益費を家賃と合わせて徴収する仕組みの導入について検討する必要があると思いますが、本市の見解を伺います。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 市営住宅の共益費は、団地内の共用施設の維持運営に関する費用で、通路灯などの電気料、共用水栓の水道料、浄化槽の維持管理委託料、エレベーターの運転経費など、団地に入居している方々に共同で負担していただく費用です。共益費の徴収は、これまで団地内のコミュニティー醸成の観点などから入居者間で行っており、自治会の役員や市が委任している管理人が集金をしています。なお、共益費は団地単位で有する設備が異なることや、設備の維持管理や清掃委託などは各団地で行っていることから、金額というのは異なっております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 久保川議員。

**○久保川隆志議員** 共用部分の電気や水道代などの光熱水費は団地によって金額の幅があり、エレベーターや浄化槽等の有無によっても維持経費に違いがあることから、共益費が団地によって異なることは理解できました。しかしながら、先ほども述べましたが、高齢化が進み、共益費の集金のみならず、共用部の電球交換や敷地内の草刈りなど施設の維持管理も行うことになっており、肉体的にも精神的にも大きな負担となっており、それが理由で役員を受けたくない方も出てきております。共益費の管理を相模原市や神戸市、京都市、高知市などは、条例や規則等の整備を行い、家賃等と併せて徴収業務を自治体や代行業者が関与して行っております。また、横浜市や川崎市でもこの問題に向けた検討が行われ、横浜市では、入居者からの共益費を市で徴収し、入居者に代わって共有部分を管理することを選択できる制度を令和7年度より導入する予定と伺っております。

本市でも共益費を家賃と一緒に徴収することは可能なのか、伺います。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 市営住宅は、公営住宅法第20条において、住宅に困窮する市民に低廉な家賃で賃貸する住宅であるため、入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、入居者に不当な義務を課することはできないと規定されておりますが、この規定は貯蓄を強制するような事案を想定したもので、共益費を自治体が直接徴収することを禁じているものではありません。都道府県や政令市では共益費の一部を徴収している事例があり、例えば、東京都では住宅供給公社が共用部分の管理の一部を行い、その費用を共益費として自治体が徴収を行っています。このほか、横浜市では入居者が住宅管理運営委員会を設立し、市と共用部分の管理代行契約を結び、指定管理者が共用部分の管理を代行できるように現在準備を進めているとのことですけれども、いずれの例におきましても、共益費のみの徴収というのは行っておりません。

仮に本市が横浜市方式で行う場合の課題としましては、団地内での合意形成や共益費の徴収事務費が新たに含まれるため、入居者の費用負担が増えることが考えられます。また、設備等の不具合についても、指定管理者を経由することで状況把握や対応にも時間を要するなど、幾つかの課題があると認識しています。しかしながら、今後ますます入居者の高齢化が進んでまいりますので、共益費の徴収の在り方について引き続き調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 久保川議員。

**○久保川隆志議員** 公営住宅法第20条の条文では、自治体は家賃、敷金以外には金品を徴収できないと規定されているものの、都道府県や政令市での共益費の一部徴収を行っている一例も挙げられておりましたが、本市と違って指定管理者が間に入っていることも分かりました。また、仮に横浜市のような方式で行う場合は、入居者の費用負担が増えることも考えられ、様々な課題があることも分かりました。

これから超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢化の進展とともに役員の担い手不足が深刻となり、地域コミュニティの希薄化から、今後より一層顕在化してくる問題かと思っておりますので、速やかな制度の検討に入ってくださいことを心よりお願いを申し上げます。

次の(2)残置物により使用できない住居の現状と課題についてです。

市営住宅の役員の方より、亡くなられて空き家となっている部屋があり、入居していれば共益費が入るが、未徴収分も合わせると、共益費を増額しないと数年で赤字になってしまうとの相談を受けました。確認してみると、単身入居者が死亡して、家財道具等の残置物の処理に時間を要しているとのことでした。単身の入居者が亡くなられた場合で、身寄りのない方や、相続人が相続放棄をして住宅内に家財道具等が残置されているケースは、本市の中では何件あるのか。また、このような場合に本市では現状どのように対応をしているのか。そして、残置物部屋が抱える課題について、それぞれ伺います。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 本市の市営住宅は24団地、1,982戸あり、入居世帯は今年の11月1日現在1,808戸となっております。退去等で空き家になった場合は、通常は速やかに修繕等を行い次の入居者に賃貸しています。一方で、身寄りのない単身の入居者が亡くなられた場合には、家財道具等が室内に残されているため速やかに修繕等を行うことができず、現在こうした残置物のある空き家は17戸あります。残置物のある住戸は全国的にも増加傾向で、平成29年には国から公営住宅における単身入居者死亡後の残置物の対応方針の作成についての通知があり、本市においても令和2年に事務要領、こちらは市川市営住宅において単身入居者が死亡した場合及び入居者等が無断で退去した場合における残置物の処分等に関する事務要領、こうした事務要領を作成しています。単身の入居者が亡くなられた場合には、本要領に基づきまして緊急連絡先、連帯保証人等への聞き取り、また、戸籍関係書類により相続人の調査をしています。これまでの調査では、相続人が存在しないケースや、相続人が判明

しても相続を放棄するケースなど約7割の住戸で市が処分をせざるを得ない状況となっています。

残置物処分の課題としましては、まず、残置物は相続人を調査している期間は所有権の問題から相続人に無断で遺品等を移動することができないことや、相続人を調査後、移動ができるようになった場合でも、残置物の中に現金や貴金属などもあるため安全に保管できる場所を新たに確保する必要があること、また、相続人の調査では、各自治体との文書のやり取りや相続人とのやり取りに非常に多くの時間を要することや、処分に当たっては残置されている物品等の調査や分別、処分等の作業を職員が対応しているため作業量に限界があることなどが課題であると考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 久保川議員。

**〇久保川隆志議員** 残置物のある住居が17戸あり、約7割の住戸で残地物があるとのことで、17戸は全住居数の1%に満たないかもしれませんが、ただ、今後はさらに増加していくものと思われれます。令和2年に事務要領を作成したとのことですが、今後は身寄りが誰もいない高齢者が増えていく中で、現在抱えている課題についても、分別処分している職員の負担もいかにばかりかなと感じますが、不動産業界のお知恵やお力をお借りしたり、業界との協定を結ぶなど、より踏み込んだ対応策を講じて改善していただきたいと思っております。

再質問いたしますが、残置物のある17戸について、発生した時期はいつ頃からか。また、入居者の高齢化率や単身高齢者の割合はどのようなものなのか。さらには、今後は超高齢化社会となっていく中、先例的な取組を行っている自治体の状況と、本市の今後の取組方針について、それぞれ伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 現在、残置物がある17戸の発生時期は、令和3年度が2件、令和4年度が5件、今年度、令和5年度が10件です。また、高齢化率は、入居者3,080人中、65歳以上の高齢者は1,697人で、高齢化率は55%、単身高齢者の割合は、全体の入居世帯1,808世帯中、単身高齢者の世帯が785世帯で43%となっています。

次に、他の自治体の残置物に対する取組ですが、例えば大阪府では、残置物のある住戸は今年3月現在255戸で、本市と同様に相続人の調査に数か月かかり、相続人が見つかって連絡が取れないケースや相続を拒まれるケース、親族が見つからないケースも少なくない状況であると伺っております。また、残置物については、平成29年の国からの対応方針の通知に沿って、遺品のうち貴重品等の選別を行った上で、住戸から移動させて所有権の取得時効が成立する20年間保管するとのことです。また、保管場所は将来取り壊す予定の住宅の空き部屋を利用し、保管されている遺品は488人分にも上り、引き取り手がないまま増え続けているとのことであり、入居を待つ人のためにも住戸の明渡しを進める必要があることから、遺品の撤去までの期間について独自のマニュアルを作成して対応している状況とのことです。

今後の本市の取組につきましては、事務要領で示されている調査の手順を明確にするなど、より実効性のある見直しを図るとともに、他自治体の取組なども参考にしながら、市営住宅を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 久保川議員。

**〇久保川隆志議員** 令和3年度から残されたままの住居が2件、3年たっているということですよ。昨年度からは5件、今年度に入っては10件と、当然対応しながら処分できている住居もあるとは思いますが、全体数では年々増加をしてくると思います。高齢化率は55%と半数を超え、単身高齢者の世帯数は43%であることから迅速な対応が求められますので、事務要領の見直しを行うとの答弁もありましたが、さらに踏み込んだ対策強化をぜひともお願いいたします。

相続人の了承を得られても、残置物の処分や移動にかかる費用や保管する場所の確保で要する予算も必要になるでしょうし、相続人調査にかかる費用も対象物件の増加に合わせて必要となってくるでしょうし、また、相続財産管理人の選任ともなれば相当の費用もかかってまいります。今定例会で補正予算の計上がされている現状を見ても一目瞭然と思います。入居待ちしている方がお一人でも、また一世帯でも早く入居できるよう、空き室を減らす努力は今後より一層求められてまいりますので、住宅セーフティネットの観点からも、来年度以降ではしっかりとした予算の確保が必要かと思えます。一連の処理に係る予算化を要望させていただきます。

では、(3)、次に移りますが、老朽化への対応と維持管理についてです。

本市には、先ほども答弁でありました24団地、1,982戸の市営住宅を有し、住宅の約7割が昭和40年から50年代に建設されており、集会所内の和式トイレ改修も必須かと思えますが、建物の老朽化も進んでいます。建築から55年を経過した団地もある中で、70年という耐用年限まで間もなくともなります。市営住宅の老朽化が進んでいる中、建物の維持管理の現状について伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 本市の市営住宅は24団地、50棟あり、建設時期は昭和43年から平成12年で約6割が築40年以上経過しております。そこで、本市では、市営住宅の今後の方向性や民間賃貸住宅の活用等の事業を進める指針として、本年3月に市川市住宅セーフティネット計画を策定いたしました。本計画では、今後高齢者や障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者から市営住宅に対するニーズが高い水準で推移する見込みであることから、供給不足への対応や施設の老朽化への対応などを示しています。また、市営住宅は公営住宅法で耐用年限は70年とされているため、現在の市営住宅ストックを適切に維持管理することにより有効活用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指しています。現在、市営住宅の高いニーズへの対応とともに、既存の施設を耐用年限まで使い続けられるように、年次計画に基づき外壁及び屋上防水等の改修工事を実施しております。あわせて老朽化した給水ポンプや浄化槽等の修繕についても計画的に進めておりますが、突発的な漏水等が発生した場合には入居者の生活に多くの支障が生じることから、随時緊急的な対応を行っているところです。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 久保川議員。

**〇久保川隆志議員** 御答弁いただきましたが、年次計画からずれ込んで実施している工事が散見されます。これまでも改修工事や修繕が計画的に進められているかという点、甚だ私としては疑問が残ります。改修工事や修繕の現状と今後の対応策について伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 市営住宅の建物を長期的に有効活用を図るためには、適切な時期に長寿命化に向けた改修工事が必要です。このため、改修工事の年次計画は古い建物から順次実施することとしておりますが、現状では点検結果や施設の状況を確認し、老朽化等が著しい場合に新たに優先順位をつけて改修工事を行っておりますので、年次計画については適宜適切に見直しを行っていく必要があります。

修繕につきましては、入居者がいる居室の不具合への対応、給排水、電気など生活に不可欠な設備の不具合への対応、法令や安全上危険な物損への対応、また退去された住戸の次の入居に向けての退去修繕など、優先度を設けて対応しております。毎年度修繕に必要な予算を計上し対応しているところではありますが、近年は緊急・突発的な修繕が増加しているため、予定どおりに全ての修繕が行えない状況もございます。今後は、施設の老朽化とともに、市営住宅への高いニーズに応えていくためにも、改修工事と修繕を計画的に実施していくよう努めてまいります。

以上でございます。



○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 改修工事の年次計画は古い建物順に実施とのことですが、点検結果や施設の状況に応じた優先順位の見直しは築年数に関係なく必要ですので、ぜひともお願いしたいと思います。修繕に関しては、修繕に必要な予算は確保しているとのことでしたが、緊急を要する突発的な修繕が近年増加しているため予定どおりに修繕が行われていないとのことで、住民の方も大変に迷惑をされており、安心して暮らせる環境づくりは行政の役割かと思っておりますので、資材等の高騰で必要な予算も増加しておりますが、建物の安全性を確保する改修工事が年次計画に基づいて着実に実施され、緊急を要する修繕に関しても後回しすることで住民に迷惑をかけてしまいますので、後回ししない予備予算の上乗せが必要かと思っております。市長、そして財政は、この現状を御認識いただいて、当初予算編成で生かしていただくことを要望させていただきます。

では、次の大項目に移りまして、JR本八幡駅北口再開発についてです。

今定例会では、代表質問で3会派が質問されておりますとおり、関心が高い内容かと感じております。私は一体的なまちづくりが進むことで、市川市の玄関口にふさわしい新たな町へと生まれ変わり、にぎわいのある都市拠点となることを期待している1人でもあります。

それでは(1)について、JR本八幡駅北口再開発のこれまでの動きと今後の計画内容を伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

JR本八幡駅北口の再開発は、市川都市計画都市再開発の方針に定める本八幡駅北口地区の再開発促進地区約9.5haのうち、組合による再開発事業として実施した行徳街道北西側のC1地区、現アクス本八幡でございます。西側のD1地区、現本八幡キャピタルタワー、D2地区、現プレミアムスクエア本八幡、京成八幡駅南側のA地区、現ターミナルシティ本八幡の4地区、民間による再開発事業として実施した行徳街道東側のB地区、現ガレリア・サーラの計5地区で行われています。なお、この再開発促進地区は、平成27年度の都市再開発の方針の定期見直しの際に、国道14号の北側で、中央通り東側の地区約1.5haを追加しています。

再開発促進地区の拡大や、A地区の再開発事業の完了を契機に、残りの区域の地権者の再開発に対する機運が高まり、本八幡駅北口駅前地区を含めた2つの地区で勉強会や検討会が開かれてきました。これを受け、本市は本八幡駅北口の再開発におけるまちづくりの基本的な方向性を示すため、平成30年度、新たに本八幡駅北口再開発基本構想を策定しました。この基本構想では、まちづくりの方針として、土地利用、道路、歩行者ネットワーク、防災、景観、緑、オープンスペースを定め、計画、合意の熟度に応じた再開発事業の段階的整備の例を示しています。今年度に都市計画決定を目指している本八幡駅北口駅前地区も、この基本構想を踏まえ、土地利用としましては、都市型居住の推進や、八幡一番街を継承し、町歩きを楽しめる商業空間の形成、道路歩行者ネットワークとしては、地区周辺の歩行者通路や地区中央のにぎわい通路の整備、防災としては、幹線道路や生活道路の整備、建物の共同化により、災害時の緊急車両及び避難経路の確保、景観、緑、オープンスペースとしては、連続的な緑の配置や植栽が豊かな広場などの配置を計画しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 平成30年度に策定の本八幡駅北口再開発基本構想では、JR総武本線と京成本線との間の範囲となっておりますが、今回予定されている再開発地区は、この約4分の1の範囲となっております。法律上、組合を設立するためには地権者の3分の2の同意が必要であることは承知をしておりますが、基本構想で掲げた全地区で事業を実施するべきと考えますが、区域について本市ではどのように考え、再開発事業を今後どのように進めていくのか、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

基本構想の範囲は、都市再開発の方針で定めている再開発促進地区を基に、今回の区域の東側と国道14号の北側を含めた約4.7haの区域であります。市街地再開発事業は、既存の建物や土地の価値を変換して共同化した建築物や敷地、公共施設を整備する仕組みであり、地権者の合意形成により行われます。これまで本八幡駅北口駅前地区の東側を含めた地区で勉強会を実施してきました。今回の再開発事業の区域は、権利者の再開発事業に対する機運や意向を踏まえ、権利者の合意形成によりJR本八幡駅北口の本八幡駅前共同ビル、通称パティオビルから国道14号までの約1.1haとなったものです。

今後は、この地区の事業の進捗状況を発信しながら、地区外の権利者の再開発に対する機運を高め、段階的な整備につなげたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 段階的な整備を行っていくということでした。基本構想はあるものの、本構想で示した4つの方針、先ほど答弁でも言われておりましたが、連続性という観点で言えば、一体的な整備ができないことで景観の違いや歩行空間の快適性の違いなどの課題が生じてくると思います。しかしながら、段階的な整備を実施する中でも、この地域で抱える課題が解決をされ、期待される効果もあるかと思えます。

そういった意味で、次の(2)として、期待される効果と課題について、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

期待される効果としましては、建物の共同化による防災機能の向上、歩行者空間の充実、広場や店舗によるぎわいの創出、緑の配置による景観や快適性の向上などです。一方、課題につきましては、商店街の継続性や地区周辺の交通量の増加などが考えられます。なお、商店街の継続性につきましては、現在の八幡一番街と同じ位置に通路を配置して連続性を保つことや、通路に面した1階から2階部分は店舗を配置するように計画しています。地区周辺の自動車交通量につきましては、国土交通省の大規模開発地区関連交通計画マニュアルに準拠して推計しております。この推計では、交通量の増加はあるものの、渋滞を引き起こすものではないことを確認しています。なお、地区内への車両の出入口を地区の東側に設けることで、駅前広場のロータリーに負担がかからないようにしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 周辺道路の渋滞に関する自動車交通量の答弁も今ありましたが、本八幡駅北口ロータリーは、市川駅北口ほどではなく狭い状態で、バスの停留所を掛け持つ状態となっているために、先発のバスが出発しないと、早く到着したバスを停留所につけられずに乗車待ちの列ができ、また、雨の日等では送迎車両の駐車場でバスが行き来できないことでも渋滞を引き起こしております。駅前のロータリー部分をさらに拡張して利便性向上の整備をすべきだと思いますが、市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 駅前広場は、都市計画決定されている県道の道路施設として整備済みであることから、今回の再開発事業の区域に含んでおりません。しかし、現在の駅前広場は送迎車両などによる渋滞の発生や、バスの乗車待ちの列と歩行者動線との近接などによる混雑、機能上の課題を有していることは認識しております。今回の再開発事業では、駅前広場の機能向上策として、駅前広場側に3mの歩道状空地を新たに設ける計

画であります。これにより歩道部分が広がりますことから、その一部を車道として、バスの停留所や停車帯として利用することも検討しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 機能上の課題を有していることは認識はしているということで、新たな3mの歩道空地が整備されることで、今ある歩道部分の一部を車道として広げ、バス停等の機能向上策を検討したいとのことでしたが、これで本当に根本的な解決になるのか、もう一度伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 今回の再開発事業では、駅前ロータリーに面して歩道状空地を設けるほかに、広場を設ける計画であります。この計画を踏まえ、バス会社やタクシー会社、また県道の管理者である千葉県などの関係機関と、バスの停留所やタクシーの乗降場の配置など駅前広場全体の機能向上について検討を進めていきます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 駅前広場の課題が解決されるよう関係機関との協議を重ねていただき、機能向上がされますよう、進捗を見守りたいと思います。

最後にもう1点お尋ねをいたしますが、再開発ビルが2棟ある中、駅前には超高層ビルで計画をされていますが、渋谷の再開発は100年に1度の大規模再開発と最近話題となっておりますが、再開発の多くは高層部分に宿泊施設を配置する計画を目にしますが、高級ホテルとまではいかななくても、ビジネスホテルなどの進出は本市にとって大変に有益だと感じます。さらには、公明党でも要望を上げさせていただいている献血ルームの常設についても配置ができないものなのか、要望を兼ねた質問ですが、考えを伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 現時点の再開発準備組合の案では、ホテルや献血ルームなどの施設を配置する計画はありません。施設につきましては、権利者や保留床取得者が検討していくこととなります。今後、駅前にふさわしい提案があれば、準備組合に伝えてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。八幡周辺には宿泊施設が減少となり、里帰り等で市川市に来られる方から、宿泊施設があるとありがたいとの声を聞いており、宿泊することで飲食店の利用促進も図られ経済効果もあると思いますので、お伝えだけをさせていただきます。

また、まちづくりの観点から、駅周辺の保育施設や学校が飽和状態である中、整備後には人口動態が変化してきますので、施設や学校についての環境整備にも御配慮をお願いしたいと思います。最終的な判断は準備組合側にあることから、これ以上は質問しませんが、魅力あふれるまちづくりに向けて進捗を見守りたいと思います。

では最後、市営霊園墓地について伺ってまいります。

近年少子・高齢化、核家族化及び未婚化など、家族形態の多様化が進み、お墓を管理する親族がいなくなり、放置されたままの無縁墓、無縁の墓ですね。無縁墓も増加してきており、従来どおりの墓地の承継が困難となっている方も増加しているかと思えます。本市の市営霊園墓地においても新たな対策や整備が必要と考え、質問をさせていただきます。

(1)市営霊園墓地の管理状況についてです。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことで、今年は家族連れや帰省した人などが墓前に花を手向け、手を合わせる光景を目にしました。この夏は大変暑い日が続き、日照時間も長かったため、樹木や草木の伸びが速く、管理が行き届いていない箇所も見受けられ、車を路上に停めて墓前に向かう間の歩道の根上りが散見され、歩きにくく、また道路のがたがたも気になりました。このような声は本市にも届いていることと思いますが、市営霊園の管理状況について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

園内の緑地の管理や除草につきましては年間を通して造園業者に委託をしており、軽微な雑草駆除や落ち葉の清掃などはシルバー人材センターに委託するなど、霊園内の管理保全に努めているところでございますが、今後、管理の頻度や範囲など見直しを検討してまいります。

次に、道路舗装の劣化に対する修繕につきましては、舗装の損傷状況に応じて優先順位をつけ、緊急度の高い箇所から修繕を行っておりますが、園内歩道における街路樹の根っここの隆起、いわゆる根上りが生じている箇所につきましても、段差が大きい箇所から順次改修を進め、来園者に対する安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 市で管理する部分は業者委託をして、除草や道路舗装等をされているようですが、予算不足なのか、根上りは改修が思うように進んでおらず、剪定や落ち葉処理も頻度が必要になってまいります。また、墓地の区画内においては墓地の使用者の責任で管理するものと認識をしておりますが、墓地に足を運びたくても行けない方も増えてきており、管理が行き届かずに荒れ墓地となっているケースもあるかと思いますが、本市での対応状況を伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

使用許可を受けた墓地につきましては、使用者の責任においてその区画内を管理していただいております。一方で、管理が不十分な墓地につきましては、職員が園内を巡回するなどその把握に努めており、雑草の放置等により隣接する墓地に影響を及ぼしている場合は、使用者に現況の写真を送付するなどして適正な管理を行うようお願いの御連絡をしております。

令和4年度におきましては、管理に関する連絡を行った墓地は263件あり、うち190件が改善されておりますことから、今後も適正な管理が行われるよう、使用者に対しまして継続的に連絡を行うなど努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 雑草の放置等で隣のお墓に影響を及ぼしている場合は、使用者に現況の写真を送付するなどして指導をしているとのこと、令和4年度は263件の指導で190件の改善があったとの答弁でした。連絡が取れるうちはまだしも、連絡が取れなくなり、管理料も納付されない状態となった場合、墓地の無縁化が増え、荒れ墓地をさらに進化させるものと考えますが、未然に防ぐための本市の対応について伺います。また、現在の無縁化した墓地の件数について、参考までに教えていただければと思います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

墓地の無縁化に対する対応につきましては、将来の墓地の使用や管理について、墓地の使用に関する意思を確認する調査を10年ごとに実施しております。

次に、一定期間管理料が納付されず、かつ使用者が2年以上前に亡くなられたにもかかわらず承継されていないなど、無縁化の可能性の高い墓地は、現在69区画となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 墓地使用の意思確認を10年に1回程度行っているということで、この年数がいいのかどうかは分かりませんが、無縁化させない取組をされていることには敬意を表します。無縁化の可能性の高い墓地は69区画とのことで、大変多いとは感じましたが、現状は理解をいたしました。これからも管理の徹底をお願いし、次に移ります。

それでは、(2)の一般墓地の使用申請件数の推移と課題について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

一般墓地の使用申請件数と推移につきましては、過去3年間100件程度と申込数自体は横ばいの状況にありますが、2.5㎡以下の小区画墓地の申請が多く、近年小区画墓地のニーズが高まっているものと思われます。

次に、課題につきましては、今後の多死社会を迎え、墓地使用のニーズが増大することが予測されます。そのため、小区画の新規墓地が数年後には不足するおそれがございます。墓地ニーズをよく研究し、今後の霊園墓地の方向性を検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 一般墓地の使用申請は、この3年間では横ばい状態で、小区画募集のニーズが高まっていることが分かりました。今後の多死社会、多く亡くなられる多死ですね。多死社会を迎え、墓地ニーズの増大から、小区画の新規墓地が数年後には不足するおそれがあるとの課題も認識をいたしました。

この課題について次の質問に入りますが、(3)霊堂や合葬式墓地の使用申請件数の推移と課題について伺います。

お墓のありようも変化してきており、少子・高齢化に加え、子どもが近くに居住していないなど核家族化の進展で、お墓の承継に苦慮して墓じまいする方が増え、墓石を建てるお墓よりも安価で、墓掃除等の管理も不要であることから、合葬式墓地への需要も増え、また、お墓自体を持たずに海などに散骨することも話題になってきておりますが、ニーズの多様化が見られます。本市には、遺骨の埋蔵場所が見つかるまで一時的に預かってもらえる霊堂や納骨壇にて20年間預かってもらえる千葉県初の合葬式墓地がありますが、これらの使用申請件数の推移と課題及びそれぞれの収容可能数と、現在どれぐらいの余裕があるのか、それぞれ伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

霊堂につきましては、遺骨の埋蔵場所が見つかるまでの間、一時的に遺骨をお預かりする施設であり、収容可能数は2,160体となっております。霊堂の使用申請の件数につきましては減少傾向にあり、現在の使用者数は251体で、利用率は12%程度となっております。

続きまして、合葬式墓地について御説明いたします。合葬式墓地は多くの遺骨を一緒に埋蔵する形の墓地で、5,000体収容の納骨壇があり、使用期間は20年となります。令和4年度の応募件数は557件であり、前年度に比べ56件増加しております。

課題でございますが、霊堂につきましては昭和53年の開設から45年が経過しており、老朽化が進んでいることが挙げられます。合葬式墓地の課題につきましては、生前枠で申し込まれる方の抽選倍率が10倍以上、遺骨のあ

る方でも約1.8倍と、抽選によりお待ちいただく状況も生じております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 埋蔵場所が見つかるまで預かっていただける霊堂での現在の使用者は251体で、利用率が12%ということですから、十分な空きがあることが分かりましたが、開設から45年経過している、老朽化が課題とのことでした。合葬式墓地については応募が増加傾向にあり、御遺骨のある方でも2倍弱の抽選倍率とのことで、答弁では言われておりませんでした。生前柩の2体で申し込みをされる方の抽選倍率は15倍弱とのことで、希望する方がお預けできない深刻な状況であることも分かりました。合葬式墓地では20年間納骨壇に埋蔵をし、20年経過後は、御遺骨を1体ずつ納骨袋に移し替えて合葬室へ改葬することとなります。平成15年に初めて預けられた御遺骨が来年には改葬されることともなり、その分の空きが出てくるものとも期待しております。

本市でも合葬式墓地のニーズが高くなっていると感じましたが、本市では、一般墓地返還を条件に、特例として公募以外で合葬式墓地に埋葬できる制度がありますが、墓じまいの特例で使用許可された件数の推移について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

特例により使用許可を受けた件数につきましては増加傾向にあり、令和4年度は79件であり、前年度に比べ37件増加しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 令和4年度は79件で、前年度から37件増加ということで、このようなニーズの変化は、先ほども述べましたが他市においても同様の傾向であると思いますが、近隣市での合葬式墓地の整備状況について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

近隣市の整備状況につきましては、船橋市や松戸市の市営霊園は一般墓地のみでございますが、浦安市、習志野市、千葉市などでは、本市と同様の形態の合葬式墓地が整備されております。また、新たな形態の墓地として、浦安市では平成27年から樹木を墓標とする形態の合葬式墓地、樹林墓地の募集を行っており、千葉市でも今年度から募集を開始しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 合葬式墓地の近隣市の整備状況を伺いました。また、浦安市では樹林墓地を整備し、千葉市では今年度から募集を始めているとのことでもありました。

樹林墓地の公営墓地での開設を調べさせていただきました。平成18年に横浜市で市営墓地メモリアルグリーンに初めて開設がされております。東京都では、平成24年に都立小平霊園内に整備がされ、千葉県では、先ほど答弁にありました浦安市墓地公園内に、平成27年に県内初となる整備がされてきております。本市においても合葬式墓地の待機状況を見る限り、その課題を解決するためにも、自然に帰りたいと考える方も増えている中、建物整備を必要としない樹林墓地は大変有益と考えますが、今後、多死社会を迎えるに当たり墓地の絶対数が不足する課題に対して、本市では今後どのように対応していくのか伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

今後、死者数は増加し多くの墓地需要が見込まれる一方、近年墓地に対する市民の考え方が変化しており、小型墓地や承継を必要としない合葬式の墓地へのニーズが高まっております。これらに対応した整備が行えるよう、今後の霊園の在り方について検討を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 墓地需要は多死社会とともに高まっていく中、墓地の小型化や承継を必要としない合葬式墓地へのニーズが高まっている現状に対応した整備を検討していくということでした。

最後まとめますが、今後荒れ墓地や無縁化墓地を未然に防ぐため、管理が困難となる前の段階で墓じまいをしてもらうなど、本市では先進的に行っている一般墓地返還促進事業、これは大変有効な手段であると考えますので、意向調査の際の本事業の案内とともに、関係事業者にも事業周知をお願いするなど、周辺のさらなる拡大をお願いいたします。

また、市民の墓地に対する考え方やニーズを踏まえた墓地需要の変化に対応するには、小区画墓地や樹林墓地などの新たな形態の墓地を整備する時期に来ていると思います。斎場は、基本計画の下、再整備が今後されてまいります。火葬後の埋葬となる墓地整備について、そういった市民ニーズに迅速に対応できるよう、今後の霊園の在り方の検討や整備計画を積極的に進めていただき、迅速に対応していただくことを要望とさせていただきます。

以上で、公明党、久保川隆志の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

---

午後2時50分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして一般質問を行います。質問をたくさん行いたいもので、ちょっと早口になりますが、よろしく願いいたします。

空き家対策について伺います。先順位者への御答弁で大まかな方向は理解できました。私からは、少し詳しく伺ってまいります。

先順位者への御答弁では、市川市空家等対策計画を策定し空き家対策に取り組んでいるとのことでした。この市川市空家等対策計画はどのようなもので、この計画に沿ってどのように取り組んでいるかお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

市川市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成29年に策定いたしました。この計画には、本市の空き家対策に関する問題に総合的かつ効果的に取り組むため、空き家化の予防、空き家等の適切な管理、活用促進、管理不全な状態の解消の3点の基本的な方針を定めています。1点目の方針、空き家化の予防は、空き家等の発生を抑制するため、居住中の段階から将来の住まいの管理や処分、活用方法などに関す

る啓発、情報提供、相談体制の構築。2点目の方針、空き家等の適切な管理、活用促進は、空き家が管理不全な状態に陥ることを防ぐため、啓発、情報提供や相談体制の構築と併せて、利活用の促進を図るため、リフォーム費用などの補助。3点目の方針、管理不全な状態の解消は、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の解消に向けて、空き家等の所有者に対し、法に基づいた助言、指導、勧告や除却費用などの補助をそれぞれ取り組むこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 予防、管理活用、解消の3つの方針とのことでございました。この計画に目を通してみましたが、空き家の現状として最初に目につきましたのは、地域別の空き家等の分布状況でございます。地域によって空き家等の割合が非常に高くなっているのが分かりました。これは、空き家化の予防とも関連するのですが、この空き家等の割合が非常に高くなっている地域に対して、特別な対応、対策を取られているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 空き家等の件数に関しましては、地区ごとにばらつきはあるものの、極端に多い地区はありません。なお、建物が密集している駅周辺などの中心市街地は、市街地火災の延焼予防や災害時における避難経路確保の観点から、区域を指定して特定空き家等の除却に対する補助事業を実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 その地域に空き家が生まれやすい理由があるかもしれません。細かく空き家となっている原因を調べると、予防策が生まれてくるのではと思います。現状では、市街地の住宅密集地については、不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業で対応しているということでもございました。簡単には除去し解消とはいかない、こういうことだと思います。よく分かります。

さて、今回この空き家対策について質問させていただききっかけをお話しいたしますと、地域の方から、最近誰も住まなくなった住宅の樹木が道に倒れ車の通行を妨げているので困っている、切ってしまうこともできないのでロープでくくっておいたが、何とかならないのかとの苦情がございました。すぐにその場所に行って状況を伺いました。そこにお住まいになっていた方は数か月前にお亡くなりになっていること、お子様たちは既に独り立ちされており、どこにおられるかは、市川におられる方はいるようだが詳細は分からないとのことでもございました。これからどうするかということの話になり、市に相談して人を探してもらうわけにはいかないかということになりまして、私から空家対策課に連絡をした次第です。このときの地域の方とのやり取りの中で気がついたことは、地域の方が空家対策課が新設されたことを知らなかったということでもございます。様々な施策が市民に浸透していくのは大変なことと思いますが、空き家対策については、地域を巻き込み、地域の情報が瞬時に課に入ってくるのがとても重要に思います。そして、それらの情報に即対応できるように課をつくったと理解しております。地域の方に周知することに加えて、そもそも所有者への周知、空き家を活用したい人への周知も必要に思います。

そこでお伺いします。周知に対する市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 空き家対策の各種制度の周知につきましては、現在、広報紙や市公式ウェブサイト、自治会の掲示板や回覧板などで行っております。御指摘を踏まえ、今後、新たな対策を講じる際には、様々な媒体を利用し、多くの市民に伝わるよう努めてまいります。



先日行われた空家等対策協議会で委員の方から、事業者の方などに対し、市との協力関係を示すステッカーなどの配付について御意見をいただきました。市民が安心して事業者に相談できる体制の周知方法として有効と考えており、現在検討を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 周知に対して伺いました。様々な手だてを工夫していただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

今後の対策について伺います。空家対策課、空家対策推進参与を設置したということで新たな取組が期待される所です。今後の新たな取組についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

新たに取り組む空き家対策としては、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、除却の促進として、空き家等の利活用、特定空家等の除却などを検討しております。空き家等の利活用は、子育て世帯を対象に、空き家等を活用した移住、定住を促す補助制度、所有者とそれを利用したい方の双方を引き合わせるマッチング制度、また、空家対策推進参与からは、残置する家財道具などの処分についても利活用を進める上で課題であるとの御意見を踏まえ、所有者を対象にした補助制度、さらに良好な住環境の保全の観点から、特定空家等に対する除却事業の対象区域の拡大などを考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 所有者と利用したい人を引き合わせるマッチング制度を検討しているということですが、市川市は地の利として利便性が高く、空き家を利用したい方は少なからずいらっしゃると思います。子ども食堂に空き家を活用したいとのニーズも伺っております。こうした利用したい人と空き家の所有者をどのように引き合わせるのか、マッチング制度についてより詳しくお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 空き家等の利活用を推進するためには、空き家等の所有者の御理解を得ることが重要であります。マッチング制度は福祉目的なので、空き家等を利活用する際に、空き家の所有者が不安なく貸し出していただけるよう、空き家所有者と利活用希望者の仲立について、宅建業の団体等からアドバイスが受けられる制度として検討をしております。

初めに、双方から希望や条件等を登録していただきます。その内容をインターネット等で公表し、条件が合致、または条件が近い場合、市が事務局となり意向の確認を行います。前向きに進めたいと要望があった場合、宅建業の団体等からアドバイザーを派遣し、契約条件、建物等の利用方法などのアドバイスが受けられる仕組みです。この制度により、空き家所有者と利活用希望者の双方が不安なく空き家等を利活用できるようになると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市が事務局となり、マッチングしていくということでした。所有者と利用者双方にプラスになるようお願いいたします。

空き家対策の利活用の課題について伺ってききましたが、空き家となった家屋で問題が起こった場合、今回お話しした樹木の問題もそうですが、所有権の問題もあり、うかつに現状を変えることはできません。このような問

題に素早く対応することも大きな課題と思いますが、なかなか対策が進まないのが現状のようです。

今回も、空き家を所有する関係の方を特定し、問題の樹木等を整理してもらうのに数か月を要しました。なぜ所有者を特定するのに時間がかかってしまうのか、理由をお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

空き家対策の問題の一つに相続を起因とするものがあります。国土交通省の調査においても、空き家となる原因の半数以上が相続によるものと記されています。本市も同様に相続を起因とした案件が多くあり、所有者が亡くなっている空き家の相続人の特定が課題であります。具体的な事例といたしましては、50年以上相続登記が行われずに、現在の空き家の所有者がすぐに確認できない事案や、空き家所有者が亡くなり、さらに親兄弟も亡くなられ、おいやめいの方が相続人となった事案。また、親族間の関係が希薄になり、話し合いを行うことすら困難な事案などがあります。このような事案は、相続人の調査のため戸籍等を取り寄せることから始めるため、多くの時間を要しています。令和6年4月1日から相続登記の義務化も始まります。空き家の原因の多くは相続によるものでありますことから、登記義務化と併せて、相続の重要性について周知していきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 相続人を特定するという戸籍からのアプローチには時間がかかるとのこと、よく分かりました。しかし、地域でお困りの方からすると、もう少し早くできないのかとの声も聞こえてまいります。アプローチの迅速化について御検討ください。よろしく願いいたします。

それでは続いて次の大問、続いて難病患者等への支援について伺います。

現在市川市では、難病患者の方や家族の方の経済的な負担の軽減を図るため、難病患者等福祉手当として月3,000円が支給されております。指定難病の方は、医療費の助成とは別に経済的な支援を目的に支給されているものと理解していますが、七、八年前までは同じような目的で見舞金として5,000円が支給されていたとのこと、金額だけ見ると減額となっております。どのような考え方と経緯で現在に至っているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 まず、制度の概要についてです。難病患者等福祉手当は、治療法が確立せず慢性的な難病を抱える方などに対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、平成27年4月から実施している市単独の事業であります。また、この手当は難病の患者に対する医療等に関する法律、いわゆる難病法や児童福祉法により、医療受給者証の認定を受けた方などが対象となっております。

次に、現在の支給の考え方となった経緯についてです。手当支給の考え方につきましては、平成26年の市川市社会福祉審議会でいただいた御意見が基となっております。当時、症状が不安定な難病の方は身体障害者手帳が取得できず、障がい福祉サービスが利用できなかったことを踏まえ、本市では、国の医療費助成の対象となる方に特定疾患見舞金として一律で月額5,000円を支給しておりました。そのような中、障害者総合支援法が改正され、平成25年4月から難病患者の方が障がい福祉サービスの利用対象となり、平成27年1月には難病法の制定や児童福祉法の改正により、医療費助成が法律に基づく給付となるなど、難病患者の方を取り巻く状況が大きく前進いたしました。また、対象者が大幅に広がることで、当時約1.7億円であった財政負担のさらなる増加が見込まれたことから、制度の見直しに向け審議会にて御審議をいただいたものでございます。

審議会からは、新たに法定化される医療費助成制度により医療費の自己負担額が平均3,200円となるとの国の試算等を踏まえ、支給月額を5,000円から減額するべきとの意見をいただきました。この意見を踏まえまして、平成27年4月から見舞金から手当に制度を改め、3年間の経過措置を設けた上で、支給月額を5,000円から3,000

円に減額したものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 5,000円から3,000円に減額した理由はよく分かりました。平成26年度に審議会の答申を受けてとのことでしたが、8年が経過した今、現状と課題についてどのように捉えているかお聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 まず、現状につきましては、令和5年4月から、今年4月から10月までの間の支給の実人数が1,992人で、そのうち18歳未満の方は147人であります。また、令和4年度の決算額は6,672万2,000円となっております。

次に、課題といたしましては、手当は申請に基づき支給するものでありますことから、対象であっても申請に至らない、申請期限である医療受給者証の有効期限開始日から2年経過するまでに申請されないことで支給漏れが生じる可能性が課題として挙げられます。このような支給漏れの防止への対応につきましては、まずは「広報いちかわ」や市のウェブサイトなどを活用し制度周知を図ることのほか、医療受給者証の申請発行窓口である市川保健所において案内文を配布していただいているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 支給漏れが課題とのこと、これに対する周知をしっかりと行っていただくとして、私なりに2点、課題として挙げさせていただきます。

まず1点目は、3,000円という金額についてです。先ほどの説明ですと、減額になった理由については、障がい福祉サービスの対象の変化や、対象難病の拡大に伴う対象者増加による予算増が見込まれるからとのことでした。また、3,000円となった根拠については、医療費の平均的自己負担額が3,200円だったからとのことでした。ただいまお伺いしたところでは、平成4年度の決算額は6,672万円ということで、これは約0.7億。今年も1,992人で1年間3万6,000円ですから、私の計算では合計7,171万2,000円になります。これも約0.7億。平成26年度の約1.7億から大幅増加が見込まれるのが減額の理由の一つに挙げておられましたが、約1億円の減少で2年間推移しているということでございます。ここへ来ての物価高、様々なものが値上がりし、生活も苦しい状況が続く中、少しでも経済的ゆとりが欲しいところです。難病を抱える方々の経済的負担の軽減がさらに必要に思います。

特に、小児慢性特定疾病の患者の経済的な負担は増すばかりです。小児慢性特定疾病の患者は1人で病院には通えません。必ず保護者が付き添います。また、その回数も、先ほどの減額の根拠として、9割が通院頻度が月に1回と挙げられていましたが、先天的に難病で生まれたお子さんは、入院の形で長く病院で過ごしますし、その後退院しても頻繁に通院が余儀なくされます。その都度、親御さんは病院とお宅を行き来することになります。この通院にかかる費用はどこからも補助されません。先ほどの月に1回とは大きな隔りがあるように感じます。このように3,000円に減額する根拠となった事柄に変化が見られ、さらに物価高という暮らしにくい状況が続く中、支給額を5,000円に戻すことはできないでしょうか。もしそれが無理なら、何とか難病を持つ子どもへの支給だけでも増額できないでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 先ほど申し上げました平成26年の審議会において、次回の見直しは国において大幅な制度変更があった場合に実施するべきとの意見も出されているなど、現状では金額の見直しというのは難しいと考え

ております。一方で、平成27年4月の制度改正から、おっしゃるとおり既に9年近くが経過し、難病患者を含む障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化をしております。

市といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、将来的な見直しを見据え、障がいのある方に関する支援制度、受給者及び家族の生活状況、他の自治体の動向など、総合的な観点から丁寧に検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 検討していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、2点目の課題について伺います。それは、支給となる時期についてです。

現在、市の難病患者等福祉手当は、医療受給者証の有効期間開始日から支給されることになっております。このため、申請までの期間は難病と判明していても支給されません。特に、先天性の難病を持つお子さんを出産した場合、生まれたその日から医療費以外に様々な経済的負担が発生するわけですが、どこからも支援はありません。3,000円が支給されるのは難病患者等福祉手当の申請が受理された後です。この出産から受理までの期間の支援のため、先天性の難病をお持ちのお子様に限っては、難病患者等福祉手当の申請を受理した時点で、出産日に遡って支給すべきと考えます。市のお考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 小児難病は約840種類あり、症状も多種多様かつ不安定であることから、難病指定医による高度な医療的判断を基に、県が認定した医療受給者証の有効期間により手当の支給開始時期を判断することで、その公正性を担保しているところであります。このため、対象者が先天性の難病などの場合においても、市が独自に遡りでの支給手当を認めることは現状では困難ではありますが、まずは調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 なかなか難しい点は多々あると思いますが、今回御相談いただいた方のお話を伺っておりますと、先天的に難病をお持ちの場合は、出産時や幼児期に特に経済的な負担が多いというふうに感じました。例えば、出産時には通院していた医院で先天的な難病であることが分かり、大きな病院に移って出産したとのことですが、予定よりも20万ほど多く費用がかかったそうです。また、この難病に対応した粉ミルクを用意しなければならず、市販の倍以上する粉ミルクを長期に購入していたそうです。このような経済的負担は、どこも支援してくれません。

本年10月1日、改正難病法が施行されました。幾つか改善点があるのですが、症状が重症化した場合に円滑に医療助成を受けられる仕組みの整備では、医療助成の認定日を申請日ではなく、遡って重症化した時点で見直しました。申請日ではなく、病気の実情に合わせて遡って認定日とすると、この考え方は、今後様々な形で取り入れるべきというふうに考えます。私は、先ほど先天的に難病をお持ちの場合は難病患者等福祉手当の申請を受理した時点で、出産日に遡って支給すべきとお願いしましたが、考え方は全く同じです。御一考をお願いします。

次に、このような難病小児患者の就園、通学について伺います。

保育施設への入園、また公立・私立幼稚園への入園はどのようになっているか伺います。あわせて就学支援についてもお聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは就園支援についてお答えをいたします。

初めに、保育施設への入園手続についてです。難病患者である児童を含め、障がいがあり、保育施設での生活に特別な支援が必要な児童や医療的ケア児が保育施設の利用を希望する場合、看護師による面談や、医師立会いによる体験保育を行い、児童が保育施設で安全に過ごすための対応について確認をしております。その後、保育施設等利用申込書に基づき利用調整を行い、保育の必要性の高い児童から順に入園が内定していくという手続となっております。

次に、公立幼稚園の入園についてでございます。難病による障がいがあるため、幼稚園の特別支援学級を希望する場合、まず、教育センターに入級希望の申込みを行うこととなっております。申し込み後、教育センターでの面談や幼稚園での行動観察の結果などを踏まえ、医師や小学校の校長などで組織される教育支援委員会に諮り、当該児童の特別支援学級への入級の適否を判定いたします。その結果、特別支援学級への入級が適当と判断された児童については、入園希望の幼稚園において必要な手続を行い、入園することとなります。最後に、私立幼稚園への入園ですが、こちらは保護者が施設へ直接申込みを行うこととなっているため、市の関与はございません。各施設が児童や保護者と面談などを実施して受入れ可能かどうかを判断しているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 続いて、就学支援についてお答えいたします。

教育委員会では、難病指定という特定されたケースの対応ではなく、入学前や入学時に保護者からの相談や、行政内での関係各課からの情報を受けて、入学してくる児童生徒の個別の実態に応じた就学支援を行っています。難病の種類が多いことや、児童生徒の保護者の考え方も様々で、就学にどのような支援や環境が必要なのか、特別支援学校や特別支援学級、通常学級の入学を希望する場合などを考慮し、関係各課と情報を共有し、連携しながら個別の実態に応じた対応をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 就学の場合は、現住所により教育委員会が指定すると。そして、その子が入学すべき小学校があるわけでございますので、難病に合わせてというよりも、その子の困り感に合わせた合理的な配慮を考え個別に対応していくということで、これはそのとおり、よろしく願いいたします。

就園についてはさらに詳しく伺います。難病をお持ちの保護者の方は、なかなか仕事に就くことが困難なため幼稚園を選択するということが多い、このように思います。私立の幼稚園に難病指定されている疾病を患っている児童が在籍している場合、その幼稚園には市から補助金が出ているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

私立幼稚園に交付しております市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金の補助項目の1つに障がい児の指導があり、園児が障がい認定を受けている、障がい児福祉サービスである児童発達支援事業所などに通所しているなどの要件に該当する場合には、障がい児を指導している私立幼稚園に対して、幼稚園教諭等の加配が可能となるように補助金を交付しているところでございます。なお、現在のところ園児が難病指定されている疾患に罹患しているという要件のみでは、本補助金の対象とはなっておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 状況はよく分かりました。難病の患者のお子さんにも、その程度により、特に先天性の難病のおさんは補助金の対象とすべきと、このように思います。一考をお願いします。

私立の幼稚園に行きたい場合は、園とよく相談してということでございました。私のところに相談においでの方の話では、私立幼稚園の教育を受けさせたく、何園も相談はしたのですが、相談しては断られる連続だったそうです。その都度、成育歴や入院歴、現在の様子等を細かく話し、その後で断られるので心が折れそうになったと話されていました。このような私立幼稚園に入園させたい方々のため、市が何らかの形で間に入り、マッチングできないでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 答えいたします。

私立幼稚園の入園選考は、各幼稚園がそれぞれの基準で判断し入園児童を決定していることから、市がその選考に関与することはありません。しかしながら、本市では未就園児の保護者を対象に子育てナビという利用者支援事業を実施し、私立幼稚園に関する情報提供や公立幼稚園の案内などを行っております。今後も、保護者からの個別の相談について支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 相談にいらした方は、実は障がいの認定も受けている旨、これは加配の要件となっているわけですが、それでも断られたそうです。加配補助の要件であっても、私立の園からすると受け入れ難いのだとは思いますが、難病のお子さんを抱えた保護者に寄り添い、個別の困り事を受け止めることが必要に思います。子育てナビの利用者支援専門員の方に橋渡しをしていただく等マッチングについて検討していただきたい、これは要望しておきます。

さて、次に参ります。このような難病のお子さんを抱えている家庭への支援ですが、まず、支援ニーズをどのように把握しているのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 難病小児患者を抱える家族への支援につきましては、慢性的な疾病を抱える児童等の健全育成及び自立促進を図るため、千葉県において小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が行われています。この事業は、平成27年1月の改正児童福祉法の施行に伴い開始されたもので、保健所に相談窓口が設けられ、難病小児患者及び御家族からの相談に応じております。難病小児患者を抱える御家族への支援ニーズにつきましては、これらの相談の中で把握されるものと認識しております。

一方で、本市では、県のような直接的な相談窓口は設けておりませんが、障がい者支援課や基幹相談支援センターにおいて障害者手帳の取得、手当の申請、障がい福祉サービスの利用のほか、日常生活上の相談を受ける機会に御家族から支援ニーズを把握し適切なサービスにつながるよう対応に努めているところでございます。また、難病小児患者や御家族へのアンケートによるニーズ把握は平成26年度以降行っておりませんが、本年10月に施行された改正児童福祉法において県が実施する自立支援事業として、地域のニーズ把握や課題分析が努力義務化されておりますことから、今後、県の動向に注視しつつ、本市におけるニーズの把握方法について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 直接的な相談窓口は設けていないとのこと、直接ニーズを把握する手だてを取るべきというふうに思います。これは早急に対応していただきたい、このように思います。

続いて、家族の支援について、現状の課題と今後についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 先ほど少し触れましたが、平成25年4月から難病患者の方も障がい福祉サービスの利用が可能となりました。しかしながら、約2,000人の難病患者等手当受給者がいるにもかかわらず、今年10月1日時点で障がい福祉サービスの支給決定者のうち手当受給者が53人と少ないことから、必要なサービスが行き届いていない、また相談対応が不足している可能性があることが課題であると認識しております。このため、今後も「広報いちかわ」や市のウェブサイトなどでサービスの周知を行うほか、市の相談窓口での案内や、千葉県や医療機関との連携を図るなどの対応を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 本来申請できる人が申請していないのではないかと感じます。これはこれで、周知の仕方を工夫していただきたい、このように思います。まずはニーズを把握することから始めることが大事かなというふうに思います。圧倒的に足りておりませんので、手厚い支援をお願いしたいと、このように思います。

次に参ります。最後に、家庭への支援は千葉県との連携を強化することが重要と考えます。今後どのように連携を図っていくか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 千葉県との連携を図ることは、難病小児患者とその御家族の支援につながるものと認識しております。例えば、難病患者等手当の支給申請におきましても、千葉県と本市との間で対象者に関する情報連携を図ることで、未申請者に対する勧奨を行うことなどが期待できます。現在、情報連携につきましては個人情報保護などに課題があり実現には至っておりませんが、本年10月1日には改正難病法が施行され、千葉県が委託する難病相談支援センターが連携すべき主体に福祉関係者として市町村が位置づけられ、今後、千葉県と本市との情報連携体制が前進することが期待されます。市としましては、今後の千葉県の動向に注視しながら連携を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 改正難病法では、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等のデータベース化の法制化が織り込まれております。データベースを共有できれば県の情報が市に入りますので、さきの受給漏れがなくなり、家庭への支援としてはワンストップサービスなどの利便性が高まると期待します。今後の動向を注視したいと思います。

指定難病のお子さんが自分自身で確かな育ちを感じられ、そのようなお子さんをお持ちの保護者の方が安心して出産、子育てができるような市川市にしていきたいと思っております。関係各所の皆様、よろしく願いいたします。

次に移ります。学校のGIGAスクール構想の環境整備について伺います。

私は今までGIGAスクール構想の環境整備に多々お願いをしてまいりました。無線LANの環境整備につきましては回線障害が多く発生したことから、ネットワーク業者を2社から1社にするようお願いしたところ、大きな軌道修正を果たしていただき、現在では以前のように回線が滞ることがなくなったと聞いております。ありがとうございました。

また、学習用タブレット端末の整備につきましても、壊れにくく、リース契約で機種をそろえ、スペックの高いものにするようお願いしたところ、今回のヒアリングで、ほぼこの方向で進まれていると伺いました。こちらもありがとうございました。

さて、無線LANの環境がよりよく整備され、1人1台の学習用タブレットが整い、次は利活用の質の向上が大きな課題となります。教師と児童生徒の日々の授業での活用、児童生徒が自宅に持ち帰っての活用、教職員の校務での活用等、使いこなすことが重要になってきます。このことで大きな鍵を握るのは、学校や教職員に対し様々な指導助言を与えるICT支援員と考えます。昨年12月にもICT支援員について質問させていただきましたが、現在のICT支援員の現状と課題について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 ICT支援員の現状ですが、配置の目的につきましては、教職員が円滑にICT環境を授業で利活用できるように支援を行うとともに、授業内での機器等の支援サポートを行うことです。雇用形態ですが、ICT支援員は市内全体で6名の配置となっており、1校、月2回を目安に学校を巡回しております。また、支援員を統括する企画員が2名、管理員が1名おります。勤務時間は8時15分から16時30分までの7時間半で調整が可能です。職務内容につきましては、校内研修の実施、アプリ、機器の使い方の紹介、マニュアル作成、ICT機器のメンテナンス、アプリ機器設定確認、授業でのサポート、教材作成補助、授業見学や提案、ICT活用レポートの配信などを行っております。支援員の資質、能力の向上につきましては、定期的に支援員ミーティングを実施し、情報交換や助言を行っております。また、ICT支援員の勉強会の際に、それぞれの支援員がICT活用レポートを持ち寄り、お互いの活動事例を紹介するなど、横のつながりを大切にして業務に生かしております。

最後に、学校への周知につきましては、支援員の活用例を示した資料、例えば支援員の中学校での1日を配布し、支援員の活用方法について知らせております。続いて課題についてです。まず、支援員の配置人数が、現状では文部科学省の示している人数よりも少ないため増員の必要があること。ICT機器の活用状況が導入時とは変わってきていることから、学校ごとのニーズに応じて対応する必要性が出てきていること。支援員の活用状況に学校差が出てきていることなどです。また、ICT支援員は市川市情報セキュリティポリシーに基づいて業務を行っているため、支援員が単独でできる業務とできない業務が存在します。そこで、学校の要望に応えられるような業務内容の見直しを行っていくことが課題です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 契約が続いているでしょうから、6名の配置は契約上そのままということではないというふうに思いますが、少ない人数を有効に活用する工夫はされていると思いますけれども、これに増員が加わればさらに質の向上が見込まれるわけで、増員と、さらなる工夫をお願いしたいというふうに思います。

さて、今後のことを伺いますが、このような状況でICT支援員をどのように確保していくのか、市の考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 国で示しているICT支援員の配置は4校に1人となっております。本市の現状である9.2校に1人では足りておらず、人数の増員は必要と認識しております。つきましては、仕様を見直し、支援員の適正な配置に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 増員の方向とのこと、ぜひお願いいたします。

4校に1人と考えると、55校ですので14人は必要になりますが、週に1回と考えると、55校ですと11人で済みます。現在6人ですと倍近くになりますが、最低11人の確保をお願いしたいというふうに思います。



ICT支援員の確保ということで、さらに質問いたします。学習用端末を全学年が使用するようになったわけですが、先生方にお伺いすると、一番苦勞するのは初めて学習用端末を手にする時のこととのことでした。初めて手にする児童に合わせて、ある時期、ICT支援員を複数校に行かせ、担任とともに初めて手にする児童の支援をすることは可能でしょうか。また、市川市では学習ボランティア人材として学生を考えているとのことでしたが、このICT支援員が学生を指導助言することは可能でしょうか、お考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、ICT支援員は1名の訪問となっておりますが、今後、学校のニーズに合わせて複数名で訪問することが必要であると考えております。初めてタブレットを使用する小学1年生におきましては、担任を含めた複数の支援者による指導が例として挙げられます。現在のところは、ボランティアの学生を支援者として活用する産官学連携の取組を一部の小学校で実施し、検証しております。現在のところ、ICT支援員は教職員の業務支援、授業支援を目的に配置しておりますので、ボランティアの学生の指導に関しましては想定しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 複数人での支援、よろしく願いいたします。

ボランティア学生の指導助言については、誰かがやらなければなりませんから、必要に応じてICT支援員がアドバイスだけでもできるようにしておくことが必要に思います。市川市がボランティア学生を人材活用の一つとして取り組むのなら、この点も考えておくべきだと思います。御一考ください。

教育の情報化、DX化の目的は、デジタルを使って教育効果を最大限に高めること、教職員の負担を最小限にすることと考えます。ICT支援員の増員と質的向上は、この2つの目的を達成する大きな鍵だと思います。今後も注視してまいります。

次に移ります。学校部活動の地域移行について伺います。

学校部活動の地域移行につきましては、昨年の令和4年9月定例会において、スポーツ庁から出された学校部活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえた市の考え方や今後の展開についてお伺いしたところ、協議会を立ち上げて検討を進める、また方向性としては、学校が運営する部活動の形はそのまま残して、指導する者が先生から地域や民間に替わるのではなく、地域に新たなスポーツ環境を構築するとのことでした。1年がたち、協議会も開催され、ある程度の方向性も見えてきたと思います。

そこで、学校部活動の地域移行の進捗と今後の方針について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

国の推進する総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむスポーツクラブで、地域住民により自主的、主体的に運営されるクラブです。様々な世代が、様々な種目をレベルに合わせて楽しむという、多世代、多種目、多志向という特徴を持っております。部活動の地域移行を検討するに当たり、令和4年度に教育委員会が主体となり新組織を中心として、市川市部活動の地域移行検討協議会を設立し、部活動の課題を児童生徒の減少による部員の減少、生徒や保護者の多様なニーズ、教員への大きな負担と整理しております。これらの課題を解決するため、例えば総合型地域スポーツクラブを学校単位ではなく複数の学区を含むエリアを対象として設立することで、1つの学校のみでは成立しない団体競技のスポーツ活動を実施可能とするほか、種目の経験者による指導者を確保することも可能となります。また、複数の種目の指導者を所属させることにより、生徒にとりましては希望に沿う種目を選択可能とするものと考えております。

このように、部活動の地域移行を検討するに当たり、単に地域の指導者を確保するだけでなく、組織として体制を整えることにより発展性を確保し、持続可能な体制を整備できるものと考えております。これらの理由により、部活動の地域移行について、モデル校を対象とした地域で総合型地域スポーツクラブの設立を検討することといたしました。なお、設立に当たっては、11月末から設立準備委員会を組織し、協議を開始しております。この準備委員会は、総合型地域スポーツクラブの趣旨を踏まえ、自治会、地域学校協働本部、第四中学校をはじめ、市川市スポーツ協会、市川市スポーツ推進委員等の関係者で構成されております。また、事務局はスポーツ部と学校教育部の共同で担当しております。

今後の目標としては、当クラブの年度末の設立を目指し、試行的に第四中学校の部活動で行われている種目を選定し、クラブの指導者による活動を行うことを検討しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 総合型スポーツクラブという形式を選んだとのこと、概要は理解できました。モデル校をつくり、まず総合型スポーツクラブを立ち上げ、課題を浮き彫りにするとともに、課題を解決しつつ、その経緯、経験を他の地域に広げていく、およそこのような考えだと思いますが、そのモデル校がなぜ第四中学校なのかという声も耳にします。

そこでお伺いします。モデル校がなぜ第四中学校となったのか。

また、総合型スポーツクラブ等の新しい事業を行うためには、いわゆる物、人、金が必要になります。活動場所や備品等の物的要素、指導者やマネジメントをする人の人的要素、予算等の金銭的要素、これらが必ず必要となります。モデルとなる第四中学校はこれがどのように用意されるのか、併せてお聞かせください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

さきに申し上げました部活動の地域移行検討協議会において、令和4年度に第四中学校をモデル校にと決定されております。これは、第四中学校の部活動において、既に地域指導者による指導が行われていたことを理由の一つとしております。総合型地域スポーツクラブの運営を担うのは地域住民であることから、その設立に当たっては、クラブに対する地域の理解と協力は必要不可欠と考えております。まず、指導者の確保や総合型地域スポーツクラブとしての運営を行う体制の整備を行ってまいります。また、種目を決定し、その活動場所や、必要備品等の選定も必要であると考えております。そのほか、部活動の地域移行検討協議会において受益者負担の原則が示されております。クラブを維持するために必要な経費を想定しつつ、参加者の負担可能な額を検討するほか、既存の制度による補助金等の活用も検討してまいります。

このように、設立に向けて決定すべき事項は多岐にわたることから、準備委員会において課題の一つ一つの協議を深め、決定してまいります。これにより、より多くの地域住民の理解と協力を得て、部活動の地域移行を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 物的、人的、金銭的要素の概要は分かりました。しかし、総合型スポーツクラブを設立し活動が軌道に乗るまでは、市の協力が必要に思います。市は、どのような協力、支援をしていくのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

部活動地域移行のモデルとして設立を想定するクラブのため、準備委員会では、市を事務局として設立に必要な人的、物的、資金的な諸要素について整えてまいります。設立準備に当たり、各関係機関との調整などを要する場合など、必要に応じて事務局の支援にて対応する予定でございます。指導者となる人材については、地域のスポーツ経験者はもちろんのこと、市川市スポーツ協会やスポーツの普及推進に取り組む市川市スポーツ推進委員、市川市公認スポーツ指導者へ協力を要請してまいります。また、教育委員会と連携し、教員や教員OB、部活動地域指導者を活用する手法を探ってまいります。また、設立するクラブでは、地域移行を地域全体に広げる場合を想定し、運営方法等の課題の抽出も行いたいと考えております。その際に、各種目の指導者の確保やクラブの管理運営等のマネジメントを担う人材は大変に重要な役割を持つものと考えられることから、準備委員会での協議を深める中で、その人材の確保に努められるよう支援してまいります。また、クラブの設立後も市との綿密な連絡体制を確立するなどして、人材の発掘や育成等にも協力できる体制について検討してまいります。

次に、練習場所、物の確保でございます。部活動地域移行に係る活動については、現在の活動場所を継続して利用することを検討しております。部活動以外の活動については、学校施設開放の利用や公民館等の公共施設利用を想定しており、学校施設開放については、既存の利用団体の活動に支障を来さないよう、説明等を丁寧に行ってまいります。

最後に資金についてでございます。既存の制度での活用を予定する補助金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興くじ助成金の対象事業のうち、総合型地域スポーツクラブ活動助成の利用を想定しております。この助成事業では、自立支援を目的として5年間継続した助成事業等を設定しており、これらを活用することで、今後設立する総合型地域スポーツクラブの自立と、持続可能な体制の構築を目指すことを市として支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 るるありがとうございました。

人的要素についてですが、地域の指導者として教員が参加することをどのように考えているのでしょうか、学校教育部に伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、学校部活動は教員が指導しておりますが、今後、学校部活動の地域移行に当たり多くの指導者が必要となることから、教員が地域指導者として参加する場合は、兼職兼業の許可を得て参加することを想定しております。なお、兼職兼業の許可につきましては、本人の意思を尊重するなど、必要な条件についてほかの自治体の取組を参考に精査してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 期日不明で申し訳ありませんが、千葉日報の記事によりますと、柏市では、市から補助金を受けて、柏スポーツ文化推進協会を立ち上げてクラブ指導員で250名採用していると。このうち、実は150人が教員の兼職だそうです。ということは、やはり教員の力というのがなければなかなか成り立たないと、こういうことかなというふうに思います。

また、人的要素についてはもう1点、ある競技の指導者を見つけることは、それでも大変なことと思いますが、それは何とか見つけられる気がしますが、統括する人は、指導者に比べてなかなか手がいないのが現状でしょう。今回のモデル校での総合型スポーツクラブの設立に際しても、どなたかにお願いすることになるわけですが、この統括する人の人材発掘、育成が必要に思います。今後、この事業を進める際のキーポイントとなる

と思われしますので、御検討をお願いいたします。

最後に、気になることを2点お伺いします。

今後の総合型のスポーツクラブは、部活動の地域移行という視点と、中学生のみが対象のように感じますが、そもそも総合型とは大人や子どもも対象となるように思います。将来像をどのように考えるかお聞かせください。

また、この地域移行については、学校教育部とスポーツ部と一緒に進める必要があるように思います。どのように連携を図っていくかお聞かせください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

今回の準備委員会でも、部活動を対象とした種目のほか、成人等の世代を想定した種目の検討も行う予定であります。まずは、第四中学校の部活動から種目を選定しつつ、クラブの活動の拡大に当たっては、関係性のある種目、関係性のある世代を考慮した上で検討を進めてまいります。これにより、クラブの活動を進める中で、地域移行に係る人材が育成されることを想定しております。

全国の総合型地域スポーツクラブには、おのこの目指す姿により種々の特徴を持っており、今回設立を目指す総合型地域スポーツクラブは、部活動支援型と表現できるようなクラブの設立を目指しております。部活動の地域移行のモデルとして設立するクラブとなるため、学校教育部とスポーツ部が密に連携して取り組んでまいります。より多くの地域の方の協力を得ながら、地域と市と学校との連携により、部活動に係る環境を整えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 部活動支援型と表現できるようなクラブの設立を目指しているということ、よく分かりました。市川市では、学校の開放事業により、成人や小学生が様々な種目のスポーツを楽しんでおります。現在の成人や小学生の活動も、何らかの形で総合型スポーツクラブに組み入れていくと、これも一考かというふうに思います。中学生に成人と小学生を加えると、総合型スポーツクラブの形としては望ましい姿と思いますので、ぜひお考えください。

また、学校教育部とスポーツ部の連携についてですが、この事業はどこが推進しているのかと問われると、学校教育部かスポーツ部か迷うところがございます。提案ですが、部活動の地域移行推進室、これをつくり、この事業を推進していかれたらどうでしょうか。責任が明確になるとともに、経年での蓄積もしっかりし、モデル校から他の地域に展開される場合もスムーズにいくと思われれます。こちらも御一考ください。

11月27日に市川市東部総合型地域スポーツクラブの第1回設立準備会が開催されたと伺いました。今後設立に向けて急ピッチで進むものと思います。準備会では、課題を浮き彫りにしつつ、課題の対応を準備、計画するという作業が続けられることになると思います。この過程の蓄積が次へつながら大きな財産となりますので、よろしくをお願いいたします。

学校部活動の地域移行は、中学生を真ん中に置いて、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識を大人たちが共有し、行動することが重要と思います。このことを念頭に置きながら、中学生にとってそれは望ましいことかという視点を常に持ち、今後の経緯を注視してまいります。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時48分散会

第 6 日

令和5年12月13日（水曜日）

令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年12月13日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 小山田なおと議員、大場 諭議員、とくたけ純平議員、中町けい議員、西村 敦議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	なおと	
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆうな	
国	松	ひろき	
や	なぎ	みち子	
と	く	たけ	純平
中	町	けい	い
つ	ち	や	正順
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よしお	
大	久	保	たかし
石	原	たかゆき	
清	水	みな子	
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひでゆき	
堀	内	しんご	
細	田	伸	一
青	山	ひろかず	
石	原	みさ子	

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	り
越	川	雅	秀
中	山	幸	史
松	永	鉄	紀
竹	内	清	兵
加	藤	武	海
岩	井	清	央
			郎

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
副	市	本	間	和	義
代	表	植	草	耕	一
教	育	田	中	庸	惠
危	機	本	住		敏
市	長	麻	生	文	喜
総	務	蛸	島	和	紀
企	画	小	川	広	行
財	政	田	中	雅	之
管	財	稲	葉	清	孝
情	報	小	林	茂	雄
文	化	森	田	敏	裕
ス	ポ	立	場	久	美
市	民	佐	藤	敏	和
経	済	根	本	泰	雄
こ	ど	鷲	沼		隆
福	祉	菊	田	滋	也
保	健	川	島	俊	介
環	境	二	宮	賢	司
街	づ	小	塚	眞	康
道	路	岩	井	忠	良
下	水	藤	田	泰	博



行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

## 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、太田丈之議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

太田議員。

○太田丈之議員 貴重な時間をお借りいたしまして申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

12月12日の私の一般質問中、不妊治療費助成事業についての質問において、子育て支援の先進市を「大阪府明石市」と発言いたしましたが、正しくは「兵庫県明石市」でございます。訂正をお願いいたします。お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長 日程第1一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

小山田なおと議員。

○小山田なおと議員 おはようございます。公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして一問一答にて質問を行わせていただきます。

まず初めに、歩きたくなるまちづくりについてでございます。

近年、国内外の多くの都市において、町なかを車中心から人中心の空間へと転換する取組が進められております。例えばニューヨークのタイムズスクエアでは、ブロードウェイを恒久的に歩行者空間化することで歩行者数が35%増え、歩行負傷者数——けがする方です——が35%減り、またCO<sub>2</sub>も40%減少させたということでございます。また、兵庫県姫路市では、姫路駅から姫路城までの大手前通りをトランジットモール化することで駅周辺の地価が約25%向上し、また歩行者の増加により駅前が大変なにぎわいを見せております。このトランジットモール化とは、いわゆる都心部の商業地等において自動車の通行を制限し、歩行者と路面を走行する公共交通機関による空間を創出することで歩行者の安全性の向上や都心商業地の魅力向上などを図る歩行者空間のことでございます。整備が完了した平成27年に私自身も現地を訪れましたけれども、姫路城を正面に見ながら、ゆっくりと楽しみながら歩いた記憶がございます。このような歩きたくなるまちづくりについて、国はまちなかウォーカブル推進事業として令和2年度より開始をしております。

そこで、(1)本市の見解及び取組状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

これからのまちづくりは生産年齢人口の減少や社会経済の多様化に対応するため、町なかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間の形成など、都市の魅力を向上させることが必要であります。このことから令和2年に都市再生特別措置法などが改正され、居心地がよく歩きたくなる町なかの創出が行われるようになりました。この都市再生特別措置法に基づく居心地がよく歩きたくなる町なかづくりは、市が計画を策定し、取り組む区域を設定。その区域内で、官民一体で取り組むにぎわい空間の創出に対して交付金等による支援や税制上の軽減に加え、道路、公園空間の占用手続が円滑化されました。また、新たなまちづくりの要素として、官民の連携による取組としてウォーカブルなまちづくりやエリアマネジメントが示されております。これにより、ふだんは通勤、通学で利用されている道路を休日等にオープンカフェやマルシェなどの交流の場とする活用も考えら

れます。本八幡駅北口駅前の再開発事業においても、にぎわい通路や広場などの空間を創出することでウォーカブルなまちづくりにつながる計画となっております。令和7年度に改定予定の市川市都市計画マスタープランでは、歩道のバリアフリー化や放置自転車対策、無電柱化などの歩行者の安全確保に関する取組と併せてウォーカブルなまちづくりの視点を踏まえ、点検を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本事業は、市が計画を作成されて取り組む区域をまた設定して、官民一体で取り組むにぎわい空間の創出に対して、交付金等による支援や税制上の軽減に加えて道路、公園空間の占用手続が円滑化されるということでございます。これまでの本市の取組については、バリアフリー化などの歩行者の安全対策にとどまっていたということでありましたけれども、今回、本八幡駅北口再開発においてはにぎわい通路を整備するなど、歩きたくなるまちづくりにつながる取組が進められているということでございます。さらには、今後、令和7年度に改定予定の市川市都市計画マスタープランの見直しにおいて、ウォーカブルなまちづくり等の視点を踏まえていかれるということでございます。本市の各主要駅におけるさらなるにぎわいを創出していくためには、町なかを歩く人を増やしていくことが大変重要なことというふうに思います。ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと考えますけれども、本事業を行うことで様々な交付金や税制上の優遇があるということの説明がございました。その詳細について再度伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 交付金としましては、市が歩行者滞在空間を確保するために行う道路や緑地、広場等の整備に対する交付金や、民間が行う事業への補助金などの支援メニューが用意されております。税制上の優遇としましては、市が行う道路、公園などの公共施設の整備と併せて、民間事業者が行う民有地や建物低層部のオープンスペース化に対して、期限つきとはなりますが、固定資産税や都市計画税の軽減措置があります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 交付金としては、市が歩行者空間を確保するために行う道路や緑地、広場等の整備費用、民間事業者への補助金など、様々用意されているということでもあります。また、税制上の優遇策としても、固定資産税であったり、都市計画税の軽減措置が取られるということでもございましたので、ぜひ大いに活用していただきたいと思いますというふうに思います。

さらに伺ってまいりますけれども、今後改定される市川市都市計画マスタープランにウォーカブルなまちづくりに関する視点をどのように取り入れていかれるのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

居心地がよく歩きたくなる空間の創出に当たり、道路に求められている役割が車中心から人間中心へ、人が滞在して交流できる空間としても重要視されるようになりました。また、道路以外の公園や公共施設のオープンスペースも同様であります。都市計画マスタープランの見直しにおいては、これまでのバリアフリー化などに加え、ウォーカブルの視点として、ゆとりやにぎわい、景観など、子どもから高齢者まで多様なニーズに対応した居心地がよく歩きたくなる町なかづくりについて、関係する部署と連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。車中心から人間、人中心の視点をしっかりと取り入れていって

ただきたいと思います。居心地がよく歩きたくなるまちづくり、これが非常に大事だというふうに思います。本市は特に健康都市も標榜しておりまして、歩いて測って健康ポイントを取得できるA r u c oを導入して、歩くことで市民の健康維持、健康寿命日本一を目指しているところでもございます。多くの市民の皆様が健康のために少しでも歩こうと行動を開始されているところでもございますけれども、一方で、休憩スペースが大変に少ないとの声が出ております。歩きたくなるまちづくりにおいては、休憩スペースの確保が必要と考えます。

そこで、(2)歩行者の休憩スペースについて、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

歩行者の休憩スペースとしては、J R 総武線市川駅や本八幡駅などの駅前広場、都市計画道路の交差点のたまり場、橋梁の上など、道路の歩道空間にベンチを設置しております。また、ポケットパークや植栽帯のスペース、真間川の河川管理用通路などを利用して設置しているベンチもあります。本市の道路は歩道がない道路や歩道幅員が狭い道路などが多く、安全性を考慮すると、ベンチが設置できる場所は限られてきます。しかし、高齢者の移動支援に対するニーズも高まっていますことから、ベンチをはじめとする休憩スペースの確保について、地域の実情や道路の利用状況を踏まえ新たな道路整備などと一体的に考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。現在、駅前広場であったり、交差点のたまり場、橋梁の上などにベンチが設置をされているということでございます。今後、道路整備に伴ってというお話もありましたけども、一方で歩道の幅員が非常に狭いというのが本市の特徴でもございます。

ベンチが設置できる場所が非常に少ないのが現状かと思えますけれども、ここで再質問いたしますが、歩道上にベンチを設置できる基準についてお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 道路法による歩道等へのベンチの設置基準は、原則、道路上には交通の支障となるものは設置できないとされております。しかし、国の基準に基づく市川市道路占用許可基準に適合する場合には、歩道上などにベンチを設置することが可能であります。この基準では、ベンチ等を設置した際に歩行空間の有効幅員が2 m以上、自転車歩行者道については3 m以上確保されることのほか、地面に固定させるなど、容易に動かない構造とすることが条件となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 市川市の道路占用許可基準では、歩道の有効幅員が2 m以上、また、自転車歩行者道については3 m以上確保されている必要があるということでありまして、地面への固定も必要ということでございます。一方で市内に設置されているベンチを確認しますと、風雨によって激しく劣化したものであったり、また固定が外れてしまっているものが散見され、町の景観や安全面において今後対応が必要じゃないかということも感じております。また、こういったベンチでは歩道スペースをかなり取ってしまうため、設置できる場所も限られてしまいます。歩きたくなるまちづくりにおいて必要とされる休憩スペースは背もたれつきのベンチだけではありません。簡易的であまりスペースを必要としないもの、例えばガードパイプ、また街路樹の防護柵、こういったものにもたれかけることができるヒップバーみたいなものなどに変更していくことも一案と考えます。これは実際に採用している自治体もありますことから、ぜひとも簡易休憩スペースを含めた休憩スペースの整備についても取り組んでいていただきたい、このように思います。

続いて、(3)ウォーカーブル推進都市に応募する考えについて伺ってまいります。

新たなにぎわい空間の創出や健康都市をさらに進める上で各種交付金や税制優遇を加味すると、本市としてもウォーカーブル推進都市に応募したほうがよいと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

ウォーカーブル推進都市は、居心地がよく歩きたくなる町なかの形成に向けて、国が地方自治体と取組を進めるため、令和元年7月に募集が開始されました。ウォーカーブル推進都市の応募要件は、人口規模の大小にかかわらず、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりに賛同できること、何らかの取組を実施中、あるいは構想などを持っている地方団体であることの2点であり、募集は随時受け付けております。ウォーカーブル推進都市となった場合は、各種施策の情報提供や国内外の先進事例などの情報を得ることが可能となります。本市としましては、これまでの取組や関連する施策、今後の都市計画マスタープランの改定も踏まえ、推進都市の応募要件について研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。ウォーカーブル推進都市に応募する要件としては、本事業に賛同することに加えて何らかの取組を実施中、また構想があることが定められているということでもあります。これまでの議論において、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりについては賛同いただいているというふうにも思います。また、取組については、本八幡駅北口再開発においてにぎわい通路を整備されているとのことで、要件についてはクリアできているものとも思えます。今後、応募に際してどのような課題があるのかについて再度質問いたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 ウォーカーブル推進都市の応募条件の一つに、何らかの取組を実施中、あるいは構想等を持っている地方自治体であることとあります。応募する際には、本市の事業に加え、沿道の住民や商店会などと一体となって進めていくことが重要でありますことから、地元関係者との合意形成が課題と考えております。今後、他市の事例などを調査研究し、居心地がよく歩きたくなる町なかの実現に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。こういった事業を進めていく上では、やはり官民一体となって進めていくことが非常に重要であり、地元関係者との合意形成が必要であるということでもございました。町なかのにぎわい、そして健康都市、ゼロカーボン、これを推進していくためにも、本市にとって、この歩きたくなるまちづくりは非常に重要な取組になると私は考えております。頑張って歩く町から歩きたくなる町への転換をしっかりと今後進めていっていただきたいと思います。

以上で本質問は終わらせていただきたいと思います。

続いて大項目2つ目、空き家対策について伺ってまいります。

(1)本市における現状及び課題、取組についてでございます。

本市の空き家対策の現状や取組状況につきましては、先順位者への答弁により理解をしております。先月、建設経済常任委員会におきまして愛知県春日井市を視察し、様々な取組を確認してまいりました。

そこで、本市で取り組まれている内容と春日井市での取組を比較し、本市にとって効果的な取組であれば、今

後、本市の空き家対策の一環として取り入れていくべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

本市の空き家対策は、空き家化の予防、空き家等の適正管理・活用の促進、特定空家等の解消の3点を基本的な方針として、啓発活動、現地調査、利活用及び除却推進の補助事業などを実施しております。これにより空き家等の件数は抑制されているものの、高齢化の進展などにより、空き家等のうち特定空家等の件数が微増傾向にあります。近年、空き家等となる原因の多くは相続を起因としているものが多いことから、本年1月に宅建業の団体と協定を結び、相談体制の強化を図っております。空き家対策をさらに促進していくためには空き家等の利活用、空き家等の除却などの補助事業の新設や拡充が必要と考え、検討しております。

愛知県春日井市は、名古屋市中心部から北東約10km圏に位置する人口約30万人の住宅都市です。春日井市の空き家対策では、空き家付きの土地を購入する際の費用や空き家に残置する家財道具の撤去費用の補助事業、また、空き家化の予防を目的としたリーフレットの作成を実施しています。空き家等の発生の原因や課題は、それぞれの地域で状況が異なります。今後、本市の空き家等の発生状況の変化に対応していくために、春日井市をはじめとした先進的な事例を参考にまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。愛知県春日井市は、人口は本市より少ないですが、名古屋市と隣接をしております。またベッドタウンとして発展してきた経緯を考えると、本市としても似たようなところがあるのではないかなというふうにも考えます。今後、有益な取組については先進的な事例を参考にしていきたいということでもありましたので、次に進んでいきたいと思っております。

(2)新たな補助制度についてでございます。

まず、本市が今後実施されていく新たな補助制度については、こちらも先順位者への答弁にて理解をいたしました。

そこで、それぞれの制度について、検討に至った経緯について伺ってまいります。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

新たな制度の検討につきましては、本市の人口構成や住宅事情、空き家所有者の声などを参考にいたしました。本市の転出入は、転入は20代の方が最も多いものの、転出は30代の子育て世帯が多い傾向にあります。その理由の一つに住宅価格や家賃価格などが挙げられています。これらを踏まえ、子育て世帯が空き家等を住まいの一つの選択肢となるように、空き家等をリフォームする際の補助を検討しました。

また、国土交通省の調査において、空き家を残しておく最も多い理由に、物置として必要であり、残置物の処分が課題となっていること。また、空家対策推進参与から、空き家所有者に対する働きかけが必要であるとの御意見をいただき、家財道具の整理・処分費用の補助を検討いたしました。特定空家等が、近年、駅周辺などの中心市街地以外でも見られるようになり、良好な住環境が阻害されている事例も増えてきました。これを踏まえ、現在の補助制度の対象区域の拡大を検討したところでございます。今後、これらの制度の実施に当たり、課題の整理や制度の詳細の検討を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。空き家の利活用がなかなか進んでいないということで新たな制度

を検討されていったということでありまして、また空き家等にしておく理由としては、国土交通省の調査で多かったのが、物置として使われているという回答が多かったということから、家財道具の整理・処分費用の補助制度が検討をされたということでありました。また、本市の特徴として、子育て世代が転出されるケースが非常に多いということでありまして、これを空き家等のリフォーム費用の補助制度で何とか利活用していただいて子育て世代の定住促進を図っていきたいということでもございました。

この空き家等の利活用については、ぜひとも今後とも進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、特に本市の課題である子育て世代の転出について、私はさらに検討が必要ではないかと思っております。春日井市では、空き家つきの土地の購入に際して補助制度を設けたことで、年間30件程度、子育て世代の利用者がいるということでありました。子育て世代にとっては、空き家等をリフォームするよりも、空き家つきの土地を購入して新たな家を建築することが望まれているようにも思います。

そこで、空き家つき土地の購入に関する補助制度の導入について、本市の見解を伺います。

**○稲葉健二議長** 小塚街づくり部長。

**○小塚眞康街づくり部長** 春日井市では、将来の人口減少に対応するため、立地適正化計画による居住誘導区域を設定し、この区域内の空き家を購入、あるいは自分自身を含めた二親等以内の親族が所有する空き家を建て替えた際の費用に対して補助をしています。本市では、空き家等の発生する原因やニーズ等を踏まえ、子育て世帯の移住、定住を促進するため、リフォーム費用の補助などの新たな制度を検討したところでございます。空き家対策は、それぞれの地域の実情に合わせて制度がつくられています。春日井市をはじめとした先進的な事例につきましては、今後の空き家対策の参考にしてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小山田議員。

**○小山田なおと議員** ありがとうございます。近年では、こうした中古物件を購入して、自分たちの生活に合うようにリフォームしていくことが大変よく行われておりますけれども、空き家の状態によっては、このリフォームでは耐震性等も踏まえて難しい場合もあるのではないかとこのように思います。特に子育て世代の活用促進においては、空き家つき土地の購入補助の導入について検討もしていただきたいなというふうに思います。

さらに進んでまいります。(3)風致地区における狭小地の空き家対策についてです。

風致地区における建築については制限があり、特に狭小地の場合は建て替えが厳しく、売却する際に買手がつきにくいとの声があります。実際に現地を確認してまいりましたが、現在、20坪程度の土地に目いっぱい建物が建てられておりまして、これを建て替えしようとする、接道部分は2mセットバック、また境界部分は1m後退、さらには、そこから建蔽率40%とすると狭小住宅しか建てられず、なかなか買手が現れないということでもございました。

このような空き家が徐々に増えてきているということでありましたけれども、本市の認識について伺います。

**○稲葉健二議長** 小塚街づくり部長。

**○小塚眞康街づくり部長** お答えいたします。

本市の風致地区は都市景観の保全を図るため、風致の維持が必要な地区として、昭和13年に当初指定、昭和48年の変更を経て現在に至っています。風致地区は、建物の建蔽率や最高高さ、道路や隣地からの壁面後退等の規制を定めており、長い歴史の中で都市景観の保全に寄与してきました。風致地区内の空き家等の発生状況は、現在のところ、他の地区との相違は見受けられません。しかし、今後、高齢化の進展などに伴い、風致地区内の狭小敷地の物件が空き家等になる可能性は認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本市としても、今後厳しい状況になってくるのではというような認識があるということでもございました。

続けて質問してまいります。今回のこの空家法改正では、市区町村が規制の合理化を図ることが可能となります。空き家対策として、他市では、風致地区であっても一部規制緩和を行っているところもございます。本市としての考えを伺いたいと思います。

また、無接道敷地に対する補助事業を本市では実施しておりますが、風致地区の狭小地についても同様の補助ができないかについても伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 今回の空家法の改正で新たに追加された制度として、空き家等が集中している区域を対象とした接道規制や用途規制の合理化があります。本市の場合、風致地区を含め、特定の地域で空き家等が集中して発生しているといった傾向もまだないことから、現在、この適用は考えておりません。本市は良好な住環境を有し、居住ニーズも高いことから特定空家等の除却を促進しております。建て替えができない無接道敷地の特定空家等に対し、接道要件を満たしている隣地の所有者が無接道敷地を購入し、一体で利用する際、特定空家等の除却費用の補助を実施しております。風致地区内の狭小敷地の対応につきましては、今後、空き家対策を進めていく上で必要が生じた際、これに対応する制度について、他市の事例を参考に研究してまいります。

なお、宅建業の団体と協定している空き家等の相談は狭小敷地の相談も受け付けております。売却に至った事例もありますことから、この相談の周知も図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本市といたしましては、風致地区は長い歴史の中で都市景観の保全を図ってきたこともあり、制限を緩和する考えはないということでもあります。また、空家法改正により、特定区域を対象に接道規制や用途規制の合理化について規定が追加されましたが、現在、本市の空き家は、集まっているというよりはむしろ点在しているということで、本規定の適用も今のところはないということでもあります。

ここで他市の状況について紹介をさせていただきますが、京都市では、令和4年度より都市の成長戦略、若い世代に選ばれる千年都市推進の一環として、風致地区における狭小敷地の活用促進を図ることを目的に特定狭小敷地特例が設定をされております。対象規模は、敷地面積が120㎡、約36坪以下、建築面積が48㎡以下としており、適用条件があるんですけども、総合的なデザインが優れていると認められるものは建蔽率の緩和を認めております。都市景観に配慮しつつ、風致地区における空き家対策が進められております。本市としては、この風致地区における狭小地について、建物の規模は小さくなるものの、建て替えが不可能ではないとの認識もございましたが、確かにこの建て替えは不可能ではありませんが、狭いためになかなか買手が見つからない。そして、結局はそのまま空き家となっているのが現状でございます。他市の事例についても、引き続き研究を進めていただきたいと思っております。

さらに、当面は相談体制、制度を活用していきたいということでもございました。こちらでは、単なる空き家等の物件紹介だけでなくとどまることなく、例えば福祉施設等への利活用、こういったものにも助言をいただきながら、風致地区における空き家対策を今後もしっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で本質問を終わりたいと思います。

続いて、里見公園について伺ってまいります。



(1)安全管理の現状及び体制についてでございます。

里見公園は、御存じのとおり自然が多く、四季折々の花々が楽しめることもあり、日頃より多くの市民の憩いの場として活用がされております。多くの市民が利用されていることから、公園内における安全対策や管理体制の現状についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

里見公園は本市北西部に位置し、桜とバラの名所として知られる代表的な公園で多くの市民に利用されています。公園の管理はシルバー人材センターに委託しており、2名の管理人が午前7時30分から午後5時30分まで常駐しております。業務内容は、里見公園及び里見公園分園等の巡回を行い、施設に異常がないかの確認、不適切な利用をしている公園利用者がいた際の注意や指導、江戸川河川敷駐車場の鍵の開閉、園内の清掃、トイレの清掃などであります。

なお、施設等に異常が発見された場合は危険箇所への立入りなどの処置を講じるとともに、速やかに市に報告することとなっております。園内の草刈りや樹木及び花壇の管理は造園業者に委託しております。業務内容は、年間5回の草刈り、樹木の剪定、支障樹木の伐採などの樹木の管理、その他花壇の植栽や除草などを行っております。また、台風や強風などで枝折れや倒木の被害が予想される際には、事前に園内を巡視します。その後、被害状況を確認し、必要に応じて処置を行うなど、公園利用者の安全確保に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。日中の管理については、シルバー人材センターの職員が2名体制で午前7時半から午後5時30分まで常駐されているということでありました。適時公園内の巡回をされて、また園内、トイレ清掃もされているということでございます。草刈りや樹木の剪定については造園業者へ委託されており、年5回草刈りも実施されているということでございます。この日中の管理についてはしっかりと行われているということが確認できましたが、一方で、管理人がいない夜間帯などにおける公園の利用に関して制限事項や市民への周知はどのようにされているのか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 里見公園の夜間利用につきましては、制限を設けておらず、日中と同様に利用できます。ただし、公園北側にある里見公園お花見広場では火気の使用を認めておりますが、午前10時から午後4時までの利用時間の制限を設けております。このことについては、市公式ウェブサイトや公園内の看板などで周知を図っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。公園というのは、制限なく自由に利用できるという、こういうものがあるということを伺っておりますけれども、夜間などの時間帯における利用についても、そういった理由から特段制限を設けられていないということでもあります。また、お花見広場の火気使用についてのみ、午前10時から午後4時まで制限が設けられているということでございます。

そこで、(2)公園内の安全対策について進んでまいります。

夜間帯においても、特段の利用制限なく使用することが可能ということでもありますけれども、里見公園は、公園の正面入り口については照明が整備をされております。一方で公園の北側、江戸川沿いについては全く照明がありません。また、木が生い茂っていることもあって日中でも結構薄暗く、日没とともに真っ暗となって足元

すら見えない、このような状況となります。特にこの時期は暗くなるのも早く、夕方の5時ぐらいでも暗くて歩くのが怖いといったような声が出てきております。夜間における公園内の安全対策についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

里見公園内の夜間照明は、多くの利用者が散策する正門、バラ園、管理事務所等の周辺に設置しています。しかし、利用者から夜間は暗いとの声がありましたことから、今年度、芝生広場や管理棟の前に夜間照明を新たに3基増設、既存の1基を水銀灯からLED灯に更新しております。また、防犯対策として、バラ園脇と管理棟付近に防犯カメラを設置しております。

御質問の公園の北側には、現在照明は設置されておられません。公園内に照明を設置する場合は、人が集まることによる騒音や近隣の家屋への配慮などの検討が必要となります。これらを踏まえ、利用者の安全対策について今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。入り口付近の管理棟や芝生広場には新たな照明だったり、防犯カメラが設置されているということでありましたが、北側、江戸川沿いには実は屋外ステージがございまして、一定の広さも確保されております。夜間における災害時の避難場所としての活用を考えると、北側にも照明が必要ではないかと、このようにも思います。ぜひとも設置について検討を進めていただきたい、このようにお願いをいたします。

続いて、(3)桜の保全についてでございます。

里見公園の春の風物詩といえば桜のお花見でございますけれども、今年の春も大変多くの方がお花見に訪れておりました。これらの桜は長年にわたり市民の皆様を楽しませてくれており、でき得る限り延命しつつ新しい桜に替えていくことが必要と考えます。里見公園における桜の保全について、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

里見公園内には約200本の桜があります。令和4年度に全ての桜の健全度調査を行いました。この調査では、樹勢や樹形の活力などの外観診断に加え、樹木の腐朽空洞率から健全度を4段階に区分しています。調査結果では、幹の根の腐朽が著しく回復の見込みがなく、空洞率50%以上の不健全と判定を受けた桜が15本、幹の根の腐朽が進行し何らかの措置が必要とされ、空洞率が30%以上50%未満の著しい被害が見られると判定を受けた桜が89本ありました。この調査結果から、健全化に向けた段階的な植え替えが必要と認識しております。今後も樹木医などの専門家の助言をいただきながら、継続的に樹木の状態を見極めることで利用者の安全確保と桜の景観保全の両面に配慮して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。現在、この里見公園内には約200本の桜があり、直近では令和4年度に全ての桜について健全度調査が行われ、うち15本が不健全であると判定されたということでありました。また、89本が著しい被害が見られているということでもありました。

そこでさらに伺ってまいります。この結果に基づいて今年度どのような対応がなされたのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 調査結果で幹の腐りや空洞化が進み、倒木の危険があると判断された5本については、利用者の安全確保の観点から伐採を行いました。今年度中に抜根し、その後には新たな桜を5本補植いたします。このように、樹木の植え替えは利用者の安全確保を第一に考え、樹木の状況を適切に見分けて今後行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。今年度は、特に倒木の危険性が高い5本については既に伐採がされているということでありまして、今後、新たな桜を5本補植されていく、植え替えていくということでした。また、不健全と判定された残りの10本、あるかと思えますけれども、今後、しっかりと専門職員による巡視を続けていただいて、桜の保全と市民の安全を守っていただきたいと思えます。なかなか不健全と判定されたからといって、即座に倒木の危険性があるかというところはイコールではないというふうにも伺っております。そうなる継続的な巡視、これは非常に大事になると思えますので、よろしく願いをいたします。毎年きれいな桜を安心して鑑賞できる里見公園であり続けるために、引き続き桜の保全活動に努めていただくことをお願いして、本質問を終わらせていただきます。

続いて、最後の質問となります交通行政について伺ってまいります。

(1)自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の現状及び課題についてでございます。

先順位者への答弁において、現状及び課題については理解をいたしました。若干整理をさせていただきますと、11月末時点での申請件数は約4,000件であり、その8割がオンライン申請であったと。このオンライン申請のほとんどが若い世代の方が占めていたというような答弁であったかと思えます。今後、申請件数を伸ばしていくためには若い世代へのヘルメット着用をしっかりと促していく、これは本当に大事なことでございますけれども、一方で、申請が少ない高齢世代への対応の強化が必要と考えます。

実は私たちの会派にも声が届いております、高齢世代の方々より、申請のために例えば行徳から時間と往復交通費、これは約1,200円ぐらいかかるみたいですが、第2庁舎まで行くメリットがないと。補助金2,000円ですから、800円のために行くのか、このような声も聞かれております。これまで本市にはどんな声が届いているのでしょうか、伺います。

また、第2庁舎以外に、例えば大柏出張所や行徳支所などに臨時申請窓口を設置していく必要があると考えますが、本市の見解について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

申請受付の際、市民の方からいただいた意見で一番多いのはヘルメットの安全基準についてです。自転車用ヘルメットは、転倒または衝突した際に頭部を保護することを目的としているため、衝撃吸収性能等の安全基準に適合したものを選ぶことが重要であります。しかしながら、販売されているヘルメットの一部には安全基準を満たしていないものもあります。このため本市では、JIS、SG、JCFといった日本の安全基準を満たしているものや、欧州やアメリカ等の安全基準に適合しているものを補助対象としております。これらの意見や相談については、担当職員が窓口や電話で丁寧に説明するとともに、市公式ウェブサイトでは安全基準マークの一覧を掲載するなど、分かりやすい内容で御案内しております。

次に、補助金申請の受付状況についてですが、現在の申請受付は、オンライン以外では第2庁舎の交通計画課の窓口で行っております。これまでの申請件数は約4,000件で、そのうち8割以上の方がオンラインでの申請となっており、窓口での申請件数は約660件でありました。

今後の窓口対応についてでございますが、高齢者の中には、オンラインでの申請に慣れておらず、直接窓口に来ている方もいることから、現在、大柏出張所と行徳支所において、期日を限定した特設窓口の開設について関係部署と検討を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 まずは大柏出張所と行徳支所に特設の窓口を設置、検討されているとのこと、大変ありがとうございます。特に来年1月から3月までの3か月間はライフスタイルの変化が様々発生する時期でもあります。特設窓口だけではなく、例えば人が集まるような場所でのヘルメット着用イベントなども検討いただきながらヘルメットの安全基準、これはなかなか分かりづらい部分もありますので、こういったヘルメットを選ぶべきなのかとか、そういったことも踏まえながら、さらなる推進を今後していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、(2)に進んでまいります。市営駐輪場における駐輪の現状及び課題についてでございます。

コロナ禍等によるバイク利用者の増加や電動キックボードといった新たなモビリティの登場により、市営駐輪場の利用状況等に変化があるのではないかと思います。

そこで、市営駐輪場における駐輪の現状及び課題について伺いをいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

本市の市営駐輪場の現状としましては、自転車のほか、50cc以下の原動機付自転車、125cc以下の普通自動二輪車の利用が可能です。また、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車につきましても、原動機付自転車と同様の取扱いとして利用が可能です。二輪車の駐車可能な駐輪場は、市内全42か所のうち、原動機付自転車は19か所、125cc以下の普通自動二輪車は6か所で駐輪が可能となっております。市全体での収容台数としては、原動機付自転車が755台、125cc以下の普通自動二輪車が30台となっております。

次に、二輪車の課題についてですが、1点目は、地域により異なるものの、八幡地区においては、定期使用が可能な八幡第5駐輪場及び八幡第9駐輪場でキャンセル待ちが発生するなど、駐輪需要への対応が挙げられます。2点目は、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車への対応であり、現在のところ駐輪場への需要が未知数であることや、スペースの設置に当たっては施設の改修が必要となることが挙げられます。これらへの対応として、まず駐輪需要については、各駐輪場の使用状況や通路等の構造を検証し、例えば利用率の低い駐輪場には、原動機付自転車だけではなく、125cc以下の普通自動二輪車も駐輪できるようにするなど、駐輪場の有効活用について考えてまいります。また、特定小型原動機付自転車につきましては、市民からの要望を把握するとともに、モビリティの多様化の動向も見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございました。バイク利用者の増加により、八幡地域については、125cc以下の定期利用においてキャンセル待ちが発生しているということでございます。また、この電動キックボードにつきましても数件問合せがあったと伺っておりますけれども、基準としては、このバイクスペースに駐輪可能であるということでございます。ただ、電動キックボード、簡単に持ち運びができるのが特徴でございますので、そのあたりの盗難対策とか、そういったところは今後しっかりしていけないのかなというようなことも懸念をしております。

令和4年3月24日に警察庁は各都道府県警に対して、自動二輪車の駐車スペースが不足していることに対する

取組として、「地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について」との通達を実は出してしております。駐車場の整備については、その中で地方公共団体と協力して進めることとされております。さらに警察庁は、本年9月7日に道路交通法における原動機付自転車、いわゆる原付の区分の見直しを検討するということが明らかにいたしました。今後は排気量125cc以下の二輪車についても、エンジンの最高出力を4kw以下に制限したものであれば、原動機付自転車と同等に扱うことが検討されております。今後、50ccと125ccの車体が統一をされていくということが想定されております。現在、市内駐輪場において50cc限定の駐輪場、たくさんありますけれども、今後は排気量による区分ではなくて、車体の大きさによる区分けに変更していくべきかと思っておりますけれども、見解を伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

二輪車区分の取扱いについては、二輪車をめぐる今後の動向を注視するとともに、自動車の種類及び区分方法を規定している道路交通法や道路運送車両法等の関係法令改正の動きなども注視しながら、本市の駐輪場における取扱いを考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。50cc、特に125cc、私も125ccに乗っておりますけれども、ほぼ同じサイズの車両となってきております。今後は、先ほどありましたとおり、海外では125ccしか販売していない、こういう現状を考えると、50ccはなくなっていくような方向になるというふうに思います。ですので、ニーズの高い地域からまずは検討をお願いしたいと、このようにも思います。

また、125ccだけでなく自動二輪車の駐車環境の整備についても今後検討を進めていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

続けて、(3)市営駐輪場における市外在住者の考え方についてでございます。

本市の駐輪場は市外在住の方も多く利用されていると思います。本市の認識についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

初めに、市外在住者の利用率でございますが、定期使用者約2万8,700人のうち市外在住者は約6,600人であり、全体の約23%となっております。

次に、市外在住者の使用料については、定期使用、1回使用とも、市内の在住者と同一料金としております。その理由としましては、市川市使用料条例では、市民等と市民等以外の者で使用料金を分けておりますが、同条例における市民等の定義が「本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者」となっていることから、駐輪場使用料については、その考え方に準じ、市内に通勤、通学する者も市民等として同一料金としているものであります。また、1回使用料金については、利用者が市内在住か否かを現場で確認することが難しく、さらに無人の駐輪場もあることから、料金に差は設けておりません。

なお、周辺自治体においても、1回使用料金に差を設けている自治体はございませんでした。

参考として、定期使用料については、船橋市、浦安市、習志野市、千葉市等は、納税の有無等を理由として、市内在住者の料金負担を少なくする設定としております。一方、松戸市、柏市、江戸川区、葛飾区等は、料金に差を設けておりません。

次に、使用料減免の現状につきましては、市川市自転車等駐車場の使用料の減免に関する基準に基づき、障がいのある方及び市内の高校生以下の方を対象に5割の減免を行っております。障がいのある方への減免につきま

しては、市内、市外にかかわらず、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、あるいは、これらの手帳の交付を受けている方を同乗させる方が対象となります。本年度の申請者は約1,700人で、うち市外在住者は約30人、全体の約1.8%となっております。高校生以下の減免については、物価高騰等の経済的支援の観点から、当面の間、市民サービスの一環として実施しているため、市内在住者のみを対象としております。本年度の申請者は、11月時点で対象者約3,000人のうち約2,300人、約77%の方を受け付けております。

最後に、市外在住者の使用料についての今後の方向性についてですが、駐輪場の使用料は、施設の管理運営費に対する受益者負担の適正化を図るため、おおむね3年ごとに見直すこととしております。次回の改定は、7年度からの施行を予定しております。使用料の改定は、駐輪場の収支を算出した上で検討していくこととなりますが、改定に当たりましては様々な要因が考えられることから、市内在住者と市外在住者で料金を分けるか否かについても検討要素の一つとして考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。市外在住者の利用割合は全体の2割程度ということでした。また、定期利用についてですけれども、船橋市だったり浦安市は、市内在住者の負担割合を少なくしているということでもありました。今後の料金に関する方向性として、令和6年度に見直しの手続きを行って7年度からの施行を予定しているということでしたけれども、市内在住者の負担がぜひとも減る方向で検討を進めていただきたいと、このように思います。

さて、現在、使用料の減免につきましては、障がいのある方や市内在住の高校生に対して行われているとのごさございました。特に障がいのある方へのサポートは、これは市内外在住を問わずに行っていくべきだというふうに思います。そして、さらにサポートについても検討を進めていただきたいと思いますけれども、例えば車の駐車場であれば思いやり駐車場、パーキング・パーミット制度、こういったものがありますけれども、この駐輪スペースについても思いやりスペースみたいなものを設置することができないのでしょうか、見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

駐輪場については、利用者からも様々な意見や要望をいただいております。要望への対応の一例としましては、昨年度、子乗せの電動アシスト付自転車について、重量の関係で2階へ上げることが難しいとの意見を踏まえ、2階部分に1回使用スペースがある10か所の駐輪場について、1階部分に子乗せ自転車用の優先スペースを設置いたしております。そのほか、出入口に近い場所に止めさせてほしい、高齢の方が優先的に止められるようにしてほしいなどの意見もごさいます。こうした配慮が必要な方への優先的駐輪スペースの配置につきましては、駐輪場ごとのレイアウトや駐輪可能台数などを踏まえ総合的に考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 御答弁ありがとうございます。駐輪場につきましては、利用者の方から様々な御意見もいただいているということでした。子育て世代を考えると、お子様を乗せる電動自転車、タイヤが太くて重い、こういったものは平置きスペースを拡充しないといけないでしょうし、また障がいをお持ちの方もそうですが、御高齢の方が例えば2段式の上のほうに置いたり、こういったことはなかなか厳しいのではないかと思います。今後、駐輪場の整備、いろいろ進めていかれると思いますけれども、こういった観点をしつ

かりと持ちながら、思いやりあふれる市川市となる駐輪場、こういったものをつくっていただきたいと思います。要望しまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変にありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 大場論議員。

○大場 論議員 公明党の大場論でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

働きながら家族を介護するビジネスケアラーの支援についてでございます。議長にお願いでございます。

(1)、そして(4)、(3)、(2)の順番で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

働きながら親や家族を介護するビジネスケアラーの中で、介護のために仕事を辞める介護離職を余儀なくされる事態が起きています。総務省によりますと、介護を理由とした離職者は昨年10万6,000人に上りました。5年前の調査と比べ7,000人増加しているとのこと。団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年以降は、介護による離職が一層加速すると見込まれています。2030年には、介護離職に伴う経済的損失が年間約9兆円に上るとの推計もあります。社会全体で起きているこの問題について、市の認識をお伺いします。

また、市に対してこのような相談が寄せられているのか、お伺いいたします。御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者の介護については、かつて高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護による離職が社会問題となりました。こうした中、家族の介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として、介護を必要とする状態になったときに必要なサービスが提供される公的社会保険制度として、平成12年に介護保険制度が創設されました。その一方で、超高齢化社会の日本において、令和7年度には団塊の世代が全てゴールドシニア、75歳以上となるなど、急速な高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大や核家族化の進行等の家族をめぐる状況の変化により介護をする方も増加し、仕事をしながら家族の介護に従事する、いわゆるビジネスケアラーの数は令和12年時点で318万人になると推計されており、労働力人口の減少に直面する我が国では大きな課題となっております。

本市では、昨年度、要支援・要介護認定を受けている方及び介護者を対象に在宅での介護に関する調査を実施しましたが、このうち介護者に関する設問に回答のあった291件において、主な介護者の年齢は働き盛りの50代が28.2%と最も多く、また、291件のうち7.9%が介護を主な理由として離職されたといった結果でした。また、市や高齢者サポートセンターの相談窓口にも、仕事をしながら親の介護をしている方から様々な相談が寄せられており、例えば遠方に住む親を呼び寄せようかどうか迷っているや、病院から介護申請をするよう言われたが、どのような手続をすればよいのかや介護保険のサービスにはどのようなものがあるのかなど内容となっています。このように、初めて介護が必要になった場合、まずどこに相談すればよいのか、どのようなサービスがあるのかといった介護に関する基本的な情報を周知していくことが重要と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 論議員 ありがとうございます。本市の現状をお伺いしました。既に在宅での介護に関する調査も行っており、291人の回答があって、その中で28%ですから、約82人ですね。そして、ちょっと計算しましたら、そのうち介護を理由として離職された方が約23人いるという結果であるとのこと。本市においてもビジネスケアラーからの相談が寄せられており、介護を主な理由として離職した人が多くいることが分かりました。この数字は、私自身は少し驚きを持ちました。市も課題認識をされており、今後考えられるということですが、まさに御答弁にありましたように、ビジネスケアラーは突然起きた親や家族の介護に何をどうすればよいのか分からず、仕事と介護の両立に必要な情報を知らないこと。介護保険や介護休暇などの制度を知らない。知っていた場

合でも、適切な利用方法を知らないために両立のための支援を受けられない。ひいては離職。その離職のリスクは、精神面、肉体面、経済面で負担が増えたと感じた人が6割に及びます。また、離職により社会的孤立、収入が減って苦しむ人が多い。介護が終わったとしても、前の職場への復帰や再就職は容易ではありません。

この質問は以上で、次の質問に移ります。(4)の相談窓口の設置について。

ビジネスケアラーの当事者はどのような支援策を望んでいるのか。厚生労働省が2021年に行った複数回答の調査では、支援制度に関する個別の周知が55.1%、次に相談窓口の設置が33.7%となり、制度が十分に知られていない実態がうかがえます。先ほどの御答弁の中に、本市においても、仕事をしながら親の介護をしている方からの相談が来ているとのことでした。本市においても、家族の介護に初めて直面するビジネスケアラーはどこに相談すればよいのか分からない。仕事と介護の両立を支援する窓口の設置が必要ではないかと思いますが、考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 厚生労働省は仕事と介護の両立のための窓口として、介護休業法に関することは都道府県労働局雇用環境・均等部、介護休業給付の申請手続などについてはハローワーク、そのほか、高齢者の総合相談は地域包括支援センターとして周知をしています。本市では、この地域包括支援センターについて、より市民に分かりやすいよう高齢者サポートセンターという愛称にして、介護の相談窓口として案内をしています。高齢者サポートセンターでは、電話や窓口や御自宅へ訪問するなどして本人や御家族から介護などの困り事を聞き、介護保険の申請を含め適切な制度につながるよう情報提供しています。また、高齢者サポートセンターの職員は、千葉労働局の職員から介護離職防止のための研修を受けておりまして、仕事と介護を両立させるために適切な窓口につなげるように努めています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。ビジネスケアラーは、会社に親の介護のことは言いにくいという事情があります。その理由は、親は自分が見るべきだと思っていること、また、会社に言うと重要な仕事から外される、自身のキャリア形成にマイナスの影響が出ると考えてしまうからだと言われております。そして会社から、今は親の介護に集中したほうがいいよと言われると大変なショックだと語っておられました。ビジネスケアラーが仕事と介護を両立するポイントを東京大学名誉教授の佐藤博樹氏は、専門家からアドバイスを得ることです。特に要介護者の家族である社員は介護に専念してはいけない。介護保険制度による支援サービスや勤務先の介護休業、時間単位でも取れる介護休暇などを活用すれば仕事と介護の両立が可能となります。御答弁のとおり、厚生労働省は仕事と介護の両立には専門家と連携が必要であり、地域包括センターに相談してくださいと御案内しております。本市においては、高齢者サポートセンターと呼んでいること。

再質問をさせていただきます。高齢者サポートセンターが相談窓口になっていることは理解しました。そこで、ビジネスケアラーが高齢者サポートセンターに介護を相談した場合には、具体的にはどのような支援をしていただけるのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者サポートセンターでは、相談を受けた場合にはまず御本人の心身の状態や生活や家族の状況、家族が困っていることなどを聞き取り、必要に応じて御自宅を訪問し、御本人の生活状況や今どんなことに困っているのか、今後どのような生活をしたいのかなどを確認します。その後、把握した情報を基に、どのようなサービスを利用すれば本人が安心して生活できるかを検討し、介護保険制度、成年後見制度、医療などの様々な制度や介護保険外のサービスなどの中から必要なサービスや支援の情報を提供し、本人に適したサービ



スにつながっています。その際、状況によっては家族と連絡を取り合ったり、利用機関や地域の支援者と連携するなど、様々な支援関係者との橋渡し役を担います。また、介護保険制度を利用することになり、担当のケアマネジャーが決まった後も必要に応じてケアマネジャーの後方支援を行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。私も相談を受けたときには高齢者サポートセンターにお願いしております。本市の高齢者サポートセンターの方々は大変優れております。よくやっていると本当に実感しております。

その上で、ビジネスケアラーが専門家として最初に相談するのが高齢者サポートセンターになります。私は、この段階が非常に重要だと思います。仕事と介護の両立ができると実感できるか、それとも、介護のために仕事を辞めなければ無理だと感じて介護離職者になってしまうのかの分岐点になると思うからです。また、ビジネスケアラーの一人一人の社会的な背景を知った上で相談対応していただけるかがポイントであり、私も会社に勤めているときには、市役所の皆さんがふだん当たり前のように使っている介護保険や要介護者とか、高齢者サポートセンターなどの言葉は全く知りませんでした。ビジネスケアラーは、これは全ての方がそうだと思います。ましてやケアマネジャー、相談してくださいとなると、何のことだろうと。そこで思考が止まり、人によっては難しいな、面倒だな、ほかの人に頼んでも無理か、自分で家族を見るしかないかな。介護離職に陥るんだと思います。介護休業などの支援制度を使うためには当然職場の改善も欠かせない。

さきの厚生労働省の調査では、仕事を辞めた理由について、職場に両立支援制度がないことや介護休業を取得しづらい雰囲気があったとの回答が多かったとのことでございます。こうした介護の悩みを抱えて職場に言い出せないビジネスケアラー、その予備軍をどう救うか。これは、やはり両立のための体制を整えてもらう、これが高齢者サポートセンターで頼りになります。ビジネスケアラーが初めてコンタクトを取る相談窓口、高齢者サポートセンターの役割はこれからも大変重要になると思いますし、期待をしております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に行きます。(3)両立支援に関する情報提供及び個別の周知について、当事者はどのような支援を望んでいるのか。

繰り返しになりますが、厚生労働省が調査した中で、支援制度に関する個別の周知が55.1%でした。ビジネスケアラーの個々の仕事や家庭環境、遠距離介護なのか、また市川市内の方など、状況が違います。両立するための情報提供及び個々の状況に合った支援について、本市はどのように対応しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では、両立支援に関する情報提供についても高齢者サポートセンターで行っています。どこに相談に行ったらよいのか分からない場合には、地域の民生委員や自治会、町会、地域ケアシステムの拠点の相談員などに相談して高齢者サポートセンターにつながってもらうことがあります。また、医療機関への受診や入院の場合には医師や看護師、医療ソーシャルワーカーなどから介護申請を勧められ、市や高齢者サポートセンターを紹介されることもあります。また、スマートフォンやパソコンの検索サイトで介護、相談などのキーワードで検索することで相談窓口の情報を得ることもできます。仕事で忙しい家族にとって、ウェブサイトでの情報収集は大変有効であり、相談先が分かれば仕事の合間に電話などで相談することもできます。実際に介護保険制度を利用することとなった場合には、介護に関する個別の情報提供は担当のケアマネジャーが行います。ケアマネジャーは本人だけではなく、御家族も含めた状況や意向などを詳しく把握した上で課題を分析します。そうすることで、本人や御家族に必要な情報を提供するとともに適切な介護サービスを提案することができ、仕事

と介護の両立支援につながるものと考えています。今後もビジネスケアラーが介護離職に追い込まれることなく、仕事と介護の両立を図れるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。高齢者サポートセンターに対する期待は本当に大きいものがございます。そして周知については、育児休業で導入されている事業主が従業員に個別周知、意向確認を行う制度を参考に情報提供の手法を検討しなければならないと思います。昨年の介護休業の利用者が全体の1.6%にとどまったとのことで、介護の相談先を知らない人が多い現状があり、情報が行き届いていない、情報の周知啓発や企業への支援も進めていく必要があると認識しております。

次の質問に移ります。この項目が最後になりますが、(2)介護保険外の自費のサービスへの補助金について。

現在、介護保険は、対象が利用者本人のみのサービスとなっており、支える側の家族へのサービスはありません。介護離職防止の制度とはなっていないのが現状であります。しかし、市民から寄せられるニーズとして、介護保険で補えるサービスには限度があり、介護保険外のサービスにも洗濯や調理、掃除といった生活支援はありますが、利用者本人のみで家族の分までは対象外です。例えば身体介護では食事の介助、入浴介助、生活支援では調理、洗濯、買物代行などがあります。様々な制約にとらわれない保険外サービスを利用することで生活の質の向上、維持が期待されます。しかし、自費となるため負担が大きいと聞いております。また、事業者が自由に価格設定ができるので利用をためらう方もいます。本市として自費サービスへの補助金を出す考えはあるか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 同じ症状や病気、要介護度であっても、家族状況や居住環境等の生活環境やその方の意向などにより介護ニーズは異なるため、介護保険外のサービスを利用している方がいらっしゃることは認識しております。窓口にも保険外サービスについて相談が寄せられることがあり、ニーズの多いものとしては通院の付添いや、要介護状態区分に応じて利用できる上限額以上のホームヘルプやデイサービスの利用などがあります。介護保険制度において、要支援・要介護認定を受けた場合のサービス利用に係る利用者の費用負担は、所得に応じてかかる利用料の1割から3割です。まずは、この介護保険制度の中で、例えば御本人の体の状態が変化をしていれば介護度を見直す申請をしたり、利用するサービスを見直したり、介護保険外の宅配サービスやボランティアなどの地域資源の活用を検討するなどして介護環境を整える必要があります。その上で利用したいサービスが不足する場合には、改めて本人や御家族の状況や希望するサービスについてケアマネジャーとよく相談をして、介護保険外のサービスの利用及び既に利用している介護サービスとの調整を行うこととなります。介護保険外サービスはその言葉のとおり、介護保険では対応できない任意のサービスであり、現在、本市では補助制度というのは設けておりませんが、今後、国や近隣市の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。様々な制約にとらわれない保険外サービスを利用することで生活の質の維持ができるわけですが、再質問、本市で実施している高齢者を対象とした介護保険外サービスがあると思いますけども、どのようなものがあるかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在、本市の実施している介護保険外サービスの主なものとしては高齢者見守り支援事業や食の自立支援事業、いわゆる配食サービスがあります。高齢者見守り支援事業は市内在住で65歳以上の方、身

体障害者手帳2級以上の障がいのある方を対象に、緊急ボタンを押すとガードセンターへ通報されると同時にガードマンが自宅に駆けつけ、迅速に状況を確認し必要に応じた対応を行うもので、体調のことなどを相談できる相談ボタンや安否確認センターなどの機能もあります。また、配食サービスは65歳以上の独り暮らしの高齢者、障がいのある方、高齢者のみの世帯などを対象に、要介護度に応じて週1回から3回夕食を自宅に届けるとともに安否の確認を行うものです。これらは介護保険制度にはない事業ですが、本市では、高齢者が安心して健康的な生活が送れるよう支援する目的で実施しており、いずれも民間事業者に業務委託する中で市の負担分を設定し、市場価格より安価にサービスが受けられるようにしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。本市も取り組んでいただいていることはよく分かりました。ただ、やはり少し制限があって、例えば見守りについては、これは私も相談者に使っていただいているところもありますが、本当に優れたガードマンが飛んでくるところです。ただ、65歳以上で身体障害者手帳1級、2級の方ということで、また、配食サービスについても65歳以上で独り暮らし、高齢者のみの世帯など。例えばビジネスケアラーは同居の方もいたりします。同居家族の場合は対象外になると。せっかく本市として保険外サービスをやっていただいておりますが、制度の見直しをしてビジネスケアラーが使える、そういう形にぜひ拡大していただきたいなど、これは要望させていただきます。

では、今回の大きな項目としてまとめさせていただきます。ビジネスケアラーにとっては、支援制度など、介護情報のさらなる周知に急いで取り組むべきと考えます。介護保険サービスや介護休業等の利用の仕方を知っていれば、仕事と介護の両立は可能となることを行政も企業も積極的に情報発信していく必要があると考えます。ビジネスケアラーが家族の介護に直面する前に両立に必要な情報を知ることが介護離職の回避につながります。

岸田文雄首相は先月、介護離職の防止に向けた育児・介護休業法改正案を来年の通常国会に提出するよう指示。厚労省は同20日、労働政策審議会分科会で、40歳になって介護保険に加入する際、全従業員に介護休業などの支援制度を周知することを企業に義務づける方針などを示しました。ビジネスケアラーの介護離職は、国にとっても取り組む大きな課題であります。本市として、いち早く介護離職者をなくす取組をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございます。

続きまして、大きな項目、通学路及び歩道の安全対策についてお伺いいたします。

(1)大柏小学校のバス停前信号の自転車取締りの現状と今後についてお伺いいたします。

この場所は、大野公民館大柏出張所からJR市川大野駅へ向かう市道の大柏小学校入り口バス停前の信号のある場所になります。朝の児童生徒の通学時間帯と職場に向かう通勤時間帯には自転車が多く通り、児童を見守る方々から、自転車運転者でルールを守らない人が多く危険である、安全対策を講じてほしいとの要望をいただいております。大柏小学校バス停前の自転車取締りを行ったとのことですが、その現状と今後についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

大柏小学校バス停前信号は大柏小学校に通う子どもたちの通学路上にあり、また交差するバス通りは、朝の通勤・通学時間帯には、市川大野駅方面に向かう自転車が非常に多く通る場所となっております。この信号付近では一部のマナーの悪い自転車走行が見られ、子どもをはじめ歩行者が度々危険な目に遭っており、最近では危険な運転に対する取締りの要望が寄せられておりました。

そこで、本年7月19日と10月13日、18日の3回にわたり市川警察署に依頼をして、朝の7時台から8時半過ぎ

まで、警察官のほか、本市職員も立ち会い取締りを実施いたしました。その結果、イヤホンを装着しながらの走行や歩道部の走行、逆走などが多く見られ、注意に当たるイエローカードを7月19日が60枚、10月13日が86枚、18日は72枚発行いたしました。また、7月の取締りでは、赤信号を無視して交差点に進入した自転車運転者1人にレッドカードを発行しております。このレッドカードは、14歳以上の者が3年以内に2回以上発行されると講習手数料6,000円と自転車運転講習の受講が命じられます。さらに、受講しない場合は5万円以下の罰金が課されることとなっております。

なお、この場所以外の今年度の自転車の取締りについては、富貴島小学校の八方橋交差点でも2回実施しております。

今後についてでございますが、本市は自転車に関係する交通事故が県内でも非常に多く、自転車マナーも十分に守られていない状況が見られております。このような点を踏まえ、今後も市内の通学路における危険な交差点においては警察と連携を図り、積極的に取締りを実施してまいります。このほか、自転車の運転マナー向上については、子どもから高齢者まで幅広い世代に向けた安全教室やイベント等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。今年に入って3回にわたって、7月、そして10月に2回やっただいて、本当に地域要望者の方からは非常に感謝をされております。私も10月13日には朝早く立ち会わせていただきました。警察官の方が大勢、また課長はじめ市の職員の方、朝から来ていただき取締りをして、また丁寧に指導されていた姿を見て、本当に取組に感謝しております。

また、先ほどの御答弁にもありました、自転車の取締りを行うたびにイエローカードが減らない。そもそも自転車の乗り方、ルール、道路交通法を知らないということがやはり根底にはあるのではないかと。これまで安全教室とか、されてきておりますけれども、自転車運転のルールを周知させる必要があると考えます。本市のお考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市は昨年7月1日、自転車保険の加入義務化に合わせて、一般と高齢者に向けた2種類の自転車ルールに関するパンフレットを作成し、自治会や民生委員協議会等に配付してまいりました。また、自転車運転者講習の対象となる行為や危険運転をイラストにして、市内の駐輪場や児童交通公園などに掲示しております。今後は市民の皆様へ、さらに自転車運転ルールの周知を図る方法について、他の自治体の取組なども調査しながら研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。様々に取組をされていることは大変理解いたしました。駅への通学、通勤で駅周辺の市の駐輪場を利用されている方が多いと思います。駐輪場を申し込みする際に、市からその通知をされるとは思いますけれども、市が既に啓蒙、ルール徹底のチラシを作っております。自転車の交通ルール、通知の中に同封をしてはいかがでしょうか。今年には間に合わないと思います。明年以降、次の機会に実施していただきたいと要望いたします。この質問はこれで終わります。

(2)大柏小学校及び第五中学校の児童生徒が通学のために利用する市道3131号、市道3134号、市道3137号、市道3138号の安全対策について。

大柏小学校及び第五中学校の児童生徒が通学のために利用するこの市道は両校が避難所となっており、災害発生時には避難する人々が利用しますが、平成26年には、市道3138号の道路擁壁が倒木により破損しています。災害発生時に安全に避難するために、これらの道路の安全対策についてどのように行っているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

本市では市道の安全を確保するため、市民等からの通報や職員及び業務委託による道路パトロール等により、舗装の剥がれ補修や道路上の土砂等の撤去を行っております。こうした道路パトロールを実施することで道路の損傷箇所を早期に発見し、速やかな道路補修が可能となっております。このほか、今年度は市川署管轄と行徳署管轄のそれぞれの警察署及び郵便局と地域安全に関する覚書を締結し、さらなる破損情報の収集等を強化しております。

御質問の道路のうち、市道3134号、市道3138号については、道路が斜面緑地等に隣接していることから倒木や斜面崩壊等のおそれがあります。そこで、これらの路線につきましては、日頃から斜面緑地等の状況を確認しており、大雨や台風時には重点的にパトロールを実施するなど、安全の確保に努めているところであります。

なお、道路の破損や土砂の流出及び倒木等が発生した場合には、速やかに補修工事や道路復旧を行うこととしております。今後も小学校や中学校の児童生徒が利用する通学路等の道路につきましては、重点的にパトロールを行うなど危険箇所の早期発見に努め、安心、安全に通行できるよう対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。この市道3138号についてですけれども、大柏小学校に通じる上り坂のことです。平成26年2月8日から10日にかけて大雪となり、市内でも多くの被害がありました。平成26年2月15日付の市川よみうりに、こうあります。8日に関東全域で降った大雪は、市川市国府台で27cmの積雪を記録。降り方が一段と激しくなった8日の夜には、JRや京成本線などが次々と運行を停止とあります。そのときの雪で斜面の桜の木が倒れて土留めが破損をしております。今回、補正予算に計上されている道路擁壁築造工事の完了後はこのようなことが起こらないのか、大変気にかかるところです。このことについて、市のお考えをお聞きしたいと思います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

今回の道路擁壁工事では、土留めに支障となる樹木を伐採するとともに、コンクリートパネルをセメント系固化材で改良した柱状の基礎と鋼管ぐいで支える擁壁を設置することから、これまでのように倒木によって擁壁が破損することはないと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。平成26年のときに私も写真を撮って、この前も確認しましたが、記録に残って、同じ場所になっておりますね。ですから、やはりこの工事によって次は起こらないようにぜひしていただきたいし、大柏小学校は周りが崖地でありますし、また小学校は防災拠点でもあります。特に大柏小学校は医療救護所の拠点になっています。震度6以上発生した場合には市内8か所に自動開設されますが、その一つがこの大柏小学校になっておりますので、そういった防災という面でも、やはりしっかりと対策を講じて工事をしていただきたいと思います。これはこれで終わります。

次の質問に移ります。(3) 県道船橋松戸線に交差する市道3139号、市道3211号への信号機設置について。

この交差点の場所は、第五中学校の生徒が利用するとともに地域住民の生活道路になっているところです。県道船橋松戸線に市道が急勾配で接続されており、通勤・通学時間帯は県道を横切る歩行者や車両が多く、危険な交差点になっています。交差点の安全対策として信号機の設置ができないか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

この交差点は、南北に延びる県道船橋松戸線と東側から接続する市道3211号と西側から接続する市道3139号から成る十字路であります。道路の線形につきましては、県道船橋松戸線は、北側から南側に向かって下り勾配の緩やかなカーブとなっており、交差点はこの勾配区間の途中に位置しております。交差する各市道は交差点より地盤が低いいため、それぞれが県道に向かって上り勾配で接続しております。また、県道船橋松戸線は交通量が多く、市道から県道へ右左折する際や市道から市道へ県道を横切る際、危険な状況も見られております。このため、現状における本市の安全対策としましては、市道3211号から交差点に進入した際、県道の見通しが悪いことから、県道の両方向を確認するためのカーブミラーや注意を促す交差点注意の看板を設置しているところであります。

御質問の信号機の設置につきましては、信号機を管理する千葉県警察に相談したところ、信号機を設置するためには接続する市道がすれ違いのできる構造であること。さらに、県道に対して鋭角に接続しているため、これを90度に近い角度で接続するよう交差点を改良することが必要とのことであります。しかしながら、現状は、各市道とも車のすれ違いが困難な道路構造となっており、赤信号によって車両を停車させることが物理的にできないことから信号機の設置はできないとの見解でありました。また、信号制御を押しボタン式とした場合でも、交差点を横断する歩行者に対して、信号待ちをするときのスペース確保が必要とのことでございました。今後の対応としましては、各市道部分において、車両のすれ違いができる幅員を確保するための効果的な方法等について検討するとともに、千葉県警察とは引き続き協議してまいりたいと考えております。また、本市といたしましても、交差点進入時における注意喚起のための追加対策を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。御答弁のとおり、自動車のすれ違いができない構造にあります。交差点全体の改良をしないと難しいことは理解いたしました。ただ、歩行者が信号待ちするときのスペースを確保できないから押しボタンも無理だというお話でしたけども、場所によっては、ちょっと下がりますけども、両側が歩道になる部分がありますので、人がたまることは可能ではないかと思えます。その際は歩行者専用の押しボタンとなりますが、これは要望にとどめさせていただきますが、ぜひとも歩行者専用の押しボタン信号の設置をお願いしたいと思います。この質問はこれで終わります。

次の質問、(4) 大野小学校通学路である市道3151号と市道3079号の交差点の安全対策について。

この場所は南大野2丁目34、通称すけろく坂と言われる急坂から下りて、自動車や自転車と児童が接触する危険があります。大野小学校通学路であり、市道3151号と市道3079号の交差点は周辺より高く盛り上がっているため見通しが悪い、通過する自動車や自転車の速度も速い、本当に危険なところです。児童の安全を確保するため交差点の安全対策が取れないか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

この交差点は、東西に延びる市道3151号と北側から接続する市道3079号から成る丁字路の交差点でございます。

す。現状信号機はなく、交差点東側に市道3151号を横断するための横断歩道が設置されております。交差点の問題点としましては、市道3151号を走行すると、交差点部分の地盤が周りより高くなっているため、両方向から交差点に向かう場合、視認性が悪い状況となっております。また、市道3151号は周辺道路が混雑したときの抜け道となっているため、通過する車両の速度が速い状況が見られております。交差する市道3079号についても、この交差点に向かって下り勾配で接続していることから十分にスピードを落とさず、交差点に進入する車両が多く見られております。

そこで、これまでの安全対策としましては、交差点があることを示す丁字交差点のマークや交差点中心に道路びょう、道路の主従関係を明確にするためのドット線を設置しております。また、市道3151号を通過する車両へ注意喚起のための学童横断注意の看板を両方向から見えるように交差点に2か所設置するとともに、市道3079号から交差点を右左折する際に効果的なカーブミラーを設置しております。このほか、直近の令和3年度に実施された大野小学校を対象とした通学路定期合同点検においては、市道3079号から交差点に進入する車や自転車が児童と接触する危険性があるとの指摘を受け、止まれの強調表示を追加しております。さらに、本年2月にはスピード落とせの注意喚起の看板を交差点手前に2か所設置したところであります。一方、見えにくくなった横断歩道につきましては、交通管理者である千葉県警察により白線の復旧をしております。

今後の対応としましては、千葉県警察により、横断歩道を示す指示標識や路面標示が交差点手前に設置されておりますが、大野小学校の通学路であるなど、通学児童の安全確保の観点から、追加対策として、市道3151号を走行する車両に対して、横断者がいることなどを注意喚起するための方策を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。本当にこれ以上できないぐらい、いろいろとやっていただいていることは確認をしまして、小学校の関係者の方もよく理解はしておりました。また、この場所は、昨年4月の市川市の小学校の通学路緊急一斉点検の中にも含まれており、その結果もそこには掲載されておりましたけども、ただ、しかし、先ほどもありましたけども、朝の通学時には抜け道となっております。要するに宮久保のほうに抜けるんですね。朝渋滞していると、すごいスピードと量の車が通ります。危険な場所ですので、学校関係者や保護者の方からはさらなる対策を求められております。横断歩道がある場所ですので、警察の取締りを要望したいと思います。警察や行政の方には様々な大変な中ですけども、ぜひこの場所の取締りを要望させていただきます。この質問はこれで終わります。

最後の質問に移ります。(5)姥山貝塚公園からJR船橋法典駅方面に通じる法定外公共物(赤道)安全対策について。

この歩道は姥山貝塚公園からJR船橋法典駅方面に通じる階段の歩道です。この道を下りると、10分ほどでJR船橋法典駅に着きます。通勤、通学の方や地域住民の方々にとって大切な道です。この道は昔からある里道であり、階段となっています。この歩道が樹木の根やぬかるみがあり、歩きにくい階段となっており、チップ、また舗装で整備して安全な歩道にできないでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

この法定外公共物は姥山貝塚公園から市道3286号までの延長約80mで、幅員は約1.5mから2.7m、高低差は約12mあり、近隣住民の散策路や通り抜け道路として利用されております。

なお、この法定外公共物は階段となっており、土の部分もありますことから、降雨によりぬかるみとなる箇所も見られております。

これまでに実施した補修工事等でございますが、姥山貝塚公園に向かって左側は崖地が通路間際に迫っており、一部区間で間知ブロック積みの擁壁や転落防止柵の設置及び擬木による階段を設置しております。また、姥山貝塚公園からの雨水の流出による崖地の浸食を防止するため、排水施設も設置しております。令和4年度には、敷設されている平板ブロックの傾き等により、歩きづらくなっていた箇所への補修や、公園に向かって右側の落差のある箇所へ転落防止柵の設置を行ってまいりました。今後の対応としましては、ぬかるみとなる箇所や樹木の根が張り出すなど通行に支障を来している箇所について歩きやすくなるよう、舗装等による対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 今後の対応として、ぬかるみになる箇所や樹木の根が張っているところを歩きやすいように舗装等で対策を講じていただけると、こういう御答弁でした。大変にありがとうございます。ぜひよろしく願います。住民の方は大変困っております。これを講じていただければ本当に歩きやすくなり、通勤の方も非常に楽になると思います。

姥山貝塚は御存じのとおり国指定の文化財であり、言うまでもなく、この史跡を見に全国各地からこの公園を訪れる方が多くあります。この方々はJR船橋法典駅から当該階段の歩道を使って来られます。この方々にも安心、安全に通れる道の整備をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員 日本共産党のとくたけ純平です。イスラエルによるガザでの大量虐殺が一刻も早く止まることを願いつつ、通告に従い一問一答にて一般質問をいたします。

大項目の1つ目、環境行政についての(1)カーボンニュートラルに向けた現状と課題について伺います。

本定例会の代表質問においても市民の協力が重要である旨の答弁がありましたが、市民への啓発について、現在どういった取組が行われているのか伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 市民への周知啓発活動は、第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中で重点施策に位置づけて取り組んでいます。主な啓発活動としては、行政、市民、事業者、学識経験者で構成される地球温暖化対策推進協議会と協働で環境フェアや地球温暖化対策に関する講演会を開催しております。さらには、市内の保育園や小学校で地球温暖化などについて啓発活動を実施するエコライフ推進員を募集し、本市職員とともに周知啓発を行っています。今年度は保育園での環境紙芝居の読み聞かせや小学校でのエコバッグ作りなどの取組を実施しています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。



○とくたけ純平議員 気候問題にあまり関心をお持ちでない市民に対して、この問題の深刻さや切迫感を伝える取組がもっと必要ではないかと感じます。例えば気候非常事態宣言をして、多くの市民に本市の姿勢を届けることが啓発としても効果的ではないかと考えます。気候非常事態宣言は千葉市や柏市が既に行っていますが、これを宣言することについて、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 市民が地球温暖化への危機感を持って対策に取り組むことは、カーボンニュートラルの実現に向け必要なことであると認識しています。本市では、地球温暖化に適応するための気候変動適応計画をはじめとして、第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向け準備をしているところです。これらの計画を策定していく中で、効果的な周知方法について調査研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 調査研究していくという御答弁ですが、この気候非常事態宣言については、2020年6月に検討していく、2022年12月に参与や市長と相談し、適切に判断するという旨の答弁が既にされているものです。その後、これについてはあまり進展がないのかというふうに思います。タイムリミットが近いとされる気候問題、カーボンニュートラルの実現において、少しゆっくりとし過ぎではないかというふうに感じます。

話題を移してお伺いします。市民の意識を啓発し、同時に行政の政策に生かしていく手法として、通称気候市民会議と呼ばれる取組が注目を集めています。これに関する本市の認識をお伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 気候市民会議は2019年頃からヨーロッパで開かれるようになったもので、無作為に抽出された市民が複数回の会合に参加し、科学的知見を得て対話やワークショップを重ねた上で気候変動対策をまとめ、これを行政に提言するという取組です。近隣の自治体では、江戸川区が2022年度に4回に分けて開催しており、また、松戸市でも今年度10月から12月にかけて3回に分けて実施しています。本市では、今後、第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や気候変動適応計画を策定する予定であり、計画を策定していく中で気候市民会議の必要性についても調査してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 調査をこれからしていくということですが、現時点でこの気候市民会議を行うことの効果や課題について、お考えがあればお伺いをします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 気候市民会議の開催による効果は、参加者は無作為に抽出された市民であることから、ふだん地球温暖化に興味を持っていない方々も含め、様々な立場の方から多様な観点からの主張や提案をいただくことができる点が挙げられます。課題としては、無作為抽出による公募であるため、会議に必要な人数が集まらないおそれがあること、会議が特定の参加者の意見に流されてしまう可能性があり、ファシリテーターの力量によって成果が偏ったものになってしまうおそれがあること、様々な立場、意見を持った方々が集まるため、必ずしも結論が出ない可能性があることなどがあると認識しています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 先例は既に多くございますので、ぜひ課題を乗り越えて進めていただきたいと思います。

さて、国連食糧農業機関（FAO）によれば、人為的に排出されている温室効果ガスの14.5%が畜産業に由来

しており、飛行機や自動車など、全世界の乗り物を合わせた以上の量になるということです。国立環境研究所などが行った57の温暖化対策を数値化するという調査では、効果が大きい順番の11番目に、食事をヴィーガンにするという項目が入っています。こういった視点を広げることもカーボンニュートラルの実現に向けて大切なことだと思いますが、本市はどのような見解を持っているのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 カーボンニュートラルの実現に向けては様々な観点から取り組むことが必要となります。新聞などのメディアにおいては、菜食の普及によって家畜が減少し、牛などから排出される温室効果ガスのメタンガスが削減されること。また、家畜飼料の生産に伴う森林伐採が減少することによって、大気中の二酸化炭素の減少が図れるという意見もあります。本市においても、様々な観点から多くの市民が地球温暖化対策に興味を持ってもらえるよう啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 国の一部の庁舎や東京都庁の食堂には、曜日によってヴィーガンメニューが用意されています。海外になりますが、ニューヨーク市では、週に2回、ヴィーガン仕様の給食が提供されています。本市も、例えばヴィーガンカフェのような企画や1か月、あるいは2か月に一度くらい、ヴィーガン仕様の給食を公立学校で用意するなど、あらゆる視点で対策を検討いただければと思います。

カーボンニュートラルの実現に向けては、こういった食、そのほか交通、健康や福祉といった様々な観点での対策が必要になってまいります。庁舎を横に貫く施策の要としての平田参与の力が期待されるころだと思えます。参与から様々な助言をいただいている旨は先順位者の答弁で伺いましたが、その助言が具体的にどのように生かされているのかを伺います。

○つちや正順副議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

まず、市民の皆様に向けてでございますが、平田政策参与による講演会などを開催することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた一人一人の意識の向上が図られていると考えております。また、職員に対しましては、カーボンニュートラルに関わる部署への個別ヒアリングを行ったり、庁内検討会を開催したときには専門的な知見から様々な御助言をいただき、職員の意識を高めるだけでなく、知識の向上にもつながったと考えております。さらには、カーボンニュートラルに関わる企業の代表と面談する際にも同席していただきまして、市と企業の連携強化を図る協定の締結に至ったことも大きな成果として感じているところでございます。

そして、本年10月に開催しましたカーボンニュートラルをテーマにいたしましたタウンミーティングでは、平田政策参与がファシリテーターとなりまして、産学官民それぞれの取組をコーディネートすることで目標を共有化することができたところでございます。また、御自分の持っている外部ネットワークを通じまして、例えば千葉商科大学などの学識者や各種専門家などから客観的な視点で技術的な助言、提言をいただいて、市として既成概念にとらわれない検討を行うことができているものと考えております。このように平田政策参与の成果といたしましては、カーボンニュートラルの実現に向けまして、市民、事業者、行政が連携するための大きなきっかけづくりができたものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 環境行政以外の施策についても、カーボンニュートラル実現に向けて参与の助言が有用だと考えますが、それを伺う機会はつくられているのかお聞かせください。

○つちや正順副議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

御質問のとおり、カーボンニュートラルの実現に向けましては、環境部門だけではなく、まちづくりや交通、都市農業、先ほどの健康福祉、また公共施設など、多岐にわたる施策との連携が重要な鍵でもございます。このため庁舎の旗振り役として、市長公室内にございますカーボンニュートラル推進課が事務局となりまして、13部19課で構成される庁内検討会を組織し、これまで4回にわたって平田政策参与から会議内で直接アドバイスをいただいたり、必要ときには個別にヒアリングを行いながら、環境政策以外でも実効的な取組の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 分かりました。市民の間でも、平田参与への期待は高いものと感じています。その知見が施策にしっかりと生きるように、引き続きお願いいたします。

続きまして、(2)公共施設における地球温暖化対策について伺います。

本市は、公共施設で使用する電力の再エネ導入率を2025年度までに50%を目指すとしていますが、現在の達成状況と取組内容を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 公共施設全体における再生可能エネルギー導入の達成状況は、総電力量に占める再生可能エネルギー由来の電力量の割合で算出され、令和4年度は約14%となっています。また、再生可能エネルギーの導入に向けた具体的な取組としては、令和5年度からPPA事業を開始し、令和7年度までの実施を予定しています。この事業は、既築の公共施設に対して、災害時や停電時における強靱性の向上を目的とした環境省の補助金を活用するもので、令和5年度は市内小中学校12校に太陽光発電設備の設置を進めています。そのほかの取組としては、公共施設の新築や改修を行う際には、庁内会議である公共事業環境検討会において二酸化炭素排出の抑制について検討しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 直近の実績が約14%ということでもまだまだということだと思いますが、今回のこのPPA事業によって、各学校での再エネ導入はどの程度進むと見込んでいるのかお伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 令和5年度にPPA事業を実施している各小中学校では、使用する電気のうち、再生可能エネルギーが占める割合は約10%から40%になると見込まれます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 少しずつ進んでいるというのは理解をしましたが、しかし、2025年度までに全ての公共施設の再エネ導入率50%という目標の達成はかなり厳しいのではないかと感じます。

そこで、現在、市が購入している電力を再エネ比率が高い電力に変えるということではできないのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市では、平成30年度より市川市電力の調達に係る環境配慮方針を定め、小売電気事業者の選定に際して再生可能エネルギー導入状況などの評価基準を設定することで購入電力における再生可能エネル

ギーの導入率の向上を目指しています。一方、新型コロナウイルス感染症蔓延後は、価格の高騰などにより電気卸売価格が上昇しています。このため、小売電気事業を継続する事業者が新規契約の受付を停止しており、契約が不調となっています。今後は電力の需要状況を注視しつつ、再生可能エネルギー比率の高い小売電気事業者と契約ができるよう、市川市電力の調達に係る環境配慮方針を推進してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 設定した評価基準での契約が不調だということですが、少しでも再エネ率の高い電力を契約するように、危機感を持って様々な可能性を模索していただきたいと思います。

初回の御答弁にありました公共施設の新築や改修については、先順位者の答弁でZEB化をするという話がありました。ZEBには、1次エネルギー消費量の割合によって4段階の基準がありますが、本市はどの段階を目指しているのか伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 ZEBとは、建物における断熱性能の高い壁や窓、消費電力の少ないLED照明などによる省エネと、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる創エネで建物内のエネルギーを賄うよう設計、建設されたビルです。ZEBは、省エネと創エネで建物の全てのエネルギーを削減するフルZEBを一番高い基準とし、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの順の4つに分類されています。公共事業環境検討会においては、フルZEBの達成を目標に建築の立地条件なども踏まえ、可能な限り上位のZEB基準を満たせるよう検討を進めています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 最も高いフルZEBを目指すということで、ぜひ達成をしていただきたいと思います。

また、小中学校の建て替え、これも計画が進んでいますが、こちらに関してはフルZEBか、その下のNearly ZEBを検討しているという話を聞いていますが、ぜひこちらも同じくフルZEBを実現していただきますよう、これは学校教育部に要望をしたいと思います。

続きまして、視点を変えて公共施設の省エネについて伺います。

公共施設は老朽化が目立ち、断熱性能の低い建物が多く、中でも学校は深刻な問題を抱えています。夏は教室のエアコンを18℃に設定しても、室温が30℃を超える状況と聞きます。本市の市立学校の教室の断熱の現状、今後の改修予定、断熱設置の考え方、また、国庫補助事業の学校施設環境改善交付金は学校教室の断熱工事に適用されるのかについて伺います。

○つちや正順副議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 本市の公立学校では、全ての普通教室にエアコンを設置しており、夏場に教室の室温が設定温度より高くなる原因がエアコンの故障であれば、できる限り速やかに修繕を行っているところでございます。しかしながら、エアコンの老朽化に加え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防として、常に換気を行っていることも室温に影響している一因と考えております。一方で、市内公立学校の校舎につきましては、昭和40年代から50年代に建設された建物が多く、近年の夏場の猛暑を鑑みると、断熱性能が十分ではないと考えております。また、カーボンニュートラルの観点からも断熱化を進めることは重要だと認識しております。

次に、国庫補助事業の学校施設環境改善交付金に適用される工事につきましては、校舎等の内部環境改善を図る改造工事がございます。主な事例といたしましては、LED照明器具への交換や建物の断熱性、気密性を向上するための改修工事がございます。現在、学校施設環境改善につきましては、体育館エアコン設置、トイレ改

修、バリアフリー化、LED照明器具への交換を計画的かつ優先的に進めているところでございます。今後、教室の断熱化につきましては、調査研究した上で計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 学校施設環境改善交付金が断熱にも適用されるということですし、これを利用するなどしてぜひ進めていただくよう要望をいたします。

また、本市と包括協定を結ぶ千葉商科大学では、学生が教室の断熱ワークショップを去年、今年と行っています。そういったノウハウをお借りして、本市の市立学校でも、まずはワークショップという形で教室における断熱の効果を試してみたいかと思いますが、見解を伺います。

○つちや正順副議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 千葉商科大学が行いました教室の断熱ワークショップにつきましては、プロによる指導の下、学生たちが教室の鉄筋コンクリート、壁面への断熱材設置及び板張りでの仕上げ、開口部への内窓作成及び設置、出入口扉への隙間対策を行ったものでございます。この断熱ワークショップは、千葉商科大学のほか、他市でも同様な取組を行っている学校があることから、今後、その手法や費用、効果などについて調査してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 参与も断熱ワークショップには携わっている方ですし、その知見をぜひ活用し、実現をお願いしたいと思います。

エアコンの設置が始まっている学校体育館の断熱についてはどのようなお考えでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 学校体育館へのエアコン設置につきましては、現在、計画的に進めております。市民や議員の皆様からも早期の設置を求める声が多く寄せられていることから、できる限り早期に設置できるよう、断熱工事は行わずエアコンの設置を進めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 断熱にも関わることなのでお伺いをしますが、体育館のエアコン設置に際して、国庫補助があるのに利用していない理由を伺います。

○つちや正順副議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 体育館エアコン設置につきましては、国庫補助の対象ではありますが、体育館に断熱性があることが必要となることから、エアコン設置工事とともに断熱性確保工事を行わなければなりません。これらの工事を並行して実施する場合、断熱の効果について、国庫補助の要件である専門家の検証による断熱性向上の確証が必要となることや、工期が長くなることから、全校にエアコンを設置していく計画が大幅に遅れてしまうことが考えられます。こうしたことから、繰り返しになりますが、できる限り早期に設置できるよう、断熱工事を行わずエアコンの設置を進めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 国庫補助を利用するにはエアコン設置と断熱が両方必要ということで、国としても、エアコンと断熱は一緒にやってほしいということです。文科省による試算では、空調設置時に断熱化改修工事を実施

することで、15年目の空調更新の際に断熱化改修工事費の改修が可能、40年たてば5,500万円の経費が削減され  
るとしています。工期が延びるといっても3か月くらいのことだと聞いています。本市は常日頃から国の動向を  
注視しているようですから、ぜひこれに関して再度の御検討をいただきたいと思います。

続きまして、(3)エネルギーの地産地消の取組について。

その要となるクリーンセンターでの年間発電量と、その電力がどのように利用されているのか、お伺いしま  
す。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 現在稼働しているクリーンセンターの廃棄物発電量は年間約4,500万kWh前後で推移してい  
ます。廃棄物発電量のうち、約4割に相当する1,700万kWhは、施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設のクリ  
ーンスパ市川へ供給し、使用されています。残りの約6割に相当する2,800万kWhは余剰電力として、電力会社に  
毎年度入札を行い、売電しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 余剰電力は年幾らで売られているのでしょうか。また、エネルギーの地産地消のために売  
電した電気を市内に供給するといった契約内容になっているのでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 令和4年度は売電額約2億3,000万円となっています。また、余剰電力を入札にて売電す  
る際には、売電した電気の供給先を市内に限定するといった要件は付しておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 市内で発電した電気が市内で消費されていないというのは、やはりもったいないなと感  
じます。地産地消の体制づくりが急がれますが、その核となる地域新電力会社の設立に向けた状況については先順  
位者への答弁でおおむね理解いたしました。

具体的なお伺いしますが、昨年2月定例会では、設立に向けた共同事業者の募集要項を作成してき  
た。今後は共同事業者を選定していく際の重視すべき評価項目などについて検討を進めるといった旨の答弁が確  
認できますが、募集要項や評価項目の作成状況は現在どうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 地域新電力会社の設立に向けては、これまで共同事業者の選定に当たり、募集要項の案や  
評価すべき項目の案などを検討してきました。しかしながら、その後は卸電力市場の高騰など、地域新電力会社  
を取り巻く状況は大きな変化が生じております。このような状況変化を踏まえ、他の自治体で実施している地域  
新電力会社の民間企業との共同運営の手法や会社設立後に想定されるリスク発生の事象について、最新の情報取  
集をしつつ、共同事業者の選定に向けた準備を進めています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 伺いました。やっぱりなかなか難しい、前に進まないといった様子がうかがえます。近年  
ではクリーンセンターの発電機のタービンの不調があったり、先日は炉が停止するということがあったり、不安  
要素は拭えません。

そこで、地域新電力会社の設立以外のエネルギーの地産地消の策として伺います。市内で発電した電気を、電  
力会社の送配電網を使って市内の別の施設に供給をする自己託送制度という仕組みがありますが、この制度の利

用は考えていないのでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 エネルギーの地産地消を目的として本市で自己託送制度を実施する場合、クリーンセンターの余剰電力を、電力会社の送配電網を利用して公共施設に供給することが考えられます。しかし、電力会社の送配電網の利用に当たっては、余剰電力の供給量と供給先施設の電気の需要量を予測して託送計画を策定するといった専門的な技術が必要となります。一方、地域新電力会社は、エネルギーの地産地消を目的として、電力会社の送配電網を利用することは自己託送制度と同一ですが、地域新電力会社は電気事業に関する知識、技術を有する民間企業との共同運営が想定されることから専門的な技術への対応も可能となります。このため、自己託送制度と地域新電力会社の比較では、地域新電力会社のほうが本市が目的とする考えに合っていると考えています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 もう1点お伺いします。太陽光発電を導入している多くの家庭がFIT、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用しています。多くの家庭の場合、FITを利用してから10年間で本制度における買取期間が満了となります。これが卒FITと呼ばれていますが、東電によれば、2023年度まで全国で約165万件が卒FITを迎えるということです。この新たな行き場を探しているとも言える卒FITの再エネ電力を本市のエネルギーの地産地消の取組に活用するべきだと思いますが、御見解をお伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 他の自治体の地域新電力会社では、卒FIT電気の買取りは、会社を設立してから一定年数の経過後に取組の検討や開始をする事例が見られます。本市が設立する地域新電力会社においては、公共施設への電気の供給を進めながら、将来的には卒FIT電気の買取りによるエネルギーの地産地消の取組も検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 エネルギーの地産地消に関しては、今のところ地域新電力会社一本で考えているということのようです。私もそれが実現すれば理想的だと思いますが、さきに伺った自己託送制度については、横浜市やつくば市がこれを利用してエネルギーの地産地消に取り組んでいるという例があります。卒FITにしましても、間に既存の小売電気事業者を挟んで地産地消をするということもできるわけです。気候危機打開に向けたタイムリミットはもう迫っています。地域新電力会社の設立の見通しははっきりと立っているのならばともかく、もしそうでなければ、設立までの間という考え方も含め、後れを取ることのないように、エネルギーの地産地消を早期に実現していただきたいと思います。

次に、大項目の2番、ごみ集積所について伺います。

本市では一定の要件の下、金網式ごみ箱とカラスネットの貸出しを行っていますが、貸出推移及び散乱防止対策が全体のごみ集積所に対し何割に当たるのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 金網式ごみ箱及びカラスネットは、カラス対策として、市内のごみ集積所に貸出しをしています。金網式ごみ箱の貸出推移は、令和2年度44基、令和3年度39基、令和4年度66基の貸出しをしています。また、カラスネットの貸出推移は、令和2年度460枚、令和3年度629枚、令和4年度558枚の貸出しをしています。

ごみ集積所の散乱防止対策の割合ですが、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例において、ごみ箱の設置を求めている集合住宅を除くと、約6割が金網式ごみ箱またはカラスネットを利用し、カラスなどによるごみ散乱防止対策を講じています。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** とくたけ議員。

**〇とくたけ純平議員** 伺いました。この貸出要件ですが、戸建て5世帯以上で利用というふうになっています。戸建てに限定をしているのは、集合住宅には個別の集積所が設置されていることを前提にしているためと思われませんが、集合住宅に個別のごみ集積所の設置が求められるようになったのはいつからか。それ以前に建てられた集合住宅のごみ集積所はどのような状況か、お伺いします。

**〇つちや正順副議長** 二宮環境部長。

**〇二宮賢司環境部長** 集合住宅におけるごみ集積所の設置については、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例で、一定規模以上の開発行為や建築行為において、ごみ集積所の設置を平成14年度より求めており、環境整備に努めています。平成14年度以前の集合住宅においては、ごみ集積所の設置は求めていないものの、近隣住民からの要望や生活環境に支障が生じた場合は、管理している会社や所有者へごみ集積所の設置をお願いしています。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** とくたけ議員。

**〇とくたけ純平議員** ごみ集積所が設置されていない集合住宅も一定数あることがうかがえます。一方で、貸出要件は申し上げたとおり、戸建て5世帯以上で使用する事となっています。戸建て4世帯以下と集合住宅の世帯で合わせて5世帯以上が利用しているごみ集積所の場合、貸し出ししてもらえないのでしょうか、お伺いします。

**〇つちや正順副議長** 二宮環境部長。

**〇二宮賢司環境部長** 金網式ごみ箱及びカラスネットを貸し出す際は、電話や窓口でごみ集積所の利用状況を伺い、貸出条件を満たしているかなどを確認した上で申請書などを提出していただき、貸し出ししています。条例により設置を求める以前に建設された集合住宅と戸建てが共同でごみ集積所を利用している場合は、原則5世帯以上であればカラスネットなどの貸出しをしています。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** とくたけ議員。

**〇とくたけ純平議員** 本市の公式ウェブサイトには戸建て5世帯以上と明記されていますので、集合住宅との兼ね合いが分かりづらく、市民への説明が不十分ではないかと感じます。実際に戸建て4世帯と集合住宅と合わせて5世帯以上という条件で相談をしたものの、それを理由に断られてしまったという事例も聞いています。公式ウェブサイトでの記載を更新することと職員への共有を徹底することを要望いたします。

加えて伺います。カラスネットは市民が取りに行くことが原則となっていますが、高齢者をはじめ、取りに行くことが困難なケースが考えられます。相手の状況に応じて届けるということができないのかどうか、お伺いします。

**〇つちや正順副議長** 二宮環境部長。

**〇二宮賢司環境部長** カラスネットの貸出申請は、初めに清掃事業課に連絡をいただき、職員がごみ置場や周辺道路の状況を確認します。その後、クリーンセンター、第2庁舎及び行徳支所で申請書を提出していただいた上でカラスネットを貸し出ししています。カラスネットの貸出しについては、申請者の事情を伺い、柔軟に対応し



ているところです。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 柔軟に対応をするということですので、ぜひ市民一人一人の事情をよく聞いていただき、市民サービスの向上を第一に考えていただきたいと思います。

貸出場所についてですが、北部地域にも設けるべきだと思いますが、御見解を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 これまでカラスネットの貸出場所はクリーンセンターと行徳支所の2か所でしたが、11月末より第2庁舎でも貸出しを開始しました。今後は北部地域の需要を鑑み、貸出状況を把握した上で検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 カラスネットは平均で、近年では年550枚ほどが貸し出されていますので、北部地域でも相応の需要があると思います。本来であれば、第2庁舎と同じタイミングで検討をしてほしかったというふうに思います。早期の対応をお願いいたします。

続きまして、(2)不適正なごみ出しへの対応についてです。

本市は、維持管理が行われていないごみ集積所の調査を行っているのか。不適正排出が多い集積所は何か所ぐらいあるのか。また、不適正なごみ出しの対策をどのように考えているのかをお伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 不適正なごみの集積所については、近隣住民からの通報や収集業者からの情報を基に対応していますが、全体の把握には至っておりません。対策としては、指定ごみ袋を使用していないごみや分別がされていないごみが出されている場合は、ごみ袋に対し警告シールを貼るなど、市民に分かるよう啓発をしています。また、集合住宅に関しては、ごみ集積所を管理している会社や所有者を指導し、居住者に対し周知徹底をお願いしています。今後は不適正なごみ集積所の調査について、ごみ収集を委託している清掃業協同組合と定期的に実施し、実態を把握できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 このごみの問題においては、年々とトラブルが多様化しているというふうにも感じております。以前は不適正ごみの集積所のデータが集計されていたと聞いています。データを取るということは課題解決に向けて根本的なことですので、ぜひ行っていただきたいと思います。

また、トラブルの多いごみ集積所に関して、本市が作成した張り紙を貼っていただくことで効果が出たという事例を幾つか聞いています。ごみ出しのトラブルの相談があった際には、本市のほうからそういった対策を提案するなど、解決に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、大項目の3番、市立学校での動物飼育についての(1)飼育の現状、課題及び今後について伺います。

市立学校において飼育している動物の種類や頭数、飼育している学校の数、動物の世話はどのように行われているのか、考えられる課題についてお伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市立学校で飼育している動物のうち、哺乳類では、ウサギが6校で合わせて14羽飼育

しております。それ以外は亀やメダカなど水辺の生物ですが、飼育数が多いため、正確な数は把握しておりません。飼育小屋や校庭の池で動物や水辺の生物を飼育している学校は、小学校で14校、中学校及び義務教育学校は飼育しておりません。動物の世話は、校内で飼育動物の担当の教員や児童が委員会活動の一環として行っております。飼育上の課題といたしましては、鳴き声等による騒音、汚物による臭害等が挙げられます。また、動物アレルギーのある児童への配慮も必要であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 先日、動物飼育をしている14校全てを視察させていただきました。担当の職員、児童は、与えられた環境の中で一生懸命に動物のお世話をされているのだろうと感じました。その上で質問を続けます。

環境省による家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の「学校、福祉施設等における飼養及び保管」という項目において、「休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること」と記載があります。本市では、学校が休日の際、どのような対応が取られているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 土日につきましては、餌やりの状況や飼育小屋内の衛生状態を踏まえて、休前日に調整して餌やりや掃除を行っております。学校の閉庁期間におきましては、動物にとって劣悪な状況とならないよう、主に管理職が世話をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 土日の間は世話をしていないということで、これは一般家庭のペットであれば考えられないことだということ指摘いたしまして、続けて伺ってまいります。

文科省委嘱研究の「学校における望ましい動物飼育のあり方」には、当番制でお世話をする場合、動物の健康状態が把握しづらいため、前日の健康状態や留意点などを記入する飼育日誌が推奨されています。本市の飼育日誌の活用状況を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市内小学校では、ウサギを飼っている6校のうち3校が飼育日誌をつけております。魚などの水辺の生物を飼育している8校は、飼育日誌をつけておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 飼育日誌は動物の病気の予防にも役立ちますし、児童にとっても教育上いいものだと思いますので、水辺の生物も含めぜひ取り入れていただきたいと思っております。

続けて伺います。同じく「学校における望ましい動物飼育のあり方」には、動物を病院に連れて行く場合、その資金の出どころに苦労があり、少々のことでは病院に連れて行かない場合が多い。また、病気が発生してからの対応ではなく、予防を重視することが極めて重要だと指摘されています。本市の動物を病院に連れていくタイミングや頻度についての考え方や、現状、医療費をどう賄っているのかについて伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 動物の通院費、医療費等の予算確保は行っていないことから、病気予防等を目的として病院へ連れて行くことを市内市立学校には指導しておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 医療費を確保せずに動物を飼育するというのも、これも考えられないことでもあります。練馬区など、自治体によっては予算化している例もありますが、本市もそのようにすべきだと思います。御見解を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本市の動物飼育の現状を踏まえ、現在のところは医療費を予算化する予定はございません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 本市の公式ウェブサイトには、ペットの飼い主の責任というものが記されています。そこには、動物が高齢期を迎えたら、適切な治療や介護にかかる費用を前もって準備しておきましょうと書かれています。本市の学校でも高齢期とされるウサギがいます。医療費等を予算化しないという方針は市内でも矛盾が生じているのではないかと、甚だ疑問です。特にウサギは体調の悪化が顕著になってから死に至るまでのスピードが速いと言われており、2か月に一度の健康診断が推奨されているような動物です。学校での動物飼育を行うのであれば、医療費を予算化することは最低条件として要望をいたします。

続けますが、文科省委嘱研究の「学校における望ましい動物飼育のあり方」では、学校が動物飼育を始める際、何のためにどのような動物をどのくらいの数、どのように飼育するのかを明確にすること、また、災害時の対応を検討する旨が記載されています。こういったことを学校教育部に対して示すといった手続は取られているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、市内市立学校へ年に1回、飼育動物の有無と種類、飼育数の報告を依頼しております。学校にとっては、飼育動物を取り巻く状況や教育課程への位置づけを確認するきっかけとなっております。今後は地域ボランティアとの連携を図りながら、長期休業中や災害時に協力を求めるなどの対応について、文部科学省の「学校における動物飼育について」に基づき、各学校に周知してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 今回14校の視察をさせていただいて分かったことは、飼育動物に関する情報がほぼ引き継がれていないということです。そこにいる動物がいつ、どうして、どこから来たのか、誰も知らないというケースがほとんどでした。せめて目的や経緯などを確認する程度のことにはあって当然ではないかというふうに思います。災害時についても、本市ではペット同伴の避難所が開設をされますし、学校動物についても計画を立てて進めていただきたいと思います。

続いて、ウサギの飼育についての具体的な質問になります。飼育はどのような環境で行われているのか。去勢や避妊の手術は行われているのか。行っていない場合、雄、雌で分けるなど、むやみに数が増えないような対策が取られているのか。暑さ、寒さの対策をどのように行っているのか。以上、4点をお伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 ウサギは6校とも屋外で飼育されております。去勢手術を行ったという報告は学校に求めていることから、把握しておりません。動物を複数飼育している学校におきましては、雄と雌で分けている学校と分けしていない学校がございます。暑さ寒さ対策につきましては、飼育小屋に日よけをつける、わらを敷き詰めるなど、各学校で工夫を凝らして飼育しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 去勢の手術については、視察の際には行われていないということを私は聞いています。その上で、雄、雌と一緒に飼育しているケースもあるということでした。対策を講じなければ、ウサギはねずみ算式にすぐに増えてしまいます。命をむやみに増やすということにならないように対策をお願いしたいと思いません。

また、ウサギにとっての適温は18℃から23℃くらいと言われています。10℃以下になる冬や35℃が当たり前になった夏、屋外での飼育は不適正飼育と取られても仕方がないと思います。複数の獣医さんからも意見を伺いましたが、夏や冬はケージに入れて、屋内のなるべく過ごしやすい場所に移動させたほうがよいという御意見でした。せめてそのようにすべきだと思いますが、御見解を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 近年の猛暑が続く夏の状況を鑑み、児童の夏季休業中に屋内で飼育している学校もございませぬ。この事例について、ウサギを飼育している学校へ共有していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 私も視察でお話を伺ってまいりましたが、1羽具合が悪いということで、屋内でケージ飼いをしたという例を聞きました。しかし、夏季休業中に限った話では、到底十分とは思えませぬ。魚類についても、夏の暑さで複数死んでしまったという話を聞きました。亀の飼育については、甲羅干しができて、自身の体長の3倍から4倍以上の水槽が標準とされていますが、中には、それにならぬ水槽も目にしました。教職員にとっては、動物飼育に詳しくない場合も当然あるわけですから、有識者からの意見を取り入れて、学校教育部で責任を持ってマニュアルを作って配布するなどをお願いできればと思います。私は、少なくともこの飼育状況では、新たに飼育を行うということはやめるべきだと考えますが、まず、せめて2023年、この時代に合った動物愛護、動物福祉の考えの下、飼育環境の改善をしていただきたいと思いません。

続いて、(2)動物を飼うことによる教育効果と影響について伺います。

そもそも学校で動物を飼育することの教育的な効果をどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 児童生徒が実際に動物を飼育することは、動物の命を預かることの難しさや自他の命の大切さを感じ取り、学ぶ貴重な体験であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 実際に動物の飼育に携わる児童は各学級で何人ぐらいいるのでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 小学校におきましては、主に飼育委員会に割り当てられた児童が動物の世話をしますので、1名から3名程度でございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 実際に動物の飼育に携わる児童がかなり限定されているということです。そもそも動物を飼育していない学校自体が今では過半数になっています。こうした状況の中でも動物を飼うことは教育上必要だという考えなのではないでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 動物を飼育する上で得られる教育的効果は直接関わる児童だけで限定されません。また、学習指導要領の生活科、理科、特別活動、総合的な学習の時間において、動物の飼育について触れられている記述があることから、学校として動物を飼育することに適した環境を整えば教育効果は得られると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 御答弁ありがとうございます。飼育するのに適した環境を整えよという条件を付していただいたというふうに思います。参考までにウサギに関して言えば、毎日のお世話としては、食事2回、水の交換、ブラッシング、一、二か月ごとのお世話として、爪切り、耳のお手入れ、病院での健康診断というのが一般的に推奨をされている環境であるということをお伝えさせていただきます。

動物がいることの意味を私も否定するわけではありませんが、現在の飼育環境では、児童は命の大切さよりも命の軽さを感じ取ってしまうのではないかと危惧をいたします。日本学術会議による「学校における動物飼育に関する提言」という文書には、動物愛護の精神になじまない状況が見られる場合には、子どもたちが動物の死に鈍感になるという記載があります。視察の際には、動物がいなくても命の大切さを学ぶことはできるとおっしゃる先生もいらっしゃいました。

そこでお伺いしますが、動物を飼育していない学校では、動物の命に関してどのような教育が行われているのでしょうか。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校では、飼育小屋での飼育に代わるものとして、各教室で飼育可能な昆虫などの生物を飼育するなどの工夫をし、理科や生活科の授業を通して動物を大切にすることを育てております。道徳におきましても、自然愛護や生命尊重の観点から、各学年で動物が題材として扱われております。また、学校飼育動物管理指導事業においては、獣医師が学校へ訪問し、動物の命についての授業を展開する活動があり、希望する学校を募り選定しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 飼育小屋での飼育がなくても動物を大切にすることを育てているということです。一方で動物がいる学校の場合、医療費もつけてもらえず、土日にお世話してもらえない動物の傍らで獣医さんが動物の命についての授業を行うという、とても皮肉な状況になっていると思います。不適切だと言われるような環境でこのまま無理をして動物の飼育を続けるよりも、様々な動物の命の重さを学ぶ、そういった教育について新しく考えていくこともいいのではないかなというふうに思います。例えば獣医さんによる授業ですが、幾らの予算がつけられているのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 今年度の予算は、授業8回分の24万円で市川浦安地域獣医師会に委託しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 この獣医さんによる授業も大事だと思いますが、聞くところによれば、ウェブ中継を用いて、1回で複数校同時で行っていただくこともできるということです。そうした工夫をすれば、例えばこの回数を半分に減らして、残りの額を医療費に回すということもできるのではないかと思います。ぜひ御検討いただ

きたいと思います。

動物愛護、動物福祉の考え方は刻々とアップデートされています。最新の知見を集めて、学校での動物飼育の在り方を抜本的に見直していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

**〇つちや正順副議長** 中町けい議員。

**〇中町けい議員** 会派市民クラブの中町けいでございます。これより一問一答にて一般質問を行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは大項目、不登校児童生徒への支援についてです。

全国的に不登校の児童生徒が過去最多に増加し、相談指導を受けていない小中学生のいずれも過去最多となっています。安心して学ぶことができる、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組の強化が必要だと思い、さきに行われました9月定例会の会派公明党の中村議員による代表質問の中でも取り上げておりましたが、私自身も大変重要なテーマだと判断し、今回取り上げさせていただきます。

1番、文部科学省からの不登校児童生徒への支援等に係る通知に対する市の認識についてです。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、全国の小中学校の不登校児童生徒数が約29万9,000人、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4,000人となったそうです。

そこで、このような状況を踏まえ、令和5年10月17日に文部科学省から不登校いじめ緊急対策パッケージが通知されました。不登校の緊急対策として、国は不登校の児童生徒全ての学びの確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくりのために、文部科学省において3月に策定したCOCOLOプランの対策を前倒しし、これまで届いていなかった児童生徒や保護者に届くよう情報発信の強化を提言しております。

そこで、国が通知する不登校児童生徒への市の認識及び支援について伺います。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** 本市では、国が示した緊急パッケージに基づき、不登校の児童生徒全てが安心して学ぶことができ、誰一人取り残されない学びの保障を確保すべく、現行の取組を踏まえながら、さらなる環境整備や制度の見直しを図っているところです。市川市における不登校の現状についてですが、令和3年度から令和5年度までの3年間の不登校出現率の推移を9月現在のデータと比較しますと、小学校では0.57%、0.69%、0.85%、中学校は2.93%、3.15%、4.08%と、いずれも増加傾向にあります。特に中学校は、令和4年度と令和5年度で約1%と急激な増加が見られます。これらの状況から、市川市におきましても、不登校児童生徒への支援は喫緊の課題として捉えております。現在、教育委員会内で不登校対策検討会を立ち上げ、具体的な手だてについて協議しております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 中町議員。

**〇中町けい議員** 市内でも増加傾向ということ、また、対策検討会の立ち上げを協議されているということを確認しました。先ほどの国からの通知の中で学びの確保として、1つ目に校内教育支援センター未設置校への設置の促進、2つ目に教育センターのICT環境整備、3つ目に教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的な拠点機能の強化、いわゆるどこにもつながっていない児童生徒への支援を届けるために自治体体制の強化を挙げています。

そこで再質問ですが、市はこれを受けて具体的にどのような取組を行っていくのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 自治体としての総合的な拠点機能の強化ということにつきまして、市川市におきましても、これまで行ってきた対策を見直したり、より効果的な対策を行ったりしていく必要があると捉えております。校内教育支援センターにつきましては、既に市内の中学校全てに不登校生徒支援教室を設置し、生徒の学びを支えるための取組を行っております。今後、小学校におきましても同様の場を設置すべきと考え、検討しております。不登校児童生徒へのICTを利用した授業支援につきましては、現在、タブレットを活用したオンライン学習を行っておりますが、今後、さらに指導の充実を図っていく必要性があります。教育支援センターのアウトリーチ機能につきましては、現在、ほっとホッと訪問相談員が電話相談や来所相談、また必要に応じて家庭への訪問相談を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 文科省の不登校いじめ緊急対策パッケージについてのそれぞれの取組内容や方向性について、御答弁ありがとうございました。さらに、現状と課題解決に向けて引き続き取組の強化をお願いしまして次に進みます。

次に、2つ目の中項目です。不登校児童生徒への支援の現状について。

令和4年度の千葉県の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、公立学校における小中学校の不登校数は1万2,082名となっているそうです。つまり千葉県の小中学校の児童生徒は46万人ですので、全体の約3%、各クラス1名はいると推測されます。市川市において、不登校支援として、主に教育相談、訪問相談、適応指導教室を行っておりますが、支援の現状とその児童数、また相談指導が受けられていない児童の現状について、それぞれお伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 不登校児童生徒の相談の場として、ほっとホッと訪問相談があります。ほっとホッと訪問相談の対象者は、保護者だけではなく、親子一緒での相談、子どもだけでの相談も受け入れております。全体の件数の中で、不登校の相談について令和3年度と令和4年度を比較しますと、相談件数は43%増加しております。また、広く子育ての悩みに対応する教育相談におきましても、不登校に関するものは4%増加しており、不登校で悩む御家庭が増えていることが分かります。不登校児童生徒の支援の場として、市川市の公的機関では適応指導教室ふれんどルーム市川があります。通級者は例年70名程度ですが、11月末現在で既に67名が申し込んでおり、今後も増加が見込まれます。相談指導が受けられていない児童生徒につきましては、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等児童生徒指導上の諸課題に関する調査の結果から、市川市において、担任とは連絡が取れているものの、外部機関とつながっていない児童生徒は小学校で28%、中学校は24%となっております。積極的な支援に結びついていないケースも多く、個々の状況に合わせた支援の充実は大きな課題となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 相談指導が受けられていない児童生徒の割合は小学校で28%、中学校は24%という実態ですが、現在、学校に行けない場合はオンライン授業を行われているのか。また、出席の扱いについてはどのように定めているのかについてお尋ねします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 オンライン授業を受ける環境が整っており、児童生徒保護者からの申出や学校からの提案でオンラインで授業を受けたり、課題を提出したりすることを行っております。オンラインの活用につま

しては、今後も継続するとともに、研修の実施により教職員のスキルの向上を図り、積極的な活用によって、不登校児童生徒の学びが保障されるよう努めてまいります。オンライン授業はICT等活用の学習活動に含まれており、自宅、学校、学校以外のほかの公的機関やフリースクール等の民間施設において行った場合、要件を満たせば校長の判断で指導要録上出席扱いとしております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 中町議員。

**〇中町けい議員** 要件を満たせば指導要録上出席扱いとしているということで理解しました。オンライン授業は体調不良などでも利用するケースもあり、一概に全てが不登校児ではないと思いますが、今後もオンライン授業を有効的に活用していただくようお願いをしまして、次の項目に進みます。

次に、中項目3番目になります。不登校児童生徒への支援における課題及び今後の取組についてです。

現状の主な支援では教育相談と適応指導にとどまっているために、自宅でとどまっている児童生徒への支援が十分ではないと考えられます。また、何らかの理由で学校に行かない、行けない判断をした児童生徒を対象とした、それぞれの学習ペースに応じた学習指導、生徒指導を実施する環境がありません。加えて受け身型としての予約制の相談形式を取っているため、未然防止や早期発見につながるような対応がまだ不十分ではないかと思われれます。例えば不登校児童生徒への早期発見に向けて、子どもたちの心の小さなSOSを早い段階でキャッチするための方策として、アプリ等による心の健康観察の推進、その相談を集約して現場に周知する体制、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実なども考えられます。

そこで、今後の取組について一括してお尋ねをします。

ア、心の小さなSOS早期発見の取組について。

イ、何らかの理由で学校に行かない、行けない判断をした児童生徒を対象とした、それぞれの学習ペースに応じた学習指導、生徒指導をさらに充実していく必要があると考え、学びの場のさらなる確保についてどのようなお考えなのか。

ウ、相談体制の現状と今後の取組についてお尋ねをします。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** 初めに、児童生徒のSOSの早期発見についてです。文部科学省より、1人1台端末を活用した健康観察、教育相談システムについて通知が出され、学校への周知及び活用の呼びかけを行っております。これは、児童生徒に配当しているタブレット端末を活用し、児童生徒自らが心の状態を発信できるアプリケーションとなっており、使用に向けて準備を進めている学校もあります。

次に、学びの場の確保についてです。中学校には全ての学校に不登校生徒支援教室がありますが、小学校でも不登校や不登校傾向のある児童に対応する同様の場所は必要と考え、設置に向け不登校対策検討会で協議を進めております。また、家庭における学習支援といたしましては、先ほどお答えいたしましたオンライン授業を受けられる環境整備とともに、児童生徒はタブレットからデジタルドリルを活用した学習を行うことが可能となっております。自分の習熟度に合わせて繰り返し問題を解いたり、画面上で答えを確認したりすることができます。

不登校児童生徒の学校における相談体制についてですが、未然防止として、各学校では定期的に子どもたちの教育相談や生活アンケートを行うことで児童生徒の細かな心の変化を見取っております。その後、面談などを行うことで個別の悩みや不安への解消に努めております。また、担任や教職員だけでなく、専門の相談員として、市教育委員会配置のライフカウンセラーや県教育委員会配置のスクールカウンセラーも相談を行います。必要に応じて関係諸機関との連携、調整を行えるスクールソーシャルワーカーについても相談支援ができるようになっております。今後も支援を必要としている児童生徒に適切に支援が行き届くよう努めてまいります。



以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 不登校児への早期の発見に向けて、タブレットのアプリを活用したシステムの取組を検討されているということで、これは有効であると思いますので、ぜひ前に進めていただけたらと思います。

次に、相談体制の視点から教育相談やほっとホッと訪問相談の状況について伺いますが、相談件数と人員配置の現状について御質問します。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 まず、教育センターでの教育相談延べ件数についてです。令和4年度は6,151件で、所属する19名の相談員の1人当たりの相談件数は年間で322件となっております。

次に、ほっとホッと訪問相談についてです。相談延べ件数は、電話、来所、訪問相談を合わせて636件で、4名の相談員1人当たり年間で159件となっております。そのうち、実際に家庭や近くの行政機関等に訪問している件数は85件となっております。相談内容によっては、ほかの関係機関との連携が必要なケースもあり、対応につきましては慎重に取り扱わなければならない場合もあります。教育センターに寄せられる相談は年々件数が増加しておりますので、相談員の配置や、より効果的な相談の進め方についても検討事項としております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございます。特にほっとホッと訪問相談では大変重要な役割を担われており、現状では4名の相談員さんが対応されているということで、相談件数が増加傾向の中では人員の増員が必要だと感じます。しかし、資格保有者の人材確保の課題もあると思いますので、経験豊かな教員のOBの方などにも御協力をいただきながら連携を図っていただけたらと思います。

先日、私もこのふれんどルーム市川を拝見させていただきました。相談員さんの御尽力で、訪問によって児童生徒と信頼関係を構築し、不登校からふれんどルーム市川へ行くことができるようになるケースもあると思いますので、児童生徒の状況は一人一人異なり、対応も複雑で相談員さんの負担も大きいと思いますが、さらなる相談体制を築いていただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に、4番目になります。フリースクールの活用を含む今後の不登校児童生徒への支援についてでございます。

オンライン授業にも参加できない、支援が届きにくい不登校の児童生徒全ての学びの場の確保の視点で考えますと、民間の不登校支援、フリースクールを活用し、オンラインから自宅等で学べるようなICTサービスを積極的に活用することも選択肢だと思います。

そこで学びの多様化として、ICTを活用したフリースクールを含む支援について、本市の考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 フリースクールへは視察を行い、ICTの活用など、様々な支援の方法を参考にさせていただいております。本市では、家庭でのICT利用に関しまして、既に児童生徒が自分のペースに合わせて学べるデジタルドリルを導入しており、この分野でのフリースクールとの連携等は考えてはおりません。今後、システムの入替えに伴い、さらに不登校児童生徒が活用できるアプリケーションの導入に関しても検討事項としてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 民間のフリースクールとの連携のメリットとして、民間の運営ノウハウ等を活用して教育支援センターの総合的拠点機能の強化や支援が行き届いていない家庭への対応を迅速に進められる可能性を秘めていると考えます。実際に文科省でも先ほど述べたように、具体的な取組として、オンラインで自宅等から学べるように、教育支援センターのICT環境整備や教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化を提言しております。

そこで最後の再質問になりますけれども、今後、学びの多様化への対応として、民間のフリースクールと連携し、市川市における連絡会議体制、例えば市川フリースクール等連絡協議会の設置などを検討する必要があると思いますが、市の御見解をお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 フリースクールとの連携につきましては、不登校児童生徒への支援の充実のために必要と考えております。効果的な連携の方法等について、不登校対策検討会で協議を進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 相談指導が適切に受けられていない、支援の手が届いていない不登校の児童生徒にいかにか学べる機会を提供できるかの選択肢であったり、プロセスを様々な視点で検証して議論していくことが大切だと考えます。そのために、ICTを活用したフリースクールの在り方や民間フリースクールとの協力体制については要望とさせていただきます。安心して学ぶことができる誰一人取り残されない学びの保障をぜひ具体化していくことを期待しまして、この項目の質問を終了いたします。

次に、大項目、保育行政についてになります。

大きく分けて、生まれつき難病や既に障害者手帳を持っているケースと、次に発達が気になる児童、いわゆるグレーゾーンと言われる児童、ほかにも入園後に成長の中でその姿が見えてくる児童など、複数のパターンが保育園にありますが、その中では、今回、主に発達が気になる児童について中心に質問させていただきます。

そこで1番、インクルーシブ保育の現状及び今後の取組についてです。

保育現場の現状として、発達の気になる児童に対しては、保護者と相談をして専門機関で客観的な判断をしていただき、特別な支援を要する児童としての要件を満たすことによって加配の対象となり、国基準では保育者1名、園児2名ですが、主に現場では1対1でその子の特性に合った保育が実践でき、同時に、ほかの子どもたちと同じ環境でインクルーシブ保育が成り立つそうです。安心で安全な生活を送る上で、発達に課題を抱える児童とそうではない児童の保育の質が同時に保障されることと併せて、その子の個性や状況に適した保育が大切であり、保育の質の保障についていま一度見直していく必要があると、現場の声として伺っております。

そこで最初の課題ですが、入園の際に保護者の希望として、自宅や駅から近い保育園などに希望が集中すると思われませんが、結果として、発達に課題を抱える児童が1か所の園に偏り過ぎたり、程度にもよりますが、受け入れできる園と受け入れできない園があまりにも混在してしまうと、対応できる園にも限界があると思います。現状だと、保育園側は利用調整された入園希望は事実上全て受け入れなければならないようになっていて、そのことがより保育現場の人材が疲弊し、離職の動機や人材確保の困難さにもつながっているとも伺っております。

そこで発達に課題を抱える児童に対する調整の仕方について、どのように取り組んでいるのか。また、各園でどのように受入れ枠を設定しているのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 鷲沼こども部長。

○鷲沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育施設の利用調整では、保護者からの入園申請を受けて児童が入園する保育施設を選考しており、市川市保

育の利用等に関する規則に従って実施しております。現行の規則では保護者の就労や疾病など、家庭の状況について点数化し、保育の必要性の高い児童から順に入園が内定することとなっており、発達に課題のある児童を対象として特別な利用調整を行っているものではありません。そのため、各施設の受入れ人数枠も設定はしていません。しかしながら、そうした児童への支援が施設の保育全体に及ぼす影響、また保育士の職場環境への影響を考慮すると、発達に課題のある児童が1つの施設に集中することは望ましいとは言えず、市内の施設全体で受入れが可能となるよう制度を整えることは重要であると考えております。今後も保育現場の意見を伺いながら、よりよい保育の実現に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 第2子以降の保育料無償化や国が推進することも誰でも通園制度など、今後さらに保育需要が高まる中で、インクルーシブ保育の充実を踏まえると、全ての園での受入れ体制を構築するために、通園前から発達に課題があると分かっている児童専用の枠として、公立、認可私立保育園全てに新しい制度の枠を全体で検討する必要があると考えます。また、枠が埋まっている場合は小規模保育園や、状況によって、幼稚園とも相互連携をして保育を保障することが大切ではないかと思えます。

続けて再質問になりますが、入園前の課題として、各園が特別な支援が必要な児童及び発達が気になる児童に既に何名受け入れていて、どのような状況にあるのか。入園課の担当が園の状況を加味しておらず、入園判断において、施設側と意見の相違が発生する可能性があるそうです。

そこで、情報共有を含めた連携や協働体制は具体的にどのように行っているのかお尋ねします。

○つちや正順副議長 鷲沼こども部長。

○鷲沼 隆こども部長 お答えいたします。

障害者手帳を所持している児童や児童発達支援事業所などに通所している児童とは違い、発達に課題のある児童には明確な定義がないため、各保育施設に入園している人数を把握することはできておりません。施設によっても考え方は異なり、同じような特徴のある児童について、ある施設では一般の児童として受け止められ、別の施設では発達に課題がある児童と受け止められるということもございます。

なお、よりよい保育の提供を目指す上では、発達に課題があるかという視点ではなく、支援が必要かどうかという視点で捉えることが大切であると考えており、そうした判断基準を設けることによって、市と保育施設との情報共有と連携がさらに円滑になると考えられることから、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 全ての子どもたちに保護者の希望に沿った園に入園してもらうことが市の役割であるということや、点数制の入園調整のシステムを実施している手前、対応しづらい点もあるかと思えますが、園の状況を加味して調整をしないと、国基準の配置基準を満たしていても、その状況が支援が必要な子どもたちにとって適切な保育を実施する環境が整っているとは別の問題であると考えます。そのような意味合いからも、入園調整において現場の状況や対応キャパシティの共有など、連携をお願いいたします。

続けて、再質問させていただきます。次に、入園後に現場の判断で支援が必要となるケースも考えられます。そもそも国の配置基準として、ゼロ歳児は保育士1人に対し子ども3人まで、1、2歳児は保育士1人に対し子ども6人まで、3歳児は保育士1人に対し子ども20人まで、4歳児は保育士1人に対し子ども30人までとの基準がありますが、それではカバーできないために市川市独自の配置加算手当やその他の加配制度もあると思いま

す。しかし、それらはあくまで全体をカバーするための加配であり、インクルーシブ保育を見据えた事前の加配を設けることによって、今以上に平等に園児に対する質を担保できると思いますが、その点について伺います。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育士等を国の配置基準を超えて配置するための市独自の制度として職員配置基準向上加算を設けており、まずはこちらを活用していただくことを想定しております。増員できる保育士の人数は利用定員により異なりますが、例えば121人以上の保育所では最大5人まで保育士を増やし、常勤として雇用することができます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 入園後に支援が必要ではないかと現場が判断した場合に、保護者と相談の上にもう少し時間をかけて様子を見るケースなども出てくると思いますし、まだ言葉での意思疎通が十分にできない保育の現場では、ゆとりを持った人員配置が必要で、それを実現できる体制をサポートしなければなりません。これは幼保同じで、入園後、特別な支援が必要と判明した児童及び発達の気になる児童がどのくらいの割合でいるのか、実態調査をした上で柔軟な加配制度も検討していただけたらと思います。

この項目最後の再質問になります。インクルーシブ保育を保育現場で今後円滑に取り組む上で、現状の制度では、大きな混乱と摩擦を保育現場に生じさせる可能性があるかと伺っています。発達に課題があるかどうかではなく、子ども一人一人が今以上に保育の質を保障されるよう、保育現場と専門機関が連携し、情報の共有や人材育成のためのスキルアップなど、課題解決に向けて新たな市川独自のインクルーシブ保育モデルや制度が必要ではないでしょうか。その点についてお尋ねします。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

全ての児童が安全で安心な保育を受けられるには保育環境が整っていることが大変重要だと考えております。市内の保育施設全体で児童を分け隔てなく受け入れられる体制を整えるとともに、各施設が知識や経験を共有することにより、市内保育施設全体でスキルアップが図れるよう考えてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 市内の公立及び認可保育園や小規模保育園を含めると約20園以上ある中で新しい制度を考えていくとなると時間も要し、予算も必要になることでしょう。子ども一人一人が保育の質を保障されることと並行して、インクルーシブ保育をどう実現していくのが保育行政の課題となってきますので、保育園などの各関係施設と情報共有や意見交換の場を定期的に設け、現場と行政の認識等の違いを減らしていくことにさらなる関係構築をお願いいたしまして、次の項目に移ります。

次に2つ目、特別支援保育推進事業費補助金の支給状況及び要件についてです。

この制度は、インクルーシブ保育が各園に円滑に行われるよう、令和5年度より補助金制度として設立され、発達支援センターの在籍証明書、通所受給証など、療育手帳の取得だけではなく、専門機関や専門の療育に通う子どもに対し職員配置を行い、加配して保育を行う制度であると伺っています。加配する職員の資格は保育士をはじめとし、理学療法士や作業療法士など専門的な職員であります。また、資格を有しない無資格の保育補助者でも、特定の分野における実務経験と年数があることが要件であります。

そこで、まず今年度から創設された補助金制度ですが、現在の支給状況及び活用状況について伺います。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本制度は、障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童など、特別な支援が必要な児童を受け入れている施設に対し、児童1人当たり月額16万7,500円を上限とし、支援のためのスタッフを雇用する費用を補助するものであり、令和5年度当初予算として1億4,070万円を計上しております。支援のためのスタッフは保育士だけでなく、看護師、臨床心理士、作業療法士や言語聴覚士などの資格職に加え、より広く人材が活用できるよう、児童指導員の任用資格所持者の一部も対象としております。この児童指導員の任用資格につきましては、例えば特定の要件を満たす大学や専門学校などを卒業した者や高校卒業相当で児童福祉事業に2年以上の期間、実日数で360日以上、支援業務や相談支援業務に従事した者などが該当いたします。対象となる施設は保育所、保育所型及び幼保連携型の認定こども園で、令和5年度は全体で134施設となっております。補助金の申請締切りは12月7日で、現在、申請内容の確認集計中ですが、現時点で30施設から申請がありました。割合としては対象施設の約2割となっておりますが、本制度は、本市独自に設定している既存の職員加配の制度を活用した上で、さらに保育士等の支援スタッフを雇用した場合に活用していただくことを想定しており、利用状況としては、おおむね想定どおりと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 申請状況について確認をしました。本制度に関しましては大変ありがたい制度であると伺っております。しかしながら、様々な専門資格による人員配置を可能とし、制度運用が柔軟に運用できるように、特定の分野における実務経験と年数があることが条件に、無資格で保育を補助する職員でも対象にしていると思えますが、この要件の捉え方が現場の各施設と乖離し、人材活用や確保が難しいと伺っております。その結果、本制度の積極活用がしづらいついた側面もあるのではないかと推測します。現在の主な課題は人材確保であります。現実的には専門資格保有者からの応募が少なく、無資格でも保育を補助できる人員の採用が望ましい状況だそうです。

そこで再質問になりますが、無資格で保育を補助する職員をより活用しやすいように、市川独自の研修制度等を導入して、その活用が行いやすいようにできないか、方策をお伺いします。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

特別支援保育推進事業を創設した趣旨は、有資格者の配置による児童の特性に配慮した手厚い保育体制の整備であることから、様々な国家資格などと同等の資格を与えるような本市独自の研修制度の設置については難しいものと考えております。

なお、本事業は児童指導員という任用資格の所持者も活用できるよう設計しており、一定期間以上保育現場を経験した者も資格者として扱うことができる制度となっております。特別支援保育推進事業は今年度スタートした事業でありますことから、制度の活用に向けて適時見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 市としても、本事業における加配の人材に適した資格者でないと事業内容の担保ができないという考え方も私も理解しますが、結果的に要件が厳し過ぎて人材がなかなか確保できないために制度が活用されなければ意味がなくなってしまうと思います。そのためには、無資格で保育を補助する職員さんでも市川独自の研修制度等を導入して、その活用が行いやすいようにぜひ御検討していただけたらと思ひまして、この項目は終了いたします。

次に3番目に、発達状況を確認するためのチェックシートを活用した入園前後の支援についてになります。

新規入園園児は月齢も低く、保護者も発達に課題を抱えている可能性に気づいておらず、入園後に表面化するケースもあると伺っております。入園後に現場が支援が必要と判断した際の流れとして、園が保護者と相談の上、御理解と御協力をいただいた後に、保護者が特別児童扶養手当の認定、障害者手帳の取得、障がい通所支援に係る通所受給者証の交付、市川市こども発達相談室の在籍証明書などを取得することが必要となり、園からは各関係機関へ直接連絡し、証明書等の発行依頼を行うことは個人情報関係からできないと聞いております。園としては、極力1対1で対応できるように加配人員を確保し、その旨を保護者に理解いただき、保護者からの証明書をいただいた後に先ほどの特別支援保育促進事業に申請し、児童1人当たり16万7,500円までの制度が利用できるそうです。しかし、保護者が支援が必要と指摘されたときにショックや考え方の相違などから協力を得るのに時間がかかるケースもあるそうで、また、説明に対する保育者の精神的負担が大きいと聞きます。子どもの発達に関して指摘を受けて、保護者がすぐに受け入れ難いのは当たり前のことです。

そこで、市が全ての園で利用できるように、保護者側に説明する際に統一した支援の案内を作成してみたいかがでしょうか。また、専門機関と連携して、年齢に配慮した段階ごとのチェックシートやアプリを作成して、入園前や入園後も保護者側と園の相互でチェックシートを活用してもらうことによって、より保育園と保護者双方の理解が進み、結果的に園児の早期対応や早期支援につながりやすいのではないかと考えます。保護者のメリットとして、もし自分の子どもが発達に課題があり、支援が必要となった場合に、どのような流れでどのような支援につながって、園の中ではどのような対応が必要となるのかを理解しやすいよう見える化することによって、保護者側の不安を取り除くことにもつながり、なぜチェックシートを活用するのかといった理解や協力も得やすいと考えます。また、全ての園でオペレーションや基準を統一することによって、保育者の負担も軽減できる要因につながると思います。

そこで、チェックシートの活用について、本市の見解をお聞かせください。

**〇つちや正順副議長** 鷺沼こども部長。

**〇鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

入園前に市や保育園が児童の発達課題を知る手段としては、入園申請の際に保護者が作成する児童の健康調査がございます。入園後の児童について、発達の状況を保護者と保育者が共有するためにチェックシートを活用することは、早期に課題に気づき、支援につなげるための方策の一つと考えられますことから、内容や活用方法など、先行事例について調査研究してまいります。

なお、在園している障がいのある児童や発達に課題がある児童への支援としては、児童が保育園で安心して生活することができるよう、発達支援課の臨床心理士が保育園を訪問して、保育士への対応のアドバイスを行う保育園巡回相談事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 中町議員。

**〇中町けい議員** 全ては子どもたちの早期発見、早期対応のためですが、保護者側も様々な考え方があると思いますし、月齢が低過ぎて、もっと時間をかけて様子を見ていくことも必要なケースもあります。

参考までに、滋賀県の幼保共通で導入されております幼児理解のためのチェックシートについて、先日、滋賀県総合教育センターに電話でお話を伺いましたので、御紹介させていただきます。幼稚園、保育園に在籍する園児に対してスクリーニングとして実施し、早期支援を実現するために利用されているそうです。具体的にはⅠ、Ⅱ、Ⅲの3段階のチェックシートになっており、記入に当たっては複数の保護者、保育者の目でチェックします。チェックシートⅠ、Ⅱは一度に教室全員のチェックを行う一覧表タイプで、チェックシートⅢについては個

人票となり、支援の領域を数値化しているそうです。それを基に、園内委員会で幼児の状況に応じた適切な支援の方策や個別計画について検討し、年長の場合は特別支援学校の担当者と連携を取るなどもしているそうです。また、その他の幼児についても、園内委員会で保育カンファレンスなどを実施し、教職員の共通理解の下、個別の指導計画を立てて支援を進めているそうです。園児に対して、早期の支援に結びつき、課題と目標が明確になるメリットが考えられます。つまり田中市長が掲げる幼保、小中をクロスフェード化する取組にも寄与するのではないかと考えます。他市の事例もぜひ参考に検討していただきたいと思います。

1点再質問させていただきます。保護者の理解と協力が得られないと、園が保育の質を維持ができなくなり、場合によっては重大な保育の事故やけが、また、他の園に転園になる可能性もあるそうです。このような場合には子どもが一番不利益を被りかねない状況となります。そうならないためにも、園児の発達に関する問題では、市が第三者として、状況によって保護者との間に入る支援の在り方や、現場でも発達に課題があると判断する場合の線引きが大変難しいと思いますので、客観的な判断を要するための専門家との連携が欠かせないと思います。このような支援体制を構築できないのか、お尋ねします。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子どもの健やかな成長は保護者の最大の願いであり、発達の課題については慎重に保護者と共有することが大切でございます。このようなことから、第三者が関わるのではなく、保育者と保護者の信頼関係の下、保育園が丁寧に対応することが重要と考えております。

なお、保育園と保護者の協力関係の構築が非常に難しく、児童の健やかな成長が危惧される場合などは保育園と市が協力して個別に対応してまいります。また、保育園が児童の発達の課題に関することを保護者へ伝える際などに活用しやすいように、市内の相談窓口や児童発達支援事業所などを案内する既存の周知パンフレットの改善などを検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 状況によって、行政が保護者との間に入り保護者の理解が進むよう、また、線引きについては各施設と行政や専門家との協力体制をぜひ構築していただきますようお願いをしまして、次の項目に進みます。

4番目、保育施設に対する委託料、補助金の制度の変更や新制度の創設に伴う関係者へのヒアリング、意見交換についてになります。

市川市独自の委託料制度において、毎年見直し、改善などを行いながら、子どもの政策や保育ニーズに合わせ、新制度の創設等に取り組んでいるかと思いますが、現場である各施設関係者や関係団体へのヒアリングや意見交換を行わず、昨年度まで市川市の判断等で決定されることが続いていたと伺っております。

そこで、関係団体等に対するヒアリングや意見交換を行い、現場の状況に合った市川市独自の委託料制度等の設計を行うことができているのか。また、制度等の変更を行う場合には、どのような時期及び方法で各施設に周知しているのかについてお尋ねをします。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育所などの運営費や補助金の制度変更や新設に当たっては、保育事業者に対し、できる限り情報を丁寧に発信し、それに対する意見を伺うようにしております。また、保育事業者からの質問に回答するために意見交換の場を設けるなど、日頃から現場の状況に即した制度となるよう努めております。また、制度変更に当たっては、保育事業者にその内容を提示し、意見などを考慮しながら実施していくという手順を取っております。制度変更

の内容が職員の雇用や給与に大きく影響してしまうのであれば、できる限り早期に情報を開示することが望ましいことから、年度の後半となる11月頃から逐次提供可能な情報を示していけるよう努めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中町議員。

○中町けい議員 例えば加算や補助金が減額される場合は、現場では職員の処遇が変わり、それに伴って職員の退職につながる可能性もあるそうです。保育に従事される方々は責任感が強く、一般的には園児に最大限影響が及ばないように、退職する場合は年度末が多いそうで、園も前もって退職希望を把握することによって、配置基準も考慮した体制を整えるそうです。したがって、直前での変更の通知は現場を混乱させる要因につながるために、保育の現場の質を保障し、大きな混乱を避けるために、市川市独自の委託料制度等をはじめとした制度構築や変更においては、年度の適切な時期に関係者や関係団体と意見交換やヒアリングを行ってほしい旨を要望とさせていただきます。

最後に、今回、保育現場の方から特に発達が気になる児童について様々御意見を伺いました。支援が必要な子どもに対して人員不足や制度の部分で加配がつけられない間は、ただ保育園に登園しているだけの状況となってしまう、その状況が果たしてその子に適した保育となっているかと葛藤されている様子でした。子どもたちを受け入れる以上、どんな子どもでも一人一人に合った保育を実施してあげたいという現場の志や、今後の保育の質や在り方について、時勢からも次のフェーズの課題に直面していることを感じたことから今回質問させていただきました。課題に対するルール決めや枠組み、制度設計など時間を要す部分もあると思いますが、全ては子どもたちにとっての早期支援のためにという基軸を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時47分休憩

---

午後 3 時20分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

西村敦議員。

○西村 敦議員 公明党の西村敦でございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

最初の質問です。消防行政についてとなります。

まず(1)として、住宅用火災警報器の普及促進について伺います。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙または熱を自動的に感知し、警報音や音声でお知らせをするものです。毎年、住宅火災により亡くなる方は全国で約1,000人に上ります。その多くは逃げ遅れによるもので、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。住宅火災の死者のうち、2人に1人は逃げ遅れで、65歳以上の高齢者の占める割合が65%以上というふうになっています。

そこで伺います。本市の普及促進の現在の状況及びその効果についてお聞きします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

住宅用火災警報器は、全国の住宅火災による死者数が平成15年以降、年間1,000人を超える高い水準で推移し、死者の半数が65歳以上の高齢者であったことから、住宅火災による死者の減少を目的に制度化されたもので



す。本市におきましても、市川市火災予防条例の一部改正により、平成20年6月に既存の住宅を含めた全ての住宅に設置が義務づけられました。消防局では、このような住宅用火災警報器の制度や意義などについて、消防局の広報紙「こちら119」や市川市公式ウェブサイト、消防局公式Xなど、各種広報媒体により普及促進を図っており、令和5年6月1日現在の市川市における設置率は86%でございます。

効果につきましては、コンロに火をかけたまま寝込んでしまった居住者が警報器の音で目を覚まし、水道水で素早く消火できた事案や、居住者の外出中に火災が発生しましたが、警報器の音に気づいた通行人が早期に通報し大事には至らなかった事案など、毎年、本来の目的である逃げ遅れ防止だけではなく、火災による被害の軽減につながった奏功事例が多数あり、住宅用火災警報器の普及啓発は住宅火災への対策として極めて有効なものであると認識しております。今後も引き続き住宅用火災警報器の設置率向上に向けて積極的に普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。私も設置率、どうなっているのか、全国の状況も含めて調べてみました。全国の設置状況ですけれども、84.3%となっています。千葉県では79.3%ということで、千葉はちょっと低いんですね。その中で市川市が86%ですから、市川市は県内でも高く、全国を上回っている状況だということです。これはこれで、よかったなというふうに思います。

また、別に住宅用火災警報器の台所設置、これが義務化された自治体一覧というのも掲載されていまして、その中でも市川市が載っていました。千葉県で21自治体で、市としては10市が載っていました。

再質問として、設置場所について、各居室ではなく寝室になった理由。また、多くの市が台所設置を努力義務としている中で、本市が台所設置を義務化とした経緯について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

住宅火災による死者の多くは逃げ遅れによるもので、中でも就寝中に火災が発生した場合に逃げ遅れとなる危険性が高いことから、寝室に住宅用火災警報器を設置することとされております。台所を設置義務のある場所とした経緯につきましては、平成16年の国が定めた住宅用火災警報器の設置基準によりますと、台所の設置については努力義務のある場所であって、設置義務まで課されてはおりませんでした。しかしながら、平成17年当時、本市の過去10年間の建物火災のうち、34.3%が台所からの出火であったことから、出火危険性の高い台所を設置義務のある場所として加えたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。台所の火災が多かったということで義務化したということですね。本市では、平成20年から全ての一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。その当初設置したものは、実は既に15年以上たっているという計算になりますので、先ほどの設置状況の調査によれば電池切れ、または故障の率が全国平均で約3%程度発生しているというふうに載っていました。

そこで再度質問ですが、古くなった住宅用火災警報器の維持管理についての考えを伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

御指摘のとおり、住宅用火災警報器は交換の目安が10年とされております。これは電池切れや電子部品の経年劣化により、火災を感知しなくなる危険性があるためです。このことから、消防局では市川市公式ウェブサイト

などを活用しまして、設置後10年が経過した機器本体の交換を推奨する広報を行っているところでございます。また、各種講習会やイベントにおきましては、住宅用火災警報器を展示して古くなった警報器の点検方法などを体験してもらうことで、市民の皆様には住宅用火災警報器を適切に維持管理していただけるよう周知しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 大体の状況は分かりました。引き続き設置率の向上と交換の促進、これをぜひ進めていただくようお願いをいたします。

次の(2)に移ります。住宅用消火器を各世帯へ貸し出しする事業について伺います。

お隣の浦安市の消防本部では、火災の初期消火対策として、各世帯主へ住宅用消火器の貸出しを行っています。これは昭和47年から平成25年まで実施していた無償消火器貸出事業の内容を一部変更して平成30年9月から再開したもので、旧事業からの変更点は、消火器の種類と賃貸住宅への貸出方法とのことです。貸し出しする消火器は、5kgの業務用消火器から2kgの住宅用消火器に変更しました。貸出方法については、旧事業では賃貸住宅の場合は建物所有者にまとめて貸し出していましたが、新事業では住居形態に関係なく、全ての世帯主への貸出しとなりました。貸出しは消防署、各出張所で毎日行っていて、氏名、住所が確認でき、在庫があればその場で持ち帰れます。また、使用期限が切れる消火器については順次お知らせ通知が郵送され、返却及び再貸出しが可能です。重大な火災になる前に初期消火は大変に重要でございます。

本市での住宅火災の出火原因や初期消火の状況について伺うとともに、本市でも住宅用消火器の貸出事業を行えないものか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

昨年、本市では72件の火災が発生し、その約6割の41件が住宅火災で、主な出火原因はたばこ、コンロ、電気器具等の配線でございます。初期消火の状況につきましては、41件の住宅火災のうち約6割に当たる23件で実施され、そのうち約2割で粉末消火器が使用されている状況です。御質問の住宅用消火器を各世帯に貸し出しする事業につきましては、浦安市で実施されていると承知しておりますが、本市におきましては実施しておりません。しかしながら、初期消火が実施されたうちの約2割において粉末消火器が使用されていることや、水道水を使用した初期消火と比較して安全性が高いことなど、住宅火災の初期消火において住宅用消火器の使用は有効であると考えられますので、今後は各種イベントにおいて、安全で有効な初期消火の方法について広く市民に情報を提供してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。昨年、72件の火災で41件が住宅、初期消火がそのうち6割の23件で実施されたと。粉末消火器が使われたのはそのうちの約2割ということで、非常に有効だということは答弁で分かりました。

初期消火については必ずしも消火器だけではなく、落ち着いて水で対応することもできると思います。ただ、消火器が家にあるのとないのとは、やはり安心感が全然違うと思います。調査によれば、初期消火で消火器を使用した場合の成功率は約75%となっていて、大変に有効だということです。意識がある人は当然購入することもあるでしょうし、また、マンション等では共用部に設置されているのも認識しております。住宅用消火器の設置率を考えれば、市が貸出事業を行うことができれば圧倒的に設置率が進むかと思えます。

そこで、そもそも行徳地区には浦安から引っ越されてくる方が結構いるんです。話を聞くと、この消火器の貸出しの話が出ます。市川市ではやっていないということを説明すると、浦安市はお金があるからできるのよねというふうになってしまうんですね。これがとっても、非常に悔しいんです。ただ、この事業、貸し出しして、また交換をして在庫管理して窓口対応、かなり手間になっちゃうということも当然分かるんです。ただ、使用期限の管理や通知の郵送と業務がすごい膨れ上がりますので、対費用効果についてもどうなのかなというふうには思うんですが、今すぐやってくれということではありませんが、本市としても、この消火器貸出事業について、ぜひ研究してほしいというふうに思います。例えば市民に対して火災予防についての意識調査を行うとか、アンケートなどで要望を吸い上げるですとか、実際に浦安市のような住宅用消火器の貸出しについて意見を市民から聞くとか、ぜひそういったことを考えていただきたいというふうに思います。その結果、費用対効果も含めてどのような形にすれば有効な施策となるか、検討していただきたいというふうに思います。ぜひよろしく願いをいたします。

次の項目に移ります。次に、子育て支援事業についてです。

先日、健康福祉委員会で、視察で山口県萩市に行ってきました。その萩市で導入されている子育て世帯応援誕生祝金、多子世帯応援誕生祝金事業に大変興味がありましたので、勉強させていただきました。国における待たなしの少子化対策、各地域が抱える若い世代の定住促進という課題を私たちは共有しているという認識でございます。

山口県萩市では、さらに深刻な中、事業を行っています。萩市で子どもの数について子育て世帯にアンケートを取ったところ、希望する子どもの人数は3人と答えた割合が一番多かった。実際に子どもをもうけた人数については、2人が一番多かったという結果です。たしか本市でも、このような同様の結果であったかなということをお記憶しております。希望する子どもの人数を持ってない理由の一番は、国や他市と同様に経済的負担が大きいからとのことでありました。また、大学進学までのことを考えると、なかなかあと1人、もう1人というのは難しい。そこでちゅうちょしてしまうということもアンケートから分かったそうです。

萩市では、児童の出生時において、国の制度とは別に、市内で使用できる共通商品券10万円分を支給するという子育て世帯応援誕生祝金事業を実施しております。また、第2子以降の児童に対して、多子世帯応援誕生祝金事業として現金を支給していて、第2子であれば1歳時に10万円、第3子であれば1歳時と6歳時に各10万円、12歳時に20万円の3回で計40万円。第4子以降は、1歳時、6歳時、12歳時で各30万円の3回で90万円となります。この2つの祝い金の合計で、第2子に20万円、第3子に50万円、第4子に100万円相当を支給しています。誕生祝金を支給するという形で子育て世帯の経済的負担を少しでも軽減し、支給時期を入学時などに分けて支給することで定住を促進するという画期的な取組ですが、まずは(1)として、これらのような祝い金を通じた子育て支援策について、本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

山口県萩市では、多子世帯の経済的負担を軽減し、若い世代の移住、定住の促進や出生率の増加を目的として、市独自に子育て世帯応援誕生祝金、多子世帯応援誕生祝金を支給しており、この2つの祝い金の対象者は年間約300人、予算額は約3,200万円と伺っております。現在、本市では出産前後の給付金として、国の制度であります出産・子育て応援給付金を支給しており、金額は妊娠届時に5万円、出産時に5万円、計10万円となっております。萩市のような市独自の多子世帯への祝い金制度は、県内では旭市、多古町で実施していることを把握しております。旭市では第2子出産時に10万円、第3子以降出産時に20万円を支給し、多古町では第3子以降を対象に、出産時に30万円、小学校と中学校入学時にそれぞれ20万円、中学校卒業時に30万円、合計で100万円を支

給しております。

なお、本市で萩市と同様の事業を実施する場合、現在の児童手当受給対象者を基に算定しますと、出生時の祝い金で約3億5,000万円、多子世帯の祝い金で約3億1,000万円、合計で年間約6億6,000万円の支出が想定されます。導入に向けては、少子化対策や定住促進対策における一時金給付の効果について検討が必要であるとともに、恒常的な財源確保が課題となると認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。県内では旭市と多古町でやっているということで、これはちょっと私も知らなかったんですが、似たような金額の設定になっています。これが分かりました。また、同様の制度を市川市でやった場合に、誕生祝金で3億5,000万、多子世帯祝金で3億1,000万、合計6億6,000万がかかると。これは非常に大きな金額になるということも分かりました。

調査によりますと、欲しい子どもの数は3人というのが多いと。しかし、実際には2人となります。ここに3人目の壁がある気がいたします。多子世帯の経済的負担の軽減、特に第3子以降の世帯には魅力ある施策の必要性が多分にあると考えます。

本市を見てもみますと、小中学校の給食費無償化、これもすばらしい施策です。また、保育園第2子無償化も10月から始まっています。4月から高校生までの医療費の実質無償化も始まっていて、市川市は非常に進んで積極的にやられているというのは非常に理解をし、また感謝もしているところでございます。様々に対策を講じてきているのは分かるんですが、でも、その中であと一步、多子世帯というところに絞ったときの支援があればなどというふうに考えています。

そこで(2)として、多子世帯への経済的支援のさらなる拡充が必要であると考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

市町村で実施する多子世帯への経済的支援に向けた事業としましては、萩市のように、子どもの出生や就学などの成長の節目に一時金を支給する方策が一般的と考えております。また、子育て家庭の日常生活を支える継続的な支援として、例えば食費として月額1万円を児童手当に追加するなどの方策も想定されるところです。これに関連する施策としましては、本市では多子世帯を含む子育て家庭全体を対象として、学校給食費の無償化や第2子以降の保育料の無償化、子ども医療費助成制度の高校生年齢相当までの拡大等といった支援を実施し、継続的に子育て家庭の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

なお、既に国は児童手当において、次年度より第3子以降の手当額を増額する方針を示しており、月額3万円との案を検討しております。今後につきましては、国の動向も注視しながら、本市に適した多子世帯の経済的負担の軽減に向けた施策を調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。日常支援として、食費を例えば月額1万円とかで支給する、これもいい取組かなというふうに思います。また、国で今、児童手当の増額をやっています。これも非常に注視するところかなというふうに思います。

その中で、市川市で立地条件といいますか、東京都江戸川区、葛飾区と隣接しているという点が私は非常に盲点かなというふうに思っていて、東京の影響を受ける割合が大きいと。これは先週の記事ですが、東京都の

小池百合子知事は5日、私立を含めた高校授業料の実質無償化をさらに進めるため、現行の年収910万円未満の所得制限を2024年度から撤廃するという事を明らかにした。また、都はこのほか、公立小中学校の給食無償化も支援する方針。無償化する区市町村を対象に経費の2分の1を補助すると載っていました。要は市川市が何とかして生み出した様々な子育ての支援策を、東京都では翌年にさらりと同じことをやってしまうということなんです。

国でも動きがあります。これも先週の報道ですが、政府は3人以上の子どもがいる多子世帯を対象に、2025年度から子どもの大学授業料などを無償化する方針を固めた。所得制限は設けない。異次元の少子化対策の一つとして年内に決定するこども未来戦略に盛り込む。大学のほか、短期大学や高等専門学校などの学生も対象とし、政府は具体的な制度設計に向け調整を加速させるとのことでした。国を挙げて様々な動きが加速しています。

市として次々と施策を打ち出すことは大変なことであると理解をしていますが、事、この多子世帯への支援は、やはり市独自の何かしらの施策が必要なのではないのでしょうか。応援誕生祝金に限らず、ぜひ様々な角度から検討のほうをよろしく願います。

さらに、若い世代の市川市に移り住むための施策、また市川市から転出するのを抑えて、そのまま定住する施策も大事となってきます。

そこで(3)として、若い世代の移住、定住を促進する施策について、市の考えをお聞きます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子育て中またはこれから子育てを行う若い世代の本市への移住、そして定住を促進するためには、これらの世代の人々に、市川市が安心して子育てができる町であることをよく知っていただく必要があると考えております。そのため、本市が取り組んでおります学校給食費の無償化や第2子以降の保育料の無償化、子ども医療費助成制度の拡充をはじめとした様々な子育て支援策が若い世代に届くよう、周知方法に工夫を凝らしていくことがまずは重要と考えております。例えば市内の大学に通う学生などを中心に周知するなど、対象者の選定にもこれまでにない方策に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、少子化対策や定住促進に向けては新たな事業を実施するなど、さらなる取組も必要と考えておりますことから、今後も社会情勢を注視しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。若い世代にもっと市川市を知ってもらう必要があるというのは、これは私も感じているところでございます。さらなる思い切った施策が必要かと思えますし、インパクトのある施策というんですかね、話題となることで当然注目を浴びることにもなります。ランキングで上位を取るというような方策もあります。

東京に隣接するという事で、市川に住んでいても、東京と同じ程度の支援を受けられるというふうに感じてもらう、こういった差をなくすということが非常に大事な事かというふうに思いますので、そのためには萩市や多古町で行っているような多子世帯応援誕生祝金のような、出生から中学生まで引っ張って100万円なんていうのは結構注目度は高いんじゃないかなというふうに思います。財源の問題があるのも分かります。

いずれにしても、先ほどの答弁がありました少子化対策や定住促進に向けて新たな事業の実施など、さらなる取組も必要であるというふうに部長答弁がありましたので、ぜひ真剣に検討していただくよう重ねてお願いをしまして、次の項目に移りたいと思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 質問を聞いておりまして、大変重要な質問を西村議員がしてくださっているなと思ったものですからちょっと手を挙げました。議員の皆さん方の御判断をいただいた上で給食の無償化や、あるいは18歳までの医療費の助成、第2子保育料の第1子の年齢制限なし、所得制限なしということで、本当に市川市として1つの塊を提示することができたのかなというふうに見ておりまして、これによって、私の感覚では、転出者が止まっていくんじゃないかというふうに見ておりまして、ただ、これによって転入を増やしていくという力は及ばないのだろうというところなんですよね。いつも教育長さんとも話をするんですが、公立小学校、中学校の学力を上げていく、教育の水準を上げると。市川に行って子どもを育てたいというのは、そこに鍵があるのではないかなという考えを今持っているところで、ちょっと私の意見を述べさせていただきました。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 市長の貴重なお考えをお聞きしまして、ありがとうございます。

それでは、次の項目に移ります。シェアサイクル事業についての質問でございます。

現在、シェアサイクルの利用が全国的に広がり、加速しています。スマートフォンを使って、町なかの拠点から自転車をレンタルし、目的地近くの拠点で乗り捨てができて手軽さが魅力のようです。コロナ禍で密になりやすい電車やバス移動を避ける動きが広がったほか、環境意識の高まりも排ガスを出さない自転車の利用を後押ししているとの見方もあります。

本市では、昨年9月17日にシェアサイクル事業をスタートいたしました。これによって、千葉から東京を通り横浜まで湾岸地域のシェアサイクル網がつながり、格段に利便性が向上いたしました。本市と提携したHE L L O C Y C L I N G は24都道府県に拠点を設け、各自治体や企業と連携し、国内最大級となる拠点約7,000か所、自転車約3万台を擁しています。利用の際の基本料金は30分130円と手軽であります。市民から、シェアサイクルができて本当によかったとの喜びの声が届いています。特に若い世代の人に大変に好評です。残業で終電近くなる場合が多い方なんですけども、遅くまで運行しているJRで近くまで来て、そこから行徳方面にシェアサイクルを借りて行くと、家のすぐ近くまで来て楽に返せる、非常に便利です、よく使わせていただいていますとの声がありました。開始から1年以上が経過しました。その後の状況と利用者数が大変気になります。

そこでまず(1)として、事業の現在の状況について、また、本事業の見えてきた課題について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市のシェアサイクル事業は、移動の利便性の向上を主な目的にこの事業を全国展開しているOpen Street株式会社と協定を結び、共同事業として、令和4年9月17日より供用を開始しております。事業開始から1年以上が経過した現在の状況につきましては、令和4年10月と令和5年10月とで比較いたしますと、サイクルステーション数は当初の27か所から47か所となり約1.7倍の増、自転車のラック数は206台から320台となり約1.6倍の増、1か月間の利用人数は1,942人から4,006人となり約2倍の増、1か月間の利用回数は3,923回から9,672回となり約2.5倍の増となっております。このように、この1年で利用も確実に増え、市民の認知度も増してきたものと考えております。

一方、本事業の課題についてでございますが、これまで利用者の方から寄せられた意見としましては、例えば市川駅、本八幡駅など、市内の主要駅周辺のステーションの数が少なく、借りたくても自転車がないということや、自転車を返却したい先のステーションのラックが埋まっていて返却に困ったとの声がありました。このようなことから、ステーションの配置については課題があると考えております。また、シェアサイクル自転車における利用の際のヘルメットは利用者各自で用意していただくこととなるため、自転車ヘルメットの努力義務化との整合性について課題であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。ステーションの数が47か所まで増えたということです。利用者が1年間で2倍になったと。利用回数についても2.5倍ということで、着実に進化しているなというふうに感じます。課題としては、やはりサイクルステーションのさらなる設置が必要だということも分かってきました。徐々に市民に認知されてきていると私も感じています。今後もさらなるステーションの設置が必要だということも分かってきました。

先月、シェアサイクル事業をいち早く取り入れ、推進した千葉市のニュースが取り上げられていました。千葉市は、来年1月から電動のバイク型モビリティのシェアサービスを全国に先駆けて始める。こぐためのペダルがなく、バイクのようにスロットルを回して走る。車両は小型の自転車に似た着座式で、全長128cm、重量20kg、安定感があって乗りやすい。既存のシェアサイクルサービスであるHELLO CYCLINGのアプリとサイクルステーションを使って運用し、実証実験を開始するという記事が載っていました。

そこで(2)になりますけれども、このような最新の取組について、本市での導入に対する考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

バイク型モビリティのシェアサービスの導入事例につきましては、千葉市において、本年7月の道路交通法改正により特定小型原動機付自転車が新たに位置づけられたことを受け、シェアリング方式による多様なモビリティの導入の有効性及び課題を明らかにすることを目的に、令和6年1月より実証実験が開始される予定でございます。千葉市の資料によりますと、実施期間は令和6年1月から令和7年3月末までを予定しております。実施地域は、幕張新都心を含む千葉市美浜区から中央区にかけての湾岸エリアの一部となっており、開始時には50ステーションをエリア内に設置し、200台のバイク型モビリティを導入予定とのことでございます。利用料金は15分ごとに200円、12時間最大4,000円となっております。今回導入を予定しているバイク型モビリティは、道路交通法上は電動キックボードと同様、特定小型原動機付自転車の区分となります。特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば運転免許証なしで使用可能であり、ヘルメット着用は努力義務となります。また、走行可能な範囲と最高速度は、車道と普通自転車専用通行帯及び特定小型原動機付自転車専用の標識のある道路は時速20km、普通自転車等及び歩行者等専用の標識がある歩道及び路側帯は時速6kmとされております。

次に、本市の導入予定についてですが、本市では現在、シェアサイクル事業の普及及び拡充を進めており、バイク型モビリティの導入に関する検討等は行っておりません。導入につきましては、狭い道路が多い本市の環境に合うかなど課題がありますことから、まずは千葉市の実証実験の経過を注視するとともに、先進事例等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。バイク型モビリティですけども、社会全体で見ても、まだまだ普及状況など、検証もこれからかというふうにも思いますし、私もちょっとまだ早いのかなというふうに感じています。答弁にもありました、まずはシェアサイクルの普及促進を優先するということでしたので、それはそれでいいのかなというふうに思います。ただし、千葉市がずっと先行しているんなことをやっていますので、この千葉市の取組についてもしっかりと注視していきたいなというふうに考えます。

話をまた元に戻しまして、1年以上が経過して着実に市民に受け入れられ、利用が増加しているシェアサイク

ル事業ですが、利便性を上げていくためにはさらなる拡大が必要かというふうに考えます。特に先ほどの課題でも出ていましたが、重要なのはサイクルステーションの設置数の拡大、そこが利用の拡大につながるというふうに思います。駅周辺や大型施設周辺、これは分かります。しかし、市民的に望んでいるのは、自分の家の近くから利用できるよと。これがやはりベストかなというふうに思います。ちょっと駅から離れているような公共施設、公民館など、大変有効かというふうに思います。やはり市の施設として考えられるのは、公園へのサイクルステーションの設置促進、これが必要なかというふうに考えます。さらに、民間施設です。特に大型マンションなどへ依頼して設置をするなんていうことになると、これは住んでいる住民にとっても大変利用価値が高く有効かなというふうに思います。毎日自転車に乗らないけれども、週1回とか週2回とか、必ず乗るという人が結構いると思うんです。そういった人たちも手軽に使えるということも必要かと思ひます。いずれにしても、本事業の成果はこれから大きくなると感じています。

そこで(3)として、今後、事業を拡充していくための方策と考え方について市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

事業拡充のための方策として、シェアサイクルステーションの増設については、需要の高い主要な駅前などの用地確保は難しい面もございますが、公共施設等で設置可能な場所があるか、引き続き調査を進めてまいります。また、民間施設につきましては、協定事業者であるOpen Street株式会社が中心となって設置を進めておりますが、本市も必要に応じて設置協力の依頼を行っております。引き続き協定事業者と連携しながら、ステーションの増設に向け取り組んでまいります。

次に、事業拡充のための考え方についてですが、本市のステーションにおいては、利用率が低い箇所が一部で見られるとともに、市境付近や市北東部など、ステーションがないエリアも存在しております。そのためステーションについては、市内各エリアにバランスよく配置するなど、シェアサイクルネットワークの効率化により、通勤や買物、観光、災害時等の様々な場面で活用できるようにし、市民の交通手段としての利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。御答弁いただきました。その中で、やはり、まず公園などに市が積極的に増やしていくことが大事かと思ひますので、ぜひこれをやりましょうよ。新しくできた妙典のびあば一く、大変多くの人に利用されています。あそこは、実はまだサイクルステーションがないんです。あと少し駅から離れて大きめの公園、行徳であれば塩焼中央公園とか南部公園等があります。近くに大きなマンションもたくさんありますし、非常に効果が高いと思ひます。その辺、早期設置を強く要望させていただきます。

市の北部とか、まだ少ないという話もありましたけれども、行徳地域は比較的平たんで自転車の率が多いものですから、ぜひその辺も考慮していただければなというふうに思ひます。まずは市が積極的に拡充していくという意気込みで進めていただきたいと思ひますので、ぜひよろしく願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時1分散会



第 7 日

令和5年12月14日（木曜日）

令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和5年12月14日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 石原みさ子議員、加藤圭一議員、石崎ひでゆき議員、つかこしたかのり議員、門田直人議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |   |       |
|---|---|---|-------|
| 門 | 田 | 直 | 人     |
| 野 | 口 | じ | ゆん    |
| 丸 | 金 | ゆ | きこ    |
| 富 | 家 |   | 薫     |
| 沢 | 田 | あ | きひと   |
| 太 | 田 | 丈 | 之     |
| 小 | 山 | な | おと    |
| 川 | 畑 | い | つこ    |
| ほ | と | だ | ゆうな   |
| 国 | 松 | ひ | ろき    |
| や | な | ぎ | みちこ   |
| と | く | た | けい    |
| 中 | 町 | け | い     |
| つ | ち | や | まさ    |
| つ | か | こ | したかのり |
| 加 | 藤 | 圭 | 一     |
| 浅 | 野 | さ | ち     |
| 久 | 保 | 川 | 隆志    |
| 西 | 村 |   | 敦     |
| 中 | 村 | よ | しお    |
| 大 | 久 | 保 | たかし   |
| 石 | 原 | た | かゆき   |
| 清 | 水 | み | な子    |
| 廣 | 田 | 徳 | 子     |
| に | し | む | たけ    |
| 石 | 崎 | ひ | でゆき   |
| 堀 | 内 | し | んご    |
| 細 | 田 | 伸 | 一     |
| 青 | 山 | ひ | ろかず   |
| 石 | 原 | み | さ子    |

|              |              |             |               |
|--------------|--------------|-------------|---------------|
| 宮大稲小石増越中松竹加岩 | 本場葉泉原田川山永内藤井 | 健文よし好雅幸鉄清武清 | 均諭二人のり秀史紀兵海央郎 |
|--------------|--------------|-------------|---------------|

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|        |    |   |
|--------|----|---|
| 市長     | 田中 | 甲 |
| 副市長    | 松丸 | 一 |
| 副市長    | 本間 | 義 |
| 代表監査委員 | 植草 | 一 |
| 教育長    | 田中 | 惠 |
| 危機管理監  | 本住 | 敏 |
| 市長公室長  | 麻生 | 喜 |
| 総務部長   | 蛸島 | 紀 |
| 企画部長   | 小川 | 行 |
| 財政部長   | 田中 | 之 |
| 管財部長   | 稲葉 | 孝 |
| 情報管理部長 | 小森 | 雄 |
| 文化国際部長 | 立  | 裕 |
| スポーツ部長 | 佐  | 子 |
| 市民部長   | 根  | 和 |
| 経済観光部長 | 鷲  | 雄 |
| こども部長  | 池  | 隆 |
| 福祉部次長  | 川  | 広 |
| 保健部長   | 二  | 介 |
| 環境部長   | 小  | 司 |
| 街づくり部長 | 岩  | 康 |
| 道路交通部長 | 藤  | 良 |
| 下水道部長  |    | 博 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---

## 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 おはようございます。清風いちかわの石原みさ子でございます。通告に従いまして、4つのテーマについて一問一答にてお伺いしてまいります。よろしくお願いいたします。

初めの大項目は、子どもの居場所の環境整備についてです。

本市は現在、幸いにも人口は微増しており、10月末現在の人口は49万3,015人でした。どの自治体も少子・高齢化による課題を抱えています。そのような中、市川市が持続、成長を止めずに発展していくためには、できる限り人口を減らさないことだと考えます。都心のすぐ隣のベッドタウンに位置している、その強みによって、本市では、大学生や社会人となった若い方々が初めて一人暮らしを始める町として支持されてきました。一方、結婚して子育てをする、また、仕事と子育てを両立させて暮らしていこうとする世帯の転出が高いという特徴も持っています。市川に住み、子育てをし、働き、おじいちゃん、おばあちゃんになっても市川にいたいと感じることのできるまちづくりができるかどうか、それが未来の市川の行方を決めるキーポイントだろうと思っています。

そこでお尋ねいたします。1として、進級により小規模保育事業所から保育園に移る際の支援についてお尋ねいたします。現在、小規模保育事業所を利用している児童は、ゼロ歳、1歳、2歳まで。ですから、3歳の進級に伴って別の保育園へ変わらなくてはなりません。その際にどのような支援を行っているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

ゼロ歳から2歳までの児童が利用する小規模保育事業所の卒園児は、3歳からの進級先として、大きく3つの選択肢がございます。1つ目は、希望すれば必ず入園できる連携施設へ進級する、2つ目は、連携施設以外の保育施設へ進級する、3つ目は、預かり保育を実施している幼稚園へ進級するなどとなっております。なお、市内の小規模保育事業所のうち、約47%は3歳から入園できる連携施設を確保しております。小規模保育事業所の卒園を控えている2歳児クラスの児童の保護者には、毎年9月にこうした内容を市からお知らせをして、進級先を検討していただいているところです。

先ほど申し上げました2つ目の連携施設以外へ進級するにつきましては、連携施設のない小規模保育事業所を卒園する場合や、連携施設があっても、その施設への入園を希望しない場合があり、その際は、市に進級を希望する保育施設の申込みをしていただき、利用調整を行うこととなりますが、保護者の就労継続のため、一般の方よりも先に利用調整を行うため、入園の内定を受けやすい状況となっております。また、申込みの内容を確認して、入園が難しい状況と判断できる場合は保護者に連絡し、希望する園を増やしていただくなど、個別の案内を行うなどの支援をしております。なお、昨年度の利用調整の実績では、認可保育施設等を希望した小規模保育事業所の卒園児は、基本的に全員が進級できている状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁をお伺いしました。小規模保育事業所から保育園に進むとき、3つの選択肢があるということでした。希望すれば必ず入園できるのが連携施設です。しかしながら、その連携施設を全ての園が持っているわけではなくて、小規模保育事業所が独自の連携施設を持っていないところも半分ぐらいはあるということですね。御答弁によりますと、小規模保育事業所のうち47%が連携施設を確保しているということでしたから、53%は持っていないということです。

それから、とてもいいシステムだなと思ったのが、一般の方よりも先に利用調整を行う。これは昨年、令和3年の募集ぐらいからだったと思うんですけども、結局、保育園はどこにもまだ入っていないで、3歳児クラスに4月1日で入ろうとしている方と重ならないで、既にもう入っている方だから、新規の3歳から入ろうとする方よりも先に利用調整を行っていくということですね。とてもいいシステムだと思いました。ただ、入園の内定を受けやすい状況、それはそうなんです、同じように小規模保育事業所を利用しているお子さん同士は、同じ認可園などに応募した場合、結局はそこでの枠が少ないと、やはり皆さんが入れるというわけではないようです。昨年度、利用実績として、全員が進級できている状況というのを聞いて安心しましたが、これはやはり細かく見ていくと、自然にそのようになったというのではなくて、1人もこぼれないようにという職員の頑張り、そして丁寧な手厚いアドバイスや支援というものが功をなしているんだというふうに判断しています。

では、再質問いたします。進級先が保育施設の場合と幼稚園の場合があります。つまり、連携施設が幼稚園になっている園も見受けられます。その場合、経済的な負担に差が生じるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○稲葉健二議長** 鷺沼こども部長。

**○鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

国が実施している幼児教育・保育の無償化により3歳児以降は無償化の対象となるため、保育料については、保育施設と幼稚園で差はございません。なお、施設が独自に設定している料金があり、これらのものについては経済的な負担の差が生じる可能性がございます。施設が独自に設定している料金としては、保育施設では教材費や帽子代、幼稚園では入園料、制服代、教材費などが挙げられます。これらの料金については、保育施設、幼稚園ともに入園前の説明会や園の見学において保護者に説明していると伺っております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 石原みさ子議員。

**○石原みさ子議員** 今の御答弁で理解いたしました。もう一つ再質問いたします。在籍している小規模保育事業所に連携施設があるにもかかわらず、連携施設に進級しない児童というのはどの程度いるのでしょうか。また、なぜ連携施設があるにもかかわらず、そちらに進級しないのか、お伺いします。

**○稲葉健二議長** 鷺沼こども部長。

**○鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

令和5年4月の進級時に連携施設に進級しなかった小規模保育事業所卒園児は約4割となっております。進級しない理由としては、駅近くで利便性の高い小規模保育事業所を利用したが、3歳クラス以降は小学校への進学も踏まえて自宅近くの保育施設を選びたい、兄弟がいる連携施設以外の保育施設に行きたい、連携先が幼稚園になっているものの、預かり保育を含めた利用時間の長さを考えると保育施設に行きたいなど、家庭の状況によって様々であると考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 石原みさ子議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁ありがとうございました。私は連携施設があるところに行っていらっしゃる方は連携

施設にほぼほぼ行くのかなというふうに思っていたものですから、今の御答弁で、約4割だということを伺ってちょっと驚いたんですけれども、連携施設に進級しない理由を伺って、理解しました。

これまで小規模保育事業所の卒園児というのは全員進級できているという御答弁が初回答弁の中でありました。今後の課題についてはどのように考えておられますでしょうか。御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、小規模保育事業所の卒園児は基本的に全員が進級できておりますが、地域によっては3歳児からの受入れ枠が少なく、特に北国分地区や柏井地区では自宅から遠いところまで範囲を広げて希望する園を選んでいただいている状況となっております。こうした地域では、引き続き保育施設の整備を進め、なるべく自宅近くの保育施設を利用していただけるようにしてまいりたいと考えております。また、私立幼稚園の預かり保育を充実させることで保護者の選択肢を増やし、より安心して小規模保育事業所を利用できるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 今後に対する課題、それは地域によって、どこも充実したというのではなくて、まだ市内の中では、特に北国分地域と柏井地域というふうに伺いましたけれども、そちらのほうでは進級するに当たって同じエリアの中に3歳から入れる認可保育園が少ないということ。私のところにも小規模保育事業所に通われている方の保護者の方から御相談がありました。やはり今、小規模保育事業所に入れているけれども、その次が保証されていない状態といいますか、先行の調整というのは確かにいいシステムなんですけど、同じように小規模保育事業所に行っている、もしかしたら今回同じクラスにいる人が同じ園を望んだ場合、どちらかしか入れないという状況がかなりあるようなんですね。というのは、やっぱり3歳から入るとなると、園によっては、例えば北国分の場合は、もう3歳からはゼロです。あるいは枠が1です。そういう園がほとんどで、なかなか同じ地域の近所の安心して行かせようと思ったところには、実際入園できないという現状があります。

先ほど部長もおっしゃいましたように、本市は4月1日時点での待機児童はゼロを更新中でありますけれども、感覚としては、一時期に比べて落ち着いてきたような印象もあるんですが、やはり今回の質問で、まだまだ保育園を利用しようとする皆さんが不安になっていらっしゃる、そういう方々もいらっしゃるんだということが分かりました。今後はぜひ北国分地域、そして柏井地域の幼児を持つ働くパパ、ママから住まいの近くで選択肢が広がるように、予算をそちらにつけていただいて、その受皿の整備に尽力していただきたいと思います。これは強く要望いたします。

それから、お願いなんですけれども、今回、私も細かく連携施設というのをちょっと調べながら分かったのは、連携施設というのは、今まで行っていた小規模保育事業所と同等のサービスを受けられると考えがちなんですけど、そうではないんですね。例えば連携施設に幼稚園が幾つかあります。その幼稚園の中で就労型になっているところは、早く終わらずに預かりができて、6時、6時半まで預かってもらえる。夏休みも預けられる。一方、連携施設にはなっているけれども、平日の保育は5時までで夏休みはやりませんという連携施設が幼稚園の中にあるんですね。じゃあ何で連携施設なのかといたら、連携施設の要件というのが、決して預かる時間だけでいっているのではなくて、例えば連携している小規模保育事業所と交流をしますとか、先生方同士の勉強をしますとか、そういった要件があって、必ずしも100%預かりの時間がこれまでと同じということではないということも、私、今回分かりまして、であるならば、働いている方が次に探すときに、その方の働き方によって、やっぱり御紹介するのに適切な園というのが違ってくると思うんですね。連携園だからこちらというよりも、今

までフルタイムで働いていた方が、次の施設を探そうとしたときに、連携園がもし5時までしか預かりません、夏休みはやりませんでしたら働き続けられないわけですから、そうしたら、もうその方は連携園を持っているところにおいても連携施設に行くはずはないわけで、その方の働き方に合うような保育をしている施設を窓口で御紹介していただきたいと思うんですが、そういった実際に申請しようとする方へのコミュニケーションというか、情報を的確にお知らせしていただきまして、そういったところでいたずらに迷ったりすることがないようにお願いいたします。現在、市内に53あります小規模保育事業所から、昨年度と同じように1人も漏れることなく次の園に進むことを期待しております。

次の質問に移ります。続きまして、放課後保育クラブの現状と課題についてお尋ねいたします。特に支援員の配置と場所の確保についてお答えください。

また、放課後子ども教室は今年10月で全ての小学校で開設となりました。このことは放課後保育クラブの利用者数にどのような影響を与えているのでしょうか、御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

初めに、放課後保育クラブの支援員の配置についてです。令和5年12月1日現在の状況といたしまして、市内市立小学校を中心に46施設、133クラスを設置し、4,971人の児童が利用しており、支援員等の配置については、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項に基づき、支援員263人、補助支援員557人の計820人が配置されております。配置に当たりましては、クラスによって様々な特性や背景を持つ児童もいることから、その状況に合った適切な配置に努めているところでございます。しかしながら、就業時間が長くなる夏季休暇や支援員の急な退職が発生したとき、また、増設における新たな支援員が必要なときなどは、支援員の確保に苦慮している状況となっております。

次に、放課後保育クラブの場所の確保につきましては、利用者が最も多い令和5年4月1日時点で、受付期間内に申請した3年生までの児童と障がいを持つ児童については、全員受け入れることができましたが、4年生以上については、18校、184人の待機児童がございました。この対策といたしまして、学校教育部や各学校と調整し、場所の確保に努めているところでございますが、学校の35人学級や特別支援学級の整備を進めていることもあり、教室に不足が生じていることから、学校施設内で放課後保育クラブを増設し、場所を確保することについては困難な状況となっております。

最後に、放課後子ども教室が設置されたことに伴う放課後保育クラブへの影響についてでございます。放課後子ども教室は、令和元年度に直営で9校開設し、令和2年度には民間委託で6校設置いたしました。以降、順次設置し、今年10月に全校設置が完了いたしました。放課後子ども教室において民間委託を開始した令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後保育クラブの利用者数も一時的に減少していたこともありますので、一概に放課後子ども教室の開設が放課後保育クラブの利用児童数に影響しているとは言えないところでございますが、卒業する6年生を除き、年間約800人の児童が退所する中で、放課後子ども教室の利用を理由として退所した児童は、夏季休暇以降増加し、年間約100人いることから、子どもの成長に合わせて放課後子ども教室に変更する利用者が一定数いるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁お伺いしました。現在、放課後保育クラブの支援員の方263名、補助支援員の方が557名、合計820人いらっしゃるって、市内の放課後保育クラブに配置されているということ、それから、ただ、現在は配置されているけれども、支援員の確保という意味に関しましては、ぎりぎりの状態というふうな受け止めま



した。例えば、誰かがお辞めになって、その補充をしなくてはいけない、あるいは増設によって新たな支援員が必要というときは確保に苦慮している状況というお話でしたので、何とか回ってはいるけれども、余裕がない状態というふうにお見受けします。この放課後保育クラブと放課後子ども教室、似ているんですが、全く違うんですよね。どうして放課後保育クラブに放課後子ども教室の開設に伴う影響があったのかどうかという質問をしたかと申しますと、そもそも放課後子ども教室は5時まで誰でも利用できる。その放課後子ども教室ができれば放課後保育クラブへの申請が減って、それが最終的に待機児童を減らすことにつながるのではないかという政策が入っていたからなんですね。ただ、現在はまだその検証までには、どうも至っていないというふうに理解しましたので、またそのあたりは今後の推移を見て、しっかり検証してほしいなと思います。

再質問いたします。支援員の方々をこれから確保していくような状況というのが今の市川市にあると思うんですけれども、確保するというのを考えたときに、市川だけではなくて、ほかの自治体もみんな確保したいと思っているわけですから、人材の取り合いになっていると思うんですね。そういう中で、市川市が少しでも質の高い支援員さん、補助支援員さんを得るためには、やはり待遇面、特に給与ですが、そういう改善が必要ではないかと思います。現在の支援員さんの実態、どのようになっているのかお答えください。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

昨今、多くの自治体において支援員の人材不足が課題となっております。支援員の雇用条件といたしましては、給与以外にも福利厚生や就業時間などがありますが、やはり給与は支援員にとりまして、勤務先を決める大きな条件であると思われまます。支援員の給与につきましては、現在、指定管理者として保育クラブを管理運営している市川市社会福祉協議会の放課後保育クラブ支援員給与規程に基づき支給されております。本市の場合、支援員は午後1時から午後7時までを就業時間とし、給与については、令和4年2月以降、国等からの補助により月額9,000円の処遇改善を行っており、初任給は月給21万9,500円で、年収263万4,000円となっております。勤続10年では月給24万円で、年収288万円となっております。県内近隣自治体であります船橋市、松戸市、浦安市と初任給を年収ベースで比較しますと、いずれも本市より数万円から20万円程度上回っている状況であることから、今後は関係部署と調整し、よりよい労働環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございました。放課後保育クラブの支援員さんの待遇についてお伺いしましたけれども、自治体によって随分差があるんですね。市川の場合は初任給が21万9,500円、年収にして263万4,000円、意外に低いなと思いました。それで、ちょっとこのままではまずいんじゃないかと思ったのが、やっぱり近隣自治体とのバランスを考えると、今の御答弁では、船橋、松戸、浦安と本市を比べた場合に、市川市のほうが数万円から20万円も低いということです。これでは、考えていたように質の高い支援員さんを確保するのはなかなか難しいのではないかと、そのように思います。私の知り合いに、江戸川区で支援員さんをしている方がいらっしやって、ちょっとお話したことがあるんですけれども、江戸川区は、何と年収300万円あるそうで、市川の場合は初任者の年収263万円ですけれども、そこだけ比べても40万円も差があって、都内ですから、もともとの歳入のシステムが市川とは違うわけなんですけれども、それにしても、やはり江戸川区というのは市川のすぐ隣ですから、影響がないとは言えないんじゃないかなと思うんですね。橋を渡ればすぐ江戸川区ですので、やはりその待遇の差を見てしまうと、ちょっと遠くても向こうに行こうと考えるのは人情だと思いますので、今、そういう状態にある、環境にある市川の保育クラブの支援員さんたち、とても頑張っていて子どもたちを見守りながら、子どもたちの成長を助けてくださっています。子どもたちが元気に健やかに育つ居場所として、いつも

力を貸してくださっていますので、どうぞこの大事な支援員さん、補助支援員さんの働く待遇の改善を強く要求いたします。やはり近隣市と差があまり出ないように、早急に対応をお願いいたします。

では、最後の再質問ですが、放課後保育クラブと放課後子ども教室、この2つがあって似通っているし、どう違うのかということが、まだあまり正確に周知されていないのではないかなと思うときがあります。こういうことをはっきりすみ分けできるように周知していくことが大事だと思うんですが、どのように考えますか。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

放課後保育クラブと放課後子ども教室との連携についてです。先ほどの答弁のとおり、今年10月に放課後子ども教室の全校設置が完了いたしました。これにより全ての市立小学校において、保育クラブと子ども教室があるという条件が整ったことから、令和6年度の放課後保育クラブ利用申請に合わせて、目的や時間、料金など、両者の違いについて市公式ウェブサイトへ掲載したところでございます。個々の児童の成長に合わせて放課後子ども教室を活用してもらうことは、待機児童解消の一助になると考えておりますことから、今後、放課後子ども教室を所管する学校地域連携推進課と連携し、子ども教室の特徴やPRポイントなどを保育クラブを利用する保護者の皆様に周知、案内してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございました。ぜひそのようにお願いいたします。

では、次に移ります。次の質問は小中学生の居場所に関するものです。特に不登校、登校渋りの児童生徒が学校内外で安全に過ごせる居場所の整備についてお伺いします。小学校のゆとり相談員の活用についても併せてお尋ねいたします。

文部科学省は10月、小中学校の不登校児童生徒数が過去最多の約30万人となったという調査結果を公表しています。自分の学級に入りづらい不登校児童生徒に対して、現在、学校内には落ち着いた空間で自分に合ったペースで学習や生活ができる居場所はあるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

途中登校した児童生徒の居場所として、小学校には保健室、職員室、ゆとり相談室などがあり、中学校には不登校生徒支援室や相談室、保健室等があります。小学校のゆとり相談室は、休み時間や放課後等に児童が自由に来室して遊んだり、相談員と話をしたり、のんびりとくつろいだりすることで児童の心の安定を図る場所として、平成7年度から小学校に設置しております。令和4年度には、休み時間の自由来室で延べ14万7,393人の児童が利用いたしました。休み時間以外に不登校や登校渋りの児童の居場所として一時的に受け入れている学校もあります。一時預かりの児童は、令和4年度では延べ3,082人が利用していました。ゆとり相談員は、一時預かりにおいて児童と遊びを通しての会話や課題に取り組む児童の見守り、さらには悩み相談にも応じるなど、児童一人一人に寄り添いながら対応をしています。休み時間にほかの児童が自由来室する際、一時預かり児童がほかの児童と一緒に過ごせる場合は、ゆとり相談員が相談室で様子を見守っています。一時預かり児童がほかの児童と過ごせない場合は、一時的に保健室や校長室等、ほかの職員が見守れる場所に移動し、過ごすことがあります。

学校外で安全に過ごせる居場所としては、教育センター内に適応指導教室ふれんどルーム市川があります。現在5名の指導員が指導、支援に当たっており、個々の状況や保護者の願い、本人の希望等に応じて柔軟な対応を行っています。令和5年11月末現在では、登録者数に対し実際に通級ができている人数は、前年同月と比較し

24%上昇しており、居場所として積極的に活用されていることが分かります。また、ふれんどルームに通級しながら学校にも通うことができている児童生徒は通級者全体の34%を占めており、ふれんどルームへの通級が学校の登校にもつながっていることが分かります。ふれんどルーム市川では、子どもたちの情操を育て、心の安定につながるよう、多様な学びの場を設定しております。外部講師を招いた読み聞かせやプログラミング学習、近隣の企業の協力を得たパン作り体験、中央図書館見学、現代産業科学館見学、都内への社会科見学など、様々な体験を通してほかと関わることで、心の成長につながることを狙いとしています。進路選択を控えた中学校3年生には、進路面談、面接練習などを行い、学校に通えていないことで進路に対して不安な気持ちが大きくなるよう、丁寧に支援を続けております。また、在籍校担当の参観や担当指導員との連絡会を行うなど、学校とのつながりを大切にしています。

不登校、登校渋りに対しては、市川市教育委員会も喫緊の課題として捉えており、不登校対策検討会を設置し、協議を重ねています。学校に対しては、不登校児童生徒の理解と適切な対応について記した教職員のための不登校児童生徒支援マニュアルを配付し、支援の方法を示しています。フリースクール等民間施設との連携については今後の課題として捉えており、視察や実態調査を進め、検討しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁をお伺いしました。まず、小学生の居場所については、現在、保健室、職員室、ゆとりろぎ相談室、様々で1か所決まっているわけではないという実態ですよね。そうしますと、時間割とか学校行事によって、不登校になっている子どものほうがそれに合わせて動けなくちゃいけないという。本当は何時に行ってもそこにいられるような居場所、そういうものがあるべきだと思いますし、そういう場所が確保されていると、もうちょっと不登校の子どもが行こうという気になるのではないかなというふうに思いました。

ふれんどルーム市川がちょっと改革されてきているんだなというのを感じました。実際に令和4年の11月と比べて通級ができている人が24%上昇している。また、60人ぐらいふれんどルームに通級しているお子さんがいらっしゃると思うんで、その34%ですから、二十何人かぐらいはふれんどルームに通級しながら学校の登校にもつながっている。ふれんどルームに行きながら学校にも行っている。そういう子どもたちが増えてきているという様子を伺って、非常にいいことだと思いました。

再質問なんですけれども、今の御答弁の中でちょっと私、気になったのが、不登校対策検討会という名称が部長の答弁の中にあっただんですが、不登校って対策しなくちゃいけないことなのかなと感じています。不登校は、確かに先生方のほうから見れば、よくないことなのかもしれないんですけど、当事者にとっては、その保護者や子どもたちにとっては、自分たちは対策されなきゃいけないような悪いことをしているのかなと感じてしまうんですね。それで、この名称が本当に適切なのかなと思っているんですが、どのようにお考えでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

文部科学省が通知したCOCOLOプランにおきまして不登校対策という文言が使用されており、これまで市川市教育委員会におきましても、それに倣っております。今後は自分らしさが生かせる学びの場づくりが伝わるように考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 文部科学省の通知にあったので、そのとおり使ったと、行政マンとしてはそうなんだろうなと思うんですが、やはり文科省より市川のほうが先を行くような、そういう発想もしてほしいと思います。ぜひ

不登校という言葉、また対策という言葉、今、時代は変わってきていて、不登校特例校と今まで言っていた学校の名前も、学びの多様な学校というふうに変ったんですよ。ですから、そういう時代の流れの、特に先端に常に市川はいてほしいので、不登校という名称、また対策という言葉に対して、ぜひ改善をお願いいたします。

最後に、教育次長にお伺いいたします。これまで子どもの居場所の環境整備についてのやり取りを聞いていただいたと思うんですけども、今後の市川市の方向性、どのようにお考えか、お願いいたします。

○稲葉健二議長 小倉教育次長。

○小倉貴志教育次長 子どもの居場所づくりのうち教育委員会に関する取組についてお答えいたします。

放課後の居場所づくりと不登校の居場所ということですが、共通して言えることは、何より子どもたちが安心して安全に過ごせる場所であればならないということでもあります。そして、子どもにとりまして選択肢があるということも重要なことだと考えています。放課後につきましては、今議論がありましたとおり、どのようなスタッフの方と過ごすのかということは、子どもにとって大変大事なことでありますので、今後とも適切な人材確保に努めてまいります。また、保育クラブと子ども教室との連動や、それぞれのプログラムを充実させるということで、子どもが自分の過ごし方を選べるということにつながりますので、それも進めてまいります。

続きまして、不登校の居場所づくりですが、校外にあっては、ふれんどルーム市川のほかに、市内にはNPOやフリースクールなどがございます。今後は、それら関係者が情報交換ができるような体制を構築して、子どもの選択肢を広げてまいります。また、校内にあっては、教室以外にも複数の場所があるということが望ましいと考えています。実際、市内の学校でもそうした取組をしているところがありますので、参考にしながら、今ありましたゆとりろぎ相談員の活用も含めまして、よりよい方法について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 小倉教育次長、御答弁ありがとうございました。大変前向きで、近い将来がちょっと楽しみになってまいりました。今のお話の中で、フリースクールなど学校外の方々との連携を今後もっと強めるための何か会のようなものを検討しているという御答弁があったんですけども、もしそうであれば、私の知る限り千葉県教育委員会では、もう8年以上、県内のフリースクールの方々と懇談を続けているんですね。その懇談している会というのは、千葉県フリースクール等ネットワークというんですけども、ここはフリースクールだけじゃなくて親の会も入っています。ですから、当事者たちの声を直接聞くことができるんですね。そこで何をするかというと、今抱えている——千葉県教育委員会の場合は、各自治体から来ていらっしゃるそういう会の方々とコミュニケーションを取りながら、自分たちが進めようとする方向性を示していただいたり、また意見交換をしたりとか、そういう情報交換を非常に密にやっております。それがやはり全体を押し上げていく1つの力になっていると思いますので、市川市でも、千葉県教育委員会のこれまでのそういった外部の人との連携という意味では、非常に参考になるのではないかと思いますので、実際、千葉県フリースクールネットワークに所属している団体が、今市川市内に2つあります。そういう団体の方々と、今後はさらに関わりを持って、意見をお互いに交換したり、情報交換をしたりするような場を、ぜひできるだけ早くそういった機会を持って、それが継続していけたら、お互いのために、また、最終的には子どもたちのために大変有意義であると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、次に移ります。通学路の安全対策について(1)、(2)、(1)が市内通学路の現状、そして、(2)として大柏小学校の通学路である市道3138号、通称がんばり坂の整備を今されております。今回の補正予算9,000万円、その経過と進捗について、続けて御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに通学路の安全対策について、市内の合同点検についてお答えいたします。

通学路の合同点検は、7月下旬に毎年11校ずつ、学校道路管理者、警察、保健体育課で学校から報告された危険箇所を点検しております。今年度は該当校全体で32か所、令和4年度は33か所、令和3年度は32か所の点検を行い、可能な限りその年度内で必要な対策を講じ、対策後は効果の検証を行っております。各通学路で共通する危険箇所といたしましては、見通しの悪い交差点、交通量の多い道路、道路標示等があり、改善に向けて随時、道路管理者による注意喚起の電柱幕の設置や道路標示の新設及び修復作業を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 (2)の市道3138号の整備の経過と進捗状況についてお答えいたします。

市道3138号は、本年6月2日に降った大雨の影響により、大柏小学校に至る市道3138号の坂道区間、通称がんばり坂の一部で、歩道と車道との間に約2cmの亀裂が生じました。この亀裂については、アスファルトで埋めるなど応急的な補修を行いましたが、その後6月23日に延長約20mにわたり、高さ約7cmの段差が生じたことから、既設の歩道を通行止めとし、その反対側にカラーコーンを設置し、仮設の歩道として供用したところでございます。この仮設の歩道は応急処置であったため、市川警察署と協議を行った後の9月19日には、カラーコーンの代わりに風や衝撃に強いポストコーンの設置と、反対側に設置した車止めを撤去し、外側線を引き直した後、車線の切替えを行ったところでございます。また、亀裂により車線が狭くなっている坂道区間の前後には、車の退避場所の確保や、今後の改修予定を説明する看板を設置しております。

御質問の進捗状況でございますが、これまでの取組としては、現地における安全対策工事と同時に、亀裂の原因でありました斜面側への土砂流出を防ぐため、予備費を充用し、8月8日から道路擁壁の設計作業を行っております。この設計作業は現地を測量し、L型擁壁やブロック積み擁壁等の様々な種類の擁壁の中から、費用面や緑地等への影響、工事期間の長さ等を検証し、工法を選定するものでございます。現在、工法については、自立山留め式擁壁に決定し、詳細図面の作成を行っているところでございます。今後は、本定例会で補正予算の議決をいただきましたので、年度内に工事の契約を行い、令和6年7月頃の完成を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁お伺いしました。この大柏小学校の通学路になっている3138号、がんばり坂と昔から呼ぶんですけど、私もこのがんばり坂を歩いて登校した一人でございます。今回のこの質問に関しては、ほかの同僚議員からも何人か御質問がこれまで出ておりますけれども、工事の状況などは理解いたしました。再質問はいたしません。ただ1つ、今回のこととお願いというか注文というか、御指摘させていただきたいのは、最初に6月の大雨の段階で亀裂が入った。6月23日にはその亀裂がひどくなったわけですね。その後の初動体制が遅いんじゃないかなと感じています。というのは、もうこういう状態で土留めされていて一部通れなくなってしまうと、近隣の方も学校へそこをふだん通る子どもたちも、もうちょうど夏休みに入る7月、8月はその工事をして、9月からはちゃんと通れるようになるんだと期待をしていたわけです。ところが、そうではなくて、実際に動き出したのが8月のもう後半だったんですね。予備費を流用して設計に入ったということだったんですけども、9月定例会まで待たずに、もう緊急のことですから、もっと早い段階で予備費を使わせてもらおうという発想を持ってほしかったなと思います。今後も通学路になっている道路の補修などいろいろ抱えていらっしゃると思うんですけども、特に子どもたちに関することですので、その時期を見定めて、これは大変だ、緊急だということは、やはり次の議会を待ってとか、そういうのではなくて、早急に財政と相談して手を打っていただきたいと思いますので、これはよろしくお願いたします。

次に移ります。公共施設の再整備についてです。複合施設として今後建て替えや改修をしていく考え方について見解を伺います。公共施設、特に学校、それから教育施設、多く市川の中でもう建て替えしなくちゃいけないものが、これからどんどん出てくるわけなんですけれども、それを今までであったように、また新しくするのはなくて、やはり複合施設として新しいものを造っていくべきだと考えております。御見解をお願いします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

市川市公共施設等総合管理計画では、施設の再整備に当たり、人口やニーズに応じた保有量や配置の適正化を図ることにより、公共サービスを持続可能なものとするを目的としております。その上で、公共施設個別計画において、複合化を再編整備の手法の一つとして位置づけ、施設をまとめることで複数の用途、機能の保持や施設の利便性の向上、さらに余剰面積の削減などを図るとしてしております。また、今後の施設の整備に際しては、将来的な用途の変更や機能の追加などを見据え、柔軟に対応できる構造としていくことも肝要と考えております。現在、令和8年度からの供用を目指し手続を進めております大洲小学校の増築では、簡易な改修で教室以外の用途とすることも可能な構造を予定しており、こうした構造は今後の施設整備の参考となるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁お伺いしました。今、最後の御答弁のところで大洲小学校の増築についてお伺いしました。大洲小学校はこれから増築に向けて、その改修の仕方としては、用途が変わっても対応できるように、そういった構造に最初からするという、設計の段階からそのようにするということですね。非常によろしいと思います。今、少子・高齢化を迎えているわけなんですけれども、たくさん学校を市川市内に持っているわけですが、ずっとそれが使い続けられるかといったら、少子化によってそうではないときが来ると思うんですね。そういったときに、例えば高齢者施設に転換するですとか、あるいは地域のふれあい館ですとか、いきいきセンターですとか、そういった別の地域の皆さんが集まるような場所をその中につくる。そういうときに、もう構造の設計の段階で変えられない形になってしまっているとなかなか難しいと思いますので、今後はもう設計の段階から、その先、10年先、20年先、変えていくのにどういうふうにするのが一番いいのかという、そういう視点を持って、ぜひ計画を立てていただきたいと思います。この件については、これで結構でございます。

最後の質問です。時間がなくなってまいりましたので、ちょっと早口になりますが、国際交流事業について、姉妹都市交流の現状とこれからの時代の交流の在り方について、続けて御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

本市が国際交流を行っている姉妹都市といたしましては、アメリカ合衆国ガーデナ市及びインドネシア共和国メダン市、また、姉妹都市と同様の交流を行う友好都市として、中華人民共和国樂山市の3都市がございます。これらの姉妹都市及び友好都市につきましては、言語や文化の違いを超えて市民同士が交流を深めることなどにより、世界平和に向けた相互理解や市民の国際意識の醸成を目的に、公式団や市民団及び青少年の相互訪問など、包括的な交流を行っているところであります。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な渡航制限により、往來を伴う交流を取りやめておりましたが、令和3年度には樂山市との友好都市締結40周年を記念し、両市の交流の歴史などを紹介するパネル展や、小中学生の絵画作品展を開催したほか、青少年のオンライン交流などを行いました。今年度は4年ぶりに往來を伴う交流を再開し、姉妹都市締結60周年を記念したカーデナ市との相互訪問を実施いたしました。11月のガーデナ市訪問団の受入れの際には、市民団体が主催する歓迎

行事や中学校への訪問などが行われ、市民同士が徐々に直接交流を図ったところであります。

以上のとおりコロナ禍により往来を伴う交流を中断しておりましたが、現在はコロナ禍前の状況に戻りつつあるところでございます。なお、都市間交流に係る費用につきましては、都市や年度ごとの事業内容によって異なりますが、今年度のカーデナ市との相互訪問におきましては、当初予算で派遣及び受入れを合わせて約1,000万円となっております。

次に、(2)でございます。姉妹都市をはじめとする海外都市との直接の交流や在住外国人との交流は、市民の国際意識の醸成や異文化理解の促進及び地域の活性化に寄与するものと考えております。また、本市の在住外国人は引き続き増加傾向にあり、多様な文化や考え方に触れる機会を多く持つことは重要であると認識しております。姉妹都市及び友好都市と長年にわたり交流を重ねてきた中で、時代の変化とともに交流の在り方も変化し、締結当初は行われていなかった学校同士の交流が行われるなど、交流主体の範囲も徐々に広がってきているほか、コロナ禍の際にはオンラインを活用した新たな交流も行ってまいりました。今後も引き続き各都市と連携し、協議を行いながら、公式団等の相互訪問による直接の交流を図っていくほか、青少年の相互訪問につきましては、ホームステイにより他国の言葉や習慣、考えにじかに触れることで新たな世界を知り、視野が広がる機会となってきましたことから、来年度以降、順次再開していきたいと考えております。

また、今年度から新たな取組として、子どもたちの国際意識の向上を目的に、市川市国際交流協会の協力により、市内の小学校において在住外国人から異国の文化や習慣などを学ぶ講座を実施しており、将来の本市の国際交流を担う人材の育成にもつながるものと期待するところであります。今後も市川市国際交流協会をはじめ、地域で活動されている市民団体等と連携し、協力を図りながら、より多くの市民の異文化交流への理解や関心につなげていく取組を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁を伺いました。再質問はいたしません、国際交流って一言で言うと何なのかなって考えたんですね。私も議員になる前から国際交流はやっておりまして、30年近くなるんですけども、やはり最終的に目指すものというのは平和じゃないかと思うんです。国際交流に関わることで異文化を知り、異文化を理解し、海外にいろいろなお友達ができたり、情報交換ができるようになったり、そういう中で、やはりお互いの敬意や文化への理解、そういうものが進むことで、国境を越えて平和につながっていくのではないかなというふうに考えます。ですので、子どもたちの、青少年の派遣事業はぜひ続けていただきたいですし、これから市川市国際交流協会、I I Aの皆さんの活動も大変期待しているところなんですけれども、何のためにやるのかということ常を意識して、市川には外国人で住んでいる方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々とも連携をしながら、世界が平和になるための第一歩につながっているという気持ちで、これから私自身も国際交流に関わっていききたいというふうに思います。

最後に、先日、10月に来日しましたアメリカカリフォルニア州ガーデナ市からいらしていた市民団のお1人■■■■さんとお話ししたときに、市川はどうですかと聞いたんです。そうしたら■■■■さんが何て言ったかという、■■■■さんは日本に初めてきたんですけど、行くところ、行くところ、とても配慮されていて感激している、個人的な旅行として、ぜひ来年も来たいとおっしゃっていました。

現在、世界ではまだまだ紛争が続いています。一日も早く平和が来ることを願って、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 おはようございます。会派自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従い、初回より一問一答で質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1つ目、ケアマネジャーとの連携についてでございます。

そもそもケアマネジャーとは、厚労省のホームページによりますと、介護支援専門員のことで、要介護者や要支援者の方の相談や心身の状況に応じるとともに、訪問介護、デイサービスなどのサービスを受けられるようにケアプランの作成、それから市町村、サービス事業者、施設との連絡業務を行う者と書かれております。また、要介護者や要支援者の方が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けた者とされております。先般、ケアマネの方から次のような御相談をいただきました。(1)でございます。担当している利用者が、介護保険被保険者証を紛失した場合等で介護度が確認できない。そのために市に問い合わせるけれども、要介護度の情報を回答してもらえないことや、介護保険被保険者証が複数回、あるいは複数段階にわたって交付されるので、介護度の確認に時間がかかるという内容でございますが、改善できないでしょうかとお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えします。

被保険者の要介護度だけでは特定の個人を識別することはできないため、個人情報とは言えませんが、ケアマネジャーが保有する氏名、住所及び被保険者番号といった情報と組み合わせることで個人情報となります。このため、ケアマネジャー等から要介護度についての問合せに対しましては、個人情報保護の観点からお答えしておりません。また、近隣の船橋市や松戸市、浦安市なども本市と同様に、ケアマネジャー等へ要介護度はお答えしないと伺っております。

ケアマネジャーから御意見のありました介護保険被保険者証——以後、介護保険者証と申し上げます——を紛失したときの対応につきましては、被保険者本人、もしくは御家族などから再交付の申請をしていただくことにより介護保険者証を再交付することができます。再交付までの期間は、窓口での申請の場合は即日交付いたします。また、郵送手続による申請の場合は、申請の翌日には介護保険者証を発送しております。今後もケアマネジャーからの要介護度について問合せがあった場合には、要介護度の情報は個人情報の観点から提供できないことや、介護保険者証が紛失した場合には、再交付の手続をすることで、時間を要せずに要介護度が確認できることなど、丁寧な説明を行ってまいります。

次に、介護保険者証の表記についてです。市町村は介護保険法第9条の規定により、介護保険の第1号被保険者となる65歳になられた方に対して介護保険者証を交付しています。この時点で交付される介護保険者証には、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別のみが記載され、そのほかの欄は空欄となっております。この介護保険者証は要介護認定の申請等を行う際に市の窓口へ提出していただきます。その後、要介護認定を受けた被保険者には、要介護状態区分等や認定年月日、認定の有効期間等が記載された介護保険者証を新たに交付いたします。また、その他、要介護度の変更があったときなどにも再度交付いたします。今後ともこの介護保険者証のことに限らず、ケアマネジャーからの介護保険制度に関する問合せや相談に対しては、より分かりやすい丁寧な説明をしていくとともに、ケアマネジャーが利用者の視点に立って、きめ細やかなケアプランを作成できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。確かに個人情報の取扱いには留意しなくてはならない。おっしゃるとおりでございます。再交付手続をすることで、ケアマネの方が介護度を把握することができるのとことござい



ます。要支援、要介護という区分がございますけれども、認定調査で決定される介護度により、利用できるサービス内容や費用負担額が変わってまいります。御答弁の中にも、ケアプランという言葉が出てまいりましたけれども、利用者が直面している課題や支援方法、介護保険サービスの内容をケアマネの方がまとめる計画書のことでございますね。具体的にはヘルパーをどこにお願いするか、デイサービスは週に何回通うのか、月々幾らかかるのかなどが記載されております。一人一人によって生活の状況や疾患が異なるため、介護保険サービスの種類というのは様々ですね。ケアマネの方がケアプランを作成する上で必要でございますが、介護度を把握しなくてはならないということで必要なことでございます。行政としても、ぜひケアマネの方に寄り添っていただきたいと思っております。

また、御答弁にございましたが、介護保険証の表記につきましても、介護保険法の規定により、発行段階では空欄の箇所があるのですけれども、要介護認定を受けてから新たに交付されるということで、こちらも理解いたしました。

続いて、(2)サービス担当者会議における多職種協働の推進についてでございます。厚労省老健局において、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会が開かれ、2012年3月28日から12月27日までの7回開催され、翌2013年1月に中間的な整理がなされております。その中でサービス担当者会議の重要性が指摘されております。ケアプランを作成する場でもあるサービス担当者会議において、多職種が協働し多角的な視点で意見を出し合うということが重要だろうと考えます。そこで質問でございますが、サービス担当者会議の目的、またはどのような方々が参加しているのかということをお伺いします。

○稲葉健二議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えします。

サービス担当者会議の開催は、介護保険法に基づいた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定められており、ケアマネジャーが主催するとされています。この会議の目的は、利用者の支援に関わる関係者の情報共有、利用者や家族の意向確認、それぞれのサービスの課題の解決であり、ケアマネジャーが作成するケアプランの内容、方向性を決める重要な会議です。そのため、利用者本人や御家族の立会いの下、ケアマネジャーのほかデイサービスやホームヘルプサービスなどの介護事業所の担当者、医師、訪問看護師、リハビリ職などの医療関係者などサービス提供に関わる支援関係者が集まり、協議検討をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。サービス担当者会議には医師、看護師など医療関係者が参加しているということを確認いたしました。だが、日本医師会が作成した在宅医リーダー研修「多職種協働の実践」という資料によりますと、介護分野と医療の連携がうたわれてはいますが、十分ではないとの指摘がございます。多職種の連携には課題があるわけでございます。そこで、多職種協働の推進のために、市が実践している対策は何かということをお伺いします。

○稲葉健二議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えします。

介護と医療の両方を必要とする高齢者にとって適切なケアプランを作成するには、ケアマネジャーと医療関係者の連携が欠かせません。しかし、ケアマネジャーは福祉分野の専門職が多く、日頃、医療機関との接点が少ないため、ケアマネジャーと医療機関との連携は以前から課題とされておりました。厚生労働省では、中央社会保険医療協議会での提案を受けて、今後はかかりつけ医とケアマネジャーの連携強化に向けて、来年度の診療報酬改定において要介護の高齢者のかかりつけ医がサービス担当者会議に参加する機会を増やす方策を検討していく旨

の報道がありました。また、本市では、ケアマネジャーが医療職との連携を学べるように、平成28年度からリハビリ専門職と合同で研修を実施しており、本年度は新たに薬剤師との合同研修を開催いたしました。さらに、医療と介護の関係者の相互理解を深め多職種連携を推進するため、ケアマネジャーを含めた介護職と医師、歯科医師、訪問看護師などの医療職との会議や研修会なども開催しております。

このように、本市ではそれぞれの専門領域からの課題や、その対応策について意見交換することで、連携の重要性について認識を深めています。今後とも、ケアマネジャーをはじめ、介護や医療に関わる多職種が協働しやすい関係を築けるよう積極的に支援をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。本市でも介護と医療分野の連携が取られているということを理解いたしました。ケアマネの方がリハビリ専門職と合同で研修を実施しているということは、すばらしい取組だと思います。できるだけ医師がサービス担当者会議に出席していただきたいとは思いますが、診療時間の兼ね合いもありますので、かなわない場合もあるでしょう。オンライン形式も含めて、行政として何かできることがあればいいんじゃないかと思えます。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しております。65歳以上の人口は、現在3,500万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎えますが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年、令和7年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため厚労省においては、同年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しております。その先駆けとして有名なのが、広島県尾道市の公立みつぎ総合病院での取組です。地域包括ケアシステムの生みの親ともいえる同院の山口昇医師は、1970年代に脳卒中や心臓病などの手術を担う中で、手術が成功して退院した患者さんが半年から1年ほどたつと再入院してくるということに疑問を感じるようになったそうでございます。そこで、同医師が地域を回ってみたところ、食生活や室温の管理など、在宅生活での様々な問題点に気づき、病院での治療ではなく、訪問介護や訪問栄養指導の重要性を実感されたとしています。そこで寝たきりゼロ作戦として、1974年、現在の訪問診療や訪問看護に当たる出前医療をスタートさせたとされています。さらに、行政とも連携し介護施設を併設するなど、地域ぐるみのケア体制を構築されたということでございます。その地域包括ケアシステムの下で、地域の重度の要介護高齢者や医療の必要な高齢者が在宅で生活できるよう、近隣、家族の助け合いも含めた多様なサービスをコーディネートするのがケアマネの方の役割なんだろうと思えます。医療職などとも連携し、介護保険の利用者を手助けする重要な地位にあります。今後ともケアマネの方との連携が取れるよう要望いたします。

続いて、大項目の2つ目、清掃行政についてです。

(1) クリーンセンターについて。2023年10月18日、クリーンセンターの焼却炉が一時稼働停止いたしました。現在は3炉ある焼却炉のうち2炉が修理中であると、フル稼働していないという状況です。この問題は先順位者への答弁で明らかになった部分もございますので、重複しない範囲で質問いたします。

初めに、ア、今回の稼働停止、予見できなかったのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 クリーンセンターでは、予防保全のため、主要設備である焼却設備、破碎設備、排水処理設備、発電設備などの点検整備を計画的に行い、安定操業に努めています。今回の稼働停止については予見でき

ませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。恐らくそういう御答弁なんだろうと思いますが、続いて、イにつきましては、これは取り下げます。

そして、ウでございますが、建て替えの延期がなされておりますね。その建て替え延期と稼働停止に因果関係があるのかということ伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 現在のクリーンセンターは、当初20年間の操業期間を予定していましたが、延命化工事を行い、令和5年度まで操業する計画としました。そこで、令和6年度の稼働を目指し、次期クリーンセンター整備運営事業を進めていましたが、平成30年に東京オリンピック・パラリンピックなどの影響による建設費高騰により事業を延期し、建設費の動向を注視することとしました。このことから、現在のクリーンセンターは、令和10年度まで安定操業ができるよう整備計画を見直し、必要な予防保全を行っているところです。今回の操業停止との因果関係については、施設の老朽化は進んでいますが、このことが直接の原因であるかは不明です。稼働停止の原因などについては、第三者による調査分析を行っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。建て替え工事を延期した経緯についても御答弁いただきました。その判断について、いつ、誰がという情報を加えますと、2018年11月、当時の村越祐民市長です。御答弁にありますように、2020年に東京オリンピックが迫っており、建設費高騰を理由にしております。ただ、2020年12月22日、三橋規宏千葉商科大学名誉教授を会長とする本市の廃棄物減量等推進審議会は、市川市の一般廃棄物処理基本計画の改定についての答申書を当時の村越祐民市長に提出しております。その答申書では、延期している次期クリーンセンターの建て替えについて、新施設の完成まで約8年かかることから、既存施設の老朽化の状況と建設費の動向を考慮し、適切な時期に事業を再開するべきとしています。当時の村越祐民市長は、物価動向を踏まえて、その時期を判断するべきでしたけれども、結局、答申を受けても、任期中に建て替え工事には着手しませんでした。工事を延期していた間、老朽化した焼却炉に負荷をかけていたのではないかと思います。このような背景から、建て替え工事の延期と今回の稼働一時停止というのは因果関係があるのではないかとの指摘も成立し得ると思います。

そして、建設費高騰を理由に挙げていますけれども、議長の許可も得ましたので、こちらのグラフを御覧になっていただきたいと思います。こちらは一般財団法人建設物価調査会がまとめた建設資材物価指数ですけれども、ちょっと小さくてすみませんね。2018年と比べまして、建設資材価格は御覧のとおり上昇しているではありませんか。その背景というのは原油価格の高騰や円安などでありますけれども、このグラフは2021年で途切れておりますので、さらに直近の状況についても申し上げますと、2023年8月10日付日経新聞電子版でも、建設コストの高騰についての記事がございまして報じられております。現在、建設コストの高止まりが続いていると言えます。延期したことによって、逆に建設費、建設コストがかさむんじゃないですかという指摘もあり得ると思います。当時の村越祐民市長のクリーンセンター建て替え工事延期という判断は失策だと言わざるを得ません。政策判断の誤りによって市民の皆さんの生活に影響が出ておまして、ゆゆしき事態であります。早急に対策をお願いしたいと思います。

項目エとオにつきましては、先順位者への答弁で理解いたしましたので、ここでは触れません。

続いて、(2)ごみの減量に対する本市の考え方についてでございます。老朽化した焼却炉でごみを燃やし続けた結果、焼却炉に負荷をかけていたのではないかと先述しました。村越祐民前市長の失政、失策を批判する以上に大切なことは、こういった事態を打開する、根本的にごみの減量に努めることだと考えます。そこで、ごみの排出状況とごみの減量に対する本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市のごみ排出状況ですが、令和4年度の資源物とごみの総排出量は13万5,894 t、市民1人1日当たりの排出量は749 gで、市川市一般廃棄物処理基本計画の目標値を令和4年度に評価し、1人1日当たり排出量760 g以下を達成しました。また、近年のごみの総排出量は、平成30年度、約13万7,000 t、令和元年度、約14万 t、令和2年度、約14万2,000 t、令和3年度、約13万9,000 tとなっており、増加傾向にあります。この理由としては、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により在宅時間が増えたことが考えられます。

ごみの減量に対する本市の考え方は、令和5年4月に市川市一般廃棄物処理基本計画を改定しています。この計画では、令和12年度を目標年次として、1人1日当たり排出量720 g以下、資源化率30%以上、焼却処理量10万3,000 t以下、最終処分量3,700 t以下といった4つの数値目標を掲げています。また、これらの目標を達成するために、分別の徹底に向けた広報啓発の強化、食品ロスの削減、プラスチックごみの削減、リユースの推進など、13品目を重点的に取り組む事項として掲げ、ごみの減量・資源化に取り組んでいます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。具体的な数字も出していただきました。ごみの減量は着実に進んでいるとの認識です。御答弁の基本計画に出てまいりました13項目の重点的に取り組む事項について、具体的にどのような取組や周知をしているのかということにつきまして、再質問いたしまして、教えていただけますでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 目標を達成するために行っている具体的なものとしては、市民、事業者、行政の3者が一体となり、ごみの減量・資源化、食品ロス削減などに取り組むごみ減量・資源化協力店制度の実施、市民と連携し、協働でごみの減量に取り組む循環パートナー制度の活用、家庭で出る生ごみの減量を促進するためコンポスト容器等購入費補助制度の実施、小学生を対象とした環境学習や自治会などに出向き出前説明会などに取り組む、周知に努めています。この出前説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一時控えていましたが、ごみ減量・資源化に向け、今後強化してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。ほかの市の例、例えば柏市環境部廃棄物政策課のページを見ますと、小売業者さんに御協力いただくこととして、パック売りだけでなく、ばら売りや量り売りも行えば消費者が余った食品等を廃棄せずに済みます。品質管理上、パック詰めというものはやむを得ない部分もあるかもしれませんが、こういった協力店には何かしらの税制上の優遇措置があってもいいんじゃないかと思います。あとは、過剰包装を抑制し、簡易包装の推進も策として挙げられます。消費者が開けた後、包装紙を廃棄しないで済むわけでございますね。また、大阪府摂津市の生活環境部環境業務課では3きり運動、3つの切りの運動が紹介されております。家庭から出るごみの中で最も多いのが生ごみで、そのほとんどが台所から出る食材の生ごみと言われております。この中には調理されずに捨てられたもの、食べ残しや食品ロスが多数含まれております。

3きり運動とは、買った食材を使い切る使い切り、それから食べ残しをしない食べ切り、生ごみの水を切る水切りの3つの切りを合わせたものですね。このような取組も、申し上げたところを交えて、本市の広報、周知等で参考にいただければと思います。

さて、本市の取組についても理解いたしました。その一方で、課題は認識されていますでしょうか、質問いたします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市が抱えている課題としては、ごみの最終処分を他市に依存していること、また、燃やすごみの中には資源化が可能なものが混入しており、分別が不十分であることなどがあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。やはり最終処分場の問題も確かにあろうかと思います。さらに質問して恐縮ですが、燃やすごみの中には資源化可能なものが混入しており、分別が不十分であるとの課題もあるとのことですが、燃やすごみの組成と資源化できるものとしてどのようなものが含まれており、結果から見えることについても御質問いたしたいと思います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 燃やすごみの組成として多くを占めるものとしては、生ごみが約35%、紙類やプラスチック製容器包装類の分別すれば資源化できるものが約25%含まれています。ごみの減量・資源化をさらに進めていくためには、生ごみの減量と資源化できる包装紙、紙袋などの雑紙類、発泡トレイ、包装フィルムなどのプラスチック製容器包装の分別の徹底が重要であると認識しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。発泡トレイや包装フィルムなどプラスチックごみの分別が必要とのこと、私もごみを出す際、留意いたしたいと思います。

大変恐縮なんですけれども、もう1点質問がありまして、先ほど御答弁の中に出てきましたコンポストにつきまして、これは枯れ葉や野菜、魚といった有機物を微生物の力で発酵、分解させ堆肥化させたものを指します。いわゆる堆肥ですね。そのコンポストの購入費補助につきまして、市民の方からちょっと聞かれたものですか、補助金額の上限等を教えていただけますでしょうか。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 コンポスト容器は家庭から出たごみなどを土と混ぜて容器に入れることにより、土の中の微生物の働きにより生ごみを堆肥に変えるものです。本市では、コンポスト容器を購入される方を対象に、容器1基につき購入価格の2分の1、3,000円を上限として補助しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。助成の費用についても伺いました。ありがとうございます。このごみの減量は市民の方お一人お一人に御協力いただく必要があります。今後も具体的な数値を掲げていただきまして、市民の皆さんへの周知、どうぞよろしく願います。

続いて、大項目の3つ目、本市における救急搬送の体制について話を移します。

私たちは、いつ何どき病気で倒れたり、あるいは事故で傷病を負うかは分からず、いつでも、どこでも救命救急医療を受けられるというのが日々の安心感につながっております。日夜消防の現場、また医療の現場で奮闘さ

れている関係者の皆さんには感謝の念に堪えません。私が当選する前、市川市議会におきましても救急搬送の事案があったと聞いていまして、その際、消防局の方々には大変お世話になりました。

さて、初めに本市における救急搬送体制の現状、救急の出動件数などにつきまして伺えますでしょうか。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

救急搬送体制の現状ですが、本市では、11の消防署と出張所につきまして13台の救急車を配置するほか、全ての救急車が出動し、かつ重症の救急事案が発生した場合には、9時から17時までの間、日勤の消防局職員で編成される日勤救急隊が出動する体制を整えております。昨年はコロナ禍ということもあり、日勤救急隊や非常用救急車など、最大15台の救急車を運用し、過去最多の2万7,114件の救急出動がございました。本年の救急出動の件数については、令和5年11月30日時点で2万6,252件の出動があり、前年の同時期と比較いたしますと、さらに1,740件増加しているものの、コロナ禍にありました昨年に比べますと、医療機関の受入れ体制が改善してきているために、1件当たりの所要時間が昨年よりも短くなっていることから、日勤救急隊の出動件数は減少しております。

次に、救急出動の事故種別の主な内訳でございます。令和5年11月30日現在、急病が1万7,728件と最も多く、一般負傷が3,981件、交通事故が1,317件で、これらの事故が全体の約88%を占めております。この傾向は過去5年間、同様に推移している状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。具体的な件数についても伺いました。消防庁「令和4年版救急・救助の現況」というものによりますと、救急車の全国平均の到着時間は9.4分と言われております。また、日本医師会の救急蘇生法についてのホームページなんか見ますと、心停止から1分ごとに救命率は7ないしは10%下がりますと書かれております。傷病者発見から救急車到着までの間に私たちにできることがあります。一般市民の方による迅速な救急通報、迅速な救急蘇生は、救急隊、医療機関での処置と比べましても、心停止患者の救命、社会復帰により多く貢献すると言われております。まずは私たちにできることがあるでしょう。それと、いち早く医師が主導して治療を行える体制が重要ではないかと考えます。既存の救急車には救急隊員が乗っていますが、医師や看護師が乗って救急搬送中に治療が行えるドクターカーが、まさに走る治療室として注目されております。例えば隣の船橋市の消防局におきましては、24時間医師が同乗して出動するドクターカーを船橋市立医療センターの敷地内にある救急ステーションに配備しています。TBSの番組「Nスタ」でも取り上げられておまして、船橋市消防局の指令で特別救急の要請で出動いたしまして、救急ステーションから隣の病院でお医者さんを乗せまして、傷病者がいる現場に向かうと。そういう場合もあれば、ほかには、既に傷病者を搬送中の救急車と、それからドクターカーとドッキングする。ドッキングさせた後、医師が病院に搬送するまでの間、処置を行う場合なども紹介されていまして、柔軟に運用されているのかなという印象を受けました。そして、重篤の患者さんを搬送中に処置することで回復の兆しが出たという様子が放映されておりました。大変活躍しているという印象です。ほかにもドクターカーはさいたま赤十字病院、済生会宇都宮病院など、挙げれば切りはありませんけれども、導入されています。

そこで、(2)本市におけるドクターカーを導入する考えについて。前述したように、近隣市ではドクターカーがおりまして、医師が現場に来ますけれども、本市にはドクターカーがなくて地域間格差があるのではないのかと思うんですね。本市におけるドクターカーを導入する考えについてお尋ねします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

本市では、平成25年に順天堂大学医学部附属浦安病院とラピッドレスポンスカーの運用に関する協定を締結し、ドクターカーの分類の一つであるラピッドレスポンスカー、いわゆるラピッドカーが市内全域に出動する体制を整えております。ラピッドカーには患者を搬送するストレッチャーはございませんが、緊急自動車として登録され、病院の医師と看護師を乗せて救急現場へ出動するほか、あらかじめ決められたドッキングポイントで救急隊と合流し、連携して活動することを原則としている点につきましては、近隣他市のドクターカーとの違いはございません。また、ラピッドカーの目的は、早期に医療の介入を行い、救急隊では不可能な高度な医療を提供することとしているため、119番通報時に心肺停止をはじめ脳血管疾患や心疾患、あるいは重症の外傷など、緊急度や重症度が高い重症の傷病者が発生した救急事案に出動しております。今年に入り、ラピッドカーが本市に出動した件数は、11月30日現在で275件あり、おおむね1日1件の出動がある重要な医療資源でございます。

消防局では、ラピッドカーとの連携体制が円滑に進んでいることから、新たにドクターカーを導入する状況にはないと考えております。重要な医療資源であるラピッドカーとの連携体制を維持しながら、市民が安心して生活できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。順天堂浦安病院所属のラピッドカーが導入されているとの御答弁でございました。搬送中に重症者に治療を行っていると同いまして、安心しました。ただ、これは市川市内の病院じゃないんですね。また、船橋市と違いまして、消防局の救急搬送体制に直接組み込まれているというわけでもありませんでして、また、ストレッチャーがない車両であるとも伺いました。ところで、このラピッドカーの出動件数、275件あったとのことですが、そのうち医師が処置した件数を再質問いたしたいと思います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

本年11月30日までにラピッドカーが本市に出動した275件のうち、医師が救急現場に到着して医療行為を行った件数は、約半数に当たる134件でございました。ラピッドカーの医師は救急現場に必要な薬剤を投与するほか、外傷などでエコー検査により臓器の損傷の有無などを早期に発見し、診断することができます。救急現場で医師が早期に診断を行うことは、医療機関に到着後の治療を速やかに行い、患者に後遺障が残るリスクを軽減し、治療後の良好な社会復帰につながっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。

続いて、(3)番ですね。本市がドクターカーを導入した場合の救急搬送体制の中の位置づけについてお尋ねします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

ドクターカーの分類の一つであるラピッドカーは、119番通報時に意識や呼吸がない、20分以上胸痛が続いている、あるいはしゃべりづらいなどのキーワードによって、指令管制員が緊急度、重症度が高いと判断した場合にラピッドカーを要請するほか、救急現場に到着した救急隊員が傷病者の状態からラピッドカーを必要と判断した場合も要請することができます。また、ラピッドカーの活動は、医師が救急現場で早期に医療行為を開始するほか、救急現場に到着する前から救急救命士が行う点滴や器具を使った気道確保などの特定行為に対する指示を

与えるなど、救急現場に到着する前の早い段階から、救急隊と協力して早期に重症傷病者への医療行為を開始するための連携を図っております。さらに、救急現場に到着した医師や看護師は救急車に乗り込み、傷病者の状態に応じた医療行為を行いながら医療機関に搬送するほか、必要な処置を行った後に、他の重症患者が発生した場合には、状況により、引き続き他の現場に出動することもございます。

このように、救急搬送体制における位置づけとしては、医師や看護師等が救急現場に出動して、重症の傷病者に対していち早く医療行為を行うことができることから、ラピッドカーが救急隊とともに市民の生命を守る両輪として、本市の救急医療を担う協力関係にございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。

そして最後、(4)ですね。本市がドクターカーを導入した場合、既存の救急車とのすみ分けがどうなるかというについても伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

ラピッドカーは既存の救急車との同時出動を原則としております。また、複数の重症の傷病者の事案が同時に発生した場合には、医師が優先順位を判断し、より緊急度、重症度の高い事案に出動いたします。既存の救急車とのすみ分けについては、ラピッドカーと救急隊が連携した救急救命活動を行っており、既に円滑な協力体制が構築されているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。重要度が高い事案について、その時々判断がなされていると御答弁でございました。ありがとうございます。現状、順天堂浦安病院のラピッドカーとの連携は取れているということですが、船橋市のドクターカーの事例も気になったものですから、少し言及いたしますと、船橋市立医療センター救命救急センター長の境田康二氏の文章も引用いたしますと、ドクターカーによる直接的メディカルコントロールとして、救急救命士の国家資格を取得後、最低1年間は特別救急隊勤務となり、ドクターカーで現場活動を経験する、これは、医師とともに救急現場活動を行うことにより、ドクターカー同乗医師からの直接指導が可能となる、また、管轄救急隊で数年活動した後も、再び特別救急隊に勤務することで、救急救命士の再教育の場にもなっている、間接的メディアコントロールとして、船橋市立医療センターの敷地内に救急ステーションが存在することで、日頃から医師と救急隊員との顔の見える関係が構築しやすくなっている、また、現場活動を一緒に行うことでプロトコルの作成や実施が同じ目線で行うことができるメリットもある、ドクターカー運用開始後20年以上経過するが、同乗医師、救急救命士、救急隊員、指令課員などが参加して、月に1度、ドクターカー連絡協議会が継続して開催されている、問題となった症例の事後検証や現場活動を行った経緯から、勉強会の実施等、このドクターカーの果たす役割は非常に大きいと述べられています。救急ワークステーションは救急救命士の教育の場としての機能が備わっております。医療機関と消防機関との連携を図ることで効果的な研修体制を確立することが目指されていると思います。本市においても、ラピッドカーの運用と同時に、医療と消防の連携を通じて、救急救命医療の体制を確固たるものにしていただきたいと思います。

最後に田中市長、政治とは命を守ることというのが市長の政治理念かと存じます。私もそう思います。市民の命がかかっておりますので、救急搬送体制というものを確固たるものにしていただきたいと思います。一言申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。



~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

質問者、石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員 会派市民クラブに所属しております国民民主党の石崎ひでゆきです。通告に従って一般質問を行います。

大項目1つ目、障がい者福祉について伺ってまいります。

(1)重症心身障がい者の通所施設が行徳地区で不足していると思うが、本市の認識についてから伺ってまいります。全ての方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、身近な場所において必要な日常生活、または社会生活を営む支援を受けられる環境を自治体が整備をしていく責務があると考えます。しかし、現状そのような環境がしっかりと整備できているのか甚だ疑問なところもあります。日常的な医療ケアが必要である重症心身障がい児が特別支援学校を卒業した後、通い先である生活介護事業所は少ないと考えます。特に行徳地区では少ないと思います。私はそう思っています。特別支援学校卒業後の通い先がないと、本人の外出頻度の減少、御家族の介護負担の増加につながり、家族全体の生活が立ち行かなくなることも考えられます。行徳地区に住む医療的ケアが必要な障がいをお持ちの方が、身近な場所において日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活介護事業所を充足していただきたいと思うのですけれども、本市の現状の認識を伺います。あわせて、今後の対策の方向性も伺いたいと思います。

○つちや正順副議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えいたします。

重度の知的障がいと肢体不自由が重複している重症心身障がい者の方の中には、日常的な医療的ケアを必要とする方が多くいらっしゃることから、受入れが可能な生活介護事業所には限りがございます。令和5年11月1日現在、市内で医療的ケアに対応できる生活介護事業所は7か所で、医療的ケアを必要とする15の方が、曜日ごとに異なる事業所に通っておられます。そのうち行徳地区の事業所は2か所です。また、本年8月に重症心身障がい者や医療的ケアが必要な方とその御家族に障がい福祉サービスのニーズ調査を実施いたしました。その中で、行徳地区にお住まいの方からは、新たな生活介護事業所の開設を要望すると回答された方が多くいらっしゃいました。このほかにも、現状では本人の障がいの特性、家庭の事情に合わせた選択肢が限られてしまうとの声も伺っているところであります。令和3年6月制定、同年9月から施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法では、国、地方公共団体の責務として、居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう施策を講ずることとされております。このことから、地域的に不足するサービス提供体制を解消していくことは、市にとって解決すべき課題であると認識しております。

次に、本市がこれまで行ってきた医療的ケアを必要とする方の通い先の確保に向けた取組についてです。まず、受入れ可能な事業所を増やすという観点から、本市独自に生活介護事業所の開設や運営に係る一定期間の経費や加配看護師の件費相当額を支援しております。また、通い先を確保するという観点からは、特別支援学校を通じて本人と家族の進路先の意向把握と事業所との受入れ調整を行っているほか、市川市自立支援協議会内に設置している重症心身障がい児者サポート会議において、受入先に関する関係者間での協議や、相談窓口、支援

事業所の紹介ガイドブックの発行、配布などきめ細やかな支援を行っているところであります。

今後の対策の方向性につきましては、生活介護事業所の受入れ人数の拡大とともに、行徳地区での生活介護事業所に対するニーズに対応してまいりたいと考えております。このため、本年8月に市内生活介護事業所を訪問し、現場の確認とヒアリング調査を実施いたしました。事業所からの看護師などの医療従事者を新たに配置することや、一定の広さを確保することが難しく、新たに受入れ枠を増やすことは難しいとの回答が多く、特に市街化区域で比較的地価の高い行徳地域で新たに事業所を開設する際には、家賃等の負担が大きいとの回答もございました。

本市といたしましては、これらの事業所からの御意見等を踏まえ、これまでの支援策に加えて、今後どのような対策が効果的か、現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。市川市が医療的ケアを必要とする重症心身障がい者を受け入れる事業所に対し、ハード面、ソフト面、両面から積極的に支援を行ってきたことは理解いたしました。本当にありがとうございます。高く評価します。また、行徳地区の受入れ可能な生活介護施設が不足しているという認識、そして受入れ拡大や行徳地区への展開など調査を行っているが、課題もあり、なかなか成果を出すことに至っていないということも確認ができました。理解しました。

そこで再質問です。今後、行徳地区に医療的ケアを必要とする方を受け入れることができる生活介護事業所を増やすため、市川市は具体的にどのように取り組むのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 池田福祉部次長。

**〇池田孝広福祉部次長** お答えします。

先ほど御答弁申し上げました事業所からのヒアリング結果を踏まえますと、看護師の person 費、医療機器の購入費用、運営に当たっての土地代や家賃等の軽減を図る方策が必要であると考えます。まず、看護師の person 費の負担軽減につきましては、現行の看護師の加配に関する補助制度の拡充、人材派遣の費用助成のほか、看護師以外の職員が喀たん吸引等の医療ケアを行うことを可能とする研修費用の助成制度の創設などを検討しております。また、医療機器の購入費用や家賃等の負担軽減につきましては、現行の補助制度のほか、国の施設整備の補助金を活用した民間事業所の誘致も併せて検討しているところでございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 前向きな御答弁だと思います。ありがとうございます。ぜひ生活介護事業所の誘致ができるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

もう少しお聞きいたします。通い先の生活介護事業所の確保も大切ですが、緊急時に日帰りや泊まりまで預かってもらえる医療型の短期入所施設も欠かせない施設だと思います。市川市内に必要なという声がたくさんあると思いますが、本市の認識と今後の方策について伺います。

**〇つちや正順副議長** 池田福祉部次長。

**〇池田孝広福祉部次長** お答えします。

医療的ケアを必要とする方が、御家族の体調不良や事故などの緊急時に日帰りや泊まることができる医療型の短期入所事業所は本市にはありませんので、市外の事業所を利用せざるを得ない状況にあります。先ほど御答弁申し上げました8月の当事者アンケートにおきましても、緊急時に利用することができる短期入所が必要であるとの回答が半数以上ありました。医療型の短期入所事業所の市内開設につきましては、これまでも議会や当事

者、その御家族の皆様からも同様の声をいただいております。本市における長年の課題であると認識しております。

次に、開設に向けた取組でございますが、開設には看護師の24時間配置、緊急事態に備えた広域的な医療連携体制の構築が必要でありますことから、千葉県との連携が不可欠であります。このことから、本市としては、千葉県が実施している病院、診療所や介護老人保健施設を対象とした開設経費の補助やコンサルティングなどの支援策を市内団体が活用できるよう取組を進めているところであります。また、令和5年11月29日には、千葉県と合同で市内の病院や診療所、介護老人保健施設を対象に医療型短期入所事業所開設説明会を開催し、14団体に御参加いただきました。説明会後のアンケートでは、前向きに開設を検討しているとの回答を複数団体からいただいております。本市といたしましては、今回の取組をきっかけとして、千葉県との連携をより深めていくとともに、医療型の短期入所事業所の開設に向けて、市内団体への働きかけや情報提供を行うなど、引き続き努力を重ねてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。ぜひ市川市内に医療型の短期入所施設が開所できるよう、千葉県と連携を強化しながら、引き続き取組をよろしく願います。今回、重症心身障がい者をメインに質問したんですけれども、ほかにもいろんな障がいを持たれている方がたくさんいるんです。ここを重症心身障がい者で区別することなくて、全ての人がこの地元市川で本人の障がいの特性、家族の事情に合わせた進路が選択できるように、そして、彼らが安全に楽しく通える施設を市川市内につくっていただきたいと思います。市長、ぜひよろしく願います。

次に行きます。(2)の児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所についての市内の設置状況と課題について伺ってまいります。今実際にこの市川市内にこの施設はどの程度存在をしているのか、また運営できているのか。そして、これを利用するに当たってどのような課題があるのか、市川市の認識について伺っていききたいと思います。

**〇つちや正順副議長** 鷺沼こども部長。

**〇鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

本市における児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数は、令和5年10月1日現在で、児童発達支援事業所が67か所、放課後等デイサービス事業所が89か所となっております。

これらの事業所は、そのほとんどが民間による運営であり、各事業所は子どもの発達状況に合わせて体をコントロールする力をつける運動プログラムや、学習のサポートプログラム、さらには、着替え、食事、排せつのほか、日常生活を送るために必要な動作を練習するプログラムなど特色のあるサービスを提供しております。そのため、利用の際は、保護者は各事業所の特徴を知る必要があることから、療育プログラムの内容や送迎の有無など、各事業所の情報を市公式ウェブサイトに掲載しております障がい児通所支援事業所及び相談支援事業所一覧にて参考とするほか、障がい福祉サービスをサポートする相談支援専門員を活用して情報収集を行ってまいります。なお、現状では、保護者の方は御自分で情報収集される方が多く、多くの事業所がある中で、事業所を比較検討することは難しい状況であることが課題であると認識しているところでございます。

以上です。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。大変多くの事業所があることが分かりました。各事業所には特色があり、子どもに適した事業所を選ぶことは非常に大変なことだと思います。御両親が時間をかけて、手間をかけて電話をし、事業所を訪問するなど、大変だと思います。

そこで再質問させていただきます。船橋市では、事業者団体主催で10月19日に放課後等デイサービス・児童発達支援合同説明会が開催されました。浦安市においても、市主催で10月31日に障がい児福祉サービス事業所合同説明会が開催されました。船橋市で開催された合同説明会は、実際に私も足を運び、見学をさせていただきましたけれども、大変多くの方が参加をされ、熱心に事業者の方とお話しされていたのが印象的でした。このような合同説明会は、事業所を探している保護者が事業所を実際に見ることはできませんけれども、そのスタッフと直接話をすることができます。しかも、複数の事業所と1回で比較をすることができますので、非常に利便性も高く、子どもにとって適切な事業所を探しやすいと考えますが、市川市ではこの児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの事業所の合同説明会を開催できないか伺います。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

御質問の合同説明会は、事業所から直接説明を聞き、その場で質問もできることから、事業所の比較もしやすく、療育の様子が具体的に理解しやすいため、お子さんにとって、より適切な事業所を探すことができる利便性の高い機会であると考えております。既に実施している他市の状況などを確認した上で、保護者や事業所の皆様の意見を伺いながら、実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。今回の御答弁から、来年度には開催していただけるのかなという希望を感じました。本当に、ぜひこれを実現していただきたいと思います。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する市川になるようお願いして、大項目1つ目、本市の障がい福祉についての質問を終わりたいと思います。

次に、教育行政についてであります。

アントレプレナーシップ教育について伺っていきます。先日、母校である千葉県立千葉商業高等学校が100周年記念ということで、記念式典にお招きをいただき、卒業生として私も出席をさせていただきました。その式典の中で、来年度から商業科にアントレプレナーシップコースを新設するということが発表され、そこに千葉県知事の熊谷知事も来ておられました。高校生に本格的な起業家育成を目的とした教育を行うということは非常に大切なことだと思います。1年生は共通科目になるそうですけれども、2年生から専門教科を学ぶことになるそうです。県内では、千葉市が小学校から高校生を対象にして、ちばっ子商人育成スクールというものを2019年から取り組んでいるそうです。市川市はどのようなことを取り組んでいるかという思いで今回のアントレプレナーシップ教育についての質問を通告させていただきました。私は、22歳から起業した経験があり、ようやく起業家育成に関して、教育にも光が当たってきたなというふうに思うんですけど、この起業するというものにはチャンスもあるんです。成功もありますけどリスクもあります。教え方が非常に難しいと思います。

そこで、教育委員会としてアントレプレナーシップ教育について、現在どんな取組をしてきたのか、また、まだ取組をしていない場合はどのような認識を持っているのか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

アントレプレナーシップ教育とは、起業家に求められる性質や資質、能力を育成する教育であります。起業家に必要とされる精神とは、チャレンジ精神、創造性、探究心などであり、資質、能力とは、情報収集力、分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等であり、これらはこれまでも学校教育において大切にされてきたものです。現在、各学校では学習指導要領を踏まえ、実社会、実生活上の課題の解決に向けた

問題解決的な活動を柱とした主体的、対話的で深い学びを推進しており、アントレプレナーシップ教育を中心とした取組は行っておりません。しかし、学校教育で行われる全ての教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育と定義づけられていることから、学校教育の推進がアントレプレナーシップ教育の目指す資質、能力を育成することにつながると認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。じゃあ、再質問なんですけれども、学校現場ではどのように認識しているのか、御存じだったらお答えください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和4年11月、政府によりスタートアップ育成5か年計画が取りまとめられ、文部科学省もアントレプレナーシップ教育を小中学生や高校生に対しても実施することで、起業やチャレンジを身近に感じ、積極的に行動することができるよう示しております。現在、アントレプレナーシップ教育については、県より配布されたイベントなどの紹介を教育委員会より行うだけにとどまっているため、学校現場の認識は十分とは言えません。しかしながら、アントレプレナーシップ教育が目指す資質、能力の育成につきましては、これまでもキャリア教育として、小学校から高等学校まで発達の段階に応じて学校の教育活動全体を通じて行われていることから、既存の教育との関連を考えながら、アントレプレナーシップ教育の推進に努めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございます。そうですね。まだ国が方針を示してそんなに時間がたっていないから、学校教育の現場でなかなかこれに取り組むのは難しいと思います。でも、始まっていますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいということで、次の質問に行きます。

今後の取組についてです。教育委員会は、今後どのように取り組んでいこうと考えられているのでしょうか、お願いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

今後の国や県の動向を踏まえ、周知に努めるとともに、アントレプレナーシップ教育の視点を持たせた教育活動が行われるよう、教育委員会として各学校への指導、助言に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。これを教える人を集めるのはなかなか難しいと思うんですね。ですから、地域の方と連携したり、また、大学と連携したり、様々な連携があると思います。しっかりとこのプログラムをつかって、学校現場にアントレプレナーシップ教育を根づかせるように、よろしくお願いします。

再質問ですね。助言って具体的にどんなことをしていくんでしょうか。多分本当に難しいと思うんですけど、その辺ももし分かればお願いいたします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

千葉県では、千葉市が平成22年度から千葉大学と連携し、小中学生向けのアントレプレナーシップ教育講座を

行うなど先進的な取組を行っております。現在、学校が進めている探究的な活動におけるキャリア教育をアントレプレナーシップ教育の視点で見直し、東京証券取引所が出前授業として行っている起業体験プログラムなど民間の起用や、千葉市などの先行事例も含めたアントレプレナーシップ教育の推進に役立つ情報の提供などを各学校に対して行ってまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** ありがとうございます。ぜひこの教育がまた始まりましたら、我々議員のほうにも教えていただければと思います。非常に期待をしています。

最後に教育長、アントレプレナーシップ教育についての教育長のお考え、もしあればお願いいたします。

**〇つちや正順副議長** 田中教育長。

**〇田中庸恵教育長** それでは、私から御答弁をさせていただきたいと思います。

このアントレプレナーシップ教育でございますけれども、今、答弁の中にも、また御質問者からもございましたけれども、県立の千葉商業高等学校さんのほうで千葉大学と連携をして、今進めているということで、何かお聞きしますと、成果もずっと上がってきて、その成果を積み上げているというようなお話も聞きます。それから、令和6年度に同校において、商業科ですけれども、このアントレプレナーシップコースというものができるといって、これまたいろいろな大きな意味でのこれからの進路指導にもプラスになるのではないかなと、そのような期待を大いに持って、このコースを見詰めているところでございます。

さて、教育委員会でございますけれども、教育委員会といたしましては、義務教育においてはキャリア教育というのがございますので、キャリア教育の中の、例えば起業家の方々の心構えというんですかね。先ほど精神という答弁がありましたけれども、精神であったりとか、あるいは資質、能力、そういうものが子どもたちにとって非常に有益に機能していくというふうに思いますし、これから子どもたちが自己実現を図っていく過程にも非常に有効になっていくのかなというふうに、この教育を捉えております。したがって、義務教育におけるキャリア教育とこのアントレプレナーシップ教育のエキスをいかに活用して、エッセンスの部分うまく絡めながら、キャリア教育の中で進路指導にも活用していきたい、そして充実させた進路指導を子どもたちに提供していきたい、かように考えている次第でございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 教育長ありがとうございました。まとめていきたいと思います。日本のアントレプレナーシップというものは、世界的にも最低水準だと言う人もいます。起業家を育成することによって日本の未来を切り開くことも非常に大切だと思います。その反面、大きなリスクも伴っているのが起業ですね。アントレプレナーシップコースの先にある起業だと思いますけれども、その辺をうまくバランスを取って教えていただいて、市川市でもこのアントレプレナーシップ教育が根づいていくことを期待したいと思います。

この質問は以上です。

次に行きたいと思っております。大項目3つ目、本市の一般職員の働き方改革についてであります。

12月22日の千葉日報に、「808事業所が法令違反」大きな記事が出ました。違法時間外労働時間、46%が増えているよ、こういう形です。これは千葉日報の記事です。この中では、過労死ラインとされる月80時間以上の違法な労働時間が199の事業所で確認された。長時間労働が原因と疑われる労災請求は、脳・心筋梗塞が30件、精神障がい108件あり、同局——これは労働基準局ですね——は11月の過労死防止月間に合わせて指導監督を重点的に行ったという記事があります。マスコミも市民も非常に注目を集めている、そんな労働時間、働き方改革で

はないかなというふうに思っています。何でこの質問をするかという、職員の満足度を上げていくことが市民サービスを上げていくことにつながるというのが私の考えです。民間では従業員満足度、E Sが高い企業では、生産性や顧客への対応、モチベーションが高い傾向にあると言われていています。また、離職率の低下や顧客満足度、C Sの向上などメリットがたくさんあると言われていています。市川市に置き換えれば、職員の満足度が高くなれば生産性が上がる、そして市民への対応、モチベーションが上がる、離職率が低下するなど様々なメリットがあるという点で、今回のこの質問をさせていただきます。

まず初めに、市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則についてのア、時間外勤務に関する第14条の2第2項の規定において、「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に」とありますけど、これはどんな状況を指しているのでしょうか。通常45時間以内の時間外勤務とされていますけれども、「予見できない」、この文言から始まる部分、これについての説明をお願いいたします。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

御質問にありましたとおり、本市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則——以下勤務時間等規則と申し上げますが、そこでは、時間外勤務を命ずることができる時間は月45時間、年360時間以内——以下限度時間と申し上げますけれども、この時間を基本として、月100時間未満となる通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴う必要がある場合や、上限の定めがない災害その他避けることができない事由によって臨時的必要がある場合といった例外を設けています。御質問の月45時間、年360時間以内は、先ほども申し上げましたとおり、原則の限度時間となっております。また、勤務時間等規則の規定では、労働者に時間外労働等をさせる際の条件を定めました労働基準法第36条の規定に準じ、この文言を同様に定めたものであります。この労働基準法に規定されております100時間未満の通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い必要がある場合につきましては、国は全体として1年の半分を超えない一定の限られた時間において、一時的、突発的に業務量が増える状況等により、限度時間を超えて労働させる必要がある場合を言うとしまして、こうした状況の一例として規定をしたものであるとしています。本市におきましても、この国の解釈と同様に解しております。一例を挙げれば、予算や決算などの業務が該当するものと認識しております。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 答弁ありがとうございます。この規定を読んでいる人と、職員と、また法務部と見解が大分異なるのかなと思います。予算や決算というのは毎年訪れることであって、残業時間が多くなる、時間外勤務が多くなる部署というのはほとんど固定化されている中で、予算や決算が通常予見することができない、こういうことでは、働いている者としては、職場の人たちにとっては非常に理不尽だと思わざるを得ないですね。100時間を超える人も市川市はいるんです。その部署はほとんど固定されていますから、そういう点ではちょっと認識に違いがあるのかなと思いますけども、この認識は分かりました。

そしたら、次に行きます。本市職員は、時間外の勤務、これを定められているわけですけど、時間外勤務を命ずる時間の上限を守っていかなければいけないんですけど、そのチェック機能について、どのようになっているのでしょうか。月45時間、そして年360時間を超えて時間外勤務を命ずることができる要件というものと、どうやって判断をして、誰が判断しているのか伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

原則である月45時間等の限度時間を超えて時間外勤務を命ずることができる要件に該当するかどうかの判断

は、本市の事務決裁規程等の規定に基づき、市長等の任命権者に代わりまして職員に時間外勤務を命ずる権限が与えられた管理職員が行っております。例えば、主幹級以下の職員に時間外勤務を命ずる権限は課長等に与えられており、その課長等が職員ごとに判断をしております。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 それでは、再質問ですけれども、限度時間を超えての時間外勤務を命ずることができる要件の判断は、時間外勤務を命ずる権限を有する管理職が行っているとのことですが、その判断が適切なのかというチェックをする必要があると思います。その判断のチェックをしているのはどなたでしょうか、伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

職員に月45時間等の限度時間を超えた時間外勤務命令の適正につきましては、時間外勤務を命ずる権限を有する管理職員に対し、その対象職員や理由などを記載した時間外勤務命令通告書を総務部職員課に提出するよう求めています。そして同課におきまして、同通告書に基づき、限度時間を超えた時間外勤務命令ができる要件等を含め、命じた判断が適切かどうかの確認を行っております。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 再々質問です。限度時間を超えて時間外勤務を命ずることができる要件の判断が適切かどうかのチェックは総務部職員課において行っているとのことですが、そのチェックは職員に時間外勤務を命ずる前に行われなければ意味がありません。そのチェックは事前に行われているのでしょうか、伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先ほど御答弁しました時間外勤務命令通告書は、月45時間等の限度時間を超えて時間外勤務を命ずることが予想される段階で、事前に提出を求めています。これは勤務時間等規則の運用において定めているところであり、時間外勤務を命ずることができる要件の判断の確認は事前に行うことを基本としています。しかしながら、急遽、限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要が生じたなど、不可避の理由により事後に提出される場合もあり、事後の確認となることも多々見受けられているところであります。この状況を踏まえ、今後はこのような場合においても、事前に管理職員の判断が適切であるかどうかを確認できるよう、事前提出の徹底に努めてまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 (1)については、そうですね。分かりました。結果的にこの規則があるにもかかわらず、これから話していくんですけれども、規則以上の勤務時間が数か月にわたり存在をしているわけですね。今年の2023年4月1日からこの規則が運用されているんですけれども、実際には規則が守られていないということこれから話していきます。実際にこのチェック機能が果たされていなかったということが、ここで明らかになったと思います。

(2)に移ります。原則は、一月において45時間及び1年において360時間の範囲となっている時間外勤務、令和5年度上期を含めた時間外の勤務の状況について伺っていきたく思います。本年度上期を含む3年間の推移はどういうふうになっているのか、時間外勤務の推移を教えてください。



○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

年度内に一月でも45時間を超えて時間外勤務を行った職員の実人数は、令和3年度は382人、令和4年度は366人で、本年度の4月から9月までの上半期は238人となっております。また、年360時間を超えて時間外勤務を行った職員の実人数は、令和3年度は201人、令和4年度は181人で、本年度の4月から9月までの上半期は12人となっております。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 令和3年、令和4年は382、366とかなり多い人数が原則の月45時間を超えている。また、年間360時間を超えている職員も3年度、4年度で201人、181人とかなり多いです。また、本年度の4月から9月までの上期で、もう既に原則月45時間を超えているという人が238人もいて、年間360時間というラインを上期だけでも12人も超えているわけですね。もう原則を超えている人もいます。こんな状況ですから、やはりあまりよろしくないのかなと思います。

再質問です。時間外を命ずることができる時間の原則である原則45時間、年360時間を超えて時間外勤務を行った職員が実際に多い状態です。通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、必要がある場合に命じることができる時間外勤務の上限は月100時間未満とされているが、月100時間以上の勤務をしていた職員の実人数を伺います。もしいたら教えてください。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

年度内で一月でも100時間以上の時間外勤務を行った職員の実人数は、令和3年度は66人、令和4年度は33人で、本年度の4月から9月までの上半期は22人となっております。また、年720時間以上の時間外勤務を行った職員の実人数は、令和3年度は21人、令和4年度は20人で、本年度の4月から9月までの上半期につきましては該当者はおりません。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 他の自治体では2019年からこの規則を運用しているというふうに聞いています。市川の場合は今年度からですから、3年度、4年度、人数が多いという部分に関しては規則違反ではないのかもしれませんが。しかしながら、もう既に上期で100時間を超える時間外勤務をしている人は22名もいるわけですね。先日、新聞で、千葉日報は80時間を超えると過労死ラインだと言っているわけですね。これは大きな問題として大きな見出しで取り上げています。この実態が今市川市にあるということは非常に大きな問題だと思いますので、重く受け止めていただきたいと思います。

再々質問なんですけれども、100時間以上の時間外勤務を行った職員に対して、職員の心身、健康を害する可能性が非常に高いと考えますが、この現状に対する本市の認識を伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、月100時間以上の時間外勤務を行った職員への対応なんですけれども、労働安全衛生法等に基づきまして、産業医の面談など健康管理措置を実施しております。これまで健康管理措置を行って行く中で、時間外勤務に起因して健康障がいを生じた事例は確認されておられません。しかしながら、御質問にありました過労死認定基準に該当するような勤務環境は適切ではないと認識はしています。そのため、今後は時間外勤務を命ずる時間等

の上限が適用されない災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合を除き、職員に月100時間以上の時間外勤務を命ずることがなくなるよう、指揮監督を徹底するなど勤務環境の整備に努めてまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 現状、健康被害は出ていないということですが、これは出てからでは遅いわけですね。ですから、本来であれば、100時間以上の命令はしないということが当たり前のはずなんですけれども、してしまっている以上は、しっかりとケアをしていただきたいし、今後はなくしていかなくちゃいけないと思います。

次の(2)のイに移ります。一月において100時間を超える時間外勤務の原因と今後の対応についてですが、時間も、時間外勤務の100時間以上の是正をする必要があるとの認識を示しているが、そのためには、その要因を正確に把握する必要があると思います。そこで、月100時間以上の時間外勤務が生じた原因は何なのか、総務部長、お答えください。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先ほど御答弁いたしました令和3年度及び令和4年度に月100時間以上の時間外勤務をした職員が生じた原因につきましては、この間はコロナ禍にありまして、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策が主要因であったと捉えております。また、今年度につきましては、月100時間以上の時間外勤務等につきましては、その要因の整理、分析及び検証を行うことを勤務時間等規則に規定し、まずは上半期となりますが、要因の整理を実施いたしました。その結果、時間外勤務を命ずる時間等の上限が適用されない災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合となるワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策に関する業務のほか、課税事務やイベントの開催、国等からの新たな政策の提示に伴う突発的な補正予算対応など一時的な業務の集中が主要因であると認識しております。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 新型コロナウイルスのワクチン、これは本当に大変だったと思います。それに従事された職員の皆さんには本当に敬意を表します。ただ、そうは言っても、中身を見ていくと財政部が一番多いんですよ、これは予算決算が絡んでいるからだと思うんですけども、やはりそこら辺をしっかりと対応していただきたいなというふうに思い、再質問なんですけれども、原因を把握している——多分、部長はもう原因は分かっていると思うんですけども、今後の対応を実際にどういうふうにするんですか。財政課長も経験されてきた蛸島総務部長だからこそできる何らかの対応があると思うんですけど、その点、お答えをいただければと思います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、月100時間以上の時間外勤務を整理する中で、主要因は一時的な業務の集中であると認識はしております。この一時的な業務の集中であれば、まずは課内、または部内の業務調整や応援体制の構築などにより、その時間外勤務をある程度抑制することができたのではないかと考えております。そこで、本年10月に開催いたしました部長会議におきまして、私から各部長に対し、管理職員の適切なマネジメントの実行により、勤務時間等規則に定められた時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を厳守するよう周知したところであります。今後も引き続き職員の時間外勤務の状況を注視しながら、指揮監督を徹底してまいりたいと思います。

以上であります。

**○つちや正順副議長** 石崎議員。

**○石崎ひでゆき議員** しっかりとお願いします。松丸副市長に伺います。御答弁のあった月100時間以上の時間外勤務は明らかな勤務時間の規則の違反であり、地方公務員に適用がないものの、労働基準法では罰則の対象になっているほか、過労死の原因にもなり得る重大な問題であります。松丸副市長は昔、法務課にいて法務のプロフェッショナルだと私は認識をしていますけど、そこでコンプライアンスの観点から、月100時間以上の時間外勤務が生じている現状をどのように認識しているのか、本市の見解を伺っていきます。

**○つちや正順副議長** 松丸副市長。

**○松丸多一副市長** コンプライアンスの観点から、今の現状をどう認識するかという御質問ですので、直近の上半期を含めて、現状は総務部長から答弁をしたとおりであります。例外として認められる臨時的な業務であったり、それから特例業務以外の業務で、この市川市の勤務時間等規則に定める限度を超えるような時間外勤務を命じているような事実があれば、これは明らかにこの規則に抵触するわけでありまして、行政運営の基本原則、原理であります法令遵守、それから公務員に求められるコンプライアンスということで、高い使命感と高い倫理感を持って努めなければいけないという観点からは、この状態を許容できるものではないと認識しております。議員からもありましたとおり、民間事業者であれば、これは罰則の適用もあって、たしか6か月以下の懲役と、または罰金刑もあるかと思えます。そういう認識を時間外勤務命令を出す管理職が、少し認識としてまだまだ甘いところがありますので、まずはしっかりとそういう状況を共有した上で、先ほど総務部長からもありました時間外勤務を命ずる管理職員の指導監督、これにつきましては、具体的かつ明確な指示をもって指導監督していくことで、この規則に抵触するようなことがないようにしてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○つちや正順副議長** 石崎議員。

**○石崎ひでゆき議員** ぜひ松丸副市長を先頭に、100時間以上の残業、時間外勤務をなくせるように取り組んでいただければと思います。

次に行きます。職員を増やすことで時間外勤務を減らせると考えます。総務部長、100時間、時間外勤務の上限を超えるような状況を生じた場合には人を増やすということを検討するというふうに職員組合とは合意が取れていると思います。職員を増やし、時間外勤務を減らす考えはありますか、伺います。

**○つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**○蛸島和紀総務部長** お答えいたします。御指摘のとおり、職員の増員につきましては、職員の時間外勤務を抑制する手段の一つであると言えます。しかしながら、安易な職員の増員は、様々な点で長期にわたり影響することも見込まれますことから、慎重に検討する必要があるかと思えます。まずは職員の増員前に、さらなる業務量の削減のほか、業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行などによる業務の効率化などとともに、人員配置の見直しなども含め取り組むことが肝要かと思えます。また、先ほど御答弁いたしました管理職員のマネジメントの視点のみならず、その他職員に対しましても、限られた時間で成果を上げる働き方を意識させるなど、意識改革も進めていく必要があるかとも思っております。今後はこれらの取組を着実に進めることにより、職員の長時間労働がなくなるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○つちや正順副議長** 石崎議員。

**○石崎ひでゆき議員** 総務部長はあまり人を増やすことには前向きじゃないことは分かりましたけれども、職員組合との合意も取れていますので、改善がなければ、ぜひ約束を守っていただければと思います。

最後に、地方公務員の働き方改革を推進する総務省に在籍をしていた本間副市長、この今の現状をどう感じているのか、感想でも構いません。伺って、この問題を終わりたいと思います。

○つちや正順副議長 本間副市長。

○本間和義副市長 御指名でございますので、国の状況とか、あと感想といったものについて少し御答弁させていただければと思います。

地方公共団体は住民に身近なサービスをしっかりと提供する、そういった責務がありますから、そのための体制をきちんと構築していくということは必須でございます。その一方で、市民の皆様方からの貴重な税金を財源としております組織でございますから、その運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げること、また、行政の組織運営については合理化を図り、適正な規模を目指さなければならないこと、これは地方自治法に規定がございます。こういったことを踏まえまして、総務省といたしましても、地方のそれぞれの団体の実情に応じて適切な定員管理、職員の勤務条件の管理を行ってほしいということで、様々な通知を発出しております。そういった中で、総務省としても、例示として業務量の削減、また合理化、また業務の再配置、応援体制の構築といったようなことを示しておりますので、先ほど総務部長が答弁しましたような内容、これに沿っているかと思えます。ですので、まずはこの取組をしっかりと進めて、その上で適切な定員管理に取り組むべきというふうに考えております。

また、職員の働き方、ワーク・ライフ・バランス、職員の満足度というような御指摘がございました。ワーク・ライフ・バランスを達成して職員の満足度を上げるということは大変重要なことだと私も思っております。ただ、ややもするとワーク・ライフ・バランスというものが、単に残業しない、定時になったら退庁しようというようなことに取られることもあります。本来のワーク・ライフ・バランスというのは、私が思いますのは、それぞれ人間、皆さん1日24時間、1年365日と限られている中で、いかに全体として豊かな満足度の高い生活を送れるかということだと思っております。そういった点において、公務についても、市民の皆さんに喜んでいただけたら、直接喜ばれることはないかもしれないけれども、誰かがやらなければならない必要な業務だということで、大変ではあるけれども、それをやることについて、やりがいを感じられるというようなことが必要だと思いますし、また、それを効率よくやった後は、業務外は自分の趣味に没頭するだとか、自分磨きに時間をかけるだとか、また、家族や大切な人との時間を有意義に過ごすだとか、そういった形によって、仕事も仕事以外の時間も充実させる、そういったことが本来の意味でのワーク・ライフ・バランスであるというふうに思っています。そういったことを踏まえまして、私も様々、市川市役所で職員の皆さんとお仕事をさせていただいておりますけれども、大変しんどい業務や、これはもう大変難しいなというようなことが多々ございますが、そういった市民の皆さんのためになっている、また必要な業務だということで、やりがいを市の職員の皆さんと一緒に感じられるような、そういった職場づくり、仕事の仕方に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。ぜひ職員の働き方改革を進めていただいて、最終的には市民サービスの向上、ぜひよろしくをお願いします。

最後の質問に入ります。公用車についてです。令和3年度の施政方針で、2030年までに公用車を電気自動車などに切り替えるという方針を打ち出しています。これは村越市長の時代だったと思います。この施政方針ですけれども、現在の導入状況と方針に変更がないかお聞きします。あわせて、この事業計画はもう策定されているかどうかについてもお答えください。

○つちや正順副議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

まず初めに、ア、現在の導入状況と方針の変更についてです。電気自動車などの、いわゆる電動車の導入状況につきましては、今年度末時点で78台を見込んでおり、これは公用車における一般車両の約3割に相当いたします。電動車への切替え方針につきましては、令和3年度施政方針において、「国のゼロカーボンに先駆けて2030年までに公用車を電気自動車などに切り替える」としており、現時点においても本市の目標として捉えております。

続きまして、イ、事業計画は策定されているのかにつきましては、電動車を取り巻く環境が刻々と変化する中で、こうした動向に適宜適切に対応するために、公用車の切替えに関しましても中期的な計画を策定するのではなく、年度ごとに再整備のための方針を作成し、次年度予算の計上などに活用しております。なお、公用車の在り方検討の中で車両削減方針などの検討も進めており、稼働率の低い車両の運用方法などを見直すことにより、車両台数自体を削減できるものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございます。進んでいるということも分かりました。しかしながら、事業計画ができていないということも分かりました。今後の対応について伺っていきます。事業計画をしっかりと立てて台数を削減していく、そしてカーシェアリングなど車の台数を減らしながらカーボンニュートラルを進めていくのが重要と思いますけれども、今後、市川市はどのように対応していくのか。予算が出たときに場当たり的に車の買換え、入替えをしていると、無駄な購入にもつながると思います。その点について伺います。

○つちや正順副議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

まず初めに、計画でございますが、先ほども申し上げましたとおり、計画となりますと毎年改定ということにもなりますので、まずは方針を定めながら、しっかりと2030年をめどに取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど申し上げました現在の利用形態の見直しということに加えて、カーシェアなどの活用というものも市川市は積極的に取り入れたいというふうに考えております。こうしたことでコスト、環境の両面から最適な公用車の確保が図れるものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ぜひ車の削減ですね。稼働していない車もたくさんあると思うんです。しっかりと車の削減をしてカーシェアなどを取り入れていただいて、適切な車の管理ですね。市川市は過去に、やはりテスラを購入して大騒ぎになったこともあります。こういった車の入替えはすごく大事だと思うんです。ぜひしっかりと管財部のほうでコントロールして、ゼロカーボンに向けて取り組んでいただければと思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員 会派市川維新の会、つかこしたかのりです。通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

まずは高齢者福祉の(1)について。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人保健法第20条の8に基づく老人福祉に関わる事業の量を定める高齢者福祉計画と、3年を1期として介護保険事業の量を定め、介護保険料を定める介護保険事業計画、介護保険

法第117条に基づく法定計画です。本計画は、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であり、地域福祉計画の内容を踏まえて策定するものであり、現行の計画期間は、令和2年度から令和5年度の3年間です。第4期市川市地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく法定計画であり、高齢や障がいといった属性にかかわらず、全ての地域住民に対する目標を設定しています。地域福祉を推進する上で、高齢者、障がい者、子どもなど、福祉に関する個別計画に共通する理念や方向性を定めるとともに、福祉分野の横断的な施策を定めるものであり、現行の計画は平成30年度から令和5年度までの6年間です。この2つの計画は、いずれも本年度で満了することから、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第4期地域福祉計画の実績と次期計画への課題について伺います。なお、地域福祉計画は多岐にわたることから、高齢者の分野についてのみ御答弁ください。

○つちや正順副議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えします。

地域福祉計画は高齢や障がいといった様々な属性にかかわらず、全ての地域住民に対する5つの基本目標を定め、これらの目標を達成するために22の進行管理事業を設定し、毎年度自己評価を行った上で、市川市社会福祉審議会にその結果を報告しています。令和4年度の目標達成率は、前年度の80%から86%と6ポイント増となりました。これは成年後見制度利用促進基本計画を新たに策定したことや、よりそい支援事業の実施に向けた具体的な検討が進められたことが主な要因と考えております。また、事業効果を測定するため、2年ごとにe-モニターアンケート及び地域福祉活動を行っている福祉委員を対象に14項目のアンケートを実施し、評価分析を行っております。一例として、福祉に関する相談が必要な場合に、どこに相談すればいいか知っている割合については、基準年となる平成30年度は67.6%、令和2年度が68.8%、令和4年度が69.4%と2回連続での目標達成となりました。一方で、令和2年度には、おおむね目標割合を達成しておりました地域住民による地域活動に関する項目については、令和4年度はコロナ禍で活動が制限されたことに伴い、令和2年度からは後退となっております。また、アンケートにおいて、地域の行事に参加する割合が、唯一2回連続で目標割合を下回っているため、地域交流の場づくりが第4期計画における課題であると考えております。このため、次期の第5期計画では、地域で交流できる機会や場所の提供、地域の居場所づくりを積極的に支援するなど、よりそい支援事業の3つの柱である相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を重点的に推進していく必要があると考えております。

次に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてです。現行の第8期計画では、進捗管理に基づく評価指標において、令和4年度はおおむね目標を達成いたしました。指標の主なものとしたしましては、65歳以上の新規要介護認定者の平均年齢を指標とした健康寿命の延伸や、生活支援サービスなどの充足度、主観的幸福感の高い高齢者の割合などで、いずれも目標値を上回りました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じ籠もりや運動機能、認知症のリスク値が悪化していることが課題であると考えております。このため、次期の第9期計画では、アフターコロナを見据えた健康寿命の延伸に向けて、社会参加の取組を強化してまいりたいと考えております。さらに、基本目標については、誰が何に取り組むものであるのかを明確にするため、住民、支援者、行政といった取り組む主体を意識して計画案を策定しているところです。

また、国は本計画に盛り込むべき事項として、認知症施策の推進を挙げておりますので、今年6月に交付された共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念にのっとり、全ての基本目標に認知症の施策を位置づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第4期地域福祉計画の実績と課題については理解しました。それぞれの計画や目標の達成度については、おおむね良好な結果だと私も考えます。ただ、その一方で見えてきた課題もあります。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、アフターコロナを見据えた健康寿命の延伸に向けて社会参加の取組を強化する必要があり、住民、支援者、行政といった取り組み主体を意識した変更案を策定したこと、第4期地域福祉計画では、地域で交流できる機会や場所の提供、地域の居場所づくりを積極的に支援するという御答弁に基づき、次の質問項目に移ります。

社会参加の取組を強化すること、地域の居場所づくりを積極的に支援することについて、本市と密接に関わっている関係団体、高齢者クラブ、自治会、町会、社会福祉協議会とはどのような連携と支援を行っているのか伺います。

**○つちや正順副議長** 池田福祉部次長。

**○池田孝広福祉部次長** お答えします。

高齢者クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。自らの生きがいや健康づくりのほか、地域清掃をはじめとした地域を豊かにする活動などを行っております。市は活動費や運営費の一部に対して補助金を交付し、その活動を支援しています。高齢者クラブは、クラブ数及び会員数がともに年々減少傾向にあることから、昨年度より市川市高齢者クラブ連合会と市で意見交換を行いながら、協働でクラブ活動の活性化などの検討に取り組んでいるところです。

次に、自治会、町会におきましては、市の様々な事業周知に御協力をいただいております。SNSなどの情報媒体に慣れている若い世代と比較して、高齢者の場合は紙媒体の情報になじみのある方が多く、特に広く高齢者へ情報をお知らせする必要がある場合には、自治会、町会の回覧や掲示板を通じた周知をお願いしているところです。最近では、ゴールドシニア外出支援事業チケット75において、多くの御協力をいただいたところです。また、市川市社会福祉協議会との連携では、地域の支え合いの仕組みづくりである地域ケアシステムを地域住民と一体となって取り組んでおります。市内15か所にある地域ケアシステムの拠点では、高齢者を中心に、様々な地域住民から相談を受けています。受けた相談の内容によっては、拠点の相談員や高齢者サポートセンターなどの関係団体が集まる相談員会議において協議の上、必要な支援を行っております。市は、本事業に対して相談員の費用弁償や拠点事務費などを市川市社会福祉協議会に補助することで、その活動を支援しております。そのほかにも、地域には民生委員・児童委員やNPO法人など様々な高齢者を支援する団体があります。独り暮らしの高齢者が増加傾向にあるなど、高齢者を取り巻く環境は年々変化しており、高齢者福祉の推進には、行政だけでなく様々な関係団体との連携が不可欠であると認識しております。今後も関係団体との連携を密にし、御協力をいただきながら、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** ありがとうございます。御答弁のように御高齢の方を取り巻く環境は日々変化しております。引き続き関係団体との協力、連携を密にさせていただいて、高齢者の方が最後まで市川市で暮らせる、そんなまちづくりの実現を要望して、この項目の質問を終えます。

次は、マイナンバーカードの普及についての(1)申請者への対応と現在の保有率についてです。

国は、マイナンバーカードの普及において、マイナポイントや公金受け取り口座のひもづけなど様々な施策を行ってきたことで、多くの市民の方が交付を受けているようです。しかし、先日、市民の方から、代理人が受け取りに行った際、書類の不備により受け取ることができなかったと聞きました。そこで、マイナンバーカードは国の事業であり、手続上決まり事もあるかと思いますが、マイナンバーカードの申請から受け取りまでの一連の

対応を伺います。

また、報道では、総務省が公表するマイナンバーカードの交付枚数には、死亡や国外への転出など既に廃止された数が含まれていたことから、令和5年5月分より、廃止となった枚数を除いた実際に保有する枚数を保有枚数、この枚数と人口に対する割合を保有率として新たに公表したと聞きました。そこで、現在、市川市のマイナンバーカードの保有枚数と保有率についても併せて伺います。

**〇つちや正順副議長** 佐藤市民部長。

**〇佐藤敏和市民部長** お答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの申請から受け取りまでの対応についてでございます。マイナンバーカードの申請に関する事務は国が行っておりますが、申請書は市役所でございます。必要事項を記入し、郵送で申請します。また、平成27年に国が国民へ一斉送付したマイナンバーカードの申請書をお持ちであれば、その申請書には個人を特定するIDが記載されていることから、スマートフォンやパソコン、また街頭に点在するIDを読み込むことができる証明写真機からも申請することが可能となっております。国は作成したマイナンバーカードを申請者が住民登録する市町村に郵送し、市町村は、マイナンバーカードが完成したことをお知らせする交付通知書などが同封された受け取りの案内を申請者へ郵送いたします。

続きまして、マイナンバーカードの受け取り方法についてです。受け取りの案内が届きましたら、本人確認書類などをお持ちになり、指定された受け取り場所へお越しいただくこととなります。受け取り場所では、本人確認の上、申請者御自身による暗証番号を設定の上、マイナンバーカードを受け取る仕組みとなっております。

最後に、現在のマイナンバーカードの保有枚数と保有率につきましては、令和5年11月末現在で保有枚数は34万7,620枚、保有率は70.7%です。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** つかこし議員。

**〇つかこしたかのり議員** マイナンバーカードの受け取り方法や保有枚数と保有率について理解しました。

その上で、次の質問項目に移ります。受け取り方法は理解しましたが、私が聞いた事例のように、本人が御病気や体が不自由などの理由から、どうしても受け取り窓口まで行けない方もいらっしゃると思います。このような方々に対して何らかの支援はできないのか、お伺いします。

**〇つちや正順副議長** 佐藤市民部長。

**〇佐藤敏和市民部長** お答えいたします。

病気や障がいなどにより、御本人による窓口での受け取りが困難である場合、代理人による受け取りは可能です。代理人の受け取りには交付通知書のほか、申請者のマイナンバーが記載された通知カードや委任状、また、申請者と窓口へお越しいただく代理人の方それぞれの免許証などの顔写真入りの身分証明書などが必要となります。また、代理人の設定が困難な方には、職員が御自宅に訪問して御本人を確認させていただいた後、後日マイナンバーカードを書留郵便する支援も行っております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** つかこし議員。

**〇つかこしたかのり議員** 一定の条件が整えば、代理の方であってもマイナンバーカードを受け取れること、代理人の設定が困難な方については、職員の方が御自宅に訪問して御本人確認後、郵送でお届けするなどの支援も行っていることを理解しました。職員の方が御自宅まで訪問していただけること、これは本当に市民の方々に寄り添った対応だと考えます。その上で、代理人として受け取りに行った際、書類の不備により受け取ることができなかったとの声もありましたことを考えると、受け取る際の周知方法については少し課題があるよ



うに考えます。御高齢者の方にも分かりやすいよう、例えば定期的に自治会の回覧板で周知するなどして、マイナンバーカードを受け取ることができなかった、このような方が出ないように周知に努めていただくことを要望して、この項目の質問は終わります。

次は、DX、デジタルトランスフォーメーションについての(1)国、県との連携についてです。

国においては、地方行政のデジタル化を推進するため、令和3年9月1日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、全国の自治体に基幹業務、20業務のシステムを国が示す標準仕様と適合したシステム、標準準拠システムへと移行することを求めています。本市においても、現在、国が目標として定める令和7年度までの標準準拠システムへの移行を積極的に進めていると認識しています。この標準準拠システムへの移行につきましては、先順位者、松永鉄兵議員が質問されたガバメントクラウドの御答弁にて、国が進めている情報システムの標準化において、本市でも準備を進めていることは理解しました。その上で、国、県との連携においては、国が示す標準仕様されたシステムと本市が現在使用しているシステムの互換性やデータの相違をどのように標準仕様されたシステムに反映させるのが課題になるかと考えます。そこで、標準準拠システムへの移行により、自治体ごとのデータの扱いがどのように変わるのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えいたします。

現状において自治体が利用している各業務システムのデータの取扱いにつきましては、それぞれの実情に応じて、項目名、桁数、属性や文字の様式などの要件を定義しております。そのため、システム間で連携を行う際には変換作業が必要になるなど、容易ではありませんでした。これが標準準拠システムに移行した場合、入出力するデータにつきましては、デジタル庁が示しているデータ要件・連携要件標準仕様書において、各要件が規定されることとなります。このことから、標準準拠システムを利用することにより、入出力データが全自治体で統一され、システム間の連携やデータ移行が円滑になることで、庁内や国、県など庁外との連携がこれまでより容易になるとされております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 標準準拠システムへの移行により、システム間の連携やデータの移行が円滑になることで、庁内や国、県など庁外との連携も容易になるとの御答弁でした。それでは、この標準準拠システムへの移行に関連して、現在市民が行っている国や県に対する手続について、本市で何か支援できるものはないのでしょうか。国や県とはどのような連携を行っているのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

法務局や税務署などの国の機関、保健所やハローワークなど県の機関に対しまして、直接市民が行っている届出等、市のシステムと連携して申請できる仕組みは現在ございません。これらの国や県が本来果たすべき役割に係る事務を市が行う場合には、法定受託や権限移譲など、地方自治法や個別の法令に基づく手続を得てから行う必要があり、現在の枠組みでは制約が多いものと認識しております。

一方、国では、マイナンバーカードを活用したびったりサービスなどのオンライン手続や、法務省のシステムから各市区町村に戸籍に係るデータを連携することで、本籍地以外の市区町村の窓口においても戸籍に関する証明書が取得できるよう準備されているなど、国と自治体間の連携が順次進められているものと認識しております。

また、本市がDXを進めるに当たりましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用できるよう検討す

るなど、国主導の政策との整合が取れるように取り組んでいるところでございます。

県との連携といたしましては、県が主催する千葉県DX推進協議会におきまして、行政手続のオンライン化に関する研究会や生成AI、地域DXなどの各種セミナー、フォーラムへ参加し、情報共有を図っております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** つかこし議員。

**〇つかこしたかのり議員** 国、県との連携については一定の課題があることを理解しました。市内には、国県への煩雑な行政手続に御苦労されている市民の方が多数いらっしゃいます。例えば、持病があるお子様が県へ小児慢性特定疾病医療費助成制度を申請する際は、煩雑な手続はもとより、医療意見書などの書類、こういったものを用意しなくてはならず、保護者の方々は、お子様の育児と並行しながら多大な労力を使って申請されています。このほか、国への申請においても同様に御苦労されている方々の声を聞きます。引き続き国、県との連携を強めていただき、市民の方々が行う行政手続の御負担を少しでも軽減してくださることを要望して、次の質問に移ります。

次は、今度は庁内での情報共有及び各種申請簡素化への取組についてです。本市では、令和2年4月に策定したDX憲章の通り、電子市役所の実現に向け、DXを推進しています。そして、このDXの定義については、単にデジタル化を進めるだけの取組ではなく「業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革」としています。本市はこの理念に基づき様々なDX事業を展開し、価値の創造に努めていることは理解しています。そこで、DXの推進に当たり、庁内ではどのように情報共有を行っているのでしょうか。また、各種申請における手続の簡素化への取組はどうなっているのか、お答えください。

**〇つちや正順副議長** 小川企画部長。

**〇小川広行企画部長** お答えします。

庁内に向けた情報共有としましては、各部署が参考にできるよう、これまで取り組んできましたオンライン申請や、RPA、AI-OCRといったITツールを活用した業務の効率化、見直しの事例をDX事例集として取りまとめ、グループウェアにおいて周知しております。また、各種研修会を通しまして、DX推進に向けた職員の意識改革も行っているところでございます。あわせて、外部向けには市公式ウェブサイトにおきまして、これまでの取組を公表しております。

各種手続の簡素化につきましては、企画部の職員が伴走しながら、各課の業務見直しに取り組んでいるところでございます。根拠規定や業務フローを確認し、申請手続をオンライン化できないか、また、ITツールを活用できないかといった観点で見直しを行っているところでございます。さらに、様式の見直し、添付資料の簡素化も検討しており、各制度の目的を達成しつつ、市民の利便性が向上するよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** つかこし議員。

**〇つかこしたかのり議員** 庁内の情報共有については、各種研修会を通じて、各ツールの操作方法だけではなく、DX推進に向けた職員の意識改革を行っていること、各種手続の簡素化については、企画部の職員の方が伴走しながら各課の業務見直しに取り組んでいるとの御答弁でした。その上で、本市は令和2年度に第1庁舎の全面開庁に伴うワンストップサービスを開始し、令和3年度では、オンライン申請フォームを簡単かつ効率的に作成できるLOGOフォームを導入、令和4年度では、紙の申請書やアンケートを自動的にデータ化するAI-OCR、これらのシステムの活用を推進、令和5年度では、オンライン申請が可能な手続をまとめた申請ポータルサイトを開設するなど、申請手続の簡素化を目指しています。そこで、本市のDXは、これら申し上げた申請手

続の簡素化、職員の方々の業務効率向上という課題に対して、どのようにDX事業を展開し価値の創造に努めているのか、この取組に対する費用と効果についてお伺いします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

各部署において申請手続の簡素化の見直しを検討する際には、いつでも企画部に相談できる体制を整えております。例えば、新たに市民への給付事業を行う際には、申請の準備、受付、内容の確認、データ入力、決定通知等の送付、振込といった一連の作業が必要となります。企画部と所管部が協力して業務フローを確認、構築し、ITツールを効果的に活用することで、業務量に応じた必要最低限の人員で行えるようにしております。業務改善に用いるシステムに係る費用といたしましては、令和4年度の決算額で、システム使用料として、L o G o フォームが317万5,000円、R P A が361万9,000円、A I - O C R が295万4,000円となっております。また、R P A につきましても、これとは別に運用支援委託料としまして544万5,000円を支出しております。簡素化できた効果の一例といたしましては、今年度から道路交通部で実施している自転車ヘルメット購入費に対する補助事業におきまして、当初、書面での申請を前提としていた業務フローを見直し、L o G o フォームを活用し申請ができるようにしたところ、現時点ではオンライン申請の割合が約84%となっており、対面、書面での手続が大幅に削減できております。また、申請後の処理におきましても、ITツールを活用することにより、現時点で作業時間が約1,600時間削減されており、この削減時間に業務を行う職員の平均時間単価を乗じますと、約350万円に相当する削減効果が見込まれております。

令和4年度の市全体での活用状況といたしましては、まずL o G o フォームにつきましても、市民から補助金等の申請に対応しているほか、講演会やセミナーに参加された方や庁内職員向けのアンケートにも活用しており、501の手続でオンライン化し、総件数は16万件を超え、市民の利便性の向上や業務効率化に寄与しているところでございます。次に、A I - O C R につきましても、18課21業務で約2,900時間の削減効果が、R P A につきましても、14課30業務で約3,600時間の削減効果が生じております。このようにして生み出された時間や費用等のリソースは、他の事業への活用や対面が必要な相談業務等へシフトすることで行政サービスの質を高め、新たな価値の創造につながるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 今回の事例において、L o G o フォームによるオンライン申請の割合が約84%であること、これは非常にすごい数字だと自分は考えています。また、申請後の処理において、A I - O C R、R P A などの活用で作業時間が約1,600時間削減され、金額に換算すると約350万円相当の削減効果が見込まれることになるなど、DXに関する効果と費用については理解しました。

その上で、企画部の職員の方々が伴走しながら各課の業務見直しに取り組んでいただけるとの御答弁ですが、申請手続の簡素化、職員の方々の業務効率向上について活用されているシステムの内製率及び内製に関わっている職員数はどれぐらいなのでしょう。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

L o G o フォームによるウェブ画面の作成、A I - O C R の読み取り設定などは、全て職員が内製しております。R P A につきましても、自動化処理の設定、いわゆるシナリオの作成につきましても、プログラミングが不要ではあるものの、ロジカルな思考や複雑なシステム操作が求められます。このため、基本的なシナリオの作成は研修を受けた担当部署の職員が作成し、より高度で効率的なシナリオの作成に当たりましては、運営支援事業者

と企画部職員が支援を行いながら作成しておりますが、運営支援委託の範囲で行っていることから、全て内製と捉えております。

これらのツールの活用に係る人数でございますが、まず、導入した所管部署においては、おおむね2名程度が担当者となって、他の業務を担いながらシステムの運用に携わっております。また、企画部としましては、業務改善を所管する行政経営・DX課の6名の職員が各部署の支援に携わっております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** システムは全て内製であること、また、内製に携わっている職員数については、導入した所管部署においておおむね2名程度、企画部行政経営・DX課の職員の方6名が各部署の支援に携わっていることを理解しました。このDXにつきましては、費用をかける以上、作業時間の短縮、その延長で残業時間の削減や人員の削減も求められるかもしれません。先順位者、先ほど石崎議員も御指摘されていましたが、望まない残業や一定の範囲を超えた残業については、当然削減しなくてはいけないと考えますが、このDXの効果が全て削減、削減、マイナスだけになってしまわないように、どうか御留意いただきたいと思います。例えばですが、この削減した時間を、来庁された市民の方の接客とか、密度のあるものを、濃い接客をしていただくことで、ずっと市川市で暮らしたいと思っているような、そんなサービス拡充にもつながるのではないかと思います。

また、この質問の前にマイナンバーカードの件も質問させていただきましたが、そのときに、その職員の方にもう少し、例えば時間とか余裕があれば、マイナンバーカードを取りに行ってももらえなかったりと、そういう声がひょっとしたら私のところに届かなかったかもしれません。DXについては、これら課題を解決する大きな施策だと思しますので、どうか引き続き、削減効果も大切なんですが、その空いた時間を市民の方に寄り添っていただく、こういう部分についても御留意いただくことを要望しまして、この項目の質問は終わります。ありがとうございます。

次は、クリーンセンターについてです。

(1)の令和5年10月18日に稼働停止した原因については、先順位者との御答弁でおおむね理解しましたので、この質問は行いません。

次の(2)稼働停止が建て替え計画に与える影響についてに移ります。今回の稼働停止により建て替え計画にも見直しが必要と私は考えますが、先順位者との御答弁で、特に計画は現在見直さない旨の御答弁がされてきました。これで本当にいいのか疑問を感じているところです。加えて、建て替えの建設費についても、現在お示しいただけないとの御答弁でした。それでは、建て替え建設費を積算する根拠となる主軸である次期クリーンセンターの焼却炉については、現在どれぐらいの処理能力を考えているのかお伺いします。

**○つちや正順副議長** 二宮環境部長。

**○二宮賢司環境部長** 次期クリーンセンターの処理能力は、市川市一般廃棄物処理基本計画に示されているごみ焼却処理量の計画値を処理できるよう算出します。算出に当たっては、公益社団法人全国都市清掃会議が作成したごみ処理施設整備の計画・設計要領に基づいて行います。この算出では、プラント設備の点検整備や、修理期間、一時休止のために処理能力が低下することなども見込んでいます。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 次期クリーンセンターの処理能力は、市川市一般廃棄物処理基本計画に示されたごみ焼却処理量の計画値を基に算出される。つまり、焼却炉は、今現在、2基なのか3基なのか、何基で1日何tが

処理できるという、こういった具体的なものは現状ではお示しいただけないことは理解しました。そうしますと、私としては、平成29年3月に作成された次期クリーンセンター施設整備基本計画との関連に疑問を感じてまいります。当時の計画では、1日396tのごみ焼却処理の施設規模であることが示されておりましたが、先ほどの御答弁では、この施設規模が概算でもお示しいただけておりません。そこで、次期クリーンセンターの建て替え計画は、過去のこの施設整備基本計画を今現在はゼロベースで見直しているのかお伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 市川市一般廃棄物処理基本計画は、令和5年4月に改定し、ごみの減量・資源化施策及び人口推計などの見直しを行いました。これにより施設規模算出の基礎となるごみの焼却処理量などの数値が変更されたことから、次期クリーンセンター施設整備基本計画の一部見直しを行っているところです。

以上でございます。

○つちや正順副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 過去の施設整備基本計画、これがしっかりとベースにあって、その上で一部見直しをしているとの御答弁でした。これについては私は非常に安心しました。やはりこの基本計画は、過去の先人たちがかなりの時間をかけて、例えば3基、1日大体396tごみを処理する施設だということをあらかじめ固めていただいている計画でしたので、これにのっとなって、その計画を一部見直ししているとの御答弁は理解いたしました。ただ、そうであるならば、いまだに焼却炉の処理能力など、当時お示しただけなことが、現在は概算でもお示しいただけないものかと考えてまいります。

その上で、先順位者との御答弁から、入札時期について本市のお考えは理解しました。この入札時期についても、計画どおり変更はないとのことでした。10月にクリーンセンターが稼働を停止し、建て替え時期も先に延びるほど建設費が膨らむことを私は懸念しておりますから、この入札時期についても見直しの検討が必要ではないかと考えています。

そこで、入札時期について本市の考えは理解しておりますが、本市は令和4年12月28日より業務者選定アドバイザー業務受託をしております。この受託者の方は次期クリーンセンターの入札時期についてどのように考えているのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 事業者選定アドバイザー業務委託の内容は、次期クリーンセンターの建設に関する整備・運営事業者を選定する方法や、仕様書の作成の支援などを行う業務になります。本事業の進め方や入札時期などについては、市の判断で行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 事業の進め方や入札時期については市の判断で行っていく。つまりは、事業者選定、アドバイザー業務の受託者からの助言は受けていないことを現状では理解しました。なぜ事業者選定アドバイザー業務の受託者の方と入札時期について協議されていないのかと疑問に感じてまいります。また、逆にこの業務内容であれば、こちらから聞かなくても、先方から積極的な提案はされないのでしょうか。そこで、受託者からプッシュ型による助言や提案はないのかお伺いします。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 受託者は、ごみ処理施設の建設に関する豊富な知見を有しており、他市の状況や業界の動向などについても調査分析しています。その分析結果を基に適宜助言や提案を受けています。

以上でございます。

○つちや正順副議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　受託者はごみ処理施設の建設に関する豊富な知見を有しており、他市の状況や業界の動向なども調査分析しており、適宜助言や提案を受けているとの御答弁ですが、そうであるならば、入札時期の見直しについて、事業者選定アドバイザー業務の受託者からプッシュ型の助言を受けていない、こういった事実と照らし合わせると、具体的にどのような助言や提案を受けているのか疑問になってしまいます。

そこで、次期クリーンセンター整備及び運営事業に関わる事業者選定アドバイザー業務を委託してから約1年ほどがたちますが、この今の現状において、具体的にどのような助言や提案を受けているのかお伺いします。

○つちや正順副議長　二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長　受託者は本市のニーズを的確に把握し、施設規模や技術的な要件を示す要求水準書などの仕様書類の作成、事業者選定をする際に入札参加者から提出された提案書を客観的に評価するための落札者決定基準の作成に関する事など、業者選定に関する支援をしています。今後も受託者の技術力と知見を最大限に活用し、引き続き事業を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　今後も受託者の技術と知見を最大限に活用して連携されるとの御答弁を確認しました。そうであるならば、事業者選定アドバイザー業務の受託者へ次期クリーンセンター建て替えの入札時期について、どの時期に実施するのが適切なのか、改めて助言を求めていただき、その上で、現在の建て替え計画等について見直す事項はないのか、再度御検討いただきたいことを要望します。

また、このクリーンセンターにつきましては、10月の稼働から復旧まで本当に多くの方々がお尽力いただきました。このことについて、御尽力いただきました全ての方々に対して、この場をお借りして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。この項目の質問はこれで終わります。

最後に、河川の水質保全における(1)河川の水質保全に関する本市の取組についてです。

本市は、市街化の発展に伴い、家庭から河川に流れ込む炊事や洗濯、入浴などの生活排水の量が増加し、河川の水質が悪化した時期がありました。過去には春木川の水質が全国ワーストワンになった時期があり、そのときはボランティア団体さんなどがごみ拾いや水質保全に努めていただいたそうです。このような市民の方々による取組によって、現在、当時に比べ水質は改善していると聞いています。

そこで、本市では河川の水質保全についてどのような取組を行っているのかお伺いします。

○つちや正順副議長　二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長　本市では、水質汚濁防止法に基づき、毎月、市内河川の水質測定を行っております。このうち水の汚れの指標である生物化学的酸素要求量、いわゆるBODについては、過去に春木川において環境基準を超過し、全国でワーストワンとなった時期がありました。こうした状況を改善するため、春木川を含む真間川流域が、平成4年3月に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に千葉県から指定されました。本市では、平成5年3月に市川市生活排水対策推進計画を策定し、公共下水道の整備や合併浄化槽の普及を推進するとともに、台所でのろ紙袋やゴムべらの使用など、家庭での浄化対策を通じ河川に流れ込む汚濁の低減に努めてまいりました。こうした取組により、近年ではBODの値が環境基準を満たすまでに改善されています。引き続き第4次となる現行計画に基づき、春木川水質のさらなる改善を目指し、公共下水道整備の推進や下水道の未整備地区における合併浄化槽の普及促進などを推進していきます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 本市が河川の水質保全についてどのような取組を行っているのか理解できました。第4次となる現行の計画に基づき、さらなる改善を目指していただくことを要望します。

また、公共下水道整備の推進や下水道未整備地区における合併浄化槽の普及促進などを推進していくとの御答弁がありましたことを踏まえ、次の項目である下水道事業との連携についてお伺いいたします。

現在、公共下水道に接続していない建物は、合併浄化槽以外に単独浄化槽を使用していることも多くあります。この単独浄化槽につきましては、河川などの水質汚濁の原因となる生活雑排水を処理せず、直接河川に流れ込むため、環境に与える影響は大きく、このため、単独浄化槽から公共下水道に切り替えることは、河川の水質環境の負荷軽減に有益な役割を持たらすと考えます。本市では、公共下水道事業を進めていますが、単独浄化槽を使用している住宅に対して、水質保全の観点を含めて、どのような説明や周知、また促進の工夫を講じているのかお伺いします。

**○つちや正順副議長** 藤田下水道部長。

**○藤田泰博下水道部長** 単独処理浄化槽を使用している方への説明など啓発についてでございますが、本市といたしましては、公共下水道への接続が下水道法に基づいた義務であり、公共用水域の水質の保全に資することから、利用している浄化槽が合併か単独かによらず、地域住民の方々に周知しているところであります。周知の時期や方法についてですが、まず初めに、当該年度に公共下水道工事を実施し、公共下水道が利用できるようになる地域の住民の方々を対象に、年度当初に説明会を実施しており、各家庭から公共下水道への接続を遅滞なく行っていただく内容の啓發文書を配布し、説明しております。次に公共下水道工事の完成後と、その後1年以上未接続が続いている方に対しまして、繰り返し周知活動を行っております。その周知方法としましては、委託しているシルバー人材センターによる水洗化普及員が説明会と同様の啓發文書を個別配布しております。この啓發文書には、各家庭からの雑排水が下水処理施設で処理されることで、放流先の河川の水質が改善されることについても明記するなど、環境面での効果についても記載しております。また、御家庭によっては、接続する際に工事費用の捻出が困難であることなどにより、公共下水道への接続を実施することができないという御意見をいただくことがございますが、本市では、市川市水洗便所改造資金貸付制度を設けており、工事費用の面での支援を行っております。当該制度は、戸建て及び共同住宅の所有者の方を対象として、工事費用を無利子で貸し付けるものであり、接続を促す啓發文書に併せて記載し、説明も行ってしております。このような周知活動の取組によって、現在は公共下水道が整備され、接続可能な方々の9割以上が接続を行っており、一定の効果があるものと認識しております。今後も下水道事業に御理解をいただき、公共下水道へ速やかに接続していただけるように、引き続き周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 下水道への接続工事費用には無利子の貸付制度があることを周知しているなど、こういった継続的な啓発の取組によって、接続可能な方々の9割以上の方が接続している、この実績はすばらしいものだと私は考えます。しかしながら、公共下水道工事が完成したときと、完成後1年以上未接続が続いている人にも周知活動を行っているとの御答弁がありました。この部分は気になるところでもあります。そこで、どれぐらいの期間を経て9割以上の方が下水道への接続を行うのかお伺いします。

**○つちや正順副議長** 藤田下水道部長。

**○藤田泰博下水道部長** 公共下水道への接続に要する期間については、おおむねではございますが、供用開始後1年以内に接続している方が約4割、3年以内で約8割、その後は緩やかに接続が進み、約7年前後で9割以上の方が接続していただいております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　公共下水道の接続に要する期間について一定の時間を要することを理解しました。下水道の供用開始後は9割以上の方が接続してくださっている、この実績が素晴らしいことには変わりはありませんが、接続に要する期間については課題があるのかなと考えます。既に実施されているとは考えますが、下水道法による接続義務の観点からも、工事完成後は速やかに、可能ならば1年以内で接続していただける方々の割合が増えるような周知活動に取り組んでいただくことを要望します。

また、利用している浄化槽が合併か単独かによらず周知されているとの御答弁でしたが、水質保全の観点から、単独浄化槽と合併浄化槽で周知の方法を変えるなど、今現在で9割以上の方が接続していただいているんですが、場合によっては、これまでの周知方法についても定期的に見直しをしていただいて、下水道への速やかな接続及び河川の水質保全に努めていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終えます。御答弁いただきましてありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後3時30分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

門田直人議員。

○門田直人議員　こんにちは。れいわ新選組の門田直人でございます。通告に従いまして、初回より一問一答形式で一般質問いたします。

最初の第1項目として、9月定例会でも一般質問いたしました旧市川市リハビリテーション病院について伺います。

総工費約175億円をかけ、平成10年、1998年開設して約四半世紀後、25年後ぐらいの令和5年度、今年度末に10分の1以下の約14億円で売却予定と聞いています。一般市民の方々も驚くような税金の使い方だと考えます。その使い方とその後の状況について、その経緯や背景を調べてみました。

(1)平成10年に市立病院として本施設を開設するに当たり、支払った土地の購入価格の詳細についてお伺いいたします。土地の売買の総額と、その購入先、面積、契約議決日を伺います。

○稲葉健二議長　川島保健部長。

○川島俊介保健部長　お答えします。

保健医療福祉センターの設置に係る土地は市川市土地開発公社から購入しており、売買代金は25億3,380万7,139円、面積が3万4,330.05㎡、平成5年3月16日に市議会の議決を得ております。また、このほかに国有地を649㎡、3,140万円、道路拡幅用として26.82㎡、187万7,000円で購入しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。再質問いたします。千葉地方法務局市川支局で土地の登記を確認するとともに、情報公開により入手いたしました土地売買仮契約書などで過去の経緯を調べてみました。市川市土地開発公社は、平成の初めに市内柏井町4丁目8筆、柏井町3丁目1筆、大野町4丁目2筆の計11筆の土地、計約





ございます。

○稲葉健二議長 いや、資料とかではなくて、門田議員の発言だと、その特定企業が何か問題があるというようなことを推測されるような発言になっているということを言っているわけですが。

○門田直人議員 推測といえば推測になりますかね。でも、これは許容範囲じゃないでしょうかね。

○稲葉健二議長 許容範囲ではなくて、そうすると、今、門田議員が挙げた工事を列挙したということは、その工事会社は特定できてしまうということですよ。

○門田直人議員 そうですね。

○稲葉健二議長 そうすると、その会社がそういうことに見られてしまうという発言につながるから、議長としては看過できないというふうに捉えています。

○門田直人議員 じゃあ、どうすればいいんでしょうか。

○稲葉健二議長 だから、できればその部分を取り消してもらえれば構いませんが。

○門田直人議員 これは今じゃないと駄目ですか、取り消すのは。

○稲葉健二議長 じゃあ、後刻、その後にその部分を取り消していただけるというのであれば、進めます。よろしいでしょうか。

○門田直人議員 はい。分かりました。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 進めます。進めてよろしいでしょうか。

○稲葉健二議長 はい。

○門田直人議員 (3)前市長が経営移譲方針を変更したことについて伺います。市長に当選したばかりの村越前市長が、平成30年10月、リハビリテーション病院の経営移譲方針を変更して、既に内定していた公益社団法人地域医療振興協会、これは東京ベイ・浦安市川医療センターを直営している法人でございます。この振興協会から医療法人社団城東桐和会に変更したことについて伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 変更した理由についてお答えいたします。

当時の市川市リハビリテーション病院は、開設以来一般会計からの繰入れを受け運営を行う、いわゆる赤字の状態となっております。そのため、経営改善に向けた運営方法の見直しなど様々な取組を行ってきたところでございます。しかしながら、平成27年に医師派遣先の大学医局から医師を引き上げる旨を通告されたこともあり、病院運営の継続のため、民営化を決定したものでございます。民営化方針決定の際には、併設する介護老人保健施設市川ゆうゆうを運営している法人を後継法人として念頭に置いておりました。しかしながら、民営化の作業を進めていく中で、市の負担する様々な費用が想定を上回る事が明らかになってきたことから、費用負担も含め全体の見直しを進め、保健医療福祉センターの土地、建物を公募により売却することを新たな方針といたしました。その方針の下、平成30年10月に後継法人を選定したところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 再質問をしたいと思います。赤字経営を民営化で解消するという点は理解いたしました。しかしながら、土地、建物合わせて売却代金14億200万円という金額はいつ決まったのか。また、土地と建物の金額の内訳について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

土地、建物の売却代金につきましては、後継法人公募のときに最低譲渡価格として、土地7億8,000万円、建物5億3,000万円の総額13億1,000万円で公募したところでございます。その際に、医療法人社団城東桐和会を後継法人に選定し、土地8億7,000万円、建物5億3,200万円、総額14億200万円の売却代金の提案をされたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 再々質問させていただきます。約25億円で購入した土地を、その約3分の1の8億7,000万円で売却予定だと。しかも、それには建物がついているということですね。市民感覚で言いますと想像できないことだと思います。公募要領上では今年度末に売却することになっておりますが、予定どおり売却する予定なのか伺います。

○稲葉健二議長 門田議員に申し上げますが、先ほどの答弁は、保健部長は7.8億円と答弁をして、今、門田議員は8.7億円になっております。

○門田直人議員 これは、城東桐和会が提示した数字でございます。あと、最低販売価格にしたのは、その7億円ですね。

○稲葉健二議長 分かりました。

川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

先順位者にも御答弁させていただきましたが、土地、建物の売却に当たりましては、保健医療福祉センターで事業を行っております介護老人保健施設、デイサービスセンターの各事業者の意向も踏まえつつ、市民に必要なサービスが継続して提供されることが何より重要であるものと考え、今後、各事業者と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 いろいろお話をお聞きしまして、この問題で最後にまとめてみたいと思います。御答弁から、年度末の売却ははっきりされないで未定だと理解いたしました。公募の際に市が設定した最低譲渡価格の土地7億8,000万円は、設定が低過ぎるのではないのでしょうか。鑑定したのが、鑑定所1社だけというのも首をかじげざるを得ません。この不動産鑑定所の最低譲渡価格は、土地、建物を合わせて総額13億1,000万円でした。土地評価額低下の理由を、この不動産鑑定所に聞きましたところ、こう言いました。土地買収が平成の初めて、その後、バブルがはじけて、土地の価格は3分の1になってしまった。宅地開発条例上、用途変更できない、さらに、病院の建物などは現在の基準を満たしていないので、改修するにしても多くの資金がかかる、市川市としても赤字を避けるために売却を決めたのだろうと話していました。この発言を受けて、市が鑑定の相見積りをしないで、この会社1社だけだったということについては、この鑑定所はこう言いました。そのときの予算の都合で市役所が決めたことだと思うと話しました。しかしながら、鑑定の世界で相見積りが無いというのはあまり聞いたことがありません。今後はこのような資産売却の際には、必ず相見積りを取るなど、公正な取引を行っているように市民が納得できるように留意いただきたいと思います。

次に、大項目、税金の適切な使い方について伺います。

これは、今後発注が見込まれております新クリーンセンター建設工事についてでございます。

○稲葉健二議長 工事について何を聞きたいんですか。

○門田直人議員 すみません。平成28年1月に公表いたしました次期クリーンセンター施設整備基本構想では、

焼却施設と不燃粗大ごみ処理施設の工事費を足し合わせて、新クリーンセンターの建設費は約274億4,514万円ですが、当時より建材が高騰しておりまして、建設費の見直しは行われているのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 建設費については、ほかの自治体の状況や入札結果などを把握した上で、発注時期に合わせ、改めて算出します。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 2つ目の質問なんですが、また、人口約17万人の本市の約3分の1の鎌倉市では、2019年3月、焼却施設を建設しないことを決めました。鎌倉市役所のごみ減量対策課に聞きましたところ、建設費や維持費など30年間で220から290億円かかるとの試算もあったため、建設をしないことを決めたと話しておりました。鎌倉市のごみ処理は、逗子市や葉山町の近隣市町との広域処理、そして民間事業者への委託を行う方針ですが、本市、市川市に鎌倉市と同様に焼却施設を建設せず、近隣自治体との広域連携や民間事業者への委託で対応する可能性はあるのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 焼却施設を建設せず、本市のごみ処理を全て民間へ外部搬出する場合、本市の1日のごみ発生量約350tを確実に受け入れ、処理できる大規模な民間処理場はないため、複数の民間処理場に委託する必要があります。委託に際しては、搬出先の民間処理場がある自治体の住民合意を得る必要があります。さらに、搬出先の民間処理場の長期停止や事業撤退のリスクなど様々な問題があり、ごみ焼却事業を安定して行うことができなくなる可能性があります。国の交付金を申請する際には、全てのごみを民間処理場へ外部搬出する場合と、ごみ処理施設を建設した場合の費用を比較した費用対効果の分析が必要となります。実施したほかの自治体では、外部搬出の費用と建設費を比較すると、外部搬出したほうが建設費よりも高くなっています。

次に、近隣自治体との広域連携についてですが、令和3年3月に策定された千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画の中で、本市は広域連携の検討対象となっておりません。これらのことから、クリーンセンターを廃止し、近隣自治体との広域連携や民間事業者への外部搬出で対応することは想定しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 今までのお話をお聞きしまして、今度、市長に御所見をお伺いしたいと思うんですが、田中市長は、どんなときでも市民目線、現場主義で市民の意識と乖離することなく新しい市川市政を築きたいと公約されて、市民の貴重な浄財をしっかりと市民生活に還元すると述べられております。先順位者への御答弁では、クリーンセンターは市民生活の基盤を支える施設であり、新しいクリーンセンターは地域新電力会社のベースをつくる施設だと話されていらっしゃいます。今後発注が見込まれる新クリーンセンター建設について、市長は市民生活に寄与するため、カーボンニュートラルを志向していく中で、どのような施設にしていきたいのか、御所見をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 本間副市長。

○本間和義副市長 技術的、また手続的なお話もございますことから、私のほうから答弁をさせていただきます。

新しいクリーンセンターを建設するという事になった場合におきましては、施設の規模ですとか技術的な要件を示す要求水準書などの仕様書類を作成いたしまして、そして、それに基づきまして必要な事業者の選定を行っていくということになります。そういった中で、議員が御質問いただいたような施設の内容についても十分検

討していくということになります。議員に御指摘いただいたとおり、このクリーンセンターは市民生活の基盤を支える施設であるとともに、地域新電力会社のベースをつくる施設でもございます。こういった点も念頭に置きながら、今後検討を進めてまいります。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 副市長、ありがとうございます。御所見をいただき誠にありがとうございました。今後は全国的な焼却施設の縮小という傾向がありますので、それに合わせるとともに、リサイクル施設の充実を期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、大項目、通学路の安全対策についてでございます。

(1)外環道路に隣接している堀之内1丁目24番地から中国分小学校に至る通学路についてでございます。6月定例会や9月定例会でも私や他の議員から指摘があった通学路でございますが、改善は進んでいるのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

堀之内1丁目24番地先から中国分小学校までの通学路については、外環道路区域内で国が管理する道路を通り、外環道路と市道0130号との交差点に向かうルートで、外環道路の横断は中国分小学校前交差点付近にあるなかこくにこにこ歩道橋が利用され、横断後は市道1197号を通り、学校南側の校門に至るルートとなっております。安全対策の実施状況としまして、国では、外環道路の副道につながる堀之内1丁目24番地先の通学路にガードレールを設置し、歩車分離による歩行空間を確保しております。また、外環道路の副道については、通行する車両への注意喚起の対策として、横断者注意の標識や児童飛び出し注意等の看板の設置を行っております。さらに、路面には横断歩道手前に減速を促すカラー舗装や減速マークを設置しております。一方、本市では、外環道路の副道につながる市道1028号において、「通学路スピード落とせ」という注意喚起看板の設置や、路面に「通学路」の文字標示を行っております。

9月定例会以降の本市の取組についてですが、外環道路の副道につながる市道1028号を通行する車両に対して注意喚起を促すための追加対策として、「横断者注意」の看板を設置しております。また、外環道路西側の副道から中国分小学校校門に至る区間を含む市道1197号において、路肩部に緑色のカラー舗装を整備いたしました。このほか、外環道路の副道を管理する国では、横断歩道の前後に、「この先横断歩道あり」という注意喚起看板の追加設置や、既存の「横断者注意」の看板を運転者から、より見やすい位置に移設を行っております。さらに、国により道路が廃止された箇所については、現状の道路形態と一致しなくなったため不要となったT形道路交差点ありの警戒標識を撤去しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。様々な改善をされていると理解いたしました。ただ、直進できそうな丁字路の通学路を直進できず、数十メートル迂回して児童が通学している状況は変わっておりません。それはちょっと残念なことです。今後も通学路の抜本的な改善を期待して、次の質問に移ります。

(2)仮称北千葉ジャンクション設置に伴う学区の見直しについて伺います。仮称北千葉ジャンクション設置に伴い、中国分小学校の通学路について、安全面を心配しております。北千葉ジャンクションは、堀之内2丁目において外環道路と北千葉道路を結ぶ予定の完全地下構造のジャンクションだと言われております。安全確保の観点から、中国分小学校の学区を変更する考えについて伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

仮称北千葉ジャンクション設置につきましては、現時点では全体的なスケジュールが国から示されておらず、未定とのことなので、学区の見直しは検討しておりません。今後スケジュールが示された段階で、学校施設整備指針の規定に基づき、学区について調査いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 中国分小学校の学区については、中国分小学校、あと国府台小学校、そして稲越小学校も絡んだ話でございます。このデータは中国分小学校の教職員の方からいただいたデータなのですが、現在、中国分小学校児童の約40%が、外環道路を隔てた堀之内や北国分地区から通学していることを考えると、40%は北千葉ジャンクションができると通学路に外環道路とジャンクションと2つの障壁となるものできてしまうということになります。文部科学省によりますと、児童通学路の距離4キロ以内は許容範囲だということではございますが、子どもたちの安全を考えますと、近い将来に学区の調整が必要と考えます。今後の御検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

次、大項目は自治会区内にあるLED防犯灯についてでございます。

(1)市内の設置状況と今後について伺います。これも私の地元であります中国分地区なのですが、1丁目から5丁目の夜道を歩いていますと、防犯灯が小さくて暗いという声を、住民である小学生の親御さんとか女性の方々から聞きます。10年以上前に設置され、劣化したものもございまして。そこで、市内全域及び中国分地区の防犯灯設置台数及びLED化率を含めた設置状況、また今後の方向性について伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

初めに、市内及び中国分地区の防犯灯の設置状況でございますが、市内の防犯灯は自治会が設置管理しております。市全域では約2万6,000灯、そのうち中国分地区は約850灯でございます。LED化率は全体で約85%、中国分地区は約90%です。

続きまして、今後の方向性です。市は自治会の防犯灯設置に対し補助を行っております。今年度からカメラ付防犯灯の設置につきましても補助対象として加えたところですが、安全、安心なまちづくりを目指しカメラ付防犯灯の設置を推進していきたいと考えております。また、LED化が進んでいない自治会に対し、蛍光灯からLED灯への付け替えを個別にお願いするなど積極的に推進することで、令和7年度末までのLED化率100%を目指しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 再質問いたします。市内の防犯灯設置状況については理解いたしました。防犯灯は自治会が設置管理しているとのことですが、私の地元である中国分自治会は自治会加入世帯が約2,500世帯と多い自治会でございます。世帯数が多い自治会では、自治会が管理する区域はもちろん広いですが、区域によって差異が生じて、適正にLED防犯灯が設置されないのではないかと思います。本市として防犯灯整備に関する指針はないのか伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

本市では、地域の実情に応じた整備ができること、また自主防犯意識の向上が期待できるメリットがあることから、市ではなく地域に精通した地元の自治会が防犯灯の設置管理をしております。このことから、市

では自治会区域内の防犯灯の整備に関する指針は設けておりませんが、自治会から相談があった場合には、公益社団法人日本防犯設備協会が作成した防犯灯の適切な設置、維持管理の方法や照明器具の選定方法などをまとめたガイドブックを紹介しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 次に(2)番、補助制度の拡充について伺いいたします。防犯灯は自治会が設置管理し、市が設置費に対して補助を行っているとのことですが、補助制度の内容について伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 補助制度の内容につきましては、電柱に取り付ける場合、5万7,000円を限度に経費の95%まで、防犯灯を取り付ける支柱を含めた設置の場合は9万9,750円を限度に経費の95%まで交付しております。また、カメラ付防犯灯については、電柱に取り付ける場合、9万円を限度に経費の75%まで、支柱を含めた設置の場合、13万2,750円を限度に経費の95%までを交付しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 補助制度については理解いたしました。私もLED防犯灯の製品について調べてみましたが、大きいサイズで明るいものも市販されております。大きくて明るい製品に交換するには、自治会の持ち出しも増えますが、補助金の上限を上げることはできないか伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

老朽化などを理由とした新たな防犯灯への交換費用も補助対象としておりますが、昨年度の設置及び交換費用の平均は約5万4,000円でした。このように補助限度額の5万7,000円以内となっていることから、現段階では補助上限額の引き上げは検討しておりません。しかしながら、昨今の人件費や物価高騰などを背景とした設置及び交換費用の推移を踏まえ、今後研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。私もかつて自治会の副会長をやっております、LED防犯灯に関しては非常に興味を持っておりまして、それで今日は質問させていただきました。

最後にまとめたいと思います。私の地元の自治会では、役員の方々が高齢者の方々が多いんですね。80歳前後の方がいる。中には90歳近くの方もいらっしゃって、LED防犯灯の新規機種の選択に御苦労されているようです。要するに、設定設置などは自治会に任されているわけですから、自分たちで調べなきゃいけないんですけども、LEDというのは日進月歩の世界でございまして、10年もたつと、より明るく、より安くなったりする状況もあるわけですね。そういう意味で、今後は本市民部からLED防犯灯の機種選択のアドバイスをできればお願いしたいと考えております。日進月歩で品質向上しておりますので、ぜひともそれをお願いしたいと思えます。

今後とも自治会に御支援いただきたいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 本日午前に行われました会派清風いちかわに所属する石原みさ子議員の一般質問において、個人が特定され得るような形で居住自治体名、所属団体名、さらには具体的な個人名を挙げた上で、その方の個人的な旅行に言及する発言があったかと思えます。一般質問において、このように個人が特定され得るような形でプライベートに言及することは、「他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定している地方自治法第132条に違反しているものと受け止めておりますが、稲葉議長の御見解を伺います。

○稲葉健二議長 これは議事進行としての発言でよろしいでしょうか。

○越川雅史議員 はい。

○稲葉健二議長 ただいまの議事進行に関する発言に対しては、後刻調査の上、記録等調査した上で御報告をいたします。よろしいでしょうか。

○越川雅史議員 はい。

---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分散会



第 8 日

令和5年12月15日（金曜日）

令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和5年12月15日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問 石原よしのり議員、堀内しんご議員、丸金ゆきこ議員、富家 薫議員、ほどだゆうな議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じ	ゆん
丸	金	ゆ	きこ
富	家		薫
沢	田	あ	きひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひ	ろき
や	な	ぎ	みちこ
と	く	た	けい
中	町	け	い
つ	ち	や	まさ
つ	か	こ	しのり
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よ	しお
大	久	保	たかし
石	原	た	かゆき
清	水	み	な子
廣	田	徳	子
に	し	む	たけ
石	崎	ひ	でゆき
堀	内	し	んご
細	田	伸	一
青	山	ひ	ろかず
石	原	み	さ子

宮大稲小石増越中松竹加岩	本場葉泉原田山川山永内藤井	健文よし好雅幸鉄清武清	均諭二人り秀史紀兵海央郎
--------------	---------------	-------------	--------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	田中	庸惠
危機管理監	本住	敏喜
市長公室長	麻生	文紀
総務部長	蛸島	和行
企画部長	小川	広之
財政部長	田中	雅孝
管財部長	稲葉	清茂
情報管理部長	小森	林敏
文化国際部長	立	久美子
スポーツ部長	佐	敏和
市民部長	佐	敏和
経済観光部長	根	本泰雄
こども部長	鷺	沼隆
福祉部次長	池	田孝広
保健部長	川	島俊介
環境部長	二	宮賢司
街づくり部長	小	塚康
道路交通部長	岩	井良
下水道部長	藤	田泰博

行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 会派市民の力の石原よしのりです。早速通告に従い、一問一答で順次伺ってまいります。

最初のテーマは、自然環境と緑の保全についてです。

今年の夏は異常な猛暑でした。また、世界各地で大規模な山火事が発生したり、干ばつで苦しんでいる地域がある一方、昨年のパキスタンなど大洪水が起こっています。異常気象と災害発生のリスクが高まって、私たちの生活にも大きな影響が出ています。その原因は、CO<sub>2</sub>排出による地球温暖化と、世界中の森林破壊と言われています。国内でも、開発などによる森林伐採や林業の衰退で荒れた山林が吸水力をなくし、渇水や大雨時の土砂崩れや洪水を引き起こしています。都会地においても、樹木の緑の減少はヒートアイランド現象で都会の温度上昇につながり、また、雨水の土壌への吸収を妨げ浸水被害を増大させています。今、国土の森林保全と、町なかにおいても樹木と緑を守り、増やしていかなければ、取り返しのつかないことになってしまうと思います。

市川市は、クロマツをはじめ樹木の豊かな落ち着いた町の風景が、また北部には豊かな森と自然環境が残っていました。以前は、市川市役所は自然と樹木の保全をしっかりとやっていると評判だったと伺っています。ところが、いつの間にか市内の樹木が次々と伐採され、今では町なかに点在していたクロマツも、また、お屋敷に生えていた立派な庭木も、相続、開発、マンション建設などでどんどん失われています。また、緑地や公園にあった大きな木や街路樹も、邪魔にされて伐採されている実態もあります。

私と緑の関わりは、中学・高校時代にワンダーフォーゲル部で山や自然に親しみ、大学では農学部林学科で森林について研究をしました。その後、製紙会社に入って27年、森林経営、木材調達、植林、バイオマス発電、資源リサイクル、環境認証、地球温暖化対策などの分野で仕事をし、そして議員になってからも環境審議会委員を12年間務めるなど、自然や緑の保全に関わって約半世紀にもなります。そこで今回、私が議員になってから継続的に取り組んできたテーマ、自然環境と緑の保全について取り上げ、以下7項目について伺ってまいります。

最初の項目、まず、本市の緑地、樹林地の実態についてです。私は近年、緑が極端に減っているなど感じているわけですが、客観的にデータでどのようになっているのでしょうか。本市の樹林地面積、緑地率あるいは緑被率といった数字で過去からの推移をお示してください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

本市の樹林地面積等の緑地の推移につきましては、統計年鑑や税情報、また都市計画法第6条に規定され、おおむね5年ごとに行われる基礎調査により把握しております。なお、平成16年に策定した市川市みどりの基本計画に記している緑地は、都市公園や都市緑地に加えて生産緑地などの農地も含んでおります。過去からの推移につきまして、都市公園や都市緑地は、平成14年は約124ha、平成24年は約147ha、令和4年は都市公園の整備を行ったため約180haと増加しております。一方、生産緑地は、平成14年は約111ha、平成24年は約101ha、令和4年は約85haと減少しております。森林面積は、市川市統計年鑑によりますと、平成14年は約134ha、平成24年は約124ha、令和4年は約121haと減少しております。また、民有地の緑地は、市との緑地保全に関する協定によって保全に取り組んでおりますが、年々減少しております。

今後も、生産緑地の解除や宅地開発などにより民有地の緑地が減少することが想定されておりますことから、緑地の保全や創出に向けた取組が必要であることは認識しております。なお、本市の緑等の実態につきましては、令和7年度に改定予定のみどりの基本計画改定時に整理してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁では、樹林地と生産緑地など減少傾向、また民有地の緑も減っている。一方、公園面積は、広尾防災公園やびあばーく妙典など新たな公園が開園したこともあってでしょう、増加したとのことでした。では、全体として緑地がどうなっているかという点については若干答弁がなかったわけですが、それは、本市が明確なデータで把握していないということです。そのみどりの基本計画のときには緑地率、緑地の割合が29.何%という数字も出ていましたけれども、これも定義がよく分からないというところで、その後は発表したことはありません。

さて、樹林地、農地、草地、公園や学校の植木、神社仏閣の森、街路樹、住宅の庭木など、航空写真や衛星写真などで測って得られた緑に覆われた面積の割合というのがあります。これが緑被率です。しかし、本市はそれを調査したことがありませんし、しておりません。明確なデータがないということは、実態がつかめませんし、どう対応していくべきかのまともな議論にもならないのではないのでしょうか。これは大きな問題点です。ぜひ1度、本格的な実態調査をすべきでしょう。その2年後に改定されるみどりの基本計画の際には、この実態調査の結果の緑被率の数字を載せて継続的な調査で推移を把握していくこと、これに努めていただきたい、図っていただきたいと、ぜひ強くお願い申し上げます。これにはそれなりの費用もかかりますから、予算についてはきちんと財政部も御考慮いただければと思っております。

さて、それでは具体的に次の項目に移りますが、公園、緑地における樹木の伐採です。

最近、地域の皆さんが愛着を持って長年親しんできた立派な木が、ある日突然切られてしまった、あるいは枝葉がほとんどなくなるような見るも無残な剪定をされ、まるで電柱のようにされてしまったといった悲しみや嘆きの声を聞いています。実際、堀之内緑地でニセアカシアの大木がまとめて切られたり、各地の公園で害虫被害木の伐採が続いたり、いなりざく公園で立派なケヤキが伐採されたりと、枚挙にいとまがありません。特に、この季節は剪定の時期なのでしょう、市内各地で市から発注を受けた業者がばっさばっさと強度の剪定をしている現場を見ることができます。

そこでまず、市内各地の公園や緑地で樹木の伐採や強剪定、強く剪定するということです。強剪定が行われていることについての本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えいたします。

近年は、ナラ枯れと呼ばれる病虫害がコナラやクヌギ、カシなどの樹木に広がっており、市内の緑地においても被害が見受けられます。伐採につきましては、病虫害等により枯れてしまった樹木、腐朽や傾きにより倒木の危険がある樹木、施設の見通しを阻害している樹木などについて、施設及び利用者の安全確保に支障が生じる場合に限り行っております。剪定につきましては、隣接地への越境や電線等への干渉、防犯上の観点から行っております。なお、剪定強度につきましては、要望者の声、地域の実情、剪定期間などを踏まえ、強剪定などの判断を行っております。

伐採や剪定といった作業に至る判断基準については、地域の実情に合わせるなどを含め明確にする必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 強剪定についてですが、最近、中山法華経寺の参道の立派なケヤキの1本が、強剪定の末枯れてしまって、結局伐採されたという事例がありました。技術の伴わない作業員の下手な強剪定は命取りです。また、強剪定は逆効果で、むしろコスト増になるという報告もあります。元の形に戻るまでの木の枝のいたずらな成長などによる樹形の変形で、無駄な剪定作業が必要になるためです。御答弁でも、伐採や剪定作業に至る判断基準を明確にする必要があると考えていると述べられていましたが、早急に専門家を入れて、市民の意見も酌んで樹木管理のガイドラインをつくるべきだと考えます。それまでは安易な伐採は控えていただきたいと切に願います。

次に、小塚山公園について伺います。

どうめき谷津エリアは、外環道路の建設に合わせて、その外環道路の対面に堀之内緑地とつなげる形で新造成された公園です。せっかく植樹した樹木が枯れたり衰えたりして、緑豊かな樹木の下で憩える公園という当初計画とはかけ離れた状態です。本市の見解と、今後どう対応するかについて伺います。

また、小塚山公園の外環道路トンネルの上部は、トンネル工事が終了後、一旦別の場所に移植されていた樹木が再移植されました。そのエリアは現在閉鎖されたままですが、今後、市川市に移管されると聞いています。現在まで人の立入りができない状況にあったことから、オオタカが巣をつくるなど、ある意味で自然状態が保たれています。生物多様性の保護という観点から、今後も極力手を加えないということも有効でしょう。公園を市民利用ゾーンと手を極力加えないゾーンに区分して管理運営することも検討してみたいかと考えますが、この点についても市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

令和3年に開設した小塚山公園のどうめき谷津エリアは、近隣住民によるワークショップを開催し、自然豊かな谷津田の原風景の再現をコンセプトに設計いたしました。植栽した樹木は、公園周辺の雑木林に生息している落葉広葉樹を多く選定したほか、四季の変化が感じられる桜並木も整備いたしました。しかし、現在、樹木の生育がよくないものも見受けられます。原因としましては、剪定した樹枝や、夏場に高温が続いたこと、水はけが悪いことなどが考えられます。今後も生育状況を確認し、自然豊かな公園となるように必要な対応をまいります。

次に、小塚山トンネル上部についてです。本市の緑地の多くは住宅地に隣接し、日常的に散策などで利用されているため、利用者の安全確保の観点から、維持管理等の手を加えることは必要と考えております。一方で、小塚山トンネル上部は、トンネル工事前の多様な野生生物の生息や、自然環境を復元することを目的に、管理の手を加えないゾーンを設定することは有効と考えております。今後は、これらの実情に合わせた管理方法、管理手法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 よろしく申し上げます。本市が樹木を保全し、緑豊かな公園を維持したいと考えても、周辺住民がそれを理解していただけないと、なかなか実現することができないという面もあります。落ち葉が自分の家の前にたまることを嫌う声や、大風で倒れてくる危険性を嫌う声もあると聞いています。市民からの樹木についてのクレームの実態と、その対応について伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

樹木に関する要望や苦情は、緑地の近隣の居住者から寄せられています。昨年度は約340件の要望などが寄せられており、その内容の大半は樹木の剪定に関するものでした。剪定を要望する理由は、樹木が越境している、落ち葉が原因で雨どいが詰まるや、道路が滑って危険などです。これらの対応としましては、樹木を伐採するのではなく、現地の状況に応じた剪定や落ち葉の清掃を行っております。しかしながら、剪定しても翌年には樹木が成長し、再び落ち葉が生じる状況であることから、対応に苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁にあったように、クレームが来たからといって安易な伐採や極端な枝切りに走ることをないように、よろしく願い申し上げます。

落ち葉のクレームがあって、これには悩まされているという御答弁でした。本来、落ち葉は自然のもので、美しいものです。自宅前を掃くことを苦痛と思わないでいただきたいと私は思うのですが。中野区には、中野区みどりの保護と育成に関する条例があります。この条例は、別名落ち葉受忍条例と言われているもので、実に画期的なものです。この条文の8条をちょっと読んでみます。「みどりを所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理するみどりの適正な維持管理をし、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない」。第2項「区民は、あまねくみどりの効用を享受する者として、前項の所有者等の管理が及ばない落葉については、これを受忍しなければならない」というふうになっています。つまり、樹木や緑の所有者は適正に手入れをしてください、区民は緑の効用を受けているのだから、ちゃんと管理してある木の落ち葉は我慢なさいという、区が条例で指定しています。これも考え方として私はすばらしいと思っているんですが、本市も参考にして対応を考えてください。

一方、それでも落ち葉のことを放置するわけにいかない場合というものもあるでしょう。自治体によっては落ち葉清掃車を所有して活用しているところもあります。これもお金がかかる話ですから簡単にできるわけではありません。しかし、必要ならば導入の検討も考えてみてはいかがでしょうか。

それでは、この伐採や剪定についての質問を一旦やめて、次の3つ目の項目に移ろうと思います。国府台公園の樹木伐採問題です。

国府台公園では、野球場の建て替え工事が行われています。遺跡調査で一旦中断していましたが、その後、遺跡保護のために設計変更が行われ、工事再開に伴い、残されるはずだった樹木が追加で180本も伐採されてしまいました。既に切られた野球場北側の200本と合わせて、野球場の周りに生えていた400本近い樹木がほぼ全てなくなりました。この計画変更と伐採について、市民に説明もなく突然切られたとして市民団体などから批判が上がり、新聞などでも取り上げられる事態となりました。先月20日に行われた市長記者会見でも、市長が本件を取り上げられていました。

こういった騒ぎになってしまった、まず経緯について御説明願います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

野球場再整備に至る経緯から申し上げます。スポーツ施設の経年劣化対策や機能性向上、また都市公園としての自由空間不足等の諸課題を解消するため、平成30年11月、国府台公園再整備基本計画を策定しました。この策定に当たり、市民説明会やパブリックコメントを実施したところ、緑地の保全に関し市民の皆様から幾つかの御意見をいただき、再整備を進めるに当たっては、巨樹や緑を保全していくことを前提とし、工事に支障のある樹木については伐採するが、その本数以上を新たに補植し緑豊かな公園とすることを整備の基本的な方針といたしました。野球場整備に当たり、遺跡発掘調査は令和元年にグラウンド内から始まり、令和3年より旧野球場の解



体工事の着手に合わせ、それまでできなかったスタンド下などの調査を開始し、想定よりも高い位置に遺跡を発見することとなり、その保護のため、当初の計画よりも盛土の量を増やしてグラウンドなどの高さを上げることといたしました。

次に、樹木伐採までの経緯でございます。野球場周辺の樹木は約380本あり、その半数以上は野球場北側に植えられていました。再整備する野球場北側には、スタンド、防球ネットなどを建てる設計であり、それぞれの建築物と重なるため既存の樹木は残せず、このことを樹木の保全に高い関心をお持ちの方々に説明した上で、令和3年夏、野球場北側の樹木を伐採いたしました。また、野球場南側の樹木は、盛土工事の影響もあり、スタンドや防球ネットの位置変更等、少しでも多くの樹木を残せるよう検討を重ねました。防球ネットや樹木の維持管理、工事の安全性などを総合的に判断し、残せる樹木は数本になることを確認いたしました。その状況と、樹木は伐採する本数以上補植していくことを樹木の保全に高い関心をお持ちの方々に説明し、令和5年夏、南側の樹木の伐採を実施したところ、整備計画の進捗や樹木の伐採について、市民に対する十分な説明がなされていないとの声が上がったところでございます。

野球場の再整備については、必要に応じて樹木の伐採などについて常に検討を繰り返しており、詳細で具体的な情報を市公式ウェブサイト等への掲載などを行うことはできず、市民の皆様への説明について反省すべき点があったものと認識しております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 石原よしのり議員。

**○石原よしのり議員** 反省すべき点があったというふうに言及されておりました。国府台公園の再整備計画は、市民の関心が高い事業です。特に、周辺住民は従来から市に問い合わせたり、説明会を求めたり、要望を提出したりしてきました。6年前、ここの近隣にある里見公園分園でのテニスコート建設計画が、大きな住民反対運動によって白紙撤回を余儀なくされたことを忘れてはなりません。地域住民が樹木に愛着を持っている証なのです。にもかかわらず、それまで市民に説明してきたものと、環境と景観ががらっと変わってしまう樹木伐採について、事前に市民に説明することもなく進めてしまう感覚は、やはりずれていたと言わざるを得ません。このことを問題視する市民の声が多いということを申し上げております。

それでは、今回の反省を踏まえて、今後の対応について本市の考え方を伺います。

**○稲葉健二議長** 立場スポーツ部長。

**○立場久美子スポーツ部長** お答えいたします。

今後は、野球場整備工事に関する内容や進捗状況などの情報について、市公式ウェブサイトにてできる限り随時掲載するなどして、市民の皆様と共有しながら事業を進めていきたいと考えております。また、樹木の補植を行う際は、植栽計画の素案を基に、例えばワークショップを開催するなど、広く市民の意見を取り入れながら樹木の剪定などを行う予定でおります。さらに、樹木の補植は国府台公園内スポーツ施設の建て替えを終えてからではなく、できることから進めていくよう考えております。なお、市民体育館前にある大きなケヤキは、国府台公園のシンボルツリーと考えております。そのほか、周囲を含め、これらの巨樹を生かした景観として、国府台公園の10年後、20年後、50年後の姿を想像し、憩いの自然環境を次世代に継承していきたいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 石原よしのり議員。

**○石原よしのり議員** 御答弁ありがとうございます。その答弁のとおりにやっていただければいいんですけども。植樹については、専門家や市民の声を生かして、私はやはり20年後の姿というのをちゃんと想像した上で、立派な木々が風格ある景観をつくっている公園となるよう考えていただきたいと思います。

参考までに、1つ例を挙げます。私は、先月の11月29日、緑地整備と体制のあり方に関するシンポジウムというのに行ってきました。何のテーマだったかという、1960年、東京オリンピックのときに造られた駒沢オリンピック公園と、今回の新国立競技場のできた東京オリンピック公園の造り方、整備の仕方の違いをテーマに研究したシンポジウムです。駒沢公園というのは元々原野なんです。あれをオリンピックの3年前に東京都が取得して、オリンピックの体育館だとか競技場を造ったんです。そのときに、東京都の造園職と土木職が協力して、当時は土木はもう土木職で、造園職というのが都の直営でありました。そこが設計まで全部自分たちでやって、責任を持って土木と一緒に協力して造ったという話です。そのため、競技場ができる前に、植樹、街路樹、オリンピック中央通りのところですね、真ん中の。その街路樹、これも先に植わっているんです。やはり土木工事の設計をつくるに当たって、きちんと造園の部分と協力して同時にやっているという手法を取ってきたと。だから、オリンピックが開催された年、そのときに外国から来た方々が、何と素晴らしい樹木のある公園なんだという評価があったんだと。要するに、できて使うときにきちんとした森の姿になっているかというのを想像して造ったと言っています。

ところが、今回の東京オリンピックのための国立競技場、あそこの植樹は、オリンピックの競技場が先にできて、後から言っでは悪いけれどもおごなりに、それも、発注したら東京都はあまり関与せずに任せちゃったと。その結果が、今見て分かるとおり、植えたはずのここが樹林になるはずだったということが全然根づいていない、枯れているとかということになっちゃったということをおっしゃっていました。今回の公園もそうです。しっかりと植樹、外構工事を考えていっていただければと思います。この例は私の要望です。

次の項目に移ります。斜面林の保全です。斜面林の保全と管理について、本市の認識を伺いたいと思います。

総武線や京成線で東京から帰ってきて江戸川を渡ると豊かな緑が目に入って、市川に帰ってきたなとほっとするという市民の声をよく聞きます。この目に入るままとまった緑というのは、国府台、真間、須和田の斜面林のことです。この斜面林が失われようとしています。開発業者が斜面林を安く買い取り、樹木を伐採してコンクリートの擁壁を造って住宅を開発する事例、老朽化した樹木が危険だからと、一帯がまとめて伐採されてしまった事例、こんな事例が起っています。また、公にやる工事でも、老朽木の伐採や補植などといった必要な作業を先延ばしにしてきて、いよいよ危なくなってきたら生えていた樹木をほとんど残さずに伐採し、斜面補強工事のコンクリート工事を行うといったことが行われています。宮久保3丁目の白幡神社南側の斜面林、国分2丁目のライフ市川国分店の北側の斜面林の工事を見てください。生えていた樹木を全て切り払って、コンクリート枠を造成する土木工事が行われました。私もびっくりしました。

本市の斜面林に対する認識と、今後の維持管理の方針について伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えいたします。

本市の斜面林は、北部の台地と低地の境に残る特徴的な緑地であり、特に真間山から里見公園にかけては斜面林の緑と江戸川の水辺が良好な景観を形成し、学術的にも貴重とされております。このことから、斜面林の緑地保全の重要性は認識しております。しかし、斜面林は高低差のある土地にありますことから、土砂災害が起こった場合、著しい被害が生じるおそれがあります。このため、千葉県が指定する土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があります。本市が管理する都市公園や都市緑地では14か所が指定されており、斜面崩壊対策の調査や設計、工事を順次進めております。崩壊対策の工事は市民の安全を第一に考え、極力樹木を残せる工法を選定し、斜面林の保全に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 極力樹木を残せる方法でと今おっしゃっていただきました。そのとおりですね。9月定例会で真間山斜面林の整備について工事請負契約が議会で承認され、工事が始まりました。工事費約4億円、工期2年の大規模工事です。この斜面林の整備工事の手法について、これで樹木の保全が図られるのかどうか、説明願います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

真間山の斜面林につきましては、その一部が土砂災害特別警戒区域に指定されており、斜面林整備は地山補強土工法を採用しております。この工法は、斜面林の樹木を残しながら鉄筋を斜面に挿入し、地表で鉄筋同士を連結することで斜面を一体的に補強する工法です。挿入する鉄筋は一定の間隔で配置し、樹木が鉄筋の配置に支障となった場合には、樹木を伐採するのではなく、鉄筋の本数を増やすことで斜面の補強ができます。工事の際には、伐採する樹木が最低限となるように努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 コンクリートの枠で固めるような工事ではなく、樹木を残せる方法だというふうに説明を伺いました。これからも斜面林保全に力を尽くしていただきたいと思います。真間山斜面林の工事において、ぜひ業者任せにせず、樹木保全の観点から積極的に工事作業者に協力や、また監督をお願いしたいと思います。

次に、街路樹です。

街路樹は、町の美しい景観をつくるだけでなく、日陰をつくって路面の温度上昇を防ぎ、雨を地面に吸収して浸水を防ぎ、また排気ガスを浄化し、車の騒音を緩和し、緑で運転者の目を和らげるなど、多面的な効用を持っています。ところが、市内では街路樹がどんどんなくなっています。老朽化し倒れる危険性が高くなったという理由や、根が伸びて舗装を盛り上げてしまっただけで通行の邪魔になったからという理由でその都度伐採されていますが、その後に補植を行う例はほとんどありません。道路拡幅のため、支障になった街路樹を全て伐採してしまった路線もありました。また、菅野通りの外環道路から国府台女子学園まで拡幅した際は、街路樹は1本も植えず、代わりに花壇が設置されました。

さらに、具体的な事例を取り上げます。鬼高のSHOPS前の産業道路の街路樹は次々と伐採され、今では半分も残っていません。伐採後の植樹升はベージュ色の舗装材で埋められてしまっています。ここは産業道路ですから、早朝に大型トラックが何台も時間待ちの停車をしているのが見られます。街路樹がなくなったために、周辺住民はその騒音と排気ガスに直接さらされることになってしまっています。どうして伐採した後に新たな植樹をして、美しい街路樹のある路線として維持してこなかったのでしょうか。

そこで質問します。市内の街路樹が何かと理由がつけられて伐採され、その後も植え直されずにどんどん減っていることについての本市の見解をお願いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

街路樹につきましては、枯れてしまった場合、車両や歩行者などの安全確保のために伐採や植え替えを行っております。なお、樹木の植え替え等の判断につきましては、歩道幅員や周辺の状況及び近隣住民の意向を踏まえた上で行っております。

御指摘の県道若宮西船市川線、通称産業道路沿いには官公庁、商業施設、分譲マンションが立地しており、歩行者などの交通量が多いことから、安全対策を求める要望を多くいただいております。このため、伐採した箇所の植栽升と舗装面に段差が生じた箇所には簡易舗装を行っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁を聞いている限り、こういう理由で伐採しているという答弁で、ではその後補植するんだ、どう補うんだという答弁はありませんでした。この限りでは、街路樹はどんどん失われていかざるを得ないように感じます。悲しい限りです。せめて、極端な強剪定だけでも控えていただければと思います。

江戸川区は、街路樹ガイドラインというものを作成し、街路樹の管理をしています。路線ごとの樹種を決めて、街路樹カルテで剪定のタイミングや剪定の際の高さ、形までイラストつきで示しています。1つのお手本のように思います。私は、この江戸川区の取組を見習ってほしいと思うのですが、この江戸川区の街路樹ガイドラインについて、本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

江戸川区街路樹ガイドラインは、路線ごとの特性に応じた街路樹の整備の基準、樹種や路線の環境に応じた維持管理の方針などが示されており、街路樹の維持管理を行う上で大変参考になるものと思います。本市におきましても、路線ごとに道路の幅員や樹種等に応じた整備や維持管理の方針の必要性は感じております。今後、本市の地域特性を踏まえながら、ガイドラインの策定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 江戸川区のガイドラインは大変参考になると言及していただきました。そして、ガイドラインの策定に向けて取り組んでまいりますと言っていただきました。ぜひこれは早くやっていきましょう。

さて、新たな街路樹整備が約束されている箇所が市内には1か所あります。外環道路です。ところが、外環道路の植樹帯は、高速道路、国道の本線が開通して5年もたつのにいまだに植樹が行われる気配がありません。ぜひ国に早急に緑豊かな植樹帯を整備するよう、強く要請していただきたいと思います。

次、6つ目、森林環境譲与税です。

森林環境譲与税は、CO<sub>2</sub>排出削減や災害防止を目的として地方自治体を実施する森林整備などの財源に充てるため、人口や森林面積に応じた金額が国から交付されます。その財源は、森林環境税として国民1人当たり年間1,000円が徴収されるものです。本市では、令和元年からこの森林環境譲与税の交付を受けてきましたが、その使い道が決められず、全額基金として積み立てられていました。そして、その残高は令和4年度末で1億4,500万円になります。今年度ようやくこの森林環境譲与税を使うことが当初予算で示されました。

そこで、本市の森林環境譲与税の用途について、そしてその活用の今後の展望について伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 森林環境譲与税は、地方自治体を実施する森林整備などの財源に充てるため、人口や森林面積などに応じて国から交付されているものです。本市では、森林環境譲与税の用途として、適切な森林の整備とその促進のため、令和3年8月に市川市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を策定しました。その内容は、森林整備の推進、人材育成、担い手の確保、普及啓発、木材の利用の促進などに活用する計画となっています。今年度の用途は、一宮町との連携による森林整備、協定樹木の補助金の拡充、霊園や大町公園の森林整備です。今後の森林環境譲与税の活用については、市内に残る貴重な森林の整備に充てるとともに、森林環境教育などの普及啓発についても積極的に行い、人と人をつなぐ機会をつくってまいります。引き続き、関係部署や関係団体などと協議をしながら、市民にとって有益な事業に活用してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 分かりました。今年8月、千葉県一宮町との森林整備に関する協定が締結されました。本市が森林環境譲与税を活用して一宮町内の森林整備を行う計画とのことですが、その詳細について簡潔に御説明願います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 協定の期間は5年間で、その後の継続については一宮町との協議で決めてまいります。計画では、初めの2年間は森林整備を集中的に行い、それ以後はイベントの開催や木材利用に重点を移す計画です。今年度は、300万円を一宮町の森林整備費用として負担し、森林の少ない本市の二酸化炭素排出量を相殺するカーボンオフセットを行います。また、森林整備により生産される木材を本市の公共施設などに利用することも検討しています。さらに、来年度には本市の子どもたちを対象に、自然環境を体験できる現地でのイベントなどを開催できるよう、一宮町と協議しています。このイベントを通じて、一宮町の方々とも交流ができるような、人と人をつなぐ機会をつくりたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 次年度の事業、しっかりやっていってください。

残念ながら、市川市内には本格的な森林はありません。しかし、本市を流れる江戸川の水源をたどってみると、群馬県などには広大な森林を抱えているにもかかわらず、資金難で十分な手入れができず放置され、林業的価値を失った山林や、土砂崩れなどの危険を抱えた山林が多く存在しています。こういった森林を持つ自治体と協定を結んで市川の資金で森林整備をしていくこと、こういうことができればすばらしいと思います。市川市民が現地に出かけて森林を歩き、林業を知り、山村の生活をかいま見るといった体験を通じて環境問題を考えるきっかけになり、地域交流から新たな展開も生まれることになるでしょう。年間5,000万円という譲与税が恒久的に入ってくるわけです。今後も、さらに積極的に有効に使う方法を考えていっていただきたいと思います。

次の項目、自然共生サイトとOECMについて伺います。

世界的に環境問題への関心が高まる中で、生物多様性の保全の必要性も広く認識されるようになりました。環境省は、今年度から生物多様性を持った健全な生態系として効果的に保全されている地域として自然共生サイトと認定し、国際的なデータベース、OECMへ登録する制度を始めました。市内には自然環境を保護して適切に管理している緑地や池などが幾つもあると思います。本市でも、この自然共生サイトの認定を受け、OECMとして登録されることで、生物多様性条約が掲げる目標の達成に貢献する必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標、30by30が掲げられました。国では、2023年度から民間や自治体が所有、管理し、生物多様性に貢献している地域を自然共生サイトとして認定しました。この認定区域のうち、国立公園などの保護地域と重複していない区域について、生物多様性保全に資する地域OECMとして国際的なデータベースに登録することにより、30by30の達成を図る取組を開始したところです。

本市には、大町自然観察園や大柏川第一調節池緑地など、自然環境の残された多様な生き物たちが生息している区域があります。このように、市内には自然共生サイトへの申請に臨めそうな区域がある一方で、登録検討に当たっての課題もあります。例えば、継続的な管理体制の構築、登録に係る手続への対応、管理コストの増加、地権者全員の同意、国からの支援などがあり、これらの課題を解決していく必要があります。本市の自然環境を

将来にわたり保全、推進していくため、今後第二次生物多様性いちかわ戦略を策定する予定であり、この中に自然共生サイトについて盛り込み、取組の評価方法などを検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁で課題もあると言いましたけれども、決して難しい課題ではなさそうです。ぜひ策定準備を始めた第二次生物多様性いちかわ戦略には、自然共生サイトの認定実績を記載して、その設定箇所の拡充を進捗の指標としていただけるように要望いたします。

これまで7項目にわたって伺ってきた緑の保全についての質問を締めくくりますが、田中市長は、環境問題について理解と意気込みをお持ちです。就任当初から積極的にカーボンニュートラルに向けての取組を進めてこられ、自然環境や樹木の保全についても、今年7月7日には、東京農大の元学長である進士五十八先生をお呼びして水と緑の講演会を主催し、力強い決意を示しておられました。

そこで、市長に緑の保全に対する見解と今後についてのお考えを伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原議員から大変高尚な質問をいただいている、そのような思いを持って聞いておりました。学生の頃、当時アンカレッジ経由北回りでヨーロッパ、北欧に行きました。そのとき、機内から延々と続くユーラシア大陸の茶褐色の山脈を見続けて、日本とこんなに違うんだということを感じたのが緑に対する思いの始まりだったような気がします。本当に日本はすばらしい国で、瑞穂の国と言われるその前から、緑が本当に豊かな、水と緑が与えられた国なんだなということを感じております。

私は、国会でも独自の動きをしておりまして、人の命はもちろんですが、動物も植物も地球全体そのものを命と捉えて命を貴ぶ、そういう姿勢を持った政治活動をしたい、そのように思って活動してきたつもりです。十分ではありませんが、もうお亡くなりになりましたが鳩山邦夫さんという方が、将来は環境党をつくりたいということを書いて、いろいろな議員と交流を図りながら勉強会を重ねてきたことも思い出されます。

今現在、私は市川市の市長として、今市川市の残された自然環境、緑というものを最大限残していかなければいけないという思いを持つものの、いろいろな場面で木が伐採され、朝散歩をしていますと、やはり早い時間から、いや、その時間ではなかったかな、町なかを歩いていますと、そこまで樹木を切っているのかというような場面があって、立ち止まって植木職人と話をしたりと、そんなこともございます。

御質問の中にもありましたけれども、国府台の公園、野球場の再整備の中で、私をもっと担当職員の声を聞く機会をつくらなかったのは猛省をしているということもお伝えしなければいけないと思います。後で植林をするからといって、現在生えている木々を伐採していいとは思いません。最小限にとどめるということをもっとよく相談して対応していくべきだったということで、立場部長も反省の弁を述べていましたが、私のほうがさらに猛省をしなければいけないことというふうを受け止めております。

桜の木、場所によっては市川市は大変有名ですが、その桜もソメイヨシノですと樹齢が80年前後とされていますので、やはり安全性の確保から、新しい苗木、10年物ぐらいを植え替えていかなければいけないところもあるというふうに思っていますし、いかに次の世代に緑をより多く残していけるかということが、この話の結論の部分に出てくるのだらうと思います。そして、どういう方法を取るかということをお問われたならば、きめ細やかに住民の皆さん方と話し合ってお互いに理解した上で対応を進めていくということが必要なんだろうというふうに思っております。決して原理主義者ではありません。ただ、最大限緑を残すんだという思いを職員と共通の認識としてこれから進んでまいりたいと思います。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。本当に市長の緑に対する気持ちがよく分かりました。決して私も原理主義者ではありません。現実的に、十数年議員をやらせていただいております。本当にありがとうございました。これからもしっかりと緑の保全、皆さん、市役所みんなで取り組んでいきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。先日市民ワークショップ、思い描こういちかわの未来という催しが開かれました。これは本市が令和8年度から始まる次期総合計画を策定するに当たり、市民の意見を取り入れるために考えた1つの方策ということのようです。

そこで、市民ワークショップを開催した趣旨及びそのワークショップの概要、実施してみてもの評価について伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

現行の市川市総合計画I&Iプラン21は、令和7年度に終期を迎えることから、令和8年度から新たにスタートする次期総合計画の策定について、市川市総合計画審議会に対して市長より諮問し、今年度から検討が始まったところでございます。総合計画の策定は行政だけで進めるものではなく、市民参加が不可欠であると認識しており、多くの市民の皆様と、本市のこれからの将来都市像を共有するとともに、いただいた御意見をできる限り計画に反映させていきたいと考えております。そのため、令和5年度はまちづくりの方向性や今後の施策について市民の意向を多面的に伺うことを目的に、2050年の市川市がどんな町になってほしいかをテーマにしたワークショップを各定員25人で計3回開催することといたしました。これまで11月11日は大学生を対象に、11月26日は一般の方を対象として2回開催してきたところでございますが、それぞれの会でも御意見といたしましては、交通インフラの整備によって誰もが快適に移動できる、全ての人に優しく安心で安全な社会、再生可能エネルギーの活用によってカーボンニュートラルが実現といった、将来なっていてほしい本市の姿に関しまして多くの御意見をいただきました。参加者の日々の生活や活動されている分野などに関し、様々な角度から示唆に富んだ御意見をいただくことができ、貴重な機会になっていると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市民の貴重な声を聞けたということです。

次、この本ワークショップの運営は企画部が自前で行わずに業者に委託して行ったようですが、どのようなノウハウを期待して事業者を選定したのか。また、それだけの効果というか成果があったのかについて伺いたいと思っております。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

ワークショップは、年代や生活の背景などが異なる様々な方々が初対面となる場であることから、事業者の選定に当たっては、論点を整理しながら議論を盛り上げる技術を有したファシリテーターを配置すること、また議論の中から重要な情報やアイデアを可視化することでさらに新しいアイデアを引き出せるよう、親しみやすい絵によってお見せするグラフィックレコーディングという手法が可能であることを要件といたしました。実際のワークショップでは、参加者自身の御意見やアイデア、グループワークで話した結果などが絵として可視化され、そこへ自由にアイデアを追加していったことで、和やかな雰囲気の中、闊達な意見交換ができましたことから、参加者の多面的な意見を引き出すことができたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 多面的な意見を引き出すために専門家のノウハウを活用したということのようです。打合せの中で聞きましたところ、ワークショップに参加した市民の満足度は割に高かったということのようです。

それでは2つ目の、これら市民の意見が出てきたわけですが、こういった意見を今後策定される総合計画にどのように反映していくのか、本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

市民参加の手法といたしましては、今回のワークショップに加え、市内のショッピングモールや道の駅いちかわなど多くの方が集まる場所におきまして、総合計画の概要や本市の現状、今後の人口予測などに関するパネルを展示し、2050年、どんな町に住みたいかについて御意見を伺う予定でございます。また、市民アンケートの実施も考えております。これらを通じていただいた御意見は、施策ごとに分類し、取りまとめた上で、これから策定してまいります基本構想や基本計画の素案を作成する段階から活用していくとともに、総合計画審議会で御審議いただく際の参考資料としてお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 言及にもありましたけれども、この得られた成果、市民の声というのは、きっちり分析した上で、やっぱり総合計画審議会に出すドラフト、市役所のつくるドラフトにきちんと盛り込んでおく必要がある。単にこんな市民の意見を聞きましたというのを取りまとめたものを委員の参考に渡した、これでは駄目ですよ。ですから、そういうことをしっかりやっていただきたいということを私から強くお願いして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 堀内しんご議員。

○堀内しんご議員 市川維新の会、堀内しんごでございます。通告に従いまして質問いたします。

まず、大項目、学校教育についてでございます。

(1)教職員のICT機器活用の現状と課題及び今後の取組についてでございます。

令和3年度には、市内公立学校に通う児童生徒に1人1台のタブレット端末の支給が完了し、また、その通信環境も自宅で使えるよう通信端末の整備も行われ、ICT機器使用環境が整えられました。また、その通信環境も自宅で使えるよう通信端末の整備も行われ、ICTの使用環境がさらに向上したというふうに聞いております。今年度においては校内通信環境の再整備も行われ、その通信速度も向上し、利便性も高まったと聞いております。また、本年6月、9月の市議会定例会において私が質問いたしました教育現場におけるICT活用の質問にお答えいただき、大方現場においてどのように機器を利用されているかを理解いたしました。

そのような折、市内中学校に通う子どもを持つ保護者に対し、教員向け定例研を保護者も見学できる案内を9月下旬頃いただきました。私も子どもがやはり市内中学校に通っておりますので、学校におけるICTの取組に対し強い関心を持ち、市内公立学校に通っている子どもたちやその保護者たちがどのように思っているのか大変興味を持ち、数ある研修の中から10月11日水曜日、大野小学校においてICT機器、タブレットを使った参考授業を行う千葉県教育委員会市川支会情報部会公開研究会を見学させていただきました。参考授業の後に行われたICT支援員を交えた参加者質疑応答時間も、併せて見学させていただきました。

そのような中で、先生方の活発な意見交換がされている、1時間程度の意見交換をされていたようですが、その中で感じたことは、教職員のICT機器活用の理解度に大きな差があるように感じました。様々なトラブルに対応できるスキル、また子どもたちに支給されているタブレット端末の中に導入されている授業支援ソフトに対



するスキルなど、ICT機器の取扱い理解度に大きな差があるように感じました。学校でのタブレット使用において、子どもたちの教育に格差が生じないか、また、市川GIGAスクール構想推進に支障が出ないかなど不安を抱きました。

そこでお伺いたします。教職員のICT機器活用状況について、どのように捉えているのかをお伺いたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

GIGAスクール構想として、市内市立学校全ての児童生徒にタブレット端末を整備してから約2年がたち、成果ばかりでなく課題も明らかとなりました。特に、学校間でのICT機器の使用頻度や教職員のスキルの差が生じていることは喫緊の課題であります。タブレット端末内に導入している授業支援ソフトは、個別最適な学び、共同的な学び、教育効果の可視化による指導改善の実現が可能のものであり、これを使用することで授業改善及び業務改善に非常に有効なものです。しかしながら、授業支援ソフトの活用率は、10月現在を基準として、令和4年度は29.6%、令和5年度は34%と微増で、使用率は大きく伸びておりません。また、基礎学力の定着に有用な中学校用デジタルドリルの活用率は、令和4年度は7.4%、令和5年度は12%とこちらも微増にとどまり、さらなる活用が求められます。

一方、令和3年度に小学校では社会科、算数科、理科、中学校では国語科、社会科、数学科、理科、英語科に導入した指導用デジタル教科書の利用状況につきましては、令和3年度と令和4年度を比べると2倍近く利用回数が増えましたが、課題として、学校間の差が生じていることが挙げられます。

教育委員会といたしましても、希望者を対象に授業支援ソフトの体験研修会や校務支援システムの活用研修会を実施してまいりましたが、今後は特にICTを苦手としている教職員を対象に実施いたします。また、各学校の情報活用担当者との連絡会で学校ごとに改善点を指摘し、進捗状況を把握できる仕組みを活用して使用頻度の差やスキルの差の解消を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。教育委員会でも教員のICT活用スキルに差があることを認識し、その活用率も数値化して問題点を具体的に検証しているということは理解いたしました。活用率からお答えを見ますと、授業支援ソフトで令和5年10月現在34%、中学校ではデジタルドリルで12%、指導用デジタル教科書は、利用率のお答えはありませんでしたが、令和3年から4年度で2倍程度上がったというお答えでした。また、子どもたちの授業には直接関わりはないと思われる校務支援ソフトのシステムについても、そのスキルに差があるという認識があるようであります。活用率から見ても、現在のICT機器の活用が少なく、教職員のスキルに差があることと思います。

そこで再質問いたします。教職員のICT機器を活用する能力向上のために、どのような取組を行ってきたのかをお伺いたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

児童生徒へのタブレット整備が完了した令和3年度末に、市内共通となる児童生徒に身につけてほしいICTに関する情報活用能力を体系的に整理したコアカリキュラムを各学校に発出いたしました。また、教職員向けには1人1台タブレット授業活用ガイドを、児童生徒の家庭学習向けには授業活用ガイドをそれぞれ配付し、教職員及び児童生徒のICT活用能力の向上を図ってまいりました。さらには、情報モラル研修会、教職員個々のレ

ベルに応じたタブレット端末活用の研修会、企業による授業支援ソフトの活用例を伝える校内研修会を行ってまいりました。現在は、担任とともに授業を行う授業支援事業の実施を始めるとともに、授業支援ソフトを作成した企業による使い方のオンライン相談会を現在複数校で試験的にを行い、疑問点や活用方法について、学校から直接質問できる環境を整えることを検討しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。市内各学校に発出した市内共通となる児童生徒に身につけてほしいICTに関する情報活用能力を体系的に整理したコアカリキュラムの活用とお答えにありました。このコアカリキュラムですが、それを見ますと、各学年の目標となる具体的な内容を示されており、その活用が大いに期待されております。

また、教員用に1人1台タブレット活用ガイド、また児童生徒の家庭向けに授業活用ガイドを配付というお答えでございました。家庭用に配付したとされる授業活用ガイド、これは我が家にもあると思っていたのですが、恥ずかしながら我が家でどこに行ったか、今なくなっているような状況。こんなような保護者の方もいるかと思えます。我々保護者もそうですが、教師の方と、この同じような我々も身につけなければいけないスキルもあると思いますが、これはやっぱり互いにこのICT機器を活用するということを考えられるようなこともあってもいいかなというふうに、私たち親もそうですが、先生方も、ともにその機器の活用を学ぶような機会があってもいいかなというふうに感じております。また、教員のスキル向上のためのどのような取組を行ってきたかは大方理解いたしました。

そこで再々質問いたします。さらなるICT活用の促進のため、また教職員のスキル均衡化を図るため、今後の取組、支援などがあるか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和6年2月には、ICT活用の先進事例、成功例の紹介を目的として、文部科学省の学校DX戦略アドバイザーを講師にお招きして講演会を実施いたします。この文部科学省の学校DX戦略アドバイザー事業は、教育の質の向上と効果的なICTの一層の活用促進に向け、専門性を有した有識者を派遣していただき、助言や支援を受ける事業です。講演会では、教育ICTの先進事例として、熊本市の取組に関する研修を行います。また、今後は教育委員会と学校との意識の共有と連携が必要と考え、校長会、教頭会の情報活用部会と課題を共有し、ICTの利活用に向けた意識の醸成を図る具体的な方策について話し合うことを検討しております。さらに、GIGAスクール推進校を中心に、ICT機器を活用した授業を公開できる学校を増やし、市内で公開し合う体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。文部科学省の学校DX戦略アドバイザーを講師に招き講演を行う、また、教育ICT先進市である熊本市の取組に関する研修などを実施し、校長会、教頭会の情報部会と課題を共有し、さらに市内GIGAスクール推進校を中心に、市内で公開し合う体制をつくるなど具体的なお答えをいただき、今後の教職員のICT活用スキルの向上に使うことを期待いたします。ありがとうございます。

次に、(2)授業におけるフラッグフットボールの導入状況及び今後についてお伺いいたします。

フラッグフットボールという競技は、日本においてあまりなじみのないスポーツでありましたが、2028年のオリンピック競技に決定し、その名前が広く国民の知る競技になったかと思われま。私がこの競技の名前を知っ

たのが、今から25年ほど前の1998年頃になります。当時、私はこの市内第七中学校おやじの会会長として、先生方とともに、少々やんちゃな子どもたちの対応をしてみたいました。その折、25年前のことで詳しくは記憶しておりませんが、当時の体育教師とともにこの競技の講習会に出かけ、授業に取り入れられないか研究をいたしました。その後、試験的にこの競技を授業で取り入れた記憶がございます。当時やんちゃな生徒と、いわゆるいじめられっ子というような生徒がその競技を共に行い、楽しんでいる姿を見て心が揺さぶられたというような競技です。時を経て、2028年オリンピックの正式競技に採用されたニュースを見て、現在この競技が市川市内小中学校でどのように扱われているのかと思い、その導入状況をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

フラッグフットボールは、アメリカンフットボールが起源となって生まれたスポーツで、アメリカンフットボールの戦略をそのままに、少人数、小スペースで安全に楽しむことができるように開発されたスポーツです。また、原則ボールを持って走ることから、鬼遊びの延長で誰でも容易に楽しむことができるスポーツです。学校教育では、フラッグフットボールは小学校の中学年のゲームや高学年のボール運動の例示として学習指導要領解説に掲載されております。運動の特性としましては、ボールを運ぶ、投げる、取るといった技能を基に作戦を実行することで、楽しさや喜びを味わえる運動であるとともに、接触プレーがないため安全に取り組める運動です。

市内市立小中義務教育学校の導入状況を調べたところ、今年度フラッグフットボールに取り組んだ学校、もしくは取り組む予定のある学校は、小学校14校でした。フラッグフットボールは、オリンピック公式種目にもなる予定の競技ではありますが、授業ではまだなじみが薄いので、今後はフラッグフットボールの学習の効果を周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。市内小中義務教育学校の導入状況を調べたところ、小学校14校もの多くの学校でこの競技に取り組んでいたということに驚きました。

そこでお伺いいたします。導入している学校では、どのような学習が展開されているのかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 フラッグフットボールの学習を導入している学校からは、児童はチームごとに作戦を立て、動きを試したり、チームで話し合ったり活動したりするなど、意欲的に取り組む姿が見られるとのことでした。教員からは、児童にとってはボールを持って走ることができるため運動量の確保にもつながり、運動を苦手と感じている児童も楽しめる学習であると効果を実感している報告もありました。また、今年9月には宮田小学校の3年生を対象に、市川市と協定を締結している日本社会人アメリカンフットボールチームのブルーサンダースによる特別授業が実施されました。授業では、5名の選手をはじめチームスタッフの方々などが、児童が動きをイメージできるようにデモンストレーションをしたり、ゴールに向かって走れない子どもにも勇気づける言葉をかけたりするなど、児童に分かりやすく指導し、児童にとっても貴重な体験となっております。教科の特性による効果や児童の活動する姿から、フラッグフットボールは主体的、対話的で深い学びにつながる運動領域であると改めて認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。市川市と協定を結んでいる日本社会人アメリカンフットボールチー

ムのブルーサンダースによる特別授業が実施されている、また、この競技が主体的、対話的で深い学びにつながる運動領域であると認識していることを理解いたしました。

教育委員会として、この競技が運動量の確保にもつながり、運動を苦手と感じている児童生徒も楽しめる学習であると認識されて、既に授業に取り組んでいた学校もある。今後この授業実践を広げていく方向であるのか、またその方法はどのようにするのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

今後も、市内外におけるフラッグフットボールのよい取組事例を各学校に情報提供してまいります。また、教職員の研修を活用し、フラッグフットボールの運動の特性や教育的効果についての理解を深めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。このフラッグフットボール、私が25年前に見たフラッグフットボールという競技がオリンピック正式種目となって注目を浴びる競技となり、あと5年後に、テレビを見ながらこの競技を知っているという子どもたちがいると思うと、少し心がわくわくいたしております。25年前に校庭に立っていたやんちゃな生徒と、いわゆるいじめられっ子と言われた生徒がどんな気持ちでこのニュースを見ていたのかと思います。授業におけるフラッグフットボールの取組に期待いたします。ありがとうございます。

それでは、次に大項目、本市の文化芸術についてお伺いいたします。

(1)音楽振興に関する本市の取組についてでございます。

本市は、永井荷風、北原白秋など多くの文人、そして東山魁夷、秋山逸生、佐治賢使など多くの芸術家が、そして音楽の分野でも村上正治など、市川市に大きく貢献していただいたことにより、また国府台から八幡にかけては、大学、高校、中学、小学校など公立、私立を含めますと多数点在し、おおよそ文京学園都市の様子をなしていると思います。そのような背景から、本市は市民文化芸術活動も活発に行われている文化芸術都市とも思われます。

そのような中において、芸術分野の音楽に関する振興に本市はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

初めに、本市の文化芸術の取組として、市内各文化団体に発表の場を設け、広く市民に参加を呼びかけるとともに、作品展示や音楽、舞台公演など、文化芸術に市民が親しむ機会を創出する芸術祭、文化祭事業を実施しております。この芸術祭、文化祭事業は、団体の育成と、文化芸術活動の活性化を図るため、本市と各団体との共催により、市内文化施設等を会場として毎年実施しているものであります。なお、令和5年度は27行事を実施予定であり、既に25行事を実施しているところであります。これらのうち、音楽に関するものとしたしましては、市民合唱祭やオペラ公演及び市川交響楽団によるコンサートなど7行事となっております。このほか、文化芸術の振興を目的として不特定多数の市民を対象に実施される行事で、本市の文化行政上有益であると認められたものに対して、市の後援行事としてチラシの配布など広報活動の支援を行っております。令和5年度は、現在34行事の後援申請があり、そのうち定期演奏会など音楽に関するものは12行事となっております。そのほか、市の主催事業として、東山魁夷記念館を会場とする東山魁夷記念館コンサートや、芳澤ガーデンギャラリーを会場とするギャラリーコンサートなど、各文化施設の展示とともに音楽を楽しめるイベントも実施しているところであります。また、本市の外郭団体である公益財団法人市川市文化振興財団による音楽振興に係る取組といたしまし

て、市民参加型事業で、市民がプロと共演できるオーケストラと歌おう春のうたごえや、若手演奏家を発掘する新人演奏家コンクールのほか、文化会館の大ホールを使ったブラスバンドフェスティバルや文化会館フェスティバルなどを実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。音楽振興においても、令和5年度、市と各文化団体の共催により27行事中7行事、そして後援事業として34行事中12行事の音楽に関する行事を行い、また、ギャラリーコンサート、公益財団法人市川文化財団において市民参加の事業を行っているようではありますが、近隣市に比べ、本市の音楽振興に関する取組が少し弱いのではないかというふうに感じております。しかしながら、本年、市立の第三中学校吹奏楽部が、市内中学校で40年ぶりに全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞するという快挙を成し遂げました。中学校吹奏楽部活動は活発であると思われます。これは、市川市市民栄誉賞の称号を持つ村上正治氏の功績が脈々と続いているからだと思えます。

このような音楽の下地がありながら、音楽の幅広い分野の活動をカバーできる、また活動することのできる施策を考えられないかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

近隣市の状況でございますが、船橋市では、平成6年の船橋アリーナ落成記念として音楽祭が開催され、現在はふなばし音楽フェスティバルという枠組みでイベントを行っております。また、松戸市ではまつど音楽フェスティバルを21世紀の森と広場で開催しているところであります。本市においても、市民等の音楽活動が活発であることを踏まえすと、近隣市のような音楽イベント等を実施できる状況は整っているものと考えております。今後は、音楽活動団体等と協議するなどして、活性化策につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひとも検討していただき、健康寿命日本一を目指す市川市に音楽の力を加えていただきますようお願い申し上げます。

次に、(2)楽器貸出し制度の創設についてお伺いいたします。

吹奏楽、交響楽、ビッグバンドなど、楽曲を演奏する際にティンパニ、バスドラム、ハーブ、マリンバ、シロフォン、ビブラフォン、スーザフォンなど、それぞれ重要なパートを担う楽器ではありますが、個体が大きい、また価格が非常に高い、あるいは使用頻度が少ないなどの理由を中心に、どうしても個人または各市民団体などで所有しづらい楽器もあります。しかしながら、楽曲演奏のためにはどうしても必要と高額な金額でレンタルをしたり、また練習時には各個人、各団体が、あらゆる手段を使い借りてくるなどの現状にあります。

市川市は、千葉県内においても市民活動が特に活発な市だと思えます。これらを市が保有し希望する楽団あるいは個人に貸し出す制度を創設することはできないか。また、現在市が保有し供している楽器の現状及び提案制度に対する市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

初めに、本市の文化施設における楽器の保有状況等についてであります。市川市文化会館では、フルコンサート用、セミコンサート用などのピアノ13台、チェンバロ1台及びハーブ1台を保有しており、演奏会等で施設を使用する際に利用していただいております。このうち、ピアノにつきましては多くの方に利用していただいております。

りますが、チェンバロやハープにつきましては年に数回程度の利用状況となっております。また、行徳文化ホール I & I では、フルコンサート用のピアノ 1 台を保有しております。なお、いずれの施設も館内での使用としており、施設外への貸出しは行っておりません。

御提案の楽器を地方公共団体が保有し、希望する楽団や学校の部活動等に対し貸し出す制度について、近隣他市等の状況を確認いたしました。現在実施しているところはございませんでした。これらの楽器を個人や団体が保有する場合、購入費用や楽器の移動等が負担になることは認識しております。しかしながら、これらの楽器を市で保有し、団体に貸し出すといった制度の創設につきましては、市民ニーズや吹奏楽以外の音楽、また音楽以外の文化芸術ジャンルとの支援のバランスを踏まえた上で、制度の必要性及び妥当性について検討が必要と考えております。まずは、他の地方公共団体等の事例について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討、そして研究をしていただき、市川市の音楽文化の発展に寄与できることを願って、私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大項目 1、公共施設における A E D の屋外設置について。

本市では、屋外に A E D を設置している公共施設はないと思われませんが、A E D を屋外に設置することで、誰でも、いつでも使用することが可能となります。他市では屋外設置を進めている例が増えていると聞いております。せっかく市内に A E D の設置が進んでも、いざというときに速やかに使用できないと A E D が設置されている意味がありません。

そこで、本市や他市の屋外設置の現状と、今後についてお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市の公共施設では、A E D を屋内に設置しており、屋外に設置している施設はございません。他市におきましては、夜間など施設閉鎖時における対応の一つとして、屋外への A E D 設置を進めていく動きが見られ、例えば船橋市、柏市、野田市は学校を中心に屋外設置を進めているほか、鎌ヶ谷市は公共施設全般で屋外設置を進めており、江戸川区も今後同様に進めていくと伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 御答弁ありがとうございます。保健部の答弁にもありましたが、お隣の船橋市ですが、10 年前の 2013 年 8 月に、県内で初めて A E D のコンビニエンスストアへの設置を進めました。そして、今年 8 月から船橋市内の全公立学校の校内に設置されている全ての A E D を、これまでは職員室や教室内など校舎内に設置されていましたが、学校職員の不在時でも誰でも使用できるように、職員玄関や昇降口脇など屋外の収納ボックスへ順次移設しています。今年 5 月には、船橋市の小学校においてこんな出来事がありました。土曜日に体育館でスポーツを楽しんでいた施設開放団体の男性が突然倒れ、心肺停止状態に陥ったところ、校庭でサッカーをしていた 4 年生の児童が教員に緊急事態を知らせ、その教員が学校に設置していた A E D を使用し、救急隊到着まで胸骨圧迫及び A E D による救命処置を行い、貴い命を救いました。倒れた方は、現在は社会復帰されていると

のことです。本当によかったと思います。

休校日である土曜日の出来事なので、もしも教員がいなければAEDを使用することができず、救える命も救えなかったかもしれません。船橋市が進めている今回の公立学校のAEDの屋外への移設は、学校職員不在時でもAEDを使用できることを目的とし、夜間開放している体育館や校庭で運動しているときの不測の事態でも、いざというときに誰もが24時間AEDの使用が可能な状態が確保できることを目指しているそうです。また、あわせて校門などにAEDの屋外設置場所を市民に周知するための看板の設置も進めています。船橋市は、これでコンビニエンスストア設置と全公立学校屋外設置を合わせると、市民の皆さんがいざというときにAEDを使用できる環境づくりが一層整い、救護体制強化にもつながっていると思われま

す。そして、答弁にもありましたお隣の江戸川区も、先月の11月17日、24時間利用可能なAEDを増やすために屋外設置を進めると斉藤区長が発表されています。江戸川区は、2024年度中に全区立小中学校、図書館やスポーツ施設など、231か所の区立施設内にあるAEDの屋外設置を進め、その後は民間施設にも働きかけるとのことです。AEDは区内1,000か所以上に設置されていても、24時間使えるのは消防や警察に設置された50か所のみ、ほかは昼間の利用しかできない状態だったそうです。斉藤区長は、日中は5分以内で使えるところが多いが、夜や休日になるとがたっと減る、新たに設置せずとも外に設置すれば増やせると述べています。このように、近隣自治体ではどんどんAEDの屋外設置が進んでいます。

そこで再質問です。AEDを屋外設置することで昼夜問わず使用でき、一定の効果があると思われま

すが、屋外設置を進める際の課題はあるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

課題といたしましては、AEDは高度管理医療機器であることから、適切な温度管理が行えるよう収納ボックスを設置し保管することが必要となり、その設置場所についての検討が必要となります。また、その性質上、施錠して管理できないことから、盗難や紛失等のリスクもあり、管理面の課題として認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。確かに、屋外設置専用の収納ボックスが必要にはなりますが、専用ボックスに収納してしまえば温度管理も問題ありません。盗難に関しても、屋内用と同じく扉を開けると大きなブザー音が出るようになっているため抑止効果はありますし、AEDは全てに個別のシリアルナンバーがついていて、販売するには資格も必要ですし、転売ができない仕組みとなっています。GPSが組み込まれているものもあります。リースの場合、動産保険がついているものがほとんどとのことですので、保障もされていると思われま

す。

それで、再々質問ですが、他市事例も踏まえ、公民館など既にAEDを設置している公共施設のAEDを屋外に移設することは可能ではないかと思われま

すが、検討できないのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

AEDを屋外へ設置するに当たっては、先ほどの課題を踏まえ、各施設の用途や立地条件、夜間の施錠の有無や管理体制など、おのおのの状況に応じた配慮が必要となります。現在のAEDのリース契約は来年7月までとなっておりま

すが、新たな契約について検討を行う中で、各施設の諸事情や意向も踏まえ、コンビニエンスストアへの設置と併せて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。コンビニエンスストア設置同様、既に屋外設置を進めている近隣自治体の事例がこれだけあるのですから、調査研究を進め、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、再々再質問ですが、他市は学校を中心にAEDの屋外設置を進めていますが、本市の学校のAED屋外設置をどのように進めていくのか、現在の状況と屋外設置へ向けた取組について、学校教育部にお願いいたします。お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、各学校に1台ずつ設置してあるAEDは、校舎内の収納ボックスで管理されております。学校のAEDを屋外に設置した場合、先ほどの答弁と同様に管理面での課題はありますが、より多くの市民が昼夜を問わず、いつでも使用できることから有効であると考えております。今後は、令和6年度中に予定しているAEDの切替え措置を好機と捉え、関係部署と連携を図り、校内にあるAEDの屋外設置につきましては、様々な方面から話し合いを重ね、できるだけ屋外に設置できるように検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで安心いたしました。ちょうど来年度はAEDのリース契約の切替え時期とのことですので、このタイミングでの屋外設置への移行が望ましいと考えます。実際に事故が起こってからでは遅いんです。部活動の地域移行を進めるに当たっても、AEDの屋外設置は必要だと感じています。それに、市がリースしているAEDは地域の皆さんのためにあるべきで、地域に開かれたAEDとなるよう取り組んでいただきたい。誰でも、いつでも使用することが可能なAEDへ、大切な人の命を守るためにも、いざというときに使えなかったことを後悔する方が出ませんように、まずは市立学校から、そして市立のほかの施設にもどんどん屋外設置が進みますようお願いし、こちらの質問を終わります。

次に、大項目2、市立学校における学校防犯体制について。

昨年9月の定例会で大久保議員が小学校の防犯体制について、今年9月の定例会では久保川議員が市立学校への不審者の侵入に対する防犯強化について、それぞれ質問されています。大久保議員への答弁の中で、学校の建て替えの際にはオートロックの設置を検討することや、既存の施設についても通用門については状況を見てオートロックの設置を検討するとありましたが、長い年月を要する学校の建て替えを待っては、子どもたちの安心、安全は確保できません。

そこで、市立学校の防犯体制のハード面は現状どのようになっているのか、他市の先進事例も含め、(1)校門の電子錠設置の状況についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市では、18年前に校舎から正門が遠い学校として中山小学校、人通りが多い学校として大和田小学校の校門1か所ずつに電子錠を設置いたしました。本年度、門の改修を含め、富美浜小学校の校門2か所に電子錠を設置いたしました。現在、来校者や職員にも好評で、不審者侵入の抑止力になっております。

近隣市の状況ですが、船橋市や松戸市、習志野市では電子錠をつけている学校はありません。船橋市では、防犯カメラを全小中学校につけています。松戸市は数校、習志野市は校門から校舎まで遠い学校に防犯カメラをつけている状況です。先進的な自治体の例といたしましては、東京都福生市では、市内全小中学校10校の正門に電



子錠設備を設置しております。また、愛知県名古屋市では、平成13年の池田小学校の事件から電子錠を取りつけ始め、市内小学校262校のうち257校、中学校111校のうち56校が設置済みで、令和6年度で全校設置を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。答弁にもありましたが、うちの子どもたちがお世話になった大和田小学校は校門に電子錠がついていて、当時は全ての市立学校の校門についているものだと私は思っていました。近隣の学校に子どもを通わせていた友人たちと話していて、ほとんどの学校についていないことを知りました。友人たちからは、校門に電子錠がついていることを羨ましがられたものです。

今年9月に開催された八中ブロック合同学校運営協議会での議題は、学校の防犯対策、不審者対策を考えるでした。第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校の4校の現状と、不審者対策に関する意見交換が行われましたが、最終的に皆さんから聞こえてきたのは、大和田小学校のように正門の電子錠を全校に設置してほしいとの切実な願いでした。大和田小学校と中山小学校の校門に電子錠が設置されたのは18年前と伺いましたが、やはり22年前の通称池田小事件の影響もあり設置されたのではないかとも思うわけです。答弁では、先進的な自治体の紹介もありました。自治体規模の大小にかかわらず、全校設置に積極的に取り組んでいる東京都福生市や愛知県名古屋市のような事例もあるんです。兵庫県川西市は、全ての市立学校の門扉の鍵をスマートフォンで施錠と解錠ができるオートロックシステムの導入を進めると10月に発表しています。そして、今年の3月に中学校内での切りつけ事件があった埼玉県戸田市は、2024年度中に在校生用玄関をオートロック化し、敷地外周部にフェンスを設置すると8月に発表しました。戸田市は、事件の後から警備員を配置していますが、結局、事件が起きるところやって一気に進むんです。事件が起こってからではなく起こらないように、今からしっかりと対策を本市には進めていただくようお願いいたします。

それで、本市の現状はといいますと、18年前に中山小学校と大和田小学校の校門に電子錠を設置して以来進むことなく、今年やっと3校目の富美浜小学校に設置されました。この18年もの間、なぜに校門の電子錠設置が進まなかったのか、不思議でなりません。

そこで、(2)電子錠の設置がなかなか進まなかった理由についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校の安全対策につきましては、平成23年以降、東日本大震災もあり、耐震補強や除染に関することが急務になった時期もありましたが、令和元年に見守り登校システム、ツイタもの導入により、全小学校に防犯カメラを設置するなどの対策を進めてまいりました。一方、電子錠の設置につきましては、設置費用が高額であることや、校舎の耐震対策などの対応を優先して進めていたことから、設置校が大きくは増えておりません。電子錠設置につきましても、費用対効果や必要性などを見極めた上で設置すべきと考えており、現在、富美浜小の実績などを踏まえて検討を行っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。電子錠の設置が進まなかった理由はいろいろあるようですが、池田小事件の犯人の男は裁判で、もし門が閉まっていたら乗り越えてまで入ろうと思わなかったと話しています。子どもたちが校内にいる間は、校門を電子錠でしっかり施錠する、これだけでもかなりの抑止になるのではないのでしょうか。答弁の電子錠設置が進まなかった理由に防犯カメラを設置したことも挙げられていましたが、防犯

カメラの映像だけでは不審者かどうかの判別は難しいのではないのでしょうか。池田小事件の犯人も、校内に入ってから目撃されているものの、保護者だと思わずに不審に思わなかったとの証言もあります。それから、電子錠設置が進まなかった理由の中に、電子錠の設置費用が高額であるとありましたが、9月定例会での久保川議員の質問への答弁の中で、本年度は富美浜小学校の校門2か所で門の修繕に約380万円、2か所の電子錠に約190万円を支出しておりますと答えています。現在は、大和田小学校や中山小学校が電子錠を設置した頃より技術も上がって、オートロックなどのよいシステムも出ていますし、先進自治体の事例もたくさんあります。絶えない不審者侵入から子どもたちを守るには、事件を風化させることなく自分事化することが大切です。9月定例会で久保川議員が提案されていた文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用するなど、この際しっかり予算を取って、校門の電子錠設置は早急に検討していただくようお願いいたします。

そこで、(3)今後の学校防犯体制の方向性はどのようになっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

令和4年度から学校防犯体制について、教育委員会全体で学校防犯対策検討会を実施し、学校防犯体制について見直しや方向性の検討を行っております。その中で、教育委員会としての取組だけでなく、学校の取組や地域との連携など、様々な視点から防犯の在り方について引き続き考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。教育委員会全体で学校防犯対策検討会を実施されているとのこと、とてもよい取組だと感じます。全国には、様々な先進的取組をされている自治体もたくさんありますし、防犯システムも日々進化しているので、答弁にもありましたが、外部から専門の方に入っていただくとか、もっと外からの意見も取り入れやすい学校防犯対策検討会にしていっていただけたらと願います。

これでこちらの質問を終わります。

○稲葉健二議長 丸金議員に申し上げますが、残余の質問は休憩後をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

丸金ゆきこ議員。

○丸金ゆきこ議員 午前中に続いてよろしくお伺いいたします。

大項目3、第1庁舎1階ファンクションルームの市民が親しめる活用について。

ファンクションルームは、6月定例会で市民クラブの代表質問があり、利用方針や稼働状況については理解しておりますが、第1庁舎の1階という好立地であるため、市民が親しめるよう、もっと気軽に足を運んでいただけるよう工夫できないかとの視点から質問いたします。

まずは、(1)市民が親しめる催しの開催状況についてお伺いします。

○つちや正順副議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

第1庁舎1階にあるファンクションルームでは、市民の皆様にも御覧いただける催物を開催しております。昨

年度につきましては、スポーツ博物館アウトリーチ展と称しまして、東京オリンピック・パラリンピックに関する展示、また、市にゆかりのあるスポーツ選手企画展といたしまして、選手のユニフォームや道具などを展示。さらには「広報いちかわ」展として、創刊当時の広報紙などの紹介、そして偉人たちの名言展としまして、名誉市民等の言葉の紹介など、11回開催いたしましたところでございます。また、今年度でございますが、8月は梨フェアと称した市川の梨の特別販売会、9月1日の防災の日に合わせて、災害に対する日頃の備えなどの展示、10月にはリサイクルの推進に関する企画展や、ゴールドシニア75事業としてチケット75に関する啓発、11月には健康都市締結60周年を記念して訪日しましたガーデナ市を紹介したパネル展示や、真間の手児奈を紹介する企画展、このようなものなど15回を開催しているところでございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 丸金議員。

**〇丸金ゆきこ議員** ありがとうございます。市のPRも含め、それぞれの担当部署が市民の皆さんのために趣向を凝らし企画運営されていることは理解しました。

そこで再質問です。ファンクションルームは、市役所の顔とも言える第1庁舎の1階の正面玄関を入ったすぐ右側というアクセスのよい好立地の場所にあることを考慮すると、もっと多くの催しを開催したほうがよいのではと考えます。

そこで、市の主催だけではなく、例えば外部の団体がファンクションルームで催しを開催するお考えをお伺いします。

**〇つちや正順副議長** 麻生市長公室長。

**〇麻生文喜市長公室長** お答えいたします。

ファンクションルームは、記者会見や各種式典で使用のほか、各課が実施しています様々な事業や情報などを幅広く発信するために活用しております。各課が主体となって実施する催物だけでなく、今年度より市と共催となる団体との催物も可能にしたところでございます。これによりまして、市民の皆様が楽しめる催物をより多く開催できるものと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 丸金議員。

**〇丸金ゆきこ議員** ありがとうございます。市と共催できる団体となら可能とのこと、これから催しの幅を広げる意味でも、ぜひさらに検討を進めていただきたいと思います。市民がより楽しめる催物、もっと市川市をPRできる催物の開催をよろしく願いいたします。

それでは最後に、(2)市民が気軽に入れるような工夫について。

ファンクションルームで多くの楽しい催物が開催されることを期待しますが、そうなりますと、さらに浮き彫りになってくる課題がございます。ファンクションルームは正面玄関から見えないことから、1階のワンストップ窓口に用のある方ならまだしも、2階や3階に用のある方はファンクションルームで催物を開催しても気づかずに通り過ぎてしまうのではないのでしょうか。現に開催中の催物の案内板は、回り込んでファンクションルームの入口の前まで行かないと見えません。

そこで、正面玄関などに丸々開催中といった案内板を置くなど、市民が気軽に入れるような工夫をできないのかお伺いします。

**〇つちや正順副議長** 麻生市長公室長。

**〇麻生文喜市長公室長** まず、発言の訂正のお願いでございます。すみません。先ほど丸金議員のファンクションルームの活用の(1)の部分で、姉妹都市締結に関する御質問に対しまして、「姉妹都市締結」と答弁するところ

を「健康都市」と発言してしまいました。正しくは姉妹都市でございます。

誠に申し訳ございませんが、議長におかれましては取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○つちや正順副議長 発言の訂正を許可いたします。

○麻生文喜市長公室長 失礼いたしました。では、お答えいたします。

各課が実施します啓発活動でございますが、市民の皆様にご理解と御協力をいただく大切な情報発信の場でもございます。このため、ファンクションルームでの催物についても、来庁者をはじめ、より多くの方に来てもらえるよう積極的にアピールしていくことが重要であります。まずは、来庁者に催物の状況が分かりますように、庁舎の玄関口などやファンクションルームの入口にもっと分かりやすい案内板を表示してまいりたい、そのように考えております。あわせて、外からでも開催状況が分かるように、ファンクションルームのガラス面も活用していきたい、そのように考えます。

また、第1庁舎周辺の方への周知として、庁舎壁面に設置されました電光掲示板を活用することなどにより、より多くの方がファンクションルームに気軽に足を運んでもらえるように工夫してまいりたい、そのように考えます。お願いします。

以上でございます。

○つちや正順副議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。大きな催物でない限り、ファンクションルームの催物だけが目当てで来庁される方は少ないのではないのでしょうか。1階に用があつて訪れた方々の目に留まる案内があれば、ついでに立ち寄って楽しんでいただけます。2階のカフェ付近や7階休憩スペースなどもくつろがれている市民が多いので、案内板があれば、目に留まると思います。各担当部署も、せっかく頑張つて企画され、職員も開催中はファンクションルームにいるわけです。できるだけたくさんの市民の目に留まり、立ち寄って楽しんでいただけたほうが企画したかいもあるというものです。

それから、それぞれの催物は企画運営する担当部署が違いますが、ファンクションルームで開催する催物の案内板の掲示については統一すべきと考えます。取りまとめる部署がないからちぐはぐになってしまう。やはりどこかがリーダーシップを取ってファンクションルームの運営を進めていくのか、その辺はぜひ市長公室で取りまとめる頑張っていたらと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 富家薫議員。

○富家 薫議員 チームいちかわの富家薫です。通告に従い、初回から一問一答にて質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大項目1、公共施設予約システムについて。この質問は、コロナ禍の2020年12月、稲葉議員が御質問なさっております。そのときは状況が変わっていますので、改めて質問させていただこうと思っております。

(1)公共施設予約システムの現状と課題について。

まず、予約の前の登録についてですが、スポーツ施設、公民館、南行徳市民談話室、全日警などは、それぞれの登録を全て一からやり直さなくてはいけない、そこが煩雑であるとの市民の声があります。そこで、公共施設の予約方法と現状の課題についてお伺いいたします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、公民館や文化施設、スポーツ施設、その他の集会施設におきまして、市民や団体へ利用開放をして

おります。これらの公共施設の利用に当たりましては、事前に施設ごとに利用登録の申請を求め、各施設で事前審査を行っております。その目的といたしましては、施設ごとに異なる利用規約、例えば営利を目的とする利用や政治・宗教活動、飲食の可否のほか、個人での利用可否、市内在住・在勤者等の確認など施設に応じた対応を行う必要があるためでございます。利用登録後、施設予約の方法といたしましては、パソコンやスマートフォンから利用可能な施設予約システムを通して空き状況の確認、予約の申込み及び取消しができるようになっております。また、公民館や集会施設におきましては、主な利用者層が高齢者である実態に合わせ、電話や各施設の窓口におきましても予約の受付等を行っております。なお、予約申込みが重複する場合には、抽選により利用決定を行っております。

現行の施設予約システムの課題といたしましては、システム自体は平成22年度に導入してから13年を迎えているものの、現在のところ問題なく稼働できております。一方、運用上の課題といたしまして、施設ごとの事前登録を書面で求めていることや確認事項が異なることから、申請書の様式、添付書類が統一されていないこと、そして各利用者が与えられるIDやパスワードが施設ごとに違うものとなっており、利用者にとっては煩雑であることが挙げられます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 富家議員。

**〇富家 薫議員** 御答弁ありがとうございます。平成22年から13年も一切のバージョンアップがなく同じシステムなので、使い勝手が昔のままなのは少し気になるのですが、今後に期待いたします。

公民館の件が出ましたけれども、窓口、すなわち現地に行つての受付をするというようなことなんですけど、そこで、次の(2)公民館における現状と課題についてをお伺いいたします。

**〇つちや正順副議長** 板垣生涯学習部長。

**〇板垣道佳生涯学習部長** お答えいたします。

従来の公民館の使用許可申請は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、市民等にあつては使用日の14週間前の日から受け付けることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年8月の利用から、臨時的に使用許可に係る申請書を2か月ごとにまとめて受け付ける取扱いを実施してまいりました。その後、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の分類が5類に位置づけられ、改めて予約方法を検討したところ、コロナ禍に行っていた2か月ごとにまとめて受け付ける方法が利用者の方に好評であったことから、引き続きこの取扱いを継続することとし、令和5年9月に本規則の一部を改正いたしました。

また、公民館によって運用が一部異なっており、先着順としていた館がございましたが、早朝から並んで順番待ちをすることは、夏場熱中症になる危険性もあるとの指摘を受けたことから、予約が重複した場合については原則抽選とする対策を講じたところであります。この抽選につきましては、公共施設予約システムによるものではなく、公民館窓口での抽選としております。窓口での抽選としている理由といたしましては、公民館の利用者は御高齢の方も多く、スマートフォンやパソコンお持ちでない方も一定数いること。また、抽選時に利用者同士が集まることでコミュニティーが生まれており、公民館に来ることを楽しみにしている利用者もいることなどが挙げられます。将来的には、公共施設予約システムを活用した抽選としていく必要性も認識しているところですが、そのタイミングについては、公民館利用者の状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 富家議員。

**〇富家 薫議員** ありがとうございます。私は、DX化の推進をと思ひこの質問をしていますけれども、公民館

はほかの施設予約システムとは違って、窓口で2か月ごとに抽選ということ、コロナ禍での方法を、規制を改正して、今もその手法を取られているということでした。市民の意見が投影されて、よい方法かと思います。

先日、ゴールドシニア外出支援事業チケット75の質問の際にもお話が出ました、スマートフォンを持っているけれども、電話しか受けない、かけるのも難しいとか、LINEもメールも難しい、そういう御高齢の方がいらっしゃるというお話が出ました、うちの母も実はそうなんですけれども。ですから、予約をウェブであることを覚えるというのは本当に難しい、そんな世代の方々がいらっしゃるということがとてもよく分かります。ある独り暮らしの御高齢の男性は、毎日例えば買物に行ったとしても、買物に行くだけで帰ってきて誰とも話さない、何かの集まりに行くわけではないので話さないらしいんです。だから、毎日何か集会があるわけではないので、ほとんど毎日話さないというようなことをおっしゃっていた高齢の男性がいらっしゃいました。そのような方ばかりではないかもしれませんが、きっとそんな方々、複数いらっしゃるのではないかと思います。高齢化が進む現状で、そのような方々が公民館で生き生きとサークル活動を続けていらっしゃることは、とても大事なことで改めて思います。高齢者にとって、公民館は生きがいを持って楽しく日々を過ごす大事な場所なのだということを痛感しました。健康寿命の促進にもつながると思います。ですから、そのことを踏まえて、それはそれとして、でもDX推進を図っていかねばいけないと思います。

そこで、施設ごとに異なるIDの申請、登録が必要である市民の煩雑さについて、どのような取組を行ってきたか伺います。(3)課題に対するこれまでの取組について、お願いします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

現在、施設ごとに事前登録手続を行っておりますが、提出は1度きりとする、いわゆるワンスオンリーを実現することで、手続の時間短縮など利用者の負担軽減や、確認に必要な職員の人的コストの削減が期待されます。そこで、1度の手続で利用者登録更新ができるよう、利用者IDの統合を含めた運用の改善について、関係部署を集めまして課題を共有し、検討を進めてまいりました。この検討の中で、施設の利用目的や規約への制限に対して申請内容の確認が必要なこと、また、一度に全ての施設の運用方法を統一化することが難しかったことから、まずは一部の地域におきまして、同じ団体が利用することが多い施設のうち、可能なものから試験運用を実施することといたしました。具体的には、令和5年度の利用更新手続から、男女共同参画センター、市川公民館、市川駅南公民館の3施設を対象に、1つの施設で1回申請書を提出するだけで手続が完了するようにし、IDも1つに統合したものでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。一部の地域ではありますが、3つの施設共通で予約ができるよう試験運用を実施するとのことが分かりました。

では、今後の取組について伺います。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

今回の試験運用では、市川駅周辺の隣接する施設に絞ってIDの統合を行いました。また、利用登録の申請様式を統一化したものを使用しましたが、その手続は従来と同様、紙ベースでの取組でございました。今後、運用方法を検証し、利用者や各現場の意見を伺いながら、他の施設への拡大が可能か、また利用登録手続をオンライン化するなど、利用者にとってよりよい利便性の高い手法を含め、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。紙ベースをオンライン化していく方向ということが分かりました。今回はDX化について複数の議員の方が質問をしていらっしゃいます。御高齢の方々はそれはそれとして、ハイブリッドで、両建てで各部署情報を精査し、統合し、新たなシステムに組み込むのは可能だと考えます。かじを取る人がいたらできるのではないかと思います。取りまとめをする熱意を要望したいと思います。

チームいちかわで、5月ぐらいに国際展示場で開催された災害エキスポに参加した際、災害に限らず、様々なニーズに合わせたシステム構築をする企業が複数出展しておりました。あるタイミングで、予約システムを含め、各部署の統合、一元化ができるよう、そのようなシステム構築をする企業を御検討されたりして、今後も様々な取組をされることを要望して、次の質問に行きたいと思います。

大項目2、塩浜地区周辺のまちづくりについて。

(1)市道0104号行徳駅前通り周辺の環境整備について。

ア、市道0104号沿いの花壇の環境整備についてです。市道0104号行徳駅前通りは、行徳駅から海のほうへ真っすぐ続く道です。行徳の住宅地からJR市川塩浜駅へ大勢の市民の方々が通勤や通学で利用しています。この歩道中央にある花壇内の樹木は、幹が太く大きいため、歩道内の見通しが悪くなっています。特に、朝夕の通勤通学の時間帯には歩道利用者が多いことから、通行の妨げになっている状況があります。花壇を改修し、安全な歩道に整備すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道0104号行徳駅前通りは、県道市川浦安線と国道357号とを結ぶ道路で、行徳近郊緑地の北側に位置しております。この行徳近郊緑地付近の歩道は、朝の通勤通学時間帯にはJR京葉線市川塩浜駅へ向かう方々などで利用者が多い状況でございます。行徳近郊緑地沿いの歩道は約7mございますが、本市の道路区域としての歩道が約3mで、残りの約4m部分は行徳近郊緑地の管理用通路と、本市が管理する植樹升で構成されております。歩道内の植樹升については一定間隔で設置され、樹木も高木であることから、枝葉により見通しが遮られ、利用者が多い時間帯等では通行の支障になる状況もあると考えられます。

そこで、御質問の植樹升の改修についてでございますが、この植樹升は、道路の良好な景観形成の一環としての機能を担っていることから、現状、高木のヤマモモのほか、ツツジなどの低木類の植栽が適正に配置されており、規模の縮小等は難しい状況となっております。また、移設についても、行徳近郊緑地沿いには管理用通路を確保しなければならないため、移設スペースがない状況でもあります。このほか、通行の改善策としましては、植樹升内の樹木を改善することが考えられますが、高木の移植については移植場所の検討や費用など課題が多く、また実施にも時間を要することが想定されます。一方、樹木の剪定については、見通しを確保するなど通行の改善策としては有効手段の一つと考えられます。今後は、樹木への影響を考慮した中で、適切な樹木管理により改善に努めてまいります。

ただし、この歩道は行徳近郊緑地の管理用通路として千葉県が管理している部分もあることから、改善策の検討に当たっては、現状の歩道の利用状況を踏まえた上で、今後千葉県と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。歩道の安全確保のための方策について、県と協議しながら、見通しの悪いところの木々の剪定を必要に応じてできるように改善していただくことを要望いたします。

続いてイ、市道0104号と交差する国道357号の歩道について。市道0104号行徳駅前通りと、千鳥町交差点で交

差する国道357号の歩道は、市川塩浜駅への行き帰りの方々など利用する方々が大勢います。特に、夜間は歩道が暗く危険であるとの声もあります。この歩道に対する本市の認識と考えを伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

国が管理する国道357号の歩道の照明の現状につきましては、J R京葉線市川塩浜駅側及び対向の行徳近郊緑地側、加えて千鳥町交差点部の歩道全てに一定間隔で歩道を照らす道路照明灯が設置されております。このような現状から、夜間における歩行者等の安全かつ円滑な通行のための対策は図られているものと認識しております。しかし、市川塩浜駅側の歩道の一部は、隣接する本市管理地からの樹木の枝葉が繁茂しており、また、行徳近郊緑地側は歩道内の街路樹が繁茂していることから、照明が歩道に届かず、夜間は暗い状況になっている箇所が見られています。このような現状を踏まえ、本市としましては、安全で円滑な通行が確保されるよう、本市管理地から繁茂している樹木については先日剪定を行ったところがございます。また、行徳近郊緑地側の国道357号歩道内の街路樹につきましては、国へ照明の光が歩道に届くよう適切な対応を要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 冨家議員。

○冨家 薫議員 ありがとうございます。道を明るく通りやすくして市民が暮らしやすくする、それはとても重要なことだと思います。最初はそれほど大きくなかった木々が、何年かたつと大きくなり過ぎ、照明を妨げてしまうことがあります。今後も、樹木の育成状況に気をつけながら剪定を続けることを要望いたします。

次に、(2)に移ります。カワウ対策の現状について。

この地区は、三番瀬や宮内庁新浜鴨場、そして行徳近郊緑地があります。三番瀬では、先日市川漁港にて三番瀬まつりがありました。市川市役所の皆さんとともに、市川市漁業協同組合の漁師の皆さん、そして環境団体の皆さんが力を合わせて開催しており、とてもすばらしいと思いました。私も参加させていただきましたが、とても天気がよく、訪れた方々も多く、皆さんがとても笑顔だったのが印象に残ります。市長は今年8月、この近隣の干潟再生の構想を発表され、現在そのモニタリングをしています。これから海辺の町らしくにぎわっていくことを期待するとともに、塩浜を中心に活動させていただいている私としても積極的に御支援させていただきたいと思っております。また、宮内庁新浜鴨場は皇室の伝統的な鴨猟を受け継ぐ宮内庁の直轄の敷地です。約130年にわたり皇室による外交団接待の舞台として、また、天皇陛下が皇后美智子さまにプロポーズされた場所としても知られています。さらに行徳近郊緑地には、市川市行徳野鳥観察舎あいねすつとがあり、目の前に干潟を展望することができます。大都市東京に隣接していながら、この場所にはこれほどすばらしい自然と歴史、文化があるのです。そして、近くにはJ R市川塩浜駅があり、アクセスもとてもよいです。今まで以上にこの自然と歴史、文化あふれる場所を市川の財産として積極的に活用すべきであると考えます。

しかしながら、現在この場所にはカワウが大量に集まってきてしまい、課題も山積しております。先ほどお話しした行徳駅前通りの行徳近郊緑地あたりは、カワウのふん尿や食べかけの魚などがあちこち道に散乱しており、悪臭がひどく、路面は真っ白な状態が続いています。生活被害を感じていらっしゃる近隣の方々の集会へ参加させていただいたんですけれども、そこで県や市がどのような対応をしているかよく分からないという声が出ておりました。

そこで、カワウ対策の現状について伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 カワウが生息している行徳鳥獣保護区は、千葉県が管理を行っています。この保護区は市



内に残された貴重な緑地で、鳥にとって生息しやすい環境が整っています。このため、現在のカワウの数は1万5千羽を超え、カワウが増えたことによるふんによる被害が拡大しています。これまでも本市から県に対し、個体数の適正管理及び緑地管理について要望してきました。また、市民からの電話やメールなどによって本市に入った要望については、その都度、県とその内容を共有しています。このほか、県、市、保護区の管理を行っているNPO団体による会議で情報共有を図っています。

次に、カワウの個体数の適正管理のために県がこれまで行ってきた主な対策です。保護区に接する歩道のふん被害を軽減するため、令和3年度以降、道路上に伸びた枝を剪定し保護区内にとどめる処置をしています。さらに今年度、生息エリアにカワウをとどめる方法として、人工の止まり木を周辺道路から離れた場所に1基を新設、1基を改修いたしました。また、生息エリアの拡大を防ぐため、拍子木などでの音出しによる追い出しや、卵やひながない時期には巣の撤去を定期的に行っています。

本市としては、引き続きカワウに関する市民からの要望を県に伝えるとともに、情報の共有を図りながら、個体数の適正管理や保護区の環境改善を要望してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 富家議員。

**〇富家 薫議員** ありがとうございます。千葉県環境生活部自然保護課の方と視察に伺ったときがあるんですけども、千葉県のほうでは令和5年4月から、カワウのコントロール区域を新たに重点管理区域を設けて、生息エリアを今までよりももっと制限してコントロールをするという計画を実行しているというふうにお聞きしました。市民からの電話やメールを市が直ちに県に伝えていただき、その積み重ねで少しずつ県もカワウの被害を感じ取ってくださっているかなと感じます。ありがとうございます。

特定の種が急激に増えるということは、生態系に悪影響を与えます。カワウが増えたことで、行徳緑地のカワウ生息域の木々がふん尿で真っ白になり、朽ちて、その木々の下には草木が1本も生えていません。真っ白な状態です。この状態から緑の木々を再生させるには、植栽をただけでは枯れてしまいます。今までのカワウ生育区域の土壌を改善することを県に伝えていただくことも市に要望いたします。

特定の種が増え過ぎたことによる弊害を踏まえ、その悪影響を抑えるとともに、特定の種の増加を抑えるべきと考えます。人が住みやすく、ほかの生物も生息しやすい環境を保全していくべきであると思います。カワウの質問は再質問はありませんので、次の質問に移りたいと思います。

(3)塩浜2丁目市有地活用事業マーケットサウンディング調査についてです。6月一般質問で塩浜2丁目市有地活用について質問いたしましたが、今回マーケットサウンディング調査を行うということで、改めて質問させていただきます。

ア、今回マーケットサウンディング調査を行うことになった経緯について伺います。なぜスポーツ部が所管して調査を実施しているのか。また、なぜこの時期に調査をする運びになったのか、お聞きいたします。

**〇つちや正順副議長** 立場スポーツ部長。

**〇立場久美子スポーツ部長** お答えいたします。

サウンディング調査とは、民間事業者との直接の対話により、対象となる事案への意見や新たな事業提案の把握を行う調査手法であり、事業者からの提案を直接聞き取ることで、事業への参入意向や課題、各種条件等を具体的に収集することを可能とするものです。今回のサウンディング調査は、塩浜2丁目の市の所有する土地について、年間を通じて人々が集い、にぎわいのある空間を創出し、スポーツに親しむほか、海辺の特性を生かした魅力的な場所として活用することについて、広く民間事業者の意見を求めるものでございます。なお、スポーツに親しむ視点として、具体的にはレジャープール等のスポーツ施設を整備方針の一つとして調査を行っている

ころです。

この調査を行う経緯でございます。昨年、第2期市川市スポーツ推進計画を策定し、本市のスポーツ振興に係る今後の基本目標を定めたことや、計画策定に当たっての市民アンケート等により、スポーツに関する市民ニーズを把握したことから、策定から相当年を経過している北東部スポーツタウン基本構想について、その一部を見直しました。見直した内容といたしましては、コロナ禍を経て日常的にスポーツへ取り組む方が増えてきていることや、健康づくりへの意識の高まりを確認できたことから、整備を求められる施設として従前より掲げていた健康増進機能等を持つ多目的利用の可能な屋内プールの整備は維持しつつ、既存のレジャー機能については、市内全域を俯瞰した施設の適正配置を考慮した上で別途検討することといたしました。この見直しを行った改訂版は、市川市スポーツ推進審議会にて報告をし、今年8月末から市公式ウェブサイトにて公開しているところで

す。

また、従前より老朽化の課題を持つ市民プールについて、塩浜2丁目市有地の活用も検討案の一つとして関係各所と協議するなどし、整備に当たっては、民間活力の導入の検討も必要と考えられたことから、民間事業者の参入意向や参入に当たっての条件等を探るため、スポーツ部においてサウンディング調査を実施することとしました。なお、老朽化を課題とする施設の整備を目的の一つとすることから、可能な限り早期に具体的な検討を開始できるよう諸準備を進め、今回の調査実施に至ったところで

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 富家議員。

**〇富家 薫議員** ありがとうございます。レジャープール等スポーツ施設の調査を行うということでした。

では、イ、今後の予定について、サウンディング調査実施後、どのように検討が進むのかお聞きします。

**〇つちや正順副議長** 立場スポーツ部長。

**〇立場久美子スポーツ部長** お答えいたします。

サウンディング調査により事業者からの提案を12月末までに聞き取り、その後、提案内容を整理した上で、今年度中に塩浜2丁目市有地の整備に関する内容や手法等について方針をまとめたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 富家議員。

**〇富家 薫議員** ありがとうございます。本年度中に方針をまとめる意向、お聞きいたしました。この護岸は、先ほど申し上げたように、市による干潟再生も進みつつある場所です。このたびの構想は、海辺の自然再生との関連性を常に意識しながら検討するべきものと思います。今後、この周辺の土地の開発も進んでいくことでしょう。様々な関係者とも情報を共有しながら、豊かな自然と海辺らしい景観と調和した施設設備を要望いたします。

そして、市民の意向を今後どのように反映させていくのかを伺います。

**〇つちや正順副議長** 立場スポーツ部長。

**〇立場久美子スポーツ部長** お答えいたします。

整備方針等を検討する中で、適切なタイミングで市民意向を反映できるよう、その手法を検討してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 富家議員。

**〇富家 薫議員** ありがとうございます。サウンディング調査ということで、手続の前の段階として、この手法を取り入れてくださったこと、これは市民に対して開かれた、市民に分かりやすい大変いい方法だと思います。

今後も引き続き市民に開かれたものとして手法を御検討していただくことを注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、最後になりましたが、(4)塩浜団地の交流の場づくりについてです。

塩浜団地には、民間企業が運営するコミュニティーカフェがあり、地域の交流の場や居場所として老若男女に利用されてきました。高齢者は、コーラスや体操の帰りにお茶を飲んでくつろぎ、また子どもたちは放課後にゲームを持って集まり、駄菓子を買ってくつろぎ、その合間にはウクレレ教室や手芸など、あとゴスペルの発表の場なんかもありました。そのお店が12月の13日で閉店することになりました。飲食をしながら交流できる場所がなくなってしまいました。

そこで、地域の交流の場となる居場所づくりについて、本市の取組の現状を伺います。

○つちや正順副議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えいたします。

本市では、地域住民で構成される地区社会福祉協議会を推進母体とし、市内14の地区において、地域での支え合いの仕組みづくりである地域ケアシステムを展開しております。地域ケアシステムでは、地区ごとに寄り合い所でもあり事務所でもある地域の拠点を整備しています。ハイタウン塩浜団地では、ハイタウン塩浜2号棟に南行徳第2地区の拠点としてほっとスペースがあります。ほっとスペースは、年末年始と毎月最終月曜日を除き、毎日10時から16時まで開設しており、どなたでも利用することができます。また、地域から推薦された相談員が27名在籍し、住民からの困り事の相談、車椅子の貸出し、団体への部屋の貸出しなどを行っております。土日も開設し、フラダンスや合唱、体操などの地域住民の様々な活動に活用されています。このほかにも、交流の場づくりとしてほっとギャラリーを常設開催しており、塩浜学園の児童や地域住民の水彩画やパッチワークなどの作品を3か月ごとに入替えをしながら展示しております。飲食につきましては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されてからは、特に制限は設けておりません。9月からは、月1回の開催ではありますが、コーヒーとちょっとしたお菓子を食べて交流をするほっとカフェを試行的に開始するなど、新たな居場所づくりを進めております。また、市ではほっとスペースの賃料や光熱水費を負担しているほか、相談員の費用弁償や事務経費についても、市川市社会福祉協議会を通じて補助しております。あわせて、地域活動に必要な情報提供を行うなどの後方支援も行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。ほっとスペースが地域の居場所として、より地域住民の思いに対応できる可能性があることが分かりました。今後、閉店となるコミュニティーカフェが果たしてきた居場所としての役割をほっとスペースが担っていくことが可能なのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 池田福祉部次長。

○池田孝広福祉部次長 お答えします。

ほっとスペースでは、地域から推薦された相談員を中心に、市川市社会福祉協議会、高齢者サポートセンター、保健センター、高齢者の暮らしをサポートする生活支援アドバイザーが在籍するUR都市機構、地域共生課などが出席する相談員会議を毎月開催しており、情報共有や地域課題など話し合いを行っております。交流の場や居場所などの地域のニーズや課題につきましては、この相談員会議の中で、その必要性も含めて協議していくものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。では、子どもを中心とした居場所づくりについてはどのようになって  
いるのか、現状を伺います。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

塩浜地区にある子どもの居場所となる公共施設といたしましては、ハイタウン塩浜1号棟に塩浜こども館があり、令和4年度は延べ約5,400人の子どもや保護者に利用されております。こども館は、学校や家庭以外の子どもの居場所として、ゼロ歳から18歳未満の全ての子どもを対象に、遊びを通じた子どもへの援助や子育て支援を行い、子どもの健やかな成長を育むための施設です。塩浜こども館は、火曜日から日曜日の9時から17時まで開館しており、開館時間内は自由に利用することができます。館内では、手遊びや絵本の会などのイベントを開催することもございますが、イベントに参加せず自由にくつろいだり、来館者同士で集まって交流したりすることもできます。また、子どもたちを見守り遊びを教える専門職である児童厚生員を配置し、子どもや保護者が心地よく過ごせるようにしております。

今後も引き続き子どもの意見や視点を大切にしながら、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。ほっとスペースもこども館も、それぞれ地域の方々にとっても必要とされていて、そのニーズに合った過ごし方ができるところだと感じております。ほっとスペースの相談員会議は私も出席させていただいたことがあります。様々な方々が集まって、そして住んでいる方々のニーズをすごく気さくに取り上げてくださって、そして皆さんで考える、そんな話合いが進められているような、とてもいい会議だと思っております。そこで、今回閉店になるコミュニティーカフェのことも進めていけたらいいかなと思っております。

こども館に関しては、ほっとスペースは割と公民館みたいに時間割があって、体操の時間とか歌の時間とかというふうにその部屋が占拠されるというか、その人たちがいるのでほかのことができないんですね。でも、例えばこども館の午後の時間だと、イベントがないので宿題をしたい子は宿題をする、何かゲームしたい子はゲームをする、寝たい子は寝るみたいな、それぞれがそれぞれのくつろげる場所というのがあって、そういう意味ではこども館はとてもいい場所だなというふうに思っております。

そうなんですけれども、残念ながらそこで飲食をすることができないんですね、それは決まりがあるからということだと思います。なので、今なぜこんなに全国的に子ども食堂がもてはやされているのかということを考えてみたいと思います。それは、やっぱり食べることを通してコミュニケーションを図って、そこからだんだん心を許して悩み事を打ち明けたりすることによって、困り事の相談を受けて、それをしかるべき専門の方につなげることができる、そういう機能が子ども食堂にはあるんじゃないかと思うんですね。市で福祉や子ども関係などの相談窓口相談できる人は、もちろんそれでいいんですけれども、相談に行くことができない方という方も結構いらっしゃると思います。大体の相談できない方というのは、普通のお母さんだと思うんですね、もう働いて、子どもの面倒を見て、買物をして、掃除をして、また朝早くお弁当を作って、子どもたちの朝御飯を作って、自分も出勤に出かける。そのサイクルでずっと年月を過ごしていくと、ほかのことがやっぱり考えられない、そういうサイクルになって生きている人というのは結構いらっしゃるんじゃないかと思います。それがもっともっと大変になってくると、自分が本当に困っているということさえ自覚がない方という方もいらっしゃいます。特にヤングケアラーと言われる方はそうなのではないかと思うんです。高校生で、兄弟がいて、お母さん

が病気なんていう子もやっぱりいると思うんです。そういう人たちが疲れた心を癒すのに、やっぱり一番大事なのは楽しくお茶を飲んだり楽しく御飯を食べることなんだと、そういうふうには日本中の方々が感じて子ども食堂がこんなに重要だなど、皆さんが感じていらっしゃるのではないかと思うわけです。この地域で、そういう地域の食堂みたいところを担っていたところがなくなるということで、やっぱり皆さん、この地域にとっては大きな損失だということなんです。この地域にかかわらず、そういうふうには暮らしていらっしゃる方の居場所というものなくなってしまうということを皆さんにもちょっとお心に留めていただきたいと思います。

しかも、この地区にこのコミュニティーカフェがなくなってしまったら、1件もお茶を飲む場所、御飯を食べる場所、1件もなくなってしまうんです。そんなところで、私もここに住んでいる方々と一緒に、今後もURと協議はしていきます。そしてまた、この損失を市としても受け止めていただけたらと思っております。コミュニティーカフェだけではなく、ここに生活している住人のことも、しっかり受け止めていただけたらというふうに思っております。

今回大項目、塩浜地区周辺のまちづくりということで質問させていただきました。この市川の価値のある魅力を最大限に生かして、たくさんの方が市川にやってくる、移住する、そんなビジョンをみんなで持てたらいいなと思います。この地域を生かして、そのビジョンを今後市民に対して分かりやすく、しっかり上げて伝えていただく、そんなことも大事な役目なのだと思います。

この提案を最後に、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

**〇つちや正順副議長** この際、暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

---

午後2時25分開議

**〇稲葉健二議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

ほとだゆうな議員。

[ほとだゆうな議員登壇]

**〇ほとだゆうな議員** 皆さんこんにちは。創生市川のほとだゆうなです。早速ですが、通告に従いまして一般質問を行います。

先日の会派創生市川の代表質問の中で、岩井清郎議員が本市の魅力について質問をいたしました。それに対し、3名の理事者の方々が御答弁され、その中には、歴史や自然、立地、財政状況に関するものがありました。市川市ってどんなところ、魅力はと聞かれたときに、理事者のどなたからも、本市の施策についての言及がなかったことにちょっとだけ残念に思いました。子育て支援が手厚い自治体です、健康寿命日本一を目指している自治体です、防犯まちづくりに力を入れていて治安がよいところ等等、ぜひ胸を張っておっしゃっていただきたいかったです。実際に、市川市の施策は田中市長の下、すばらしいものがたくさんあると思います。どんどん市内外にアピールしていくべきです。そんな本市のすごい施策を一人でも多くの方に知ってほしいと思う一方、まだまだブラッシュアップできる部分もありそうです。さらに高めて、市川市の大きな魅力としてアピールしていただきたいたくさんの方のうちの、今回は保育と防犯まちづくりの2つの視点からアプローチを行いたいと思います。

大項目1、保育行政について。

今年の10月から本市独自の制度である第2子以降保育料無償化制度がスタートしました。先進事例として、横

浜市など第2子以降保育料を無償化している自治体はあったものの、所得制限なし、第1子の年齢制限なしの本市のこの取組は、子育て世帯を応援する非常に有意義です。決断をされた田中市長におかれましては、大変な決意と覚悟にて進めてくださったものと大変感謝しております。この制度の市民への浸透に伴って、無償なのであれば、子どもを早めに保育園に預けて仕事復帰をしたいという親御さんも増えてくるでしょう。また、本年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針において、こども誰でも通園制度が2024年度に制度化を目指しております。今後、保育園に対してさらなるニーズの高まりが予測され、保育士等の人材確保が課題です。

今年6月の定例会において、私は公立保育園の土曜日の給食について質問を行いました。調理師不足による簡易メニューの改善を要望いたしました。なのですが、先週の土曜日のメニューは、袋入りのパン、バナナ、コーンスープだということ。牛乳から温かいコーンスープに変化したことは進展と考えたほうがよいのでしょうか。まだ調理師さんの確保ができていないのかと心配になります。やはり保育施設で働く人たちの人材確保は喫緊の課題です。

一方、保育施設に子どもを預ける親御さんからすると、保育の質が確保され、安心して子どもを預けられるかということが最も求めている部分です。保育行政の課題としては、人材確保、質の向上の両局面から改善点がないかを検討していく必要があると考えます。

そこで、市内の保育施設における保育士の人材確保と保育の質の向上について、本市の見解をお聞かせください。

続いて、大項目の2つ目、防犯まちづくりについてです。

市民が安全で安心して暮らすことができる町、魅力ある自治体であるためには、全ての市民の安全の確保は最優先の事項と言っても過言ではありません。本市における刑法犯認知件数は、平成14年の1万4,145件をピークに、令和2年以降は2,500件ほどで横ばいとなっています。その7割を占めるのが窃盗犯で、それに次ぐのが空き巣、忍び込みなどの住宅侵入です。また、近年特徴的な案件としては、児童を狙った声かけ、つきまといなどの事象があります。その行為自体は犯罪とならない場合もありますが、それだけでも子どもはとても怖い思いをします。そこから誘拐や性犯罪などに発展する可能性もあります。

2021年10月31日、東京の京王線の車内で乗客が切りつけられるなど、近年、電車内での切りつけや放火の事件が相次ぎました。それを受け、国土交通省は2023年10月15日から新たに導入される鉄道車両には防犯カメラの設置をすることと義務づけました。私自身の話で恐縮ですが、電車内で怖い思いをした思いが何度かあり、事件が相次いだ時期は、幼い子ども2人を連れて電車で移動することをできるだけ控えておりました。ですが、カメラ設置のニュースを見て、安心して電車に乗れるとほっとしたことを覚えています。カメラがつくだけで安心することができます。

市内においても、防犯カメラの設置は犯罪抑止の観点だけでなく、市民の安心のためにも効果的であると考えます。本市は、他市に比較して防犯カメラの設置台数が多いなど、防犯まちづくりに対する意識が高いように感じています。市民の方にお話を伺っても、治安がいいというイメージが市川にはあります。市内に防犯カメラが増えてきたことは大変うれしく思いますが、今後は適切な場所に設置されているか、また、有意義に使えているのかを検討して改善していくことが必要だと思います。

そこで、これまでの本市における防犯まちづくりの推進に向けた経緯や、市内の防犯カメラの意義、設置状況及びこれまでの成果について伺います。

また、犯罪弱者の一つと言われる子どもの安全を守ることは、自治体の責務です。本市において、子どもの安全を守るための取組を含む、今後の市内の防犯対策に対する本市の見解をお聞かせください。

初回の質問は以上となります。担当部署の皆様におかれましては、御答弁をくださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは、大項目、保育行政についてお答えいたします。

保育行政の中心となる取組として、本市ではこれまで待機児童の解消に向け、園児の受入れ枠の量的な拡大を図ってまいりました。こうした待機児童対策が実を結び、3年連続で4月1日現在の国基準に基づく待機児童数ゼロを達成しており、今後の課題は、量の確保から質の確保へと変化していくものと考えております。保育の質を確保するため、また、国が導入を検討しているこども誰でも通園制度をはじめとした新たな政策課題に対応するために、保育士などの人材確保は重要な課題であると認識しております。

このため、本市では、先順位者へ御答弁申し上げたとおり、保育士確保対策として保育士等職員処遇改善加算や保育士宿舍借上げ支援事業、保育士就業開始資金支給事業など、保育士の処遇改善に向けた取組を実施しているところでございます。また、保育環境改善の支援策として、国の基準より多くの職員を配置するための本市独自の制度である職員配置基準向上加算などを設けており、これにより、施設は基準を上回る人数の保育士を継続的に雇用することが可能となり、現場の職員がゆとりを持って、安心して働ける環境を整備することができていると考えております。なお、本市の保育の質の確保に向けた主要な取組として、指導監査を実施しております。市内の全ての認可保育所と小規模保育事業所などを対象に、本市職員が直接施設を訪問し、保育環境や保育の実施状況などを確認し、具体的な改善事項について指導を行っております。本年は、特に保育における安全対策を重視して確認しているところでございます。さらに、保育の質の向上のためには、保育士個人の資質の向上が必要となることから、これを支援するため、市内の保育施設の職員を対象に年14回の研修を実施し、保育技術の研さんを支援しております。

保育士の処遇改善や働きやすい職場環境の整備による保育士確保、さらに優れた能力を持つ保育士を育成することは、保育の質の向上に向けて重要な課題と考えていることから、今後も積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは、大項目2つ目、本市における防犯まちづくりについてお答えいたします。

本市では、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するため、平成17年7月に市川市防犯まちづくりの推進に関する条例を施行いたしました。その中で、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした市川市防犯まちづくり基本計画を策定し、現在は令和5年度から令和7年度までを計画期間とした第3次計画を基に事業を推進しております。この計画では、犯罪の抑止と体感治安の向上を図るために防犯カメラの設置を推進しており、これまでに犯罪多発箇所、危険箇所、通学路のほか、自治会などからの要望箇所を中心に防犯カメラの設置を進めてまいりました。また、平成28年度からは、市が設置する以外に自治会等に対する防犯カメラの設置費補助制度や、企業ボランティアによる防犯カメラの寄附制度などを開始し、民間が設置したものと合わせ、令和4年12月末現在で1,286台と、県内でもトップクラスの設置台数となっております。

次に、防犯カメラによる効果ですが、捜査の関係上で警察から本市へ依頼される防犯カメラの画像の提供の依頼件数ですが、平成25年度は177件でしたが、令和4年度は410件と倍増している一方で、市内の刑法犯認知件数は、平成25年の5,525件に対し、令和4年の2,501件と半減しているところでございます。このことから、防犯カメラの設置自体が犯罪抑止につながり、またカメラに映った画像が犯人検挙の足がかりとなるなど、犯罪認知件

数の減少に大きく貢献しているものと考えております。

最後に、子どもの安全を守るための取組を含む今後の防犯対策についてですが、現在の取組といたしましては、市内の公立小学校の校門などにＩＣタグを持った児童が校門を通過したとき、その時刻が記録されるセンサーに加えて、校門付近を記録する防犯カメラを設置し、子どもたちの安全確保に努めております。また、今年度から開始した自治会が設置するカメラ付防犯灯への補助事業を積極的に推進し、子どもの安全を守る視点も含み、さらなる防犯力の向上を目指してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 答弁が終わりました。

ほどだ議員。

**○ほどだゆうな議員** こども部長、市民部長、御答弁いただきました。大項目１つ目の保育行政についての質問より、再質問をさせていただきます。

こちらに11月12日の千葉日報の記事があります。1面の記事を紹介させていただきます。大きな表題に「格差で保育士流動化」とあり、「松戸市は手厚い手当」と記載があります。この記事には松戸手当という自治体独自の給与上乘せ分の説明があります。そして、松戸市内への保育士流入数は、2016年が22人、17年が32人だったが、制度導入後は平均でも90人を超えるとの記載があります。恐らく、この中には市川市から流出してしまった方もいらっしゃると思われます。ちなみに、この記事の最初の部分は市川市についての言及です。読み上げます。10月から独自支援として第2子以降の保育料無償化が始まった市川市、第2子育休中の会社員女性は、来年4月から1人目と同じ保育園に預けたいと話す、ただ、園は毎年退職する保育士数に増員が追いついていない、こう書かれています。そしてその後、この松戸の手当の話です。

松戸市は本市と隣接しており、規模や状況が似ています。他市で働く何人かの保育士さん、そして保育士さんになりたい学生に話を聞く機会がありました。松戸市ってお給料がいいんですね、働くなら松戸かなとの声がありました。いちかわ手当って知っているかと、そのように聞いたところ、知らないという返事でした。私は、本市の保育施設で働く方に向けた手当は他市に比べても手厚いと認識しているので、とても悔しい思いをしました。残念ながら、保育士さんの働きやすさのイメージでは松戸が優れているというのが世論です。本当のところはどうなのでしょう。

先順位者の質問において、本市が行っている様々な手当についての概要は理解いたしましたので、ここでは市川市保育士等処遇改善加算、通称いちかわ手当について、詳しくお聞かせください。

**○稲葉健二議長** 鷺沼こども部長。

**○鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

本市独自の制度である保育士等職員処遇改善加算は、施設の運営費の中で人件費が占める割合と、保育士の平均経験年数についてそれぞれ区分を設け、より人件費比率が高く、より経験年数が長い施設に対して、多くの加算額が支給される仕組みになっております。平均的な経験年数の施設においては、常勤保育士1人当たり月額約4万3,000円、最も高い加算区分の施設においては、常勤保育士1人当たり月額約10万円が加算されることとなっており、各保育施設の給与体系に合わせて手当として職員に支給されます。この制度により、本市の保育施設などにおける給与水準は他市と比較しても高く設定することができるようになっております。また、保育士に対して手厚い処遇があり、長く勤めることができる施設ほど、本市からの加算を活用して給与水準を高くすることができるため、保育士の確保や定着につながりやすくなるという雇用の好循環を生むことができているものと考えております。

以上でございます。



○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 いちかわ手当、保育施設で働く方々が、やりがいを持って保育の現場で長く働き続けられるよう、市川市独自の手当を最大で10万円も上乘せをしているということです。松戸手当は上限が7万8,000円です。一概には言えないと思いますが、長く勤めるとすると市川市のほうが手当の金額が大きいです。ほかにも本市独自の手当がありますので、これらの制度によって本市の保育士さんたちの給与水準は近隣他市と比較して高く設定することができています。市内外に周知徹底がなされ、浸透するといいなと心から思います。

次に、ちょっと視点を変えて、保育士等の確保と保育施設の質の向上について検討してみたいと思います。

教育、保育に必要な費用の金額は自治体によって異なっており、この金額は、国が決めた基準により、公定価格の地域区分という名前で算定されています。勉強したところ、ほかには公務員の給料、介護報酬などにも関わるものだと思います。保育においては、子ども1人当たりの単価として設定されていて、保育時間によって基本分単価を設定、その基本分単価に、それぞれの施設で取得する加算項目を足していくそうです。保育施設における人件費、管理費、事務費などの運営費において、大半をこの国が定める公定価格が占め、働く方々の処遇にも影響されるものと考えます。本市においての地域区分は、船橋市や浦安市、印西市よりも低く設定されています。この地域区分の設定は、物価水準もありますが、人件費の地域格差の調整を行う役割も担っているとのことです。市川市は東京に出やすい立地ですし、船橋市、浦安市にも隣接しており、この地域区分の格差によって施設運営に大きな影響が出ているそうです。区分を上げることができれば、保育園の運営がしやすくなり、働きやすい環境の創出につながるのではないかと考えます。

そこで、この公定価格の地域区分を船橋市、浦安市、印西市などと同程度に引き上げることはできないのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育施設における運営費の公定価格は、教育、保育に必要な費用として国が定めた基準により算定されております。地域区分は7区分に分けられており、人事院規則に定められている国家公務員及び地方公務員の地域手当の地域区分に準拠するものとされております。本市と松戸市は100分の10地域、船橋市や浦安市は100分の12地域、東京都23区は100分の20地域にそれぞれ区分されており、隣接する自治体間でも差が生じております。地域手当の区分は国が定めるため、市の裁量で変更することはできませんが、10年ごとに見直されることになっており、令和6年度に見直しが予定されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 よりよい保育環境の創出のためには、公定価格の地域区分の変更は非常に有効で、必要な一手かもしれません。ほかにも市財政の収支の見直しや保育環境の維持、新たな子ども施策など、新たな展開を検討できる形へとつながる可能性も感じます。国による公定価格の地域区分の改定は10年ごとだということ、また、その改定が令和6年に見直される予定とのこと。ここを逃す手はないと思います。他自治体では、議員団で要望を出しているところもあります。私たち議員のほうでもできることがあれば全てやりたいと思っておりますが、どうか市川市のほうでも国へと要望を出していただきますようお願いを申し上げます。

続いて、本市において実際にどのくらいの保育士が不足しているのかをお聞きしたいです。先日、保育園の定員に達していないにもかかわらず、先生不足か、受け入れをしてもらえなかったという話を聞きました。また、保育園のサイドからも、インクルーシブ保育の推進に伴って、もっとたくさんの幼児を預かりたいと思うけれども、人材不足の観点から受け入れが難しいといった声もお聞きしました。

そこでお伺いします。市内の私立保育園の中で、保育士不足により定員まで児童の受入れができていない施設は幾つぐらいあるのでしょうか、聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

令和5年12月1日時点で、入園を希望する申請者はいるが定員までの受入れを行っていない施設は、私立保育園129施設のうち22施設となっております。その理由といたしましては、保育士不足以外に、例えば医療的ケア児、障害者手帳を所持する児童などが在園している場合、保育の安全性を優先して定員までの受入れを行わないこともあると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 129園中の22園、入園を希望する方が多いのであれば、何とかその園に保育士さんなど人材を確保してほしいところではあります。手当が厚いということはよく分かりました。問題は、それをどのように周知させるかです。

保育士等の人材確保のために、本市が取り組んでいる事業などありますでしょうか。また、周知活動はどのようにされているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市では、市内保育事業者の合同就職説明会、通称幼保就職ナビを平成29年度から実施しております。今年度は8月上旬に和洋女子大学のキャンパスで実施し、当日会場では市内の30法人がブースを設置し、学生など54名が来場いたしました。開催については、市公式ウェブサイト内に常設している保育士募集ウェブサイト「I c h i H o」にイベント情報を掲載したほか、市公式SNSによる情報発信を行いました。なお、幼保就職ナビの実施に当たり、本市の保育士処遇改善の内容を分かりやすく説明したパンフレット「I c h i H o」を作成し、会場で配布しました。また、このパンフレットを、保育士を養成する教育機関20校に送付し、就職活動において市川市の保育士処遇改善策に注目していただけるよう情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 市が主催した幼保就職ナビについて、今年度いらした方は54名だったということです。もう少し集めたいところです。パンフレット「I c h i H o」、こちらです。幼保就職ナビのときに配布したパンフレットです。本市の保育士さんたちへの手厚い支援について、分かりやすくまとめられていると思います。その後、保育士を養成する教育機関20校へと送付したとのことでしたが、どうやら各教育機関にPDFデータをメールにつけて送っただけのようです。そして、こちら、松戸市の保育士募集パンフレットです。8ページにわたる冊子になっていて、遠方からの通いやすさや、あらゆる手当の詳細、松戸市内の保育所の一覧、保育士さんの1日など、非常に考えられていて使いやすいものになっています。「まつど保育のせんせい」という名前のこの冊子は「Vol. 4」と書かれており、定期的に発行されているものかなと推測されます。本気度の違いを感じずいられません。どうか広報にも力を入れて、近隣他市に負けない魅力を発信してほしいです。まずは来年度、近隣他市に絶対に負けないパンフレットを作成していただきたいと思います。そして、流出はもとより、他市からも市川市を選んでもらえるよう、周知と幅広い配布をお願いいたします。

保育士の確保につきまして、ほかの市町村の取組を紹介させてください。まず、所属しております健康福祉委員会にて、10月に山口県山口市に行政視察に行つてまいりました。山口市では、保育士の確保のために、保育士

資格応援講座や潜在保育士応援講座などの講座を行政が主催するという形で実施をしていました。例えば、保育士資格応援講座は筆記で保育士の資格を取られる方々に参加を促したもののなんですが、245名の方が参加をされて、資格を取得された方が41名もいらっしゃる。そして、市内に就職された方が23名いらっしゃるということでした。また、結婚や妊娠、出産などのタイミングで保育の現場から離れていらした元保育士さんを潜在保育士というふうに言いますが、その方たちを対象とした潜在保育士応援講座には71名が参加し、市内施設に就職した方は27名もいらっしゃるということです。素晴らしい取組だと思います。また、東京都葛飾区では、保育士募集に関わるあらゆる事業をまとめて民間の会社に外注をしているそうです。例えば、幼保就職フェアのようなフェアに関しては、プロのノウハウとテクニックでたくさん参加者を集められたそうです。本市におかれましても喫緊の課題である保育士確保のために、あらゆる手だてを検討していただきたいと思います。

そして、それと同時に進めていただきたいのが保育の質の向上です。そこで再質問いたします。千葉県市川市、数年前まで待機児童数が国内でもトップクラス、県内ではワーストワンという状況でした。その後、量的な拡大を推進し、現在では国の基準における待機児童ゼロ名を達成いたしました。これからは各保育園の質の向上が課題です。

現在200以上ある保育園の各施設の質の状況について、本市はどのように把握をされているのでしょうか。また、高い質を維持するためのチェック体制はありますか。保育の質の確保と向上のための、本市が特に力を入れている取組があればお聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育の質の確保においては、指導監査の活用が最も重要な取組と考えております。そこで、市川市内の民間の認可保育所129施設、小規模保育事業所など56事業所、全てについて毎年1回、本市の職員が直接施設を訪問し、実地指導を行っております。さらに、各認定こども園につきましても、毎年1回の実地指導を実施しているところです。具体的な監査項目は多岐にわたりますが、主な項目は、保育内容については保育所保育指針に則った保育計画の策定状況と、保育計画に基づく保育の実施状況、保育所の運営については、運営規程をはじめとする各種規程の整備状況、保護者との入園契約の際に使用する重要事項説明書の記載内容、安全計画の策定状況や事故防止の各種取組、職員の確保と定着への取組、職員研修や職員会議の実施状況、各種防災対策や会計経理の確認などとなっています。これらの監査項目について目視で確認するとともに、書類の確認や施設長などへのヒアリングを行い、適切な保育所運営及び適切な保育が実施されているかについて、確認と指導を行っております。なお、本年度の指導監査実施方針においては、安全計画の策定をはじめとする事故防止の取組と、不適切保育の防止を重点項目と設定しております。

また、新たに開設する保育施設については、公立保育園園長の経験者で編成する支援チームにより、開設前から約1年間にわたって各施設6回程度の巡回訪問支援を実施し、保育の質の確保に努めております。さらに、施設長が交代した施設に対しても訪問支援を実施し、新たな施設長の下で安定した保育が実施されていることの確認を行うとともに、必要に応じて相談支援や情報提供を行っております。加えて、新規開設施設と施設長交代施設の施設長を対象とした研修を年3回程度実施するなど、保育の質の向上に向けて支援をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 保育の質の向上、確保、毎年約200の施設に実地監査をされていると、丁寧な御対応されている旨、理解をいたしました。大変なお仕事だと思います。伺った項目の中にはなかったのですが、保育の現場で、子どもたちやそこで働く方々の表情にもぜひ注目していただければと思います。生き生き、伸び伸び、元

気いっばいのたくさんの笑顔が見られるとよいと思います。

そして、今の御答弁にはなかったのですが、本市は全国に先駆けていち早く不適切保育を防ぐための研修を主催しました。昨年は全国の保育施設で園児への暴行や虐待といった不適切な保育に関するニュースが相次ぎ、この研修はそれを受けたもので、市内私立保育園の園長先生を対象にし、多くの園長先生が参加されたとのこと。保護者の立場から申し上げると、安心して子どもを預けることができるということは大前提となります。今お話しいただいたように熱心に取り組んでくださっていること、大変にうれしく思います。質はどんどんよくなっていてください。そして、質のよさをアピールしてください。そうすれば、子育て世代に選ばれる自治体になると思います。

とはいえ、本市の子育て政策については、まだ検討しなければならないこともあると思います。幼保の在り方などです。保育園も幼稚園も、幼児の成長に携わる仕事という意味では同じです。保護者の立場から見ても、幼稚園における預かり保育の充実、3歳以上の教育料無償化を受けて幼保の違いを感じていない方も多いです。保育士さんばかりに手厚い手当がありますが、現場の声を伺うと、幼稚園の先生も足りていないですとのことでした。一自治体としてできることではないのかもしれませんが、幼稚園、保育園の在り方を再考することも必要なのかもしれない。

市川市の子育て政策は、近隣他市に負けていないのに悔しいという思いから保育士さんの確保について質問を行いました。最後に要望をさせていただきたいことがございます。国によって2024年の制度化が目指されていることも誰でも通園制度につきまして、こども家庭庁では、効果検証のためにモデル事業を行う自治体を追加募集しているということです。ちなみに、先ほどの千葉日報に取り上げられていた松戸市は、先進モデル自治体として既に事業を開始しています。子どもを取り巻く流れは日々刻々と変化をしております。変化に積極的であるか、そのような姿勢も市民は見ているかもしれません。本市もぜひ手を挙げていただきたいです。こちらの申込み期日は今月の25日だそうで、早急な御検討をお願い申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、大項目の2つ目、防犯まちづくりに参ります。

御答弁をいただきました。市川市防犯まちづくり基本計画においては、犯罪の抑止と体感治安の向上を図るために防犯カメラを設置しているということでした。しかし、犯罪の抑止、体感治安の向上とは、市内外においての認知があってこそその効果だと思います。私自身も防犯カメラが市内にそれほどたくさん設置されていることは、今まで気がつきませんでした。もし周知が十分になされれば、犯罪抑止の効果があるだけでなく、例えば子どもの通学ルートを設置箇所に基づいて設定をしたり、遅くなってしまった際の帰宅ルートを決めるきっかけにしたりできるかもしれません。

市民への周知が課題かと思われませんが、現在防犯カメラの設置を市民に伝えるためにどのようなことをされているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

市や自治会等が防犯カメラを設置した場合、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例に基づきまして、カメラを設置した電柱には管理責任者名と連絡先を表示したシールを、また、その路面には防犯カメラが設置されている区域であることを示した路面シートを貼ることで、防犯カメラが近くにあることをお知らせしております。また、そのほか市公式ウェブサイトにおいては、防犯カメラの設置台数や、設置されている場所を広く周知しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

**○ほとだゆうな議員** 理解いたしました。私のほうで路面シートを何件か確認をしてきました。比較的新しく設置されたカメラについてはきれいに貼られて表示されているものの、多くの箇所においては、剥がれてしまっていたり、すれて文字が見えなくなってしまうていたりしていました。恐らく設置時に路面に施工してから一度も貼り替えていないのではと推測いたします。古く剥がれかけた表示は町の景観も損ないますので、定期的な貼り替えやメンテナンス時の確認など、適切な御対応をお願いいたします。

また、路面シールは防犯カメラの下に1枚のみのようですし、カメラを設置した電柱に貼ってあるとおっしゃっていたシールは、市民への告知を目的としたものではなく、管理責任者と連絡先を記載してあるシールです。市民が気づきやすいデザインの表示を電柱等に掲示いただいたり、路面シールを増やしたり、のぼりなど視認性の高い表示を新たに行ったりと、設置現場においての周知の方法は、まだまだたくさんありそうです。どうか一つ一つ丁寧に御検討いただければと思います。本市市内に防犯カメラが設置してあるということを、市民の皆さんにぜひ知っていただきたいです。

いただいた御答弁によりますと、自治会と協力しながら、まだまだ防犯カメラは市内に増えていくようです。また、今年度から新しくLEDで球切れが少ないカメラ付きの防犯灯がつけられているということです。電気代も抑えられるでしょうし、メンテナンスも少なくよさそうで、とてもよい取組かなと思えました。カメラも防犯灯も同時に増設されれば、皆さん安心して夜道を歩けるようになりそうです。

自治会からの申請に基づいて補助金を支出しているということでしたが、防犯カメラの設置に当たっての費用について伺います。実際に防犯カメラを設置するためにかかる金額、本市が行っている補助の割合、金額など、具体的にお聞かせください。

**○稲葉健二議長** 佐藤市民部長。

**○佐藤敏和市民部長** お答えいたします。

まず、防犯カメラにつきましては、市の基準を満たす補助対象の機種の場合は1台当たり40万円程度になります。市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱により、設置費用の2分の1または20万円を限度に補助金を交付しておりますことから、設置者の負担は1台当たり20万円程度となります。また、カメラ付き防犯灯につきましては、市の基準を満たす補助対象の機種の場合は1台当たり16万円程度となります。市川市防犯灯設置費等補助金交付規則により、設置費用の4分の3、または9万円を限度に補助金を交付しておりますことから、設置者の負担は1台当たり7万円程度となります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** ほとだ議員。

**○ほとだゆうな議員** 従来のカメラは1台設置するのに持ち出しが20万円だったものが、新しいカメラは7万円程度でつけられるということは、今まで1台しかつけられなかった予算で3台近くつけられるということです。ということは、市内のさらなる防犯カメラの拡充が見込まれ、追い風となりそうです。

では、設置済みのカメラの維持管理について伺います。市が主体的に設置するカメラ、自治会の補助金の申請を経て設置するカメラがあるということが分かりました。また、街頭防犯カメラとLEDのカメラ付き防犯灯と2種類あることが分かりました。どのように維持管理をされているのか教えてください。

**○稲葉健二議長** 佐藤市民部長。

**○佐藤敏和市民部長** お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、電気代や修繕などの維持管理費は設置者が負担することとしておりますが、記録された画像、これにつきましては市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付に関する設置及び運用規定により、全て市が管理しております。一方、カメラ付防犯灯につきましては、電気代は市で負担しますが、修繕と画像管理

は設置者である自治会が担うこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 ということは、自治会が設置するカメラにおいて、街頭防犯カメラの電気代と修繕費は自治会負担で、画像は市川市が管理すると。カメラ付防犯灯においては、電気代が市川市で修繕費の負担と画像の管理は自治会に責任があるということですね。個人の感想としてですが、ちょっとぐちゃぐちゃで分かりにくいかなと思いました。

自治会が申請して設置したカメラにおいて、その所有権は、当該自治会が持っているものだと思います。先ほどカメラ付防犯灯は画像管理を自治会で行うという旨の御答弁でした。カメラの画像について、誰でも気軽に見られてしまうということは、個人情報保護法の観点からも、ないとは思いますが、何か事件や事故が起きたときはどのような対応になるのでしょうか。例えば、事件や事故に伴って警察からカメラ画像の提供など捜査協力を求められた場合などの対応について伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

自治会が補助金を活用して設置した防犯カメラは、カメラ本体の所有権が自治会であっても、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付に関する設置及び運用規定により、警察等への画像提供は市が行うと定めております。一方、カメラ付防犯灯につきましては、警察等への画像提供も自治会が対応することとなりますが、警察からの画像提供依頼に適宜対応することは自治体の大きな負担となることから、カメラの画像抽出は警察が行うというふうに伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 なるほど、警察への対応についてもカメラの種類によって異なっているということですね。街頭防犯カメラは市のほうで、カメラ付防犯灯は警察が画像の抽出を行うということは、警察の方々もカメラの種類によって御対応を変えていらっしゃるということですね。今後、自治会の方々がカメラの設置に気軽に参入できるように、分かりやすい管理体系、分かりやすい使用のルールなど、明確で分かりやすい運営ができるように御尽力いただければと思います。

まだ課題はあれど、自治会単位で今後も防犯カメラを設置することができるということが分かりました。では、本市において、今後の防犯カメラの設置計画について伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

市では、警察との協議などにより、市内全域への防犯カメラの一時的な配備には既に対応を済ませたところでございます。今後は、自治会が特に要望する箇所に補助金を活用して設置いただくようお勧めしながら、自治会のない地域については市が積極的に設置する計画としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 本市の認識としては、市内全域への配備は対応済みであり、十分であるという御認識のようですね。そして、駅周辺以外では、自治会の申請がなければもう設置はしないということなのかなと思います。

では、子どもたちを取り巻く防犯環境について検討します。防犯まちづくり計画において、子どもの安全教育や学校施設及び通学路等の安全点検、防犯対策など、犯罪を未然に防ぐ視点での総合的な対策を行うという旨の

記載がありました。

そこで、子どもの安全を守るための取組について、現在、通学路にはどのくらいの防犯カメラが設置されているのか伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

現在、通学路に設置されている防犯カメラは市内に182台あり、通学路に未設置の学校はございません。市川や本八幡などJRの駅周辺に位置する小学校には多く設置されているようですが、駅から離れた学校などには設置が少ないという傾向は確かにあるようでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 初回の御答弁でも、犯罪多発箇所、危険なところ、通学路に設置をしてきたとおっしゃっておりまして。そして、先ほどの答弁ではカメラ配備は十分であると、今後市が主導して設置していくのは駅周辺のみとのことでした。しかし、確認をしたところ、駅から離れた一部の学校の通学路に関しては、全くもって不足をしていると感じます。本市のウェブサイトから防犯カメラがついている箇所をマップで見ることができますが、防犯カメラの設置台数の格差があまりにも大きいです。これは、市内全ての子どもの安全を守るために妥当でしょうか。

駅から離れている学校の通学区域は暗いところが多く、不審者、声かけ、痴漢の発生が非常に多いです。実際に身近な人が被害に遭って、相当な怖い思いをしたことも一度や二度ではありません。また、学区の関係で、長い時間をかけて歩いて学校に通っている子どもたちもいます。今の時期の下校時間は暗く、視界も悪いです。本気で子どもの安全を考えるのであれば、適切な箇所に適切な台数の防犯カメラを設置するべきだと思います。現在の本市の防犯カメラの設置方針から言うと、市としては通学路にカメラを増設する予定はないということかと思えます。増設するためには、当該地域の自治会が、自治会のお金を使って自ら設置するしか方法がないとのこと。そうなってくると、会員数が多く会費の収入が多い自治会と、加入者が少なく収入が少ない自治会とでは体力差が発生して、カメラ導入の難しさが変わってくると思います。自治会としての方針もそれぞれに違うでしょう。となると、それぞれの地域に増設される防犯カメラの数に違いが生じてしまうと危惧しております。

そこで質問いたします。自治会の体力や方針の違いによる防犯カメラの設置数の違いを防ぐための取組として、市が考えていることがあれば伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

防犯カメラの設置費補助金では、自治会の負担が20万円程度となり、自治会の規模の大小にかかわらず負担が大きいかということとは認識しております。そこで、今年度に開始したカメラ付防犯灯への設置費補助金を御活用いただくということで、自治会の負担軽減とともに、カメラと防犯灯の相乗効果により、さらなる安心、安全な町の構築になるというふうに考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 確かに、自治会が負担する費用は安くなったのかもしれませんが。増設しやすくなったのかもしれませんが。しかし、だからといって設置箇所の決定を全て自治会に任せていくという現在の方針は、市内の防犯まちづくりの公益性を損なうおそれがあり、再検討していただきたいものです。全ての子どもたちの登下校の安全確保、ひいては全ての地域の方々の安全、安心のため、市主導でバランスのよいカメラ設置をしてくださ

いますよう要望させていただきます。

一方で、初回の御答弁にもあったのですが、本市では市内の公立小学校に通う児童が持つランドセルやカバンにICタグを取り付け、登下校の時間などを記録する学校防犯システムを導入しているそうです。校門に設置された防犯カメラの映像とともに校内のパソコンに記録されるという仕組みで、県内で最初にこのシステムを導入されたということでした。希望する公立小学校の全児童にタグを無料で貸し出しており、登下校の時間を保護者にメールで伝えるなど有料サービスもあり、子どもたちの安全、安心につながる先進的でとてもよい取組だと思います。ランドセルやかばんに防犯ブザーがついているだけでも犯罪抑止効果があるそうですし、子どもたちの安全、安心のためにはまだまだ高めたいこともたくさんあります。課題はまだまだありますが、本市の防犯まちづくりは他市に比較してもすばらしいポテンシャルを秘めているものと思います。防犯意識の高さを市内外へアピールすることが、今すぐにできる取組かと思えます。ぜひ安心、安全な町市川を売りにしてほしいです。御答弁もありがとうございました。引き続きよろしくお願ひします。

今回の本会議において、先順位者の先生方の質問を聞いておりました何度も出てきたワードがありました。広報、周知に力を入れてほしいというものです。今回、私のほうで質問した子育て行政、防犯まちづくり、この2つの項目についても周知や広報の在り方についてお願ひをいたしました。本市の取組はどれも市内外の皆さんに知っていただきたい、とてもすばらしいものばかりですし、市川の歴史についても、そのすばらしさをまだ知らない方がいらっしゃいます。例えば、子育て支援など、本市のよいところを発信できるすべを検討していただきたいです。

何個かちょっと考えてみたので、お伝えしてもいいですか。まず、市川魅力発信課といった名称で広報に特化した部署をつくるのはどうでしょうか。もしくは民間のプロモーターに広報を外注するのはいかがでしょうか。ほかにも、駅前など人の往来の多いところに大きなモニターを設置して、様々な施策や申込み方法、市川の魅力などを発信したり、本庁前のデジタルサイネージをさらに有効活用したりと、小さな子からおじいちゃん、おばあちゃんまで市内外たくさんの方がもっと気軽に情報をキャッチできるようになったらいいなと思えます。

田中市長におかれましては、本市のブランディングの確立のために新たな一手を御検討くださいますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 貴重なお時間をお借りして、大変申し訳ございません。

先ほど富家議員の一般質問の後、13時55分から約30分間の休憩が入る会議時間の変更が行われました。市川市議会の会議規則を確認しますと、第9条2項には、「議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める」とあります。また、市川市先例集に、第6節会議時間においては、「休憩時間は、正午から約1時間、午後3時から約30分間とする」、また「会議時間の変更は、あらかじめ議会運営委員会で審査の上、議長が会議に諮って決定する」とございます。このことから、先ほどの会議時間の変更につきまして、この会議規則並びに先例との整合性について議長の御見解をお示しいただきたいと思えます。お取り計らいのほどよろしくお願ひ申し上げます。

○稲葉健二議長 分かりました。基本的には、今、小山田議員がお話したルールの下に思っていますけれども、午前、午後の休憩時間の限りにおいては、議長の裁量権の中で行えるというふうに理解しております。ただ、それを議会運営委員会で今後どのように諮るか、どのように運営したらいいかに関しては皆さんと御相談をさせていただきたい。基本的には議長の裁量権の中で行っているというふうに理解しています。



以上であります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 24 分散会

第 9 日

令和5年12月18日（月曜日）

令和5年12月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和5年12月18日（月曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問 越川雅史議員
- 第2 議案第53号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第3 議案第54号 国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
- 第4 発議第12号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 第5 発議第13号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 第6 発議第14号 国にイスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について
- 第7 発議第15号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について
- 第8 発議第16号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について
- 第9 発議第17号 政府に対し、日本国内におけるオスプレイの飛行禁止を求める意見書の提出について
- 第10 委員会の閉会中継続審査の件
- 第11 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第53号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第3 議案第54号 国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
- 日程追加 議案第53号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程追加 議案第54号 国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
- 日程第4 発議第12号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 日程第5 発議第13号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 日程第6 発議第14号 国にイスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第15号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について
- 日程第8 発議第16号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第17号 政府に対し、日本国内におけるオスプレイの飛行禁止を求める意見書の提出について
- 日程第10 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第11 委員会の閉会中継続調査の件

---

出席議員 42名

|   |   |      |   |
|---|---|------|---|
| 門 | 田 | 直    | 人 |
| 野 | 口 | じゅん  |   |
| 丸 | 金 | ゆきこ  |   |
| 富 | 家 |      | 薫 |
| 沢 | 田 | あきひと |   |
| 太 | 田 | 丈    | 之 |

|                                        |                                           |                                    |                                             |
|----------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|
| 小川ほ国やと中つつか加浅久西中大石清廣にし石堀細青石宮大稲小石増越中松竹加岩 | 山となとだ松ぎけたけ町ちやし藤野川村保原水田しむ崎内田山原本場葉泉原田川山永内藤井 | ないゆひ美純け正た圭さ隆よたたみ徳ひし伸ひろみ健文よし好雅幸鉄清武清 | とおつうひろ智平い順のりいち志敦おしきゆき子子勲ゆきご一かず子均諭二人り秀史紀兵海央郎 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|

欠 席 議 員

な し

説明のため出席した者の職氏名

|   |                 |   |   |     |
|---|-----------------|---|---|-----|
| 市 | 長               | 田 | 中 | 甲   |
| 副 | 市長              | 松 | 丸 | 多   |
| 副 | 市長              | 本 | 間 | 和   |
| 代 | 表 監 査 委 員       | 植 | 草 | 耕   |
| 教 | 育 長             | 田 | 中 | 庸   |
| 危 | 機 管 理 監         | 本 | 住 |     |
| 市 | 長 公 室 長         | 麻 | 生 | 文   |
| 総 | 務 部 長           | 蛸 | 島 | 和   |
| 企 | 画 部 長           | 小 | 川 | 広   |
| 財 | 政 部 長           | 田 | 中 | 雅   |
| 管 | 財 部 長           | 稲 | 葉 | 清   |
| 情 | 報 管 理 部 長       | 小 | 林 | 茂   |
| 文 | 化 国 際 部 長       | 森 | 田 | 敏   |
| ス | ポ ー ツ 部 長       | 立 | 場 | 久 美 |
| 市 | 民 部 長           | 佐 | 藤 | 敏   |
| 経 | 済 観 光 部 長       | 根 | 本 | 泰   |
| こ | ど も 部 長         | 鷺 | 沼 |     |
| 福 | 祉 部 長           | 菊 | 田 | 滋   |
| 保 | 健 部 長           | 川 | 島 | 俊   |
| 環 | 境 部 長           | 二 | 宮 | 賢   |
| 街 | づ く り 部 長       | 小 | 塚 | 眞   |
| 道 | 路 交 通 部 長       | 岩 | 井 | 忠   |
| 下 | 水 道 部 長         | 藤 | 田 | 泰   |
| 行 | 徳 支 所 長         | 秋 | 本 | 賢   |
| 消 | 防 局 長           | 角 | 田 | 誠   |
| 選 | 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 | 井 |     |
| 事 | 務 局 長           | 藤 | 城 | 久   |
| 農 | 業 委 員 会 事 務 局 長 | 六 | 郷 | 眞 紀 |
| 会 | 計 管 理 者         | 小 | 倉 | 貴   |
| 教 | 育 次 長           | 小 | 垣 | 道   |
| 生 | 涯 学 習 部 長       | 板 | 垣 | 道   |
| 学 | 校 教 育 部 長       | 藤 | 井 | 義   |
|   |                 |   |   | 康   |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

|   |         |   |   |   |   |
|---|---------|---|---|---|---|
| 事 | 務 局 長   | 小 | 泉 | 貞 | 之 |
| 事 | 務 局 次 長 | 町 | 田 | 茂 | 幸 |
| 議 | 事 課 長   | 米 | 津 | 孝 | 成 |
|   | (議事担当)  |   |   |   |   |

|                       |                  |             |                       |                            |                            |                  |                            |
|-----------------------|------------------|-------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|
| 主<br>主<br>主<br>主<br>主 | 任<br>任<br>任<br>任 | 書<br>書<br>書 | 幹<br>查<br>記<br>記<br>記 | 宮<br>尾<br>北<br>高<br>三      | 嶋<br>本<br>川<br>柳<br>澤      | 陽<br>陽<br>啓      | 茂<br>悠<br>介<br>一<br>成      |
| (調査担当)                |                  |             |                       |                            |                            |                  |                            |
| 主<br>主<br>主<br>主<br>主 |                  |             | 幹<br>查<br>任<br>記<br>記 | 渡<br>前<br>岡<br>関<br>荒<br>福 | 辺<br>田<br>澤<br>口<br>木<br>井 | 孝<br>英<br>智<br>寿 | 文<br>悠<br>康<br>舞<br>貴<br>明 |

---

# 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、御報告申し上げます。議会改革特別委員会において、副委員長の互選の結果、副委員長に細田伸一議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 この際、加藤武央議員に申し上げます。去る12月1日の創生市川の代表質問中、姥山貝塚公園に隣接する土地の活用についての質問において、「■■■」から「■■■■■■■」と発言された部分は第三者の名誉を損ないかねず、また、市民の誤解を招きかねない発言であると判断いたします。この際、当該発言を取り消されてはいかがでしょうか。

加藤議員。

○加藤武央議員 議長の御発言のとおり、発言の取消しをよろしくお願いします。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。ただいまの加藤武央議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よってただいまの加藤武央議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

この際、加藤武央議員に申し上げます。議場における発言に当たっては、慎重の上にも慎重を期して発言されるよう御注意願います。

この際、去る12月14日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対し、議長において調査した結果を御報告いたします。

会議録を調査しましたところ、12月14日の石原みさ子議員の一般質問において、越川議員が指摘されたとおりの発言がされていることを確認いたしました。議場における発言については、地方自治法第132条において、議会の会議または委員会において、議員は他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されております。この規定の趣旨は、議場及び委員会の場合は公の問題を議論する場所であることから、議員は議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論をしてはならない、また、公の問題を論じていても、職務上必要な限度を超えて個人の問題に入ってはいけないという点にあると解されております。この趣旨を踏まえたと、同日の一般質問における石原みさ子議員の発言には、必要な限度を超えて私人の個人情報や、同条に抵触する部分があったとまでは言えないものの、公の問題を議論する場所における発言として、必要とされる配慮を欠いた部分があったものと判断いたします。

この際、石原みさ子議員に申し上げます。国際交流事業についての質問中、「■■■」と発言した部分については発言を取り消されてはいかがでしょうか。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 議長の発言のとおり、私の発言の取消しをお願いいたします。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。ただいまの石原みさ子議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よってただいまの石原みさ子議員の申出のとおり、発言の取消しを許





差点より南側が通学路となっております。この交差点の信号機の制御方法は、令和5年9月12日からスクランブル方式に変更されております。

変更に至った経緯でございますが、令和2年度の通学路定期合同点検において、宮田小学校より、交通量が多く危険であることから、交差点の信号制御をスクランブル方式にしてほしいとの要望が上げられました。これを受け市川警察署と千葉県警察本部による現地調査が行われ、その後に協議が調い、今年度実施されたものでございます。また、当該交差点はJ R市川駅に近く、主に駅に向かう歩行者の通行量が多く、車両の右左折の際に歩行者と交錯する危険性があることから、これを排除するために現在の信号制御を導入したことも要因の一つと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 スクランブル化に当たっては、通学路の安全性の確保の観点から宮田小学校から要請があったこと、また、歩行者の危険性除去の観点から警察の判断があったことを確認いたしました。こうした点についての周知が進めば地元の理解も深まるのだと思います。ただ、渋滞が発生しているとの声も度々聞いており、現場を見た限り、私は信号制御の方式に課題があるのではないかと考えております。

そこで、現行の信号制御方式に課題があることを認識しているのかどうか。課題があるのだとしたら、今後どのように改善を図っていくのか、御説明を求めます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現状における課題としましては、交差点の信号制御がスクランブル方式に変更されたことで車両の待ち時間が増加し、以前より渋滞が発生しているため、改善してほしいとの要望が本市に寄せられております。現在のスクランブル方式による信号制御を申しますと、青信号の順で言えば、主道路である市道0119号の車両、次に歩行者用スクランブル、その次に従道路である市道0219号の車両、そして歩行者用スクランブルのサイクルとなっておりますが、このサイクルが渋滞の一因ではないかとの御指摘もございます。そこで交通管理者である市川警察署に要望を伝え、状況を確認したところ、警察のほうにも信号制御に係るサイクルの変更の要望が来ているとのことでありました。

今後の改善すべき点でございますが、その一つとしては、信号制御を一般的な主道路の車両、次に従道路の車両、そして歩行者等のサイクルへの変更等が考えられます。この点については、現在、千葉県警察本部により検討中とのことでありますので、本市としましても、この状況を注視してまいります。また、市民からの要望等については市川警察署へ伝達し、必要な措置を講ずるようお願いしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いました。スクランブル化によって、児童が安心して宮田小学校に通えるようになる、歩行者が安全に駅まで往来できるようになる、そして車両は渋滞もなく安全に右折できるようになる。これらバランスの最適化が図られることに期待を寄せまして、次に進みます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律——以下、法律と申し上げますが、これは令和3年9月から施行されており、学校教育においては、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に関わる支援が行われることが求められています。しかしながら、本県の実情に目を向ければ、環境整備の現状が上記法律の趣旨に照らして不十分な状況にあると言わざるを得ず、本市に在住する医療的ケア児が県立特別支援学校に通学するに際しては様々な困難が立ちはだかっている事実が

認められます。

具体的な事例として、肢体不自由児が県立船橋特別支援学校にスクールバスで通学するケースを取り上げますと、肢体不自由児であっても医療的ケアを必要としない児童生徒の場合は、スクールバスに乗車することで保護者が付き添うことなく通学することができます。その一方で、千葉県は常時看護師等による見守り及び処置を必要とする児童生徒がスクールバスに乗車することを認めていないことから、医療的ケア児が県立特別支援学校に通学するためには家族らがマイカー等を利用して送迎せざるを得ない状況です。医療的ケア児がスクールバスに乗車できないケースにおいて家族が送迎を余儀なくされる場合には、経済的負担もさることながら、悪天候や猛暑の中、精神的負担も大きくなるのは想像に難くありません。特にマイカーを有しない御家庭や保護者が免許を保有していない御家庭などにおいては、事実上、入学や通学そのものを断念するかどうか、瀬戸際の判断を突きつけられているような状況です。

行徳駅から船橋特別支援学校の最寄り駅である馬込沢駅まで通学することを想像してみてください。行徳駅から地下鉄で西船橋まで行き、そこでJRに乗り換えて船橋駅まで移動し、さらには東武線乗り継ぎ、ようやく馬込沢までたどり着いたとしても、学校が至近距離にあるわけではありません。医療的ケア児を伴った移動では、そこからさらに30分から1時間に1本しかないバスに乗車することを余儀なくされるわけですから、入学や通学そのものを断念する、あるいは、本市に住むことを諦めて、いっそ学校の近くに引っ越してしまうといったケースもあるそうです。教育を受ける権利は憲法が規定する基本的人権の一つであり、医療的ケア児が教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切な支援が行われることは法律の要請であるにもかかわらず、また、お隣の東京都では当然に実施されているにもかかわらず、千葉県は医療的ケア児がスクールバスで通学できるような配慮をしていないことに私は激しい怒りを覚える次第です。

この点、一義的には千葉県による取組がまたれるところですし、この原因は千葉県知事の怠慢なのか、努力不足なのか、無関心なのか、その全てなのか分かりませんが、いずれにしても、学校に通いたくても通えずに成長の機会を奪われてしまうのは本市在住の児童生徒でありますし、経済的負担や精神的負担を余儀なくされているのはその保護者であります。そして、やむにやまれず近隣都県への引っ越しを決断する御家庭もあるようですが、私はつらい思いを抱えながら本市を去る御家庭があることに対して、見て見ぬふりをすることはできません。だとしたら、千葉県知事に対するはらわたの煮えくり返るような思いはさておき、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられるようにするために、その保護者等の負担軽減と不安解消のために医療的ケア児の通学に関し、本市として独自の支援を実施すべきではないかというのがこの質問の本旨です。以下、具体的に伺ってまいります。

先ほど千葉県は医療的ケア児がスクールバスに乗車することを認めていないと申し上げましたが、その理由としては、千葉県がスクールバスに看護師を配置していないことが挙げられます。千葉県はスクールバスに看護師を配置していないから医療的ケア児はスクールバスに乗車できないわけですが、逆に言えば、看護師さえ確保することができれば、医療的ケア児のスクールバスへの乗車を拒む理由はなくなるはずですが、実際に東京都では、そのような配慮がなされております。

そこで、本市が看護師を手配して県立学校のスクールバスに乗車させることで、医療的ケア児もスクールバスで通学することが可能になると思うのですが、本市として、こうした独自の支援策を実施することにつき御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

医療的ケア児の通学に際して、家庭の状況を踏まえた上で、保護者の代わりに本市で雇用している看護師を県

立学校のスクールバスに同乗することについて、県に申入れを行うことは可能ではあります。支援の対象が市内在住の児童生徒でもありますので、本市としても保護者の負担を減らしていく必要性は感じていることから、県との協力関係を模索してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 ぜひそうしてください。当てにならない千葉県知事に期待する、あるいは延々と県の対応を待つのではなく、県と協議し、認めさせるべきは認めさせる対応をお願いいたします。

次に、県が支給している通学費補助について伺います。

千葉県は特別支援学校に通う児童生徒の通学費の補助として特別支援教育就学奨励費を支給しております。しかしながら、この制度では、児童生徒が行動を共にしているかどうかのポイントであり、例えばスクールバスに乗車できない医療的ケア児を保護者がタクシーで送迎する場合、児童生徒とともに通学する際には支給対象となりますが、子どもを学校まで送り届けた保護者が帰宅する際には支給対象とならない可能性も指摘されております。同様に、児童生徒とともに帰宅する際には支給対象となりますが、子どもを学校までお迎えに行く保護者が単独で乗車する際にも支給されないことが懸念されています。こうした懸念があるからか、現状ではタクシーで2往復している御家庭はないそうです。都心のイメージで考えれば、タクシー代の補助は片道だけでも十分ではないかとの議論も成り立ちますが、県立船橋特別支援学校は先ほど説明したような所在地にありますので、そもそもタクシーをつかまえるのも大変かもしれませんし、仮に保護者単独での移動に際しタクシーの使用が認められないとなると、送迎のたびに30分から1時間に1本しかないバスの利用を余儀なくされるわけですから、いたずらに時間の浪費と精神的負担を強いられることになるわけです。

そこで、子どもの送迎に際しての保護者単独での移動にかかるタクシー代についても、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられる観点から、また、その保護者等の負担軽減と不安解消を図る観点から、仮に特別支援教育就学奨励費の支給を受けられない場合には本市として独自の支援策を実施すべきと考えますが、この点、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

特別支援学校に通う児童及び生徒の通学費の補助につきましては、学校が窓口となり、県が特別支援教育就学奨励費として保護者へ支給しておりますが、児童生徒が同乗していない場合はその対象外となることも考えられます。通学に伴う保護者の経済的負担などを理由として児童生徒が通学を断念する可能性があることは、本市としても解消すべき課題として認識しております。教育の機会の均等が図られるよう、児童生徒と登校した後に保護者が帰宅する際及び保護者が学校に迎えに向かう際に要する交通費等についても県において広く支援できないか、協議してまいりたいと考えております。あわせて、医療的ケア児の通学に関する保護者への負担を少しでも軽減するために、県の検討状況などを踏まえた上で市川市としてどういった支援が可能なのか、関係部署と連携して検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 保護者単独での移動にかかるタクシー代についても支援すべきなどという主張を聞けば、幾らかかると思っているんだ、そんなことできるわけないだろうと反応する人もいるのかもしれませんが、対象人数は極めて限定的であることから、本市の財政を心配するような話ではないはずで。

また、日々のタクシー代の全額補助というフレーズだけ聞けば過分な支援のように感じられるのかもしれない

んが、教育を受ける権利は憲法が規定する基本的人権の一つであり、医療的ケア児が教育を受けられるように最大限に配慮しつつ、支援が行われることは法律の要請でもあることから、こうした配慮をすることは、確かに一義的には県ではあるものの、ひいては本市の責務であるとも考えます。こうした要らぬ誤解が生じないように気をつけながら議論を進めてまいります。

繰り返しになりますが、千葉県は特別支援学校に通う児童生徒の通学費の補助費を支給しており、医療的ケア児を保護者がタクシーで送迎する場合は支給対象となっております。確かにありがたい制度ではありますが、残念ながら前払い制ではなく償還払いの制度となっていることから、保護者は日々のタクシー代を一旦は立て替えずなくてはなりません。私が調べたところ、市川駅から船橋特別支援学校までのタクシー代は片道約3,400円、行徳駅からは片道約4,200円かかるようですが、仮に月に15日程度往復しただけでも立替金額は10万円を超えてしまいます。そして、これは学期ごとの精算と伺っておりますし、しかも1学期分が精算されるのは11月末ぐらいになるそうですから、一時的なこととはいえ、4月から11月までの8か月分を立て替えるとなると、ざっと100万円単位の立替資金が必要となる計算です。これだけ大金の立替えが必要となると、資金をなかなか工面できない御家庭もあるだろうことは容易に想像できますし、その場合、入学や通学そのものを断念せざるを得なくなることは御理解いただけるかと思えます。

また、この立替資金の問題をクリアしたとしても、肝腎のタクシーを日々確実につかまえられるとも限りません。市内には複数のタクシー会社がありますが、福祉タクシーの台数は限定的であり、他の利用者との間で取り合いになっているとも伺っております。実際にタクシーがなかなかつかまらないという話を聞いたことは1度や2度ではありません。

そこで、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられる観点から、また、その保護者等の負担軽減と不安解消を図る観点から、例えば本市がタクシー会社と直接契約することで、保護者にタクシー代立替えの負担を生じさせないような配慮ができないのかどうか、福祉部長に伺います。併せて、本市がタクシー会社と直接契約することで医療的ケア児が必要とするタクシーを日々確実に確保できるような配慮ができないのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 御質問の償還払い制度につきましては、利用者の一時的な経済的負担が生じることから、障がいのある方への支援として利便性を考慮した現物給付によるサービス提供が望ましいこと、また、公共交通機関での移動が必須である利用者にとって、利用したいときにタクシーが確保できる体制の構築というのは重要な課題であると考えております。県立の特別支援学校に通学する医療的ケア児及びその御家族に対する支援につきましては、本来は県が対応すべき事項と考えておりますが、一方で、市は基礎自治体として、住民に最も身近で総合的な行政主体として住民ニーズに対応すべき責務を有しているものと認識しております。今後につきましては、医療的ケア児とその御家族が安心して地域生活が送れるよう、県の動向を注視しつつ、市の果たすべき役割を踏まえ、保護者の経済的負担軽減の在り方について、また移動手段の確保の方法について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 ここまではスクールバスに乗車できない医療的ケア児を保護者がタクシーで送迎する前提で話を進めてまいりましたが、何も保護者の付添いを前提にする必要はないことに気づきました。私の質問の目的は、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられることとともに保護者等の負担軽減と不安解消を図ることにあるわけですから、既存の制度にとらわれずにもっと自由な発想で臨むべきだと考えを改めます。

そこで、さらに一步踏み込んで、本市が看護師を手配して、本市が手配したタクシーで医療的ケア児を特別支

援学校まで送迎することが可能になれば保護者の付添いは不要となります。これこそ、本市在住の医療的ケア児を持つ保護者等の負担軽減を図ることができる方法だと思っておりますが、このような配慮ができないのかどうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市における医療的ケア児が利用できる移動支援の一つとして、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業に移動支援事業があります。移動支援事業は、移動が困難な障がいのある児童等に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加の外出の際にガイドヘルパーを派遣して移動を支援するサービスであり、通学等の通年かつ長期にわたる外出の支援は対象外としております。一方で、通学等であっても、通年かつ長期にわたらない範囲において、冠婚葬祭や保護者の入院等により送迎が困難な事情がある場合等は個々の相談に応じて対応しております。また、医療的ケア児の通学の際、支援員がタクシーに同乗して登下校に付き添うことは現行制度上可能ではありますが、現状の課題として、医療的ケア児への支援を担う看護師等の支援員の確保、サービス提供事業所の不足、こういったことが課題となっております。今後は課題解決に向けた事業運用の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 移動支援事業に関する御答弁を確認しました。医療的ケア児の通学であっても、通年かつ長期にわたらない範囲においては保護者が同行することなく、本市が看護師を手配した上で、医療的ケア児をタクシーに乗車させることで通学が可能になることは分かりました。ただ、それだけでは不十分であることは論をまちません。今日はさらに突っ込んでいきたいと思えます。

医療的ケア児の生活というのは通年かつ長期にわたるわけですから、通年かつ長期にわたった支援が必要です。本市が看護師を手配した上で、医療的ケア児をタクシーに乗車させることで通年かつ長期的に通学することが可能になれば保護者の負担はなくなります。現行の支援制度を拡充し、通年かつ長期にわたる通学支援を実施する考えはないのか、もう一度御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 障害者総合支援法第2条「市町村等の責務」では、第1項第1号において、障がい者もしくは障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障がい者等の生活実態を把握した上で教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う旨が明記されております。今後は、この障害者総合支援法や令和3年9月に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を踏まえまして、現行制度上、移動支援サービスの対象外となっています通年かつ長期にわたる通学支援の実施について調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 最後に、保護者等の負担軽減と不安解消を図る観点からもう1点だけ質問します。これまでに述べたように、医療的ケア児を持つ親は時間的拘束を余儀なくされますから、フルタイムでの就業はもちろん、短時間のパートタイムであったとしても、なかなか募集要件に見合うことはなく、就業の機会を得られにくい状況に置かれています。その上、医療的ケア児は、いつ、どのようなタイミングで体調を崩すとも限らないわけで、保護者としては、学校からのお迎えの呼び出しがあれば応じなければならない事情が就業をより一層困難にさせているものと想像できます。

となると、この共働きの時代にあつて、医療的ケア児を養育する家庭は経済面で著しく不利な状況に置かれていることが分かります。何一つ悪いことをしたわけでもないのに、何か能力が足りないわけでもないのに、日本国憲法が保障する教育を受ける権利を子どもが享受することと引換えに、経済的に著しく不利な状況に置かれている方々を放置することがあってよいのでしょうか。支援の手を差し伸べることなく、ああ、それは大変ですねなどと空虚な言葉を投げかけるだけで、我々は市議会議員として、あるいは市長として、その責任を果たしていると胸を張れるのでしょうか。そう考えますと、このような方々こそ、本市が率先して雇用すべきかと考えます。

確かに就労したくてもできない事情もありますが、それよりも何よりも、こうした保護者の方々は、医療的ケア児の子育てについては多くの行政職員よりも当事者としての知識と経験があるわけですから、障がいを持つ子に関する親の悩みや進路相談については、より一層、当事者に寄り添った対応ができるのではないかと考えます。

そこで、医療的ケア児を養育する保護者を本市が雇用する、あるいは、本市が仲介する形で養育に支障が出ないような形で就業できるよう支援ができないのか、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

医療的ケア児の保護者の方々は、学校からお子様のことで連絡が入ることがあります。そのためフルタイムだけでなく、パートタイムの仕事に就くことも諦めなくてはならない状況にあることは様々な相談を受ける中で認識しております。しかし、医療的ケア児を養育する保護者の方々にとって、社会と関わる機会を持つことは精神的にも経済的にも負担が減り、生活の充実につながると考えております。このような状況を踏まえ、親として医療的ケアに関わってきた経験を学校現場で生かすことができると考えられることから、どのような職務に就くことができるか検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 本日、何度か繰り返しましたが、教育を受ける権利は憲法が規定する基本的人権の一つであり、医療的ケア児が教育を受けられるように最大限に配慮しつつ支援が行われることは法律の要請でもあります。一義的には県による取組がまたれるというのは繰り返し申し上げたとおりですが、学校に通いたくても通えずに成長の機会を奪われてしまうのは本市在住の児童生徒でありますし、経済的負担や精神的負担を余儀なくされているのは本市在住のその保護者らであります。

そこで、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられるようにするために、その保護者等の負担軽減と不安解消のために、医療的ケア児の通学に関し、本市として独自の支援を実施すべきではないかという観点から様々な質問をさせていただきました。本市に住む全てのお子さんとその御家庭が経済的負担や精神的負担を過度に気にすることなく、希望する教育を受けられる日が来るまで粘り強くこの問題に取り組むこととお誓い申し上げまして、次に移ります。

11月25日付千葉日報によれば、あのガラス張りのシャワー室について、本市は入院待機場所で使用したことについて、濃い使い方をしている、市民の理解は得られると考えているなどと説明しており、いまだに決して無駄遣いではなかったとの立場を維持するような、あたかもシャワーの導入と移設に一定の意義があったかのような説明を繰り返しております。私は市長が替わったからといって、あまたいる幹部職員の意識が即座に変わるものではないと繰り返し指摘してまいりましたが、あのガラス張りのシャワー室について、いまだに市民の理解は得られるなどと正当化する幹部職員がいることに強い憤りを覚えます。

さらに、本年5月に廃棄した理由として、ウイルスが残留しているのではないかとの不安を市民に抱かせることを挙げているようですが、読み手に誤解を生じさせるばかりか、市民に対してウイルスに関する不安をいたずらにあおる発言であり、到底許されざる発言であることはもちろん、しかも、何ら根拠に基づかない発言なのではないかとの疑念を強めております。

そこでまずは、あのガラス張りのシャワー室について市長公室長の御認識を伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

市長室から少年自然の家に移設したシャワーユニットにつきましては、入院待機ステーションにおいて、救急隊員や現場スタッフのウイルス飛散防止や除染に活用したものであり、約2年半という短い期間ながらも、新型コロナウイルス感染症第6波から8波の中、医療機関が逼迫する状況において救急隊員、ひいては市民の安心、安全に寄与したものと、新聞報道への取材に対して濃い使い方と表現したものでございます。また、市民の理解が得られていると考えているとの表現につきましては、入院待機ステーションとして危機管理上使用したものでありますので、この点について、市民の皆様丁寧に説明すれば理解が得られるものとして答えたものでございます。

なお、ウイルスが残留しているのではとの表現につきましては、国の見解では、新型コロナウイルスは最大72時間はウイルスが残留するリスクはございますが、それ以降は死滅したり、しっかりと消毒すれば感染するリスクはなくなるということでございます。しかし、少年自然の家は、主に小学生や児童生徒が使用する施設でもあることから、保護者も含めまして不安を抱かせることに配慮して表現したものでございます。少年の家が再開する際に移設することも検討しましたが、移設先が見つからなかったこと、また仮に見つかっても移設に費用を要すること、何よりもいつまでもマイナスイメージを引きずってしまうことなどを総合的に勘案し、廃棄に至ったものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 ここは本会議場であります。質問に対する理事者の答弁は最重要の重みを持つはずで、理事者が誠実に答弁しているのかどうか、マスコミの取材を通じて市民に誠実に真実を伝えているのかどうか、本当に濃い使い方をしたのかどうか、市民の理解が得られるような税金の使い方だったのかどうか、ただいまより事実に基づく検証を実施してまいります。

消防局長に伺います。入院待機ステーションの主な使用者は救急隊員ですが、消防局はこのような専用シャワー室の設置を要望されたのでしょうか。この移設は消防局の依頼により実現したのでしょうか。また、本市のステーションのような施設は、当時において他市にも設置されておりましたが、他市の類似施設にもこのような専用シャワー室が設置されていたのでしょうか。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

本市入院待機ステーションに専用シャワーを設置することについては、消防局から要請したものではありません。また、私が把握している限りでは、他の自治体の類似する施設において、このような専用シャワーが設置された施設はないと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 あのシャワー室は、当時、本会議において決議が可決され、村越前市長の自己負担で市長室か

ら撤去するよう求められていました。入院待機ステーションへの移設直前まで村越市長は、私が使った後、女性職員に使ってもらうなどと、趣味と人格を疑われるような方針を示していたにもかかわらず、ステーションが設置されているタイミングに合わせて、専ら自己負担を免れることを目的に取ってつけたかのような口実をつけて移設したのではないかといった見方が率直な市民感覚、市民感情なのではないでしょうか。こうした市民感覚の正しさを裏づけるかのように、あのシャワー室の移設は消防局が要望したわけでもなければ、全国の類似施設に同様のシャワー室が設置されているわけでもない、やはり市川市特有のシャワー室であることを再確認いたしました。

それでは、消防局は、ウイルスについてはどのように認識しているのでしょうか。もし本当にあのシャワー室にウイルスが残留しているのではないかという不安を抱く市民が存在するのであれば、当該市民はあのシャワー室のみならず、救急車にも救急隊員が着用する衣服にも、さらには救急隊員御本人らについてもウイルスが残留しているのではないかといった懸念を抱くはずです。その場合、消防局は救急車も救急隊員の衣服も廃棄してしまうのでしょうか。救急隊員は事後、市民と関わるような業務には一切従事させないのでしょうか。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

新型コロナウイルスの残存期間は、空気中で数時間、固形物の表面では72時間まで、また消毒をすることで感染リスクは低減できるものと認識しています。したがって、救急隊員本人やその衣服、救急車は消毒を徹底することにより安全を確保できることから、仮にそのような不安を抱く市民がいた場合には、廃棄するのではなく、安全に利用できることを理解していただけるよう丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 そもそもあのシャワー室にウイルスが残留しているのではないかなどといった不安を抱く市民など、本当にいるのでしょうか。それとも、そんな市民はいるはずもないのに、濃い使い方をしている、決して無駄遣いではない、市民の理解が得られる、だけど、やむなく廃棄したなどというストーリーを完成させるがためだけにでっち上げたのでしょうか。

そこで市長公室長に確認いたしますが、たった1件でも、たったお一人でも、あのシャワー室にウイルスが残留しているのではないかなどと不安の声を寄せてきた事実はあったのでしょうか。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

そのような御意見や苦情はいただいておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 濃い使い方をしている、決して無駄遣いではない、市民の理解が得られるなどと強弁するだけでなく、実在しない市民があたかも存在するかのようにでっち上げられたものだと受け止めました。やはり市長が替わっても幹部職員の体質は前市政のままなんだと、多くの市民も受け止めるのだと思います。田中市長、ぜひ田中市長の手でこの体質を改めていただきたいと思います。

もう一度、消防局長に伺います。私が調査したところ、救急隊が同ステーションを使用した回数は39回で、このうち救急隊員があのシャワー室を利用したのはたった4回、使用人数は延べ12人であったと伺っておりますが、この理解で間違いはないでしょうか。

○稲葉健二議長 角田消防局長。



○角田誠司消防局長 お答えします。

間違いありません。

以上です。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 これまでも、これからも、あんなシャワー室を使う人はいないというのが率直な市民感覚だと思います。延べ12人が利用したといったところで、多くの方々は、誰一人使わないわけにはいかないからアリバイづくりのためだけに数人が利用したにすぎないと受け止めるものだと確信をしております。百歩譲って、延べ12人の使用に付度やアリバイづくりの意図がなかったからといって、39回中4回しか利用していないわけですから、必要不可欠な設備でないことは明らかです。また、移設に125万円もの費用を要しているわけですから、360万円の市長室の高級シャワールームに加えて、1回10万円の超高級シャワー室という新たな無駄遣いの施設、負の遺産が入院待機ステーションに設置されたのだと受け止めるのが市民感覚なのではないでしょうか。これを丁寧に説明して、理解を示す市民はいないものだと確信をしております。

市長室に設置したことがあれだけ税金の無駄遣いと批判されたのに、村越前市長がただただ自己費用での撤去を逃れんがためだけに125万円もの税金を追加投入して移設した可能性が強く疑われているのに、そして市長は替わっているのに、いまだに税金の無駄遣いだと認めることなく、濃い使い方だの、市民の理解が得られるなどと開き直っている姿勢は許せないとの思いです。

そこで、本日はこの質問を通して、本当に濃い使い方をしているのかどうか、決して無駄遣いではないのか、市民の理解が得られる税金の使い方であるのかどうか、検証いたしました。加えて、あのシャワー室にウイルスが残留しているのではないかという不安を抱く市民など、実在しないということも明らかにしました。

もう一度、市長公室長に伺います。これでも、まだ市長公室長は濃い使い方をしている、決して無駄遣いではない、市民の理解が得られる税金の使い方だったといった御説明を今後も繰り返されるのでしょうか。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

新聞報道への取材対応に対しまして、ウイルスの残留や濃い使い方と表現したことについては誤解を招く表現でございまして、反省すべき点であると感じております。また、市民の理解が得られると考えているとの表現につきましても、先ほどの答弁のとおり、入院待機ステーションで使用したことについて、丁寧に説明すれば理解が得られるものとして答えたものですが、議会での2度にわたる撤去の決議や市民の皆様からの厳しい御意見など、市民の理解が得られているとは言えないものだと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 今さらそんな御答弁をされるのであれば、なぜ最初から千葉日報紙に対してそのような説明ができなかったのでしょうか。田中市長がテレビで御発言されることと理事者がこの議会で答弁すること、幹部職員がマスコミに説明することとの整合性が確保されておらず、我々議員もそうですが、多くの市民はどの発言、どの媒体を信じればよいのか分からなくなりますし、多様な媒体に接すれば接するほど混乱に陥ってしまうことが懸念されます。

田中市政が発足して2年目も半ばを過ぎておりますが、こうした状況を改善できていない。総務部長と市長公室長は自らの責任をどのようにお感じになられているのでしょうか。この点を指摘して、次に進みます。

最後は、市民目線、現場主義について、田中市長が就任以来、これをスローガンに掲げられていることは周知の事実であります。本市職員はこの市民目線、現場主義を的確に理解しているのか。そして、これを実現する

ための行動ができているのか、甚だ疑問です。

そこでまずは、この市民目線、現場主義は、本市職員に対し具体的にどのような行動を求めているのか御説明を求めます。併せて、本市職員はこのスローガンを実践できているのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

市長は就任以来、延べ18回にわたり開催されているタウンミーティングに代表されるとおり、現場に自ら足を運び、自分の目で見て、自分の耳で直接聞き、様々な方との対話を実践し、さらに市議会における御自身の答弁、「広報いちかわ」へのコメントの掲載、部長、次長級の部長会議や朝礼での訓示など、市民、議会、職員など、対象のいかんを問わず、様々な場面において市民目線、現場主義を掲げ、このスローガンを貫かれているものと認識しております。

御質問の本市職員のこのスローガンに対する実践状況につきましては、まず前提として、我々全体の奉仕者としての地方公務員の職務を顧みますと、市民からの信頼を得るためには、常に市民目線、現場主義を意識し、行動することが当然に求められるものであります。しかしながら、市長から見える本市職員の職務に対する姿勢に少なからず市民目線、現場主義が欠けていると感じ取られたからこそ、市長自ら市民目線、現場主義を体現する姿勢を示し、併せて様々な場面において、我々職員に対し指導されているものと認識しております。市長の就任から約1年8か月となりますが、全てとは言わないまでも、本市職員は改めて市民目線、現場主義を意識しながら職務を遂行し、このスローガンに沿った行動を取るよう努めているものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 稲葉議長もお聞きになられたと思うんですが、私は、この市民目線、現場主義は、本市職員に対し、具体的にどのような行動を求めているのかと質問しているにもかかわらず、田中市長は実践されている、貫かれているなどと論点をずらしております。私は、田中市長がどうなさっているかは聞いていません。私が聞いている本市職員に求められる具体的行動については一切言及がありませんでした。

また、本市職員はこのスローガンを実践できているのかと聞いているにもかかわらず、本市職員はこのスローガンに沿った行動を取るよう努めているなどと煙に巻くような答弁で、実践できているのか、実践できていないのか、はっきり答えませんでした。前回は稲葉議長より答弁に関する注意を受けたはずであるにもかかわらず、喉元を過ぎてしまったのか、それとも市議会を、あるいは市議会議員を、あるいは私個人を軽視しているのかよく分かりませんが、聞かれたことに真正面から答えない、極めて不誠実な答弁が繰り返されているものと認識をいたしました。

市議会議員の行政に対する監視機能をないがしろにするような答弁が繰り返されていることにつき、部下の責任は市長の責任であると考えますので、田中市長にもこの点、御認識いただきたいと思えます。

それでは、市民部長に伺います。前定例会において、私はあなたに対し、「ワンストップサービスの総責任者として、市民目線、現場主義を掲げる田中市長の方針を肝に銘じて1階フロアの状況をつぶさに見て回ってきた。他部署任せ、部下任せにすることなく、ワンストップサービスにおける情報セキュリティには万全を期してきたということではよろしかったでしょうか」と伺ったところ、あなたの御答弁は、「日々必ずそれを私自身が行っていたかということには、できていたというふうには申し上げられないところではございますが」などと、極めて分かりにくい御答弁をされました。

そこで私が再度同じ質問を試みたところ、「繰り返しとなりますけれども、市民課長やサービス向上担当参事からの報告を受けて状況の確認はしていたところではございます」などと答弁され、ついぞ私が確認したかった1

階フロアの状況をつぶさに見て回ってきたのかどうか、他部署任せ、部下任せにしていなかったのかどうか、ワンストップサービスにおける情報セキュリティには万全を期してきたのかどうかについては明確にお答えになれませんでした。

かみ合わない答弁に嫌気が差した私は3度目の質問を諦めたことから、こうした御答弁は、あなたにとっては有益なテクニックなのかもしれませんが、聞かれたことを真正面から受け止めて素直に答えない極めて不誠実な答弁を繰り返されてしまうと、市議会議員の行政に対する監視機能は形骸化してしまいます。ここは神聖であるはずの本会議場です。あなたが市政清明を旨とする田中市長の部下であるならば、そのような答弁を3度繰り返すことはさすがにないと信じてもう一度伺います。

本庁舎1階フロアにおけるワンストップサービスでは、非常に配慮を要する情報が取り扱われています。市民目線に照らせば、情報漏えいの心配がないこと、まかり間違っても悪意ある者に重要情報を盗み見されるようなことがない万全のセキュリティ体制に強いニーズがあるはずです。しかしながら、私が去る9月15日の夕刻に、もし仮に私が市民部長であったとしたら、真っ先にこの現場で何を点検すべきだろうかと思案をめぐらせながら実際に1階フロアに足を運び点検をしましたところ、個人情報の漏えいにもつながりかねない業務運営の実態を目の当たりにしました。

そこで、私は直ちにこの事実を情報管理部長にお伝えし確認を求めたところ、同部長は私からの指摘を事実と認め、個人情報の取扱いについて、情報漏えいを防止する観点からは是正が必要な事例であったと御答弁されたことは9月定例会議事録に記載されているとおりです。この事実を踏まえた上で改めて確認させていただきます。

市民部長はワンストップサービスの総責任者として、市民目線、現場主義を掲げる田中市長の方針を肝に銘じて1階フロアの状況を点検し、個人情報保護の観点から業務運営に問題がないとチェックされていたのでしょうか。それとも、報告を受けていただけで、実際は部下任せにしていたのでしょうか。御自身の目で、自らの責任で個人情報保護の観点から業務運営に問題がないかチェックしていたのか、それともしていなかったのか、端的にお答えください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

9月の個人情報漏えいにつながりかねないというような執務機の部分については、御指摘以降は即座に撤去したところでした。それ以降、御指摘内容を真摯に受け止めさせていただいた中で、私自身、現場に足を運び、今できるセキュリティ対策というものは早急な対応を施したところだと認識しております。その上で、議員のおっしゃる悪意あるものという、そういう対応につきましては、いわゆる目線の高い部分、中央階段から執務室がのぞける状況がまだ見てとれるところがございますので、そこについての対策については関係所管と対応を今検討しているところでございます。いずれにいたしましても、私自身、現場でその辺を確認して対応を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 皆さん、お聞きになられています。私が聞いているのは、9月のときにあなたが明確に答えなかったと。私が指摘する以前に、自らの責任でちゃんと現場を点検していたのか、チェックしていたのかどうか、問題がないと胸を張っている状況であったのかどうかを質問しているにもかかわらず、御指摘を受けて以降ということの答弁で、また論点をそらしています。何度言えば、聞かれたことを真正面から受け止めて素直な答弁をするという姿勢に改まるのでしょうか。

ほかの方に聞いてみましょう。財政部長に伺います。あなたの所管事項には税務があると思います。財政部の

各課には税に関する様々な重要情報があるはずです。

そこで、あなたは財政部長として、市民税や法人税、固定資産税等の重要情報につき、各課の業務の状況を点検したことはあるのでしょうか。そして、情報セキュリティーの観点から問題がないと。実際に問題があるかどうかは置いておいて、自分としてチェックをする。そして、ああ、これで問題がないなという確信を持ちながら日々過ごしている。御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 私ども財政部におきましては、議員のおっしゃるように、税部門におきまして、個人情報の中でも特に機密性の高い税情報というのを取り扱っておりますことから、私も直接執務室のほうに出向いて現場の状況を確認し、情報のセキュリティー対策に努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 福祉部長に伺います。あなたの管掌事務には生活保護に関する情報など、極めて慎重に取り扱うべき情報があるはずです。あなたは福祉部長として、こうした重要情報を取り扱っている各業務の状況を点検しているのでしょうか。自らの目で見え自らチェックし、業務に問題がないということに確信を持っているのでしょうか。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 おっしゃるとおり、福祉部においても生活保護の情報と機密な個人情報を取り扱っております。私自身も執務室内を確認して、一部ちょっと課題があるところがありまして、急ぎ対応するところが残っているんですが、日々セキュリティー対策に取り組んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 もう一度、市民部長に伺います。私が9月15日に指摘するより以前、就任を4月にされて9月まで半年あったわけです。市民部長として、ワンストップサービスの総責任者として、1階フロアの状況を点検し、個人情報保護の観点から業務運営に問題がないことをチェックされていたのでしょうか。それとも、報告を受けてただけで実際は部下任せにしていたのでしょうか。御自身の目で、自らの責任で個人情報保護の観点から業務運営に問題がないかチェックしていたのか、それともしていなかったのか、端的にお答えください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

御指摘をいただいて以降、頻度という形では大分増えたと思いますが、御指摘以前であっても、私自身が現場に赴き、確認をしていたというふうには申し上げられると思っています。頻度が御指摘以降増えたということであって、御指摘いただく前も私自身が現場に足を運んで見ていたということについては事実であるというふうに申し上げられると思っております。

以上です。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 4回目、同じ質問して、ようやく自分の目で見えていたという答弁を聞くことができました。ここまで本当にこの議場での限られた貴重な時間、浪費されてしまう。時間が使われたら我々は仕事ができなくなってしまいます。本当にこの点、改善が必要だと思います。

私は、つぶさに見て回ったのかといった表現を用いましたが、1階のワンストップサービスのフロア、執務室内はセキュリティーが確保されているから、そこを別に見る必要はない、受付を見る必要はない、コンビニを見

る必要はない、展示物を見る必要はない、ただの休憩スペース、見る必要がないわけですよね。あのカウンターのところでは重要情報が盗み見される心配がないか、ちらっと見ればすぐ分かったら、私はそう思います。だから、実際に9月15日にちらっと見に行くと、ああ、これは危ういなと、すぐに検出できたわけです。本当に自分の目で、自らの責任で業務運営に問題がないかという意識を持ってチェックしていたのであれば、もっと早く、私から言われるまでもなく検出ができたはずでしょうし、この状況を半年間も放置されることはなく、とっくに改善していたのではないかと思います。また、頻度の問題が多かろうが少なかろうが、本当に自ら、ちゃんとチェックをしていたら。個人情報に問題がないという意識でやっていたのであれば、今、財政部長や福祉部長、実際、この後、問題が起きる起きないとか、実際、まだ改善しないといけないところがあるとか、そういう御答弁はあるにしても、少なくとも自分としてはちゃんとやっているつもりですということを端的に胸を張って答弁できたのではないかと不思議に思ってしまう。

いずれにしても、本会議における答弁で、それも過去における確定事実に対する答弁であるにもかかわらず、その場その場で答弁が変わるようでは、私は理事者の答弁が真実であると受け止めることはできませんし、いつのどの発言を信じればよいのか分かりません。これは大変ゆゆしきことですし、これ以上質問を継続しても、どこに真実があるのか確信を持たず混乱が生じるだけです。稲葉議長におかれましては、理事者に厳重に注意されるようお願いを申し上げまして、また松丸副市長に対して、理事者の議会に臨む姿勢を根本から改めていただけるよう抗議する意味を込めまして、質問を打ち切ります。

○稲葉健二議長 これをもって一般質問を終結いたします。

---

○稲葉健二議長 日程第2議案第53号市川市手数料条例の一部改正について及び日程第3議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第53号及び議案第54号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第53号市川市手数料条例の一部改正については、戸籍法の改正により戸籍電子証明書提供用識別符の発行等の事務を行うこととなるため、当該事務に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約については、受注者である佐藤工業・佐藤総合計画特定建設工事共同企業体との間に工事請負変更契約を締結したので、提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、議案第53号市川市手数料条例の一部改正について及び議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

---

午後1時30分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○稲葉健二議長 この際、議案第53号市川市手数料条例の一部改正について及び議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約についてを日程に追加し、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よってこの際、議案第53号市川市手数料条例の一部改正について及び議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約についてを日程に追加し、一括議題とすることに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 議案第53号市川市手数料条例の一部改正について及び議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約についてを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長 ただいま議題となりました議案第53号市川市手数料条例の一部改正について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戸籍法の改正により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の事務を行うこととなることから、当該事務に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行うためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「戸籍電子証明書提供用識別符号とはどのようなものか」との質疑に対し、「戸籍法の改正により、各行政機関への各種手続に戸籍証明書等の添付が原則不要となり、各行政機関は申請者の戸籍情報をシステムを用いて確認することができるようになった。具体的には、申請者が個人を特定するためのパスワードを提示することで、各行政機関は申請者の戸籍情報を確認できる仕組みとなっている。このパスワードが戸籍電子証明書提供用識別符号である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき環境文教委員長登壇〕

○石原たかゆき環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、既定予算に基づく国府台公園野球場整備工事について、佐藤工業・佐藤総合計画特定建設工事共同企業体との間に工事請負変更契約を締結するためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号市川市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボ

タンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第54号国府台公園野球場整備工事請負変更契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○稲葉健二議長 日程第4 発議第12号国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてから日程第9 発議第17号政府に対し、日本国内におけるオスプレイの飛行禁止を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第12号国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第13号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第14号国にイスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第15号食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第16号認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第17号政府に対し、日本国内におけるオスプレイの飛行禁止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第10委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第11委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。



---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年12月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後1時41分閉議・閉会

紹介議員の取り消し

請願第 5 - 3 号            石崎 ひでゆき

請願第 5 - 4 号            石崎 ひでゆき

令和5年12月5日

市議会議長

稲葉健二様

総務委員長 国松ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                                                                        | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|------|--------|
| 議案第41号 | 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第42号 | 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について                                              | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第43号 | 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について                              | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第45号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された事項                                      | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第52号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項                                      | 可決   | 原案妥当   |

令和5年12月5日

市議会議長

稲葉健二様

健康福祉委員長 西村 敦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第44号 | 市川市国民健康保険税条例の一部改正について                | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第45号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第46号 | 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）          | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第47号 | 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）            | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第48号 | 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）         | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第52号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |

令和5年12月5日

市議会議長

稲葉健二様

環境文教委員長 石原たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号    | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|---------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第45号  | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第50号  | 指定管理者の指定について                         | 可決   | 原案妥当   |
| 請願第5-3号 | 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願   | 採択   | 願意妥当   |
| 請願第5-4号 | 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願      | 採択   | 願意妥当   |

令和5年12月5日

市議会議長

稲葉健二様

建設経済委員長 小山田 なおと

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第45号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第49号 | 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）             | 可決   | 原案妥当   |

令和5年12月18日

市議会議長

稲葉健二様

総務委員長 国松ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|-------------------|------|--------|
| 議案第53号 | 市川市手数料条例の一部改正について | 可決   | 原案妥当   |

令和5年12月18日

市議会議長

稲葉健二様

環境文教委員長 石原たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                     | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|------------------------|------|--------|
| 議案第54号 | 国府台公園野球場整備工事請負変更契約について | 可決   | 原案妥当   |



閉会中継続審査申し出書

(令和5年12月定例会)

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 人事管理について
- 2 男女共同参画について
- 3 総合計画について
- 4 行政改革について
- 5 行政組織について
- 6 広報広聴について
- 7 財政運営について
- 8 契約及び工事検査について
- 9 情報政策について
- 10 ボランティア支援事業について
- 11 消防行政及び危機管理対策について
- 12 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 国際交流について
- 3 スポーツ振興について
- 4 環境保全、公害対策について
- 5 ごみ対策について
- 6 し尿処理対策について
- 7 学校施設及び管理について
- 8 教育振興対策について
- 9 生涯学習について
- 10 保健体育について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長 稲葉健二

市川市議会副議長 つちや正順

市川市議会議員 富家 薫

” 松永鉄兵

令和5年9月市川市議会定例会会議録正誤表

| 正 誤 箇 所          | 正                                               | 誤                                                            |
|------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 本 文 137 ページ 1 行目 | エコバ <sup>ッ</sup> グ                              | エコバ <sup>ク</sup>                                             |
| 〃 147 〃 37 〃     | 補 <sup>償</sup> 額                                | 保 <sup>障</sup> 額                                             |
| 〃 342 〃 29 〃     | い <sup>き</sup> い <sup>き</sup> 百歳体操              | 生 <sup>き</sup> 生 <sup>き</sup> 百歳体操                           |
| 〃 343 〃 2 〃      | い <sup>き</sup> い <sup>き</sup> 百歳体操              | 生 <sup>き</sup> 生 <sup>き</sup> 100歳体操                         |
| 〃 343 〃 20 〃     | い <sup>き</sup> い <sup>き</sup> 百歳体操              | い <sup>き</sup> い <sup>き</sup> 100歳体操                         |
| 〃 391 〃 26 〃     | 議 <sup>場</sup>                                  | 議 <sup>長</sup>                                               |
| 〃 406 〃 12 〃     | よ <sup>っ</sup> てた <sup>く</sup> さ <sup>ん</sup> の | よ <sup>っ</sup> てい <sup>た</sup> く <sup>さ</sup> ん <sup>の</sup> |